

『2006知的財産白書』

特許庁

[目次]

第1編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産政策の推進方向と最近の動向

第1節 知的財産政策の推進方向と成果

- 1 . 概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 . 2005年の主要推進成果・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 . 2006年の政策推進方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第2節 知的財産分野の国際的な動向と対応方案

- 1 . 知的財産の国際動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 . 対応方案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第2章 知的財産の出願・登録、審査・審判処理の現況

第1節 出願

- 1 . 産業財産権の出願動向及び今後の展望・・・・・・・・ 41
- 2 . 権利別・産業部門別出願現況・・・・・・・・ 49
- 3 . 内・外国人別出願現況・・・・・・・・ 52
- 4 . 公共機関及び大学の特許出願現況・・・・・・・・ 57

第2節 PCT及びマドリッド国際出願

- 1 . PCT国際出願動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 . 我が国民のPCT国際出願動向分析・・・・・・・・ 66
- 3 . マドリッド国際商標の出願動向・・・・・・・・ 72
- 4 . PCT及びマドリッド国際出願の活用力量強化・・・・・・・・ 82

第3節 登録

1 . 新規設定登録の現況	84
2 . 産業部門別特許・実用新案の新規登録現況	84
3 . 個人・法人、内・外国人別の新規登録現況	85
4 . 年次登録現況	86
5 . 登録・消滅・存続権利の現況	87
6 . 国際商標(マドリッド)登録の現況	88
7 . 消滅した権利回復制度の導入	89
8 . 登録税(地方税)統合徴収の実施	90

第4節 審査

1 . 総括	92
2 . 特許及び実用新案	93
3 . 商標及びデザイン	97

第5節 審判

1 . 審判請求及び処理現況	100
2 . 特許法院訴提起及び判決現況	108
3 . 大法院上告提起及び宣告現況	109

第2編

世界最高水準の審査・審判サービスの遂行

第1章 組織改編及び評価体制の効率化

第1節 職制の弾力的な運営

1 . 審査チーム制及び審査官等級制の施行	112
2 . 審査人員の増員及び職制の改正	114
3 . 審判人員の増員及び審判効率性の向上	116

第2節	審査評価制度の効果的な運営	
1.	審査評価制度の運営	118
2.	審査評価規定及び指針書の改正	120
3.	審査品質指数の科学的な管理	123
第3節	審査官及び審判官の士気高揚	
1.	優秀審査・審判部署の褒賞	126
2.	優秀審査官の褒賞	127
3.	2005年度公務員の受賞・受勲実績	128
第2章	審査・審判の先進化	
第1節	審査・審判の専門性強化	
1.	特許・実用新案分野	130
2.	商標・デザイン分野	131
3.	審判分野	133
4.	訟務分野	135
5.	国際知的財産研修院の教育訓練現況	137
6.	公務員教育訓練の実績	144
第2節	審査・審判の生産性向上	
1.	先行技術調査の外部用役拡大	148
2.	国際特許分類(IPC)業務のアウトソーシング実施	150
3.	『商標調査分析事業』の推進	151
4.	審査・審判の効率性工場の為の制度改善	152
第3節	審査・審判基準及び指針の整備	
1.	特許・実用至難の審査指針書の全面改正	163
2.	商標及びデザイン分野	164
3.	審判分野	165

第3章 審査制度のグローバルスタンダード化の推進

第1節 国際協約の加入拡大及び関連制度の整備

- 1．特許法条約(PLT)の主要内容及び加入方案……………169
- 2．特許協力条約(PCT)の改革論議及び展望……………171
- 3．商標法条約(TLT)の主要内容及び改正論議に積極対応……………172
- 4．標章の国際登録に関するマドリッド議定書の国内制度整備……………175
- 5．商品・サービス業の分類体系の改編推進……………180

第2節 国際趨勢を反映した知的財産権制度の改善

- 1．特許実体法条約の論議動向及び対応方案……………182
- 2．商標・デザイン審査制度の国際化……………183

第3編

最先端 e-特許庁電子政府サービスの提供

第1章 特許行政情報システムの高度化

第1節 未来型特許行政情報システムの開発推進

- 1．次世代特許ネット(KIPONetII)の構築推進……………187
- 2．知能型検索システムの構築……………192
- 3．オンライン在宅審査システムの構築及び運営……………194
- 4．国家間の特許情報交換・活用システムの構築推進……………196

第2節 特許ネットシステムの安定的・効率的運営

- 1．特許ネットシステムの委託運営……………199
- 2．特許ネットシステムの安定的・効率的運営……………201
- 3．電算装備の増設及び商用S/Wの持続的なアップグレード……………202
- 4．特許ネットシステム使用者の為の支援チーム運営……………203
- 5．特許ネットサービス水準の向上……………206

6 . 統合補完管理体系の構築	207
-----------------	-----

第2章 特許情報提供サービスの強化及び活用促進

第1節 特許技術情報のDB拡大及び品質管理

1 . 検索DBの持続的な拡充	209
2 . 特許文書電子化センターの運営	212
3 . データ管理センターの運営	213
4 . 韓国特許英文抄録の発刊及び普及	215
5 . インターネット広報の発刊	217

第2節 特許技術情報活用の為のインフラ拡大

1 . オンライン特許技術情報サービス(KIPRIS)の強化	220
2 . サイバー国際特許アカデミーの運営	222
3 . 知的財産権創出管理支援の為のR&D特許センターの運営	227

第3節 特許技術動向調査の活性化

1 . 特許技術動向調査の概要	229
2 . 国家R&D特許情報支援事業	231
3 . 国際特許紛争支援事業	234
4 . 特許情報活用教育事業	237

第4節 電子出願制度の定着

1 . 権利別・出願人別電子出願の現況	239
2 . 多様な電子出願使用者支援制度の運営	240

第5節 電子請願サービスの高度化

1 . 24時間電子請願サービスの支援	242
2 . 行政情報照会サービス(私の出願・登録照会)の支援	246
3 . ホームページによる商標出願サービスの支援	248

第4編

国家知的財産競争力の強化

第1章 知的財産政策機能の強化

第1節 知的財産政策機能の強化基盤整備

- 1．推進背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・251
- 2．推進内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・252

第2節 『知的財産権研究センター』の政策支援機能強化

- 1．知的財産権政策研究機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・254
- 2．知的財産権インフラ構築事業の遂行・・・・・・・・・・・・257
- 3．研究力量強化の為に知的財産権研究センターの独立法人化・・・・・・・・259

第2章 知的財産創出基盤の拡充

第1節 中小企業の知的財産権の確保支援

- 1．特許情報総合コンサルティングの提供・・・・・・・・・・・・262
- 2．海外における知的財産権獲得の支援・・・・・・・・・・・・268

第2節 職務発明の活性化誘導

- 1．職務発明制度の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・270
- 2．職務発明活性化の為に法・制度改善の推進・・・・・・・・273
- 3．民間職務発明の活性化誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・297
- 4．国有特許の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・317

第3節 地域の知的財産創出促進

- 1．地域の知的財産創出インフラ構築・・・・・・・・・・・・・・322
- 2．知的財産に対する認識向上及び制度の広報・・・・・・・・331

3 . 地域の知的財産創出支援	333
4 . 地方自治体ブランド・デザインの権利化支援	338
第4節 学生及び女性の発明活動の積極支援	
1 . 学生発明活動に対する支援強化	340
2 . 女性発明活動の促進	350
第5節 発明奨励行事の開催	
1 . 「第40回発明の日」記念式の開催	355
2 . 発明行事開催による知的財産に対する認識向上	356
第3章 知的財産の活用促進	
第1節 特許技術価値評価基盤の構築	
1 . 特許技術価値評価手数料の支援	358
2 . 特許技術評価機関の専門性向上	360
第2節 特許技術取引インフラの改善	
1 . オン/オフライン特許技術取引市場の基盤強化	364
2 . 公共研究機関保有特許技術の民間移転促進	370
第3節 事業化資金支援の拡大及び特許製品マーケティングの支援	
1 . 「特許技術事業化協議会」による事業化支援	373
2 . 特許技術担保貸出支援プログラムの整備	378
3 . 優秀特許製品のマーケティング支援強化	380
第4章 積極的な知的財産分野の国際協力推進	
第1節 主要国との内実ある両者協力の強化	
1 . 国内企業の海外知的財産権獲得の為の便宜増進	385

2 . 東北アジア特許制度統一化の中心的な役割の遂行	387
第2節 知的財産権国際論議で我が国の立場を積極的に開陳	
1 . 知的財産権国際規範形成論議に積極対応	390
2 . WIPO、APEC等との知的財産権協力強化	394
第3節 FTA知的財産権分野の協商	397
第4節 知的財産権分野における南北交流協力を積極推進	402

第5編

知的財産権の保護強化

第1章 知的財産権侵害に対する取り締まり及び広報活動の強化

第1節 偽造商品流通根絶の為の取り締まり活動の強化	
1 . 偽造商品に対する合同取り締まりの実施	406
2 . 偽造商品通報センターの運営	407
第2節 知的財産権保護の為の広報及び教育の強化	
1 . 知的財産権保護認識向上の為の広報	408
2 . 知的財産権侵害取り締まり公務員の教育	409

第2章 海外における自国企業の知的財産権の保護強化

第1節 実効性のある海外知的財産権保護活動の展開	
1 . 海外知的財産権保護の必要性	410
2 . 海外知的財産権侵害の現況	411
3 . 『海外知的財産権保護センター』の運営	413

第2節	企業の国際特許紛争の対応能力向上	
1.	国際特許紛争の発生現況	415
2.	自国企業の特許管理実体及び問題点	416
3.	国際特許紛争の対応能力向上方案	416
第3節	国内外知的財産権動向の収集・伝播	
1.	海外知的財産権動向の収集及び伝播	419
2.	国内知的財産権ニュースの海外伝播	419
第3章	小企業・個人発明家保護の為の支援強化	
第1節	特許法律救助事業の推進	
1.	特許法律救助事業の概要	421
2.	特許法律救助事業運営細則の改正及び運営の強化	421
3.	特許法律救助事業運営広報の強化及び支援実績	422
第2節	公益弁理士特許相談センター運営	
1.	公益弁理士特許相談センター運営の概要	424
2.	公益弁理士特許相談センター運営の細則制定	424
3.	公益弁理士特許相談センター運営広報の強化及び相談実績	424
第3節	産業財産権紛争調停制度運営の内実化	
1.	制度の概要	427
2.	運営実績	428
3.	紛争調停制度の対国民広報の強化	428
4.	紛争調停制度の改善	429
第4章	知的財産権の徹底的な保護	
第1節	営業秘密保護制度の定着推進	

1 . 我が国の営業秘密保護制度の沿革	430
2 . 営業秘密保護制度の広報強化	431
第2節 弁理士試験の合理的運営	
1 . 2005年度弁理士試験の実施	432
2 . 受験生の便宜等の為の制度改善推進	433
3 . 受験環境変化等による対応	435
第3節 半導体配置設計権の保護及び振興	
1 . 推進経緯	437
2 . 「半導体配置設計技術振興事業」の推進現況	437
3 . 半導体配置設計権の設定登録現況	445
4 . 今後の計画	447

第6編

成果及び顧客志向的特許行政革新の実現

第1章 革新目標及び推進体系

第1節 革新目標及び方向	
1 . 組織内・外部の環境分析	451
2 . 革新目標及び推進方向	456
第2節 2005年特許行政の革新活動	
1 . 総括	460
2 . 革新優秀事例創出の要因	463

第2章 特許行政革新の推進戦略

第1節 企業型中央責任運営機関	
------------------------	--

1 . 中央責任運営機関の推進背景	466
2 . 中央責任運営機関の主要内容	468
3 . 中央責任運営機関の期待効果	469
第2節 成果主義の経営	
1 . 戦略集中型組織の実現	471
2 . 成果主義の文化定着	474
3 . 評価及び還流プロセスの強化	477
第3節 6シグマ経営	
1 . 6シグマの特許公共サービス部門への導入	479
2 . 6シグマの拡散及びインフラ構築	481
3 . 6シグマの生活化	483
第4節 知識経営	
1 . 業務中心の知識管理基盤造成	485
2 . 知識管理活動の強化	488
3 . 知識の対外共有・拡散による特許行政革新の加速化	489
第5節 顧客満足経営	
1 . 請願制度の改善及び管理の体系化	492
2 . 請願サービスの常時モニタリング及び処理結果の評価強化	493
3 . 請願者の需要に応じた特許行政サービスの提供	495
第3章 革新力量及び革新広報	
第1節 学習及び教育	
1 . 革新力量の強化及び核心人材の養成	498
2 . 持続的な学習文化の定着	499
3 . 知的財産の専門性向上	500

第2節 核心広報

- 1．外部顧客に対する特許行政核心の共感型広報……………503
- 2．内部顧客と革新活動を共有する広報……………503
- 3．革新成果の他部署への伝播・拡散志向の広報……………504

〔 表目次 〕

<表 - 2 - 1>	最近 5 年間の権利別出願現況	41
<表 - 2 - 2>	内・外国人別出願現況	43
<表 - 2 - 3>	法人・個人別出願現況	45
<表 - 2 - 4>	女性及び学生の出願現況	46
<表 - 2 - 5>	代理人有無別出願件数	46
<表 - 2 - 6>	主要国の最近 5 年間の特許出願現況	47
<表 - 2 - 7>	最近 5 年間に於ける我が国の主要国に対する特許出願現況	48
<表 - 2 - 8>	産業部門別特許・実用新案登録の出願現況	50
<表 - 2 - 9>	産業部門別デザイン登録の出願現況	51
<表 - 2 - 10>	NICE分類別商標登録の出願現況	52
<表 - 2 - 11>	内国民の地域別出願現況	53
<表 - 2 - 12>	国内10大多出願企業の出願現況	54
<表 - 2 - 13>	外国(法)人の国籍別出願現況	56
<表 - 2 - 14>	外国人10大多出願企業別出願現況	57
<表 - 2 - 15>	公共機関の特許出願現況	58
<表 - 2 - 16>	公共機関の多出願順位	58
<表 - 2 - 17>	大学の特許出願現況	59
<表 - 2 - 18>	大学の多出願順位	60
<表 - 2 - 19>	国際調査機関及び国際予備審査機関の指定現況	62
<表 - 2 - 20>	外国人のPCTによる国内特許出願の現況	64
<表 - 2 - 21>	国内10大PCT多出願企業(法人)の現況	66
<表 - 2 - 22>	個人出願対法人出願の現況	67
<表 - 2 - 23>	技術分野別出願現況	68
<表 - 2 - 24>	国内言語別PCT国際出願の現況	69
<表 - 2 - 25>	権利別審査処理の現況	92
<表 - 2 - 26>	特許出願 1 次審査処理の現況	94
<表 - 2 - 27>	特許出願審査最終処理の現況	94
<表 - 2 - 28>	旧実用新案出願 1 次審査処理の現況	95

<表 - 2 - 29>旧実用新案出願審査終結処理の現況	95
<表 - 2 - 30>実用新案先登録出願審査の現況	96
<表 - 2 - 31>PCT国際調査及び予備審査の件数	97
<表 - 2 - 32>商標登録出願1次審査処理の現況	98
<表 - 2 - 33>商標出願登録審査終結処理の現況	98
<表 - 2 - 34>デザイン登録出願1次審査処理の現況	99
<表 - 2 - 35>デザイン登録出願審査終結処理の現況	99
<表 - 2 - 36>審判請求及び処理件数の現況	100
<表 - 2 - 37>R&D投資と出願・審査・審判請求の現況	102
<表 - 2 - 38>研究主体別R&D投資と審判請求の現況	103
<表 - 2 - 39>審判請求人別審判請求の現況	104
<表 - 2 - 40>内国民・外国人間権利別審判請求の現況	105
<表 - 2 - 41>国内企業・外国企業間審判請求の現況	107
<表 - 2 - 42>中小企業・大企業間審判請求の現況	108
<表 - 2 - 43>年度別審判処理期間の現況	108
<表 - 2 - 44>特許法院訟提起及び判決現況	109
<表 - 2 - 45>大法院上告提起及び宣告現況	110
<表II - 1 - 1>審査官等級の現況	113
<表II - 1 - 2>主要国審査評価制度の運用現況	118
<表II - 1 - 3>特許・実用新案の審査誤謬率	120
<表II - 1 - 4>審査変数別増減比率	125
<表II - 1 - 5>2005年度優秀審査・審判部署の褒賞実績	127
<表II - 1 - 6>2005年度優秀審査官の褒賞実績	128
<表II - 1 - 7>2005年度公務員受賞・受勲実績	129
<表II - 2 - 1>拒絶査定不服審判事件に対する訟務遂行の現況	136
<表II - 2 - 2>公務員課程教育訓練の現況	139
<表II - 2 - 3>民間人課程教育訓練の現況	140
<表II - 2 - 4>学生発明振興課程教育訓練の現況	142
<表II - 2 - 5>外国人課程教育訓練の現況	143
<表II - 2 - 6>2005年度国内教育の現況	145

<表II - 2 - 7>2005年度長・短期国外訓練の現況	147
<表II - 2 - 8>年度別先行技術調査の外部用役事業の推進現況	149
<表II - 2 - 9>日本の年度別先行技術調査の外部用役事業の推進現況	150
<表II - 2 - 10>『商標調査分析事業』の推進現況	152
<表II - 3 - 1>マドリッド国際出願の推移	177
<表II - 3 - 2>マドリッド国際出願の外国指定推移	177
<表 - 1 - 1>2003年推進完了された主要改善事項	188
<表 - 1 - 2>2004年推進完了された主要改善事項	189
<表 - 1 - 3>2005年推進完了された主要改善事項	190
<表 - 1 - 4>年度別投入人力及び契約現況	201
<表 - 1 - 5> 05年電算装備増設及び商用S/Wアップグレードの現況	203
<表 - 1 - 6>年度別業務支援の現況	205
<表 - 2 - 1>特許・実用新案検索DBの構築現況	210
<表 - 2 - 2>デザイン検索DBの構築現況	211
<表 - 2 - 3>商標検索DBの構築現況	212
<表 - 2 - 4>特許文書電子化センターの書面書類の電子化実績	213
<表 - 2 - 5>2005年度データ管理センターの処理現況	215
<表 - 2 - 6>韓国特許英文抄録作成の現況	216
<表 - 2 - 7>韓国特許英文抄録の国内外への配布現況	217
<表 - 2 - 8>2005年度広報発刊件数	218
<表 - 2 - 9>インターネットメーリングサービス加入者及びメール発送件数	219
<表 - 2 - 10>年度別KIPRIS(特許技術情報サービス)提供情報の現況	221
<表 - 2 - 11>年度別KIPRIS(特許技術情報サービス)使用者の現況	222
<表 - 2 - 12>2005年度国家研究開発事業の特許分析支援の現況	233
<表 - 2 - 13> 05年特許マップ作成課題の現況	236
<表 - 2 - 14>年度別電子出願率	240
<表 - 2 - 15>2005年権利別電子出願の現況	240
<表 - 2 - 16>2005年提出人別電子出願率の現況	240
<表 - 2 - 17>2003年推進完了された主要改善事項	243
<表 - 2 - 18>2004年推進完了された主要改善事項	244

<表 - 2 - 19>	24時間電子請願サービス対象	245
<表 - 2 - 20>	24時間電子請願サービス段階別開通時期	245
<表 - 2 - 21>	私の出願・登録照会 サービスの利用現況	247
<表 - 1 - 1>	知的財産権研究活性化事業による年度別研究課題数	255
<表 - 1 - 2>	最近3年間の「知的財産権研究活性化事業」による研究報告書 目録	256
<表 - 1 - 3>	知的財産権研究フォーラム開催実績	259
<表 - 2 - 1>	年度別診断実績	262
<表 - 2 - 2>	最近3年間の支援実績	269
<表 - 2 - 3>	最近の我が国の職務発明の推移	271
<表 - 2 - 4>	研究主体別に使用した研究開発費の推移	271
<表 - 2 - 5>	主要先進国の職務発明制度の比較	273
<表 - 2 - 6>	職務発明法制の改正前後の比較	278
<表 - 2 - 7>	新設された職務発明手続き規定による権利関係	287
<表 - 2 - 8>	日本特許法第35条第4項及び第5項の新・旧条約の対比表	295
<表 - 2 - 9>	出願人別出願件数及び占有率(90～04)	298
<表 - 2 - 10>	研究開発費の現況	300
<表 - 2 - 11>	主要大学の特許出願件数の推移	301
<表 - 2 - 12>	細部基準による職務発明報奨制度の実施現況要約	303
<表 - 2 - 13>	職務発明報奨制度の実施理由	305
<表 - 2 - 14>	職務発明報奨制度実施による効果	306
<表 - 2 - 15>	職務発明報奨制度未実施の理由	306
<表 - 2 - 16>	職務発明報奨の類型別平均支給金額	307
<表 - 2 - 17>	職務発明コンテストの開催実績	312
<表 - 2 - 18>	職務発明コンテストの受賞現況	312
<表 - 2 - 19>	職務発明コンテストの受賞者名簿	313
<表 - 2 - 20>	2005職務発明コンテストの本選事例発表内容の要約	314
<表 - 2 - 21>	職務発明巡回説明会の開催機関	316
<表 - 2 - 22>	年度別国有特許の保有現況	318
<表 - 2 - 23>	年度別国有特許の実施現況	320

<表	- 2 - 24>国有特許の登録・処分報奨金の支給現況	321
<表	- 2 - 25>地域巡回説明会の回数及び参加人員	339
<表	- 2 - 26>年度別設置現況	340
<表	- 2 - 27>市・道別設置現況	340
<表	- 2 - 28>学校級別設置現況	341
<表	- 2 - 29>年度別発明教室の教育人員	341
<表	- 2 - 30>全国発明教室の設置現況	341
<表	- 2 - 31> 05年発明研究示範学校の運営現況	343
<表	- 2 - 32>全国教員発明教育研究大会の開催現況	346
<表	- 2 - 33>大韓民国学生発明展示会の開催現況	348
<表	- 2 - 34>OECD主要国別女性の経済活動参加率	351
<表	- 2 - 35>女性による産業財産権出願の現況	351
<表	- 3 - 1>最近8年間の発明評価手数料の支援実績	360
<表	- 3 - 2>発明評価機関の指定現況	361
<表	- 3 - 3>インターネット特許技術広場DBの構築現況	365
<表	- 3 - 4>権利別技術移転実績	368
<表	- 3 - 5>類型別技術移転実績	369
<表	- 3 - 6>特許技術広場の開催実績	369
<表	- 3 - 7>融資条件	371
<表	- 3 - 8>2005年特許事業化資金及び支援条件	374
<表	- 3 - 9>特許技術事業化協議会による支援実績	377
<表	- 3 - 10>特許担保貸出支援プログラムの種類	380
<表	- 3 - 11>大韓民国特許技術大展出品現況及び観覧人員	382
<表	- 3 - 12>100大優秀特許製品の選定現況	383
<表	- 3 - 13>特許製品の電子商取引システムの運営実績	384
<表	- 1 - 1>偽造商品の取り締まり及び措置の内訳	406
<表	- 1 - 2>主要品目別取り締まり実績	407
<表	- 1 - 3>偽造商品取り締まり公務員の教育実績	409
<表	- 2 - 1>年度別・地域別被・侵害の現況(2000～2005)	411
<表	- 2 - 2>権利別被・侵害の現況(2000～2005)	412

<表	- 2 - 3 >侵害類型(2005)・	412
<表	- 2 - 4 >侵害の発生原因(2005)・	413
<表	- 3 - 1 >年度別事業推進実績・	422
<表	- 3 - 2 >2005年度公益弁理士特許相談センターの相談現況・	425
<表	- 3 - 3 >産業財産権紛争調停の現況・	428
<表	- 4 - 1 >弁理士試験の施行現況・	432
<表	- 4 - 2 >半導体配置設計技術振興事業の推進実績・	439
<表	- 4 - 3 >海外設計財産の標準及び取引所の現況・	442
<表	- 4 - 4 >研究分野及び研究機関の現況・	445
<表	- 4 - 5 >内・外国人別設定登録の現況・	446
<表	- 4 - 6 >機能別設定登録の現況・	446
<表	- 4 - 7 >機関別設定登録の現況・	447
<表	- 4 - 8 >年度別・分野別事業推進目標及び内容・	448
<表	- 2 - 1 >特許庁6シグマの専門家養成計画・	481
<表	- 2 - 2 >特許庁6シグマプロジェクトの遂行計画・	481
<表	- 2 - 3 >知識管理指針の制・改正の推進経過・	486

〔 図目次 〕

<図 - 1 - 1>	2005年度特許政策の推進体系	25
<図 - 2 - 1>	最近 5 年間の出願推移	43
<図 - 2 - 2>	主要国の最近 5 年間の特許出願推移	47
<図 - 2 - 3>	韓国のPCT国際出願の現況	62
<図 - 2 - 4>	世界PCT国際出願の現況	65
<図 - 2 - 5>	各国別PCT出願順位	65
<図 - 2 - 6>	世界言語別PCT国際出願の現況	70
<図 - 1 - 1>	在宅勤務システムの構成概念図	196
<図 - 1 - 2>	年度別使用者満足度の調査結果	207
<図 - 2 - 1>	研究開発と特許情報活用の善循環サイクル	230
<図 - 2 - 1>	特許情報総合コンサルティング事業の推進体系図	263
<図 - 2 - 2>	大田地域の特許情報コンサルティング実績分析	266
<図 - 2 - 3>	大田地域の特許事業化コンサルティング実績分析	267
<図 - 2 - 4>	京畿地域の特許情報コンサルティング実績分析	267
<図 - 2 - 5>	京畿地域の特許事業化コンサルティング実績分析	268
<図 - 2 - 6>	企業規模別研究開発投資の比重	398
<図 - 2 - 7>	研究主体別・学位別研究員の分布	300
<図 - 2 - 8>	職務発明報奨の種類	305
<図 - 2 - 9>	職務発明報奨金額の適正性	307
<図 - 2 - 10>	職務発明報奨金額の査定方式	308
<図 - 2 - 11>	非金銭的報奨制度の実施形態	309
<図 - 2 - 12>	職務発明報奨制度の認知度	310
<図 - 2 - 13>	職務発明報奨制度の必要性	310
<図 - 4 - 1>	保護・流通D/Bシステムモデル	444
<図 - 4 - 2>	世界半導体IP市場の展望、2006～2009	449
<図 - 2 - 1>	特許庁の戦略体系図	472
<図 - 2 - 2>	特許庁のBSCシステムの構成図	472
<図 - 2 - 3>	組織文化の変化	477

<図 - 2 - 4>年度別知識登録及び照会現況	489
<図 - 2 - 5>特許行政の国民参加型請願制度の改善プロセス	492
<図 - 2 - 6>2005年度特許顧客満足度の推移	494
<図 - 2 - 7>2005年度電話対応モニタリング結果	495

第 1 編 知的財産政策の概観

第 1 章 知的財産政策の推進方向と最近の動向

第 2 章 知的財産の出願・登録、審査・審判処理の現況

第1章 知的財産権政策の推進方向と最近の動向

第1節 知的財産政策の推進方向と成果

経営革新広報本部財政企画チーム書記官 イ・ジュヨル

1. 概観

最近、情報通信の発達により経済環境の変化はその内容とスピードにおいて前例がない程全面的で且つ素早く進行されている。その為、個人の生活様式・価値体系から政治・経済・産業分野等、社会構造全般に渡り、非常に広範囲に変化している。土地、資本等の有形資産よりは、知識、技術、ブランド等の無形資産が、個人と企業はもちろん国家の競争力を決定する核心要素に浮上している。これにより、90年代から先進国は国家知識革新体制構築の為の努力を競って展開している。

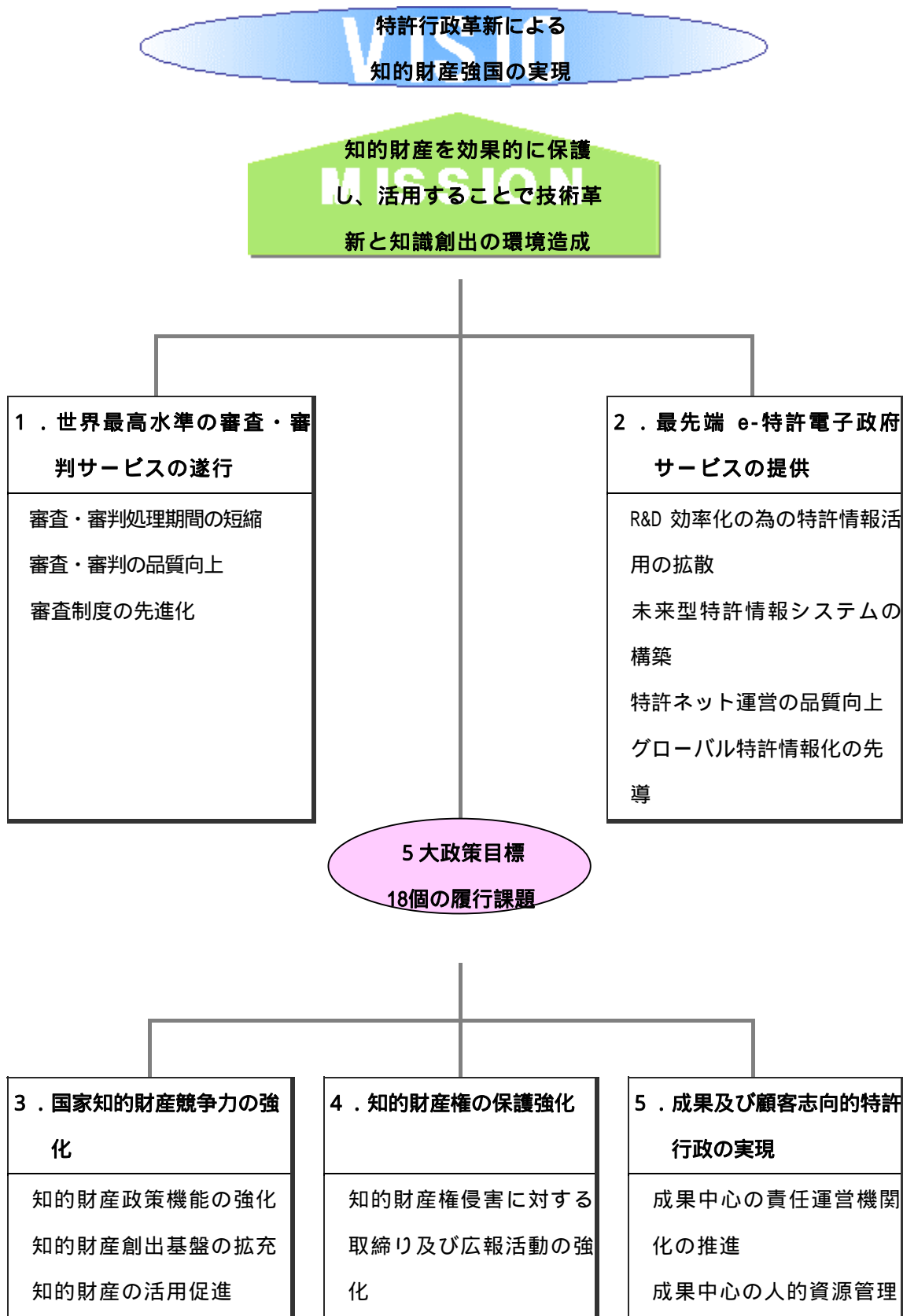
このような努力の一環として、米国は国家R&D成果活用システム及び知的財産権保護システムを強化しており、通商政策を知的財産政策と連携させて通商圧力を強めてきている。また、日本は長期的な不景気の突破口を見つけるべく、「知的財産立国」を国の目標に掲げ、国家システムから知識基盤システムに転換した。フィンランドは90年以降過去の単純な技術重視概念から脱皮し、産・学・研の連携を強化すると共に、国家R&D投資の拡大等、国家革新システム構築の為の努力を多角的に展開している。

韓国も90年代以降、人口構造の高齢化、設備投資増加率の減少等により、既存の要素投入による成長戦略が限界に直面した。これにより、“国家知的財産の競争力強化による潜在成長率達成”戦略推進の必要性が出てくるようになった。韓国の2005年度全体産業財産権出願は354,030件であり、この数値は前年に比べ8.1%増加した数値である。また、2000年以降世界第4位の産業財産権出願刻としての地位を維持している。

このように、主要国が国家競争力を高める為の革新的な手段として知的財産分野の

政策を強化している。これからは韓国も先進国が作っておいた技術を模倣したり、改良したりする追撃型の技術戦略では、激しい競争の世界で生き延びることが難しくなってきた。日々熾烈になっていく国際競争環境の中では、新技術経営による革新主導型経済体制という新しいパラダイムが必要である。核心源泉技術の開発と保護、事業化という知的財産の善循環体系が確保されるべきであり、これがいわゆる特許経営である。特許情報を分析し、R&Dの力量を結集することで新技術を開拓していく特許経営は、核心源泉技術という差別化された価値創造によって新しい市場を切り開いていくべきである。このような時代的な潮流を反映するかのようにより主要国は知的財産による国家競争力の確保に総力を注いでいる。

<図 - 1 - 1>2005年度特許政策の推進体系



積極的な知的財産分野の 国際協力推進	海外における自国企業の 知的財産権保護強化 小企業・個人発明家の保 護の為の支援強化	学習及び知識共有の活性 化 顧客の要求に対する対応 性の向上
-----------------------	---	---

2 . 2005年の主要推進成果

2005年は経済成長率の停滞、国内景気の低迷に加え、不動産価格の暴騰等の厳しい経済与件の下でも国民所得2万ドルの時代を迎えた。また、世界最高の知的財産強国として跳躍すべく様々な知的財産政策を推進し、目を見張る程の成果を挙げた年でもある。特に、革新主導型経済を志向する国政の方向に合わせ、知的財産の創出 権利化 活用の全過程に渡り、特許庁の役割が重要視された。したがって、2005年は特許庁が国家の産業及び技術政策で占める比率が大きかった年と言える。

世界最高水準の審査・審判サービスの遂行、最先端e-特許庁電子政府サービスの提供、国家知的財産競争力の強化、知的財産権の保護強化、成果及び顧客志向の特許行政の実現等、5つの大課題と18個の細部実践課題を問題なく推進したことにより、知的財産を効率的に保護し、活用を促進すると共に、知識創出環境を造成するという2005年特許行政の目標達成に全職員が渾身の力を尽くし、内外的に高い評価を受けた。

まず、審査審判処理期間の短縮の為、持続的に努力した結果、発明振興 知的財産権の効果的保護 早期事業化への促進等の課程で、良い循環をなす基盤を整備し、国内産業の技術革新と産業高度化を支えた。また、審査審判人力の増員、審査部署行政補助人力の先行技術調査業務配置、先行技術調査のアウトソーシング、審査効率向上の為の知能型検索システムの構築、審判事務処理システムの改善等世界で最も早い審査サービスを提供できる基盤を整備したという点でも大きな意義がある一年であった。

特許・実用新案・デザイン・商標等の産業財産権の全ての分野において審査・審判期間を短縮する為、持続的に努力した結果、特許審査は2004年と比べ、3.6ヶ月も短

縮された17.6ヶ月になり、特許審判は2.6ヶ月短縮され、9.6ヶ月になった。また、審査誤謬率の減少、無効審判引用率の減少等の努力により、審査品質も高まり、審査品質指数は2004年より3.2ポイント上昇した125.3を記録した。また、2006年末までに特許審査処理期間を10ヶ月に、特許審判処理期間を6ヶ月にすることを目標に、世界で最も早い審査・審判水準に到達する為に審査人力248名、審判官8名の人力増員を行った。更に、2006年には審判官30名を追加増員することを関係部署と合意したことも注目すべき成果である。

1999年12月、世界で9番目に先進特許庁の象徴とされる特許協力条約（PCT）、国際調査機関（ISA）、国際予備審査機関（IPEA）に指定されて以来、着実な業務遂行の成功が国際的に評価された。その結果、米国は2005年9月に韓国特許庁をEP0に次ぐ2番目の国際特許出願国際調査・予備審査機関として指定した。また、2005年10月には特許協力条約によって国際調査機関（12ヶ国の特許庁）が国際特許審査時に韓国の特許文献を参照することを義務付けるようになり、韓国特許庁の審査力量は国際的に認められるようになった。

次に、1999年に電子出願システムを開始して以来、R&D効率化の為の特許情報活用の拡散、24時間Non-Stop電子請願サービス体制の開始、産業財産権に対する出願、審査、登録、審判等の全過程に渡る顧客志向型サービスの提供、オンライン在宅勤務環境の実現等、国内外の環境変化に柔軟に対応する高品質特許ネットサービスを構築し、2005年にようやく24時間365日電子請願サービス体制を完成した。これにより、名実共に最先端のe-特許庁電子政府サービスを実現し、知能型検索サービスシステムの持続的な改善により、審査の効率性を画期的に改善した。韓国電算院の調査結果によると、特許行政情報化システム（KIPONet）の運営による電子出願の手数料減免、インターネット広報発刊等で、2005年の1年間だけでも計4,156億ウォンの請願費用及び行政費用が削減できたと評価された。

更に、2004年11月に国家R&D事業の企画段階における特許動向調査、課題選定段階における専攻技術調査等、国家研究開発事業の効率化の為の特許情報活用拡散計画を樹立し、第16次国家科学技術委員会に報告した。国家研究開発時に特許情報を活用す

る示範事業の実施を議決したことによって始まった特許情報活用による国家R&D投資の効率性向上事業は2005年1月関係部署との協議を経て産業資源部の33個の研究企画特許動向調査、保健福祉部の100個の天然物新薬専攻技術調査等、5つの関係部署の38個の特許動向調査事業課題、500個の専攻技術調査遂行課題が実施された。その調査結果は関係部署に提供され、2005年1月には特許審査官33名で構成された「国家R&D特許支援団」が構成され、その運営を始めた。

また、民間企業、研究所に対する特許情報提供サービスを強化する為にインターネットを利用し、無料で提供する特許情報（KIPRIS）を拡大した。これにより、無料特許情報の提供件数は2004年の3千万件から、2005年には予想を遥かに超える4千9百万件に増加した。業界、研究所の技術革新を支援する為に携帯インターネット、U-バンキング技術等、10個の先端技術分野に対する特許マップを作成し、中小企業等に普及した。韓国電子通信研究院（ETRI）等の5つの研究機関ホームページで特許情報検索が可能になるよう、特許庁知識管理システムと連携を行った。2006年にはこの連携を10個の研究機関に拡大する計画である。

この他にも3千2百万件に上る全世界の特許情報をオンラインで提供すると共に、サイバー国際アカデミーのオンライン特許情報教育を活性化し、特許情報活用階層の底辺を拡大することで民間研究開発の基盤造成を拡充した。一方、WIPO、APECと協力し、国際特許出願行政情報システム（PCT-ROAD）の普及、電子文書の交換拡大、情報化コンサルティング等を実施したことにより、情報化分野の国際標準を主導し、30ヶ国がこれをベンチマーキングするに至った。

また、知的財産創出及び事業家基盤の拡充による知識強国の足掛かりを整備する為に多角的な努力を行った。まず、国家知的財産政策を主導する為2005年3月特許庁に、学界、産業界、法曹界等の外部専門家20名余りで構成された「知的財産政策協議会」を設置した。さらに、発明振興、技術革新支援等の知的財産政策を総括・調整する「産業財産政策課」を新設し、知的財産政策機能をより一層強化した。

知的財産創出基盤拡充の為の事業として2005年3月から中小企業等の為の特許情報

に対するコンサルティングを大田、京畿等の2ヶ所で示範的に実施し、特許情報コンサルティング370件、特許事業化コンサルティング208件の運営実績を記録した。2006年には大田、京畿を含め、仁川、大邱、釜山、忠北、忠南、慶南の8つの地域に事業を拡大する予定である。また、地域知的財産情報の拠点である「地域知的財産センター」では特許技術情報の提供、特許手続きの相談の他に、特許事業化コンサルティング及び地域特化産業に対する特許情報調査分析サービスが提供できるよう、知的財産権総合サービス機関として改編した。

学生発明教育の拠点である発明教室を拡大設置（04年、142ヶ所 05年、157ヶ所）し、未来の発明家を育成した。2005年12月に大田の国際知的財産研修院で「発明教育センター」を開館したことにより、学生及び教師中心の多様で楽しい発明体験教育プログラムの提供が可能になった。学生発明教育以外にも女性知的財産権巡回説明会の開催、女性発明教育課程を運営し、女性による優秀発明事例の発表会、女性発明コンテストの開催等、創意的な女性発明人材の発掘及び育成に努めた。また、職務発明に対する合理的な法制を整備する為に、職務発明報奨の実態調査をもとに業種別「職務発明報奨規定標準案」、主要国及び企業の模範事例及び主要判例等を作成・配布し、使用者・従業員全員に有益な方向に報奨基準が整備されるよう、職務発明の活性化を誘導した。また、大学研究機関の支援及び専担組織の構成等により、発明の重要性に対する認識を拡散したことで技術革新を誘導した。

特許技術の事業化による経済的付加価値を創出できるようにする特許技術事業化支援を拡大（04年、1,831億ウォン 05年、2,342億ウォン）し、韓国産業銀行の特許担保貸出制度を整備したことにより、中小・ベンチャー企業の優秀特許技術に対する事業化基盤を拡充した。また、公共機関優先購買推薦制度、特許製品サイバーショッピングモールの活性化により、優秀特許製品に対するマーケティング支援を強化した。

更に、国内における知的財産権保護及び知的財産権分野の国際協力を強化することで、知的財産権関連国際協商においての韓国の地位を高める契機を作った。米国、カナダ等とのFTA知的財産権協商に積極的に対応する一方で、海外における自国企業の

知的財産権保護強化の為に、KOTRA等の国内外関連機関、海外進出企業との有機的な協力による海外進出企業対象説明会の開催、海外知的財産権保護ガイドブックの製作・配布等、海外における知的財産権侵害に対する事前予防活動を強化、訴訟費用を支援し、実質的な被害救済が行われるように努めた。

一方、2005年11月韓・日特許庁長会談では、両国全てに特許出願を行った場合に優先的に審査し、早急に特許を附与するとした韓・日特許審査ハイウェイを導入することで合意した。また、WIPOは特許協力条約（PCT）による国際調査機関が韓国の特許文献を参照することを義務付けた。ニュージーランド、米国のPCT国際出願に対する国際調査及び国際予備審査機関としての指定、主要国との審査結果の相互活用等、韓国の特許審査システムの国際的活用基盤を大幅に拡大した。

最後に、2006年5月に予定されている中央行政機関のうち、最初の企業型中央責任運営機関としての転換を前にし、成果に対する厳しい評価と責任を負わせる革新インフラ構築に邁進し、企業型政府組織運営の為に制度的基盤を整備した。また、成果主義経営、知識経営、顧客満足経営、6シグマ経営の4大革新戦略を更に発展させることに全職員が力を合わせて努力した結果、政府の2005年革新評価において、革新評価部門では最優秀部署（大統領賞受賞）、知識管理部門でも最優秀部署、勤務方法の革新部門で第2位に選定されるという栄光を受けた。

ところが、不十分な点もあった。

まず、審査・審判の処理期間は短縮できたが、未だに審査処理に長い時間が所要され、機会費用の損失による相当な社会的費用の損失をもたらしていると言える。

次に、政府・大学・公共研究機関の知的財産創出力量の強化が至急に行われるべき課題であるという点である。これらの公共部門が国家R&D費用及び博士号取得者を占める割合に比べ、知的財産創出が少なく、大学、公共研究機関の特許出願占有率の画期的な向上の為に必要の対策が必要な実情である。

更に、政府内に知的財産総合対策機構の設置等、国家水準の知的財産創出及び活用に優先順位をおく方向に各種制度の改善を推進する必要性は大きくなったが、未だに知的財産政策が国家革新政策手段としては認識されていないのが実情である。

最後に、国内産業財産権法制は既に先進国水準に整備されているにもかかわらず、他人の知的財産の侵害行為を犯罪視できないという間違った社会的認識により、偽造商品の取締りに限界があった。また、海外における自国企業保有の知的財産権に対する侵害事例が多かったが、中国に特許官派遣推進等が行われず、これに対する効果的な対応が取れていなかった。

3 . 2006 年の政策推進方向

2006年には2005年の政策推進実績と不備な点をもとに国家革新体系（NIS）内で特許情報を活用、知的財産を創出 保護 事業化する善循環体系を確立し、世界最高水準の「知的財産強国」としての地位を確保することで、政府の革新主導型産業発展戦略を先導していく予定である。更に、昇進インセンティブを報酬インセンティブに転換し、成果主義と弾力的な組織運営により、世界最高水準の特許行政競争力を確保していくべきである。

まず、経済が革新主導型経済に移行していくにつれ、知的財産の迅速な権利化と紛争解決が競争力のキーを握ることになる為、審査・審判処理期間を世界で最も早いドイツと同じレベルに画期的に短縮し、審査品質を先進国水準に向上させる為の対策を持続的に推進すべきである。

2006年末まで世界で最も早い審査・審判（特許審査10ヶ月、特許審判6ヶ月）処理を目標に審査人力の早期充員、6シグマによる制度・プロセスの革新及び在宅審査の拡大実施による業務の効率性向上、専攻技術調査等の審査のアウトソーシングを持続的に推進すべきである。また、検索システムの高度化等、審査・審判インフラを拡充し、2006年末までに、特許審査処理期間10ヶ月、審判期間6ヶ月（特許・実用新案査

定係は9ヶ月)の達成を目標に邁進すべきである。このような審査処理期間短縮の努力と平行して審査ノート制の拡大実施及び審査履歴管理カード制の導入、審査チーム制の活性化と審査評価システムの強化等を推進し、審査品質向上にもより一層努力し、審査品質に関する憂慮を解消すべきである。

次に、特許庁が持っている最先端知的財産政策能力を最大化し、地域、階層を網羅した全ての社会領域における発明・技術革新活動を刺激し、産・学・研・官の緊密なネットワークの構築と共存を誘導することにより、相乗効果を創出すべきである。また、知的財産の創出・保護・活用の国家知識善循環サイクルが全ての国家体制において円滑に作動するシステムとして定着すべきである。国家知的財産の競争力を高めることで、国家成長の潜在力を培養し、先進経済を実現することによって国民福祉の向上という究極的な目標達成に貢献すべきである。

この為には2005年から始まった国家R&D事業の特許動向調査及び専攻技術調査に対する示範事業を成功裏に遂行し、国際的に特許を取ることが可能な核心源泉技術の研究開発が促進されるように、国家R&D事業の研究企画、課題選定、成果評価等、全ての過程において特許情報の活用を促進することで国家技術の革新力量を高めるべきである。また、BT・NT等、新技術分野に対する特許技術の情報提供の拡大により、次世代新成長動力の発掘を支援すべきである。これと平行して質の高い審査・審判により、新技術に対する迅速でかつ安定した権利を附与し、その保護を強化してこそ善循環となり、その相乗効果が最大化され则认为られる。

また、特許庁の特許情報システムを高付加価値の総合情報提供システムにアップグレードし、個別国家または特定企業水準における技術競争力と相対的な技術の長・短所の分析により、研究開発及びマーケティング戦略の樹立を支援すべきである。更に、国家全体の特許成果の最大化の為には多くの研究人力を保有した大学及び公共研究機関の特許管理力量を至急に強化する必要性が高い。その為、知的財産件総合サービスの構築等の対策を整備し、施行していくべきである。このような一連の過程で政府レベルの方案が整備できるよう、産業資源部、中小企業庁等の事業化部署との緊密な協力も必要である。

また、世界最高水準の特許情報システムが国際標準になるように世界知的所有権機関（WIPO）と共同事業を持続的に推進している米国、日本、ヨーロッパの特許庁と緊密に協調し、世界知的財産権体制が韓国を含む4極体制に発展できるよう、国際的な努力もより必要になってくると考えられる。

悠々と流れる川のように、発明が絶えることなく創出される為には何よりも特許技術の創出基盤が造成されるべきである。この為には学生発明教育の活性化、発明教育センター等の発明インフラの構築、創造的な女性発明家の育成、民間企業及び大学公共研究機関の知的財産人力の育成等、社会全般の知的財産権創出能力向上の為の知的財産権人力の養成政策が樹立され、執行されるべきである。また、地域知識センター間の競争体制の導入及び地域の実情に合った事業の発掘により、地域センター別の差別化を誘導する等、その運営を革新する必要がある。

韓国の製品の優秀性とブランド認知度の上昇に伴い、最近海外では韓国の企業保有の知的財産件に対する侵害が増えつつある。また、外国との特許紛争も起きてくるようになり、知的財産分野の国際協力及び海外知的財産権保護を強化する必要性が高まっている。まず、2005年に引き続き、国内で偽造商品による知的財産権の侵害を根絶させる為、取締りを担当する公務員に対する司法警察権の附与方を推進すべきである。国外で韓国の企業が海外知的財産権に対する侵害に効果的に対処する為に、『海外知的財産権保護センター』の機能を拡充する一方で、中国に特許専門家の派遣を引き続き推進すべきである。

また、国際的な特許紛争に対応できるよう、中小企業の力量を高める為に紛争が予想される技術分野に対する特許分析を拡大すると共に、国際特許紛争時の訴訟費用の支援による実質的な被害救済活動を行うことで、実効性のある海外知的財産権保護活動を積極的に展開すべきである。更に、WIPO、APEC等の国際機関と情報化分野の共同協力事業を拡大し、開発途上国の情報化支援と特許ネットの国際標準化を主導していくべきである。

最後に、2006年5月に発足する政府最初の企業型中央責任運営機関としての成功を

収める為には成果主義経営、知識経営、顧客満足経営、6シグマ経営の4大革新戦略を更に内在化し、個別の構成員が組織の目標を共有することで、個人の成果と組織の成果との連携を強化すべきである。また、業務の革新と融合、顧客の観点における革新により、革新を組織文化として定着させていくべきである。具体的には成果と報酬を連携する成果報奨体制の導入、サービス所要時間の短縮、請願書式の簡素化及び大幅減少、更には審査サービスの拡大等の戦略的な顧客管理による最高水準の顧客満足の実現、6シグマ変化革新プロジェクトの推進により、政策及び審査プロセスを改善し、究極的には成果管理システムと6シグマの連携による組織のビジョン達成及び成果の最大化を目指すべきである。

企業と大学、研究機関という既存の特許顧客に加え、学生、女性等のより多くの潜在顧客が知的財産の創出と保護及び活用という知的財産サイクルにより、知識強国の実現に参加できるよう、全ての特許行政力量を集中することで、「特許行政の革新による知的財産強国の実現」というビジョンを達成すべきである。

第2節 知的財産分野の国際的な動向と対応方案

産業財産政策本部国際協力チーム書記官 イ・デジン

1. 知的財産の国際動向

イ. 国際経済環境の変化：知識基盤社会

20世紀政治中心の社会秩序が21世紀には経済中心に変貌している。特に、知的財産が付加価値の源泉となり、知的財産権の経済的な価値が急上昇している。すなわち、富の創出と経済成長の源泉が天然資源、労働、資本等の物的資源から科学技術、ブランド、デザイン等の知的財産に急激に変化しているのである。

知的財産は材料及び生産方式を創意的に変化させ、新しい市場需要及び莫大な高付加価値を創出している（1g当りの価格：金11\$、インターフェロン抗癌剤5千\$、EPO貧血治療薬67万\$）。また、国家競争力の比較優位基準が従来の軍事力から技術力、情報力に変わってきており、知識と技術開発をめぐる国家間の競争が熾烈に展開されている。

このような国家間競争はWIPO、WTO、APEC等の舞台でも熾烈に展開されている。すなわち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出する為の努力をしており、先進国と開発途上国間、開発途上国間、或いは先進国間の理解対立も日々先鋭化してきている。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権等を含む経済秩序の広範囲な自由化の趨勢も進行中である。

特に、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素と認識し、知的財産権の創出及び活用促進による国家競争力を高める為に、国家次元で知的財産権に対するビジョンを提示すると共に各種政策開発を積極的に推進している。

先進国は知的財産政策を持続可能な成長の為の核心国家戦略として推進している。

米国、日本及びEU先進国が国際特許（PCT）の87.8%を占めていることから分かるように、優秀な知的財産の創出と効果的な活用による産業競争力の強化に力を注いでいるのである。

また、知的財産権問題は現在重要な通商の論点として浮上してきている。先進国が開発途上国に対する通商圧力の核心的な手段として利用しており、知的財産権が国際通商摩擦の『ホットイッシュ』として登場すると同時に、各種FTAで知的財産権が独立的な協商分野となりつつある。

先進国は自国の産業保護と追撃者に対する進入防止用の壁を構築する為、貿易政策と連携し、知的財産保護政策を強化している。米国はSTOPプロジェクト（05年）、日本は関税定率法の改正（02年）等により、自国の知的財産を侵害した製品の自国内輸入禁止措置を制度化した。

ロ．知的財産環境の変化

最近知的財産権の対象と範囲が急激に拡大してきている。インターネット、バイオ等、新産業関連特許出願が急増しており、非技術的なBM（ビジネスモデル）も特許対象として議論されている。また、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承物（folklore）等も論議の対象となっている。

今日の知的財産制度は国際的統一化（Harmonization）の傾向を示している。世界経済の統合化及び自由貿易の活性化は知的財産権制度のグローバル化を促進し、特許協力条約とマドリッドシステムによる出願及び加入国が増加する傾向にある。これにしたがい、特許法（PLT、SPLT）、商標法（TLT）は保護内容、方法、対象等が技術的に優位を占めている先進国水準に統一化が推進されている。

また、知的財産権出願が急増し始めた80年代以降、知的財産権に対する権利保護意識が強まったことにより、国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加しており、特許侵害訴訟で敗訴時には莫大な賠償金を支払わなければならなくなってきた

ている。

知的財産権紛争の増加と共に特許侵害に対する国際的な監視も更に強化されてきている。海外出願の急激な増加による権利化された海外特許をもとに現地における知的財産権侵害に対する広範囲な対策を強く求めているのである。EUの場合、韓国に知的財産委員会を構成して侵害対策を研究中であり、米国貿易代表部は各国の知的財産権保護現況を調査し、多角度外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本等の先進国は知的財産権を通商協定の主要手段として活用している。

八．主要国の動向及び韓国の現況

米国、日本等の主要先進国は知的財産を経済成長の原動力として認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化している。

まず、米国特許商標庁（USPTO）は産業財産権、著作権を含む知的財産政策を主導（99年）し、国内外の知的財産権通商政策に対して専門的に支援している。特に、80年以降、政府R&Dの成果である知的財産の技術移転管理を強化（パイドル法）し、05年に修正発表された『21世紀戦略計画』により、知的財産システムの効率的な管理を強化している。

米国政府はこのように中では『21世紀戦略計画』に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方で、海外における不法コピーの防止による自国の知的財産権を保護しようとしている。その為04年10月に法務部、税関、国土防衛庁、特許庁等の知的財産権関連政府組織を網羅し、「STOP（strategic Targeting Organized Piracy）プロジェクト」を推進している。これは海外における自国の知的財産権保護の為に関連機関が共同に対応していこうとする戦略と言える。

日本も2002年に知的財産立国を目標に企業所有の知的財産権の戦略的保護及び活用の為に、知的財産の創造、保護、活用及び人材育成の4つの分野の50個余りの主要政策を取り込んだ「知的財産戦略大綱」を発表した。このような政策の推進の為に「知

的財産権基本法」を制定し、総理室に「知的財産戦略本部（本部長：首相）」を設置（03年）し、関係部署の施策を総合・調整すると共に知的財産推進計画を作成して推進する核心機関として運営している。

また、日本は模倣品・海賊版対策を日本外交上の重要施策に決め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税定率法を改正し、03年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対処するべく、「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営する等、国内外で自国の知的財産権保護に努めている。

ヨーロッパ連合（EU）は会員国間の統合的かつ戦略的な知的財産システム構築に重点をおいている。まず、『成長するヨーロッパの為の議題』の次元で知的財産政策を推進している。EU理事会内の競争力委員会を中心に知識基盤社会への移行を加速化させる為の政策の一環としてEU共同体の知的財産システム整備の為のモデル制定を推進している。

また、知的財産創出・活用の為のR&D投資管理及び支援を強化している。ヨーロッパ革新スコアボード（European Innovation Scoreboard）による会員国間の知的財産創出及び活用水準を比較管理しながら、第6次中長期革新計画（FP6、02～06）でIPR Guidelineを制定し、EUの研究開発事業参加者に知的財産権に対する助言と支援を提供する為、1998年からIPR Helpdeskを運営している。

このように米国、日本、EU等の先進国は対内的に自国の知的財産権創出及び保護の為に努力すると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APEC等の国際機関により、自国に有利になるよう知的財産権規範の統一化の為に持続的に努力している。

韓国は米国、日本等と同じ様に、国家全体における知的財産の政策方向を企画し、統合調整できる機構が現在はない状態である。特に、1998年までは米国等の先進国の知的財産保護強化要求に対する受動的な対応体系構築という個別部署次元の知的財産政策のみが推進されてきた。

1998年以降特許庁、産業資源部等、一部部署を中心に知的財産の効率的管理の為の政策が推進され始めた。1998年の『特許法院』設立、2000年の『技術移転促進法』制定、2001年の特許法の『職務発明報奨制度』改正がその代表的な例である。国際特許紛争及び模倣品侵害の急激な増加等が主要な論点となり、2004年を前後して国家科学技術委員会等の政府レベルの協議会で知的財産政策が徐々に論議され始めた。

2. 対応方案

このような知的財産権分野の国際動向に対し、韓国の対応方案を模索してみると、知的財産権分野の外交力量を強化し、現在進行中の統一規範形成に能動的に参加すべきである。特に、主要国が知的財産中長期総合計画を樹立し、知的財産分野の競争力強化に邁進しているように、我々も科学技術部、産業資源部等と共同で知的財産の開発と振興の為の長期マスタープランを作成し、政府レベルの業務推進法案を模索すべきである。

特に、日本の『知的財産基本法』のように知的財産政策を統一的でかつ効率的に推進できるよう、仮称『国家知的財産基本法』を制定する必要がある。科学技術基本法を制定（2001年）し、科学技術革新の為の基盤造成と成果の向上に努めてきているが、知識基盤経済が深化されるにつれ、国家知的財産政策推進体系を強化する必要性が切実になってきているからである。これにより、知的財産と関連のある散在されている政府力量を統合する為の根拠を整備し、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上させることが可能となる。

また、国家知的財産戦略計画樹立及び執行結果の評価、知的財産政策の総括企画・調整機構の設置根拠を整備すると同時に、米国の『21世紀戦略計画』等のような知的財産基本計画を樹立・発表し、年度別推進細部計画を整備して一貫性のある知的財産政策を推進すべきである。

次に、部署レベルの調整・管理の為の知的財産行政体制を整備していくべきである。

国家次元の『国家知的財産戦略を企画し、各部署別の推進実態を点検・調整できる機能』を持つ大統領または国務総理の傘下に委員会の形態を取った機構を新設することも検討する必要がある。

最後に、韓国の場合も知的財産保護の為の努力をより強化していくべきである。まず、海外知的財産権侵害に効果的に対応する為、海外で現地における保護機能を強化すると同時に体系的な侵害現況調査を実施すべきである。また、海外に分散されている様々な組織（KOTRAの海外支社、国際機関への派遣者、公共研究機関の海外事務所等）と有機的な協調体制を強化し、情報共有体制を構築することも優先的に推進していくべきである。

特に、最近韓国の企業と日本企業間に頻発している特許紛争や中国で増加している知的財産権侵害に効果的に対応する為、特許庁の特許専門家をまず中国と日本に駐在させる方を積極的に模索すべきである。

第2章 知的財産の出願・登録・審査・審判処理の現況

第1節 出願

顧客サービス本部出願サービスチーム行政事務官 キム・ギホ

1. 産業財産権の出願動向及び今後の展望

イ. 2005年度産業財産権の出願動向

1) 産業財産権出願増加傾向の維持

05年度産業財産権の出願件数は計359,207件であり、04年度の327,516件に比べ、9.7%（31,691件）が増加した。また、前年対比の権利別出願増減率は特許出願が14.8%増加、実用新案登録出願が1.5%減少、デザイン登録出願が9.8%増加、商標登録出願が6.8%増加であった。

<表 - 2 - 1>最近5年間の権利別出願現況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005
特許	104,612	106,136	118,652	140,115	160,921
	(2.6)	(1.5)	(11.8)	(18.1)	(14.8)
実用新案	40,804	39,193	40,825	37,753	37,175
	(9.8)	(3.9)	(4.2)	(7.5)	(1.5)
デザイン	36,867	37,587	37,607	41,184	45,222
	(8.9)	(2.0)	(0.1)	(9.5)	(9.8)
商標	107,137	107,876	108,917	108,464	115,889
	(2.7)	(0.7)	(1.0)	(0.4)	(6.8)

区分	2001	2002	2003	2004	2005
計	289,420	290,792	306,001	327,516	359,207
	(2.2)	(0.5)	(5.2)	(7.0)	(9.7)

注) 1. ()内は前年冬季対比の増減率である。

2. 複数デザイン、多類商標出願の場合は含まれていない。

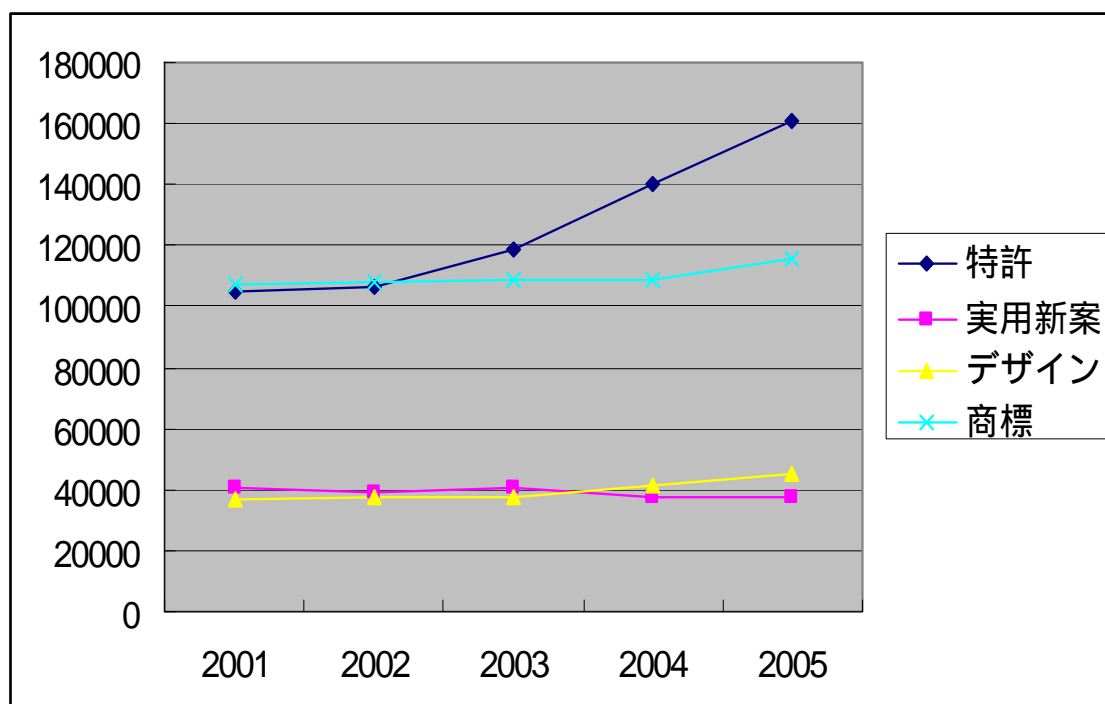
各権利別主要出願動向を調べてみると特許出願は160,921件で、電気・通信及び機械分野、内国民出願の増加により、14.8%増加したが、実用新案登録出願は37,175件と、電気・土木分野及び内国民の出願減少により、前年対比1.5%減少した。

デザイン登録出願は45,222件と、電気・電子・通信機械器具及び住宅設備用品等の出願増加、米国等の外国人出願が増加し、前年対比9.8%増加した。商標登録出願は115,889件と、サービス業、化学品類・薬剤・化粧品等の出願増加及び内国民の出願増加により、前年対比6.8%増加した。

このように、特許・デザイン・商標出願が増加の傾向を示しているのは国内企業及び個人出願人が差別化された技術と品質、先端デザインを武器にプレミアムブランド戦略を繰り広げる等、競争力強化の為に経営方式の転換が特許とデザイン・商標出願にそのまま反映されているものと判断される。

また、産業財産権の年度別出願推移は 01年度には28万9千件、02年度には29万1千件、03年度には30万6千件、04年度には32万7千件、05年度には35万9千件であり、産業財産権出願30万件時代を迎えることになった。今後国家経済が回復し、産業財産権の出願が持続的に増加されれば、近い未来に産業財産権出願件数50万件の時代を迎えることも可能と予想される。

<図 - 2 - 1>過去5年間の出願推移



2) 外国人の出願増加

05年度の外国人出願は59,132件と産業財産権全体出願359,207件の16.5%を占めている。そのうち、実用新案、デザインは前年対比それぞれ11.1%、9.4%、5.1%が増加した反面、商標登録出願は前年対比で0.5%減少し、外国人全体の出願は前年対比で7.3%増加した。商標出願の小幅減少にもかかわらず特許と実用新案、デザインの出願比重が高いということは外国企業が自主開発した技術とデザインを韓国でも保護してもらう為、積極的に国内出願をしていることに起因したものと考えられる。

<表 - 2 - 2>内・外国人別出願現況

(単位：件、%)

区分		2004		2005		前年対比 増減率
		件数	比率	件数	比率	
特許	内国民	105,250	75.1	122,188	75.9	16.1

区分	2004		2005		前年対比 増減率	
	件数	比率	件数	比率		
	外国人	34,865	24.9	38,733	24.1	11.1
	計	140,115	100	160,921	100	14.8
実用新案	内国民	37,167	98.4	36,534	98.3	1.7
	外国人	586	1.6	641	1.7	9.4
	計	37,753	100	37,175	100	1.5
デザイン	内国民	38,041	92.4	41,918	92.7	10.2
	外国人	3,143	7.6	3,304	7.3	5.1
	計	41,184	100	45,222	100	9.8
商標	内国民	91,935	84.8	99,435	85.8	8.2
	外国人	16,529	15.2	16,454	14.2	0.5
	計	108,464	100	115,889	100	6.8
合計	内国民	272,393	83.2	300,075	83.5	10.2
	外国人	55,123	16.8	59,132	16.5	7.3
	計	327,516	100	359,207	100	9.7

3) 法人・個人別出願現況

05年度法人出願は243,762件、個人出願は115,445件であり、前年対比でそれぞれ11.9%、5.3%増加した。法人の場合、特許出願、実用新案出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年対比15.7%、0.7%、10.9%、7.4%が増加し、全体出願は11.9%増加した。

個人の場合には特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年対比でそれぞれ10.2%、8.7%、6.0%が増加したが、実用新案登録出願は前年対比で2.6%減少し、全体出願では5.3%増加した。

<表 - 2 - 3>法人・個人別出願現況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2004	2005	増減率	2004	2005	増減率	2004	2005	増減率
特許	118,011 (84.2)	136,553 (84.9)	15.7	22,104 (15.7)	24,368 (15.1)	10.2	140,115	160,921	14.8
実用新案	12,058 (31.9)	12,144 (32.7)	0.7	25,695 (68.1)	25,031 (67.3)	2.6	37,753	37,175	1.5
デザイン	20,949 (50.9)	23,235 (51.4)	10.9	20,235 (49.1)	21,987 (48.6)	8.7	41,184	45,222	9.8
商標	66,895 (61.7)	71,830 (62.0)	7.4	41,569 (38.3)	44,059 (38.0)	6.0	108,464	115,889	6.8
計	217,913 (66.5)	243,762 (67.9)	11.9	109,603 (33.5)	115,445 (32.1)	5.3	327,516	359,207	9.7

注) ()内は法人・個人別構成比である。

4) 女性及び学生の出願現況

女性及び学生の産業財産権出願を調べてみると、女性出願は16,105件、学生出願は3,678件と、前年対比それぞれ12.7%、26.8%増加した。このように女性及び学生出願の増加傾向を分析すると、女性は「国民所得2万ドル」時代において社会進出が本格化してきているという環境の変化と、女性企業優秀商品及び発明博覧会、全国巡回知的財産権説明会、女性発明優秀事例発表会等、女性発明の為の政策的な努力の結果であると判断される。また、学生発明は出願料等、各種手数料減免の拡大、優秀発明学生の大学特例入学の拡大、学生発明活動の為の全国巡回講演実施、学生発明コンテスト等、これまでに特許庁が推進してきている各種学生発明奨励事業の結果、出願増加率が持続的に上昇している。

<表 - 2 - 4>女性及び学生の出願現況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005
女性	11,286 (4.1)	12,491 (10.7)	13,885 (11.2)	14,294 (2.9)	16,105 (12.7)
学生	2,441 (35.6)	2,151 (11.9)	2,322 (7.9)	2,900 (24.9)	3,678 (26.8)

注) ()内は前年対比増減率である。

また、KIPO-Netによる電子出願の実施及びインターネットによる各種請願サービスの拡充により、産業財産権に関する専門知識のない一般国民も複雑な出願手続きを容易に行えるようにした。その為、代理人に頼らず直接出願する比率が過去11～15%から03年度には19.7%、04年度には18.6%、05年度には18.3%に上昇し、平均5～10%程度上昇した20%程度を維持している。

<表 - 2 - 5>代理人有無別出願件数

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005
代理人出願	225,266 (77.8)	231,745 (79.7)	245,790 (80.3)	266,508 (81.4)	293,353 (81.7)
直接出願	64,154 (22.2)	59,047 (20.3)	60,211 (19.7)	61,008 (18.6)	65,854 (18.3)
計	289,420 (100)	290,792 (100)	306,001 (100)	327,516 (100)	359,207 (100)

注) ()内は代理人有無別構成比である。

5) 主要国(米国、日本、EPO、中国)の特許出願動向

これまでは韓国の出願現況を内容別に紹介した。これに加え、産業財産権分野における韓国の出願状況を国際的な推移と比較・分析すると<表 - 2 - 6>のようになる。

産業財産権の主要4ヶ国（いわゆる産業財産権の3極+中国）の最近5年間の出願動向を特許出願動向で調べてみると、最も多く出願をした国は日本であり、最近5年間の平均特許出願件数は426,650件であることが分かった。その次に多い特許出願を行った国は米国であり、中国とヨーロッパ（EPO）が続いている。

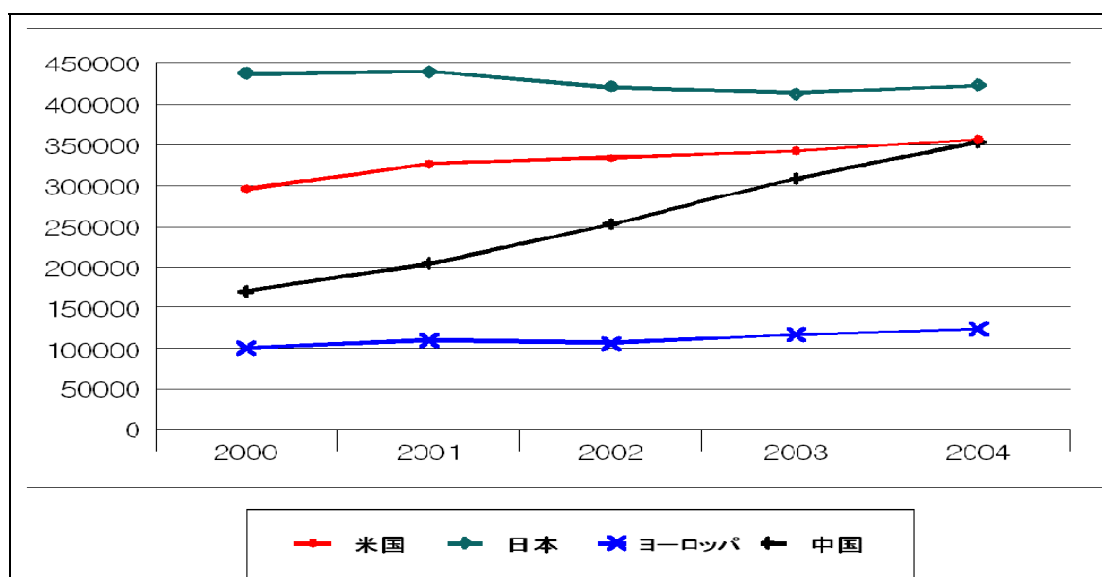
<表 - 2 - 6>主要国の最近5年間の特許出願現況

（単位：件、％）

区分	2000	2001	2002	2003	2004
米国	295,926	326,508 (10.3)	334,445 (2.4)	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)
日本	436,865	439,175 (0.5)	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)
ヨーロッパ	100,692	110,025 (9.3)	106,243 (-3.4)	116,613 (9.8)	123,706 (6.1)
中国	170,682	203,573 (19.3)	252,631 (24.1)	308,487 (22.1)	353,807 (14.7)

注) 各主要国の年報（annual reports）による統計資料である。

<図 - 2 - 2>主要国の最近5年間の特許出願推移



6) 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願の現況

前に産業財産権の主要国の出願動向を特許出願推移について調べることで紹介した。ここではこれらの国に対する韓国の最近5年間の特許出願動向を調べる。その調査結果を表に示すと<表 - 2 - 7>のようになる。

韓国の産業財産権主要国に対する最近5年間の特許出願推移は全般的に増加傾向を示していると言える。米国と日本、そしてヨーロッパ(EPO)に対する韓国の特許出願増加率は<表 - 2 - 7>から分かるように、それぞれ24.5%、18.2%、32.1%であり、これは各国における出願増加率である4.8%、-0.78%、5.45%より高い数値である。最も著しい増加率を示した国は中国であり、出願増加率が39.2%と主要国の中で最も高い増加率を示している。

<表 - 2 - 7>最近5年間に於ける韓国の主要国に対する特許出願現況

(単位: 件、%)

区分		2000	2001	2002	2003	2004	平均増加率
米国	韓国人出願	5,705 -	6,719 (17.8)	7,937 (18.1)	10,411 (31.2)	13,646 (31.0)	(24.5)
	米国全体出願	295,926 -	326,508 (10.3)	334,445 (2.4)	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)	(4.8)
日本	韓国人出願	2,993 -	3,309 (10.6)	3,811 (15.2)	4,403 (15.5)	5,781 (31.3)	(18.2)
	日本全体出願	436,865 -	439,175 (0.5)	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)	(-0.78)
ヨーロッパ(EPO)	韓国人出願	959 -	1,165 (21.5)	1,408 (20.9)	2,075 (47.4)	2,871 (38.4)	(32.1)
	ヨーロッパ(EPO)全体出願	100,692 -	110,025 (9.3)	106,243 (-3.4)	116,613 (9.8)	123,706 (6.1)	(5.45)
中国	韓国人出願	1,861 -	2,498 (34.2)	3,626 (45.2)	5,015 (38.3)	- -	(39.2)
	中国全体出願	170,682 -	203,573 (19.3)	252,631 (24.1)	308,487 (22.1)	353,807 (14.7)	(20.1)

ロ．今後の出願展望

01年～05年の最近5年間の産業財産権出願推移は<図 - 2 - 1>から分かるように、持続的な出願増加傾向にあり、特に産業財産権を象徴的に代表する特許の場合は03年に118,652件、04年に140,115件、05年に160,921件と、過去3年間で急速な上昇傾向を示している。05年度は特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願の前年対比でそれぞれ14.8%、9.8%、6.8%に大幅増加し、実用新案登録出願は前年対比1.5%減少した。

このように最近5年間の産業財産権出願推移をもとに、06年度の産業財産権出願傾向を予想する。06年度には05年度に引き続き、国内産業のうち電子、半導体、情報通信、機械等、IT分野の出願は輸出好調と季節特殊、新製品開発等の理由により、好調が続くと予想される。しかし、自動車、建設等は輸出増加の鈍化、国内景気の低迷及び高油価等の理由により、出願の急激な増加は難しく、相対的に低い増加率を示すものと展望される。

但し、政府の雇用創出政策及び予算の早期配分等による景気回復に対する期待感や国際景気を主導している米国経済の下半期における成長可能性の高さにより、出願増加の趨勢はこれからも続くと展望される。

2．権利別・産業部門別出願現況

イ．特許・実用新案登録出願

特許出願の産業部門別構成比における内国民、外国人による出願は、電気・通信分野に集中しており、それぞれ全体出願の半数近い57.4%、52.4%を占めている。内国民の場合、機械分野の出願比率が14.5%であり、外国人の同分野出願比率10.9%に比べると相対的に高い。外国人の場合には化学分野の出願比率が18.4%であり、内国民の同分野出願比率6.5%に比べ非常に高い。

実用新案出願の産業部門別構成比では、内国民は機械分野の出願が23.9%と、電気・通信分野の19.0%より高く、外国人の場合には電気・通信分野の出願が46.0%と、機械分野の出願比率16.3%より高い。

<表 - 2 - 8>産業部門別特許・実用新案登録の出願現況

(単位：件、%)

権利国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採光	飲料	事務	農林	雑貨	その他	計	
特許	内国	17,697 (14.5)	7,921 (6.5)	2,294 (1.9)	70,228 (57.4)	7,289 (5.9)	2,391 (1.9)	6,389 (5.2)	756 (0.6)	1,235 (1.0)	4,093 (3.3)	1,895 (1.5)	122,188 (100)
	外国	4,251 (10.9)	7,131 (18.4)	527 (1.4)	20,300 (52.4)	468 (1.2)	1,097 (2.8)	3,547 (9.2)	290 (0.7)	186 (0.4)	507 (1.3)	429 (1.1)	38,733 (100)
	小計	21,948 (13.6)	15,052 (9.3)	2,821 (1.7)	90,528 (56.2)	7,757 (4.8)	3,488 (2.1)	9,936 (6.2)	1046 (0.6)	1,421 (0.8)	4,600 (2.8)	2,324 (1.4)	160,921 (100)
実用新案	内国	8,756 (23.9)	1,428 (3.9)	1,066 (2.9)	6,961 (19.0)	5,784 (15.8)	525 (1.4)	1,999 (5.4)	783 (2.1)	1,678 (4.6)	6,708 (18.4)	846 (2.3)	36,534 (100)
	外国	105 (16.3)	15 (2.3)	22 (3.4)	295 (46.0)	28 (4.3)	7 (1.1)	48 (7.4)	11 (1.7)	6 (0.9)	96 (14.9)	8 (1.2)	641 (100)
	小計	8,861 (23.8)	1,443 (3.9)	1,088 (2.9)	7,256 (19.5)	5,812 (15.6)	532 (1.4)	2,047 (5.5)	794 (2.1)	1,684 (4.5)	6,804 (18.3)	854 (2.3)	37,175 (100)
合計	内国	26,453 (16.6)	9,349 (5.9)	3,360 (2.1)	77,189 (48.6)	13,073 (8.2)	2,916 (1.8)	8,388 (5.3)	1,539 (0.9)	2,913 (1.8)	10,801 (6.8)	2,741 (1.7)	158,722 (100)
	外国	4,356 (11.1)	7,146 (18.1)	549 (1.4)	20,595 (52.3)	496 (1.3)	1,104 (2.8)	3,595 (9.1)	301 (0.8)	192 (0.5)	603 (1.5)	437 (1.1)	39,374 (100)
	小計	30,809 (15.5)	16,495 (8.3)	3,909 (1.9)	97,784 (49.3)	13,569 (6.8)	4,020 (2.0)	11,983 (6.0)	1,840 (0.9)	3,105 (1.6)	11,404 (5.8)	3,178 (1.6)	198,096 (100)

注) () 内は比率である。

ロ．デザイン登録出願

05年度デザイン登録出願の現況を調べてみると、内国民は住宅設備用品の出願比率が最も高く(15.6%)、続いて土木及び建築用品(14.4%)、電気・電子・通信機械器具(12.1%)の順であることが分かった。これは建築分野の景気が活性化された為であると判断される。

一方、外国人の場合には電気・電子・通信機械器具分野の出願比率が31.4%と、

04年度に引継ぎ顕著に高い数値を示しており、住宅設備用品（10.2%）、運送及び運搬機械（9.8%）、事務用品及び販売用品（9.8%）の出願の順に高いことが分かった。

<表 - 2 - 9>産業部門別デザイン登録の出願現況

（単位：件、%）

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
製造食品及び嗜好品	122	0.2	17	0.5	139	0.3
衣服及び身辺品	3,380	8.1	260	7.9	3,640	8.0
生活用品	4,889	11.7	293	8.9	5,182	11.5
住宅設備用品	6,573	15.6	336	10.2	6,909	15.3
趣味、娯楽用品及び運動競技用品	1,162	2.8	106	3.2	1,268	2.8
事務用品及び販売用品	4,229	10.3	323	9.8	4,552	10.0
運送及び運搬機械	1,758	4.2	324	9.8	2,082	4.6
電気、電子機械器具及び 通信機械器具	5,090	12.1	1,039	31.4	6,129	13.5
一般機械器具	1,417	3.4	209	6.3	1,626	3.6
産業用機械器具	2,010	4.9	221	6.7	2,231	4.9
土木、建築用品	6,495	14.4	33	1.0	6,528	14.3
その他基礎製品	3,807	9.2	110	3.3	3,917	8.7
その他	986	2.3	33	1.0	1,019	2.3
計	41,918	100	3,304	100	45,222	100

八．商標登録出願

NICE分類による 05年度産業部門別商標出願の構成比率を調べてみると、内国民はサービス業が28.3%、菓子・食品・飲料類が12.8%、化学品・薬剤・化粧品類が

11.4%、機械・電気機械・輸送機械器具類が9.7%と比較的高い出願率を示し、外国人の場合には化学品・薬剤・化粧品類が19.8%、機械・電気機械・輸送機械器具類が17.4%、サービス業が7.5%と比較的高い出願率を示した。

<表 - 2 - 10>NICE分類別商標登録の出願現況

(単位：件、%)

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	11,038	11.4	3,260	19.8	14,298	12.3
一般金属材、建築材料、受動利器類、 非金属製建築材料	1,892	1.9	321	2.0	2,213	1.9
機械、電気機械、輸送機械器具	9,599	9.7	2,858	17.4	12,457	10.7
繊維、繊維製品、衣類	8,172	8.2	1,130	6.9	9,302	8.0
家具、マット類、厨房用品	3,021	3.0	289	1.8	3,310	2.9
貴金属、時計、革製品、カバン類	2,758	2.8	389	2.4	3,147	2.7
楽器、玩具、運動具類、タバコ	2,331	2.3	580	3.5	2,911	2.5
紙、文房具、印刷物	3,175	3.2	332	2.0	3,507	3.0
菓子、食品、飲料	12,685	12.8	1,159	7.0	13,844	11.9
ゴム、プラスチック材料	298	0.3	129	0.8	427	0.4
サービス業	28,133	28.3	1,234	7.5	29,367	25.3
多類指定	15,479	15.6	4,750	28.9	20,229	17.5
その他	854	0.9	23	0.1	877	0.8
計	99,435	100	16,454	100	115,889	100

注) 多類指定は2個以上のNICE分類を指定した件

3. 内・外国人別出願現況

イ．内国民の出願現況

1) 地域別出願現況

ソウル・仁川・京畿等の首都圏における内国民の出願比率は 04年度は75.6%、05年度は76.5%と、0.9%増加したことが分かった。これは中小企業の知的財産権の重要性認識、電子出願の実施等により、首都圏の出願集中現象が昨年までは多少緩やかになってきていたが、今年に入って更にソウル首都圏地域に集中する傾向が現れ始めている。

<表 - 2 - 11>内国民の地域別出願現況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005
ソウル	42,261	51,013	11,696	11,975	15,848	17,776	51,312	55,148	121,117	135,912	44.5	45.3
釜山	2,184	2,456	2,452	2,242	1,612	1,778	3,485	3,645	9,733	10,121	3.6	3.4
大邱	1,678	2,070	2,088	2,012	2,193	2,023	2,479	2,657	8,438	8,762	3.1	2.9
仁川	2,220	2,935	2,297	2,422	2,259	2,341	3,213	3,186	9,989	10,884	3.7	3.6
広州	4,006	1,531	781	606	720	470	1,119	1,350	6,626	3,957	2.4	1.3
大田	4,510	5,796	1,123	1,485	571	727	2,145	2,657	8,349	10,665	3.1	3.5
蔚山	509	674	358	353	210	207	460	588	1,537	1,822	0.5	0.6
京畿	36,863	42,908	10,334	9,437	10,407	12,255	17,329	18,146	74,933	82,746	27.5	27.6
江原	496	745	425	480	243	362	798	866	1,962	2,453	0.7	0.8
忠北	2,101	2,036	758	661	691	575	1,386	1,595	4,936	4,867	1.8	1.6
忠南	1,687	2,350	890	860	757	939	2,038	2,329	5,372	6,478	2.0	2.1
全北	949	1,146	671	693	485	455	1,321	1,825	3,426	4,119	1.2	1.4
全南	666	735	540	559	274	356	926	961	2,406	2,611	0.9	0.9

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005
慶北	2,878	3,488	1,229	1,207	782	699	1,547	1,886	6,437	7,280	2.4	2.4
慶南	1,818	2,091	1,409	1,398	894	907	1,851	2,094	5,972	6,490	2.2	2.2
齋州 島	117	172	106	118	82	47	361	414	666	751	0.2	0.3
その 他	307	42	10	26	12	1	165	86	494	157	0.2	0.1
計	105,250	122,188	37,167	36,534	38,041	41,918	91,935	99,435	272,393	300,075	100	100

2) 多出願企業別出願現況

05年度国内多出願企業のうち、上位10大企業の出願件数は計55,593件であり、内国民総出願の18.5%を占めている。特に特許出願の場合には10大多出願企業の出願件数が50,172件であり、これは内国民による総特許出願の41.1%に上る高い占有率である。

また、多出願企業を調べてみると、三星電子、LG電子、三星SDIが1～3位であり、SKテレコムが8位に新たに進入した。一方、韓国電子通信研究院は10位に入らない等、多出願企業の順位に多少の変化があった。

<表 - 2 - 12>国内10大多出願企業の出願現況

(単位：件)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
1	三星電子	17,810	8	1,207	336	19,361
2	LG電子	13,483	233	654	172	14,542
3	三星SDI	4,362	-	-	5	4,367
4	現代自動車	3,539	-	441	129	4,109

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
5	ハイニックス半導体	3,235	-	-	1	3,236
6	LG・Philips LCD	2,448	-	-	1	2,449
7	大宇エレクトロニック	1,993	-	295	39	2,327
8	SKテレコム	1,503	-	32	229	1,764
9	株式会社 太平洋	124	177	269	1,193	1,763
10	東部アナム半導体	1,675	-	-	-	1,675
	小計	50,172	418	2,898	2,105	55,593
	(内国民出願中の占有率)	(41.1)	(1.1)	(6.9)	(2.1)	(18.5)
	内国民出願の合計	122,188	36,534	41,918	99,435	300,075

ロ．外国人の出願現況

1) 出願人の国籍別出願現況

外国人の出願は 04年度と同じく、日本と米国が外国人（法人を含む）全体出願の半数以上を占有しており（04年度67.3% 05年度66.9%）、スイスが主要上位多出願国家の順位7位に新たに進入し、台湾は8位に落ちた。05年度多出願国家を調べてみると、04年度に引き続き日本が1位を占め、米国がその後に続いた。

権利別で見ると、特許及びデザイン部門においては日本が、実用新案及び商標部門では米国が優位を示している。また、日本・米国・ドイツが外国人全体出願の73.6%を占めている。

<表 - 2 - 13>外国（法）人の国籍別出願現況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用新案	デザイン	商標	計		03 順位
							件数	占有率	
1	日本	04	14,794	67	1,747	4,899	21,507	39.0	1
		05	16,468	52	1,731	4,400	22,651	38.3	
2	米国	04	9,366	80	473	5,666	15,585	28.3	2
		05	10,507	98	614	5,684	16,903	28.6	
3	ドイツ	04	2,677	4	201	840	3,722	6.8	3
		05	2,938	9	194	822	3,963	6.7	
4	オランダ	04	1,961	0	68	328	2,357	4.3	6
		05	2,319	2	67	325	2,713	4.6	
5	フランス	04	1,311	2	136	862	2,311	4.2	4
		05	1,390	2	97	1,008	2,497	4.2	
6	イギリス	04	522	3	41	743	1,309	2.4	5
		05	595	0	37	856	1,488	2.5	
7	スイス	04	742	3	51	405	1,201	2.2	8
		05	860	0	89	436	1,385	2.3	
小計		04	31,373	159	2,717	13,743	47,992	87.1	
		05	35,077	163	2,829	13,531	51,600	87.3	
その他		04	3,492	427	426	2,786	7,131	12.9	
		05	3,656	478	475	2,923	7,532	12.7	
計		04	34,865	586	3,143	16,529	55,123	100	
		05	38,733	641	3,304	16,454	59,132	100	

2) 多出願企業別出願現況

外国人10大多出願企業には日本の会社が6社と、そのほとんどを占めており、米国の会社が3社、オランダの会社が1社含まれている。多出願順位を調べてみると、

04年度と同じくオランダのPhilipsが1位を占めており、日本のソニーと米国のマイクロソフト社がそれぞれ2位と3位を占めている。日本のセイコーエプソン、富士通がそれぞれ4位、5位を占めた。

<表 - 2 - 14>外国人10大多出願企業別出願現況

(単位：件)

順位	出願人	国籍	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
1	コニンフィリップス エレクトロニクス NV	オランダ	1,238	0	33	4	1,275
2	ソニー	日本	1,073	0	85	87	1,245
3	マイクロソフト	米国	744	0	122	43	909
4	セイコーエプソン	日本	681	0	24	8	713
5	富士通	日本	607	0	1	11	619
6	コニンクリーズ	米国	525	0	0	0	525
7	インターディジタル	米国	475	46	0	0	521
8	松下電機	日本	384	0	73	40	497
9	三洋電機	日本	415	0	40	5	460
10	三菱電機	日本	453	0	0	0	453

4. 公共機関及び大学の特許出願現況

05年の「公共機関（国家機関、政府出捐研究機関、国公立試験研究機関、地方自治体を含む）」及び大学の特許出願は6,862件と、全体特許出願160,921件に比べるとその比率は4.3%に過ぎず、特許出願比率が非常に低い状態である。

イ．公共機関の特許出願現況

1) 公共機関の特許出願現況

公共研究機関の特許出願はIMFの影響により、2000年には前年対比で5.9%減少したが、2001年からは持続的な増加傾向を見せ、2005年には前年対比23.4%に増加した。

<表 - 2 - 15>公共機関の特許出願現況

(単位：件、%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005
公共機関 特許出願	1,675	2,024	2,656	3,185	3,479	4,292
前年対比 増減率	5.9	20.8	31.2	19.9	9.2	23.4

2) 公共機関の多出願順位

1990年から2005年までの間に、公共機関のうち多出願1位となったのは<表 - 2 - 16>から分かるように14,136件を出願した韓国電子通信研究院であり、全体公共機関による出願の48.4%を占めている。その次からは、韓国科学技術研究院、韓国科学研究院、韓国原子力研究所、韓国機械研究院の順に出願件数が多かった。

<表 - 2 - 16>公共機関の多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	90～2005 出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	14,136	48.4
2	韓国科学技術研究院	3,148	10.8
3	韓国化学研究院	1,697	5.8
4	韓国原子力研究所	874	3.0

順位	機関名	90～2005 出願件数	特許占有率
5	韓国機械研究院	856	2.9
その他	その他	8,494	29.1
合計	-	29,205	100

ロ．大学の特許出願現況

1) 大学の特許出願現況

大学の特許出願は毎年増加傾向にあり、2005年には2,570件と、前年対比で31.0%増加したが、2005年全体特許出願の中で占める比重は1.6%と非常に低いのが実情である。このような結果がもたらされた理由は、大学における研究結果がすぐに事業化に連携されないところにあり、大学の研究実績評価が相対的に配点の高い学術誌への寄稿論文に偏っていること等と判断される。

<表 - 2 - 17>大学の特許出願現況

(単位：件、%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005
大学 特許出願	627	711	957	1,692	1,962	2,570
前年対比 増減率	30.6	13.4	34.6	76.8	16.0	31.0

2) 大学の多出願順位

1990年から2005年までの大学多出願1位は2,040件を記録した韓国科学技術院(KAIST)であり、全体大学出願の22.3%を占め、その後に浦港工科大学が続いている。特徴的な点は上位5位までの大学が占める比重が50.6%を示していることであり、これは一部理工系大学で知名度の高い大学に特許出願が偏っていることを如実に

示している。

<表 - 2 - 18>大学の多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	90～2005 出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	2,040	22.3
2	浦港工科大学	875	9.6
3	ソウル大学	805	8.8
4	広州科学技術院	502	5.5
5	仁荷大学	415	4.5
その他	その他	4,519	49.3
合計	-	9,156	100

第2節 PCT及びマドリッド国際出願

顧客サービス本部国際出願チーム行政事務官 ジョン・スンチョル

1. PCT国際出願の動向

イ. 内国民のPCTによる海外出願（受理官庁）

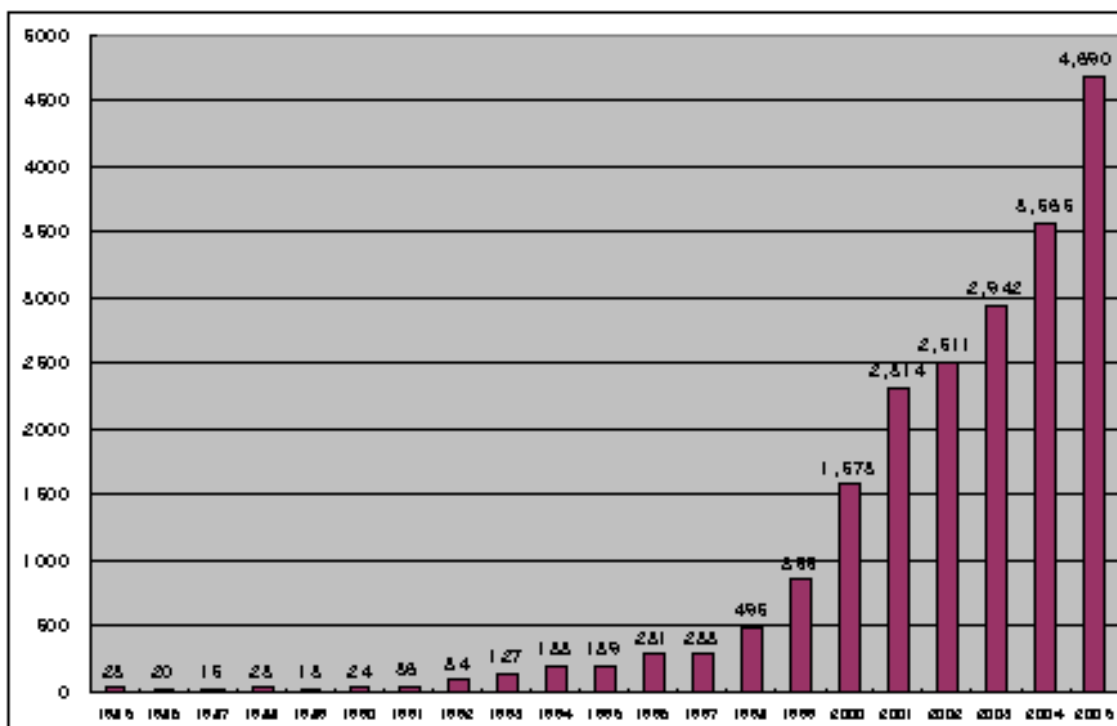
2005年に特許庁を受理官庁に指定して受け付けられたPCT国際出願は4,690件であり、04年の3,565件に比べ、31.6%増加したことになり、PCT128ヶ締約国のうち、世界第7位を記録した。このことより海外特許出願分野における韓国の地位が高くなったことが分かる。

* WIPO統計は国際事務局受付日を基準としている為、韓国における受付現況とは若干の差がある。

- WIPO統計基準：4,422件、韓国特許庁統計基準：4,690件

このようにPCT出願の増加率は韓国民の海外技術保護に対する認識の変化、海外特許獲得の方法としてのPCT制度についての長所に対する認識向上、99年12月1日からの特許庁の国際調査及び予備審査業務開始による内国民海外出願の利便性増加等に起因したものと分析される。

<図 - 2 - 3>韓国のPCT国際出願の現況



ロ．国際調査機関及び国際予備審査機関指定の動向

2005年に韓国の特許庁を受理官庁として受け付けられたPCT国際出願のうち、韓国の特許庁を調査機関として選択した比率は82.5%、国際予備審査請求率は14.0%を記録した。これは韓国語による出願が可能であること、特許庁審査官との意見交換の利便性、安い国際調査・予備審査費用、手数料減免等の利点によるものと考えられる。これからも韓国の特許庁を国際調査及び予備審査機関として選択する比率は一定水準以上を維持するものと判断される。

<表 - 2 - 19>国際調査機関及び国際予備審査機関の指定現況

(単位：件、%)

年度別		2002	2003	2004	2005
国際出願	件数 (A)	2,511	2,942	3,565	4,690
国際調査用コピー 受付件数	件数 (B)	2,224 (13)	2,462 (8)	3,109 (9)	3,870 (17)
	比率 (B/A)	88.6%	83.7%	87.2%	82.5%

年度別		2002	2003	2004	2005
国際予備審査用コピー 受付件数	件数 (B)	1,365	1,079	928	655
	比率 (B/A)	54.4%	36.7%	26.0%	14.0%

国際調査件数のうち、03年の(8)件はそれぞれフィリピン特許庁(6)及びベトナム特許庁(2)から、04年の(9)件及び05年の(17)件はフィリピン特許庁から韓国特許庁に国際調査を依頼した件数である。

現在韓国の特許庁は各国の特許庁と業務協約を締結し、国際調査及び国際予備審査機関としての機能を遂行しており、業務協定締結現況は次の通りである。

業務協定締結国：フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インド・インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2006)

このように国内外の状況により、韓国特許庁は2005年にも国際調査・国際予備審査の依頼件数がそれぞれ世界第4位と第6位の国際調査機関、国際予備審査機関に成長し、韓国の国際的な地位が高くなったことが分かる。

一方、韓国の特許庁を受理官庁として出願した出願人は韓国の特許庁(ISA/KR)の他に、オーストリア特許庁(ISA/AT)、オーストラリア特許庁(ISA/AU)及び日本特許庁(ISA/JP)を国際調査機関(ISA)と指定し、国際調査を受けることができる。

国際調査機関別	ISA/KR	ISA/AT	ISA/AU	ISA/JP	計
国際調査指定件数	4,209	477	3	1	4,690
比率(%)	89.7	10.2	0.07	0.03	100.0

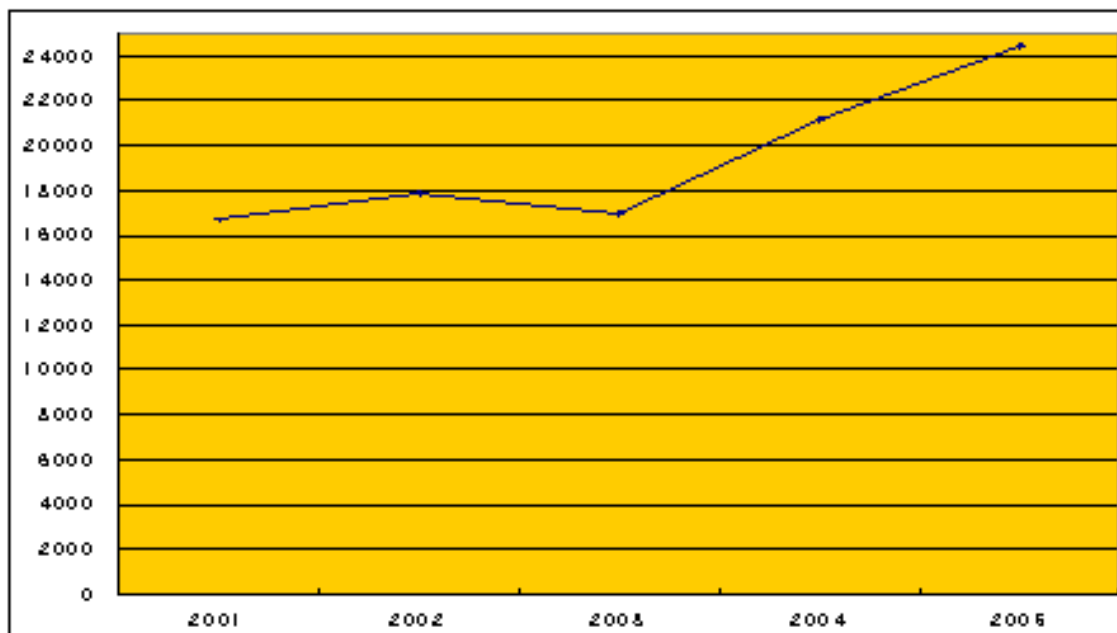
* 出願人が出願書に国際調査機関を指定した件数である。

八．外国人のPCTによる国内特許出願(指定官庁国内段階進入)動向

外国人のPCTによる国内特許出願は最近5年間で10.5%の年平均増加率を見せてきている。2005年の国内段階進入件数は24,482件であり、これは国内特許/実用新案出願件数(194,059件)の12.6%に該当する。

<表 - 2 - 20>外国人のPCTによる国内特許出願の現況

(単位：件、%)

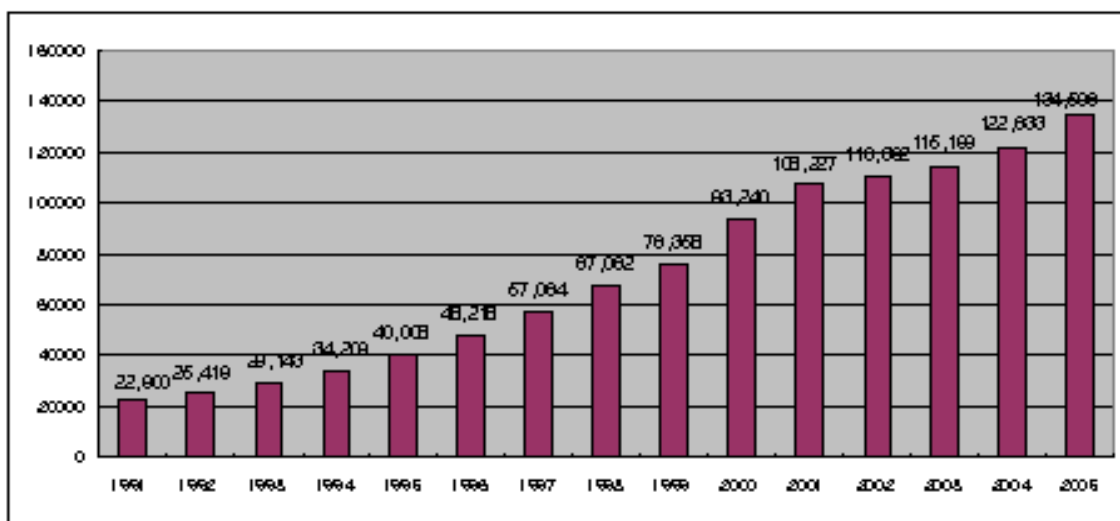


分析 \ 年度	01	02	03	04	05
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482
増減率 (%)	10.3	7.1	5.0	24.7	15.6

二．世界PCT国際出願動向

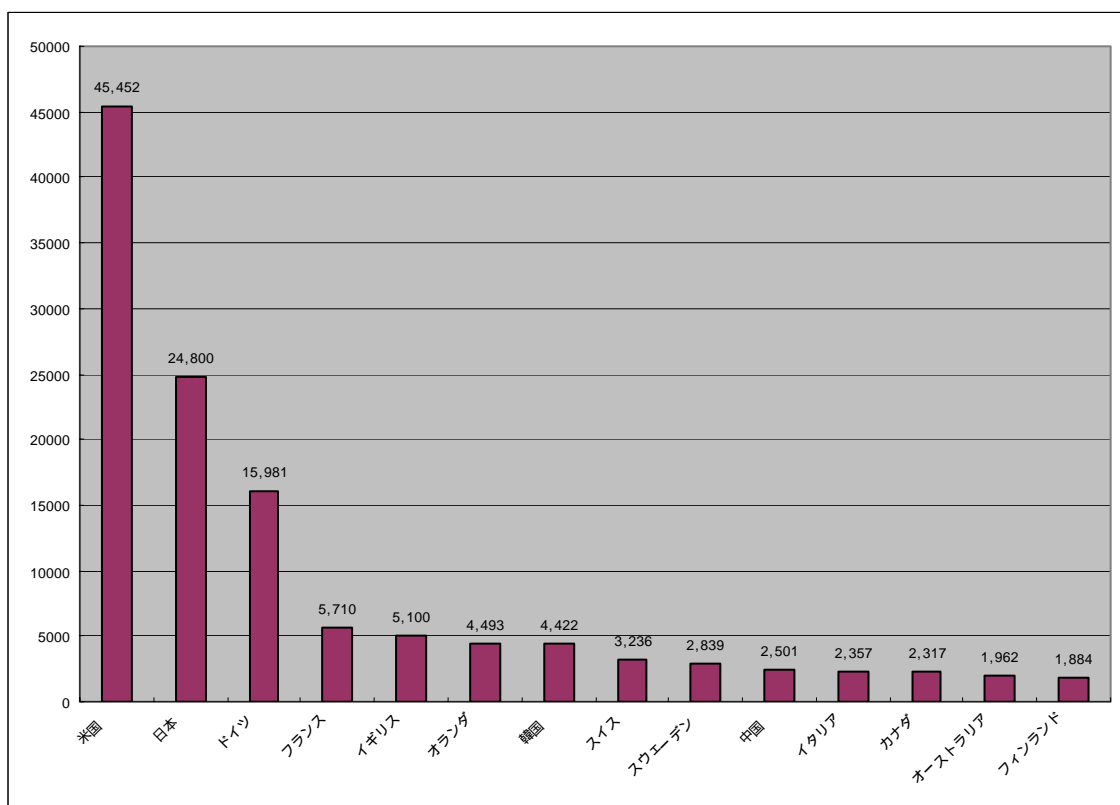
2005年の世界総PCT出願件数は134,506件であり、2004年(122,633件)に比べ、11,873件(9.7%)増加している。韓国の出願件数は2004年(3,556件)に比べ、866件(24.4%)増加した4,422件であり、世界総PCT出願の3.3%に該当、04年に引き続き第7位の主要PCT出願国となった。

<図 - 2 - 4>世界PCT国際出願の現況



出所：Yearly Review of the PCT 2005

<図 - 2 - 5>各国別PCT出願順位



WIPO統計は国際事務局受付日を基準としている為、韓国の特許庁の受付現況と若干の差がある。

- WIPO統計基準：4,422件、韓国特許庁統計基準：4,690件

2. 内国民のPCT国際出願動向分析

イ. 国内10大PCT多出願企業（法人）の動向

2005年のPCT多出願企業の出願現況を調べてみると、10大多出願法人の比重が持続的に増加していると判明した。上位10大多出願法人の出願件数は1,583件と、総出願件数の33.8%を占めている。2004年の1,138件（全体の31.9%）に比べ、445件増えた。法人の総出願件数（3,486件）のうち、上位10大多出願法人の出願件数が占める比率は04年の45.9%（1,138件）から05年には45.4%（1,583件）と0.5%減少した。

このような現象は昨年に続き、三星電子、LG電子等の国内大手企業がPCT国際出願のメリットを十分に活用し、先進国型海外出願戦略として活用していることを意味する。特に、2003年度を除いて、最近5年間1位だった三星電子（株）は2004年の405件から、2005年には463件を出願し、14.3%の増加率を示しながら、1位を固持している。

一方、2004年に10位圏内であったユーティースターコム코리아（株）、CJ（株）、LG電線（株）、（株）LG生命科学、韓国生命工学研究院は10位圏外に順位を落とした。また、韓国科学技術研究院、ソウル大学産学協力財産、LGイノテック（株）が新たに10位圏内に突入し、情報通信分野の海外特許獲得の為の努力を注いでいる。

<表 - 2 - 21>国内10大PCT多出願企業（法人）の現況

（単位：件）

順位	法人名	02	03	04	05
1	三星電子（株）	185	220	405	463
2	（株）LG電子	140	256	322	432
3	（株）LG化学	39	38	104	211

順位	法人名	02	03	04	05
4	韓国電子通信研究院	17	42	100	182
5	NHN(株)	1	4	27	91
6	SKテレコム	16	27	30	58
7	韓国科学技術研究院	*	*	*	43
8	ソウル大学産学協力財産	*	*	*	38
9	LGイノテック(株)	*	*	*	33
10	第一毛織(株)	3	7	19	32
計					1,583

* は2004年までは10位以内にランクされなかった企業

ロ．個人対法人の出願比率

2000年以降2002年まで減少してきた個人出願比率は2003年に一時的に小幅増加の傾向を示したが、2004年には再び減少傾向となり（39% 30%）、法人出願比率について増加傾向を示している（61% 70%）。

2000年以降2002年まで減少し続けていた個人出願比率が2004年に続き減少（30% 26%）傾向を示し、法人出願比率は増加（70% 74%）傾向を示している。

<表 - 2 - 22>個人出願対法人出願の現況

（単位：件、%）

区分 \ 年度	01	02	03	04	05
個人 (比率)	1,002 (44%)	893 (36%)	1,159 (39%)	1,087 (30%)	1,204 (26%)
法人 (比率)	1,312 (56%)	1,618 (64%)	1,783 (61%)	2,478 (70%)	3,486 (74%)
計	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690

八．技術分野別出願動向

IPC分類による技術分野別出願件数は転送（transmission）と電気によるデジタルデータ処理がそれぞれ237件（5.1%）と最も多く、続いてデジタル情報の転送、画像通信、半導体装置等の順に多かった。

<表 - 2 - 23>技術分野別出願現況

（単位：件、%）

順位	技術分野	IPC	件数	占有率 (%)
1	転送（transmission）	H04B	237	5.1
1	電気によるデジタルデータ処理	G06F	237	5.1
2	デジタル情報の転送、例）電信通信	H04L	147	3.1
3	画像通信、例）テレビ	H04N	79	1.7
4	半導体装置	H01L	75	1.6
5	情報通信技術のうち選択（selecting）	H04Q	55	1.2
6	記録媒体と変換機間の相対的な運動に基づく情報記録	G11B	52	1.1
7	医薬品、歯科用または化粧用製剤	A61K	29	0.6
8	酵素または微生物を含む測定またはそのテスト方法；または、その為の造成物または試験紙；その造成物を調製する方法；微生物学的または酵素学的方法における状態応答の制御	C12Q	25	0.5
9	様々なものに応用される物質のうち、他に分類されていないもの	C09K	23	0.5
10	微生物または酵素；微生物の保存、維持、増殖	C12N	22	0.5
11	その他		3,709	79.1
計			4,690	100.0

二．PCT-EASY（FD出願）及びE-filing（電子出願）による出願動向

PCT-EASYによる出願は 04年の1,310件（36.7%）から、05年には829件（17.7%）に19%減少し、E-filingによる出願は 05年2,965件（63.2%）に急浮上している。

PCT-EASY（Electronic Application SYstem）出願時には国際出願手数料のうち、

100スイスフラン（約73,000ウォン）を、E-filing出願時には300スイスフラン（約220,000）を減免する為、出願人の費用節減効果が現れている。また、2005年2月からはオンライン電子出願制度が施行され、E-filingによる出願比率が更に高くなってきている（2005年12月現在77.3%）。

ホ．PCT国際出願の言語別現況

2005年の韓国語によるPCT出願件数は2,856件と、総出願件数の60.9%を記録し、2004年度に比べ、全体出願のうち占める比率が2.3%増加したことになる。韓国語による出願時、出願人は優先日から14ヶ月以内に英語翻訳文を提出すればいいという出願時の利便性がある為、継続して増加すると展望される。

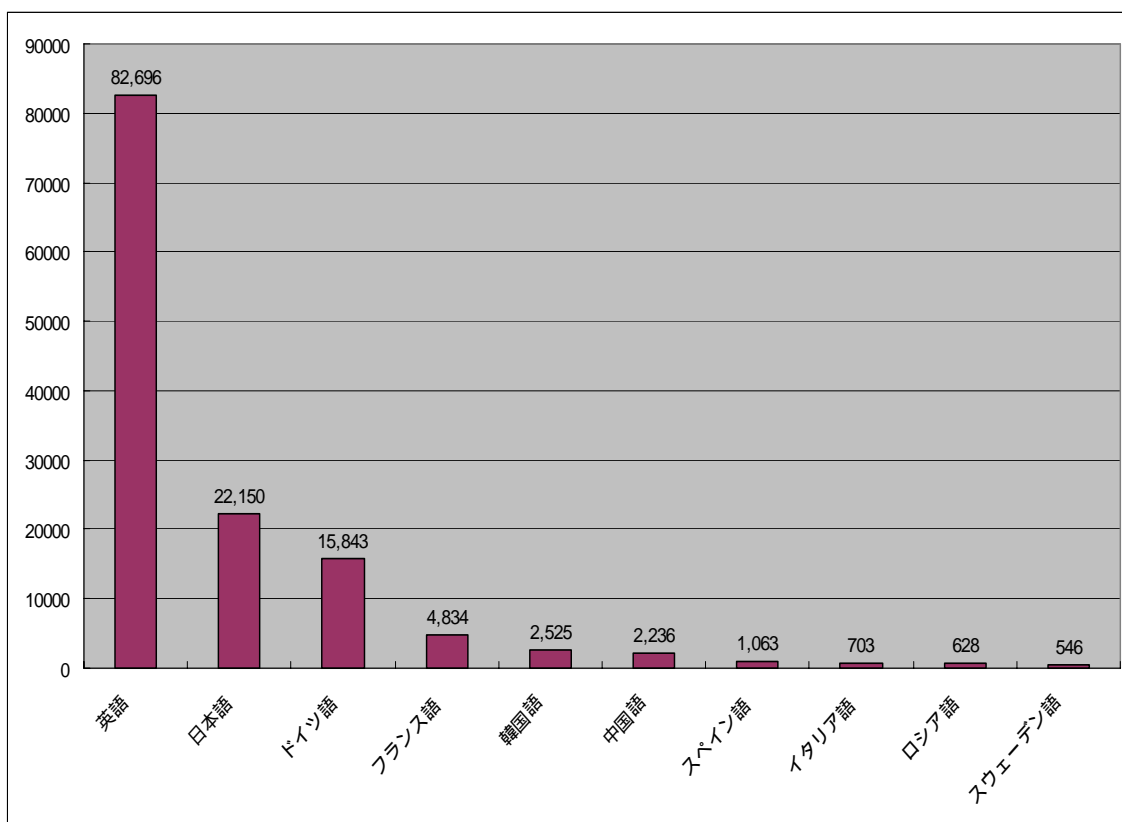
<表 - 2 - 24>国内言語別PCT国際出願の現況

（単位：件、%）

言語別	韓国語	英語	日本語	計
出願件数	2,856	1,833	1	4,690
比率（%）	60.9	39.08	0.02	100.0

2005年度PCT言語別出願現況を調べてみると20個余りの言語で134,506件が出願されており、そのうち韓国語での出願は2,525件で世界第5位を記録していることが分かる。韓国語による出願が99年12月1日から始まったことを考慮すれば、短時間のうちに世界で5番目に多くなったということは驚く程の成果と言える。

<図 - 2 - 6>世界言語別PCT国際出願の現況



言語別	英語	日本語	ドイツ語	フランス語	韓国語	中国語	スペイン語	イタリア語	ロシア語	スウェーデン語
出願件数	82,696	22,150	15,843	4,834	2,525	2,236	1,063	703	628	546
占有率(%)	61.5	16.5	11.8	3.6	1.9	1.7	0.8	0.5	0.5	0.4

へ . PCT国際出願予想件数

PCT国際出願の最近5年間の平均増加率は25.1%を示している。1999年12月から韓国が国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を遂行しており、韓国語による

国際出願が可能になった為、継続的に増加し続けると予想される。2006年の予想出願件数は2000年以降鈍化してきている増加率を考慮する場合、今年にも大幅の増加は期待できないが、大手企業のPCT出願が増加していることを考慮すれば、約23%程度増加した5,700件余りになると予想される。

分析	年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006 (予想)
	出願件数		2,314	2,511	2,942	3,565	4,690
前年対比 増減率 (%)		47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	約 23.0

2006年6月現在の前年同期対比増減率は24.0%

ト．韓国特許庁に依頼される国際調査及び国際予備審査請求の予想件数

2005年総出願のうち、韓国の特許庁を国際調査機関として選択した比率は82.5%、国際予備審査請求率は14.0%を記録した。したがって、2006年の国際調査件数は総予想出願（5,700件余り）のうち、90%の5,130件余りになると推定される。国際予備審査件数は15%の855件余りになると予想される。

分析	年度	2002	2003	2004	2005	2006 (予想)
	国際調査件数 (%)		2,224 (88.6)	2,462 (83.7)	3,109 (87.2)	3,870 (82.5)
国際予備審査件数 (%)		1,365 (54.4)	1,079 (36.7)	928 (26.0)	655 (14.0)	915

チ．外国人のPCTによる国内特許出願（指定官庁国内段階進入）予想件数

2000年以降増加の傾向が弱くなり、2003年にはマイナス成長を記録した。これは

2003年3月12日から国内段階の進入期間が一律的に優先日から30ヶ月であることを適用されることになり、優先日から20ヶ月で国内段階に進入しなければならない出願が10ヶ月遅れることになった為と分析される。その為、2004年には2003年対比で24.7%も急増し、2005年には15.6%の増加率を示した。2006年の予想件数は最近2年間の平均増加率を考慮した場合、20%程度増加した29,400件余りと予想され、韓国の経済規模が徐々に大きくなるにつれ、国際特許出願による外国企業の国内技術市場攻略が更に強くなると予想される。

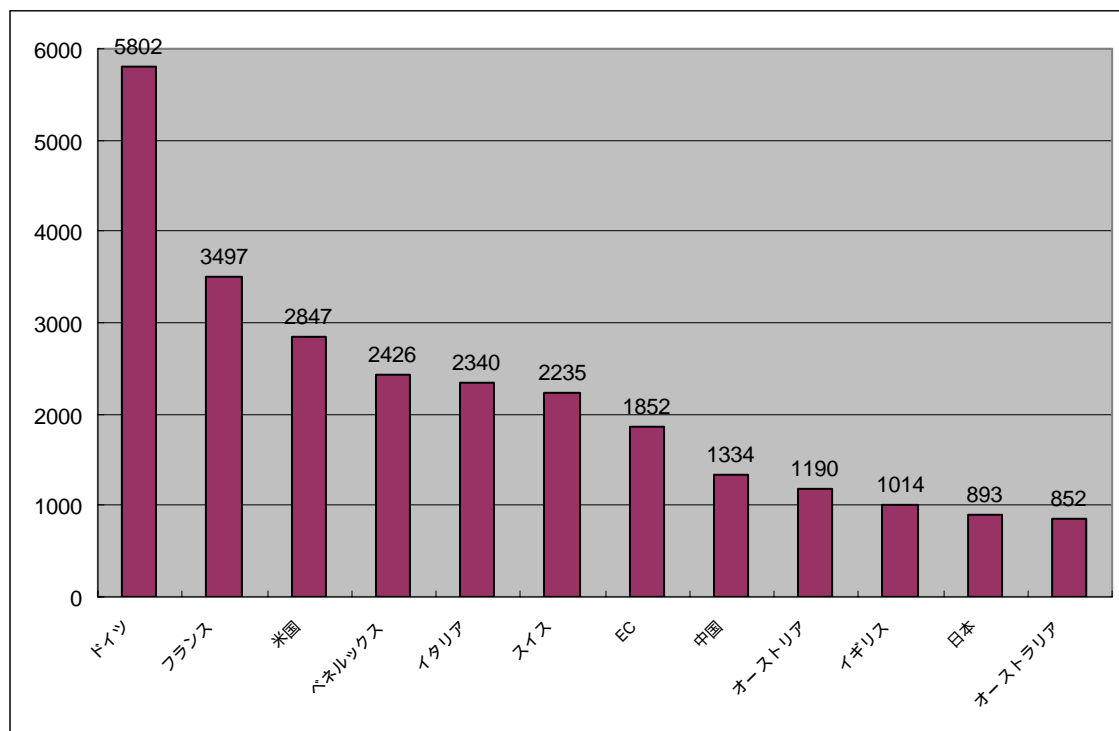
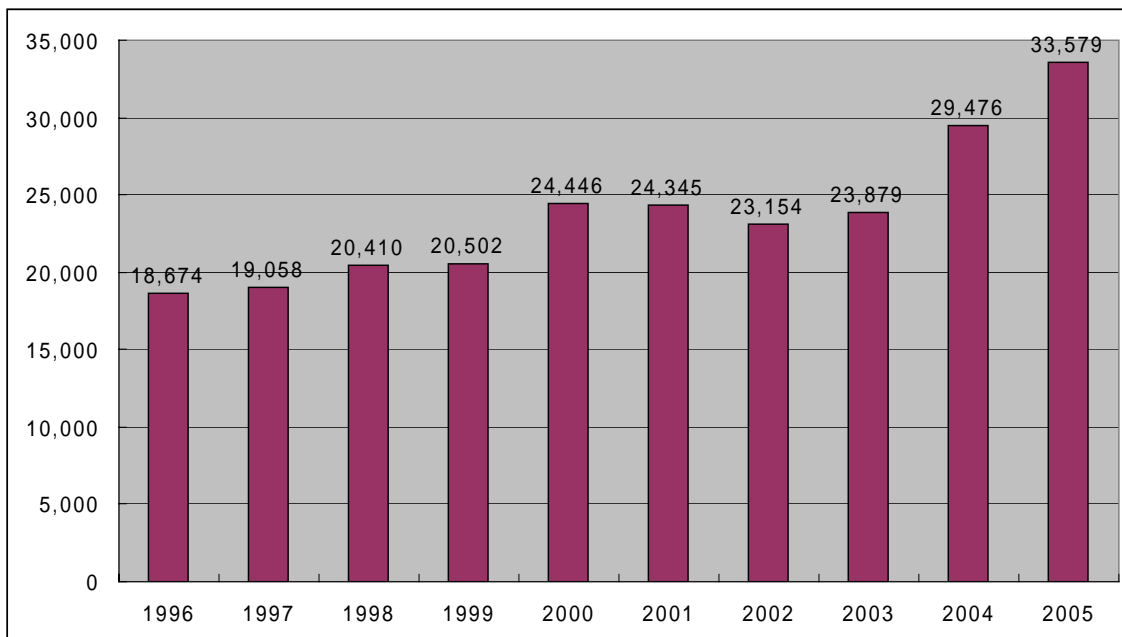
分析	年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006 (予想)
	出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	29,378
増減率 (%)	10.4	7.1	5.0	24.7	15.6	20.0	

3. マドリッド国際商標の出願動向

イ. 2005年世界国際商標出願の現況

1) 世界国際出願商標出願の現況

2005年世界総国際商標出願件数は33,579件であり、2004年(29,476件)に比べ、4,103件(13.9%)増加した。また、韓国の出願件数は2004年(81件)に比べ、67件(16.5%)が増加した148件であり、2005年に世界で26番目に多くの国際商標を出願した国となった。

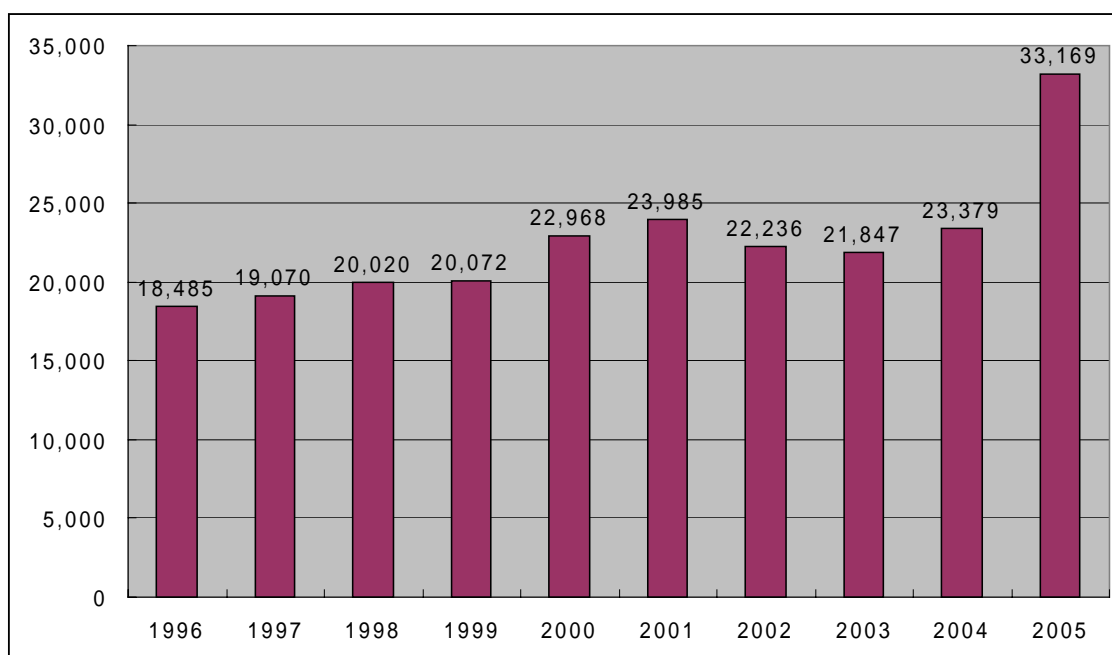


WIPO統計は国際事務局受付日を基準にしている為、韓国の受付現況と若干の差がある。

WIPO統計基準：148件、韓国特許庁統計基準：154件

2) 世界国際登録現況

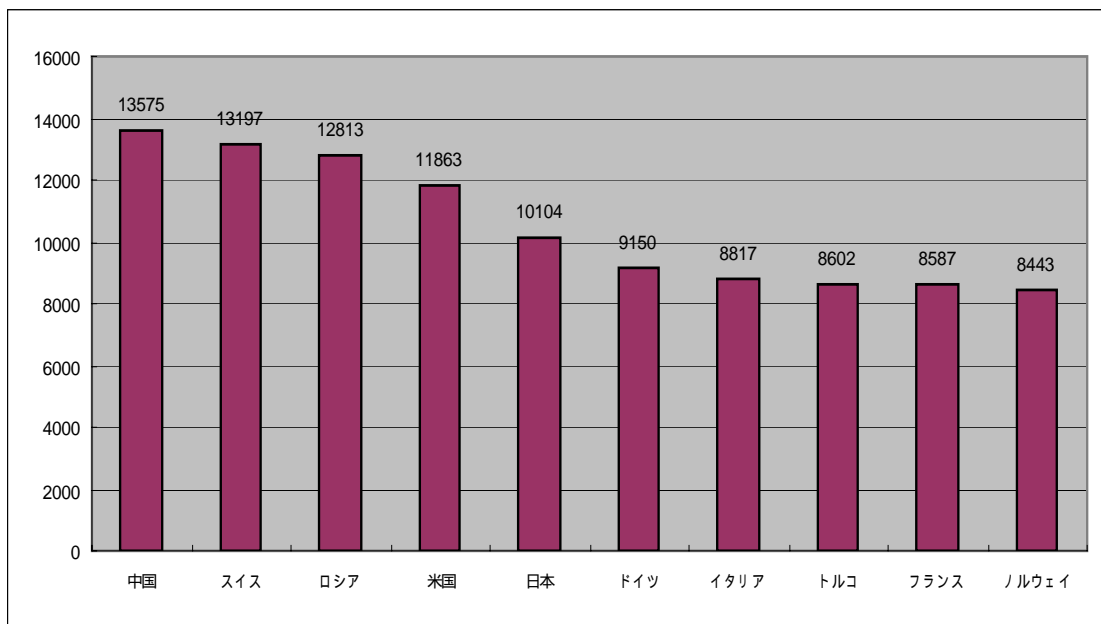
2005年度に国際登録された総標章件数は33,169件であり、韓国を本国とする国際出願は111件が登録された。



資料：WIPO統計基準

3) 世界10大指定国現況

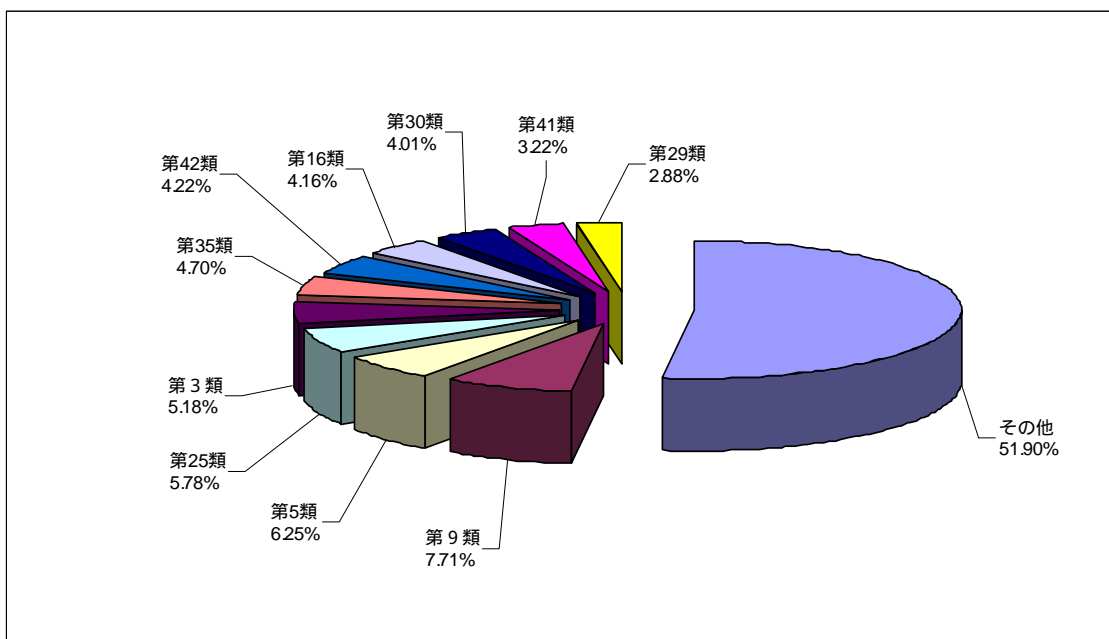
2005年度世界10大指定国は中国、スイス、ロシア、米国の順であり、この中で韓国を指定した出願は7,160件で、世界18位を記録した。



資料：WIPO統計基準

4) 世界10大商品及びサービス分野別の出願現況

NICE分類による2005年度の10大国際商標出願の産業分野（多類出願を含む）は機械・電気機械・輸送機械器具類、薬剤類、衣類・靴・帽子類の順に出願が多かった。



順位	分類説明	分類記号	件数	占有率 (%)
1	科学、航海、測量、電気、写真、映画、工学、計量、測定、信号、検査（監視、救命及び教育用機器；パソコン等	第9類	66,304	7.71
2	薬剤、獣医科用薬剤；医療用衛生剤；食餌療法剤、幼児用食品；消毒剤、殺菌剤、除草剤	第5類	53,785	6.25
3	衣類、靴、帽子	第25類	49,721	5.78
4	漂白剤及びその他洗濯製剤；清浄剤、光沢剤、研磨剤；石鹼；香料、精油、化粧品、ヘアローション；歯磨き粉	第3類	44,553	5.18
5	広告業；企業管理業；企業経営業；事務処理業	第35類	40,403	4.70
6	科学的、技術的サービス業及び関連研究・デザイン業；産業分析及び研究サービス業；コンピュータハードウェア及びソフトウェアのデザイン及び開発業；法律サービス業	第42類	36,283	4.22
7	紙、板紙及び紙または板紙製品のうち、他類に含まれないもの；印刷物；文房具用品；文房具用または家庭用接着剤；包装用プラスチック材料（他類に含まれるものは除く）等	第16類	35,769	4.16
8	コーヒー、茶、ココア、砂糖、米、代用コーヒー；穀粉及び穀物調製品、パン、菓子、アイス；蜂蜜、糖蜜；酵母、ベーキングパウダー等	第30類	34,497	4.01
9	教育業；訓練提供業；芸能業；スポーツ及び文化活動業	第41類	27,684	3.22
10	肉類、魚類、家禽類；乾燥及び加工した果実及び野菜；牛乳及びその他乳製品；食用油脂等	第29類	24,745	2.88
計				48.09

資料：WIPO統計基準

5) 世界10大国際登録名義人

2005年8月31日を基準に、最多の国際登録を保有している人はドイツのヘンケル、スイスのノバティス、ベルギーのヤンセンの順である。

順位	企業名	国籍	保有件数
1	Henkel	Germany	2,731
2	Novartis	Switzerland	1,943
3	Janssen Pharmaceutica N.V.	Belgium	1,763
4	L'Oréal	France	1,648
5	Unilever	Netherlands	1,599
6	Sanofi-Aventis	France	1,495
7	Société des produits Nestlé	Switzerland	1,442
8	Bayer AG	Germany	1,280
9	Siemens	Germany	1,175
10	ITM Entreprises S.A.	France	1,072

資料：WIPO統計基準

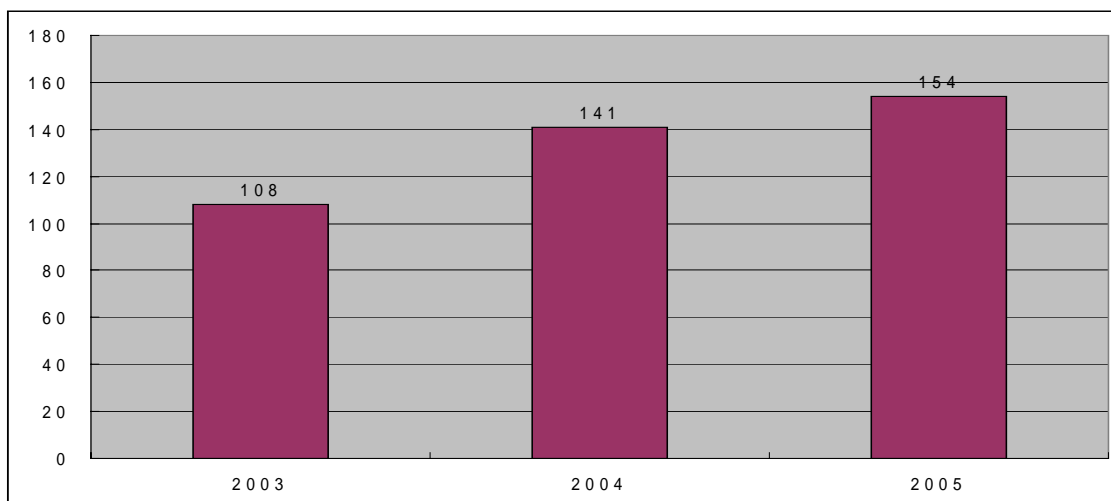
ロ．2005年国内国際商標出願の現況

1) 内国民の国際商標出願現況

2005年度韓国の特許庁を本国官庁とし、受け付けた国際商標出願は154件と、2004年の141件に比べ9.22%が増加した。

WIPO統計は国際事務局受付日を基準にしている為、韓国の受付現況と若干の差がある。

WIPO統計基準：148件、韓国特許庁統計基準：154件



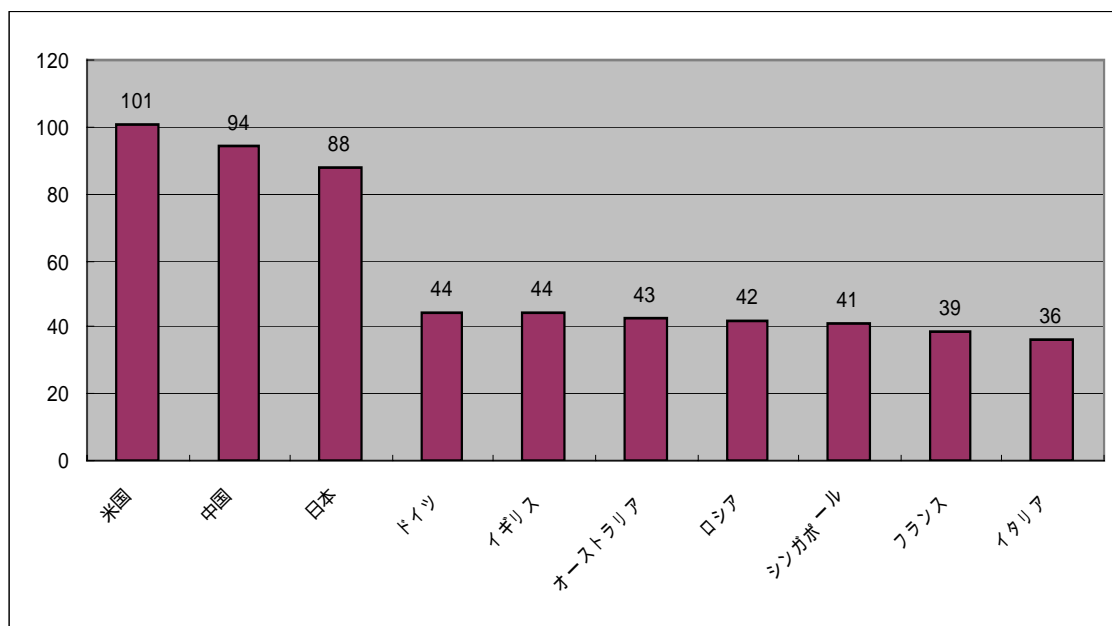
2) 内国民の国際商標電子出願の現況

2003年4月に制度を施行してからオンライン電子出願制度ができるようになり、電子出願の比率が年平均30%にも上っている。

区分	年度	03	04	05
	電子出願件数(比率)		37(34%)	44(31%)
書面出願件数(比率)		71(66%)	97(69%)	115(75%)
計		108	141	154

3) 内国民の国際商標出願10大指定国の現況

2005年度に韓国の特許庁を本国官庁として受け付けた国際商標出願の10大指定国は米国、中国、日本、ドイツ、イギリス、オーストラリア、ロシア、シンガポールの順に多い。



4) 国内10大国際商標多出願人(企業)

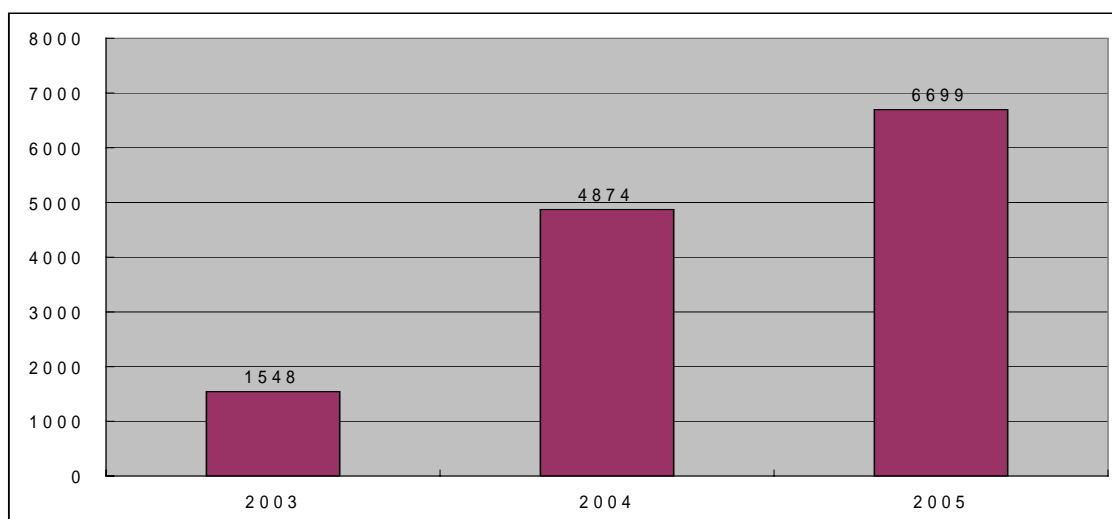
2005年度国内10大国際商標多出願人は三星電子(株)、(株)コリス、(株)ジーエスホールディングス、(株)ウェブジェン、ハン・ナムヒ、ナムファ通商(株)の順である。

順位	出願人名	出願件数
1	三星電子株式会社	8
2	株式会社コリス	5
3	株式会社ジーエスホールディングス	5
4	(株)ウェブジェン	4
5	ハン・ナムヒ	4
6	ナムファ通商(株)	4
7	エルエス電線株式会社	3
7	株式会社ベクサン商事	3

順位	出願人名	出願件数
7	リ・ギョンス	3
7	(株)ハンモッコーポレーション	3
7	株式会社韓国ヤクルト	3

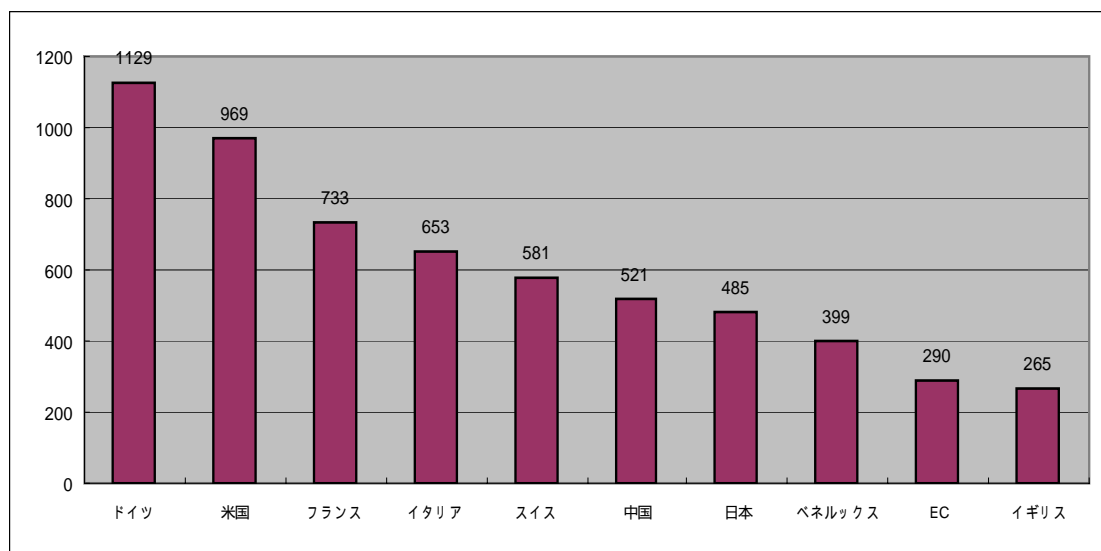
5) 外国人の韓国指定国際商標登録出願の現況

2005年度に韓国を指定した国際商標登録出願件数は6,699件であり、これは国内商標登録出願件数(115,014件)の5.82%で、2004年に比べると37%増加した。



6) 韓国指定10大締約国

2005年度に韓国を指定した10大締約国(外国国際商標登録出願人の国籍)はドイツ、米国、フランス、イタリア、スイス、中国、日本の順であった。



7) 韓国指定10大国際登録名義人

2005年度に韓国を指定した10大国際登録名義人はオランダのフィリップスエレクトロニクス、ドイツのアルタナ、デンマークのルンドベック、米国のキャラウェイの順であった。

順位	出願人	国籍	件数
1	Koninklijke Philips Electronics N.V.	オランダ	44
2	ALTANA Pharma AG	ドイツ	42
3	H. Lundbeck A/S	デンマーク	28
4	Callaway Golf Company	米国	26
5	AstraZeneca AB	スウェーデン	25
5	RIGHT-ON CO., LTD.	日本	25
7	Tempur World, LLC	米国	24
8	RED BULL GMBH	オーストリア	22
9	Japan Tobacco Inc.	スイス	20
9	SCHERING AKTIENGESELLSCHAFT	ドイツ	20
9	Société des Produits Nestlé S.A.	スイス	20

八. 2006年の国際商標出願展望

1) 内国民の国際商標出願予想件数

2003年4月から施行されたことを考慮した国際商標出願の年平均増加率は3.57%に過ぎないが、2004年対比2005年の増加率（9.2%）や2006年6月基準の前年同期対比増加率（9.1%）を考慮すると、2006年の出願件数は前年対比で10～15%増加した約170件を記録すると予想される。

分析	年度	2003	2004	2005	2006（予想）
	出願件数		108	141	154
増減率（%）		-	30.6	9.2	約 15.0

2）外国人の韓国指定国際商標登録出願の予想件数

2003年4月から施行されたことを考慮した韓国指定国際商標登録出願の年平均増加率は86.79%であるが、2004年対比2005年の増加率（34.7%）や2006年6月基準の前年同期対比増加率（27.3%）を考慮すると、2006年の出願件数は前年対比で30～35%増加した約9,000件を記録すると予想される。

分析	年度	2003	2004	2005	2006（予想）
	出願件数		1,548	4,874	6,699
増減率（%）		-	214.9	37.4	約 35

4．PCT及びマドリッド国際出願活用力量の強化

イ．PCT国際出願を奨励する為の冊子の発刊及び配布

国内出願に比べ、手続きが複雑なPCT国際出願制度の理解を助け、強力な海外特許を獲得しようとする国内出願人のPCT国際出願の奨励及び権利化の為に「PCT国際出願

ガイド」、「PCT国際出願総論」等を発刊し、配布した。

ロ．PCT国際出願説明会の開催

最近進行されているPCT制度の改革動向や展望、PCT国際出願戦略を紹介し、国際調査・国際予備審査の手続き及び活用要領、PCT電子出願制度等、PCT出願実務を提供することで、国内出願人のPCT活用力量を強化しようと、ソウル・釜山・大田等を巡回しながら3回に渡ってPCT国際出願説明会を開催した。その結果、弁理士及び町事務所職員、企業の職員、個人発明家等が参加し、盛況に終了した。

ハ．マドリッド国際商標登録制度のホームページ構築

出願人のみならず、一般人がマドリッド議定書による国際商標の登録制度に対する理解を深める為、いつでもどこでも簡単に接近し、情報を利用できるよう、マドリッド制度の為の専用ホームページ（www.madrid.go.kr）を構築した。

ニ．国際商標出願奨励を奨励する為の冊子の発刊及び配布

国内商標出願手続きよりは難しく感じられる国際商標出願の手続きを詳細にガイドし、出願人が自宅またはオフィスで容易に電子出願による出願ができるよう、「マドリッド議定書による国際商標電子出願ガイド」という冊子を発刊し、配布した。

ホ．マドリッド国際商標出願制度施行の3周年記念セミナー開催

2006年4月にマドリッド制度施行3周年を迎え、これを記念するセミナーがソウルで開催された。今回開催されたセミナーには世界知的所有権機関（WIPO）の担当部署長が特別講師として参加し、国際商標出願の為のノウハウを整理した各種の資料とマニュアルが入ったSolution Packを参加者全員に配布し、参加者には非常に好評であった。

第3節 登録

顧客サービス本部登録サービスチーム行政事務官 ジョ・ジョンホ

1. 新規設定登録の現況

イ. 2005年の新規登録設定は198,094件で、前年対比で19.8%増加した。

ロ. 産業財産権の新規設定登録を各権利別に調べてみると、特許、デザイン、商標は前年対比でそれぞれ49.8%、9.6%、13.2%の増加を示したが、実用新案の場合は4.3%減少した。

(単位：件、%)

権利	年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
特許		34,675 (0.8)	45,298 (30.6)	44,165 (2.5)	49,068 (11.1)	73,512 (49.8)
実用新案		43,842 (5.0)	39,957 (8.9)	37,272 (6.7)	34,182 (8.3)	32,716 (4.3)
デザイン		18,650 (1.0)	27,235 (46.0)	28,380 (4.2)	31,021 (9.3)	33,993 (9.6)
商標		33,683 (9.2)	40,588 (20.5)	46,023 (13.4)	51,104 (11.0)	57,873 (13.2)
合計		130,850 (3.5)	153,078 (17.0)	155,840 (1.8)	165,375 (6.1)	198,094 (19.8)

注) ()内は前年対比増減率

2. 産業部門別特許・実用新案の新規登録現況

イ. 2005年度全体新規設定登録件数のうち、技術発展の牽引車の役割をする特許・実用新案の登録件数は106,228件である。

ロ．産業部門別登録現況を調べてみると、電気通信分野が38.8%、機械分野が20.0%を示し、この二つの分野の占有率が58.8%と他産業分野に比べ、高い比重を占めている。化学は10.1%、土木建設は8.4%、雑貨は7.5%であった。

ハ．産業部門別前年対比増減率を調べてみると、化学一般部門では42.1%、機械部門では34.6%、採光金属部門では31.4%等、全部門で増加を示しており、全体的にも25.4%増加した。

(単位：件、%)

区分	機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採光 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	合計
登録	21,214	10,729	2,486	41,246	8,946	3,194	6,757	1,353	2,307	7,996	106,228
占有率	20.0	10.1	2.3	38.8	8.4	3.0	6.4	1.3	2.2	7.5	100
前年 対比	27.9	53.1	19.6	33.5	6.8	32.7	26.8	17.3	6.8	10.1	27.6

3．個人・法人、内・外国人別の新規登録現況

イ．2005年度新規設定登録件数のうち、個人と法人の占有率を調べてみると、個人が32.8%、法人が67.2%と、前年に比べほとんど変化がないが、徐々に法人の比率が高くなっていく傾向にある。

ロ．内国民と外国人の占有率の面においても、内国民が84.0%、外国人が16.0%と、ほとんど変化がない。外国人による登録を国家別に分けてみると、計31,779件のうち、日本が15,022件(47.3%)、米国が7,527件(23.7%)と、この両国が登録件数の多くを占めている。

ハ．外国人登録件数のうち、国家別、権利別の上位国家を調べてみると、日本、米国、ドイツは特許及び実用新案が相対的に多く、フランス、イギリス、スイス、オランダは商標登録が多いことが分かる。

(単位：件、%)

区分		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	前年対比
個人	個人	49,640 (37.9)	56,443 (36.9)	55,117 (35.4)	57,635 (34.9)	64,936 (32.8)	12.7
	法人	81,210 (62.1)	96,635 (63.1)	100,723 (64.6)	107,740 (65.1)	133,158 (67.2)	23.6
内外 国人	内国民	109,450 (83.6)	127,588 (83.3)	130,520 (83.8)	139,549 (84.4)	166,315 (84.0)	19.2
	外国人	21,400 (16.4)	25,490 (16.7)	25,320 (16.2)	25,826 (15.6)	31,779 (16.0)	23.1
合計		130,850 (100.0)	153,078 (100.0)	155,840 (100.0)	165,375 (100.0)	198,094 (100.0)	19.8

注) ()内は占有比率

(単位：件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	スイス	オランダ	イギリス	その他	合計
登録	15,022	7,527	2,303	1,164	734	680	535	3,814	31,779
占有率	47.3	23.7	7.2	3.7	2.3	2.1	1.7	12.0	100.0

4. 年次登録現況

イ. 産業財産権は新規設定登録以降にも所定の年次登録料を権利の存続期間の間納付しなければ権利として存続できない。

ロ. 年次登録は権利者の産業財産権の保有・活用意志を示す指標であり、2005年には333,175件で前年に比べ10.2%増加した。権利別には特許、実用新案、デザインがそれぞれ12.9%、3.4%、14.6%増加したことが分かった。

(単位：件、%)

年度 権利	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
特許	103,780 (53.9)	143,550 (38.3)	154,575 (7.7)	165,648 (7.2)	186,949 (12.9)
実用新案	61,310 (70.7)	79,620 (29.9)	85,776 (7.7)	92,952 (8.4)	96,077 (3.4)
デザイン	35,064 (16.3)	38,465 (9.7)	40,725 (5.9)	43,741 (7.4)	50,149 (14.6)
合計	200,154 (49.9)	261,635 (30.7)	281,076 (7.4)	302,341 (7.6)	333,175 (10.2)

注) ()内は前年対比の増減率

5. 登録・消滅・存続権利の現況

イ. 韓国の産業財産権登録は1948年の11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)を初めに、2005年末現在は計2,034,478件が登録され、そのうちの存続件数は1,306,359件である。存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決等で消滅した権利は728,119件であり、全体登録件数の35.8%を占めている。

ロ. 内国民と外国人で区分してみると、内国民の場合は計1,589,846件のうち、存続権利は1,012,031件であり、消滅権利は577,815件である。外国人の場合は計444,632件のうち、存続権利が294,328件であり、消滅権利は150,304件である。

(単位：件、%)

権利		内国民		外国人		内・外国人		占有率		
		2005年	累計	2005年	累計	2005年	累計	登録	消滅	存続
特許	登録	53,416	325,653	20,093	194,368	73,509	520,021	25.6		
	消滅	12,902	68,571	11,286	70,727	24,188	139,298		19.1	
	存続	40,514	257,082	8,807	123,641	49,321	380,723			29.2
実用新案	登録	32,104	366,082	612	13,052	32,716	379,134	18.6		
	消滅	36,263	174,842	636	9,234	36,899	184,076		25.3	
	存続	4,159	191,240	24	3,818	4,183	195,058			14.9
デザイン	登録	31,039	353,149	2,952	31,646	33,991	384,795	18.9		
	消滅	16,256	201,002	1,047	16,391	17,303	217,393		29.9	
	存続	14,783	152,147	1,905	15,255	16,688	167,402			12.8
商標	登録	49,751	544,962	8,121	205,566	57,872	750,528	36.9		
	消滅	13,228	133,400	4,283	53,952	17,511	187,352		25.7	
	存続	36,523	411,562	3,838	151,614	40,361	563,176			43.1
合計	登録	166,310	1,589,846	31,778	444,632	198,088	2,034,478	100.0		
	消滅	78,649	577,815	17,252	150,304	95,901	728,119		100.0	
	存続	87,661	1,012,031	14,526	294,328	102,187	1,306,359			100.0

6. 国際商標（マドリッド）登録の現況

イ．韓国がマドリッド議定書に加入して以来、2004年4月27日に初めて国際商標を登録した。2005年末現在には計3,725件が登録されており、国家別にはドイツ、フランス、スイス、イタリア等のヨーロッパの国々がそのほとんどを占めている。

ロ．現在は新規設定登録業務のみ発生しているが、今後国際商標登録に関する商標権の移転、変更、放棄等の諸般登録業務も発生し、その数字も増加すると予想される。

(単位：件、%)

区分	ドイツ	スイス	フランス	イタリア	米国	ベネルックス	日本	その他	合計
登録	940	437	396	353	317	286	266	730	3,725
占有率	25.2	11.7	10.6	9.5	8.5	7.7	7.2	19.6	100.0

7. 消滅した権利回復制度の導入

イ. 導入背景

1) 既存の消滅権利回復制度は特許権者等が責任を取れないという事由により、追加納付期間及び保全期間以内に登録料を納付しなかった為に権利が消滅された場合、その事由が終了した日から14日以内に回復登録を申請すれば、権利を回復するようにしている。しかし、実質的には登録権利者の無過失責任を立証することが難しく、現実的に適用した事例がない。

2) したがって、特許権者等の権利を保護し、強化する為、過失により、登録料を未納し、消滅された権利が実施中の場合には回復可能にする制度を新たに導入した。

ロ. 主要内容

1) 特許権者等が追加納付期間または保全期間内に年次登録料を納付できず、実施中の権利が消滅した場合、その権利を回復登録する為には追加納付期間または保全期間の満了日から3ヶ月以内に回復登録を申し込み、正常登録料の3倍を納付しなければならない。

2) 同制度は2005年9月1日から施行している。

八. 期待効果

1) 従来の責任が取れない事由の他に、実施中の権利についても制限的に回復できる制度を導入することで、総回復対象の124件のうち、85.5%の106件の権利が回復され、個人または法人の経済活動の活性化に寄与した。

(単位：件、%)

区分	2005年		
	回復対象件数	回復件数	権利回復率
特許	39	33	84.6
実用新案	68	58	85.3
デザイン	17	15	88.2
合計	124	106	85.5

8. 登録税（地方税）統合徴収の実施

イ. 導入背景

1) 従来は商標権の設定及び特許権等の移転登録の為には、地方税法第145条及び第146条の規定による登録税を管轄の市・郡・区に事前納付した後、その領収証を登録申請書に添付し、書面にて提出するようになっていた。その為、特許庁と金融機関の重複訪問及び登録申請書のオンライン利用不可による不便があった。

2) また、登録公務員は登録後、登録税の領収証を登録申請書から切り取り、253の市・郡・区別に区分し、発送する手間があった。しかし、特許庁長が登録税を特別徴収できるようにすることで出願人の不便を解消し、不必要な行政需要を減少させようと努力した。

ロ. 主要内容

1) 登録税を登録料と統合徴収できるように地方税法が改正され、2005年7月1日からは出願人が商標権の設定及び特許権等の移転登録をしようとする場合、登録申請書を特許庁に提出した後、登録料と登録税を一括して金融機関に納付しなければならない。

2) また、登録申請書が受理され、登録が行われた場合、登録公務員は管轄市・郡・区に登録内訳及び登録税を送付する。

八．期待効果

1) 登録税を登録料と統合徴収できるように地方税法が改正され、2005年7月1日からは出願人が商標権の設定及び特許権等の移転登録をしようとする場合、登録申請書を特許庁に提出した後、登録料と登録税を一括して金融機関に納付しなければならない。

2) また、登録申請書が受理され、登録が行われた場合、登録公務員は管轄市・郡・区に登録内訳及び登録税を送付する。

第4節 審査

1. 総括

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ジョ・ソンチョル

2005年の審査処理総件数は347,681件と、前年度の309,966件より12.2%増加した。これを権利別に調べてみると特許が132,652件、商標が124,892件、デザインが40,820件と、前年対比でそれぞれ32.9%、0.7%、7.5%増加した。一方、実用新案は49,317件と、前年に比べ7.6%減少した。

このように審査処理件数が増加したことは先行技術調査のアウトソーシングを拡大し、特許行政の電算システムを高度化する等、持続的な努力を注ぐと同時に2005年中に特許審査官170名、6、7級審査補助人員を30名増員したことに起因していると分析される。

<表 - 2 - 25>権利別審査処理の現況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
1999	86,978	57,722	144,700	26,324 (28,553)	72,908 (93,427)	243,932 (266,680)
2000	68,338	68,779	137,117	27,540 (29,446)	83,358 (110,181)	248,015 (276,744)
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,040)	267,372 (305,380)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	99,826	53,389	153,215	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	309,966 (351,442)
2005	132,650	49,317	181,967	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	347,681 (394,956)

- 注) 1. その他処分(審査請求前取り消し、放棄、無効等)を含む
2. 99年までは審査終結基準であり、2000年度以降は1次審査処理基準である。
3. デザイン・商標の場合()内は複数デザイン・多類基準である。

2. 特許及び実用新案

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ジョ・ソンチョル

イ. 特許出願の審査

特許出願の1次審査処理件数は132,650件で、前年対比で32.9%増加した。このうち、16.5%に当たる21,860件を登録決定し、81.4%に当たる106,098件に対しては意見提出通知を出した。1次審査に所要された期間は審査請求日から平均17.6ヶ月と、2004年の21.0ヶ月より3.4ヶ月短縮された。

<表 - 2 - 26>特許出願 1 次審査処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知等	取消・放棄	審査処理 期間
2005 年 (構成比)	132,650 (100)	21,860 (16.5)	108,041 (81.4)	2,749 (2.1)	17.6 ヶ月
2004 年 (構成比)	99,826 (100)	19,952 (20.0)	76,955 (77.0)	2,959 (3.0)	21.0 ヶ月
2003 年 (構成比)	93,433 (100)	19,505 (20.9)	71,526 (76.5)	2,402 (2.6)	22.1 ヶ月

審査を終結した件数は前年対比で30.6%増加した計118,092件であり、このうちの66.4%に当たる78,397件を登録査定し、31.3%に当たる36,946件を拒絶査定した。これは2004年と比べると、登録査定は6.1%増加し、拒絶査定は3.5%が減少した結果である。また、出願の取消・放棄・無効は2,749件と、全体審査終結処理量の2.3%に当たり、2004年に比べ37.8%減少した数値である。

<表 - 2 - 27>特許出願審査終結処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取消・放棄・無効
2005 年 (構成比)	118,092 (100)	78,397 (66.4)	36,946 (31.3)	2,749 (2.3)
2004 年 (構成比)	90,397 (100)	54,551 (60.3)	31,424 (34.8)	4,422 (4.9)
2003 年 (構成比)	79,980 (100)	48,047 (60.1)	28,077 (35.1)	3,856 (4.8)

このように 1 次審査処理量と審査終結処理量が大きく増加したのは顧客満足度の向上の為に審査処理期間を短縮しようとした、審査官増員等の効果に起因しているもの

と分析される。

ロ．実用新案出願の審査

旧実用新案の出願は実用新案先登録制度の施行（ 99年7月）以前に出願された件の審査請求分について審査が行われた為にその量が急激に減少し、2005年に1次審査は前年対比で98.0%が減少した17件を処理した。このうちの11.8%に当たる2件を登録決定し、88.2%に当たる15件については意見提出通知を行った。

<表 - 2 - 28>旧実用新案出願1次審査処理の現況

（単位：件、％）

区分	計	登録決定	意見提出 通知等	取消・放棄
2005年 (構成比)	17 (100)	2 (11.8)	15 (88.2)	-
2004年 (構成比)	866 (100)	238 (27.5)	612 (70.7)	16 (1.8)
2003年 (構成比)	2,230 (100)	701 (31.4)	1,509 (67.7)	20 (0.9)

審査を終結した件数は前年対比で87.8%減少した158件であり、このうちの53.2%に当たる84件を登録査定し、46.8%に当たる74件を拒絶査定した。

<表 - 2 - 29>旧実用新案出願審査終結処理の現況

（単位：件、％）

区分	計	登録決定	拒絶決定	取消・放棄
2005年 (構成比)	158 (100)	84 (53.2)	74 (46.8)	-

区分	計	登録決定	拒絶決定	取消・放棄
2004年 (構成比)	1,296 (100)	674 (52.0)	606 (46.8)	16 (1.2)
2003・ (構成比)	2,484 (100)	1,410 (56.8)	1,054 (42.4)	20 (0.8)

実用新案先登録出願は前年対比で2.9%減少した36,592件に対する基礎的な要件を審査し、このうちの75.7%に当たる27,717件について設定登録を依頼した。また、24.0%に当たる8,766件については補正命令等を通知した。

実用新案先登録出願の技術評価は前年対比で7.4%減少した13,353件を処理し、このうちの66.4%に当たる8,868件を登録維持決定し、33.6%に当たる4,485件については登録取消決定をした。

<表 - 2 - 30>実用新案先登録出願審査の現況

(単位：件、%)

区分	基礎的な要件審査				技術評価		
	登録 依頼	補正 命令等	取消 無効	計	登録 維持	登録 取消	計
2005年 (構成比)	27,717 (75.7)	8,766 (24.0)	105 (0.3)	36,592 (100)	8,868 (66.4)	4,485 (33.6)	13,353 (100)
2004年 (構成比)	29,482 (78.2)	7,502 (19.9)	646 (1.7)	37,694 (100)	9,686 (67.2)	4,730 (32.8)	14,416 (100)
2003年 (構成比)	37,096 (80.0)	8,742 (18.9)	510 (1.1)	46,348 (100)	9,483 (65.9)	4,907 (34.1)	14,390 (100)

注) 但し、技術評価で一部登録維持は登録維持に含まれる。

八．PCT出願の審査

PCT国際調査報告書は前年対比で24.5%増加した3,649件を作成し、見解においては前年対比で90.1%増加した3,663件を作成した。PCT予備審査報告書は前年対比で18.7%減少した841件を作成し、このうちの28.2%の237件については見解書を作成した。

<表 - 2 - 31>PCT国際調査及び予備審査の件数

(単位：件)

区分	国際調査			予備審査	
	国際調査報告書	不作成宣言書	見解書	予備審査報告書	見解書
2005	3,649	14	3,663	841	237
2004	2,932	19	1,927	1,035	448
2003	2,327	12	-	1,310	543

3. 商標及びデザイン

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 チャ・ヒョンリョル

イ. 商標登録出願の審査

商標登録出願の1次審査処理量は前年度に比べ、9.5%増加した171,000件であり、このうちの46.9%に当たる80,128件は公告決定、51.9%に当たる88,864件は意見提出通知を行った。

1次審査処理期間は審査期間の短縮の為に審査官の積極的な努力により、05年末基準で7.3ヶ月と、04年末の9.6ヶ月より、2.3ヶ月も短縮された。

<表 - 2 - 32>商標登録出願1次審査処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他通知	審査処理期間
2005年	171,000	80,128	88,864	2,008	7.3ヶ月
(構成比)	(100)	(46.9)	(51.9)	(1.2)	
2004年	156,147	75,389	79,441	1,317	9.6ヶ月
(構成比)	(100)	(48.3)	(50.9)	(0.8)	

注) 多類商標基準

審査を終結した件数は166,554件と、前年度に比べ、8.0%増加した。このうちの73.0%に当たる121,552件が登録決定され、登録決定率は前年度より0.7%減少した。一方、拒絶決定の件数は45,002件で、全体審査終結処理の27.0%に上った。

<表 - 2 - 33>商標出願登録審査終結処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2004年	166,554	121,552	45,002
(構成比)	(100)	(73.0)	(27.0)
2004年	154,183	113,691	40,492
(構成比)	(100)	(73.7)	(26.3)

注) 多類商標基準

ロ. デザイン登録出願の審査

デザイン登録出願の1次審査処理量は前年度に比べ、0.2%減少した41,987件であり、このうちの65.5%に当たる27,505件は登録決定、34.4%に当たる14,452件は意見提出通知を行った。

1次審査処理期間は 05年度末には6.7ヶ月と、04年末の6.8ヶ月に比べ、0.1ヶ

月が短縮された。

<表 - 2 - 34>デザイン登録出願1次審査処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出	その他通知	審査処理期間
2005年	41,987	27,505	14,452	30	6.7ヶ月
(構成比)	(100)	(65.5)	(34.4)	(0.1)	
2004年	42,080	27,502	14,081	37	6.8ヶ月
(構成比)	(100)	(65.4)	(33.5)	(0.1)	

注) 複数デザイン基準

審査を終結した件数は43,197件と、前年度より1.4%増加した。このうちの88.8%に当たる38,369件は登録決定され、登録決定率は昨年より0.2%増加した。一方、拒絶決定件数は4,707件であり、全体の11.2%に上った。

<表 - 2 - 35>デザイン登録出願審査終結処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2005年	43,197	38,369	4,707
(構成比)	(100)	(88.8)	(11.2)
2004年	42,615	37,765	5,850
(構成比)	(100)	(88.6)	(11.4)

注) 複数デザイン基準

第5節 審判

特許審判院審判行政チーム書記官 キム・ドンウック

1. 審判請求及び処理現況

イ. 権利別審判請求及び処理件数の現況

審判請求件数は2005年12,751件と、前年対比で31.9%増加した。権利別に調べてみると、特許が48.8%、商標が24.2%の高い増加率を示したが、デザインは11.8%、実用新案は5.0%の小幅減少を示した。特許、商標の審判請求件数が大幅増加した原因は知識財産の付加価値が高くなり、特に特許が商品に付随する補助的なものではなく、それ自体が独立的な経済価値を持ち、企業の盛衰を左右することができるからであると判断される。

一方、審判処理件数は2005年11,904件と、前年対比で34.1%の増加率を示した。審判処理件数が前年対比大幅増加したのは審判官の拡充、審判官一人当たりの審判処理目標の上向き調整、特許・実用新案や商標・デザイン間審判部の合理的な調整、審判処理事務システム改善等の革新活動成果に起因している。

<表 - 2 - 36>審判請求及び処理件数の現況

(単位：件)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
請求 特許	2,277	3,298 (44.8)	1,994 (39.5)	3,004 (50.7)	3,376 (12.4)	3,821 (13.2)	4,798 (25.6)	7,141 (48.8)
実用 新案	758	783 (3.3)	591 (24.5)	904 (53.0)	887 (1.9)	788 (11.2)	827 (4.9)	786 (5.0)
デ ザ イ ン	584	629 (7.7)	508 (19.2)	526 (3.5)	559 (6.3)	594 (6.3)	544 (8.4)	480 (11.8)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
商標	2,762	2,703 (2.1)	2,403 (11.1)	2,594 (7.9)	2,907 (12.1)	3,195 (9.9)	3,498 (9.5)	4,344 (24.2)
計	6,381	7,413 (16.2)	5,496 (25.9)	7,028 (27.9)	7,729 (10.0)	8,398 (8.7)	9,667 (15.1)	12,751 (31.9)

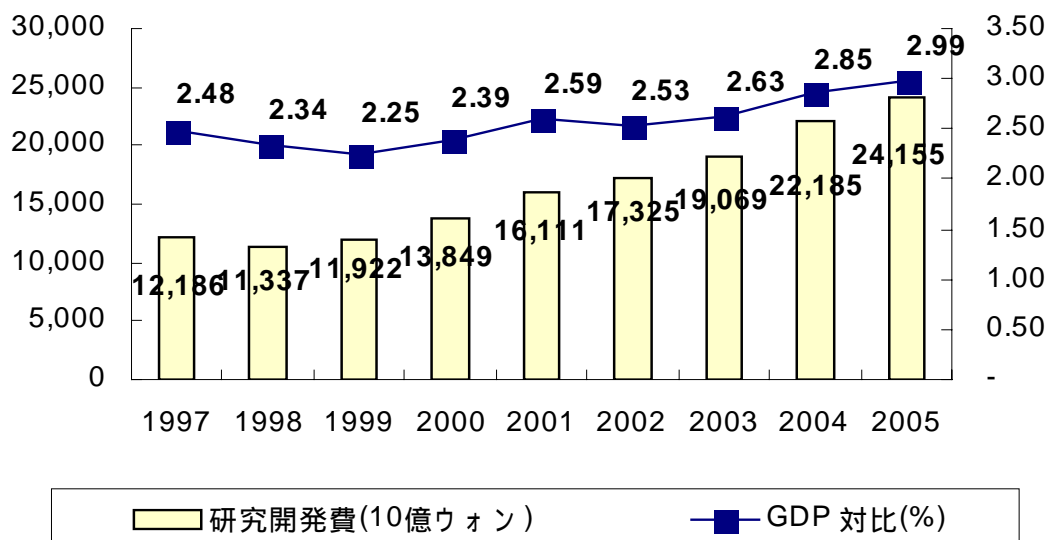
区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
特許	2,264	2,481 (9.6)	2,413 (2.7)	2,415 (0.1)	3,022 (25.1)	2,836 (6.2)	4,051 (42.8)	6,557 (61.9)
実用 新案	1,137	729 (35.9)	550 (24.6)	608 (10.5)	766 (26.0)	728 (5.0)	876 (20.3)	1,041 (18.8)
処理 デザイン	1,091	696 (36.2)	525 (24.6)	546 (4.0)	457 (16.3)	570 (24.7)	585 (2.6)	518 (11.5)
商標	3,328	3,373 (1.4)	2,591 (23.2)	2,426 (6.4)	2,645 (9.0)	2,986 (12.9)	3,363 (12.6)	3,788 (12.6)
計	7,820	7,279 (6.9)	6,079 (16.5)	5,995 (1.4)	6,890 (14.9)	7,120 (3.3)	8,875 (24.6)	11,904 (34.1)

括弧内の数値は前年対比の増減率（％）である。

ロ．R&D投資と審判請求

知的財産が新しい成長動力として登場したことにより、先端技術先占の為のR&D投資が持続的に増加している。2005年度韓国の総研究開発費は24兆1,554億ウォンと、前年対比8.9%増加し、国内総生産（GDP）対比の比重は2.99%と、最近3年間持続的に高くなってきている。¹⁾

¹⁾ 2005年対比R&D投資の増加率（8.9%）が国内総生産の増加率（3.5%）より2倍以上増加した。科学技術部報道資料、www.most.go.kr/2006.8.17.



これと共に知的財産紛争も増加の傾向を示している。2005年研究開発費が24兆1,554億ウォンと、1998年対比で114%増加し、審判請求件数も2005年12,751件と、1998年対比で99.8%が増加した。特に、研究開発費の投資と直接関連のある特許と実用新案分野の審判請求件数は2005年7,927件と、1998年対比で161%に大幅増加した。R&D投資の増加と共に審判請求件数も持続的に増加すると予想され、審判処理期間短縮と審判品質向上の為の努力が持続的に平行して推進されるべきである。

<表 - 2 - 37>R&D投資と出願・審査・審判請求の現況

(単位：千億ウォン、件)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	前年対比 増減率 (%)	
国内総生産 ²⁾	4,841	5,294	5,786	6,221	6,842	7,246	7,793	8,066	3.5	
研究開発費	113	119	138	161	173	191	222	242	8.9	
出願 件数	特許	75,188	80,642	102,010	104,612	106,136	118,652	140,115	157,114	12.1
	実用新案	28,896	30,650	37,163	40,804	39,193	40,825	37,753	36,945	2.1
	小計	104,084	111,292	139,173	145,416	145,329	159,477	176,868	194,059	9.1
	デザイン	25,155	32,404	33,841	36,867	37,587	37,607	41,184	44,957	9.2
	商標	74,214	117,285	110,073	107,137	107,876	108,917	108,464	115,014	5.6
	小計	99,369	149,689	143,914	144,004	145,463	146,524	149,648	159,971	5.9
	計	203,453	260,981	283,087	289,420	290,792	306,001	326,516	354,030	8.4
審査	特許	86,364	86,978	68,338	55,766	79,414	93,433	99,826	132,652	32.9

²⁾ 統計庁ホームページ http://kosis.nso.go.kr/cgi-bin/sws_999.cgi

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	前年対比 増減率 (%)
件数	実用新案	58,619	57,722	68,779	54,550	49,307	48,578	53,389	49,317	7.6
	小計	144,983	144,700	137,117	110,316	128,721	142,011	153,215	181,969	18.8
	デザイン	31,176	26,324	27,540	32,276	38,631	40,094	40,541	40,820	0.7
	商標	117,432	72,908	83,358	87,078	100,020	118,796	116,210	124,892	7.5
	小計	148,608	99,232	110,898	119,354	138,651	158,890	156,751	165,712	5.7
	計	293,591	243,932	248,015	229,670	267,372	300,901	309,966	347,681	12.2
審判 請求	特許	2,277	3,298	1,994	3,004	3,376	3,821	4,798	7,141	48.8
	実用新案	758	783	591	904	887	788	827	786	5.0
	小計	3,035	4,081	2,585	3,908	4,263	4,609	5,625	7,927	40.9
	デザイン	584	629	508	526	559	594	544	480	11.8
	商標	2,762	2,703	2,403	2,594	2,907	3,195	3,498	4,344	24.2
	小計	3,346	3,332	2,911	3,120	3,466	3,789	4,042	4,824	19.3
	計	6,381	7,413	5,496	7,028	7,729	8,398	9,667	12,751	31.9

研究主体別R&D投資と審判請求の関係を調べてみると、まず、各研究主体別研究開発費は2005年の場合、企業が18.6兆ウォンと、前年対比で9.1%、公共研究機関が3.2兆ウォンと、前年対比で7.7%、大学が2.4兆ウォンと、前年対比で9.0%増加した。また、全体研究開発費の占有率は企業が76.9%、公共研究機関が13.2%、大学が9.9%であった。審判請求件数は2005年の場合、企業が5,763件と、前年対比27.2%、公共研究機関が134件と、前年対比55.8%、大学が98件と、前年対比66.1%増加した。また、全体審判請求件数のうち、各研究主体別占有率を調べてみると、企業が96.1%、公共研究機関が2.2%、大学が1.6%を示していることが分かる。研究主体の研究開発費投資規模が知的財産権に対する出願件数や審判請求件数とも正(+)の相関関係があるということが分かる。

<表 - 2 - 38>研究主体別R&D投資と審判請求の現況

(単位：十億ウォン、件)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
総研究開発費	11,337	11,922	13,849	16,111	17,325	19,069	22,185	24,155
- 公共研究機関	2,100	1,979	2,032	2,160	2,553	2,626	2,964	3,193
- 大学	1,265	1,432	1,562	1,677	1,797	1,933	2,201	2,398
- 企業	7,972	8,511	10,255	12,274	12,975	14,510	17,020	18,564
審判請求件数	2,262	2,638	2,201	3,088	3,425	3,929	4,677	5,995
- 公共研究機関	54	58	41	77	50	67	86	134

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
- 大学	2	18	12	25	22	36	59	98
- 企業	2,206	2,562	2,148	2,986	3,353	3,826	4,532	5,763

八．審判請求人別の審判請求

最近5年間の総審判件数から、請求人別審判請求件数比率を調べてみると、国内企業が40.8%、外国企業が33.3%、個人が22.9%を占め、この3つのケースが審判請求件数のほとんど(96.9%)を占めていることが分かる。

<表 - 2 - 39>審判請求人別審判請求の現況

(単位：件)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	
個人 (内国民)	特許	274	413	313	378	605	627	739	977
	実用新案	339	466	334	523	492	435	453	415
	デザイン	333	391	288	289	280	294	285	234
	商標	708	673	592	678	671	790	1,050	1,257
	計	1,654 (25.9)	1,943 (26.2)	1,527 (26.0)	1,868 (25.0)	2,048 (24.1)	2,146 (23.5)	2,527 (23.4)	2,883 (20.2)
国内企業	特許	847	1,170	693	1,145	1,274	1,601	2,230	3,127
	実用新案	373	297	236	371	374	342	355	354
	デザイン	203	210	185	213	240	252	253	221
	商標	783	885	1,034	1,257	1,465	1,631	1,694	2,061
	計	2,206 (34.6)	2,562 (34.6)	2,148 (36.5)	2,986 (39.9)	3,353 (39.5)	3,826 (41.8)	4,532 (42.0)	5,763 (40.4)
公共 研究機関	特許	50	58	39	62	50	66	83	131
	実用新案	-	-	-	3	-	-	2	-
	デザイン	1	-	-	-	-	-	-	-
	商標	3	-	2	12	-	1	1	3
	計	54 (0.8)	58 (0.8)	41 (0.7)	77 (1.0)	50 (0.6)	67 (0.7)	86 (0.8)	134 (0.9)
大学	特許	1	16	7	25	18	34	49	90
	実用新案	-	-	-	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-	-	-	-
	商標	1	-	5	-	4	2	10	8
	計	2 (0.0)	18 (0.2)	12 (0.2)	25 (0.3)	22 (0.3)	36 (0.4)	59 (0.5)	98 (0.7)
外国法人	特許	1,088	1,601	903	1,348	1,388	1,464	1,641	2,701
	実用新案	26	15	16	7	13	7	12	15
	デザイン	46	26	29	22	47	49	34	26
	商標	1,191	1,034	1,106	1,013	1,475	1,405	1,648	2,377

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
	計	2,351 (36.8)	2,676 (36.1)	2,054 (34.9)	2,390 (31.9)	2,923 (34.4)	2,925 (32.0)	3,335 (30.9)	5,119 (35.8)
外国人	特許	17	22	11	15	12	18	24	79
	実用新案	3	2	3	-	3	1	3	-
	デザイン	1	-	3	2	-	1	-	2
	商標	16	35	21	40	21	20	44	61
	計	37 (0.6)	59 (0.8)	38 (0.6)	57 (0.8)	36 (0.4)	40 (0.4)	71 (0.7)	142 (1.0)
その他	特許	-	18	28	31	29	11	32	37
	実用新案	17	3	2	-	5	3	2	2
	デザイン	-	2	3	3	-	8	-	1
	商標	60	74	27	48	32	87	135	102
	計	77 (1.2)	97 (1.3)	60 (1.0)	82 (1.1)	66 (0.8)	109 (1.2)	169 (1.6)	142 (1.0)

その他：国、地方自治体等、括弧内は構成比（％）、商標・デザインは多類、複数デザインを含む。

二．内国民・外国人間の審判請求

2005年度当事者系³⁾審判の請求件数は計3,653件であり、このうち内国民と内国民間の審判請求件数は2,606件（71.3％）、内国民と外国人間の審判請求件数は901件（24.7％）、外国人と外国人間の審判請求件数は146件（4.0％）であった。増減率を調べてみると、外国人と外国人間の審判請求件数は前年対比で62.2％増加し、内国民と外国人間の審判請求件数は前年対比で11.9％増加した。

下の表から分かるように、内外国（請求人が内国民で被請求人が外国人の場合）の場合、特許に対する審判請求件数が87件であり、外内国（請求人が外国人で被請求人が内国民の場合）の20件より4倍以上多いことが分かるが、これは国内企業の知的財産権に対する権利意識が高くなったからであると判断される。

<表 - 2 - 40>内国民・外国人間権利別審判請求の現況

（単位：件）

³⁾ 無効審判、商標登録の取り消し審判のように登録された権利に対する両当事者間の紛争

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
内内国	特許	170	215	303	324	377	421	509	651
	実用新案	258	403	385	559	632	552	539	473
	デザイン	349	413	317	381	395	436	410	319
	商標	507	722	600	712	713	939	1,066	1,163
	計	1,284	1,753	1,605	1,976	2,117	2,348	2,524	2,606
内外国	特許	37	52	58	54	52	60	89	87
	実用新案	1	2	1	3	4	-	1	2
	デザイン	9	10	3	5	-	3	2	3
	商標	165	177	192	194	241	183	210	242
	計	212	241	254	256	297	246	302	334
外内国	特許	17	33	21	22	37	35	4	20
	実用新案	3	1	9	3	12	2	5	4
	デザイン	11	7	17	12	33	36	14	9
	商標	335	318	307	313	360	363	480	534
	計	366	359	354	350	442	436	503	567

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
外外国	特許	-	1	6	5	8	5	13	19
	実用新案	-	1	-	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-	-	-	-
	商標	54	90	74	56	100	113	77	127
	計	54	92	80	61	108	118	90	146

内内国：請求人が内国民、被請求人も内国民、内外国：請求人が内国民、被請求人が外国人、外内国：請求人が外国人、被請求人が内国民、外外国：請求人が外国人、被請求人も外国人

ホ．国内企業・外国企業間の審判請求

2005年度の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計496件であり、審判請求人が外国企業の場合が283件（57.1%）と、国内企業の場合の213件（42.9%）より多少高い数値を示している。これは商標に対する審判請求件数が384件と圧倒的に高い比率（77.4%）を占めているところに一部原因があると考えられる。最も著しい特徴は特許分野の審判請求人が国内企業の場合、2003年、2004年に引き続き、2005年にも増加の傾向を示している。このように国内企業による特許分野の審判請求件数が持続的に

増加しているということは、国内企業の技術水準及び権利意識が持続的に高くなってきている証明である。

<表 - 2 - 41>国内企業・外国企業間審判請求の現況

(単位：件)

区分			1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
請求人	被請求人	権利別								
国内 企業	外国 企業	特許	36	44	49	41	46	50	81	85
		実用新案	1	2	-	2	5	1	2	1
		デザイン	7	5	-	4	-	2	-	1
		商標	98	102	140	103	171	115	131	126
		計	142	153	189	150	222	168	214	213
外国 企業	国内 企業	特許	-	-	2	5	9	10	2	16
		実用新案	1	-	3	2	6	1	2	6
		デザイン	2	1	3	3	1	11	6	3
		商標	205	182	165	175	201	163	226	258
		計	208	183	173	185	217	185	236	283

へ．中小企業・大手企業間の審判請求

中小企業と大手企業間の審判請求件数は2005年の場合、計213件であり、前年に比べ、5.3%減少した。最近5年間の権利別審判請求件数の比率を調べてみると、商標が69.3%と最も高く、特許13.7%、実用新案8.7%、デザイン8.3%の順に続いた。中小企業と大手企業間で商標関連の争いが最も多いことが分かった。

<表 - 2 - 42>中小企業・大企業間審判請求の現況

(単位：件)

権利別	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
特許	13	11	21	17	27	27	18	47
実用新案	5	7	14	26	20	10	16	15
デザイン	18	13	10	15	9	20	14	25
商標	71	101	77	125	140	122	177	126
計	107	132	122	183	196	179	225	213

ト．審判処理期間

審判処理期間は2005年末の時点で、特許・実用新案が9.6ヶ月、商標・デザインが5.8ヶ月であり、特許・実用新案の場合、2004年の12ヶ月より2.4ヶ月（20%）が短縮された。このように審判処理期間が短縮されたのは、審判部の合理的再調整、審判官の増員、審判官1人当たりの処理目標の上向き調整、審判事務処理システム改善等を推進した成果と言える。しかし、審判処理期間の持続的な短縮の為には審判制度の革新と共に、審判官の増員が平行して行われるべきである。

<表 - 2 - 43>年度別審判処理期間の現況

(単位：ヶ月)

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
特許・実用新案	15.1	7.4	8.1	10.0	9.6	11.1	14.0	12.0	9.6
商標・デザイン	12.9	7.9	5.1	5.0	5.3	5.7	5.6	5.4	5.8
計	13.5	7.8	6.0	7.1	6.8	7.8	8.7	8.2	7.8

2．特許法院訴提起及び判決現況

特許法院が開院（1998年3月1日）して以来、特許審判院の審決に対する訴を提起した件数は年平均847件と、訴提起率が年平均22.3%に上っている。2005年の場合は

訴提起率が19.3%と、平均値より低い数値を示した。一方、特許審判院の審決に対する特許法院取り消し比率（審決取消率）は2005年には26.2%と、2004年の25.6%に比べ多少増加した。訴提起率が減少したことは特許審判院の審決に対する全般的な受容率が高くなったことを意味し、審決取消率が多少高くなったことは事件当事者の審決に対する解釈と判断能力が増加し、勝訴確立が高い事件の場合のみ、訴提起をすからと判断される。

<表 - 2 - 44>特許法院訟提起及び判決現況

（単位：件、％）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
審判院審決	7,820	7,279	6,079	5,995	6,890	7,120	8,877	11,904
訴提起可能審決	3,559	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754
訴提起	685	995	797	726	840	747	873	1,111
提訴率（％）	19.2	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3
判決件数	662	911	791	796	776	752	855	938
取消判決	176	235	188	217	236	206	219	246
取消率（％）	26.6	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6	26.2

3. 大法院上告提起及び宣告現況

特許法院の判決を不服とし、大法院に上告した比率は2005年には39.0%と、前年（42.4%）より多少減少した。このように2005年の上告件数が多少減少したのは過去の訴訟結果を学習した紛争当事者が終局判決以前に相互共同利用（cross-licensing）等で妥協と共存を模索する為と考えられる。一方、上告審で特許法院の判決を破棄した比率は2005年には14.9%と、前年対比で多少増加したが、これは上告件数の減少理由と表裏の関係にある為であり、勝訴確率が高いと判断する一方の当事者が妥協をせずに大法院にまで上告することと関連があるものとみられる。

<表 - 2 - 45>大法院上告提起及び宣告現況

(単位：件、%)

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
特許法院判決		662	911	791	796	776	752	855	938
上告	件数	311	316	393	355	308	300	363	366
	上告率 (%)	47.0	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4	39.0
大法院宣告		283	241	365	461	368	283	383	303
破棄	件数	35	24	27	66	61	32	41	45
	破棄率 (%)	12.4	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	14.9

第2編 世界最高水準の審査・審判サービスの遂行

第1章 組織改編及び評価体制の効率化

第2章 審査・審判の先進化

第3章 審査制度のグローバルスタンダード化の推進

第1章 組織改編及び評価体制の効率化

第1節 職制の弾力的な運営

電気電子審査本部特許審査政策チーム機械事務官 ベク・オンギ

1. 審査チーム制及び審査官等級制の施行

イ. 審査官等級制

審査官等級制は技術内容の把握及び法規定の適用に熟練した審査官に果敢な意思決定権を委任し、業務の効率性を高めると同時に、審査経歴と能力を考慮し、等級別に報告段階を設けることで審査業務の生産性を高める為の制度であり、2000年11月から試験的に導入している。

2001年1月（6ヶ月毎に昇級）に初めて審査官の審査経歴及び能力によって等級化し、主席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階に区分して審査官等級制を運営した。この制度の実施に伴い、審査官の等級に合う審査専門性を確保する為の昇級に必要な最小限の資格要件及び昇級手続きを規定する必要性が出てきた。その為、2005年9月に審査官等級制運営に関する規定を制定した。この規定によると、主席審査官は審査経歴が10年以上で審判官課程等、一定の教育課程を履修し、昇級点数が上位40%以内の審査官の中から昇級する。また、責任審査官は審査経歴が6年以上で中堅審査課程等の教育課程を経て、昇級点数が上位50%以内の審査官が昇級でき、前任審査官は審査経歴3年以上でPCT実務課程等の教育課程を受けた者が昇級できる等の最小限の資格要件が規定されている。更に、昇級手続きの透明性を確保する為に、審査本部昇級審査委員会の推薦と特許庁昇級審査委員会の決定により、昇級者を確定するよう規定している。

審査官等級による審査関連意思決定の委任については、主席審査官には最終処分以外の審査関連通知事項を審査チーム長に報告せずに独自に行える権限を委任し、責任審査官には意見提出通知、協議通知等の決裁権を、前任審査官には審査官名義の補

正命令等の決裁権を委任するよう規定している。

2006年3月現在の等級別審査官現況を調べてみると、主席審査官が100名で全体の15.2%、責任審査官が86名で全体の13.1%、選任審査官が83名で全体の12.6%、審査官は389名で全体の59.1%を占めている。

<表II - 1 - 1>審査官等級の現況

等級 年度	総計（名）	主席審査官 （名、％）	責任審査官	先任審査官	審査官
2001.1	384	18（4.7％）	26（6.8％）	189（49.2％）	151（39.3％）
2002.1	412	31（7.5）	7（1.7）	217（52.7）	157（38.1）
2003.1	417	34（8.2）	174（41.7）	112（26.9）	97（23.2）
2004.1	476	44（9.2）	135（28.4）	111（23.3）	186（39.1）
2004.7	492	51（10.4）	142（28.9）	65（13.2）	234（47.5）
2005.7	685	47（6.9）	147（21.4）	67（9.8）	424（61.9）

等級別人員の変動は局課長への昇進、退学、新規充員等が原因

ロ．審査チーム制

審査官の増加による審査チーム長の業務負担を軽減し、審査業務の討論を活性化させる為に、技術分類別に審査官を10余名ずつグループ化して運営する審査チーム制を2000年に導入した。その後、2005年には計78個の審査チーム（機械金属建設本部27個、化学生命工学審査本部24個、電気電子審査本部27個）に拡大して運営している。これにより、所管技術分野別に特許要件の判断について研究・討論すると同時に、PCT国際調査及び国際予備審査の結果について審査チーム員が共同で検討することで審査誤謬を防止し、経歴のある審査官の審査ノウハウを伝授し、審査効率性の最大化を追求している。

2. 審査人員の増員及び職制の改正

経営革新広報本部行政法務チーム行政事務官 チェ・ピョンロク

イ. 推進方向

特許、実用新案、デザイン、商標出願は2004年の32万8千件から2005年34万5千件に増加する等、毎年継続して増加している。これまでの間の審査官増員及び特許行政電算化等の努力にもかかわらず特許審査処理期間が2005年には17.6ヶ月までしか短縮できていないが、2006年までには10ヶ月以内に短縮する予定である。また、審査官1人当たり1ヶ月に審査する量を適切に調整して審査の質を向上させる為に、審査に必要な人員の拡充、審判処理期間の短縮とマドリッド議定書による国際商標審査業務等の審査、審判処理期間の短縮、急変する新技術及び知識産業環境に体系的に対応できる組織の構築等に重点をおいて職制の改編を推進した。

ロ. 審判人員の増員及び企業型責任運営機関への転換の推進

迅速で能率的な審判処理と審判専門性向上の為に、審判官30人（4級4人、4-5級26人）の増員及び審判研究官（5級）13人の削減を行うと同時に、学生発明教育の専門性を強化し、優秀発明人材を育成する為の発明教育センターを新設する。このセンターの設立に伴い、教育運営に必要な人員7人（5級1人、6級2人、7級1人、8級2人、技能職1人）を増員し、国際知的財産研修院の国際教育業務を担当する人も1人（5級）増員するといった内容の「特許庁機構改編及び人員増員要求（案）」を行政自治部に提出した。この案は関連部署との協議と審査を経て、2006年（2月16日）に公報・施行される予定である。

「責任運営機関の設置・運営に関する法律」の改正（法律第7770号、2005年12月25日公報、2005年12月29日施行）により、特許庁が中央行政機関のうち、初めて責任運営機関に転換される。これにより、企業型責任行政を効率的に遂行する為、特許審判院の審判長2人（2級または3級）の削減、顧客の要求に迅速で親切な対応による顧

客感動経営を実現する為の顧客サービス本部の新設、急増している情報通信分野の特許出願を専担審査する情報通信審査本部の新設、政策広報管理官の経営革新広報本部への拡大改編等、企業型責任運営機関を効率的に運営する為に組織を改編する「特許庁機構改編（案）」を行政自治部に提出した。この案は関連部署との協議と審査を経て、2006年（5月10日）に公報・施行される予定である。

八．職制改正

特許等知的財産権の出願及び特許審判請求件数が持続的に増加し、審査及び審判待機期間が増えたことにより、これを短縮する為の審査人員226人（4級3人、4-5級1人、5級190人、6級32人）及び審判官8人（4級8人）を増員し、特許政策及び企画業務の力量を強化する為の人員14人（5級3人、6級6人、7級5人）を増員すると共に、変化する特許環境に対応し、効率的に審査業務を遂行できるよう発明政策局を産業財産政策局に、商標意匠審査局を商標デザイン審査局に、機械金属審査局を機械金属建設審査局に名称を変更し、その機能を調整した。（2005年2月11日改正）

具体的な内容は次の通りである。

産業財産権関連審査評価業務と国際協力業務を効率的に遂行する為に、従来係長の下においていた審査評価担当官を企画管理官の下におくようにし、従来企画管理官の下においていた国際協力担当官を国際協力課長に変更し、産業財産政策局におくようにした。また、出願及び登録業務を顧客中心に遂行する為に発明政策局においていた出願課及び登録課の名称を出願サービス担当官及び登録サービス担当官に変更し、情報規格官の下におくようにした。

また、産業財産権制度関連政策の樹立及び調整機能を強化する為に、発明政策課を産業財産政策課に変更し、産業財産権の創出・活用を促進する為に産業財産政策局に産業財産振興課を新設した。変化する特許環境に対応し、審査業務の効率的な遂行の為に遺伝工学審査担当官及び農林水産審査担当官をそれぞれ生命工学審査担当官及び食品生物資源審査担当官に変更した。環境化学分野の特許・実用新案に関する審査業務を担当する為に、環境化学審査担当官を新設した。

また、記録物管理を体系的に遂行する為に、記録物管理を専担する人員を増員（研究員1人）し、行政需要の変化に合わせ、弾力的に組織を運営できるように「政府組織法」及び「行政機関の組織と定員に関する通則」が改正された。このことにより、課単位機構の設置限度に関する規定を廃止する等、関連規定を整備した。また、政策力量の強化及び組織の効率性を高める為に、定員の範囲内で6級及び7級を5級に調整（5級4人、6級3人、7級1人）し、政策広報及び財政企画機能を強化する為に、企画管理官を政策広報管理官に改編し、人員2人（4-5級1人、5級1人）を増員した。（2005年4月15日改正）

「公務員任用令」が改正（大統領令第18842号、2005年5月26日公報・施行）され、職群・職列別に様々に分けられていた2級ないし4級公務員の職級が、2級公務員は理事官に、3級公務員は副理事官に、4級公務員は書記官・技術書記官等、というように統合された。これによる関連規定を整備する一方、特許行政の変化に対応し、組織運営の柔軟性と業務の効率性を高める為に、定員の範囲内で従来の局課の体制を本部チームの体制に改変し、チーム長の任用職級を従来3級または4級から5級までに拡大した。（2005年11月22日改正）

総額人件費制のテスト運営機関として選定され、特許庁の職制（大統領令）に総定員の3パーセントの範囲内でその定員を追加増員できるように規定した。また、一定の限度内で一部定員の階級を上向き調整（4級3・4級、5級4・5級）できる根拠を整備し、現行の階級別定員規定方式を総定員規定方式（3級または4級以下及び技能職1,323名）に転換する等の組織運営の自律性を拡大した。（2005年11月30日改正）

3. 審判人員の増員及び審判効率性の向上

特許審判院審判行政チーム書記官 キム・ドンウク

知的財産権が重要な富の源泉になり、保護が強化されるにつれ、権利意識が高まっ

てきている。それにより、審判請求件数は近年大幅増加している。2005年の特許・実用新案の審判請求件数が前年対比40.9%（5,625件→7,927件）増加し、商標・デザインは23.3%（5,154件→6,354件）の大幅増加を示した。2006年にもこのような増加傾向は続く予想される。

審判処理期間は2004年には特許・実用新案が12.0ヶ月、商標・デザインが5.4ヶ月であり、平均8.2ヶ月だったのが2005年には特許・実用新案が9.6ヶ月、商標・デザインが5.8ヶ月と、平均7.8ヶ月に短縮された。審判請求件数の大幅増加にもかかわらず、このように処理期間が短縮できたのは、審判制度の改善及び業務の効率化等、審判処理期間短縮の為に持続的な努力を注いだ結果である。

毎年増えていく審判請求に対応する為に、審判制度の改善を推進すると同時に、審判人員の増員を推進している。2003年には審判官2名を増員した。2004年には8名増員し、2005年の上半期の業務に投入した。2005年には関係機関と審判官30名（増員は17名、13名は審判研究官を審判官として起用）の増員に合意し、2006年の上半期に配属する予定である。

これと同時に審判官の専門化の為に庁内職務教育の強化、審判システムの改善、審判・判決例のデータベース更新等の審判業務を効率化し、デザイン分野にまで技術説明会を拡大、口述審理マニュアルを発刊する等、審判制度の改善を持続的に推進することで、審判処理期間を短縮し、審判の質を高める為に作業を並行して行った。

第2節 審査評価制度の効果的な運営

経営革新広報本部審査評価チーム技術書記官 ソ・シンテク

1. 審査評価制度の運営

イ. 目的

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務全般に対する評価を実施し、審査に不備な点がないようにすると同時に、改善事項を見つけ出して伝播することで顧客により良質の審査サービスを提供する為に導入され、2000年8月に審査評価課が発足した。

<表II-1-2>主要国審査評価制度の運用現況

国	主要運用現況
米国 特許商標庁 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・副庁長直属課と審査国内に二元化された評価組織で構成（RQAS と TQAS） ・審査官が処理した登録査定件を事前評価方式で抽出し、審査の全過程を評価した後、その結果を審査課長に通知 ・毎会計年度末に1回評価を実施し、会計年度中間に進行状況を点検 ・審査課長は RQAS や TQAS の評価結果を参考にし、審査官の審査の質を評価 ・TQAS は主席審査官が処理したサンプリング量を拡大し、審査評価を実施することで、主席審査官に対する再認証の基礎資料として活用
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁長直属（DHQ 所属）13名の審査評価官が審査官に対する審査の質に対する評価の遂行 ・事前標本抽出方式による審査質の評価実施 ・四半期毎に審査課（180 directorate）当り3つの分野（ヨーロッパ特許検索、PCT 検索、特許登録）に対し、10件ずつ標本を抽出して評価 ・評価結果は個人評価に反映せず、審査化全体または当該技術分野の不足動向を把握する基礎資料として活用

ロ. 審査評価方法

1) 審査評価官による審査評価

半期毎に特許・実用新案の場合は審査官1人当たり4件、商標・デザインの場合は審査官1人当たり12件をサンプリングし、審査評価を実施している。サンプリング方法は審査官が登録/拒絶査定書を作成した後、出願人に発送する直前に、電算によって無作為抽出して評価している。評価官は計13名であり、商標・デザイン分野2名、機械・金属・建設分野3名、化学生命分野3名、電気電子分野5名で構成されている。

2) 他チーム長による審査評価

審査本部に勤務する審査チーム長が他チームの審査官が審査した審査件に対し、半期毎に特許・実用新案の場合は審査官1人当たり2件、商標・デザインの場合は審査官1人当たり6件をサンプリングし、審査評価を実施している。サンプリング方法は審査官が登録/拒絶査定書を作成し、出願人に既に発送した審査件を無作為抽出して評価している。

3) 所属チーム長による審査評価

審査本部に勤務するチーム内所属審査官に対し、別途に評価する為の件を抽出せず、審査決裁及び指導審査時の審査官の審査能力を考慮し、定性的に評価している。

八．審査評価結果（審査評価官による評価）

1) 上半期審査評価結果

特許・実用新案の場合、411名の審査官を対象に1,590件を評価した結果、総評価件数対比2.6%の42件に審査誤謬が発生し、商標・デザインの場合は88名の審査官を対象に1,141件を評価した結果、総評価件数対比1.3%の15件に審査誤謬が発生したことが分かり、再検討するように通知した。

2) 上半期審査評価結果

特許・実用新案の場合、416名の審査官を対象に1,582件を評価した結果、総評価件数対比1.9%である31件に審査誤謬が発生し、商標・デザインの場合は110名の審査官を対象に1,344件を評価した結果、総評価件数対比2.5%の34件に審査誤謬が発生し、再検討するよう通知した。

<表II-1-3>特許・実用新案の審査誤謬率

年度		01年	・02年	・03年	04年	・05年		
						上半期	下半期	平均
審査誤謬率 (%)	韓国	6.0	4.3	3.8	3.6	2.6	1.9	2.3
	米国	5.4	4.2	4.4	5.3	-	-	4.6

注1) 審査誤謬率：再検討依頼件数 / 総審査評価件数

二．審査評価結果の活用

審査評価結果は勤務評定またはインセンティブの支給時に反映するように誘導しており、優秀審査官及び優秀部署褒賞時の選定資料としても活用している。また、審査評価結果に対しては審査部署にフィードバック（feed back）させ、不足な点があった事例に関しては定期的に事例集を発刊、配布し、審査の質を誘導している。更に、国際知的財産研修院に審査官補習課程科目に「審査評価事例」課程を新設し、新規審査官等の教育資料として活用している。

2．審査評価規定及び指針書の改正

経営革新広報本部審査評価チーム技術書記官 イ・ホジョ

イ．改正背景

審査評価の客観性及び公正性を確保する為、審査評価主体を審査評価官、他審査チ

ーム長、所属チーム長に3元化した、言わば3元化評価体系による共同審査評価制、3元化評価主体別異議申請制の導入等、これまでに提起された審査評価制度改善に対する意見を審査評価規定に反映し、審査評価制度の信頼性を確保しようとした。また、これにより、審査官の審査質を向上させようと2005年12月14日に審査評価規定を全部改正（特許庁訓令第437号）するに至った。

これと同時に、審査評価指針書においても特許・実用新案部門及び商標・デザイン部門を一部改正することで、2004年改正後、1年余りの間に運営した結果、発生した改善事項と最近改正された審査評価規定の内容を反映し、より客観的で公正な審査評価の為の具体的な方法と基準を確立した。一方、国際段階にあるPCT国際出願審査の重要性が議論されるようになったことでPCT審査の評価に適合した審査評価指針を整備し、2004年末制定されたPCT審査指針の実際評価適用の為の示範実施で発生された問題点を補完する等、成果管理に適用できるようにPCT審査指針書も改正した。

ロ．主要改正内容

1) 審査評価規定の改正

まず、審査評価結果が特許庁成果管理制度をすぐに適用できるよう、客観性と公正性を確保する為に審査評価の主体を3元化した。既存の審査評価官が遂行してきた審査評価業務を審査評価官、他審査チーム長及び所属チーム長が共同で遂行するように変更した。他審査チームは評価対象者が属している審査本部の他審査チームのチーム長を指し、所属チーム長は評価対象者が属している審査チームのチーム長を指す。この為に、審査評価を審査評価官による審査評価、他審査チーム長による審査評価、所属チーム長による審査評価の3つに分け、審査するような手続きを整備した。

次に、審査評価期間と半期毎に実施される特許庁の成果管理期間が一致するように審査評価は審査処理量と審査質を考慮し、半期毎に実施するように明文化した。

また、特許・実用新案・商標・デザインの出願のみならず、国際段階にある特許協力条約による国際出願及びマドリッド議定書による国際商標出願にまで評価対象出願を拡大した。

審査評価官の審査評価結果に対する異議申請については、公正性と信頼性をより確実にする為に経歴5年以上の審査官3人を選定する代わりに、関連技術分野を担当している審判長、審判官及び該当審査本部の審査チーム長で構成された3人が調整委員会に選定されるように変更した。

更に、審査評価結果の活用を明文化した。審査評価結果を審査官の成果評価及びインセンティブ支給、優秀審査チーム及び優秀審査官の選定、審査質向上の為の教育資料等の基礎資料として提供、活用できるようにした。

最後に、その他規定内容を3元化評価体系に合うよう調整した。審査評価規定を大きく総則(第1章)と審査評価(第2章)に分け、各条項を優先順位によって再調整し、用語を統一した。頻繁に使用される用語である「他審査チーム長」、「所属チーム長」、「3元化評価体系による共同審査評価」の定義規定を設けた。他審査チーム長及び所属チーム長の審査評価結果に対する異議申請の手続きを整備した。改正された職制名等を反映した。

2) 特許・実用新案登録出願の審査評価指針書の改正

まず、特許庁成果管理システムの施行により、審査評価結果が成果管理にすぐ適用できるようにし、審査評価規定の改正による内容を反映するように、また欠点指摘のみの審査評価指針に加点を附与できるように変更した。既存の3つの範疇の欠点類型以外に『優秀』及び『卓越』の2つの範疇に3つの評価項目、7個の加点類型を新設した。

次に、欠点類型の評価基準を更に明確にする為に、欠点基準を再分類した。既存の3つの欠点範疇を基準に分けていた欠点類型を14個の評価項目を基準に変更し、各評価項目内に欠点類型を3つの範疇に分類した。

3) 商標・デザイン登録出願の審査評価指針書の改正

まず、審査評価規定の改正による内容を反映し、成果管理が可能になるよう欠点指摘のみの既存の制度に加点を附与できるように変更した。既存の3つの範疇の欠点類型以外に『優秀』及び『卓越』の加点類型を新設し、商標審査は1つの評価項目、10

個の加点基準を、商標異議査定は1つの評価項目、7個の加点基準を、デザイン審査は1つの評価項目、13個の加点基準を新設した。

次に、欠点類型の評価基準を更に明確にする為に、欠点基準を細分化し、具体化した。既存の3つの欠点類型を基準に分けられていた欠点基準について評価項目を基準に変更し、各評価項目内に欠点類型を3つの範疇に分類した。

4) PCT国際出願の審査評価指針書の改正

まず、特許・実用新案部門の審査評価指針と同じように、成果管理に適用できるように、3つの範疇の欠点類型以外に、各評価項目別『卓越』及び『優秀』の2つの範疇に32個の加点類型を新設した。

次に、既存の22個の評価項目を20個に縮小調整した。『優先権主張』評価項目を『新規性』及び『進歩性』評価項目と統合し、評価の趣旨が事実上同じである『発明の名称』及び『要約書』評価項目を単一評価項目である『要約書・発明の名称』に統合した。

3. 審査品質指数の科学的な管理

経営革新広報本部審査評価チーム技術書記官 イ・ギヒョン

イ. 意義

審査の質は審査に対する出願人の満足度、拒絶査定不服審判請求率、異議申請率等、様々な要素と関連があり、どれか一つの要素だけでは全体的な審査の質を表すことが難しい。

審査品質指数は審査の質代弁する様々な要素を抽出し、各要素に適切な加重値を与えて計量化したものであり、前年度対比当該年度の審査質の変化を一つの数値で表示し、審査質が改善されたか否かを把握すると共に審査評価制策樹立に活用する為に作られたものである。

ロ．算出方法

審査品質指数分析の為に使用される因子は、審査評価表の平均得点、アンケート調査結果、拒絶査定不服審判の取消差戻し率、異議申請の原決定の覆し率、無効審判の引用率等、計5つである。

このうち、最も比重の高い因子は審査評価表の平均得点である。審査評価チームで作成した全体審査官に対する審査評価点数の平均が審査質の向上程度を表す最も客観的な資料として認められる為、この平均得点を全体の40%と最も高い比重で反映し、残りの因子は全て15%の比重で前年対比の増減率を反映して審査品質指数を算出する。

ハ．分析結果

2005年度審査品質指数は2004年度対比で2.6%増加された。これを因子別に調べてみると、審査評価の平均得点は0.1%増加し、変化はほとんどないが、審査品質満足度に関するアンケート調査結果は29.1%も増加し、顧客満足度側面の審査品質は大きく改善されたことが分かった。

一方、拒絶審査不服審判の取消差戻し率、異議申請の原決定覆し率、無効審判の引用率はそれぞれ1.0%、2.6%、8.0%増加し、異議申請、不服・無効審判の側面では審査品質が多少低下したことが分かった。

すなわち、拒絶審査不服審判の取消差戻し率、異議申請の原決定覆し率、無効審判の引用率というマイナス要素が全て増加したにもかかわらず、全体的な審査品質指数が2.6%向上したのは、審査品質満足度アンケート調査結果が大幅に改善されたからである。

過去継続して向上されてきた審査評価表の平均得点が2005年にはほとんど変化がなく、拒絶査定不服審判の取消差戻し率、異議申請の原決定覆し率、無効審判の引用率側面の審査品質が低下した要因は、審査品質向上の為に特許庁が様々な努力をしてきたにもかかわらず、審査処理期間短縮の為に多くの新規審査官が採用され、審査官1人当たりの処理量が大幅に増加したからと分析される。

<表 - 1 - 4>年度別投入人力及び契約現況

審査の質を表す要素		反映率 (A)	増減率 (B)	A * B
プラス要素	審査評価表の平均得点	0.4	0.1%	0.0%
	アンケート調査結果	0.15	29.1%	4.4%
マイナス要素	拒絶審査不服審判の 取消差し戻し率	0.15	1.0%	0.2%
	異議申請の原決定覆し率	0.15	2.6%	0.4%
	無効審判の引用率	0.15	8.0%	1.2%
審査品質指数		+ - (+ +) = 2.6 %		

二．今後の補完及び活用対策

1) 審査の質向上の為の環境作り及びシステム構築

今年度末までに処理期間を10ヶ月とし、これを達成する為、今後は何よりも審査官1人当たりの処理件数を適正化し、審査チーム制を活性化させ、研究する審査雰囲気を作っていく必要がある。また、審査官の法律知識と技術知識等の専門知識を体系化し、審査官の業務力量を充実させる必要がある。

2) 登録査定になった件に対する審査評価の強化

無効審判と異議申請が登録査定になった件を対象にしている点を考慮し、審査に際し不備な点がないようにする為に、登録査定になった件に対する評価サンプリング件数を2件から3件に増加する予定である。また、登録査定になった件を審査評価する際、異議申請の事由及び無効事由に対する審査評価を強化していく方針である。

第3節 審査官及び審判官の士気高揚

経営革新広報本部審査評価チーム技術書記官 ソン・ヨンファン

1. 優秀審査・審判部署の褒賞

審査・審判業務は特許庁の最も基本的で重要な業務であり、迅速な処理と共に適正性や公正性が要求される。

特許庁は審査・審判の処理期間短縮の為に、特許分野における先進国より、多量の審査・審判を処理していると同時に、審査品質を向上させる為に日々努力を注いでいる。

優秀審査・審判部署の褒賞は審査・審判官の士気を高揚し、組織員間の善意の競争を誘導する為に、優秀な審査・審判部署を選抜し、褒賞する制度であり、半期毎に年2回実施している。

優秀審査部署は審査本部別に区分されて評価され、審査評価チーム、所属チーム長及び他審査チーム長の評価に基づき選定される。優秀審判部署は審判部別に審判処理量と品質等を評価して選定している。2005年には最優秀賞10部署、優秀賞20部署、奨励賞49部署に対し、褒賞を実施した。

優秀審査・審判部署の褒賞は部署内では共同の目標を提示による団結と調和がもたらされ、部署間には善意の競争が誘発される。これにより、審査の品質向上と迅速な審査処理の目標を同時に達成できる。

<表II - 1 - 5>2005年度優秀審査・審判部署の褒賞実績

所属	褒賞区分（上半期/下半期）				褒賞金（万ウォン）			備考 （上半期/上半期）
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
特許審判院	1/1 部	2/2 部	2/3 部	5/6 部	230	390	620	最優秀： 70万/100万ウォン 優秀： 50/70万ウォン 奨励： 30/50万ウォン
商標デザイン 審査本部	1/1 パート	2/2 パート	4/4 パート	7/7 パート	290	440	730	
機械金属建設 審査本部	1/1 パート	2/2 パート	6/6 パート	9/9 パート	350	540	890	
化学生命工学 審査本部	1/1 パート	2/2 パート	5/5 パート	8/8 パート	320	490	810	
電気電子 審査本部	1/1 パート	2/2 パート	7/7 パート	10/10 パート	380	590	970	
計	5/5 部署	10/10 部署	24/25 部署	39/40 部署	1,570	2,450	4,020	

2. 優秀審査官の褒賞

経営革新広報本部審査評価チーム技術書記官 ソン・ヨンファン

優秀審査官の褒賞は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査過程において、関連法規や規定を遵守するのはもちろん、より良質のサービスを提供した優秀な審査官を褒賞する制度である。

褒賞は半期毎に年2回実施され、審査実績と審査評価チームの点数及び他審査チーム長の点数を合算して選定する。2005年には最優秀賞19名、優秀賞28名、奨励賞74名に対して褒賞を実施した。

優秀審査官の褒賞は審査官に審査品質を向上させる為の動機を誘発し、士気を高揚させる。また、優秀な審査事例は関連知識の拡散に役立たせると同時に教育資料として活用し、審査の品質を向上させる。よって優秀審査官の褒賞は究極的には国民に対し、特許行政の満足度を高めるのに寄与していると言える。

<表II - 1 - 6>2005年度優秀審査官の褒賞実績

所属	褒賞区分（上半期/下半期）				褒賞金（万ウォン）			備考 （上半期/下半期）
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
商標デザイン 審査本部	2/2名	4/2名	6/6名	12/10名	340	280	620	最優秀： 50万ウォン/50万 ウォン 優秀： 30万ウォン/30万 ウォン 奨励： 20万ウォン/20万 ウォン
機械金属建設 審査本部	2/2名	4/2名	11/8名	17/12名	440	320	760	
化学生命工学 審査本部	2/2名	4/2名	10/8名	16/12名	420	320	740	
電気電子 審査本部	2/2名	4/3名	14/11名	20/16名	500	410	910	
審判研究官， 訴訟遂行官， 審査評価官	0/3名	0/3名	0/0名	0/6名	0	240	240	
計	8/11名	16/12名	41/33名	65/56名	1,700	1,570	3,270	

3. 2005年度公務員の受賞・受勲実績

経営革新広報本部人材開発チーム行政主査 パク・ソンチョル

公務員に対する褒賞の目的は、国家観と使命感が強く、誠実で創意的な姿勢で業務に臨み、業務実績や態度等が優秀な職員のみならず、人目にはつかない場所で誠実かつ創意的に働きながら功績を挙げた人も積極的に褒賞することで、公務員の士気を奮い起こし、究極的には特許行政の発展を図るところにある。

褒賞の種類は大きく勲章、褒章、大統領表彰、国務総理表彰、機関長表彰等に区分できる。褒賞は現職公務員のみならず、退職公務員に対しても授与できる。

2005年度特許庁の受賞者、受勲者の現況を調べてみると、特許庁長表彰が103名、優秀・模範公務員褒賞が27名、退職者褒賞が10名、その他機関長表彰が17名と計157名が受賞した。

<表II - 1 - 7>2005年度公務員受賞・受勲実績

区分	勲章	褒章	大統領 表彰	国務総理 表彰	庁長表彰	その他機関 長 表彰	計
優秀公務員	2	2	7	8			19
模範公務員				8			8
退職者褒賞	3	3	1	3			10
特許行政功績者					43 (98)		43 (98)
その他功績者					60 (93)	17	77 (93)
計	5	5	8	19	103 (191)	17	157 (191)

() 内は民間人に対する庁長表彰の授与実績である。

第2章 審査・審判の先進化

第1節 審査・審判の専門性強化

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ジョ・ジフン

1. 特許・実用新案分野

イ. 総括

2005年は世界最高水準の審査処理期間短縮の為に大規模な審査官増員を行い、審査官活用の最大化を目指し、審査専門性の確保に尽力した1年であった。

大規模な新規審査官の充員により、審査局長及び課長の決裁量が急激に増加し、審査に対する十分な検討が難しくなってきたのも事実である。このことを受け、組織の効率性を高め、新規審査官に対する専門性強化の環境作りを行う為に対策をとった。従来の1つの課を更に細分化し、計78個の審査チーム（パート）に分け、複数個の職を兼任する書記官や事務官をパート長とする審査チーム制を導入、運用した。審査チーム制の実効性を後押しする為に、決裁権を下位の役職に委任し、審査チーム長は既存の審査課長が遂行していた決裁業務を遂行するようになった。

審査官170名、審査補助人員30名の大規模な審査員増員により、審査官1人当りの担当技術分野は前年度の121個から93個に縮小され、より専門性のある審査環境が整った。

制度的には審査ノート制を導入し、審査過程の主要判断事項を記録させることで、審査の専門性と共に透明性を高めた。また、PCT審査の専門性を向上させるべく、経験豊かな審査官がPCT出願を専担するようにするPCT専門審査官制度も導入し、施行した。更に、協議審査官制度を施行し、複合技術に対する出願を、関連専攻を基盤とする審査官同士が協議して審査するようにした。

新しい制度の導入と共に内部的には技術分野別に審査ノウハウを蓄積して伝授することで、審査官移動の場合でも審査専門性と一貫性を確保できるようになった。

経営技法で使用される6シグマを特許行政に果敢に導入して応用することで、手続き誤謬を減少させる努力も行った。審査チーム別に特定技術分野を共有して審査することで、技術分野内の審査基準が統合でき、審査官の急な不在による問題点を解決できるという内容の審査チーム別IPC共有制度等の課題に対する研究結果を導出した。これにより、今後の先進特許庁水準の審査品質を達成する為のベースが整備された。

国際的には中国及び日本特許庁との先行技術共同調査事業を通じ、活発な審査官交流を行い、相互の審査品質及び審査専門性を高める為の努力を行った。

また、審査官専門性向上の為に研究会活動の活性化を誘導した。計31個の研究会に対し、庁内会員658名、庁外会員1,641名が活動し、政府部署の中では最も活発に研究会を運営する実績を残した。企業への現場委託教育(130名)、融合技術関連学術セミナー(70回)等、先端新技術分野に対する教育の機会も拡大した。また、全職員を対象に勤務する土曜日を学習の日と指定し、運営することで職員1人当たり年間116.1時間の学習時間を確保する等、審査専門性確保の為の様々な努力を行った。

2. 商標・デザイン分野

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 チャ・ヒョンリョル

イ. 審査チーム制の実施

2005年の商標・デザイン審査分野における注目すべき変化は審査チーム制の導入である。政府組織を柔軟で伸縮的に運営できるように課等の最小単位補助機関を自律的に運営できるように改正した政府組織法(2004年12月30日公報)に基づき、分野別商標・デザイン審査の専門性と効率性を高める為に、1月に審査チーム制の構成及び運

営計画を樹立した。

その内容をみると次の通りである。商標は「商品類」を基準に、そしてデザインは「物品類」を基準にし、1つのチーム当り10名以下の審査官で審査チームを構成する。審査チーム長は審査関連事項の決裁、出願及び異議申請に対する審査、チーム員教育等の権限を与える。既存の局・課長に附与されていた審査関連決裁及び監督権限を下位の役職に委任する。

これにより、2005年1月末には12個の審査チームが構成され、年末には審査員増員等により、18個に拡大された。

ロ．審査官に対する教育の強化

2005年には商標・デザイン分野の初任審査官に対する審査実務能力培養の為の教育を大幅に深化させた。

まず、国際知的財産研修院に「初任審査官補習課程」を新設し、前任審査官による対話及び討論式の教育を上半期・下半期の2回に分けて実施した。審査実務に関する経験と事例を中心に質問と討論方式で教育課程を運営し、商標・デザイン制度全般に関する法令と審査基準等に対する集中深化教育を通じ、審査過程全般に対する理解を深めた。上半期に実施された第1期（4月11日～15日）の教育課程では商標審査官26名、デザイン審査官11名が参加し、下半期に実施された第2期（10月24日～28日）の教育課程には商標審査官12名、デザイン審査官4名が参加した。

また、国際知的財産研修院の教育課程とは別途に商標デザイン審査本部が自律的に新規及び転入審査官に対する職務教育を構成して実施した。商標審査分野の職務教育（9月5日～8日）には12名が、デザイン審査分野の職務教育（9月12日～14日）には6名が参加した。

一方、商標審査官の専門性を強化し、審査の品質を高める為に、法院判例及び審決

などに対するテーマ発表及び討論中心の専門教育も自主的に実施（8月12日～18日）した。

八．商標・デザイン分野の学習研究会の運営

商標・デザイン審査の公正性・一貫性・専門性を維持し、審査結果の質的向上を図る為、2000年3月に商標・デザイン制度改善研究会を、2004年12月には商品サービス分類研究会を構成、運営してきた。

2005年度には審査業務の発展と力動的な審査環境作りの為、既存の2つの研究会以外にサービス標制度研究会（2月2日設立）、デザイン制度研究会（2月2日設立）、国際商標デザイン研究会（3月4日設立）、商標審査品質向上研究会（9月9日設立）の4つの分野別研究会が新設され、審査業務の質的向上の為の努力が深化された。

各研究会では審査の一貫性維持方案、大法院及び特許法院判例等の審査への反映、法令及び審査基準等の解釈、国内外の商標・デザイン制度及び審査制度等に対する研究活動を行ってきた。6つの研究会には161名の庁内会員と36名の外部会員の計197名が参加し、1年間に計62回の研究会が開催された。

このような研究会活動を通じ、2006年の商標法及びデザイン保護法の改正事項を見つけ、検討した。その結果、新商品分類体系の開発及び国民向けサービス、業務標章審査マニュアルの発刊、デザイン無審査制度の改善方案、国際商標登録出願審査基準の改正及び書式マニュアルの発刊等の審査制度改善及び分野別の深化研究に大きく寄与した。

3．審判分野

特許審判院審判行政チーム書記官 キム・ドンウク

イ．審判官職務教育課程の運営

特許審判院は審判官の専門性を高める為の審判院自主教育課程を運営している。従来は国際知的財産研修院で審判官課程、審・判決例研究課程等を運営していたが、新規審判官の基本審判実務に対する教育及び既存審判官を対象にする専門性強化の為の再教育を実施する必要がある、審判院が自主的に実務事例中心の職務教育を実施しているのである。

職務教育課程としては、新規転入審判官（長）を対象にする審・判決例研究、審決文作成方法等に対する教育課程（短期、1週）である「審判官実務教育課程」、転入審判官（長）を対象にする長期（3ヶ月）課程である「審判官指定教育課程」、四半期別に在職審判官を対象に、法院判事等を招聘し、最新判例動向や審決取消判例等を分析・討論する「審判官補習教育課程」がある。

2005年には審判官（長）、審判研究官を対象に、特許審判一般、商標・デザイン審判、特許・実用新案審判（機械金属、化学生命工学、電気電子分野）に対する審判官実務教育課程を実施した（4回の教育に26名参加）。また、審判官指定教育課程を2回開設し、審・判決例研究調査過程等に対する教育を5月及び12月にそれぞれ3ヶ月に渡り実施した。審判官補修教育課程は四半期別に4回開設し、在職審判官を対象に、機械、化学、電気・電子、商標、デザイン等、分野別判例教育を実施した。

また、新規・転入審判官を対象に「オンライン審判事務処理システム使用者教育（2005年3月、12月、計22時間）」を、訴訟遂行官を対象に特許訴訟一般に対する実務教育課程を実施した。

特に、特許法院の判事等の外部講師を招聘し、「訴訟法実務教育（2005年3月～4月、計24時間）」、「侵害訴訟教育（2005年11月～12月、計24時間）」を実施したのは、審判官の専門知識を深める契機となっただけでなく、特許法院との知的財産権分野の情報共有を行い、互いの協力体制強化に寄与したと考えられる。

ロ．判例調査研究発表会の開催及び判決文要旨集の発刊

「判例調査研究会」は審判に特に参考になる代表的な判例を研究・分析し、審判官相互間の情報を共有し、更には法院で敗訴した判例を集中研究・分析し、敗訴の原因等を共有することで、審判誤謬を最小化し、審査品質を高める等、信頼される審判官に発展する為である。「判例調査研究会」は毎月判例調査研究報告書を審判院ホームページの情報共有コーナーに掲載し、四半期別に優秀報告書は判例調査研究会の場で発表される。判例調査研究会で発表した報告及び討論の内容を争点事項及び関連判例等に分け、「分野別判例集（商標判例、デザイン判例、特許実用新案判例）」等を発刊・配布した。

判例調査研究会は分野別（商標・デザイン、機械金属、化学生命工学、電気電子）審判長、審判官、審判研究官全員で構成される。

また、2003年度及び2004年度に判決された特許法院及び大法院の判例を要約・整理し、審判及び訴訟業務に活用できるよう「商標判決文要旨集 」、を2005年3月に発刊・配布した。

4．訟務分野

特許審判院訟務チーム化工事務官 ゴ・テウク

イ．訟務現況

特許法院及び大法院の特許等の知的財産権関連訴訟事件のうち、特許庁長を被告とする査定系事件に対する訴訟遂行業務の効率性及び組織機能強化の為に、2005年11月22日に職制改変を通じ、特許審判院に「訟務チーム」を正規職制化した。

ロ．効率的な訟務遂行の為の量的・質的努力

現在の査定系訴訟事件推移を調べてみると、2005年特許審判院で処理した査定系事件8,474件のうち、2,738件が棄却審決され、そのうちの11.1%に当る303件が特許法院に提訴された。この数値は1998年特許審判院設立依頼最も大幅な増加である。

<表II - 2 - 1>拒絶査定不服審判事件に対する訟務遂行の現況

特許法院

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
審判請求棄却審決		1,070	1,567	1,281	1,208	1,177	1,342	1,848	2,738
訴 提起	件数	147	284	250	206	193	194	199	303
	提訴率 (%)	13.7	18.1	19.5	17.1	16.4	14.5	10.8	11.1
特許法院判決		63	245	245	209	216	198	183	244
棄却判 決	件数	54	208	191	161	174	160	129	163
	棄却率 (%)	85.8	84.9	78.0	77.0	80.6	80.8	70.5	66.8
審決取 消	件数	9	37	54	48	42	38	35	55
	取消率 (%)	14.2	15.1	22.0	23.0	19.4	19.2	19.1	22.5

大法院

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
特許法院判決		63	245	245	209	216	198	183	244
上告	件数	20	85	82	58	56	71	66	62
	上告率 (%)	31.7	34.7	33.5	27.8	28.6	37.8	39.1	27.8
大法院宣告		5	41	59	70	53	65	65	59
破棄	件数	-	1	2	7	6	12	5	14
	破棄率 (%)	-	2.4	3.4	10.0	11.3	18.5	7.7	23.7

このような訴訟事件の増加により、特許審判院の設立（1998年3月1日）初期には6名しかいなかった訴訟遂行官（デザイン・商標分野3名、特許・実用分野3名）が、2005年末現在は13名（デザイン・商標分野4名、機械・金属分野2名、化学・生命工学分野4名、電気・電子分野3名）に増員された。

一方、訴訟遂行官の専門性を高める為に大韓弁理士会が主管する「民事訴訟実務課程」、国際知的財産研修院が実施する「訴訟遂行者実務課程」、そして検察庁の「民事訴訟実務課程」等、各公共機関で実施する教育課程はもちろん、民間団体等で主催する技術関連セミナーと教育課程にも参加した。

八．評価及び今後の計画

訟務遂行の品質を向上させる努力の結果、2005年の査定系事件の審決取消率は22.5%（224件中55件）と当事者系事件の審決取消率（26.8%）より低くなった。

今後は関連制度及び判例傾向等の変化に対応できるよう、持続的で体系的な訴訟業務の開発、手続きの一元化及び正確性向上の為に、業務処理指針を整備し、特許訴訟関連法令の整備を通じて特許訴訟業務の更なる発展を図る予定である。また、審判官の大幅な増加による訴提起件の増加に対応できるよう、訟務遂行の品質向上の為に訴訟遂行官の増員を関係部署と持続的に協議していく方針である。

5．国際知的財産研修院の教育訓練現況

国際知的財産研究院企画総括チーム行政事務官 チャ・グァンオ

国際知的財産研修院は社会で知的財産を創出し、活用できる知的財産専門家の養成を目標に、公務員、企業等の知的財産権業務担当者、発明に興味のある学生・教師及び開発途上国公務員を対象とする様々な教育課程を運営している。教育対象者で分類してみると、大きく教員課程、民間人課程、学生発明過程、外国人課程の院内教育と、各学校を巡回しながら教育を行う院外教育に分けることができる。2005年には院内教育は計48回課程を97回に渡り、4,923名が履修し、院外教育は124個の学校の計18,324名を対象に施行された。

特に、需要者の要求に応じた教育の為に、2005年全体59個の課程のうち、27%に上

る16個の新規課程を開発した。また、政府教育訓練機関では初めてアクションラーニング技法を導入し、5つの革新課題遂行の為に、8週間の教育を実施し、教育訓練革新優秀事例として選定された。

イ．公務員課程

2005年度には24個の公務員課程を運営、計2,063名に対する研修を実施した。公務員課程の教育運営目標を『世界最高の審査・審判官要請』や『中央及び地方政府の知的財産権関連公務員に対する職務遂行能力強化』とし、2005年度にはこのような目標の効率的な達成の為に、教科課程において教育需要者を中心とし、より専門化した。

すなわち、課程別必須科目の再調整を行い、教育期間を短縮する代わりに教科編成を専門分野別に細分化し、教育実施回数を増やした。また、できる限り教育対象者の役職制限を緩和し、多くの公務員が便利な時期に教育を受けられるよう、教育機会を拡大した。

既存の教育課程のうち、「新規審査官課程」と「審判官課程」は事例研究、役割実習強化と分任討議の活性化を通じた問題解決能力の向上に重点をおいた教育を行った。2004年に運営された課程のうち、一部類似した教育課程を統廃合し、課程別教育内容に重複がないようにした。また、教育評定点数を上向きに調整し、教育需要の創出拡大及び教育需要者の便宜を図った。

特に、アクションラーニング技法を導入した「特許行政革新管理者課程」の新設と「WWA知的財産権遠隔教育」等のサイバー教育の新設は、革新と成果志向の参加型・問題解決型教育強化及び需要者の特性に合わせた教育拡大の為に結果として高く評価されるべきである。

また、研修院の専門性強化及び競争力向上の為に、課程別責任運営制（Course Manager）を導入し、課程担当者に全的な権限と責任を附与した。また、民間諮問委員会である「知的財産権教育諮問委員会」を構成し、教育課程の編成及び教育成果の

評価に活用した。更に研修院のホームページによる持続的な顧客管理体制を構築した。

<表 - 2 - 2>デザイン検索DBの構築現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
新規審査官	特許庁審査官新規任用予定者	2	192
初任審査官補習	新規審査官課程履修6ヶ月以内の審査官	2	189
初任審査官補習	"	2	39
中堅審査官	新規審査官課程履修者	2	115
審判官	中堅審査官課程履修者	2	76
審決、判例研究	特許庁公務員	2	79
特許法	"	1	45
商標、デザイン保護法	"	1	47
訴訟遂行実務	"	1	20
PCT実務	"	2	53
特許行政革新管理者	"	2	40
特許行政新規管理者	特許庁5級以上新規任用者	2	97
STN情報検索	特許庁審査官、R&D分野の従事者	2	65
特許行政新規実務者	特許庁6、7級公務員	1	42
先行技術調査	"	1	30
知的財産権	各部署の5級以上公務員	2	86
知的財産権指導要員	検・警察、地方自治体公務員	4	220
知的財産権関連法	各部署公務員	3	110
商標、デザイン権利化	地方自治体公務員	1	20
政策品質管理	各部署の4級以上公務員	1	21
エクセル専門	公務員	2	97
パワーポイント専門	"	2	91
政策広報(特別課程)	特許庁公務員	3	93
新設サービス(特別課程)	"	1	196
合計		44	2,063

ロ．民間人課程

民間人課程では企業・研究所・特許法律事務所等の知的財産権関連業務従事者及び

弁理士試験合格者を対象に計17個の課程で1,538名に研修を実施した。

このうち、産業財産権課程と団体研修課程を運営し、548名を対象に知的財産権全般の基礎理論を教育した。特に団体研修課程は特定企業の要請による教育需要者主導型教育課程であり、2004年の4回から2005年には7回に増加した。この課程は、教育施設の開放等による民間との知的財産権教育システム共有はもちろん、企業役人に知識経営の重要性を思い起こさせる良い機会として活用された。

また、専門分野の教育課程としては『マドリッドシステム課程』を含む計15個の課程を運営し、990名を対象に知的財産権各分野に対する深化教育を実施した。これは企業等の民間部門の知的財産専門人材を養成し、知的財産件の創出及び管理能力の向上に大きく寄与した。

特に、2005年は民間の新たな需要創出の為に「特許情報活用課程」や「デザイン図面作成課程」等、様々な教育プログラムの新設と自主開発サイバー教育コンテンツ（特許法・商標法・デザイン保護法）の民間教育機関への提供を通じ、官・民協力教育の強化及び開放拡大等、知的財産教育の質的成長を図った。

<表II - 2 - 3>民間人課程教育訓練の現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
弁理士実務修習	弁理士試験合格者	1	210
特別実習 (PM作成)	企業、研究所、弁理士事務所職員等	2	51
特別実習 (明細書作成)	"	2	95
特別実習 (意見書、補正書作成)	"	1	38
特別実習 (特許紛争事例)	"	1	39
特別実習 (PCT出願実務)	"	1	34
商標と権利	"	1	38
デザインと権利	"	1	29

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
外国の知的財産権制度	〃	1	47
マドリッドシステム	〃	2	57
産業財産権	〃	6	342
生命工学特許	生命工学関連企業の職員、研究員等	1	54
特許訴訟事例	中小、ベンチャー企業 CEO、企業、研究所役人	2	80
デザイン図面作成	企業、研究所、特許法律事務所職員等	1	25
先端融合技術と特許研究	BT、IT、NT、EEST 関連研究員等	1	32
特許情報活用	機械、電子、IT、化学、生命工学研究開発従事者	3	161
団体研修	企業、研究所役人	7	206
合計		34	1,538

八．発明振興課程

国際知的財産研修院では全国へ発明雰囲気を広散する為に、2005年度に計7回の教育課程を運営した。まず、発明教育者課程をみると、小・中・高校の校長・校監（教頭に相当）・奨学官（指導主事に相当）を対象にした『教育管理者と発明振興課程』に4回514人、発明関連教師を対象にした『学校発明指導者課程』に2回164名、『大学教授と知的財産権課程』に1回16名の計1,164名を対象に研修を実施した。各学校学生の発明意欲鼓吹の為に体系的な発明教育技法等を伝授し、発明教育の正しい方向定立と学校発明教育の活性化を図った。

一方、夏休み期間を利用し、小・中学生を対象に1回の『発明キャンプ』を運営した。これには計100名の学生が参加し、発明工作実習、科学館見学及び夜間天文観測等の体験学習プログラムを実施した。このような体験学習は学生たちに未来の発明家としての基本的な素養、創造的な思考力及び問題解決能力を涵養する機会を与えた。また、各大学の発明同好会を対象とする『大学発明課程』には272名が参加し、発明アイデアの権利化等に関する様々な情報を交換した。この他にも創造的な女性企業

家及び発明家の為の『女性発明家課程』、企業、大学、研究所等の研究員の為の『職務発明課程』を新設し、彼らが開発した技術の権利化や事業化に必要な知的財産権関連知識を提供した。発明振興の為のこのような一連の教育課程は究極的には全国的な知的財産権創出における基盤作りの為の人材インフラ構築にも寄与することとなると考えられる。

<表II - 2 - 4>学生発明振興課程教育訓練の現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
教育管理者と発明振興	小・中・高校長、科学担当奨学官等	4	514
大学教授と知的財産権	大学教授	1	16
大学発明	大学生、大学発明同好会の学生	2	272
知的財産権と女性	女性企業家、女性個人発明家	1	40
職務発明	大学、企業、研究所の職員等	2	58
発明キャンプ	発明工作教室設置小・中学校の学生	1	100
学校発明指導者	小・中・高発明指導教師、発明科学担当奨学官	2	164
合計		13	1,164

二．外国人課程

1987年、WIPO（国際知的所有権機関）の資金支援の下で設立された国際知的財産研修院はアジア・太平洋地域の開発途上国公務員に対する知的財産権専門研修機関であり、毎年3回以上の外国人教育課程を運営してきている。2005年度には4つの課程を運営し、計134名が参加した。

2005年に2回に渡って開催されたWIPOアジア・太平洋地域セミナーは、87年の研修院開院以来18年間WIPOと共同で知的財産権分野の国際懸案を中心に一貫して推進されてきたセミナーであり、WIPOと持続的な協力関係を維持し、アジア・太平洋地域の知的財産権の中心研修期間及び人材開発の主導的な役割を目的としている。2005年には6月に新技術保護の為の知的財産（IP）システムの役割、11月に開発途上国固有の創作と技術革新保護及び商業化増進の為の知的財産機関役割論議についてのテーマによ

り2回に渡って進行した。

また、知的財産権制度に関する課程として4月に韓国 シンガポール知的財産権制度課程、6月に知的財産権制度課程を開設し、開発途上国の知的財産権関連公務員及び従事者31名を対象に韓国の知的財産権制度に対する理解について重点的に教育を行った。

特に、韓国信託基金によって開催された6月のセミナーの期間中には外国人専門講師を活用し、国内付帯セミナーを4回開催した。その国内付帯セミナーには特許庁及び知的財産権関連機関従事者216名が参加し、関連分野の最近の動向について論議を行った。

<表II - 2 - 5>外国人課程教育訓練の現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
WIPO Asia Pacific Regional Seminar (WIPO アジア・太平洋地域セミナー)	アジア地域知的財産権関連 教授、公務員	2	53
KOICA-IIPTI トレーニングコース (知的財産権制度課程)	開発途上国知的財産権関連 中堅公務員及び従事者	1	17
Korea-Singapore Third Country Program (韓国 シンガポール 知的財産権制度課程)	開発途上国知的財産権関連 中堅公務員及び従事者	1	14
WIPO/KIPO アカデミー	開発途上国 IP 教育機関シニア級	1	17
合計		5	101

ホ．学生発明巡回教育課程

学生発明活動促進の為に巡回教育は10万の未来の発明家要請を目的に、1987年から

持続的に実施している課程であり、小・中・高校及び職業専門学校、技能大学の学生を対象に発明教育を通じた学生たちの創意的な思考力開発と科学的な思考方式の涵養を教育目標としている。

2005年度には計124ヶ校を選定し、4月から9ヶ月間発明教師と専門家を現地に派遣して巡回教育を行った。この巡回教育には計18,324名の学生が参加した。

6. 公務員教育訓練の実績

経営革新広報本部人材開発チーム行政事務官 パン・ヒョンギ

イ. 公務員教育訓練の概観

公務員教育訓練は公務員に国民全体の奉仕者として備えるべき精神的な姿勢と任された職務を効果的に遂行できる技術と能力の培養を目的としている。

特許庁ではこのような公務員教育訓練法上の教育目的を達成し、21世紀の知識基盤時代を迎え『知的財産の権利化』、『知的財産の事業化』、『知的財産の体系化』の為に、審査・審判遂行及び審査官資質向上教育プログラムを運営し、職務分野別専門性強化に重点をおいた教育訓練を実施している。

このような特許庁の教育訓練は一般的に国内教育と国外教育に区分される。また、国内教育は職場教育、教育訓練機関教育及び委託教育に、国外教育は長・短期国外訓練に分けられて実施される。2005年度の分野別教育訓練実績は次の通りである。

ロ. 国内教育訓練の実績

国内教育訓練は全職員を対象にする職場教育、職務との関連性が高い教育訓練機関職務教育、外部機関に公務員教育を委託する委託教育に分けられる。

1) 職場教育

職場教育には政府施策を全公務員に教育させる施策教育と親切教育等、分野別公務員が備えるべき基本素養を教育させる素養教育がある。

2005年度には計17回に渡り、4,608名を対象に政府施策教育及び素養教育が実施され、そのうち革新と関連のある職場教育は計9回であった。

2) 教育訓練機関教育

教育訓練機関教育は公務員が職務を担当しながら、新しい知識を習得し、既存の職務関連知識を向上させる教育課程であり、基本教育と専門教育に区分される。2005年度には基本教育を63名、専門教育を2,432名に対して行った。

3) 委託教育

委託教育は国内大学院または研究所等に公務員教育を委託する教育課程を指す。2005年度には研究所等の委託教育及び忠南大学特許法務大学院、韓南大学特許法務大学院、培材大学特許法務大学院等が自主的に実施する委託教育に90名が参加し、教育を受けた。

<表II - 2 - 6>2005年度国内教育の現況

区分		教育課程数 (教育回数)	教育実績(名)	備考
職場教育	施策及び素養教育	17 (17)	4,608	
職務教育	基本教育	4 (7)	63	
	専門教育	147 (163)	2,432	
委託教育	大学院、研究所等	-	90	
計	-	168 (187)	7,193	

八．国外教育訓練の実績

公務員の国外訓練はその実施機関が6ヶ月以下の短期国外訓練と6ヶ月以上の長期国外訓練に区分される。短期国外訓練にはチーム制訓練、短期個人訓練、政策及び実務研修等があり、長期訓練には学位課程や職務訓練課程がある。

特許庁では審査・審判の専門性確保と特許権/実用新案権/商標権等の産業財産権の国際的な傾向や急変する新技術動向を把握し、審査・審判に取り入れようと毎年20名余りの公務員を対象に国外訓練を実施している。

1) 短期国外訓練

2005年度の国費短期国外訓練として10名の審査官をイギリス、米国、オーストラリア、日本、中国、オランダの6ヶ国に派遣し、

- イギリスの知的財産権樹立及び履行メカニズムの研究
- 知的財産権ライセンスと独占規制法との関係研究
- 人間胚芽関連発明の特許性研究
- 技術取引及び事業化に関する研究
- 特許実態法条約における米国特許制度改革法案の研究
- ヨーロッパ連合地域内の商標、デザイン分野紛争事例の研究
- 日本IT企業の特許保護戦略に関する研究
- 最近の特許紛争動向と対応方案に関する研究
- 日本特許庁の商標審判制度運営に関する研究
- 中国特許管理に関する研究

等の研究を行い、知的財産権分野の懸案課題の解決に活用している。

2) 長期国外訓練

2005年度長期訓練課程にはイギリス、米国、日本、中国、フランス、ドイツの6ヶ国に10名を派遣し、

- 不正競争行為防止に対する米国法に関する研究
- 自由貿易協定上の知的財産権保護体系に関する研究
- 知的財産権審判制度の比較考察及び発展方案に関する研究
- 特許技術取引の活性化の為の法的、制度的方案に関する研究
- イギリスの不正競争行為防止体系に関する研究
- ロイヤルティ協商及び知的財産権紛争解決に関する研究
- ヨーロッパ委員会によって提案されたヨーロッパ共同体特許法院に関する研究
- 情報技術の発達と環境変化による知的財産権保護と新技術領域における技術競争力確保方案に関する研究
- 中国の産業財産権法制の変遷と韓国の産業財産権の比較に関する研究
- ヨーロッパの商標権及びデザイン保護戦略に関する研究を行った。

<表II - 2 - 7>2005年度長・短期国外訓練の現況

区分	課程	対象職級	人員(名)	訓練国	備考
長期訓練	学位課程	4～7級中堅職	6	4	
	職務訓練課程	〃	4	3	
短期訓練	個人訓練課程	〃	10	6	
計	-	-	20	-	

第2節 審査・審判の生産性向上

1. 先行技術調査の外部用役拡大

電気電子審査本部特許審査政策チーム機械事務官 ハン・ドクウォン

先行技術調査の外部用役事業は審査業務の一部である選考技術調査業務を外部の専門機関に依頼することで、審査官の過重な業務負担を軽減させ、審査の質的・量的水準を高めるのが目的である。これは『特許庁長が必要だと認める時、専門調査機関に先行技術に対する資料調査を依頼することができる。』と規定した特許法第58条に基づいている。

先行技術調査の外部用役事業は1990年の改正特許法で、法的な根拠を整備し、準備期間を経て1992年から推進された。初期には特許庁の特許関連資料のDB構築が不十分であった為、インターネットによるオンライン検索システムが特許庁より相対的に有利な産業技術情報院に、外国人特許のうち技術内容が高度なものを対象に調査を依頼した。

その後1995年～1997年に自動車関連企業と半導体を中心にした電子関連企業の出願急増により、審査滞積量が累積され、審査処理期間が37ヶ月以上所要された。その為、審査処理期間の短縮が最大の懸案事項として浮上したのである。

このような審査滞積の累積を審査官の増員で解決するには限界があるとされ、先行技術調査業務の外部用役を通じ、出願増加に弾力的に対応しようと、1997年から本事業を拡大実施した。

1997年には8千件、2000年には2万9千件、2003年には10万3千件、2004年には12万7千件、2005年には12万1千件を用役依頼した。2006年には2006年審査待機期間短縮目標10ヶ月達成の為の審査官増員計画と連動し、外部先行技術調査機関に05年と同一な13万1千件を用役として以来する予定である。

1995年までは先行技術調査の外部用役事業を産業技術情報院（KINITI）に用役依頼したが、1996年からは発明振興法によって設立された特許技術情報センターを、2002年からは特許技術情報センターから名称が変更された韓国特許情報院を専門調査機関として指定、運営している。

2005年からは特定機関への依存による先行技術調査外部用役の効率性低下や審査の危険負担を緩和し、専門調査機関間の品質競争を通じて調査品質を高めた。また、国内民間部門の特許情報サービス産業の発展を支援する為に、多数の専門調査機関が先行技術調査用役を遂行する競争体制を導入した。

これに伴い、先行技術専門調査機関は韓国特許情報院以外に、2005年に新たに（株）ウィップス及び（株）韓国IP保護技術研究所を含め、計3個が指定された。

<表II - 2 - 8>年度別先行技術調査の外部用役事業の推進現況

区分	92～95	96-99	00	01	02	03	04	05
調査機関	産業技術情報院 (KINITI)	特許技術情報センター (KIPRIS)	韓国特許情報院 (KIPI)					
調査対象	国外特許	国内特許 実用新案	国内外 特許・実用新案					
調査依頼 件数（千 件）	1.8	70	29	39	65	103	127	131

現在韓国の審査官1人当たりの審査処理件数は年間255件程度と、他の国に比べて過大な水準である。また特許出願が持続的に増加していることを考慮すると、審査処理期間を短縮し、審査の質を高める為に、本事業はこれからも持続的に推進されるべきと考えられる。

日本は1989年から非営利法人である「工業所有権協力センター（IPCC）」を利用し、先行技術調査の外部用役を実施してきている。また、2005年に「工業所有権協力センター（IPCC）」以外にテクノサーチ株式会社と社団法人化学情報協会について先行技

術調査を遂行する登録調査機関として追加した。年度別の外部用役規模は次の通りである。

<表II - 2 - 9>日本の年度別先行技術調査の外部用役事業の推進現況

(単位：万件)

年度	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05
実績	1	2	5	7.5	8.5	10	10	10	11	12	11	10	11	14	16	18	19

2. 国際特許分類（IPC）業務のアウトソーシング実施

電気電子審査本部特許審査政策チーム化工事務官 ビョン・サンヒョン

国際特許分類（IPC）⁴⁾とは『国際特許分類に関するストラスブール協定』にしたがって制定された、国際的に統一された特許文献の分類体系として特許文献の分類と検索、審査官指定等を目的として活用されている。特許分類附与外部用役事業は国際特許分類附与業務を外部の専門機関に用役依頼する事業である。

これは『特許庁長は特許出願の審査に必要と認める時には政府機関・当該技術分野の専門機関または特許に関する知識と経験が豊富な者に協調を要請したり、意見を聞いたりすることができる。この場合、特許庁長は予算の範囲内で手当または費用を支給できる。』と規定した特許法第58条に基づいている。

本事業は2000年に『国際特許分類附与専門機関指定に関する運営要領』を制定した後、2001年から始まった。これはIMF経済危機により、1997年～1998年の間に減少傾向にあった特許出願が1999年6月から増加の傾向に反転され、2000年には前年対比で25%も増加し、分類審査官の持続的な増員なしでは分類附与を敵機に施行できないと

⁴⁾ International Patent Classificationの略である。

判断したからである。施行初年度の2001年には前年度の繰り越し分まで含めて15万7千件、2002年には14万件、2003年には15万3千件、2004年には17万4千件、2005年には17万8千件を遂行し、2006年には18万8千件を用役依頼する予定である。

2001年には「特許技術情報センター」が特許分類附与専門機関として指定され、用役を遂行し、2002年からは「特許技術情報センター」の後身である「韓国特許情報院」が遂行している。

このように特許分類附与業務に対し、用役を施行することで、誤分類率が減少する等、特許分類の専門性が強化された。また、審査官には実体審査のみに専念させることで、審査処理期間短縮と審査の質的水準の向上をもたらした。

3. 『商標調査分析事業』の推進

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ジメン

特許庁は2003年から商標審査の一部である商標分析及び検索業務を外部に委託して処理している。『商標調査分析事業』は出願商標の意味を分析し、出願商標と同一・類似した先出願・先登録商標の検索業務を外部の専門調査機関に委託処理し、審査官の審査負担を軽減させることで、適正審査処理期間を維持し、審査の質的水準を向上するのが目的である。

『商標調査分析事業』は商標法に基づき施行されており、商標法第22条の第1項は『特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認める場合には専門調査機関に対し、商標検索を依頼できる。』と規定している。

特許庁は商標検索に必要な専門人材・文献・装備等を保有している『韓国特許情報院』を商標専門調査機関と指定し、03年から同事業を施行している。また、商標専門調査機関の調査員を対象に商標法及び商標審査基準に対する深化教育やセミナーを

定期的に実施し、同事業の品質向上に努めている。

一方 03年に『商標調査分析事業』が始まって以来、商標審査処理期間は 03年に10.7ヶ月、04年に9.6ヶ月、05年に7.3ヶ月に持続的に短縮され、この事業が審査処理期間短縮に相当部分寄与していることが分かった。

特許庁は今後も『商標調査分析事業』を持続的に施行する予定であり、06年には審査処理量の30%水準に外部用役を拡大実施する計画を立てている。また、競争による用役結果物の品質向上の為に05年12月に『(株)ウィップス』を商標専門調査機関として追加指定し、06年から複数競争体制で同事業を運営していく方針である。

<表II - 2 - 10> 『商標調査分析事業』の推進現況

区分	03	04	05
調査機関	韓国特許情報院	韓国特許情報院	韓国特許情報院
調査量	30,989 件	35,096 件	33,507 件
予算	7億3百万ウォン	8億3千4百万ウォン	8億5千9百万ウォン

注) 上記調査量は年間商標審査処理件数の約20%程度であり、用役期間から最終的に納品された件数である。

4. 審査・審判の効率性工場の為の制度改善

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ソア・スンガン

イ. 特許法・実用新案施行令、施行規則の改正

1) 改正背景

先行技術調査を公正に遂行し、調査業務の保安を維持する為に先行技術専門調査機

関の指定要件を明確にする一方で、特許制度が国際的に統一化されていく趨勢に対応する為に「特許協力条約（PCT）規則」の改正（2004年9月27日～10月5日、第33次特許協力条約同盟総会）された内容を反映し、その他に現行制度の運営上表れた一部不足な点を改善・補完する必要が出てきた。

2）改正の内容

改正「特許法施行令」は特許出願の審査に必要な先行技術の調査を公正に遂行すると同時に調査業務の保安を維持する為に、先行技術調査機関の指定要件を明確にし、技術革新型中小企業を優先審査対象に追加した。請願人の便宜を増進させる為に送達を要求する者が住所または営業所以外の送達場所を事前に通知した場合にはその場所に送達できるように補完した。

また、改正「特許法施行規則」は優先権証明書類の提出時、韓国語で書かれた翻訳文を義務的に提出させていたのを任意に提出するようにする等、特許に関する手続きを改善する一方、核酸塩基序列目録が提出されなかった場合は加算料の納付を命じられるようにし、追加手数料納付命令に対する異議申請手続きを簡素化するといった「特許協力条約規則」の改正内容を反映した。

3）期待効果

「特許協力条約（PCT）規則」の改正等を反映し、制度の国際化を図ると共に、専門調査機関の指定に関する規定を明確にし、送達場所の拡大や優先権証明書類提出時の韓国語翻訳文の任意提出により請願人の便宜を向上させられると期待される。

ロ．特許法・実用新案法の改正

1）改正背景

特許出願に対する審査処理期間が短縮されたことにより、出願公開前に特許審査が

行われる等の環境の変化に備える必要が出てきた。実用新案の審査前登録制度を審査後登録制度に変更し、特許制度との統一された合理的な制度運営で出願人の便益を図るべきである。また、特許異議申請制度を特許無効審判制度に統合する等、特許制度を改善すると共に、現行制度の運営上出てきた一部不足な点を改善・補完する必要が出てきた。

2) 改正の内容

改正特許法は特許出願前に国外で公知されたか、或いは公然に実施された発明に対しては特許が受けられないようにした。また、特許出願前6ヶ月以内に特許出願人が行った全ての公開行為を特許拒絶理由から除外し、その公開された技術に対しても特許を附与してもらえようにした。更に、出願公開前に特許拒絶査定確定または放棄された出願の技術内容について、後出願に対する特許拒絶理由から除外した。

また、二重出願制度を廃止する代わりに特許と実用新案の間で出願種類を変更できるようにする変更出願制度を導入した。特許異議申請関連規定を削除し、特許異議申請で認めていた一般大衆による審査機能を特許無効審判に導入する為に、登録公告後3ヶ月までは利害関係人のみならず、誰でも特許無効審判を請求できるようにした。

改正実用新案法は従来に基礎的な要件審査を経て実用新案先登録の後に実用新案技術評価を行っていたのを、実体審査を経て実用新案登録可否を決定するようにする為、基礎的な要件審査、技術評価手続き等を廃止し、特許制度と同じく審査請求、拒絶理由通知、補正、実用新案登録可否決定等の審査手続きを決めた。

3) 期待効果

出願前6ヶ月以内に出願人が行った全ての形態の自発的な公開行為を拒絶理由から取り外し、特許異議申請制度を特許無効審判制度に統合する等、制度の運用手続きを単純化することで請願人の便宜が増進する事が期待される。また、実用新案も審査後登録制度に変更することで権利の誤・乱用防止、出願人の負担軽減及び審査業務の効

率性向上等が期待できる。

八．商標法改正の推進

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 ジョン・ヒョンジョン

1) 推進背景

技術と産業の発達により、動作商標等の新しい商標が取引社会で広く使用されるようになった。これを受け、商標法で保護される権利保護対象を拡大した。また、商標制度の登録主義及び属地主義の運営に伴う俗称商標ブローカー等の商標制度の悪用現象により効果的に対処する為に模倣商標の登録排除要件を緩和し、商標の先使用者に法定通常使用権を附与する必要がある。一方、出願変更制度の認定範囲拡大等、請願人の便宜を向上させる為の商標制度を改善や現行制度の運営上見つかった不足な点に対し、改善・補完も必要となってきた。このようなことから2005年の下半期から商標法改善を推進した。

2) 主要改正推進内容

a) 権利保護対象の拡大（改正案第2条第1項改正）

商標の定義規定を改正し、視覚的に認識できる動作商標、ホログラム商標、色彩だけで構成された商標等の非典型的な商標を保護できるようにした。このような非典型的な商標も商標法によって登録し、保護が受けられるようになったことで、企業等の商標選択範囲が拡大され、ブランド化による企業の付加価値創出効果が倍加されると期待される。

b) 模倣商標の登録遮断の為の登録排除要件緩和及び先使用による法定通常使用権制度の導入（改正案第7条第1項第12号改正、第57条の3新設）

現在は模倣対象商標が特定人の商標と顕著に知られない限り、先出願主義及び属地主義の原則にしたがい、第3者が商品類または商品群を別にして出願する場合、特別な登録拒絶理由がない限り登録を遮断することが困難であった。しかし、模倣対象商標が特定人の商品を表示するものと認識される場合にも登録が受けられないよう、登録排除要件を緩和（案第7条第1項第12号）すると共に、商標の先使用者には他人の商標登録事実の有無に関係なく自分の商標を継続して使える権利を附与（案第57条の3）した。こうすることで模倣商標の登録による期待利益の縮小や模倣商標の登録困難性の増加がもたらされ、模倣商標の登録による社会的な弊害を合理的に解決できるようにした。

c) 異議申請制度の合理的な改善（改正案第25条第1項改正）

現在は商標登録異議申請期間が短期間である為、理解関係者が異議申請制度を積極的に活用するのに支障がある。一方、指定商品の追加登録出願に対する異議申請の場合には異議申請理由が一部漏れている等の問題がある。その為、現在“出願公告後30日以内”から“出願公告後2ヶ月以内”に異議申請期間を延長し、指定商品追加登録出願固有の拒絶理由を異議申請理由として追加し、特許法の特許異議申請制度の廃止に伴う準用規定等の改正を推進した。異議申請制度運営上の不足な点が改善されたことで、請願人の便宜向上及び効率的な運営が期待される。

d) 出願変更制度の認定範囲の拡大（改正案第19条改正）

商標制度に対する知識または情報の不足等で出願の種類または方式等が適切でない場合が多数発生しているが、出願変更制度の認定範囲が制限され、出願人の不便をもたらしている。その為、現在商標、サービス標の間でしか認めていない出願変更制度の範囲を拡大し、商標、サービス標、団体標章相互間に出願変更できるようにした。また、指定商品の追加登録出願及び商標権の存続期間更新登録出願の商標登録出願としての変更出願も認めるように変更した。このような出願変更制度の改善により、現在とは違って別途に再出願する必要がなく、出願変更を通じて登録できるようにしたことで出願人の便宜が向上され、出願変更制度が活性化されると考えられる。

3) 今後の推進計画

特許庁は2006年の下半期に商標法改正を完了し、2007年上半期までに同商標法の改正内容を施行する為、下位法令及び商標審査基準等の訓令・例規等の改正作業と同改正内容の電算的な処理への反映と庁内外への広報及び教育等を着実に推進することで、2007年7月1日から同法令改正内容が施行できるように準備に万全を期する予定である。

二. デザイン制度の改善

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ヨンス

1) 推進背景

国家及び産業の競争力としてデザインの重要性が増大されてきており、市場の与件や技術開発周期の変動等、デザイン保護環境が急速に変化している。このような環境の変化に対応し、無審査登録デザイン権の安定性向上及び秘密デザインの請求期間を拡大し、その他現行制度上表れた不足な点を改善・補完する為に2007年7月施行を目標にデザイン保護法の改正を推進した。

2) 主要内容

a) 無審査登録デザイン権の安定性向上

デザイン無審査登録出願は新規性または創作性等、一部審査項目に対する審査を行わない為に不備な権利が発生する恐れがあるという指摘があり、それに対する補完が継続して進行されてきた。

現行法によるとデザイン無審査登録出願が国内に広く知られた現象・模様・色彩またはこれらの結合によって容易に創作できるデザインに該当する場合でも拒絶できず、

登録査定を行わなければならない為、不備な権利の発生原因になるという指摘もあった。

このような点を改善する為に容易創作規定をデザイン無審査登録出願に対する審査項目に含め、デザイン無審査登録出願が国内周知デザインによって容易に創作されるデザインに該当する場合には拒絶できるようにした。これにより、デザイン無審査登録制度の導入趣旨である早期の権利附与に支障をもたらさず、不備な権利発生を遮断する効果が得られると期待される。

b) 秘密デザイン請求時期の拡大

秘密デザインの請求時期がデザイン出願登録出願時に限定されていた為、出願後に予期せぬ事由によって登録する時までデザインの商品化開発が行われない場合に適切な対処方法がなかった。

更に特許庁の審査待機期間短縮の努力により、デザインの審査待機期間が2002年度の8.4ヶ月から2006年度6月基準で5.9ヶ月に徐々に短縮されている。この為、出願後秘密デザイン請求の必要性が増加してきた。

このようなデザイン審査環境及び与件の変化に適切に対応し、秘密を要するデザインの適正な保護の為に、出願時に限定されていた請求時期を最初のデザイン登録料納付時まで請求できるように改善された。

これにより、出願人は出願後の事情変更により柔軟に対処できるようになっただけでなく、登録デザインの公開による他人の模倣実施等を防止するようになり、出願人の便益増進はもちろん産業発展と知的財産権の秩序確立に寄与すると期待される。

c) 拒絶査定が確定したか放棄された出願の先出願地位排除

デザイン登録出願が無効または取り消された場合には先出願の地位がないものとみ

なすようになってきているが、これとは異なり、拒絶査定が確定されたり、放棄されたりした登録デザイン出願は先出願の地位があるものとみなしていた為、それに類似した後出願に対する拒絶理由になり得た。その為、公開されていないデザインにより、後出願が登録されないという不合理的な点があった。

このような点を改善する為に、デザイン登録拒絶査定確定または放棄された出願のデザインを登録拒絶理由から除外するようにした。これにより、公開されていないデザインによって後出願が登録されないようなケースがなくなると期待される。

3) 今後の推進計画

特許庁は2007年上半期中に無審査登録デザイン権の安定性向上、秘密デザイン請求時期の拡大及び拒絶査定が確定されたか放棄された出願の先出願地位排除等の内容を反映し、改正・施行されるデザイン保護法に伴い、デザイン保護法施行令、デザイン保護法施行規則等、下位法令を改正する予定である。また、改正内容に対する広報と教育等を通じ、2007年7月1日から新しく導入される制度が成功裏に定着できるよう、準備に万全を期す予定である。

ホ．審判制度の改善

特許審判院審判行政チーム書記官 キム・ドンウク

1) 迅速な審判処理の為に制度改善

a) 優先審判制度の改善

優先審判制度は法院に侵害訴訟が係留中の事件、検察または警察で捜査中の事件、審決取消訴訟で取り消された事件等に関連し、緊急な処理が必要な審判に対しては当事者または関連機関の要請等によって優先的に処理することで早期終結を図る制度を指す。これに関連のある審判が請求された事件のうち、侵害訴訟等、特許紛争と関連

のある事件について、争点となる権利の「保護範囲」が一種の先決問題となる。この場合、特許審判院及び特許法院の結論が出るまでは裁判審理が中止される場合が多いということを考慮し、権利範囲確認審判も優先審判制度に含まれるように改善した。

権利範囲確認審判がほとんどの特許侵害訴訟提起前に発明侵害の有無を確認する為に提起される点を考慮した改善であり、このような制度改善を通じ、権利範囲確認審判事件の迅速な処理ができるようにした。

b) 口述審理手続きの改善及びマニュアル化

審判事件の審理を促進し、公正性を高める為に「口述審理の速記と録音に関する規定」を制定し、審判当事者と第三者に客観的で予測可能な審判手続きが進行できるように改善した。

主要内容としては、特許審判長について速記能力を保有した者のうち、国家公務員法上の欠格事由がない者を速記者に選定する、審判長については速記者として選定された者のうち、当該審判事件の速記を担当する速記者を指定し、速記者は口述審理終了後直ちに速記の記録を作成し、記名・捺印した後主審審判官に提出する、という内容があった。口述審理を録音する場合には審判事件毎に別個の録音テープを使用することを原則とし、併合事件の口述審理を進行する場合は事件毎の事件番号を明らかにして速記または録音するか、必要な場合は速記または録音部分を特定できるよう、口述審理手続き及び制度を改善し、マニュアル化した。

2) 正確な審判処理の為に制度改善

a) デザイン事件にも技術説明会導入

事件の争点把握をより効果的に遂行する為に厳格な形式的要件(3人審判官の参加、審判定義具備等)を備える等、口述審理はこれを必要としないが、口述審理に準ずる程度の技術内容把握が可能な技術説明会運営に関する規定を2004年に制定した。2005

年にはこれをデザイン審判事件にも拡大するようにした。

デザイン審判事件でも技術説明会を導入することで、デザイン関連事件の技術内容をより容易に把握し、審判の正確性を向上できるようにした。

デザイン審判官が審判事件の内容把握が難しいと認める場合、或いは主な争点がかについて曖昧な事件等に対しては技術説明会を開催し、争点を迅速かつ正確に判断できるようにした。

b) 判例調査研究報告の運営方式改善

審判の専門性を高める為に審判官は特許・実用新案・商標・デザインに関する審判・再審及び訴訟事件の判例を調査・研究し、毎月判例調査研究報告書を作成している。この「判例調査研究報告書」の活用を活性化させる為に、報告書の活用方法及び提出対象者を具体化した。

すなわち、毎月提出される研究報告書をCD-ROMに保管し、関連資料を特許庁図書館に移管して審査・審判に活用するようにした。また、優秀な研究報告書を選別して四半期毎に冊子として発刊し、審判実務及び教育資料として活用するようにした。審判官として15日以上勤務した者は毎月研究報告書を提出するよう義務付けた。

3) 信頼される審判運営の為に制度改善

a) 審決主文作成方式の改善

一部請求項に対する審決が取り消され、差し戻される場合、審決主文の作成方式を改善した。

すなわち、特許法院により、一部請求項が取り消された取消差戻し審判事件から、取り消されていない残りの請求項は特許法院の判決による審判結果が確定されるものである為、取消差戻し審判事件の審決主文には取り消されて差し戻された一部の請求

項に対する判断のみを記載し、残りの請求項に対しては理由欄に特許法院判決によって確定した趣旨を記載するように改善したことで、審判の信頼性を高めるようにした。

b) 審判費用関する制度の改善

審判費用に関する送達方式を改善し、審判当事者の為の関連情報を追加して提供するようにした。すなわち、審判費用額査定文の送達を特別送達の方式に改善することで、当事者が受領したか否かを容易に確認できるようにした。また、審判費用額査定に不服がある場合には処分を知った日から90日以内に行政審判を提起できるという点を案内することで、当事者が知らないばかりに権利の行使ができないということを未然に防止するよう改善した。

c) 国際商標出願の審判結果処理方式の改善

国際商標出願に対する拒絶査定不服審判が終結した場合、同情報を国際商標審査チームと共有し、これを国際事務局に通知しなければならなかったが、従来にはこのような情報共有及び伝達システムが円滑に作動しないという問題点があった。それにより、指定局としての特許庁が国際事務局（IB）に審判の最終結果を通知するのが難しかった。

これを改善し、審判院で拒絶査定不服審判に対する審決が修了した場合、審決確定した国際商標出願に対しては直ちに審決確定通知書を国際商標審査チームに通知するようにし、同最終結果を国際事務局に通知するように運営方式を改善した。

第3節 審査・審判基準及び指針の整備

1. 特許・実用至難の審査指針書の全面改正

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 グアック・ジュンヨン

2005年3月に改正された『特許・実用新案の審査指針書』に対する補完及び改善が行われた。実用新案の審査後登録制への転換、異議申請の無効審判への統合等、特許法の改正事項を反映すると共に、多重従属項の記載方法等の大法院・特許法院の判例を反映し、審査指針書の一部不足な点及び不明瞭な点を補完したものである。

改正された主要内容は第2部第3章第1節で特許出願前に国外で告知されたか、公然に実施された発明に対しては特許が受けられないようにし、第2部第3章第3節で特許出願前6ヶ月以内に行われたあらゆる形態の自発的公開行為を特許拒絶理由から除外する等、改正特許法を反映した。

また、第3部第2章第2節で公開されていない状態で特許拒絶・放棄された特許出願の技術内容を特許拒絶理由から除外する改正特許法を反映し、第4部第1章第2節で請求範囲記載方法の許容される例と許容されない例を明確にした。

そして、第4部第2章第3節で補正制限制度の最初拒絶理由と最後拒絶理由を通知しなければならない事例を明確にし、特に請求範囲補正による独立特許要件（特許法第47条第4項第2号）の適用基準を明確にした。第4部第3章第3節で二重出願制度が廃止され、変更出願制度が導入されたことによる変更出願制度に対する審査指針を追加した。

この他にも第5部第2章第1節で競合出願の審査手続きを明確に整理し、第5部第5章第2節で優先審査対象に追加された事項を反映した。第6部第1章の実用新案の基礎的要件審査部分は『技術評価ガイド』と統合し、『先登録実用新案審査ガイド』として発刊した。

2. 商標及びデザイン分野

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 ヤン・ステンテ

イ. 商標・デザイン審査基準及び審査事務取扱規定の改正

2005年度には「商標法」（改正2004年12月31日、法律第7290号）、「デザイン保護法」（改正2004年12月31日、法律第7289号）の改正内容及び同法施行例や施行規則の改正内容を反映する一方、現行商標及びデザイン制度の運営上表れてきた一部不足な点を改善する為に、商標審査基準及びデザイン審査基準を改正した。

まず、「商標審査基準」の改正内容は次の通りである。

「地理的表示の団体標章登録出願」制度の施行の為に、定款と定款の要約書内容が不一致である場合にはその部分に対する記載がないものとみなし、意見提出通知を行うようにし（第50条の2）、出願人の適格等を規定（第50条の第3項）、地理的表示のみで構成された標章及び地理的表示と商品名を結合した標章を地理的表示の定義に合致した標章とみなすが、その場合の例外を明示（第50条の第4項）、地理的表示の団体標章登録出願はその指定商品を1つにすることを原則とするが、2つ以上の商品を指定できる場合を明示（第50条の第5項）、その他、商品の特性等に対する審査、地理的環境と商品の特性等との関連性に対する審査、地理的表示の対象地域及びその範囲の適正性に対する審査、原産国で保護されていることを証明する書類、地理的表示の団体標章登録出願の為に関連地方自治団体と協議を行った事実を証明する書類等に関し、規定した。

また、商標制度の運営上出てきた不足な点を改善する為に、権利の種類が間違っ
て記載された商標登録出願は法第2条の「各標章の定義規定」及び第10条の「1商標
1出願」の規定に合致しないものとみなし（第4条の第2項）、特殊に使用される
方法で表示した標章または他の識別力のある部分が結合された標章であっても性質表
示商標とみなすことができないケースを大法院判例の立場を反映して明確にしている
（第8条の第12項）。また、容易創作の判断基準に関し、公知・共用デザインの定

義、公知・共用デザインの容易創作類型等の規定や、類似デザイン登録出願及び単独デザイン登録出願間、デザイン無審査登録出願及びデザイン審査登録出願間の補正は要旨変更とみなさないという規定等を新設した。

ロ．「国際出願管理及び審査事務取扱規定」の改正

2005年2月22日には審査チーム制の施行を反映する為に「国際出願管理及び審査事務取扱規定」を改正し、2005年5月18日及び2005年7月29日には国際商標登録出願管理及び審査制度の運営上出てきた不足な点を補完する為に、同規定をそれぞれ改正した。

2005年4月18日付けで改正された「国際出願管理及び審査事務取扱規程」（訓令第413号）では 国際商標登録出願の場合1回に限り、1ヶ月の意見提出期間を延長できるようにし（第29条第2項）、基礎登録の分割及び分割移転、商品分類転換登録申請によって基礎登録の指定商品（または指定サービス業）が縮減された場合、国際事務局に通知を行うようにした（第14条第1項）。また、マドリッド議定書による出願人を『国際出願人』と『国際商標登録出願人』に区分した。

2005年7月29日付けで改正された「国際出願管理及び審査事務取扱規程」（訓令第424号）では 国際商標登録出願に対する一部名義変更（Partial Transfer）で分割移転された国際商標登録出願の場合、新しい拒絶事由がある場合に限り、原国際商標登録出願の指定通知があった日から18ヶ月以内に意見提出通知を行うようにし（第27条第6項）、担当審査官が国際商標登録出願に対する最終決定を下したが、国際事務局に適法に申請されたLimitation（縮減）、名義変更、Correction（訂正）等が最終決定以降に特許庁に通知された場合、審査官に再度検索させるようにした（第33条の第2項、第33条の第7項等）。また、国際商標登録出願人に通知された書類が返送された場合に対する処理基準を整備した。

3．審判分野

特許審判院審判行政チーム書記官 イム・ホスン

迅速・正確な審判を実現する為に、審判業務処理手続きの明瞭化と審判業務遂行の効率化を推進した。

- 1) 一部請求項に対する審決が取り消され、差し戻された場合の審決主文作成指針(2005年5月30日)

特許法院により、一部請求項が取り消され、差し戻された取消差戻し審判事件では、取り消されていない残りの項は特許法院の判決により、審判結果が確定されたものである。その為、取消差戻し審判事件の審決主文には取り消されて、差し戻された一部請求項に対する判断のみを記載し、残りの請求項に関しては理由欄に特許法院の判決により、確定されたという趣旨を記載させることで、審判の正確性及び信頼性を高めた。

- 2) 審判または再審に関する費用額査定に関する規定の改正(2005年7月8日、特許庁公示第05-18号)

審判費用額査定文の送達を特別送達方式に改善することで、当事者が受領したか否かが容易に確認できるようにし、審判費用額査定に不服がある場合には処分を知った日から90日以内に行政審判を提起できるということを知らせることで、顧客満足度を高めた。

- 3) 国際商標出願の拒絶査定不服審判に対する業務処理指針(2005年10月28日)

国際商標出願の基礎出願が拒絶査定される場合、国際商標登録の効力も影響を受けることになる為、特許庁は拒絶査定不服審判結果を国際事務局に通知しなければならない。しかし、特許審判院が査定系審判請求事件に対しては特許庁に審決確定通知を行っていない為、特許庁(指定国)が国際事務局に最終結果を通知することができな

かった。この問題を解決する為に業務処理指針を整備した。特許審判院は拒絶査定不服審判に対する審決が修了した後、審決確定した国際商標出願に対しては直ちに拒絶査定不服審判審決確定通知書を特許庁国際商標審査チームに通知するようにした。これにより、特許庁が国際事務局に最終結果を通知できるようになった。

4) 技術説明会運営に関する規定の改正(2005年10月28日、特許審判院訓令第16号)

特許・実用新案分野の場合に限って開催されていた技術説明会をデザイン分野にも拡大実施した。デザイン分野にもデザイン説明会を導入することで、デザイン審判事件の技術内容を容易に把握し、審判の効率性を高めた。

5) 口述審理の速記・録音に関する事務処理指針の制定(2005年11月2日、特許審判院例規第20号)

審判事件の審理を促進させ、公正性を高める為に口述審理の速記と録音に関する規定を制定した。

主要内容としては次のようなことが挙げられる。特許審判院長は速記能力を保有した者のうち、国家公務員法第33条の欠格事由がない者を速記者に選定する。審判長は速記者として選定された者のうち、当該審判事件の速記を担当する速記者を指定する。速記者は口述審理後、直ちに速記の記録を作成し、記名・捺印した後、主審審判官に提出する。口述審理を録音する場合には審判事件毎に別個の録音テープを使用することを原則とするが、併合事件の口述審理を進行する場合、事件毎に事件番号を明らかにして速記または録音するか、その他に適当な方法で速記または録音の部分を特定できるようにする。

6) 審判事務取扱規程の改正(2005年12月15日、特許庁訓令第436号)

審判が請求された事件のうち、特許侵害訴訟等、特許紛争に関する事件に対しては優先的に審判処理を行っている。審判事務取扱規程を改正し、権利範囲確認審判事件

を全て優先審判対象に拡大した。これは権利範囲確認審判のほとんどが特許侵害訴訟提起前に発明侵害の有無を確認する為に提起されるという点を考慮した処置である。規定改正を通じ、権利範囲確認審判事件の迅速な処理を可能にし、審判の実効性を確保できるようにした。

7) 審判部の設置・運営に関する規定の改正(2005年12月15日、特許審判院第22号)

非常設審判部を効率的に運営する為に、主席審判官が非常設審判部の審判官の職務を兼任するようしていたのを改正し、審判長が非常設審判部の審判官の職務を遂行する審判官を審判院長に推薦し、審判院長が非常設審判部の審判官を最終指定するようになった。

8) 判例調査研究報告に関する運営規定の改正(2005年12月30日、特許審判院訓令第23号)

審判の専門性を高める為に、審判官は特許・実用新案・商標・デザインに関する審判・再審及び訴訟事件の判例を調査・研究し、毎月判例調査研究報告書を作成している。この判例調査研究報告書の活用を活性化し、審判及び訴訟事務の効率化を図る為に、関連規定を改正し、研究報告書活用方法及び提出対象者を明確にした。

主要な改正内容としては次のようなことがある。毎月提出される研究報告書をCD-ROMに保管し、関連資料を特許庁の図書館に移管し、審査・審判に活用する。報告書のうち、優秀な研究報告書を選別し、四半期毎に冊子として発刊し、審判実務及び教育資料として活用する。特許審判院の審判官として15日以上勤務した者は毎月研究報告書を提出する。

第3章 審査制度のグローバルスタンダード化の推進

第1節 国際協約の加入拡大及び関連制度の整備

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 グアック・ジュンヨン

1. 特許法条約（PLT）の主要内容及び加入方案

イ. 特許法統一化論議の経過

特許法統一化論議は1986年米国が猶予期間（grace period）の国際的な統一を提案したことから論議され始めた。その後、特許制度全般に論議が拡大され、1990年まで8回に渡る国際専門化会議を通じ、特許法統一化条約の基本案が整備されたが、クリントン政府以降は米国が先発主義を固守する立場に表明してきた為、条約妥結に失敗した。

1995年以降WIPOの主導で統一化の障害となっていた特許実体に関する事項を取り除き、特許手続きに関する事項に対し、論議を進行させた。その結果、2000年5月11日から6月2日までスイスジュネーブの世界知的所有権機関（WIPO）本部で開催された外交会議で特許法条約（PLT）⁵⁾が締結され、条約及び最終意見書に対する署名式が挙行された。

ロ. 特許法条約の主要内容

特許法条約は出願人の便宜を増進させる為、各国特許法の統一化と単純化を追及している。その主要な内容としては出願日の要件緩和、PCT要件と相応する標準化された要件、特許庁に提出する様式の標準化、簡素化された特許庁への手続き、意図されない権利の喪失防止及び電子出願に対する基本規則の設定等、出願手続きに関する事

⁵⁾ Patent Law Treatyの略である。

項を含んでいる。

八．加入現況及び今後の展望

特許法条約は10番目の国が批准書または加入書を寄託した3ヶ月後である2005年4月28日から発効された。2001年9月27日にモルドバが最初に参加書を寄託して以来、2006年7月19日までに計14ヶ国が特許法条約に参加した。現在の参加国はモルドバ、スロベニア、スロバキア、キルギスタン、ナイジェリア、エストニア、ウクライナ、デンマーク、クロアチア、ルーマニア、バーレーン、フィンランド、イギリスとウズベキスタンである。

特許3極（米国、日本、EPO）をはじめとする比較的特許庁の規模が大きい国は現在論議中の特許実体法条約が妥結される時点を前後して特許法条約への参加時期を検討していると判断される。しかし、現在の特許実体法条約⁶⁾に対する論議が長期化されている点から特許3極中、どの国が特許実体法条約妥結以前に参加法条約に参加する可能性も十分にあり得る。この場合、特許実体法条約の妥結と関係なく、特許法条約はほとんどの国が参加すると展望される。

二．加入方案

特許庁は2001年に“PLT加入の為の特許法改正検討”に関する研究用役を実施し、特許法条約加入の為には現行特許法に出願日設定、提出書類の作成言語、権利復元等の3つの条文の新設、第15条、第54条に期間の延長、優先権回復関連等に対する2つの項の新設及び14個の条文の修正が必要であるという結果を導出したことがある。

このように特許法条約への参加の為には、制定に近い水準の特許法改正が必要である為、特許庁では現在論議中であるSPLT妥結を待ち、PLTとSPLTに同時に参加することで、法改正及び電算システム修正にかかる時間及び予算の負担を削減し、出願人の

⁶⁾ Substantive Patent Law Treaty。以下SPLT

不便を最小化するという計画をもっている。現在特許3極をはじめとする各国特許庁の特許法条約加入現況を引き続き検討中である。

2. 特許協力条約(PCT)の改革論議及び展望

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ユン・セヨン

イ. PCT改革の為の国際的論議の開始

特許協力条約(Patent Cooperation Treaty;PCT)は1970年6月ワシントン外交会議で採択され、1978年1月24日に発効して以来、会員国が現在128ヶ国に至り、05年の1年間に13万件余りの国際出願が提出される等、量的な面でも急速な発展を遂げてきた。

PCT出願量の持続的な成長にもかかわらず、複雑な手続きはこの制度の利用者に大きな害となってきた。2000年8月に米国が提案したPCT改革案が同年第29次PCT同盟総会でPCT改革論議課題として採択され、2001年からPCT改革委員会等を中心に改革論議が本格的に進行され始めた。

ロ. PCT改革課題の主要内容

米国が提案したPCT改革課題はPCT手続きを簡素化し、特許法条約(Patent Law Treaty;PCT)との調和を図る為の1段階改革とPCT制度全般に関して包括的に改正する2段階改革で構成される。主要提案内容としては指定概念の廃止、PLT出願日要件の導入、PLTに漏れている明細書概念の導入、多重国際調査及び予備審査の導入、調査と審査の統合等の1段階の改革課題と、国際機関の地域化、国内出願と国際出願の差別廃止、国際段階結果の国内段階強制等の2段階改革課題がある。

ハ. 国際的論議の成果

今までPCT改革委員会、国際機関会議等を通じ、14回の国際的論議が進行されており、その結果はPCT同盟総会の承認を得て最終的に確定した。2001年に国際予備審査予備請求の有無に関係なく、国内段階進入期間が30ヶ月に1元化された。2002年には国際公開用翻訳文の提出責任を出願人に負わせ、未提出時には国際出願を取り消すものとみなす方案、国際出願書提出で全ての締約国が指定されたものとみなす方案、国際調査機関に追加的に見解書を作成させる方案等に対する国際的合意が行われ、現在国内法へ反映され施行されている。

一方、2004年には発明の単一性と関連のある異議申請の判断手続きを簡素化し、序列表提出命令時に加算料を賦課できるようにする等、PCT手続きを効率化する為の方案に対する国際的な合意が行われ、2005年から施行されている。

また、2005年には出願人の便宜の為、明細書から漏れていた部分を認め、出願日を設定する方案と、優先権を回復するPCT改革方案に対する国際的合意が行われ、2007年4月から施行される予定である。

二．PCT改革論議の展望及び対応方案

今までのPCT改革は規則の改正により、手続きを簡素化・効率化するところに焦点を合わせてきたが、条約自体を改正し、PCT制度を根本的に改革しようとする主張が強くなってきている。2005年に漏れていた明細書に対する出願日認定要件及び優先権回復に関する主要PCT改革事項が合意されたことにより、PCT改革論議が最終段階に入った。しかし、今後国際調査及び国際予備審査手続きを一つの手続きに統合したり、国際機関の審査結果を締約国に強制したりする等、PCT制度の根本的な改革案が論議される可能性もある。その為、韓国の特許庁は要求を十分に代弁し、論議結果を漏れなく国内法等に反映する為、これに対する体系的な接近が要求される。

3．商標法条約（TLT）の主要内容及び改正論議に積極対応

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ジメン

イ．商標法条約一般

1) 商標法条約の定義

商標法条約（TLT：Trademark Law Treaty）とは、商標制度の国際的統一化及び商標出願・登録手続きの簡素化を追及する世界知的所有権機関（WIPO）が管掌する条約であり、加入国は2005年12月現在、米国、イギリス、日本等、計33ヶ国である。

2) 商標法条約の加入推進経過

韓国は商標法条約加入の為に、2001年2月に商標法改正を行う等、加入に必要な法令を整備し、2002年11月25日にWIPOに条約加入書を寄託した。その結果2003年2月25日に同条約の効力が発生した。

3) 主要内容

商標法条約の主要内容としては商標出願及び登録時の国際商品分類（NICE分類）の使用、多類1出願及び登録制度、出願及び登録事務における多件1通主義、各種書類返戻時の意見陳述機会の附与、出願書・申請書記載事項の簡素化等があり、韓国は加入当時条約の内容によって商標法令を改正した。

ロ．商標法条約改正論議に対する積極的な対応

1) 改正背景

世界知的所有権機関（WIPO）の商標法等の常設委員会（SCT）では技術発展による対応と形式の単純化追求及び特許法条約（PLT：Patent Law Treaty）との調和の為に、商標法条約の改正を論議するようになった。

2) 推進経過

商標法条約の改正はWIPOのSCT第8次会議から継続して論議されている。2005年の第14回SCT会議(4月)で条約改正(案)に対し、最終的な協議を行い、2006年度の外交会議を通じ、商標法改正(案)を最終的に採択する予定である。

3) 改正(案)の主要内容

a) 提出書類 (communication) 関連規定

出願人と官庁間の通知の様式 (form) 及び手段 (means) に関する事項で、現在推進中の改正案が確定されれば締約当事者は自由に通知の様式及び手段を選択できるようになり、選択によっては書面出願を排除し、100%電子出願を施行する可能性もある。

b) 期限に対する救済手段

期限 (法定期限及び指定期限) に対する救済手段を新設し、期限を遵守できない場合に、これに対する救済手段として期限延長及び手続きの継続または権利回復を規定している。改正条約 (案) にしたがう場合、上記の救済手段のうち、少なくとも1つ以上は国内法に反映されるべきである。

c) 商標使用権制度

WIPOの『商標使用権に関する共同勧告案』の規定内容を商標条約に反映させようとするものであり、使用権設定登録要件、使用権未登録の効果等に関する事項を規定している。

d) 総会 (Assembly) 設立に関する規定

総会の構成及び担当業務に対して規定している。

4) 商標法条約の改正案に対する積極的な対応

特許庁は現在論議されている商標法条約の改正(案)を出願人の便宜及び審査処理の迅速性との調和の側面や、同改正案が韓国の法令に及ぼす影響等を十分に検討し、今後論議される商標法条約の改正作業に積極的に対応していく方針である。

4. 標章の国際登録に関するマドリッド議定書の国内制度整備

商標デザイン審査本部国際商標審査チーム行政事務官 ハン・サンギョ

イ. マドリッド議定書の概要

1) 公式名称及び成立時期

マドリッド議定書は一つの商標出願書を自国特許庁に提出し、議定書締約国である外国全てに商標を出願できるようにする国際条約であり、その公式名称は標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書(Protocol relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks)である。同議定書は89年6月27日に採択され、95年12月1日に発効した。また、同議定書を施行する為の下位規定である共通規則(Common Regulations)が制定され、96年4月1日から施行された。

2) 成立背景

マドリッド議定書はフランス語圏国家を中心に締結された協定が抱えている問題点を解消する為に採択された。すなわち、マドリッド議定書ではフランス語以外に英語、スペイン語を公式言語に含ませ、加入国の底辺を拡大した。また、国内の商標登録の

みならず、商標出願の基礎としても国際出願ができるようにし、指定国家の拒絶理由通知期限も最大1年6ヶ月まで延長できるように規定している。

また、セントラルアタック（Central Attack）により、国際出願または国際登録が消滅された場合でも当該指定国でこれを国内出願に転換できるようにし、出願人（国際登録名義人）に負わされる危険負担を取り除いた。更には締約国が個別手数料を徴収できるようにし、審査主義国家の低い手数料負担を緩和する内容も含まれている。

3）マドリッド議定書の特徴及び加入国現況

a）特徴

マドリッド議定書の特徴は次のように説明できる。出願人は出願しようとする締約国を定め、公式言語（英語、フランス語またはスペイン語）で作成された一つの国際出願書について本国官庁を通じてWIPOに提出し、手数料を納付することで、番号1つの国際登録を獲得できる。WIPO国際事務局は出願書を指定した国に通知する。これにしたがい、指定国は自国内で商標権の保護附与の可否を自国の手続きにしたがって審査し、拒絶理由がなければ国内手続きを通じて登録されたものと同様な効力を附与される。また、出願人（国際登録名義人）は商標権の存続期間満了時にWIPOに1回の更新手数料を納付することで、全ての国に対し、商標権を更新できる。

b）議定書加入国現況

2006年7月現在、米国、日本、イギリス、ドイツ、フランス、中国を含め、計68ヶ国がマドリッド議定書に加入している。最近になり、議定書加入国が大幅に増加しており、98年以降に46ヶ国が加入した。世界最大の商標出願国である米国は03年11月に加入し、04年10月にはEUが加入した。04年4月に改正された共通規則には英語、フランス語以外にもスペイン語を公式言語とする内容が含まれ、それまでに加入に消極的だった中南米国家が加入する制度的基盤を整備した。

ロ．マドリッド国際出願の現況

<表II - 3 - 1>マドリッド国際出願の推移

(単位：件)

年度	本国官庁件 (Outgoing)	指定国官庁件 (Incoming)
2003. 4. ~	108 (813)	1,548
2004	141 (962)	4,874
2005	154 (1,231)	6,699

括弧内は国家換算件数である。

<表II - 3 - 2>マドリッド国際出願の外国指定推移

1) 外国が韓国を指定したケース

(単位：件)

年度 \ 国	ドイツ	スイス	フランス	ベネルックス	日本	イギリス	中国	米国
2003	387	281	250	142	84	63	14	10
2004	1,109	442	580	325	278	189	259	435
2005	1,062	556	716	374	460	252	475	927

2) 韓国が外国を指定したケース

(単位：件)

年度 \ 国	中国	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スイス	ベネルックス	米国	北朝鮮
2003	69	64	51	44	43	18	16	11	2
2004	89	84	53	56	49	20	18	67	8
2005	94	88	44	39	44	33	26	101	11

ハ．制度整備現況

1) 国際商標登録出願に対する意見提出期間延長の申請許容

国際商標登録出願の場合、意見提出期間が仮拒絶通知書の発送日から2ヶ月以内であり、18ヶ月の審査処理期間遵守の為に、延長申請を認めていなかった。しかし、出願人に通知書が到達するまでに相当な時間が所要され、2ヶ月以内に意見書または補正書を提出することは現実的に難しいということ considering 05年4月18日からは申請による意見提出期間の延長を1回に限り、1ヶ月まで認めるようになった。

2) 代理人先任申告義務の免除

国際商標登録出願の場合、従来には代理人先任申告書を提出しなければ代理人と認められなかったが、05年7月1日施行された商標法施行規則により、代理人が委任状を添付し、最初の意見書または補正書を提出する場合には、代理人先任申告を行わなくても代理人として認めるようになった。

3) 団体標章の定款提出期間の規定

国際商標登録出願が団体標章・保証標章・証明標章として出願された場合に、商標法上の定款を国際商標登録日から3ヶ月以内または補正通知を受けた日から3ヶ月以内に特許庁に提出すれば団体標章として登録できるようになった。

4) 国際出願等の取消規定

国際出願書、国際登録存続期間更新申請書、国際登録名義変更登録申請書、事後指定申請書を特許庁に提出後、国際事務局に通知されるまでの間にはこれを取り消せるよう、根拠となる規定と書式(第21号の4)を整備した。

二. 広報現況

1) 韓国語・英語のホームページ構築

一般人がマドリッド国際商標制度をより簡単に利用できるようにする為に、05年

10月にマドリッドシステムの韓国語・英語ホームページを構築した。ホームページのアドレスは<http://www.madrid.go.kr/>であり、ここにはマドリッドシステムの紹介、国際出願の手続き、外国商標制度の解説及び国際出願書式の作成要領等の様々な役立つ情報が掲載されている。

2) 国際出願サポーターズの構成及び説明会の開催

前年度に出願件数の多い弁理士、企業及び特許庁の関連業務担当で国際出願サポーターズを構成した。この国際出願サポーターズは定期的にワークショップを開催することで、出願人または代理人の意見を収斂し、これを政策に反映し、制度の安定的な定着を図っている。また、国際出願のメリット及び手続きを積極的に広報し、国民がマドリッド国際出願制度をより多く利用できるよう、積極的に奨励している。

ホ．今後の推進計画

1) 職権仮拒絶通知書発送の一元化

現在は職権仮拒絶通知書を出願人及びWIPO国際事務局に同時に発送しているが、関連制度を改正し、国際事務局にのみ発送する方を推進している。これは国際事務局からまた出願に職権仮拒絶通知書のコピーを送付している為に、出願人が二重に通知を受領することによる混同をもたらすという国際事務局の意見を反映した措置である。

2) 顧客の意見収斂及び広報の活性化

顧客と最も多くの交流が行われている特許顧客コールセンターとの定期的な歓談会を開催し、改善すべき制度や業務を把握し、これを政策に反映することで顧客がより簡単に制度を利用できるよう、持続的に努力を続けていく計画である。また、各種マニュアルや広報冊子の発刊・配布を通じ、国際商標制度利用の促進も推進していく予定である。

5. 商品・サービス業の分類体系の改編推進

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 チェ・ジェファン

イ. 推進概要

2005年度は過去3年間に渡って推進してきた商品分類体系改編の基本骨格を整備した1年であった。すなわち、専門機関の研究用役と自主的な研究活動を通じ、韓国の実情に最も適合する商品及びサービス業の分類体系はどのようなものであり、そのような分類体系を電算化された審査システムで最も効率的に実現する為にはどのように運用すべきかを重点的に検討、整理した。その具体的な内容は次の通りである。

ロ. 主要内容

1) 新商品分類体系の開発

新商品分類体系の開発は包括名称を認め、卸・小売のサービス業の出願を許容する等、商品分類の国際的な標準を国内分類制度に幅広く受容し、産業と取引現実の変化に合うように商品分類体系を最大限現実化させるという目標の下、自主研究活動と専門機関研究用役を通じ、最も合理的な対案を整備する為の事業である。現在対案を準備中であり、商標法施行規則と類似商品・サービス業の審査基準改正等も行ってから最終的に反映する予定である。

2) 商品・サービス業分類目録の開発及び公開

「商品・サービス業の分類目的」は商標出願人が指定商品を表記する際の不便を軽減する為に、商品類別に出願できる名称と類似群のコード、資料の出所等を表示した4万5千個程度の目録を開発した。これは2005年12月からインターネットを通じて提供しており、誰でも検索・活用できるようにした。

3) 類似商品DBの整備

「類似商品DB」は商標出願された各商品に対し、コンピュータが認識できるコード番号を附与する標準データベースの一種であり、商品分類体系の改編の為にシステムによる審査の基盤となるDBを整備することが必須である。

類似商品DBの整備は3段階に渡って行われる予定である。2005年度には同じ内容が重複入力されたデータ(1段階)、同じ商品に対し、違う類似群が入力されたデータ(2段階)を重点的に整理した。3段階は残りの誤謬データの整備であり、そのようなデータは2006年度中に整備する予定である。

4) ニス商品分類専門家会議の参加

商品分類の国際的な標準であるニス分類第9版の改正の為にWIP0第20次専門家会議(2005年10月10日～10月14日、スイスジュネーブ)に参加した。この専門家会議を通じ、韓国商品としては最初にキムチ(Kimchi)が国際商品の目録に追加される成果が達成された。

八. 推進日程

改編される商品分類体系はニス第9版と共に2007年1月1日から国際的に施行される予定である。したがって、2006年度10月末までに商品分類の基本となる商標法施行規則と類似商品・サービス業の審査基準(特許庁例規)の改正を完了し、12月末までに審査システムに対するシミュレーションと補完、国民に対する広報、審査官の教育等を行う予定である。

第2節 国際趨勢を反映した知的財産権制度の改善

1. 特許実体法条約の論議動向及び対応方案

電気電子審査本部特許審査行政チーム技術書記官 グアック・ジュンヨン

イ. 特許法統一化論議の経過

特許法統一化論議は1986年米国が猶予期間（grace period）の国際的な統一を提案したことから論議され始めた。その後、特許制度全般に論議が拡大され、1990年まで8回に渡る国際専門化会議を通じ、特許法統一化条約の基本案が整備されたが、クリントン政府以降は米国が先発主義を固守する立場を表明した為、条約妥結に失敗した。

1995年以降WIPOの主導で統一化の障害となっていた特許実体に関する事項を取り除き、特許手続きに関する事項に対して論議を進行した。その結果、2000年5月11日から6月2日までスイスジュネーブの世界知的所有権機関（WIPO）本部で開催された外交会議で特許法条約（PLT）が締結された。2001年11月にはWIPOの主導により、特許実体に関する事項に対する論議が再開し、現在WIPOが作成した特許実体法条約（SPLT）に基づき、特許要件を統一化する為の国際専門家会議が進行されている。

ロ. 特許実体法条約の主要内容

特許実体法条約は同一発明に対する各国の特許要件を一致させる為のものであり、特許対象、新規性、進歩性、先出願主義、新規性擬制、先行技術、請求範囲の解釈、拒絶及び無効事由等の特許実体に関する事項が含まれている。このうち、先出願主義の採用、特許対象の拡大、猶予期間の延長、明細書の開示要件等に関する問題が主要な争点となってきた。

ハ. 今後の展望

2000年11月に米国は先発明主義が特許法統一化の最大の障害要素であることを認め、先発明主義の放棄可能性を示唆したことがある。米国が先発明主義を固守する場合、特許実体法統一化論議が決裂する為、最大の国外出願国であり、特許実体法統一化により最も利益を受けるであろうと考えられる米国が先発明主義を最後まで貫き通すことは難しいと予想される。

しかし、米国はこの論議の過程で先発明主義の放棄を条件に、特許対象の拡大、猶予期間の延長等を図ると予測される。米国が先発明主義を放棄すれば、特許実体法統一化論議が急進展すると考えられた為、この時国際事務局は2003年頃、特許実体法条約が締結され、2005年頃発効されると展望したことがある。しかし、2003年5月に開催した第9次特許法常設委員会（SCP⁷⁾）でも米国は先発明主義放棄に対する立場を表明しなかった為、条約の妥結が長期化される可能性が出てきた。

また、特許3極は遺伝資源、伝統知識等の論議を留保し、先行技術に関して限定された議題に対する優先的な統一を通じ、知的財産権分野の持続的な優位を占領しようとした。これに対し、南米、インド、エジプト等の開発途上国は遺伝資源、伝統知識等の特許権附与及び行使を条件とする規定の並行論議が特許法統一化の前提であるということを主張している為、今後の特許法統一化論議は長期化されると予想される。

二．対応方案

特許庁は特許実体法条約の論議過程で韓国の立場を最大限反映し、条約発効より先に特許法の改正及び電算システムの補完作業を着実に遂行すると共に、国際的な環境変化に対し、国内産業界等が事前に対応できるよう2001年8月から特許実体法統一化研究かを運営している。

2．商標・デザイン審査制度の国際化

⁷⁾ Standing Committee on the Law of Patentsの略字であり、特許法の世界的な統一化の為に、WIPOが1986年6月に設立し、運営している多者協議体である。

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ジメン

イ．商標制度の国際化

特許庁は世界知的所有物機関（WIPO）の商標法等の常設委員会（SCT）に参加し、商標関連国際規範の統一化論議に緊密に対応している。特に、SCT第8次会議から継続して論議されている商標法条約（TLT：Trademark Law Treaty）の改正と関連し、2005年度には同SCTに参加して条約改正（案）に対する韓国の立場を積極的に開陳した。商標法改正（案）は書類提出、商標使用権、期限未遵守時の救済手段等が主に論議されており、2006年には外交会議を開催し、最終的に採択する予定である。

特許庁は商標審査実務に対する関連法令及び審査基準の国際化の為、主要国と商標審査官会議を開催している。2005年6月には日本特許庁と商標審査官会議を開催し、地理的表示の保護の為の改正商標法の内容、異議申請制度と無効審判との関係、包括名称の導入、類似群制度の運営、マドリッド国際商標審査実務等に関する深度ある論議を繰り広げた。韓・日商標審査官会議は2001年以降毎年開催されており、互いに類似した商標制度を運営している為、この会議は両国の発展に大きく役立っていると評価されている。

2005年9月にはオーストラリア特許庁と商標審査官会議を開催した。韓・豪商標審査官会議ではマドリッド国際出願の審査実務及び地理的表示保護制度等に対し、集中的な論議が行われた。マドリッドシステム及び地理的表示保護制度を韓国より早く導入したオーストラリアの経験は具体的な審査実務において大いに役立った。

また、韓・日、韓・中、韓・仏特許庁長会談等、特許庁長の会談を通じ、商標分野における協力を強化し、国際舞台における友好関係を発展させていくことを約束した。

ロ．デザイン制度の国際化

特許庁では世界知的所有権機関（WIPO）が主催した「ヘイグ協定関連デザイン国際

会議」(2004年5月)に参加し、米国・日本・中国・EU等の主要国のヘイグ協定加入動向を把握し、ヘイグシステムの幅広い利用を促進できる方案について論議した。また、デザインの国際的な保護を向上する方案に対し、意見を交換した。

また、2005年12月には東京で第5次韓・日デザイン審査官会議を開催し、両庁のデザイン登録制度の現況を紹介し、韓国のデザイン保護法改正内容について説明した。特にデザイン無審査登録制度及び画像デザイン保護に関する法規定及び審査実務に対する詳細な論議が行われた。また、デザイン審査資料の整備及び相互利用に対する意見を交換した。

一方、ヨーロッパ商標庁(OHIM)を訪問(2005年12月)し、電子出願及び先登録デザインの検索システムについて論議した。また、ヨーロッパのデザイン保護政策に対する説明を聞き、今後のデザイン制度発展方向についての協議を行った。

第3編 最先端 e -特許庁電子政府サービスの提供

第1章 特許行政情報システムの高度化

第2章 特許情報提供サービスの強化及び活用促進

第1章 特許行政情報システムの高度化

第1節 未来型特許行政情報システムの開発推進

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ヤン・テファン

1. 次世代特許ネット（KIPONetII）の構築推進

イ. 推進経過

最近特許法条約（PLT）妥結等、知的財産権規範の統一化論議による知的財産法・制度の環境が急激に変化しているだけでなく、顧客の期待水準も多様化・高級化されてきている。これを受け、特許庁ではこのような変化を積極的に受容する為に、2002年4月から11月までの8ヶ月の間、対内外専門家集団を構成し、次世代特許ネット（KIPOnetII）の開発の為に情報化戦略計画を樹立した。

2002年に樹立された同計画は2003年から2005年までの3年間に渡り、最新情報技術を適用し、特許ネットシステムを最適化・軽量化する等、先進化を図ると共に、特許行政サービス水準を向上させるべく、24時間電子請願サービスの提供、在宅審査支援、オンライン国際出願サービスの提供等の10大重点課題を発掘した。

主な推進日程は次の通りである。

2002：特許ネットII開発事業推進の為に情報化戦略計画樹立

2003：システム分析及び設計

2004：電子請願システム関連システムの改善

2005：審査、審判登録等の事務処理システムの改善

特許情報システムの為に情報化戦略計画樹立

ロ. 2003年度の推進事項

2003年には既存の特許ネットシステム全般に対する統合分析を行った。すなわち、740個余りの使用者による要求事項を分析し、1,800個余りの業務プロセスに対する詳細分析を実施し、52個の主要改善課題を定義した。

また、特許文書標準を従来のSGML (Standard Generalized Markup Language) からXML (eXtended Markup Language) への変更の為、システム設計を行い、出願網と特許網の統合等、特許ネットシステムの革新基盤技術の再設計を推進した。

同時に特許顧客の要求事項のうち、至急に改善すべき課題を選別し、優先的に推進した。2003年に推進し、開発が完了された事項は次の表の通りである。

<表 - 1 - 1>2003年推進完了された主要改善事項

推進分野	推進内容
事前登録手続きの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード附与申請及び電子文書利用申請をまとめて一つで申請できるようにオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 使用者個人情報等のホームページを通じ、オンライン変更ができるように変更
手数料管理体系の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過誤手数料をオンラインで容易に返金してもらえるように改善 ・ 手数料支払い情報を詳細に管理できるように改善
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子出願ソフトウェアの自動アップグレードの支援 ・ メールによる通知書受信支援
序列目録提出方式の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 序列目録の提出方式を記載方式から添付方式に改善 ・ 大容量序列目録の提出規定整備及び提出手続きの改善
使用者コンピューティング環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者 PC 性能改善の為の事務処理システムの改善
PCT 事務処理の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人が専門文書形態の PCT 出願書を CD に記録し、提出できるようにし、書面出願に比べ、25 万ウォンの手数料減免が受けられるように支援

推進分野	推進内容
	・ 指定概念の廃止及び見解書作成制度の変更による関連プログラムの改善
基盤支援、 高性能化	・ サーバー統合による基盤支援の高性能化作業に伴う応用システムの変更

八．2004年度の推進事項

2003年度に推進された特許ネットシステム全般に対する分析及び設計作業に基づき、2004年度には電子請願システム分野を中心に改善を行った。新しい特許文書標準であるXML文書を収容する為に請願人配布用及び書面書類電子化用の電子出願ソフトウェアの再開発を完了し、電子請願書式を従来の500個余りから250個余りに簡素化した。

2004年に推進し、開発が完了された事項は次の表の通りである。

<表 - 1 - 2>2004年推進完了された主要改善事項

推進分野	推進内容
電子請願 サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間電子請願サービス提供の為の出願網及び特許網等のネットワーク統合、翌日バッチ処理プログラムのオンライン・実時間処理体系構築等の特許ネット基盤システムの改善 ・ 庁内外書面書類基盤の PCT 手続きを電子文書基盤のオンライン処理体系に改善 ・ WIPO と PCT の優先権書類の電子的な交換システムの構築 ・ 電子出願時の出願書類、PCT 書類等の提出書類の事前誤謬検証機能の実現 ・ 書面書類の受付時間の短縮及び電子化工程の効率性を高める為の2次元バーコードの適用 ・ オンライン実時間受付及び通知サービスの構築 ・ XML 基盤の電子出願ソフトウェアの構築 ・ データ中心の統合データベースの構築 ・ 特許ネットシステムの最適化、軽量化の為の統合ミドルウェアの適用
事務処理システム分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅審査支援の為の制度整備及び IT 基盤構築 ・ 庁内の迅速、正確な業務処理支援の為の大容量データベース管理システムの構築 ・ 庁内の迅速、正確な審査、審判業務支援の為の決裁システムの改善

二．2005年度の推進事項

2004年度に電子請願システム分野を重点的に改善した。これに続き、2005年には特許ネットIIの開発事業をまとめる段階としての庁内事務処理システム改善を主に推進した。特に在宅審査環境の構築を通じ、審査・審判業務の効率性を向上し、24時間電子請願サービスの提供及び特許情報公開範囲の拡大を通じて、電子請願サービス利用時の請願人の便宜を図った。

その結果、政府機関では初めて2005年3月から審査官を中心に、在宅勤務を実施しており、他の様々な政府機関及び民間機関のベンチマーキングの対象となっている。

また、顧客が望む情報を便利かつ容易に利用できるように、特許情報を分析し、提供する等の未来型特許情報システム構築の為の特許情報化戦略計画を樹立した。

<表 - 1 - 3>2005年推進完了された主要改善事項

推進分野	推進内容
電子請願サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料減免事実立証手続きの簡素化 ・ 電子出願ソフトウェアで手数料自動計算機能の提供 ・ ウェブ基盤商標システムを構築し、商標電子出願手続きを簡素化 ・ 電子出願過程を実習できるよう、模擬電子出願機能を実現

推進分野	推進内容
事務処理システム分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ BSC 成果管理体系の導入による審査評価システム及び成果管理システムの構築 ・ 審査情報記録管理及び先行技術情報公開の為に審査報告書システムの構築 ・ 出願人及び代理人の情報、顧客情報統合管理システムの構築 ・ 職員間の両方向コミュニケーション活性化の為にメッセージシステムの構築 ・ 国有特許の効率的な管理の為に国有特許業務管理システムの構築 ・ 使用者の便宜を中心に審査、審判、登録事務処理システムを改善 ・ 品質管理システムの機能拡大 ・ 知的管理システムの改善 ・ IPC 8 版の適用による特許ネットシステムの改善
情報化戦略計画分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子請願サービスの革新及び顧客視点の業務手続の革新等を通じた特許ネットサービスの提供 ・ 特許情報の正確性確保及び戦略的な特許情報分析システムの構築等を通じた戦略的特許情報分析サービスの提供 ・ 特許情報の国家間相互交換及び機関間情報連携の為にグローバル特許情報連携、拡散サービスの提供

ホ．今後の推進計画

2006年には特許庁の6シグマ経営を後押しすべく、6シグマ第1次及び第2次ウェーブ課題を特許ネットに適用する事業を中心にシステム開発を推進する計画である。

特に、審査格差縮小の為に審査着手散布管理及び審査パートナー別技術分類の共有、技術分野別審査負担指数を反映する為に技術別審査難易度の適用、審査誤謬を防止する為に実体審査正確度の向上、及び特許法及び実用新案法の改正によるシステム反映課題の積極的な推進等、名実共に世界最高の特許情報システムを実現する予定である。

また、請願人が便利でかつ容易に電子出願ができるように、請願書式を大幅縮小し、不必要な添付書類の簡素化を行う予定である。2008年までにISP課題を重点的に推進し、特許情報分析等の戦略情報提供を通じ、知的財産主務官庁としての地位を確立する予定である。

このような電子請願サービスの革新、庁内事務処理革新及び特許ネットインフラの

高度化を通じ、特許ネットが名実共に世界最高の特許情報システムとして発展すると考えられる。

2. 知能型検索システムの構築

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 八・テジン

特許庁が遂行している業務のうち、本来の業務であり、革新的な業務は審査と審判業務である。このような業務は電算化された審査・審判システム及び検索システムを活用し、業務処理を行っているが、審査・審判処理量の増大及び情報化の加速化により、迅速で正確な審査・審判業務支援の為の未来志向的な知能型検索システム開発の必要性が提起されるようになった。

コンピュータによる自動検索及び利用者中心の高効率検索機能の提供等、検索便宜性を最大化した知能型検索システムの開発は 03年から 05年までの3年間に渡り、段階的に推進計画を樹立した。また、過去3年間の開発事業を通じ、知能型検索システムの構築を完了し、現在サービス中である。

イ. 知能型情報検索機能の開発

03年度には検察質疑語を自動に生成し、審査官が望む検索結果を類似度別に区分して提供する知能型類似商標検索システムを構築したことがある。この技術の特許・実用新案分野に適用したシステムである自動文書比較システムは 04年度に分析/設計段階を経て 05年に構築完了した。

ロ. 高効率インタフェースの構築

デザイン・商標検索結果を項目別にグループ化し、使用者が要求する検索結果を迅速に見られるように提供した。特に、デザインを紙屏風で審査するという環境を二台のLCDモニターにより審査及び検索できる環境に改善した二重モニター体系の電子屏

風システムを構築し、デザイン審査官の多くの声援と感心が寄せられた。

また、特許・実用新案分野には図面一括表示や一つの画面に多数専攻特許文献を同時に照会できる機能、各国特許分類間のマッピング情報を支援する機能を追加し、審査官がイメージ検索業務を遂行するにあたって、効率性を高められるシステムの支援を行っている。

八．他システムとの連携強化

デザイン・商標検索結果の引用対象及び参考となる証拠図面を通知書に自動に入力する機能を構築した。また、デザイン審査図面内に審査意見をメモし、メモが作成された図面を通知書に自動的に添付される等、検索システムで検索された結果を審査事務処理システムとの連携を強化し、審査処理期間短縮に寄与した。

3年に渡る知能型検索システムの開発事業を通じ、自動文書比較システムの構築完了をはじめとする特許・実用新案検索システムインタフェースの全面的な改編、デザイン検索システムの応用構造改善等、より完成度の高い検索システムへ跳躍するきっかけを整備した。

二．年度別主要事業内容

年度	開発内容	
03年 (1年目)	自動検索	・ 知能型類似商標検索システム
	高効率検索機能	・ 非特許文献の統合検索 ・ デザイン電子屏風システム ・ デザインカタログの検収システム ・ 審査点検表と通知書の自動連携
04年 (2年目)	自動検索	・ 先行技術自動比較検索システム(分析/設計) ・ Pilotシステムの構築

年度	開発内容	
	高効率検索機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー（対応）特許情報検索システム ・検索結果一括照会機能 ・デザイン拒絶事例の検索システム ・実用新案 DB を意匠検索として連携
05 年 (3 年目)	自動検索	<ul style="list-style-type: none"> ・先行技術自動比較検索システムの構築完了 ・検索結果間の類似度順整列機能
	高効率検索機能	<ul style="list-style-type: none"> ・検索メモ及び通知書の連携機能 ・検索データの誤謬訂正要請機能の改善 ・海外デザインデータ検索機能 ・六面図比較機能の強化

3. オンライン在宅審査システムの構築及び運営

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ジョン・ハンチョル

イ. 在宅勤務の推進背景

特許庁は国内特許出願が2003年12.1%、2004年度17.4%増加する等、最近特許出願が急増し、審査処理期間を10ヶ月以内に短縮する為に審査官が大幅増員されたことにより、発生した事務空間不足問題を解消し、先端技術分野の優秀な審査人材の確保、働く方式の革新等の為に、2005年3月からオンライン在宅勤務を施行した。

ロ. 在宅勤務の運営経過

在宅勤務者は在宅勤務類型により、週に1～4日を在宅勤務とし、事務室に出勤する日には2～3名が一つの席を共有する形態で勤務している。2005年3月に54名が在宅勤務の示範運営に参加し、2006年2月には80名が在宅勤務する等、示範運営期間に

計92名が参加した。2006年3月の本格的実施に107名が、7月には127名が参加する等、在宅勤務参加人数が持続的に増加している。現在在宅勤務対象業務は特許・実用新案業務、商標審査業務、審判業務、出願・登録・審判方式の業務である。

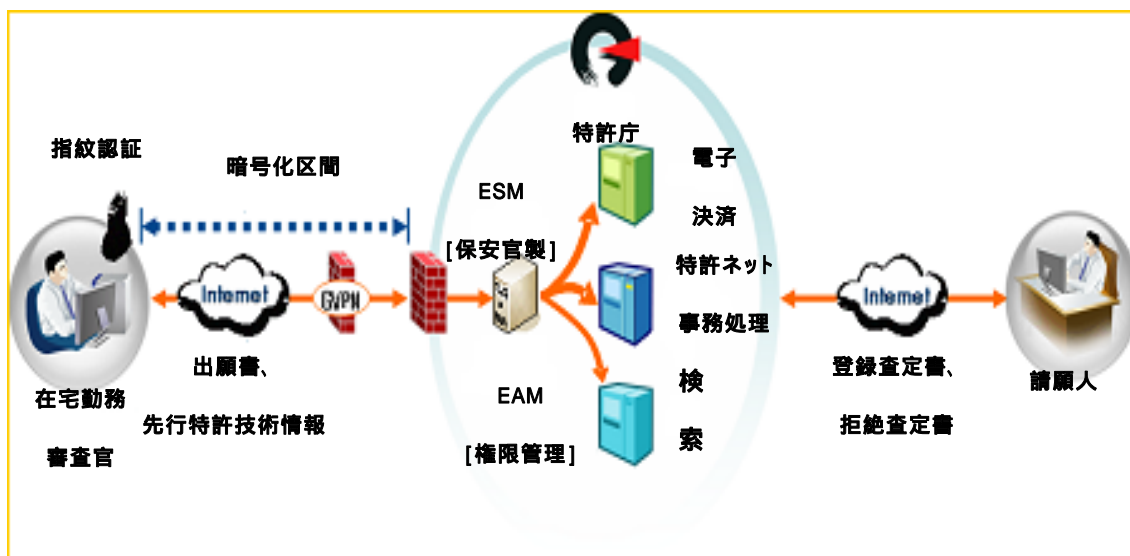
八．在宅勤務システム

在宅勤務者は特許庁内で使用するものと同様な業務システム及びデータに接近できる。但し、示範運営期間は公開された出願書類等にしか接近できないように制限していたが、2006年6月からは国家情報院の保安基本指針により、電子文書保安技術であるDRM (Digital Rights Management) を適用し、非公開出願書類等に対しても在宅審査ができるように支援している。

在宅勤務者が使用する基本装備及びS/WはPC・モニター、指紋認識機、インターネット回線、GVPN (Government Virtual Private Network、遠隔勤務電算網支援センター) 等である。これを利用し、在宅勤務者は自宅で一般インターネット回線により行政自治部のGVPNを経由し、特許ネットに接続した後、審査・審判業務を遂行する。

在宅勤務の保安強化の為、PCブート時に指紋認識による本人確認、GVPN認証書による認証、特許ネット統合認証、特許ネット指紋認証の計4段階の認証手続きを経るようになっている。また、定期的に在宅勤務者に対する保安教育、保安点検も実施している。

<図 - 1 - 1>在宅勤務システムの構成概念図



4 . 国家間の特許情報交換・活用システムの構築推進

情報企画本部情報開発チーム業務事務官 ジョン・セジュン

イ．推進背景

世界知的所有権機関（WIPO）の統計によると、2005年に韓国は特許協力条約（PCT）による国際特許を計4,747件出願し、前年比で1段階上昇した世界第6位の出願国家となった。また、PCTによる国際出願の多出願企業の順位においても三星電子が14位、LG電子が29位を記録する等、半導体、携帯等のIT技術で代表される韓国の技術力は世界最高水準であることが再び立証された。また、韓国特許文献は2005年10月に世界知的所有権機関（WIPO）総会で先進12ヶ国の特許庁がPCT国際出願を審査する場合には米国、ヨーロッパ、日本等の主要先進国の特許文献と一緒に韓国の特許文献を必ず事前に検討しなければならない「最小文献」として採択された。

特許庁はこのような国家技術力の向上及び最小文献の採択により、外国特許庁で韓国の特許文献を参考する事例が大きく増加すると判断し、韓国語に慣れていない外国

の審査官が韓国の特許文献を含む特許情報に容易に接近して利用できるよう、国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

ロ．K-PION

特許庁は2003年 特許庁間審査結果相互活用の為の審査情報公開システムの構築計画 を樹立し、その第1段階として2005年11月から外国特許庁に特許公報の韓英自動翻訳サービスをインターネット基盤のK-PION (Korean Patent Information Online Network, www.k-pion.net) を通じて提供している。基本的に異なる言語間の自動翻訳を高い水準で提供することには主要先進国も多くの困難に直面してきているが、特許庁は特許文献によく使用される文型を分析し、300万個に達する特許専門用語辞典を結合させることにより、先進国に比べ遜色のない、高い水準の翻訳サービスを提供している。現在K-PIONは米国、ヨーロッパ、日本特許庁を含む20ヶ国特許庁で使用している。

ハ．今後の計画

特許庁は第2段階としてK-PIONのサービス範囲を拡大し、2006年11月から国内特許の審査履歴、通知文書等の審査情報に対しても韓英翻訳サービスを提供する予定である。また、米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁は3極文書接近システム (TDA : Trilateral Document Access) を構築し、相互間審査情報の交換・活用を通じた審査結果の相互認定を推進しており、韓国の特許庁も3極特許庁をはじめとする外国特許庁との交流を拡大する為に、TDA案を標準とする審査情報の相互交換・活用システムを構築している。

ニ．期待効果

特許庁はK-PIONを通じ、国内特許情報を外国特許庁に普及し、国内特許権の保護及び国際特許紛争の原因を最小化し、国際社会における大韓民国の地位を高めることに寄与すると期待される。また、特許審査情報を各国特許庁と共有し、各国に出願され

た同一な特許出願に対する審査結果を相互認定することで、各国の審査滞積問題を画期的に解消できると期待されている。

第2節 特許ネットシステムの安定的・効率的運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ジョン・ハンチョル

特許ネットシステムの運営を民間IT専門企業に委託したのは、専門民間企業の情報議事術のノウハウを活用し、運営の効率性を図ると共に、最新情報技術を適時に反映し、庁内外使用者の要求に迅速に対応することにより業務処理の効率と顧客満足度の向上を計る為である。民間委託運営は1998年12月に企画予算緒の方針にしたがい、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月に特許ネット開通と同時に始めた。委託方法は応用S/W部門とH/W部門に分離し、委託している。

委託対象業務としては出願、登録、審査、審判等の事務処理システムと検索システム・知識管理システム・電子文書システム・ホームページ・データ管理等、46個応用システムの運営及び維持保守とサーバー・DB・ネットワーク・電算センター・保安課題等、基盤技術の運営等で詳細な内容は応用S/W部門とH/W部門に分けて説明する。

イ. 応用S/W部門

1999年に委託業務を始めた当初、特許庁応用ソフトウェアのシステム数は22個であり、委託人員は55名であった。しかし、全ての特許行政業務の電算化の為、毎年新規に開発される応用システムを委託・運営することになり、06年7月現在46個のシステムに67人の技術員を投入し、運営している。

2002年には出願から登録、審判等、全ての産業財産権請願の100%オンライン化が完成された。2003年にはオンライン諸証明請求及び交付システムの開通及びマドリッド議定書関連システムの構築完了と共に知能型検索システムの1次年度開発事業が完了され、特許ネットシステムが一層安定的に運営されるようになった。

特に、2002年には国際知的財産権の法・制度の環境変化に能動的に対応し、多様で高級化された顧客の情報要求を積極的に受容すると共に、最新情報技術（標準）を適用し、システムの最適化・軽量化を達成する為のISP作業を遂行し、次世代特許ネット開発の基本計画を完成した。

これを受け、03年から次世代特許ネットの開発事業に着手し、04年1月に1段階事業として特許ネット内部プロセスの効率化作業、05年3月に2段階事業として特許ネット利用者の便宜増進作業、05年11月に3段階事業として24時間電子請願サービスの構築と在宅審査システムのサービスを完了した。また、現在6シグマ革新課題と法改正支援の為の特許ネット改善事業を推進している。

ロ．H/W部門

特許ネットシステムの委託運営H/W部門は既存のハードウェア電算資源を効果的に運営・維持し、特許ネットII新規システムの開発及び適用による運營業務を早期に安定化させることによって、U-特許庁実現に役立っている。主要業務は大きく、電算機器、ネットワーク、現場支援及び電算センター運営に分けることができる。2006年のH/W部門運営規模は、電算機器75台、ディスク114TB、ネットワーク装備304台であり、これは政府機関の中でも大規模システムに該当する。

大規模H/W電算資源に対する過去7年間余りの運営経験に基づき、システム管理手続き書、システム運営手続き書、障害処理手続き書等を特許庁の実情に合うように整備した。また、これをシステム管理業務に反映し、システム管理業務の水準を持続的に改善・向上させている。

その結果、2005年度特許庁の「特許ネットシステムの開発・運営及び付加サービス」に対するISO9001再認証審査で民間IT企業よりも優秀なシステム管理業務水準を確保しているという評価を受けた。

<表 - 1 - 4>年度別投入人力及び契約現況

(単位：百万ウォン)

区分		年度							
		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
投入 人員	S/W	54.8名	54.5名	60名	69名	69.8名	68名	67名	67名
	H/W	23.4名	25名	28名	19名	19名	19名	28名	31名
	合計	78.2名	79.5名	88名	88名	88.8名	87名	95名	98名
契約 金額	S/W	3,100	3,420	3,669	3,849	4,340	4,240	4,204	4,291
	H/W	1,240	1,450	1,565	1,052	1,160	1,172	1,645	1,834
	合計	4,340	4,870	5,234	4,901	5,500	5,412	5,849	6,125

2. 特許ネットシステムの安定的・効率的運営

情報企画本部情報基盤チーム電算事務官 ムン・ギファン

1999年1月に特許ネットシステムが開通して以降、持続的にサービスが拡充されたことにより、システムの量的な増加と使用者の様々な要求事項を充足し、サービス品質を高級化させる為に、システムの安定性と効率性を向上させると同時に基盤環境の高度化を持続的に推進した。これと共に特許ネットシステムの運営監理の為にSLAの導入等、総合的な体系を整備し、システムの正確性と信頼性を増進させ、運営管理者の管理能力向上を図った。

これにより、2005年度特許ネットシステムの稼働率は99.99%（目標値：99.90%以上）、オンライン稼働率は99.98%（目標値：99.60%以上）、オンライン3秒以内応答時間は98.82%（目標値：98%以上）で全てにおいて目標値を上回った。このような安定的な運営はシステム容量管理、構成管理、変更管理、バックアップ管理、障害管理等、日常業務のみならず、運営の効率性と性能向上の為に、次の業務を遂行することで達成することができた。

まず、既存の老朽化されたサーバーを高性能サーバーに統合交替し、既存のサーバーを再配置し、稼働率を向上させると共に、サービス追加に備え、サーバーの拡張性を確保し、管理対象を縮小することで、業務の効率性を増進させた。また、新規バックアップドライブを導入し、全体バックアップ時間を短縮した。

次に、バックアップソフトウェア、データベース管理システム、データベース性能道具、試験自動化道具等、商用ソフトウェアに対するアップグレード及び新規開発システムに対する商用ミドルウェアの適用でシステム性能を向上させた。また、使用者応答時間の完全の為に、持続的にプログラムをチューニングし、安定的な応答時間を提供した。

また、「障害管理指針」を再改正し、ハードウェア、ネットワーク及びソフトウェア等に各種障害が発生した時に、これに対する類型別対処方を定義することで、予想できない障害発生時に迅速な復旧を可能にした。更に、障害復旧結果に対する持続的な管理を通じ、頻繁に繰り返される障害に対する予防措置を事前に行うことで、発生可能な障害を未然に防止できるようにした。

最後に、ネットワーク管理道具（スニーパー）を導入し、ネットワークの性能及び品質を向上し、IP管理道具（IPスキャン）によるIP管理の自動化を実現した。

3．電算設備の増設及び商用S/Wの持続的なアップグレード

情報企画本部情報基盤チーム電算事務官 ムン・ギファン

特許庁は最先端U-特許庁の実現及び特許情報の急増に対処すべく、持続的なインフラ高度化を通じ、審査・審判及び請願処理の効率性を向上すると同時に、特許ネットシステム品質向上を持続的に推進した。

24時間の実時間・無中断サービス及び在宅審査システムの拡大提供の為の環境構築、

成果管理及び知識管理システムの開発、保安システムの強化等によるH/Wと商用S/Wの導入を推進し、サーバー13台、サーバー資源増設6式、ディスク20TB、S/W40式等を導入した。

また、特許電算センターの危機状況に備え、04年に統合受付・統合DB、05年に審査・登録・審判システム及びデザイン・商標検索災難復旧システムを構築することで、実時間・無中断サービス体制を確立した。

特に、検索システム二重化構造設計により、24時間365日無中断サービス基盤を整備し、並列処理及び負荷分散等を通じた検索サービスの性能を向上させた。

<表 - 1 - 5> 05年電算装備増設及び商用S/Wアップグレードの現況

関連システム	種類
特許ネットIIの開発	サーバー7台、サーバー支援増設2式、SW12種
特許ネットシステムの運営 改善	ディスク1.5TB、CD/DVD Jukebox 1台、 外付型ディスク12台、SW1種
検索システムの拡充	サーバー1式、サーバー支援増設2式、 ディスク2.1TB、二重化ソリューション(1)、SW3種
災難復旧システムの拡充	サーバー支援増設2式、ディスク8.2TB、 ファイル複製ソリューション(1) SW5種
性能改善	サーバー1式、ディスク7.8TB、 SANスイッチ(1)、OD JUKEBOX(1)、バックアップ装 備(2)、 ネットワーク装備(2)、コールセンター装備(1)、SW 11種
請願サービス部門保安強化	サーバー4台、SW8種

4. 特許ネットシステム使用者の為の支援チーム運営

情報企画本部情報基盤チーム電算事務官 ハン・サンヨン

特許庁は特許行政電算化7ヶ年計画（92～98）により、オンライン電子出願体系構築及び特許技術情報普及の為の特許ネットシステムを1999年度に開通し、「国民誰もが自宅で」特許・実用新案、デザイン、商標出願はもちろん各種請願業務を双方向オンラインで便利に処理できるようになった。これにより、対国民サービスの新しい幕が開いた。今後の特許ネットシステム安定化や庁内・外使用者の便宜の為、システムの安定的な運営環境作りと持続的な性能改善を行った。2000年から国内外の先行技術に対する検索体制構築により、審査・審判期間短縮はもちろん、審判、登録、サイバー請願統合システムが展開されたことで、特許行政の効率性が最大化され、電子政府構築に先導的な役割を遂行し、請願サービスの向上に万全を期した。

特許ネットシステムを利用する使用者は庁内に1,500名、庁外に804,387名（出願人コード申請者基準）で、特許ネットシステム使用者に対する安定的な電算環境を提供し、使用者要求（不便事項、問い合わせ事項等）をより迅速・正確に支援する為に、特許ネットシステム使用者支援チームが運営されている。

特許ネットシステム使用者支援チームは庁内・外使用者の要求事項を優先及びインターネットで受け付け、処理する『特許顧客コールセンター』、電算装備（PC/プリンター等）の障害発生時に直接現場に投入され、迅速に障害に対する措置を施し、業務空白を最小化し、使用者の不便を解消する『現場支援チーム』及び、特許ネットシステムに対する基盤運営の安定化と持続的な性能改善で庁内・外の使用者の便宜を図る『システム運営（S/W）チーム』で構成されている。

『特許顧客コールセンター』は持続的に増加する使用者の不便事項及び問い合わせ事項を電話で受け付け、直ちに応答処理するワンコール・ワンストップサービスを実施しており、2005年度受け付け、処理した件数は505,680件と、前年比で11%増加した。『現場支援チーム』は庁内審査・審判業務等に使用している電算装備（PC/プリンター）の障害発生時に迅速に措置を施し、効率的な業務処理を支援しており、2005年度の障害受付措置件数は24,749件と、前年比で14%増加した。『システム運営

（S/W）チーム』は庁内・外の使用者に中断されることのないサービスを提供する為に、システム稼動状態のモニタリング、電子出願等の主要システム障害対処の二重化構成、持続的な機能・性能改善を実施することで安定性を確保すると共に使用者の不便事項を解消する等、高品質のサービス提供により、対国民サービスを拡大実施している。

<表 - 1 - 6>年度別業務支援の現況

主要業務	2002年	2003年	2004年	2005年
出願人コード申請者受付件数	625,146	630,331	679,050	804,387
コールセンター電話問い合わせ受付及び処理件数	176,168	365,962	455,435	505,680
現場支援チーム障害受付及び処理件数	18,871	24,918	21,740	24,749
ソフトウェア機能及び性能改善件数	2,165	1,828	1,912	2,392

2005年7月から『行政機関週40時間勤務制』が全面実施されたことにより、審査/審判期間短縮を支援する為に、庁内事務処理サービス時間を延長運営している。

基準日：2005年12月現在

システム	区分	運営時間
事務処理システム (庁内)	平日	07:00 ~ 22:00
	土曜日	07:00 ~ 13:00
検索システム (庁内)	平日	00:00 ~ 24:00
	土曜日	00:00 ~ 24:00
	日曜日	14:00 ~ 24:00

一層発展した特許ネットシステム使用者に提供する為の特許ネットIIシステムが2005年11月に開通し、24時間電子請願サービス、在宅審査システム、オンラインPCTシステム、特許情報公開システムサービスで、より一層強化された使用者志向の特許ネットシステムサービスを提供している。

特許ネットシステム利用者支援チームは利用者意見を定期的に修練して改善し、要求事項、障害類型をデータベースとして構築し、使用者が不便を感じることなく、効率的に特許ネットシステムを利用できるように対処している。

5. 特許ネットサービス水準の向上

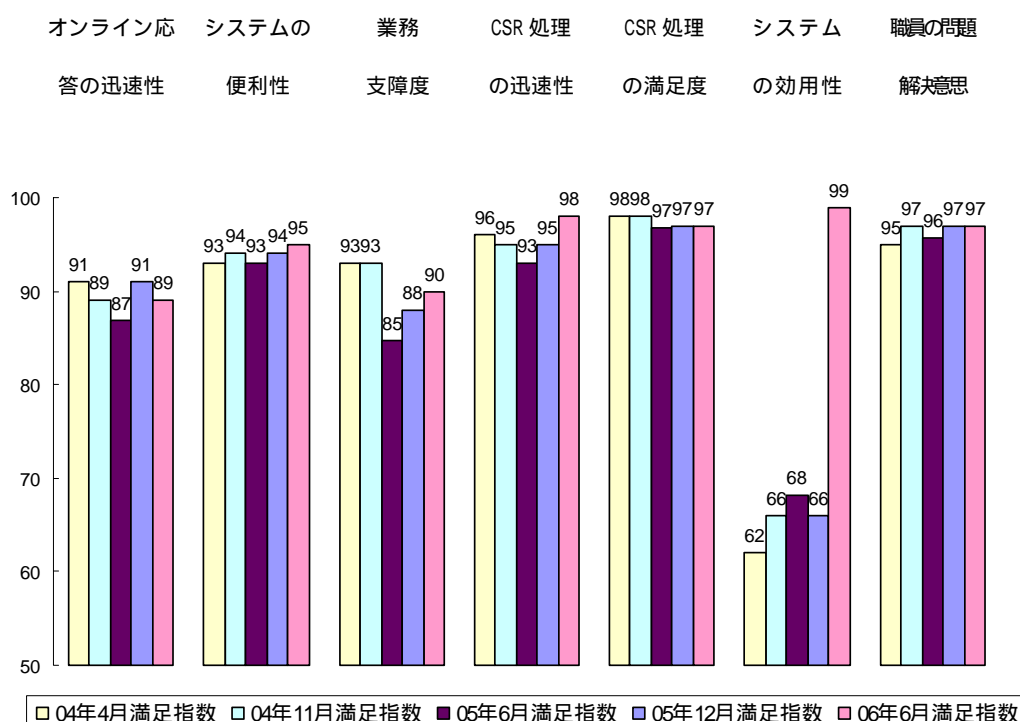
情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ジョン・ハンチョル

特許庁は1999年1月に特許ネットシステムを全面開通して以来、特許ネット使用者の様々な要求事項を迅速に反映し、特許ネットを使用した特許行政業務の迅速性、正確性及び便宜性を持続的に改善する等、特許ネットのサービス水準を向上させる為の努力を注いでいる。

特に、2001年11月に「特許ネットシステムの開発・運営及び付加サービス」に対するISO9001認証獲得を契機に2002年から年2回定期的な特許ネット顧客満足度を調査した。これにより、特許ネット使用者の満足度と要求事項を把握し、特許ネット改善に反映する主要指標として活用している。

また、05年から運営委託契約を既存の随意契約の形態から協商による競争契約方式に変更し、多情報システム運営専門企業の参加機会を拡大した。運営委託契約内容に特許ネット運営品質の確保方を提示するように明示し、05年から運営委託業者と特許庁間の顧客要求に対する納期遵守率、処理率、システム稼働率、障害発生件数、顧客満足度等の基準を設定し、SLA (Service Level Agreement) 協約を締結した。

<図 - 1 - 2>年度別利用者満足度の調査結果



6 . 統合補完管理体系の構築

情報企画本部情報基盤チーム電算事務官 ムン・ギファン

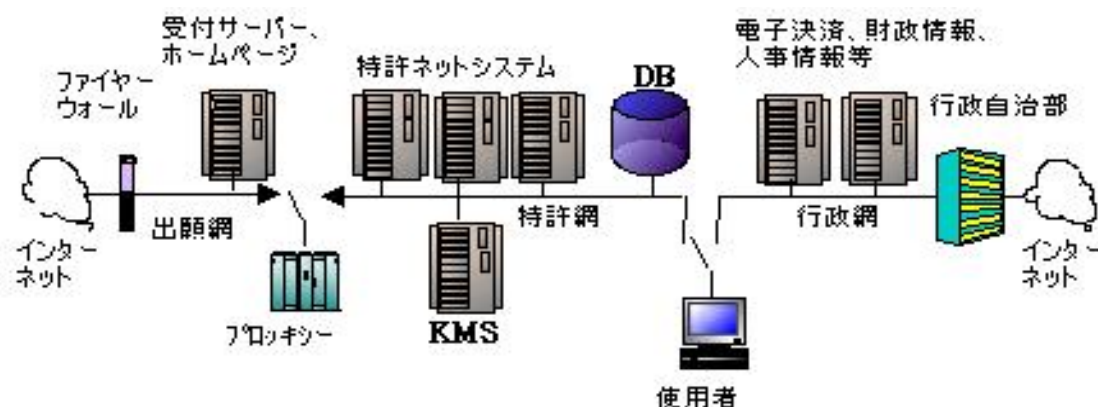
1999年の特許ネット構築当時、保安技術の限界等で庁内ネットワークを3つの網（出願網、特許網、行政網）を運営してきたが、2005年以降には特許ネットシステムが一つの網に統合された。また、e-特許行政体制の構築及び電算化された特許情報の急増により、特許庁電算体系全般に対する統合保安管理体系の構築が必要になってきた。

まず、統合保安官製システム（ESM）を構築し、これを運営する為の統合保安官製センターを開所し、24時間体制で非常事態に対処できる統合保安管理体系を構築した。これを通じ、各種保安装備・サーバー・ネットワーク装備に対する統合モニタリングを実施し、侵害事故に迅速に対応できる体系が備えられた。

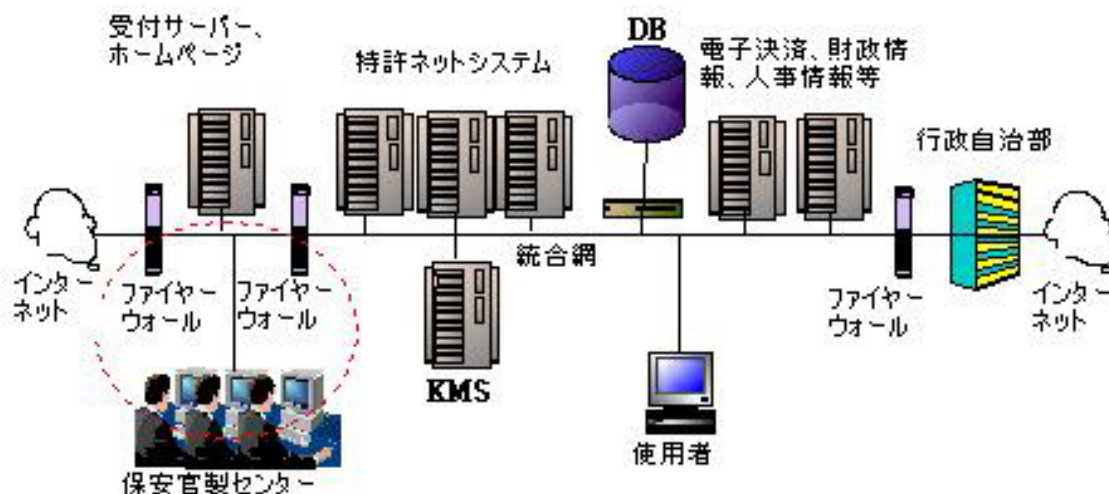
次に、国家情報院、行政自治部等の関連機関の強調の下、模擬浸透訓練を実施し、情報保安の弱点を導出・解決し、情報保安専門機関によるサイバー模擬ハッキングを遂行する等、外部専門機関の保安診断を一層強化した。

また、最新技術及び管理方法を適用した体系化された情報保護の政策、指針、手続きを樹立し、段階的な情報保護体系の改善計画を整備したことで、一貫性のある段階的な中長期情報保護体系のビジョンを提示した。また、アウトソーシング企業のストライキ及び災難に対処するべく、非常運営訓練、災難復旧訓練等、周期的な訓練を実施し、内部運用力量を強化した。

特許ネット構築当時（ 99年 1月）庁内ネットワークを3つの網に分離、構築



05年 1月以降には特許ネットシステムの網統合で統合保安官製業務が浮上



第2章 特許情報提供サービスの強化及び活用促進

第1節 特許技術情報のDB拡大及び品質管理

情報企画本部情報管理チーム 電算チーム ハン・ギュドン

1. 検索DBの持続的な拡充

イ. 概要

特許庁では国内・外の特許技術情報に対する先行技術資料を迅速・正確に検索できるよう、1999年から知的財産権検索DBを構築・運営中であり、特許技術情報交換政策により、21ヶ国、4つの機関から計85種の特許技術情報を入手し、二重WIPO、EPO、米国、日本等の主要特許技術先進国に対する特許技術情報を検索データベースに継続して搭載している。

2005年12月現在検索DBに搭載された特許技術情報は約12,930万件に達し、前年比で1,557万件増加している。

構築された資料は先行技術検索を目的に使用され、審査官利用率を基準に日本特許・実用新案公開資料とEPOのIFD (Infadoc Family Data) の利用率が高い。

2006年にはデータ入手範囲拡大をはじめ、データ量的拡大と共に一貫性・整合性・信頼性等のデータ品質向上の為に力量を集中する予定である。

ロ. 検索DB構築現況

<表 - 2 - 1>特許・実用新案検索DBの構築現況

(単位：千件)

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	47 ~	Text	1,974
	抄録	47 ~	Text	1,973
	公開情報	83 ~ 98	Image	786
		83 ~	SGML/XML	1,306
	公告情報	47 ~ 98	Image	289
		79 ~	SGML/XML	933
	専門イメージ（拒絶査定）	47 ~ 98	Image	660
KPA（韓国特許英文抄録）	79 ~	SGML	631	
日本	書誌	75 ~ 98	Text	9,539
	特許・実用新案公開公報	75 ~ 92	Image	10,080
		93 ~	SGML/XML	5,080
	特許・実用新案公告公報	86 ~ 93	Text	1,846
		94 ~	SGML/XML	1,689
	特許抄録	75 ~ 96	Image	5,394
PAJ	76 ~	SGML	7,103	
ヨーロッパ	IFD	74 ~	Text	40,736
	FPD	74 ~	SGML	5,673
	ESPACE-A	78 ~	SGML/Image	2,211
	ESPACE-B	90 ~	SGML/Image	944
	ESPACE-W	78 ~ 02	SGML/Image	805
米国	特許公告公報	75 ~	Image	3,411
		76 ~	SGML/XML	3,214
	特許公開公報	01 ~	Image	942
		01 ~	SGML/XML	953

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
WIPO	Impact Rule 87	02 ~	XML/Image	519
台湾	特許公開抄録	03 ~	Text	70
イギリス	特許公開	91 ~ 03	SGML	163
中国	特許公開・公告抄録	85 ~	Text	1,091
カナダ	特許公開・公告	99 ~	SGML	306
オーストラリア	特許公開・公告	98 ~	SGML	520
計	110,841			

<表 - 2 - 2>デザイン検索DBの構築現況

(単位：千件)

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	先出願	60 ~	Text/Image	2,349
	先出願専門イメージ	60 ~ 98	Image	187
	国内公報	66 ~	Text/Image	3,233
	国内公報専門イメージ	66 ~ 98	Image	238
	拒絶専門イメージ	92 ~ 98	Image	36
	カタログ	80 ~	Text/Image	5,495
	画像デザイン	03 ~	Text/Image	194
	字体	04 ~	Text/Image	58
日本	登録公報	65 ~	Text/SGML	1,098
		65 ~	Image	1,702
WIPO	登録公報	99 ~	Text/Image	191
OHIM	登録公報	03 ~	Text/Image	232
計		15,013		

<表 - 2 - 3>商標検索DBの構築現況

(単位：千件)

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	50 ~	Text	1,733
	見本イメージ	50 ~	Image	1,560
	拒絶専門イメージ	89 ~ 98	Image	151
計		3,444		

2. 特許文書電子化センターの運営

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 八・テジン

イ. 概要

特許ネットシステムは全ての業務処理が紙の要らないペーパーレス（paperless）システムで実現されている。これにより、特許文書電子化センター（以下、電子化センターと呼ぶ）では特許庁に受け付けられるオンライン出願を取り除いた全ての書面または郵便書類を電子化する目標で、2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立された。

特許庁は特許法により、特許文書電子化機関として指定した電子化センターを（株）韓国特許情報院に委託運営している。電子化センターの業務範囲は電子化対象書類の電子化、出願人確認用のDM発送⁸⁾、公報CDの発刊及び配布⁹⁾、データ品質保証業務及び特許文書総合システム運営及び関連S/W、H/W管理等、電子化関連業務全般で

⁸⁾ 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性を確認してもらう為に、出願人に電子化データを郵便で発送する業務

⁹⁾ 韓国公開公報及び登録公報のデータが入った公報CDを国内の国会図書館等と世界各国の特許庁及び図書館等に発送する業務

ある。

ロ．運営成果

2005年の電子化センターの電子化対象書類は615種であり、2004年の469種と比べ、119種が増加した。また、電子化処理量は2004年に引き続き、2005年にも電子出願率¹⁰⁾が増加し、2004年の36万4千件から29万7千と、6万7千件が減り、前年対比で18%も減少した。しかし、電子化センターは電子化データの品質強化にその力量を集中した結果2004年11月ISO9001認証を獲得した。一方、文字商標及び明細書の内部検収工程を追加し、電子化品質向上を図っている。

<表 - 2 - 4>特許文書電子化センターの書面書類の電子化実績

(単位：件)

計	出願書					中間書類				審判 書類	意 義 申 請	登 録 書 類	国 際 商 標	公 報 書 類
	小計	特 許	実 用 新 案	デ ザ イ ン	商 標	小計	補 正	意 見	そ の 他					
297,881	33,658	5,506	6,229	5,980	15,943	120,299	15,425	23,517	81,357	12,812	5,760	102,066	2,184	9,201

3．データ管理センターの運営

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 ハン・ギュドン

イ．推進経過

1999年1月から本格的に稼働した特許ネットシステムが徐々に安定化しながら、特

¹⁰⁾ 99年(73.6%)、00年(79.2%)、01年(81.5%)、02年(83.6%)、03年(86.5%)、04年(89.0%)、05年(90.8%)、知的財産主要統計(06年2月)参照

許庁データ政策の方向がデータの量的拡充からデータの正確性確保による質的高度化に転換された。

特許庁は既存の庁内各部署で推進してきた電子化事業を一元化されたデータ管理組織を通じ、一貫性のある過去と現在のデータを生産、整備、分析して電子化する過程で発生したデータ誤謬を訂正し、今後発生される可能性のある誤謬を予防する目的で2005年5月にデータ管理専担組織である『データ管理センター』を発足した。

ロ．運営成果

データ管理センターでは既存に開発されたデータ管理システムを適用し、2002年1月～4月に示範運営した。また、これをベースにデータ生成から分析までの工程、日程、人員別運営計画をテストし、実際運営時の施行錯誤を最小化した。同センターは特許情報専門機関である（財）韓国特許情報院に委託運営することで、特許情報専門機関を通じたデータの品質向上はもちろん、データ事業に対する効率的な管理と予算節減にも寄与することになった。

発足した年である2002年の1年の間、データ管理センターでは46名の人員を投入し、データ生成工程からデザインカタログ、書面包袋等、6万2千件の過去の書面資料を電子化した。また、データ整備分野である検証工程では特許庁検索及び特許ネットDBの誤謬、漏洩データを8万5千件整備した。データ分析工程では過去及び現在の誤謬データを相互比較、分析・訂正したデータ標準を定立することで、今後発生し得るデータ誤謬の類型を事前に予防した。

また、同センターではデータ生成、検証、分析業務と共に各工程をプロセス別に分析、調整し、効率的に管理することでデータ品質向上の為に努力した。文字商標の円滑な検索の為に、2003年に商標名入力をデータ生成工程に追加し、運営に成功している。2004年からは過去の文字商標商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を一緒に推進し、2005年にはデータ修正、インターネット公報の発刊、優先権書類電子的交換、媒体管理及びデータ搭載に関する業務を統合し、データ管理相乗効果を最大化

した。特許庁は今後も『データ管理センター』を通じ、請願人はもちろん、審査・審判官が業務に積極的に活用できる良質のデータを計画通り提供する予定である。

<表 - 2 - 5>2005年度データ管理センターの処理現況

(単位：千件)

区分	電子データの生成						特許情報DB構築		データ 分析 整備	システム運営管理			特許 情報 共同 活用
	完結 包袋	外国 デザイン 公報	商標 公報	文字 商標 (新)	実用 公開 図面	文字 商標 (過)	国内	国外		公報 発刊	優先権 交換	CSR 修正	
実績	19	1,385	485	185	365	344	2,415	13,153	1,451	342	47	15	10,113

4. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画本部情報管理チーム私書事務官 キム・チャンス

イ. 概要

特許庁では国内で出願された特許技術を海外に伝播することで、国内企業の権益を保護し、国家間の特許技術情報の相互交流を通じた多出願国家としての地位を高める為に、韓国特許英文抄録（KPA）¹¹⁾をCD-ROMで製作して発刊している。韓国特許英文抄録は特許公報に記述されている発明の要旨を迅速・正確に判断できるように、分かりやすい英文で簡潔に記載した英文要約書であり、書誌事項・要約文・代表図面で構成されている。

書誌事項は出願及び公開番号、発明の名称、発明者等11個の項目で構成されており、公報発行時点の情報を基準に製作している。英文要約文は明細書全体を理解してもらう為に要約した内容であり、解決しようとする目的が記載された“PURPOSE”部分と

¹¹⁾ Korean Patent Abstracts

技術的解決手段と構成要素間の関係が記載された“ CONSTITUTION ” 部分で構成されている。また、書誌事項は250以内の英単語で作成される。

ロ．推進経過

韓国特許英文抄録は1986年度から1979年以降に発行された登録特許公告を対象に遡及・発刊し、冊子の形態で発刊していた英文抄録を1997年には特許3極（米国、ヨーロッパ、日本）で共通で使用されるMIMOSA S/Wを活用し、検索と紹介が可能なCD-ROM形態で製作し始めた。

2000年度には国内出願技術の保護を強化する為に、英文抄録作成対象を登録特許公告から公開特許公告へとその範囲を拡大した。また、2001年からは英文抄録（公開特許の分）の作成方法を改善し、公開特許の分を作成する際に優先権主張出願件に対し、PAJ（日本特許英文抄録）を活用・作成することで予算を節減した。

また、WIPO PCT総会（05年10月）で韓国特許文献が『PCT最小文献（PCT Minimum Document）』に含まれるようになり、2007年4月にPCT最小文献改正案発効日に合わせ、全体KPA資料を整備し、DBを構築して一括配布する予定である。

ハ．推進実績

<表 - 2 - 6>韓国特許英文抄録作成の現況

（単位：件）

区分	～1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	・
公開特許	-	-	58,221	69,481	61,455	105,722	80,503	60,579	435,961
登録特許	70,886	11,200	22,822	72,144	9,704	6,328	4,205	3,702	200,991
小計	70,886	11,200	81,043	141,625	71,159	112,050	84,708	64,281	636,952

ニ．発刊及び配布

国内で公開される特許技術内容を英文で要約した韓国特許英文抄録（KPA）のCD-ROMは、現在海外47個、国内37個の知的財産権関連機関に無料で配布している。

国内の場合は青瓦台（チョンワデ）政策資料室を含む知的財産権関連の14個の機関と23個の地域知的財産センターに配布している。海外の場合は、米国、日本を含む40ヶ国の特許庁とWIPO、EPO等3つの国際機関、JAPIO等4つの海外機関に配布している。また、特許庁の英文ホームページ（www.kipo.go.kr）でも検索サービスを提供している。

<表 - 2 - 7>韓国特許英文抄録の国内外への配布現況

区分	海外特許庁	国際機関	その他海外機関	国内庁外機関
配布先	米国、イギリス、日本、 中国、フランス、カナダ、 スイス、ニュージーランド、 ドイツ等 (40ヶ国の海外特許庁)	EPO WIPO ARIPO (3つの国際機関)	APCTT (India) JAPIO ユーラシア 中国特許研修院 (4つの海外機関)	国会図書館、 国立中央図書館、 青瓦台政策資料室、 韓国発明振興会、 国立中央科学院等 (14個)、 地域知的財産センター — (23個の機関)

5. インターネット公報の発刊

情報企画本部情報管理チーム私書事務官 イ・チョルスン

2001年7月2日からインターネット公報サービスが実施された。同サービスは誰でも特許庁のホームページ（www.kipo.go.kr）で発刊する公開情報及び登録公報を無料で閲覧できるようにしたサービスである。

推進背景は1999年から実施された電子出願及び書面で提出された特許文書の電子化によって公報発刊対象書類のほとんどが電子文書となったことにより、インターネット公報の発刊工程を自動化してその発刊周期を短縮し、最新の特許技術情報をインターネットにより、適時に提供することで、請願人に対する特許技術情報の提供サービスを大幅強化するきっかけとなった。

インターネット公報サービスは3つのサービスで区分される。一つは発刊サービスであり、別途のプログラムの設置なしにインターネット環境でウェブブラウザさえあれば誰でも閲覧ができるようにPDF文書形態で発刊される。発刊工程のほとんどが自動化されて進行し、発刊する公報データの正確性確保の為に、多段階検査及び検収工程を整備している。

二つ目はPush Mailサービスである。これは請願人が関心分野とe-mailアドレスを登録すれば、新たに発刊される公報を一定周期別に取り集め、関心分野リストを電子郵便で送付するというサービスである。請願人はこれをクリックし、該当分野の特許技術情報を直ちに照合することができる。したがって、同サービスは出願人はもちろん発明者・企業及び研究所の研究者等、特定分野の最新特許技術情報を必要とする請願人にはかなり有用なサービスとなっている。

三つ目はインターネット公報サービスである。これにより、特許技術情報流通を大幅に広げ、その波及効果大きい。このように産業界に提供された特許技術情報は新技術開発を促進し、国家競争力向上に大いに貢献している。

<表 - 2 - 8>2005年度広報発刊件数

(単位：件)

公開 特許	公開 実用新案	登録 特許	登録 実用新案	デザイン	商標 公告	計
123,492	2	73,874	33,505	35,835	75,648	342,356

<表 - 2 - 9>インターネットメーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位：名/件)

区分	2002	2003	2005	2005	・
加入人員	335	410	616	1,332	2,693
発送件数	116,229	179,108	273,794	378,570	947,701

第2節 特許技術情報活用の為のインフラ拡大

1. オンライン特許技術情報サービス（KIPRIS）の強化

情報企画本部情報企画チーム機械事務官 キム・イルギョ

特許制度は国家が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進することで、産業発展に貢献する為の制度である。したがって、最新の特許技術に対する情報は特許庁の審査・審判はもちろん、研究所、企業等の研究開発の為の核心的な情報であり、重複研究を防止し、技術開発方向を提示する客観的な指標として活用されている。

ほとんどの先進特許庁は自国の技術保護と産業技術の発展の為に、自国の特許情報について、インターネットを通じて無料で提供しており、その範囲を拡大している実情である。このような世界的な趨勢に対応し、国家産業競争力を高める為に、特許庁は2000年1月1日から特許技術情報サービス（KIPRIS）を通じ、国内特許情報を無料で提供している。KIPRISのサービス範囲と使用方法は持続的に改善され、2003年に海外特許（抄録）も提供できるようになり、商標/デザイン/審判検索システムを新しく改善した。

2004年には利用者の便宜性を一層強化した新概念検索システムのサービスを開始し、海外利用者の為の英文インタフェース及びKPAサービスを通じた行政処理事項の照会機能も提供できるようになった。2005年度にはデザイン/商標検索システムの英文インタフェース開発を完了し、海外特許検索に対する国内利用者の要求に応じて海外特許全文を照会できるシステムを構築した。また、より迅速な情報を提供する為にデータ搭載所要時間を3日から2日に短縮した。

現在KIPRISでは特許、実用新案、デザイン、商標、韓国特許英文抄録（KPA）、海外特許（米国、日本、ヨーロッパ）に対する知的財産権情報検索サービスを提供しており、特許出願後の審査・登録または審判の進行状況をいつでも簡単に照会でき

る『私の請願は?』という知的財産権進行状況照会サービスを一緒に提供している。

KIPRISのこのようなサービスを通じ、国民が自由に先行技術を検索できるようにし、新しい分野に対する知的財産権の出願及び技術・知識集約的なベンチャー企業の活動を促進するだけでなく、重複研究開発を防止し、新技術開発を促進する効果が得られている。

KIPRISは現在69万名余りの会員を確保しており、一日平均14,000名余りが利用している。また、その利用者が継続して増加している。国際社会における韓国知的財産権の比重と重要度は日々高くなっていくにつれ、海外でも韓国の知的財産権情報を検索する為に、KIPRISを利用する海外利用者数も持続的に増加している。

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確、簡単・便利に接近できるよう、顧客の要求を修練してきた。また、持続的にサービスを改善し、拡充できるように、最善の努力を注いでいる。

<表 - 2 - 10>年度別KIPRIS（特許技術情報サービス）提供情報の現況

（2005年12月現在）

区分		提供範囲	提供件数（千件）
国内	特許・実用新案	書誌、抄録、代表図面、公報全文	9,976
	デザイン	書誌、代表図、公報全文	1,009
	商標	書誌、商標イメージ、公報全文	3,718
	登録	登録事項	2,152
	小計	-	16,855
海外	米国特許	書誌、抄録、全文	3,876
	ヨーロッパ特許	書誌、抄録、代表図面、全文	5,212
	日本特許	書誌、抄録、代表図面、全文	7,201
	小計		16,289
計			33,144

<表 - 2 - 11>年度別KIPRIS（特許技術情報サービス）使用者の現況

(2005年12月現在)

区分		～ 00 年	01年	02年	03年	04年	05年
KIPRIS 使用者 登録現 況 (新規 加入 者)	大手企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832
	弁理士	760	372	400	315	308	68
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168
ホーム ページ Hitting 回数	期間別 (増加率)	1,601,220 回	3,279,085 回 (105%)	3,764,818 回 (15%)	4,103,616 回 (9%)	4,220,432 回 (2.8%)	4,428,882 回 (4.9%)

2. サイバー国際特許アカデミーの運営

情報企画本部情報企画チーム化工事務官 キム・ピョンピル

イ. 事業概要

サイバー国際特許アカデミー（www.ipacademy.net）は知的財産関連専門人材養成・供給を通じた国家産業発展及び技術保護を図る為に設立された。特許庁はサイバー空間上で時間と空間の制約を受けることなく、様々な先端教育技法を通じ、誰でも高品質の知的財産権教育が受けられる生涯教育の場になるよう、サイバー国際特許ア

カデミーを運営している。

サイバー国際特許アカデミーは一般人、青少年、大学生、科学技術者等、教育対象別にサイトを別途運営しており、教育対象に合ったコンテンツ教育を実施している。

一般人、大学生等の教育課程は『知的財産権の基礎』、『特許法』、『商標法』のみならず、『特許出願方法』、『特許情報検索』、『特許明細書作成』等、産業財産権に対する基礎から実務にすぐに適用できる課程まで網羅して構成されている。青少年課程としては創意力と問題解決能力を養う『ちびっ子エジソン教室』、『発明の原理を見つけよう』等と、青少年の興味を引くことができる発明ゲーム及びコミュニティー等を多数開催している。父兄課程としては『我が子の発明英才への育て方』等、全家族が一緒に参加できる教育内容を提供している。

ロ．推進経過

01年10月にサイバー国際特許教育院を構築し、韓国発明振興会に委託運営を実施した。02年5月に8つの教育課程として正式に開院し、05年末現在106個の課程を開発・運営している。また、21個の大学と学術業務協定を締結し、延世大学、高麗大学等、14の大学にオンライン養育支援を行っている。これは企業が要求する専門知識を兼備した人材養成に役立つという良い評価を得ている。

2005年末現在162,900名の会員を確保しており、109,200名の受講生（累積172,600名）がサイバーアカデミーを受講し、106個の様々な課程を運営している。

2004年11月には今まで蓄積された専門性をベースにUN傘下WIPO（世界知的所有権機関）の中小企業局（SMEs）と『知的財産権教育コンテンツ共同開発に関する協約』を締結した。この協約によって運営される教育課程は国内のみならずWIPOの全世界会員国によって活用される計画である。その為、『サイバー国際特許アカデミー』の卓越した知的財産権教育能力を国際的に認めてもらえる良い機会となっている。

また、WIPO傘下の国際教育院（WWA）とも『国内大学生知的財産権共同教育課程の

運営』に合意し、WIPOのDL-101課程（英文、知的財産権基礎課程）と『サイバー国際特許アカデミー』のKL-101課程（国文、知的財産と科学技術）を国内学術協定締結大学の大学生に普及できるようになった。これは国際的な心がけをもつ知的財産権人材養成に大いに役立つと考えられる。

また、WIPOとの共同コンテンツ開発が完了される2006年からは全世界・国内企業の役人及び大学生を対象とする英文コンテンツ教育課程が開設される予定である。現在APECとも知的財産権 e - ラーニングコンテンツ開発プロジェクトも推進中であり、今後は国内のみならず、WIPO及びAPECが認める世界最高の知的財産権専門教育機関としての地位を確立すると予想される。

八．サイバー国際特許アカデミーコンテンツの細部内訳

（2005年12月基準）

区分	対象	課程名
----	----	-----

区分	対象	課程名	
青少年分野 (42)	小中学生 (28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちびっ子エジソン教室 ・ 発明の天才になってみよう ・ 面白い磁石遊び ・ 発明大会に参加しよう ・ 探求生活 ・ 歴史の中の発明 ・ 生活の中の発明 ・ 発明と科学原理 ・ 小学校高学年発明百科(事例編) ・ 発明家科学者 ・ 楽しい科学原理 ・ 発明百科(適用編) ・ 発明と創意力 ・ 創意力向上の為の発明天オクイズ ・ 学生発明品大会の出品指導要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明の灯を燈そう ・ ちびっ子発明日記 ・ 発明の謎 ・ 科学実験遊び ・ 発明原理の世界 ・ 電気の世界 ・ 小学校低学年発明百科(習慣編) ・ 小学校低学年発明百貨(遊び編) ・ 小学校高学年発明百科(アイデア編) ・ 生活の中の科学原理 ・ 発明遊び場 ・ おもちゃとマジックの中の科学原理 ・ 青少年の為の特許及び発明品の検索法
	中高校生 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明！一緒に立とう ・ 発明の原理を見つけよう ・ 楽しく勉強しよう、科学 ・ 高校生の基礎発明 step by step 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例でみる成功した発明 ・ 運動とエネルギー ・ もう一度読む科学史

区分	対象	課程名
	指導教師 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明クラス指導教師課程 ・ 効果的な発明指導法 ・ 発明品の事例分析
	父兄(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明クラスの運営及び出願指導 ・ 発明品の製作実務課程 ・ 学生発明品大会の出品指導要領
一般人 分野 (63)	一般人 (基礎、中 級) (14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が子の発明英才教育 ・ 発明家族になろう ・ 知的財産権の基礎 ・ 分かりやすい特許管理 ・ 発明者の為の特許の話 ・ 効率的な特許獲得及び管理戦略 ・ 特許明細書の作成-化学分野 ・ 特許明細書作成(1) ・ 特許明細書の作成-生命工学分野 ・ 特許情報検索の基礎 ・ 特許情報の道しるべ ・ 特許マップ作成実務-Patent Map ・ 電子出願の実習 ・ 特許明細書作成(2) ・ 特許DB検索の基礎 ・ 特許ライセンスの活用

区分	対象	課程名
一般人 分野 (63)	専門家 (高級) (9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル時代の知的財産権と企業経営 ・ e-biz 時代、ソフトウェア特許の管理戦略 ・ 特許明細書作成(3) ・ 特許法 ・ 特許侵害判断と請求範囲解析課程 ・ 高級特許DB検索 ・ デザイン保護法 ・ 商標法 ・ 判例でみる特許侵害訴訟

区分	対象	課程名
	資格 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002 年弁理士試験既出問題解き課程 (1 次試験) ・ 2002 年弁理士試験既出問題解き課程 (2 次試験) ・ 2003 年弁理士試験 1 次-特許・実用新案法、商標法、意匠法 ・ 2003 年弁理士試験 2 次-商標法、意匠法、特許法 ・ 2004 年弁理士試験 1 次-特許・実用新案法、商標法、意匠法 ・ 2004 年弁理士試験 1 次-商標法、意匠法、特許法 ・ 2005 年弁理士試験 1 次-特許・実用新案法、商標法、デザイン保護法 ・ 2005 年弁理士試験 2 次-特許・実用新案法、商標法、デザイン保護法
	その他 教養 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成功する企業の人事組織管理 ・ 理論から実務までの理解 ・ E-commerce を正しく知ろう ・ データベースマーケティング ・ デジタル時代のリーダーシップ ・ マーケティング戦略実務 ・ 戦略的インターネットプロモーション技法 ・ 顧客満足経営満足 ・ テレマーケティングの基本 ・ CTM (創造的な時間管理) ・ PC の簡単組み立て ・ CRM (顧客関係管理) ・ 理論から実務までの会計基礎 ・ 創意力で勝負する ・ インターネットビジネス戦略 ・ マーケティングの基本 ・ 情報保護概論 ・ 効果的な広告実務 ・ 効果満点のプレゼンテーション ・ E-Transformation
英文 (1)	内外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP for Business

3. 知的財産権創出管理支援の為のR&D特許センターの運営

情報企画本部情報企画チーム行政事務官 キム・ミスン

知識基盤社会が到来し、全世界が競争的に国家研究開発事業に対する投資を強化してきており、この面においては韓国も例外ではない。

韓国の国家研究開発事業の予算は為替危機以来大きく増加しており、05年には約7.8兆ウォンに至っている。しかし、国家研究開発事業の結果物である研究成果に対しては管理をおろそかにしてきた傾向がある。技術貿易収支悪化の主な原因として挙げられる源泉技術の不足、良質の知的財産権創出不足は今や知識基盤社会のR&D分野において至急に解決すべき課題となってきた。

これを受け、特許庁では05年に国家研究開発事業での知的財産権の創出及び活用を促進する為に、R&D特許センターを設立した。特許情報を活用した研究提案書の作成、研究ノート作成、秘密情報の管理、技術ライセンス等、国家研究開発事業の全課程に渡る知的財産権の管理・活用に戦略を提示し、関連内容を相談できる役割を遂行するのがR&D特許センターの主な役割である。相談はR&D特許センターのホームページ (www.ipr-guide.org) の掲示板を通じて行われる。非公開にて相談をしたい場合は、e-mailを通じて1:1で相談が行われる。ホームページでは最近の知的財産権の動向や関連情報も提供される。

この他にも06年からは研究開発現場で研究課程及び研究成果に対する体系的な記録習慣が定着できるよう、研究ノートを普及し、作成方法などに対する教育を行う研究ノート示範事業を遂行する予定である。更には、研究室の特性及び教育需要を考慮した知的財産権サービスにおいて現場を訪れて提供する為の準備も行っている。

これからもR&D特許センターは国家研究開発事業の知的財産権成果を進捗し、創出された知的財産権の付加価値を高める為に、研究開発現場の需要を積極的に反映した新しいサービスを発掘し、R&D現場を支援していく方針である。

第3節 特許技術動向調査の活性化

1. 特許技術動向調査の概要

情報企画本部情報企画チーム技術書記官 ジョン・ヨンウ

イ. 特許情報の有用性

特許情報は論文と共に新技術の宝庫¹²⁾であり、先進国では既に国家・企業のR&D投資、技術移転等において特許情報を普遍的に活用している。2002年に実施された韓国電算院の研究によると、R&D投資時に特許情報を適切に活用する場合、研究開発機関の21.2%が短縮可能であり、研究開発費用も11.2%節減できる。

また、特許等の知的財産権は過去の自社技術を保護する手段として主に活用されてきたが、最近ではロイヤルティ収入のような新しい富の源泉として急浮上している。例えば、IBMは90年代に入り、競争力の弱化和PC産業の停滞等で経営危機を迎えたが、研究開発革新戦略を導入することで、多数の特許を確保し、これを基盤に安定的な収益構造を確立することに成功した。IBMは1993年から現在まで米国特許登録第1位の地位を維持し続けてきており、このような特許資産を戦略的ライセンスの道具として活用している。その結果、1996年には8億ドルに過ぎなかった特許料の収入が2000年には17億ドルに増加した。これは当時のIBM全体売り上げの2%、純利益の20%に当たる金額であった。

ロ. 特許情報と研究開発の善循環体制

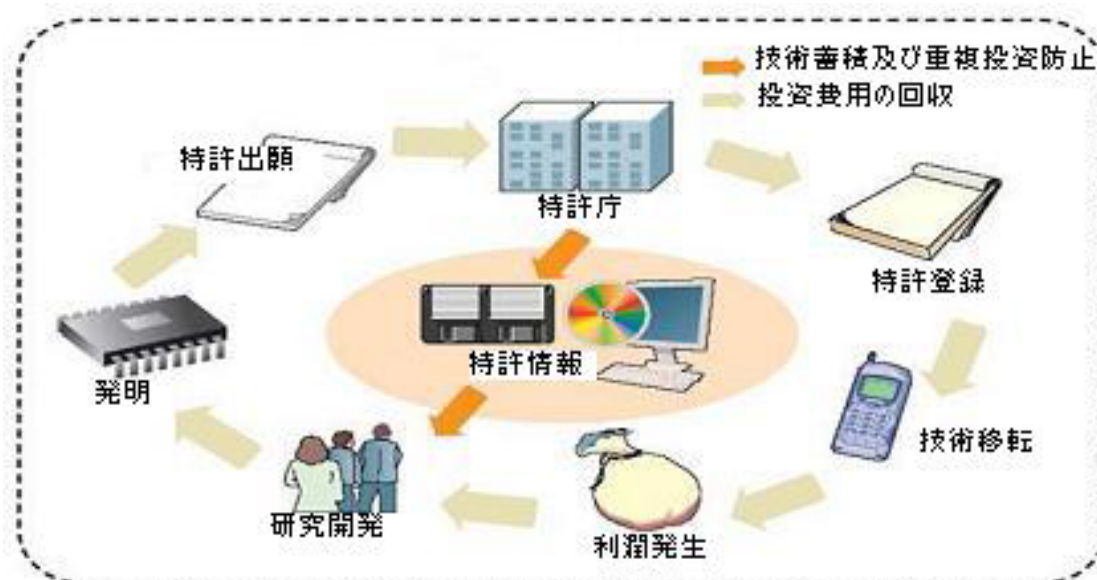
韓国の場合は未だに研究開発時に特許情報の活用があまりできていないものである、と調査の結果分かった。2003年に国内主要研究所を対象に実施した調査結果によると、全体応答者の55.4%が研究開発遂行前に特許情報を調査しないということが分かった

¹²⁾ 新しい科学技術知識の75%が特許文献にのみ記されている(ドイツMax Planck研究所、1997)。

13)。

しかし、今は研究開発と特許情報活用の相互補完体制を構築しなければならない。創意的な研究開発により、国際的に特許が受けられる発明を量産し、これを特許として登録してもらい、事業化、技術移転等を通じ、全世界的な付加価値を創出すべきである。また、特許行政の遂行過程で蓄積された全世界の特許情報を空白技術の発掘、重複投資の防止等の効果的な研究開発方向設定の為に積極的に活用することで、研究開発と特許情報の善循環サイクルを構築しなければならない。

<図 - 2 - 1>研究開発と特許情報活用の善循環サイクル



八．特許技術動向調査の政策推進方向

特許庁は研究開発と特許情報蓄積の善循環サイクルを構築する為に、特許技術動向調査事業を2000年から施行している。特許技術調査は特許庁が保有している1億3千万件余りの国内外特許文献を分析・整理し、国内企業及び研究所等の研究開発方向設定を支援する為に推進された。2004年までの5年間に計120個の新技术分野に対する

¹³⁾ 研究動向把握は学術論文(48.1%)、セミナー参加(33.9%)、特許調査(17.8%)の順で行われた。

特許マップ (Patent Map) を作成・普及した。2004年12月に国家科学技術委員会で「国家研究開発事業の効率化の為の特許情報活用拡散計画」を報告したのを契機に同事業は活発に進行されるようになった。すなわち、2005年からは同事業を国家研究開発事業の研究企画、課題選定、成果評価等の段階で分析された特許情報を提供することで、国家開発事業の投資効率性を高める為の「国家R&D特許情報支援事業」、中小・ベンチャー企業の特許紛争対応力を高める為の「国際特許紛争支援事業」、科学技術者の特許情報活用力量を強化する為の「特許情報活用教育事業」等で区分して推進している。

2 . 国家R&D特許情報支援事業

情報企画本部情報企画チーム電気事務官 キム・ガブピョン

最近世界は知識基盤経済の急速な進展を遂げており、国家競争力の源泉が労働、資本等の有形資産から知識や技術、特許等の無形資産に変わりつつある。過去6年間政府研究開発予算は年平均14.0%ずつ増加しており、このような持続的な研究開発投資増大により、韓国の研究開発は大きな成果を挙げている。

しかし、技術革新の面においては先進国に比べ効率性が低く、R&D結果物の経済的成果への連携もきちんとできていないのが実情である。特に国家研究開発事業において特許情報活用の不足により重複研究等、重複投資の恐れが出てきている。これを受け、特許庁では2002年から国家研究開発事業に特許情報を活用し、科学技術競争力を高められる方法を多角的な観点から模索してきた。

特許庁では研究開発成果に対する評価及び管理体系を改善する為、第10回国家科学技術委員会に『技術革新力量強化の為の特許情報活用拡散方案』（02年7月）を上程した。その結果、特許情報調査分析報告書の発刊及び年1回の国家科学技術委員会に定例報告、国家科学技術委員会運営委員会への特許庁長の参加等が議決された。また、国家研究開発事業で特許情報活用の制度的基盤を整備する為に、科学技術部、教

育部等の関連部署の3つの施行令と1つの訓令を改正した。

また、国家科学技術委員会等と協力し、国家研究開発事業と関連して発生した国内外の特許出願、登録実態を調査・分析する特許情報調査分析示範事業を実施した。

第14回国家科学技術委員会では『特許でみる国家研究開発事業の現況と効率化方案』（03年12月）を上程し、特許情報活用を段階別に制度化し、研究成果として特許指標を導入する方案をより具体的に模索した。これに伴い、特許情報活用を制度化する為に、科学技術部の『国家研究開発事業管理等に関する規定』改正に“研究企画段階で特許動向調査の義務化』等の意見提出、科学技術部の『大徳（デドック）研究開発特区育成に関する法律』制定に『総合計画樹立時に知的財産権管理を包含』等の意見を提出し、同事項が法令に反映さえるようにした。

また、BT分野の国家研究開発評価の為に国家科学技術委員会から特許庁に要請したBT分野の特許情報分析事業と、産業資源部から要請したNT分野の特許情報分析事業を実施し、その結果物を発表会とマスメディア等を通じて広報する等、国家研究開発の政策立案等の為の諸般努力を活発に展開した。

特許庁ではこのような持続的な努力により、第16回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業効率化の為の特許情報活用拡散計画」（04年12月）を上程し、研究開発事業の企画段階における特許動向調査及び研究課題選定段階における先行技術調査の示範事業を05年から実施することを確定した。

特許動向調査は現在専門家検討がメインの研究開発事業の企画段階に該当分野の技術動向、空白技術、源泉特許の内容を含む特許動向調査を追加し、更に完璧な国家研究開発方向を提示し、先行技術調査は研究開発分野の先行特許の存在有無等を事前に調査し、重複投資及び特許紛争を予防することを目的としている。

これにより、特許庁では研究開発事業関連部署との協議を経て特許情報提供対象課題を確定し、産業資源部、科学技術部の38個の研究開発課題の特許動向調査結果物を該当部署に提供した。各部署では提供された特許動向調査結果物を利用し、研究企画方向を設定・変更する等、研究企画報告書に特許情報を反映した。特に、特許動向調

査は効果的な企画の為、特許庁審査官で構成されたR&D特許支援団が参加し、調査の信頼度を高めた。調査結果物の提供後、研究企画委員会を対象に実施したアンケート調査では応答者の92.7%が特許調査を研究企画に有効に利用できたと答え、90.5%がR&D特許支援団により、効果的な企画が可能だったと答えた。

また、改正された“国家研究開発事業の管理等に関する規定”（2005年6月1日施行）で特許動向調査を義務化することで、今後の中長期大型研究開発事業の遂行時に特許動向調査実施が制度的に保障された。

先行技術調査は中小企業庁等、3つの部署の500個の課題に対し、実施され、研究開発事業の課題選定段階で重複開発を防止するのに大いに役立った。課題選定委員会を対象に実施したアンケート調査では応答者の86.5%が先行特許について課題評価に役に立ったと答え、88.7%が今後の先行技術調査が制度化されるべきと答えた。

<表 - 2 - 12>2005年度国家研究開発事業の特許分析支援の現況

区分	部署	研究開発事業	課題数
研究企画段階 (特許動向調査)	産業資源部	産業技術ロードマップ	5個
		中長期大型研究開発事業 (成長動力、中期拠点、次世代新技術)	28個
	科学技術部	原子力中長期計画事業	5個
研究課題選定及び評価段階 (先行技術調査)	産業資源部	共通核心技術開発事業	196個
	保健福祉部	天然物新薬源泉技術開発事業	118個
	中小企業庁	購買条件付技術開発事業	85個
		技術革新開発事業	101個

特許庁ではこのような2005年度の示範事業に続き、06年にも特許技術動向調査を本格的に実施しようとする関係部署を対象に需要調査を実施した。また、第13回科学技術関係長官会議の案件上程を通じ、部署間の協議を経て特許技術動向調査事業の対象課

題を確定する予定である。予想課題数は8ヶ部署の1,961課題で2005年度に実施された538課題の3倍以上の水準である。

特許庁は05年度に実施した示範事業の成果に基づき、その規模が大幅拡大された06年度特許技術動向調査事業を推進する予定であり、国家R&D特許支援団も大幅増員し、運営する予定である。今後も特許庁は韓国の国家研究開発事業の効率性向上の為に特許情報の活用が制度化され、定着できるよう持続的に努力していく予定である。

3. 国際特許紛争支援事業

情報企画本部情報企画チーム化工事務官 キム・ピョンピル

イ. 事業概要

国際特許紛争支援事業は00年から04年まで推進されてきた「特許技術動向調査事業」の後続として行われた事業であり、国際特許紛争マップ作成と紛争対策特許マップ作成事業が独立的に推進されている。

国際特許紛争マップは米国における最近10年間(95年～04年)の特許侵害事件の判例を詳しく分析したもので、国内企業が米国で発生する特許侵害事件に効率的に対処できるように作成された特許マップである。

紛争対策特許マップ事業は紛争が進行中であるか、予想される技術分野に対する特許分析を実施し、これを国内企業に提供することで、今後の特許紛争を未然に予防し、紛争に適切に対応できるように支援する為の事業である。

ロ. 推進内容

1) 国際特許紛争マップの作成

特許庁は最近10年間（ 95年～ 04年）に米国連邦地方法廷、連邦巡回小法廷（CAFC）、国際貿易委員会（ITC）等で提起された特許侵害事件を対象に特許紛争マップを作成した。

国際特許紛争マップは技術分野、訴訟類型、理解当事者（提訴者、非提訴者）、該当国家等の観点で分析された。定量分析では侵害事件件数（Law Data 6,800件余り抽出）を基準に、紛争現況に対する推移比較・分析を実施した。また、定性分析では定量分析結果に基づき、主要侵害事件に対する更なる分析を実施し、政策樹立に役立つ情報を導出した。

また、米国法廷における特許侵害訴訟の現況を体系的に分析・普及する為に、米国弁護士、弁理士、企業の特許担当者等の計16名の作成委員会を構成した。同作成委員会は連邦地方法廷及び控訴法廷の判例とITC提訴課題の分析、特許訴訟事件の類型別/技術別分類、特許紛争用語辞書の作成、主要判例に対するList-up及び要約書作成等の業務を遂行した。

05年12月には事業結果発表会を開催し、青瓦台、国会、産業資源部、情報通信部等の政府機関とソウル大、KAIST、韓国生産技術研究所等の大学及び研究所に結果物を配布した。

2) 特許マップ作成事業

同事業は国際特許紛争が現在進行中であるか、今後予想される技術分野に対する特許マップを作成し、これを企業等に普及する事業である。

特許庁では企業及び研究所等に公文と電子メール等により、作成課題に対する需要調査を実施した。課題選定委員会ではこの中から最終的に10個の課題を選定し、特許分析を実施した。

課題選定委員会は各産業分野別（電気・電子、機械・金属、薬品・化学）の6名の内外専門家で構成された。また、課題別に特許庁審査官1名と外部専門家2名で構成された技術諮問委員会を構成し、作成機関選定の為の技術審議、技術系統図及び先行技術の組合せによる解析範囲の設定、段階別結果物の諮問及び最終評価等を遂行した。

05年10月に中間発表会を開催し、国内企業の特許マップ活用事例の紹介及び要求事項を清聴した。05年12月には最終発表会を開催し、各課題に対する事業結果物を紹介すると共に、分析報告書を政府機関、大学及、研究所及び国内企業等に普及した。

<表 - 2 - 13> 05年特許マップ作成課題の現況

分野	課題名
機械 / 金属 (1個)	ヒューマンロボットインタフェース (HRI)
電気 / 電子 (5個)	携帯移動放送技術
	U-バンキング技術
	次世代移動通信技術 (携帯インターネット)
	ホームサーバー及びホームゲートウェイ技術
	デジタルイメージプロセッシングチップ
化学 / 薬品 / その他 (4個)	炭素ナノチューブ及び応用技術
	改良新薬技術 (ブロックバスター薬品等)
	ディスプレイ用無機化学素材
	遺伝子利用診断及び治療技術

4. 特許情報活用教育事業

情報企画本部情報企画チーム化工事務官 キム・ピョンピル

イ. 推進背景

第16回国家科学技術委員会（04年12月21日）に上程された「国家研究開発事業効率化の為の特許情報活用拡散計画」と共に、科学技術者の特許情報活用認識の向上により、R&D事業の効率性及び国家技術革新能力の向上を支援する巡回教育の必要性が出てきた。

これを受け、研究開発過程で適用できる実質的な特許情報関連教育プログラム提供を通じた科学技術者の特許情報に対する認識向上及び特許情報活用能力を培養し、巡回教育を通じて地方の科学技術者に特許情報に接する機会を与えようと特許情報活用教育事業を実施することになった。

ロ. 推進内容

1) 全国広域別特許情報の活用教育実施

地域商工会議所、テクノパーク等と協力し、広域別に特許情報巡回教育を実施した。全国的に計31回の教育を実施し、7,454名が教育に参加した。教育参加者の理解を助けるべく、「科学技術者の為の特許情報ハンドブック」を計8,000部配布した。

地域	ソウル	京畿	大田	慶南	慶北	全羅	忠清	江原	済州島	計
回数	6	4	5	5	5	2	2	1	1	31

ソウル大、KAIST、浦港工大、漢陽大等の主要大学、現代重工業、ポスコ等の企業、ETRI、KIST等の主要研究所を現場訪問し、教育を実施した。また、大学内特許情報活用文化拡散の為、韓国大学教育教会と協同で全国理工系大学教授80余名を対象に特許情報セミナーを開催した。

2) 特許情報オンライン教育ホームページの構築及び教育コンテンツの開発

サイバー国際特許アカデミー内科学技術者の特許情報教育の為に専用ホームページを構築し、計15課程のオンライン教育コンテンツ3つを開発した。

区分	内容	備考
1 特許情報の 価値	特許情報の重要性 特許情報の価値等	5 課程
2 特許情報の 活用	特許情報の活用方法、特許マップの理解、特許情報調査方法等	7 課程
3 特許検索 実習	電気電子/機械/化学等 分野別特許情報の検索実習	3 課程

第4節 電子出願制度の定着

1. 権利別・出願人別電子出願の現況

情報企画本部情報企画チーム行政事務官 イ・ジョング

特許庁は21世紀知識情報化社会に備える為、電子出願及び特許事務処理システムである『特許ネットシステム』を開発し、99年1月から運営している。一般の人は特許ネットシステムを利用すれば、特許庁を直接訪問することなく、部屋にいながら電子メールを送るようになり、特許出願書等、産業財産権に関する全ての書類をオンラインで提出できるようになった。

電子出願率は電子出願サービスを開始した1999年には74.0%であり、2002年には83.6%、2003年には86.5%、2004年には89.0%と持続的に上昇してきた。また、2005年には90.8%を記録する等、電子出願は短期間に定着した。

権利別電子出願率の現況を調べてみると、特許の96.7%、実用新案の83.2%、デザインの86.9%、商標の86.4%が電子出願によって出願された。この現況から特許が他分野に比べ、電子出願率が高いことが分かる。これは特許出願が他分野に比べ、出願書類の作成等の面において専門性が要求される為、選任による出願が多いからである。また、出願人別電子出願率の現況を調べてみると、代理人による出願の場合の99.4%、代理人を選任せず、個人が自分で直接出願する場合の45.4%、代理人を選任せず、法人が直接出願する場合の67.7%が電子出願により出願を行った。

電子出願率が毎年増加しているが、その増加幅は毎年緩くなってきている。これは代理人出願の電子出願率が100%に近づき、この部分の増加がほとんど期待できず、代理人を選任しない直接出願の場合は電子出願率が低く、その増加率が低迷する為と分析される。

特許庁は訪問出願人の電子出願を助ける為、03年から大田とソウルの請願室に電

子出願専用PCと電子出願ヘルパーを配置した「電子出願支援室」を設置・運営している。また、電子出願利用の不便を改善する為、事前登録手続きの簡素化、電子出願S/Wの機能改善等を持続的に行い、請願人の電子出願便宜性を高める為の努力を続けている。

<表 - 2 - 14>年度別電子出願率

区分	99	00	01	02	03	04	05
電子出願率(%)	74.0	79.4	81.4	83.6	86.5	89.0	90.8

<表 - 2 - 15>2005年権利別電子出願の現況

(件、%)

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計
電子出願	156,446	31,010	39,354	100,312	327,122
	96.7	83.2	86.9	86.4	90.8
書面出願	5,289	6,245	5,912	15,818	33,264
	3.3	16.8	13.1	13.6	9.2
計	161,735	37,255	45,266	116,130	360,386
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

<表 - 2 - 16>2005年提出人別電子出願率の現況

区分	代理人による 電子出願	直接出願	
		個人	法人
電子出願率(%)	99.4%	45.4%	67.7%

2. 多様な電子出願使用者支援制度の運営

情報企画官室情報企画チーム行政事務官 イ・ジョング

特許庁は電子出願の底辺拡大の為、様々な電子出願支援制度を運営している。

まず、特許ネットにより電子出願する場合、手数料を減免している。書面出願時には基本料以外に明細書・図面・要約書1面毎に1,000ウォンの追加料金を納付しなければならないが、電子出願の場合には面当たりの追加料金を支払わなくてもいい。例えば、出願人が100面分量の特許を電子出願によって出願する場合、書面出願によって出願する場合に比べ、約100,000ウォンの費用を節減できる。

次に、電子出願ソフトウェアの無料配布及び無料教育を実施している。電子出願教育に対する需要増加に対応し、電子出願を活性化させる為に、特許庁ホームページで電子出願ソフトウェア及びその使用説明書を無料で配布している。また、地域知的財産センター及び発明振興会では無料で電子出願教育を実施している。05年の場合、発明振興会ではソウル、釜山、大田等を巡回しながら計15回に渡り、495名に電子出願及び特許情報検索に関する教育を実施した。また、地域知的財産センターでは地方に居住する一般人を対象に電子出願、特許情報検索等、各種説明会を随時開催した。

最後に、書面出願の為に訪問した請願人の電子出願を助ける為、ソウルと大田の総合請願室に電子出願支援室を設置・運営した。電子出願支援室ではソウルと大田に計3名の電子出願ヘルパーを配置させ、電子出願時に必要な事前登録手続きの案内、電子出願S/Wを利用した書式作成、作成された文書のオンライン転送補助、電子出願時の苦情事項及び問題点相談等を遂行している。2005年の場合、計6,932名の請願人が訪問し、7,477件の電子出願を誘導した。

このように特許庁は顧客の電子出願に対する認識を高め、誰でも容易に電子出願を利用できるよう努力している。

第5節 電子請願サービスの高度化

1. 24時間電子請願サービスの支援

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ヤン・テファン

イ. 推進経過

特許庁は99年から世界最初にインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきた。しかし、業務時間のみには電子出願サービスが利用できない為、サービス時間拡大の要求が日々増加してきている。これを受け、特許庁は請願人の電子出願サービス利用時間の延長要請と特許法条約（PLT: Patent Law Treaty）に積極的に対処する為に、2002年に24時間ノンストップ電子出願サービス提供の為にマスタープランを樹立した。

2002年に樹立したマスタープランにしたがい、2003年から2004年まで特許ネットシステムを実時間処理体系に改善する作業に着手した。また、関連法制度を改善し、2006年から24時間電子請願サービスを提供するようになった。細部推進日程は次の通りである。

- 2004年～2005年：24時間サービスの為の特許ネットシステム改善の推進
- 2004年7月～：電子出願システムの障害発生時の処理手続きの整備
- 2004年4四半期：災難復旧センター、統合保安官製センター等の新規組織の運営規定及び運営指針の整備
- 2005年2月～：請願書類の実時間受付及び通知書の実時間発送
- 2005年11月～：24時間電子請願サービスの開始

ロ. 2003年度の推進事項

2002年に樹立されたマスタープランにしたがい、まずバッチ処理形態の特許ネット

の構造を実時間業務処理体系に転換できるよう、特許ネット基盤構造を改編した。また、請願の便宜の為、事前登録手続きの簡素化及び手数料管理体系の改善等、請願サービスの改善作業を実施した。主要推進内容は次の表の通りである。

<表 - 2 - 17>2003年推進完了された主要改善事項

推進分野	推進内容
請願サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告等、オンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 払いすぎ・払い間違い手数料のオンライン返還等、手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信等、使用者の便宜を中心に電子出願ソフトウェアを改善
特許ネット基盤構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ バッチ処理形態の特許ネット構造を実時間処理方式にする為のアーキテクチャ再設計 ・ 電子出願サービスの実時間連動の為の出願網、特許網、行政網を単一網にするネットワーク統合設計 ・ 24 時間データベース起動の為の無中断、実時間バックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管、複製作業除去の為のデータベース統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化の為の統合ミドルウェアの適用

八．2004年度の推進事項

2003年度の特許ネット基盤構造の設計に基づき、2004年にはバッチ処理形態の特許ネット構造を実時間業務処理体系に改編する作業を行った。また、電子出願システムの障害発生時の救済方案及び週5日勤務制施行による書類提出期限の調整等、関連法制度の改編作業を推進した。

これは電子出願システムに障害が発生する場合、書類提出期限が自動的に延長できるようにし、請願人に不利益が発生しないよう、制度的な措置を整備すると共に、請願人の便宜の為、書類提出期限末日が土曜日の場合、期限末日を次の勤務日に延長する為のものである。主要推進内容は次の表の通りである。

<表 - 2 - 18>2004年推進完了された主要改善事項

推進分野	推進内容
法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子出願システム障害により、提出期限が決まっている書類を期限までに提出できない場合の処理法案整備 ・ 週5日勤務制施行による請願便宜の為、提出期限の末日が土曜日である場合、次の勤務日に延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌日バッチ処理形態のプログラムを実時間処理方式に改善 ・ 実時間進入探知及び保安モニタリングの為、統合保安サービス管理システム（ESM：Enterprise Security Management）の適用 ・ 無中断サービスを提供する為、災難復旧（DR：Disaser Recovery）システムの構築 ・ オンライン実時間受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類の誤謬検証機能の実現 ・ 様々な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・ 処理提出に対する後続手続き連携機能の実現 ・ 電子文書の提出時点及び提出日時の算定機能の実現 ・ 書類提出期限末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

二．2005年度の推進事項

2005年2月に特許ネットIIシステムの開通により、請願書類の実時間受付及び通知書の実時間発送サービスが施行された。請願人の便宜を図る為、24時まで電子請願サービス時間を拡大し、夜間にも電子出願等、電子請願サービスを利用できるようにした。

24時間提供されるサービス内容は出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原部等、各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧等、電子出願のみならず、特許庁から提供されるほとんどの電子請願サービスを包含している。

また、出願番号及び提出書類等を実時間に通知することはもちろん、請願人が納付すべき特許手数料及び提出しようとする書類の誤謬検査を書類提出以前に実時間で確認できるようにすることで、書類作成及び特許業務処理手続きに慣れない個人出願人の不便及び不利益を最小化できるものと予想される。

主要電子請願サービス対象及びサービス時間は次の表の通りである。

<表 - 2 - 19>24時間電子請願サービス対象

対象サービス	改善内容
オンライン 出願	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯支援 24 時間支援（方式審査は原稿維持） ・不完全書類の提出前検証/矯正サービスを 24 時間提供
オンライン 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・請願処理過程通知について、 <ul style="list-style-type: none"> - 翌日バッチ処理 実時間処理 - 勤務時間帯支援 24 時間支援
諸証明 申請 / 発給	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯支援 24 時間支援 <p>申請サービスは 24 時間支援するが、発給サービスは手数料が納付された場合に限り、24 時間支援</p>
審査進行情報等 検索	<ul style="list-style-type: none"> ・非実時間サービス 実時間サービス

<表 - 2 - 20>24時間電子請願サービス段階別開通時期

区分	夜間サービス（1 段階）	休日サービス（2 段階）	24 時間サービス（3 段階）
時期	2005. 2 ~ 2005. 6	2005. 7 ~ 2005. 10	2005. 11 ~

区分	夜間サービス（1段階）	休日サービス（2段階）	24時間サービス（3段階）
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 : 08 ~ 24 ・ 土曜日 : 08 ~ 24 ・ 休・祝祭日 : なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 : 06 ~ 24 ・ 土曜日 : 06 ~ 24 ・ 休・祝祭日 : 09 ~ 21 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 : 00 ~ 24 ・ 土曜日 : 00 ~ 24 ・ 休・祝祭日 : 09 ~ 21

ホ．今後の推進計画

24時間電子請願サービスの提供により、現行翌日業務処理慣行が当日実時間・ノンストップ業務処理方式に改善され、請願待機時間の縮小等、請願サービスの画期的な改善がもたらされた。特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報を実時間で利用できるサービス体系を整備することで、書類作成及び特許業務処理手続きに慣れない個人出願人の不便及び不利益を最小化できるものと予想される。また、時間及び空間の制約がなく、外国と実時間で電子文書の交換が可能になったことにより、特許行政サービスの国際的地位が更に高まると考えられる。

このように今までは電子請願サービス時間の拡大について重点的に事業を推進してきた。その結果24時間無中断電子請願サービスを提供できるようになった。特許庁はこれに留まらず、今後も請願書式の統廃合及び簡素化、クレジットカード及び携帯決済等、手数料の支払い手段の多様化、ウェブを利用したオンライン出願及び補正等、特許顧客満足の為に電子請願サービス革新を重点的に推進していく方針である。

2．行政情報照会サービス（「私の出願・登録照会」）の支援

情報企画本部情報開発チーム行政事務官 シン・スンホ

特許庁は2005年11月7日から知的財産行政情報の公開範囲を大幅拡大し、出願人が自分の出願及び特許権利を実時間で紹介できるように支援する「私の出願・登録照会」サービスを提供している。

それまでに出願人は「私の出願は」、「私の登録は」、「私の審判は」でそれぞれ分離されたメニューにより、照会サービスが利用でき、照会範囲も抄録形態の基本情報のみが照会可能だった。

このような出願人の不便を改善する為に導入された「私の出願・登録照会」サービスは従来の出願・審査・審判手続きの業務処理情報を含み、国際出願・登録・異議申請・技術評価手続きの業務処理情報を追加的に提供するようにした。また、抄録情報だけでなく、受付書類・通知書類・特許公報等を電子文書でダウンロードし、活用できるようにした。

また、「私の出願・登録照会」サービスは個人出願人の為のHTMLウェブページ方式と企業・大学・研究所・特許法律事務所等の機関の為のSOAP (Simple Object Access Protocol) 基盤のウェブサービス方式とデュアルモード照会方式を支援する。

したがって、特許管理を手作業に依存していた機関は特許庁ホームページでウェブサービスを申請し、ウェブサービス用の認定書を発行してもらい、該当機関のシステムと特許庁の業務処理情報を実時間に連携することで、特許管理自動化システムを構築できるようになった。

「私の出願・登録照会」サービスを通じ、出願人は特許庁の審査官・審判官に提供される出願情報及び権利情報を同一な水準で閲覧できるようになった。また、電子出願以降に手作業で管理されていた特許管理業務を自動化できるようになり、民間 政府間の行政情報共同利用の理想的なモデルを提示している。

<表 - 2 - 21> 「私の出願・登録照会」サービスの利用現況

区分	2005年		2006年						累計
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
照会件数	30,962	30,013	29,389	31,504	35,200	34,413	35,308	35,116	261,905
ダウンロード	2,935	2,718	3,027	3,550	4,777	4,249	4,203	4,937	30,396

区分	2005年		2006年						累計
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
件数									
合計	33,897	32,731	32,416	35,054	39,977	38,662	39,511	40,053	292,301

3. ホームページによる商標出願サービスの支援

情報企画本部情報開発チーム行政事務官 バク・ヒョン

特許庁はホームページで直接商標を出願できる新しい電子出願システムを構築し、2005年11月7日からサービスを提供し始めた。それまでに出願人は特許に比べ、手続きが簡単な商標を電子出願する場合にも様々な大容量ソフトウェアをダウンロードして設置しなければならない煩わしさがあった。また、多くの機能を持っているソフトウェアの使用方法もマスターすることが難しいという問題点も継続して提起されてきた。

したがって、特許庁は商標電子出願に伴う顧客の不便を解消する為、より簡単な新しい商標電子出願システムを今回整備したのである。以前の電子出願方法と異なる新しい商標ホームページ出願システムの特徴は次の通りである。

まず、電子出願をする為に様々なソフトウェアを設置しなくてもいい。現在特許庁ホームページで提供されている国内出願用ソフトウェアは書式作成機等6種であり、この中には特許・実用新案・デザイン・商標等、全権利に必要な書式と機能が統合されており、電子出願に慣れていない個人出願人が使用するには難しかったのが事実である。

次に、特許庁ホームページに接続した状態でクリックのみで全ての出願手続きが自動的に行われるということである。出願人は電子出願に必要な基本的な認証と共に画

面で提供される商品DBを呼び出し、商品を選択する。後は準備してきた見本を添付して提出するだけである。同システムではこのような手続きで作成された出願書に対し、自動に誤謬をチェックするのは無論、実時間で閲覧できるように支援している。

特許庁では同システムの構築を通じ、それまでの間電子出願が難しく、不便を感じざる得なかった個人商標出願人がインターネットを利用し、容易に出願できる基盤を整備したことに意義がある。今後の特許・実用新案等、全権利を含んだ本格的なウェブ基盤出願システムを構築する為の努力を続けていく予定である。

<参考> 商標ホームページ出願現況（ 05年11月～ 06年6月）

区分	ホームページ 出願	オンライン出願 (ソフトウェア利 用)	書面出願	合計
出願件数	2,530 件	58,812 件	8,496 件	69,838 件

第4編 国家知的財産競争力の強化

第1章 知的財産政策機能の強化

第2章 知的財産創出基盤の拡充

第3章 知的財産の活用促進

第4章 積極的な知的財産分野の国際協力推進

第1章 知的財産政策機能の強化

第1節 知的財産政策機能の強化基盤整備

産業財産政策本部産業財産政策チーム書記官 ナム・ヨンテク

1. 推進背景

特許庁は 77 年の開庁以来、特許・商標等の産業財産権の審査・審判業務を主に担当する政府機関として認識されてきた。その為、政策業務も一部断片的な事業を行う以外には、産業財産権制度及び審査・審判関連業務に主力を注いできた。

しかし、90 年代に入り、知識基盤社会への移行と共に、知的財産分野環境も急激に変化し始めてきた。産業財産権と著作権以外の新知的財産の登場により、知的財産権の保護範囲が拡大され、WIPO 等を中心に知的財産権規範を統一化する論議も加速した。特に WTO 体制の発足により、特許等の知的財産権が貿易と一緒に論議されるようになった。先進国はこれを通商武器化し、各国の貿易政策に影響を与えている。また政府政策の面でも、米国は 80 年代から特許重視 (Pro-patent) 政策に転換し、日本は 2000 年代に入って「知的財産基本法」の制定及び『知的財産戦略本部』の発足をを行った。このように、先進国は知的財産を国家的な次元で戦略的に管理する為の施策を推進している。

知的財産環境の急激な変化は、知的財産に消極的な態度を取っていた政府に対して各界各層から憂慮の声が出始めた。各種意見収斂の過程で、特許庁は今までの小規模予算投入による断片的な施策発掘や消極的な制度改善が限界であると指摘された。同時に、各国の知的財産政策をモニタリングし、知的財産分野の専門知識を活用することによって環境変化に対応する戦略を整備して活用する必要があるという要求が提起された。

このような状況認識の下で、特許庁は政策業務担当部署の組織改編、中長期知的財

産戦略樹立、政策業務支援の為の研究機関の独立化等を主要細部課題とする知的財産政策機能強化を推進してきた。

2. 推進内容

産業財産政策局（本部）の組織改編

産業財産政策局（本部）の全身である発明政策局は発明政策課、産業財産保護課、出願課、登録課の体制で運営され、発明政策課は知的財産の創出及び活用政策を、産業財産保護課は保護政策を担当していた。

発明政策課は知的財産に関する総合的な政策業務を推進する為に名称を従来の振興課から政策課に変更（00年8月）したが、発明振興関連事業の拡大（04年12月現在計24の事業）により、政策業務よりは細部事業の推進に重点をおくようになってきた。また、出願及び登録業務等、一部業務は局内部とは関連性が少なく、内外部から業務移管等の調整が必要であると言われていた。

これにより、産業財産政策課を新設し、地域知的財産創出事業を除いた既存の発明振興事業は産業財産振興課で担当することにした。また、出願課・登録課は情報企画官室に移管した。これと共に、企画管理官室所属だった国際協力課を産業財産政策局所属に移管し、政策局の名称に合う組織となるよう再編した（05年2月）。

知的財産の中長期戦略樹立

知的財産の創出、保護及び活用に関する政策を中長期に渡り、総合的・体系的に推進する為に“知的財産強国実現の為の推進戦略及び課題”を樹立した（05年10月）。

中長期計画では『世界最高水準の知的財産強国の実現』を知的財産政策のビジョンとして提示し、この実現の為に「優秀な源泉特許の創出及び最高品質の審査システム

の構築」等、5つの大課題と、「特許情報活用強化による国家 R&D 投資の効率性向上」等、11 個の中課題を設定し、これを更に 47 個の細部実践課題に分け、具体化している。

この中長期計画の持続的な活用の為、これを連動計画として編成して連続性と実効性を確保する。また、必要な事項は科学技術関係長官会議等に上程し、推進する為に努力している。

特許庁「知的財産政策委員会」の構成

知的財産政策樹立時に企業、学界、研究所、発明界等、現場で働く専門家の意見を反映し、国内外の懸案問題、知的財産権の政策問題等に対する政策諮問等を求める為に、学界・産業界・法曹界等の外部専門家で構成された「知的財産権政策委員会」を構成した。

委員会の主要な機能は知的財産政策の中長期発展方向提示、知的財産権分野の政策樹立時の諮問提供、国内外知的財産懸案問題の検討及び政策議題の発掘、その他特許庁長が定める事項に対する論議等である。

知的財産の中長期戦略である『知的財産強国実現の為に推進戦略及び課題』も委員会の会議を通じて最終的に確定した。

「知的財産権研究センター」の独立法人化：第 2 節で別途言及

第2節 『知的財産権研究センター』の政策支援機能強化

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 ソン・ヨンソン

1. 知的財産権政策研究機能の強化

イ. 最近の国際動向と知的財産権研究の必要性

知識基盤経済の到来により、特許等の知的財産が国家競争力に及ぼす影響が日々増大してきている。特に最近では知的財産権関連紛争が急激に増加しており、新しい制度・課題が持続的に提起される等、知的財産権問題の重要性は日増しに高まってきている。

このような世界的な趨勢変化に効果的に対応し、急変する知的財産権動向に対する分析、新知的財産権及び主要争点に対する研究を通じ、国家の知的財産政策や企業の知的財産権戦略樹立に寄与すると共に、国家及び産業競争力を倍加する必要性が提起されるようになった。

ロ. 今までの知的財産権研究実績

政府は発明振興法の制定時（94年）から知的財産権研究所の設立・支援と関連する規定を設け、研究活性化の基礎を整備した。97年には独立した「知的財産権研究活性化事業」の予算を編成し、知的財産権政策・制度の研究及び基盤構築の為の本格的な事業を遂行し始めた。韓国発明振興会も知的財産権研究センターを設置して対応している。

同事業により、05年まで「手数料適正化の研究」等、計93件の政策研究を遂行し、知的財産権研究センター（韓国発明振興会）も「新知的財産権の国際的な動向と我々の対応方案」等、18件の研究用役を外部から受託する等、計111件の知的財産権政策及び制度に対する研究を行った。

特に、知的財産権研究活性化事業は研究課題の選定時に、政策的な要求等を反映する為に特許庁内部のみならず、関連機関の需要も聞き入れるべく積極的に努力してきた。また、05年に行われた研究課題の場合、政策・戦略・国際協力等の課題比率の増加が著しく、既存制度中心の研究とはかなり異なる傾向を示しており、急変する知的財産権動向に対する民間及び政府の対応能力向上に寄与したと評価できる。

<表 - 1 - 1>知的財産権研究活性化事業による年度別研究課題数

区分	97	98	99	00	01	02	03	04	05
課題数(件)	5	3	7	7	13	17	14	12	15

八．評価及び今後の推進方向

知的財産権研究活性化事業が知的財産専門家の足りない国内の現実下で主要政策の開発等、多くの研究実績を出したにもかかわらず、運営方式には未だに多くの改善点を内包している。

ほとんどの課題が知的財産権研究センター（韓国発明振興会）によって行われた。研究テーマの選定時に意見収斂は行われたが、その幅が限定されていた。また、全ての課題が同一研究期間（1年）に、同一予算で策定され、適時性・重要度等の考慮に限界があった点等が問題点として挙げられる。

今後の知的財産権研究水準の質的向上の為に、様々な方案を整備し、推進していく計画である。まず、民間経済補助として行われてきていた事業を用役事業に転換し、競争によって研究分野毎に様々な遂行機関を選定してテーマの特性を最大限考慮する予定である。次に、研究課題の需要調査対象を関係部署、地方自治体、業界及び研究機関等に拡大し、適時性の向上や結果物の活用度を一層高める。また、課題の特性に符合する研究期間の設定及び遂行方式を採択し、深度ある研究を保障する予定である。更に、既存の知的財産権研究センターを独立法人化し、研究能力向上にも努める予定である。

<表 - 1 - 2>最近3年間の「知的財産権研究活性化事業」による研究報告書目録

年度	研究報告書の題名
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・職務発明活性化の為の法制統一化方案及び海外職務発明の優秀事例・判例の研究 ・産業財産権分野における懲罰的な損害賠償制度の導入可能性及び導入方案 ・優先権回復制度の国内法導入方案の研究 ・強制実施権制度の変化による政府の実質的な対応方案 ・知的財産権高等教育の現況と発展方案 ・審査業務の成果評価及び審査品質の向上方案 ・手数料適正化の為の研究-特許権を中心に ・ASEAN 国家等の知的財産権制度の分析 ・知的財産政策に対する成果測定指標の開発 ・企業及び地方自治体の特許管理戦略マニュアル作成 ・発明奨励事業関連規定の改正に関する研究 ・特許技術事業化ファンドの効率的な運営方案に対する研究 ・知的財産権の合理的な保護方案に関する研究 ・量的成長中心の特許政策と休止特許の増加との因果関係 ・国家競争力向上の為の知的財産行政体制革新方案に関する研究
2004年	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術評価書の標準モデル開発に関する研究 ・PCT 改革短期課題に対する研究 ・韓国のデザイン保護法制の発展方向に関する研究 ・中小企業の新技術事業化支援に関する部署別政策比較及び今後の発展方案 ・特許実体法条約（SPLT）の動向分析及び特許法上の対比検討 ・知的財産教育センターの効率的な運営方案の研究 ・外国特許庁との相対的、戦略的な特許協力モデルの開発 ・卸売り、小売をサービス業として認める場合に提起される問題点及び解決方案の研究 ・企業特許管理専担部署の発展戦略 ・出願主体別特許登録現況及び経済的効果に関する研究 ・知的財産に対する統計と指数開発に関する研究 ・国家 R&D 効率性の為の特許政策に関する研究
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権関連 DDA 協商議題に対する研究 ・大学技術移転専担組織の発展戦略 ・国家技術情報分析事業の相互比較による補完方案及び特許技術情報分析事業の中長期発展方向に関する研究 ・不正競争防止及び営業秘密保護法の改正方向及び対案 ・PCT 条約改革（案）に関する研究 ・意匠の国際登録に関するヘイグ協定のジュネーブ法加入の為の検討 ・実用新案先登録制度の長期発展方案 ・オンラインにおける BM 特許侵害の保護法案に関する研究 ・女性の知的財産権活用実体及び活性化方案の研究 ・韓国の国家知的財産権戦略 ・北米の知的財産権政策に関する研究 ・アジアの知的財産権政策に関する研究 ・ヨーロッパの知的財産権政策に関する研究 ・北朝鮮の知的財産権制度に関する研究

2. 知的財産権インフラ構築事業の遂行

イ. インフラ構築の必要性

知識基盤経済で国家及び企業の競争力向上の為には、急変する知的財産権の動向に対する情報獲得、国家間の知的財産権協力基盤の整備、知的財産権研究関連機関間の連帯構築及び国民の意識向上等のインフラ構築が必要である。

特に、急速な変化と波及効果が非常に大きい知的財産権の特性と国際社会における知的財産権に対する先占や活用戦略の重要性が日々増大される点を考慮した時、国民所得2万ドル時代の為の再跳躍を推進している韓国の現実では、このインフラ構築が非常に切実な課題となってきた。

ロ. 今までの推進実績

今までのインフラ構築事業は知的財産権研究活性化の為の基礎的な土台作りの次元で、97年以降知的財産権研究センター（韓国発明振興会）を中心に行われてきた。

97年の「特許庁開庁20周年記念シンポジウム」をはじめに、05年まで計20回のセミナーを開催、02年7月にWeekly IP Look第1号の発刊以降、05年末までに計181号を発刊し、急変する世界知的財産権動向と制度・政策変化に対する対応力を高める努力を注いできた。また、専門家及び国民の知的財産権に対する認識向上と討論による政策対案作りの為、03年6月から知的財産権研究フォーラムを毎月1回運営している。

研究インフラと連帯構築の重要性が日々高まっている趨勢を積極的に反映し、04年から発刊され始めた知的財産権専門学術誌である「知的財産論壇」を05年まで計4号発刊し、中国との知的財産権共同研究及び共同シンポジウムを成功裏に遂行した。また、韓・中・日共同IPシンポジウムの開催、知的財産権セミナー1回開催、知的財産権研究フォーラム12回開催及びWeekly IP Lookの50回発刊により、既存に持続し

てきた研究インフラ構築事業もより内実のあるものにしてきた。

また、このような活動によって獲得された成果である国際動向及び判例分析資料、国内外文献等をDB化し、一般の人に提供した。特に主要先進国の知的財産権動向資料である Weekly IP Look の場合には、メーリングサービスにより各界に提供することで、国民の認識と政策化可能性を向上している。

八．評価及び今後の推進方向

知的財産権の重要性に対する国民の認識向上と研究基盤作りに対する同事業の寄与度が非常に高いにもかかわらず、未だに様々な面で改善されなければならない問題点を多く内包している。

主要国で収集される知的財産権動向が情報収集中心に行われるだけで、深度ある分析が行われなかった。一部事業（セミナー、学術誌の発刊支援）の場合、対外認知度が低く、広報が足りなかったことも改善されるべき点である。また、知的財産権研究フォーラムの場合、時事性のあるテーマを政策化する際に非常に有用なシステムを持っていたにもかかわらず、積極的に活用できなかった点も非常に残念なところである。

今後には提示された問題点を克服し、知的財産権研究活性化と国民の認識向上の為の様々な方案を整備し、推進する予定である。知的財産権情報は単純獲得ではなく、現場で直接活用が可能な程、深度ある分析を遂行する予定である。知的財産権連帯構築の為には対外機関との持続的な業務協力を増大し、政府・関連機関・民間の参加を促し、知的財産権研究フォーラムの実質的な運営を行うことで、論議結果の政策化を積極的に推進する計画である。

最後に、知的財産権研究の最も重要な主体である知的財産権研究所の設立と支援の為の長期ビジョンを樹立し、韓国の知的財産権研究を現段階から一段階上に跳躍させる契機を作っていく方針である。

<表 - 1 - 3>知的財産権研究フォーラム開催実績

区分	テーマ	開催日時
第1回	・「北朝鮮の産業財産権制度分析及び南北交流協力方案」	2003. 6.27
第2回	・「特許制度の経済的分析」	2003.10.30
第3回	・「技術革新と特許制度の相関関係」	2003.11.20
第4回	・「企業における知的財産権政策方向」	2003.12.02
第5回	・「科学技術政策と連携した特許政策推進戦略」	2004. 1.30
第6回	・「自由貿易協定（FTA）と知的財産権」	2004. 2.27
第7回	・「特許実体法条約と韓国の特許法」	2004. 3.31
第8回	・「日本の知的財産権政策が韓国に示唆する点」	2004. 4.30
第9回	・「植物分野の技術革新、どのように保護すべきか。」	2004. 5.25
第10回	・「遺伝資源と知的財産権問題」	2004. 6.25
第11回	・「実用新案制度の改善方案」	2004. 7.30
第12回	・「国際特許協力モデルとしての審査結果相互認定制度の考察」	2004. 8.31
第13回	・「PCTによる国際出願手続き、何がどのように変わるか。」	2004. 9.21
第14回	・「政府研究開発事業の特許権、誰が所有するか。」	2004.10.27
第15回	・「治療方法に特許を与えるべきか。」	2004.11.23
第16回	・「米国特許法をどのように理解すべきか。」	2004.12.03
第17回	・「デザイン保護法、商標法はどのように変わるか。」	2005. 1.20
第18回	・「特許流動化証券制度、どのように推進すべきか。」	2005. 2.25
第19回	・「職務発明に対する報奨金の算定」	2005. 3.24
第20回	・「特許の国際的動向と韓国の特許システム」	2005. 4.28
第21回	・「特許制度の国際的統一化」	2005. 5.27
第22回	・「パブリシティ権（Publicity Right）」	2005. 6.28
第23回	・「強制実施権制度、どのように運営すべきか。」	2005. 7.29
第24回	・「知的財産権高等教育の現況と発展方案」	2005. 8.31
第25回	・「TL0の現況と展望」	2005. 9.28
第26回	・「知的財産と企業競争力」	2005.10.13
第27回	・「米国の特許侵害訴訟」	2005.11.23
第28回	・「技術流出の現況及び対応」	2005.12.14

3. 研究力量強化の為の知的財産権研究センターの独立法人化

イ. 研究センター独立の必要性

政府は発明振興法の制定時（94年）から知的財産権研究所の設立・支援に関する規定を設け、研究活性化の基礎を整備した。また、97年からは独立した「知的財産

権研究活性化事業」予算を編成すると共に、韓国発明振興会の傘下に知的財産権研究センターを設置した。

米国は既に 80 年代から特許重視政策(Pro-patent)を施行してきている。日本は 03 年から知的財産戦略本部を中心に国家的な知的財産権戦略を樹立している。このように、世界各国は知識基盤社会への転換に対応する為、韓国も国家次元の知的財産権政策を研究する研究機関が必要になってきた。

ロ．これまでの推進経過

特許庁は知的財産権研究センターが発明振興会の傘下にある場合、独立された研究機関としての地位向上に限界があると判断し、特許庁の Think Tank としての役割及び地位を定立する為に、知的財産権研究センターを韓国知的財産研究院として独立法人化した。

この為に 05 年 8 月に韓国知的財産研究院設立の為の基本計画を樹立した。また、11 月に細部計画を樹立し、発明振興会及び特許情報院からそれぞれ 5 億ウォンを出資してもらい、知的財産権研究センターの研究人材を招聘する等、研究院設立に拍車をかけた。

05 年 12 月には韓国知的財産研究院の創立理事会を開催し、定款の制定及び院長(アン・グァング) 常任理事を選任した。また、12 月 9 日には法人設立許可を特許庁から受け、12 月 19 日に法人設立登記を完了した。

ハ．評価及び今後の推進計画

韓国知的財産研究院の設立により、知的財産権の政策開発及び分析の枠を整備することはできたが、研究人材の不足、少ない予算の為、研究員の研究力量の拡充には限界を感じつつある。しかし、韓国知的財産研究院が特許庁のシンクタンクとしての役割を担う為に、まず知的財産権政策関連状況報告及び分析体系の確立を通じ、知的財

産権の政策変化に適切に対応できるようにし、年俸制及びインセンティブ制等の制度を活用して研究結果の質向上に努めた。また、大学、出資研究所、民間研究所等の優秀な人材の誘致及び外部専門機関との連帯を通じ、知的財産権政策支援機能を強化していく予定である。同時に、研究員が成長する為の多くの政府支援が必要と言える。

第2章 知的財産創出基盤の拡充

第1節 中小企業の知的財産権の確保支援

1. 特許情報総合コンサルティングの提供

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 バク・ジュヨン

イ. 特許情報総合コンサルティング事業の導入背景

特許情報総合コンサルティング事業は 96年当時通商産業部が始めた『産業財産権診断及び保護体制の構築事業』が元になっている。同事業は技術開発過程で起こりうる先行特許との抵触有無に対する診断を通じ、不必要な重複投資を防止すると共に、技術開発の効率性を高めるという目的から始まった事業である。97年11月に特許庁に移管され、04年まで211個の中小企業に対し、診断を実施してきた（総事業費24億7400万ウォン）。

<表 - 2 - 1>年度別診断実績

（単位：百万ウォン、件）

区分	96	97	98	99	00	01	02	03	04
予算	311	244	230	209	238	235	257	350	400
診断課題	36	26	22	15	17	21	21	25	28

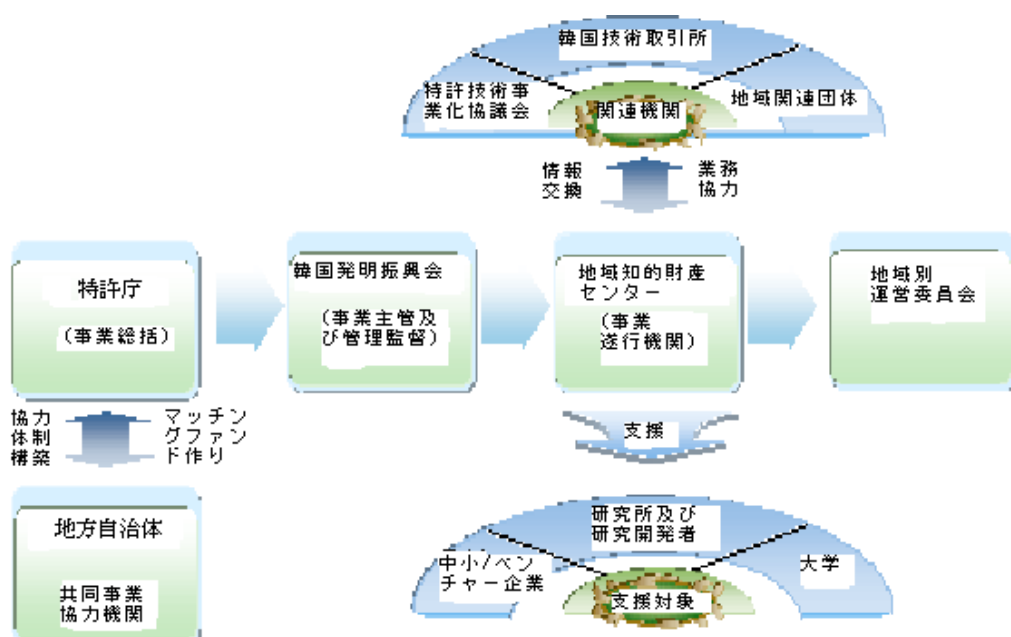
04年末に診断事業に対する自主評価結果、事業の効果及び診断の恩恵を受けた企業の満足度は非常に高かったが、限定された予算規模と対象企業の限定等により、同事業では中小企業の知的財産創出基盤作りという巨視的な目標は達成できないと判断された。企業全体への波及効果が大きい知的財産権創出基盤作り部門としての事業に転換する必要性が提起されるようになり、これに対する対案として特許情報総合コンサルティング事業が始まるようになった。

ロ．特許情報総合コンサルティング事業の概要

特許情報総合コンサルティング事業は特許情報を事前に調査・分析し、提供することで R&D 投資方向の設定を支援し、分析された特許情報を技術開発課題選定に活用させることで、重複投資を防止し、研究の効率性を高めるように事業である。また、開発された技術の移転及び事業化を体系的に支援することで仕事を創出し、地域経済を活性化させることも目標としている。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチングファンド 50:50 の比率、それぞれ 2 億ウォンが原則)することで、事業に対する効率性と責任性を担保に、地域別の特性に合う事業開発を通じ、地域の個人発明家や中小企業に知的財産創出の為の実質的な援助を提供している。

<図 - 2 - 1>特許情報総合コンサルティング事業の推進体系図



ハ．特許情報総合コンサルティング事業の主要内容

特許情報総合コンサルティング事業は大きく、特許情報分析及び特許事業化コンサルティングサービス提供と地域特化産業に対する特許技術動向調査による支援の二つで構成されている。

1) 特許情報分析及び活用総合コンサルティングの提供

同事業は総合的な特許情報サービスの提供と開発された技術の特許事業化支援の為の特許情報コンサルタント及び特許事業化コンサルタント運営を主要な内容としている。特許コンサルタントは特許情報及び特許事業化分野に対する専門家で構成され、事業運営機関である当該地域の知的財産センター¹⁴⁾の契約職員となる。

まず、特許情報コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力が低い地域所在の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、特許情報、技術動向及び市場情報等を調査し、提供することで技術開発の方向を提示し、特許紛争を予防するところに焦点を当てている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援等もここに含まれる。

次に、特許事業化コンサルティングは優秀特許技術を保有しているが、特許技術の事業化に必要な資金確保、投資誘致等が困難である中小企業等を対象に行っている。政府・金融機関の各種事業化支援制度及び資金支援に対する総合的な情報提供を通じ、開発された特許技術の早期事業化を促進させ、技術需要者と供給者を直接繋げることで、特許技術の移転を支援するところに重点をおいている。また、韓国発明振興会、韓国技術取引所、地域テクノパーク等の試作品の開発支援、創業資金支援等のプログラムとの連携運営により、特許技術活用の相乗効果を得る方法を模索している。

¹⁴⁾ 地域知的財産センターは特許庁が地域拠点別に地域の知的財産創出の為、総合的な支援インフラとして指定した機関を指し、05年12月現在31個の地域知的財産センターが運営中である。地域知的財産センターの運営機関は地方商工会議所、テクノパーク、中小企業総合支援センター、韓国発明振興会支部、産業振興財産、大学、図書館等である。

この他にも特許コンサルティング過程で導出される税務、会計、経営、マーケティング、法律等と関連のある苦情事項に対しても専門家 BANK 運営を通じ、ワンストップトータルサービスを提供している。

2) 地域特化産業に対する特許技術動向調査

既存に提供された特許技術動向調査結果は IT、BT、NT 等、産業全般または国家的規模の広範囲な特許技術マップであったこと、専門用語の乱用、統計的な資料の羅列に過ぎなかったこと等により、個別企業、特に特許情報に対する分析能力が低い地域中小企業の活用度は非常に低かった。また、既存の特許技術マップは研究開発の方向及び特許出願時の特許紛争回避設計の提示が不足しているという指摘もあった。

このような認識の下、特許情報総合コンサルティング事業では地域企業の需要を反映した特許マップ (Patent Map) のテーマ選定と個別企業に対するコンサルティングによる結果物の普及により、その活用度を高める努力をしている。地域産業に対する先行研究を通じ、地域の戦略産業を発掘し、当該地域で重点的に育成している特化産業に対する特許技術動向調査を行うことで、技術開発の方向設定を支援している。また、地域の当該産業に従事する企業に対する個別特許マップの作成支援とコンサルティングを提供している。更に、地域の研究機関、大学等、技術供給機関に対しても特許技術マップ結果物の普及を通じ、地域企業の技術需要を伝達している。

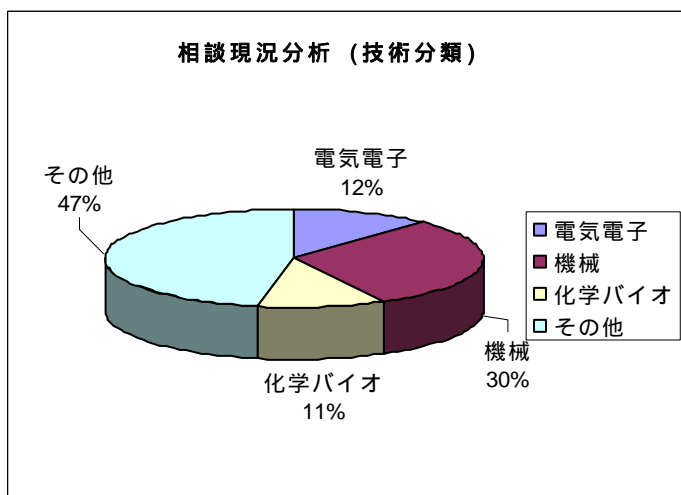
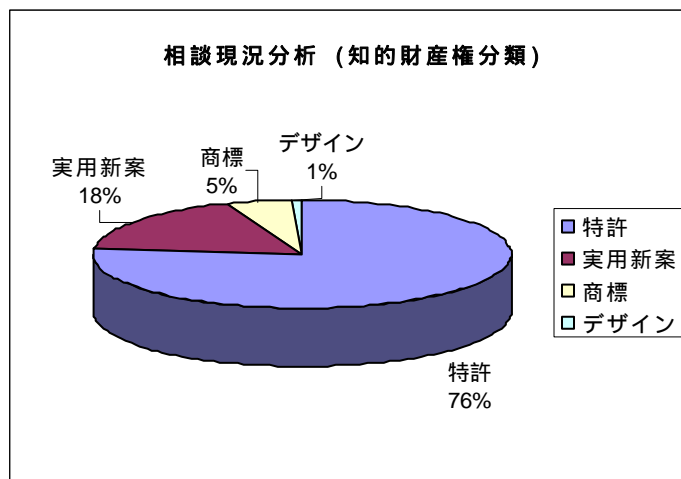
二. 05 年度示範事業の運営実績

特許情報総合コンサルティング事業は昨年大田市と京畿道を対象に示範事業として運営された。

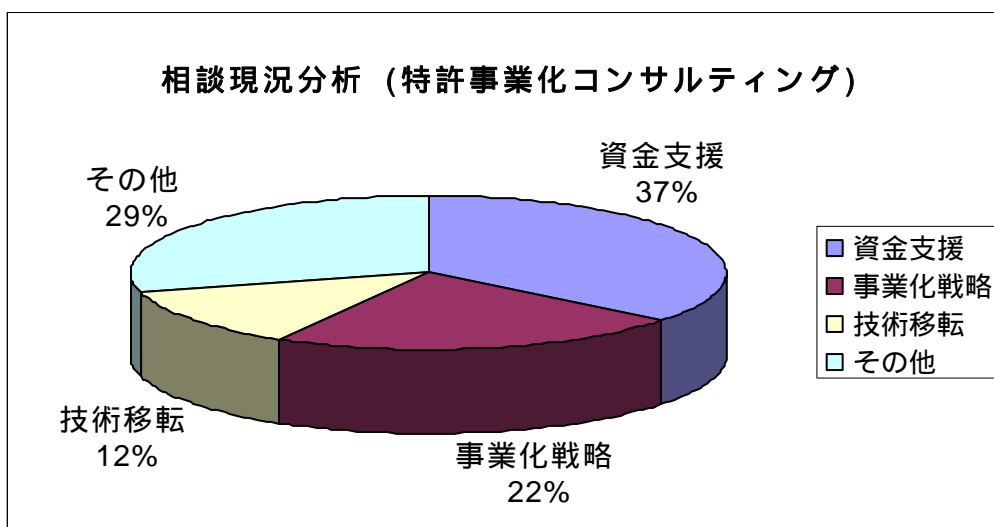
大田市では大田北部知的財産センター (大田市中小企業総合支援センター) を事業運営機関とし、特許情報コンサルティングを 228 件、特許事業化コンサルティングを 91 件遂行し、地域特化産業である光学レンズ分野に対する特許技術動向調査を行った。コンサルティング過程で発掘された 78 件の技術に対し出願費用を支援すると共に、地

方自治体で運営している経営安全資金、創業及び競争力強化事業の資金支援等と連携した事業化支援、特許技術評価料の支援、特許保有企業対象の海外支社設立事業、移転可能技術に対する情報分析事業等を行った。

<図 - 2 - 2>大田地域の特許情報コンサルティング実績分析

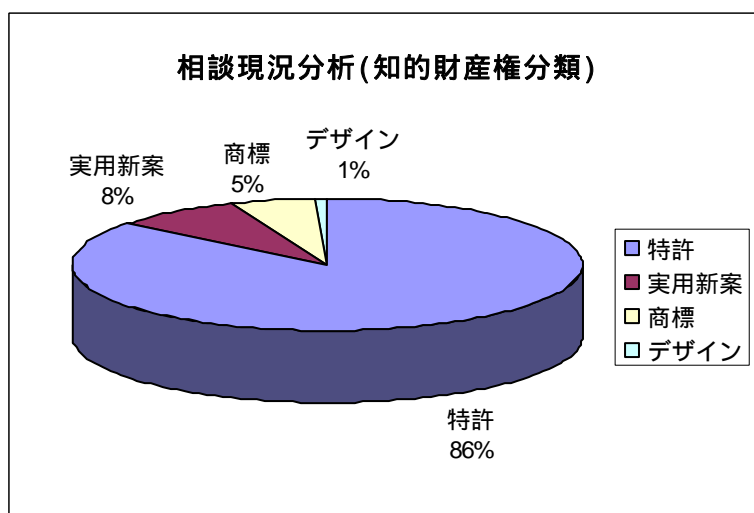


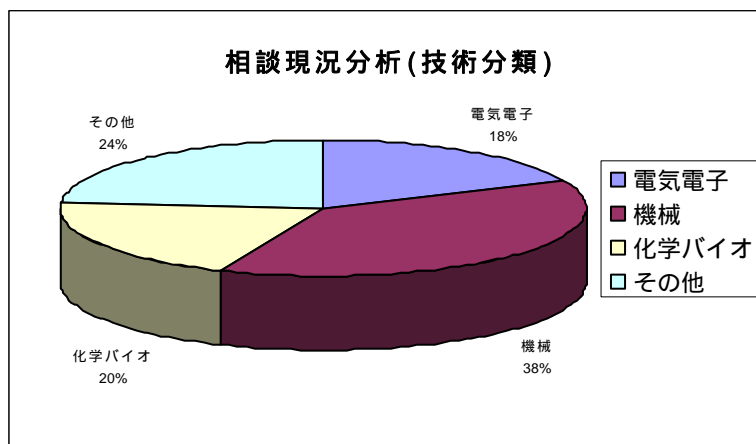
<図 - 2 - 3>大田地域の特許事業化コンサルティング実績分析



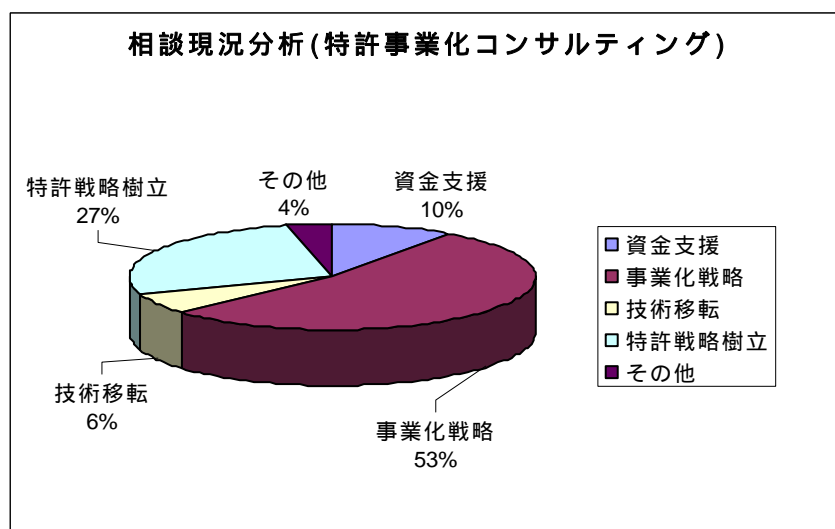
京畿道では京畿安山知的財産センター（京畿テクノパーク）を事業運営機関として指定し、特許情報コンサルティングを 142 件、特許事業化コンサルティングを 117 件を行い、バイオ新素材分野のうち、アトピー疾患治療剤と脳疾患治療剤に対する特許技術動向調査を行った。24 件の技術に対する出願費用の支援と特許技術に対する事業性評価を通じ、技術事業化戦略及び資金支援・投資誘致を支援し、企業が保有した特許に対する技術動向調査を行った。

<図 - 2 - 4>京畿地域の特許情報コンサルティング実績分析





<図 - 2 - 5>京畿地域の特許事業化コンサルティング実績分析



2. 海外における知的財産権獲得の支援

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 イ・ハクジン

特許庁は国内の個人または中小企業が熾烈な国際技術競争から生き残れるように手助けする為、外国に出願する特許・実用新案の出願費用を支援する海外出願費用補助事業を遂行している。

申請資格は内国民であり、外国に特許または実用新案登録出願をした個人・中小企業・大学・研究所にある。資格のある人または団体が登録した出願が技術性評価で優秀な発明と判明した場合、申請日を基準にし、過去3年以内に送金した出願費用に対して支援を行っている。特に PCT 国際出願の場合には外国の特許庁に対し、出願手続きを始める場合に限り、最初の出願開始以降の費用までを遡及して支給している。

支援内容は海外出願料、翻訳料、国外弁理士選任料等であり、出願1件当たりに250万ウォン（個人・中小企業は年間3件、大学・研究所は年間10件）まで支援する。1つの発明を多数の国に出願する場合は、一つの国に対する出願のみが支援される。

申請書類は外国出願証明書類のコピー1通、外国出願費用証明書類のコピー1通、申請人の印鑑証明1通、発明の詳細な説明・図面及び請求範囲が記載された出願書のコピー1通及び取引銀行の口座番号であり、これらは韓国発明振興会に提出すれば良い。補助金に対する申請期間は毎年1月1日から12月31日までであり、補助金の至急は補助金を申請した次の四半期に支給される。

05年には申請件数743件のうち、371件（個人178件、中小企業180件、大学5件、研究機関8件）の8億ウォンを支援し、04年の261件、4億9900万ウォンより、62.4%拡大支援した。

<表 - 2 - 2>最近3年間の支援実績

（単位：百万ウォン）

年度	申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援額	支援率 (B/A)	備考
03	985	334	556	33.9%	
04	727	261	499	35.9%	
05	743	371	800	49.9%	

第2節 職務発明の活性化誘導

1. 職務発明制度の概観

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 ジョン・イルナム

イ. 職務発明の意義及び重要性

世界経済が知識と技術が国富創出の核心要素となる知識基盤経済へと急速に移行する中、核心・源泉技術の確保は国家と企業の技術競争力を測定する尺度であり、生存及び発展の為の必須戦略として位置付けられてきている。

今日ほとんどの核心源泉技術は組織化された企業、研究所及び大学等により開発されている。これは高度化されていく産業を後押しする技術が高度に複雑化・多様化されるにつれ、既存の技術(prior act)を超える新しい技術の開発は大規模研究施設と人員及び膨大な研究費の支援無しでは事実上不可能だからである。

したがって、今日には個人発明家による発明は少数に過ぎず、企業等によって行われる職務発明がほとんどを占め、技術が高度化されるほど、企業、研究所及び大学等による職務発明の比重が更に高まってくる。韓国の場合、下の<表 - 2 - 3 >から分かるように、職務発明の比重が2000年度には76.6%程度であったが、持続的に増加し、2005年度には84.6%にまで至った。

このような数値は<表 - 2 - 4 >から分かるように、毎年増加している企業、研究所及び大学の研究開発予算推移とも密接な関連性がある。

したがって、各研究主体別に行われる職務発明をどのように制度化し、育成するかについての問題は企業の発展のみならず、国家競争力向上の面においても非常に重要な問題と言える。

<表 - 2 - 3>過去韓国における職務発明の推移

(単位：件、%)

区分 \ 年度	00	01	02	03	04	05
個人発明(A)	23,883	21,083	19,711	21,294	22,409	24,249
職務発明(B)	78,127	81,928	84,280	97,165	116,789	132,865
計(C)	102,010	103,011	103,991	118,459	139,198	157,114
職務発明の比率(B/C)	76.6	79.5	81	82	83.9	84.6

注) 知的財産主要統計(特許庁、06年2月)

<表 - 2 - 4>研究主体別に使用した研究開発費の推移

(単位：10億ウォン、%)

区分	00	01	02	03	04
総研究開発費	13,848.5	16,110.5	17,325.1	19,068.7	22,185.3
公共研究機関	2,032.0	2,160.2	2,552.6	2,626.4	2,964.6 (13.4%)
大学	1,561.9	1,676.8	1,797.1	1,932.7	2,200.9 (9.9%)
企業	10,254.7	12,273.6	12,975.4	14,509.7	17,019.8 (76.7%)

注) 公共研究機関には国公立試験研究機関、政府出資(研)、その他非営利研究機関が含まれる。資料：2005 科学技術研究開発活動調査(科学技術部)

ロ．職務発明制度の運用目的及び趣旨

前述したように21世紀の世界経済が知識基盤経済へ移行することにより、発明及び新技術開発の創出主体が従来の個人中心から大学、研究所、企業等に移っている。また、研究員、大学教授、企業の従業員、公務員の研究開発及び発明意欲を奨励する為に職務発明制度をどのように運用するかということが国家と企業等の重要な知的財産

戦略として浮上してきた。

職務発明制度は発明を創出できる基盤、すなわち研究開発（R&D）投資と施設等を提供した使用者と創造的な努力によって発明を完成した従業員との利益を合理的に調整することで、使用者にはより積極的な投資をするよう誘導する一方、従業員には経済的報奨を提供し、創造的な発明に邁進できるよう支援する。すなわち、職務発明制度は使用者と従業員全てが互いに発展する為の制度である。

職務発明制度は使用者には知的財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従業員には権利の帰属及び正当な報奨を保障することで、知識創造の善循環システムを構築し、国家及び企業の発展を追及するのが目的である。

八．韓国の職務発明法制及び政府施策の現況

このように世界各国は知的財産の戦略的価値を認識し、知的財産権の創出・活用の善循環システムを構築する為に、法律の形態は異なるものの、ほとんどの国が職務発明制度を持っている。職務発明を活性化する為の多角的な施策を国家次元で推進している。

韓国の場合には現在職務発明の概念、効果及び報奨等、実体的事項を規定している特許法と、民間の職務発明報奨実施支援、自由発明の看做し、職務発明の出願留保等の手続き事項を規定している発明振興法が職務発明制度の法的根拠として運用されている。

また、職務発明に対する民間の認識向上を通じた合理的でかつ適正な報奨システムの定着が職務発明活性化の核心である点に着眼し、政府では職務発明コンテストの開催、企業、研究所及び大学等を対象とした巡回説明会の開催、冊子発刊及び広報映像の普及等の施策を積極的に推進している。

<表 - 2 - 5>主要先進国の職務発明制度の比較

区分	韓国	ドイツ	イギリス	日本	米国
法的根拠	特許法 発明振興法	従業員 発明に 関する法律	特許法	特許法	一部州法、 判例 (連邦技術移転 法)
職務発明の概念	各国がほとんど類似				
職務発明の帰属	発明者	発明者	使用者	発明者	発明者
報奨基準	正当な報奨	別途の指針 (拘束力無 し)	正当な報奨 (考慮事項に列 挙)	正当な報 奨	-
最低報奨制	公務員の 場合 50%	-	-	公務員の 場合 10～30%	連邦研究所 所属公務員 15%
職務発明紛争 調整機構	任意手続きで 実効性は無し	仲裁前置 主義	無し	無し	無し
使用者の権利	無償の通常 実施権	有償の通常 実施権	-	無償の通 商 実施権	-

2. 職務発明活性化の為の法・制度改善の推進

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 ジョン・イルナム

イ. 職務発明報奨制度の改善方案整備 (04年6月15日国務会議にて報告)

04年2月2日大統領年頭業務報告時に大統領が『企業の投資や研究革新を誘導する方向に職務発明のインセンティブを研究すること』を指示したことにより、公聴会

及び関係部署の協議を経て『職務発明報奨制度の改善方案』を整備し、第 27 回国務会議（6 月 15 日）の際に大統領に報告した。

職務発明報奨に対しては政府の直接的な介入を最小限に抑え、民間の自立性を尊重するという基本方向を確定し、これを今後の法制整備及び政府施策推進時に準拠基準にすることとなった。

まず、企業、研究所等の職務発明報奨制度導入の拡大を推進することにした。技術移転促進法上の公共研究機関の範囲を拡大し、所属研究員が技術料の純収入額の 50% 以上という十分な報奨を受けられるようにし、政府 R&D 事業参加企業の職務発明報奨制度導入を誘導する為、R&D 支援プロジェクト協約締結時に職務発明報奨計画書を添付するようにした。この為に、産業資源部は 04 年 10 月に産業技術開発事業の運営要領管理指針を改正したことがあり、現在も同制度を積極的に施行中である。

次に、職務発明関連法令を整備することにした。現在特許法と発明振興法に散在している職務発明関連規定を統合し、体系的に規定することで職務発明制度に対する使用者と従業員の予測可能性を高めると同時に、権利関係及び手続き等に対しても明確に規定することで紛争発生を最小化する方向に推進することに決めた。また、公共部門の先導努力が民間部門に波及できるよう公務員の職務発明に対する処分報奨金を大幅増額する方向に「公務員職務発明の処分・管理及び報奨等に関する規定（以下「公務員職務発明報奨規定」とする）」を年内に改正することに決めた。

また、民間の職務発明報奨拡大を積極的に誘導することにした。企業が自発的に報奨規定を制定できるよう職務発明報奨規定の標準案を作成、配布し、職務発明コンテストの内実ある運営及び大会規模拡大を通じ、民間部門の底辺を拡大すると共に、各種教育及び説明会を通じ、職務発明制度に対する認識向上及び広報を強化することにした。

ロ．職務発明法制の統一的な整備及び合理的な報奨基準の整備

1) 推進背景

政府では従業員の職務成果に対する正当な報奨体系の確立を通じ、従業員の発明意欲を鼓舞することで職務発明を積極的に奨励する為に、2001年2月に民間企業の従業員の職務発明に対する報奨金支給に関する必要事項は大統領令で定めるよう特許法を改正した。

これにより、01年3月には使用者が承継した職務発明の実施または処分による純収入額の15%を報奨金として支給する最低報奨制（Minimum Compensation）導入を骨子とする特許法施行令改正案を整備したが、民間の自立性侵害、純収入額算定の技術的困難、企業の財政圧迫等の理由を提起した財界の反発及び関係部署間の意見対立により、法改正ができなかったことがある。

それ以降先進国の職務発明報奨制度に対する研究用役及び公聴会等を通じ、最低報奨制導入の現実的な限界を認識し、政府では職務発明報奨に対する政府の直接的な介入を最小化し、使用者と従業員の皆が納得できる合理的な法制を模索しようと努力してきた。

前述したように、職務発明報奨制度の改善方案報告を契機に04年の下半期から法制の統一的な整備の為の本格的な検討作業に着手し、外国法制の改正動向を綿密に把握すると同時に各界専門家の意見を収斂する作業を推進した。

これを通じ、職務発明報奨に対しては民間の自律に任せる大原則を遵守しながら、手続き関連規定を明確にし、職務発明に対する権利帰属、権利承継時点等に対する紛争余地を根本的に遮断する方向で改正作業にとりかかった。

2) 政府案の確定段階

イ) 発明振興法改正の T/F 発足

上で調べてみたように、過去の法改正失敗を教訓に職務発明の主要争点と関連があ

る最近の先進国の改正事例及び論議に基づき、政府でも本格的な法制整備に着手した。

何よりも使用者と従業員の間で発生する様々な理解関係を事前に調律し、これを法案に反映することで理解関係者に対する受容性を高める為、使用者及び従業員側関係者と産業資源部、労働部、科学技術部等の関連部署の実務者、そして学界及び法曹界等の民間専門家を中心に法改正 T/F を 05 年 2 月に発足させた。

同T/Fチームを通じ、職務発明に関する手続き規定新設の妥当性検討、民間の自律を尊重する方向への報奨基準改正等、核心争点事項に対する深度ある討議¹⁵⁾が行われ、後述する政府と理解関係団体間の合意案妥結に実質的な契機を提供した。

ロ) 立法予告

改正法の主要骨子は大きく従業員の職務発明の申告及び使用者承継有無の通知義務の新設、発明振興法第 12 条の自由発明の看做し条項の削除、職務発明報奨に関する合理的な手続きによって民間が自律的に決定した報奨を尊重する内容の報奨基準の整備であった。

立法予告段階で自由発明の看做し条項の削除及び報奨基準の改正に関し、科学技術系理解関係団体の集中的な問題提起とこれに対するメディアの報道¹⁶⁾があったが、以後政府の仲裁により、経営界、科学技術界間の協議と譲歩を通じ、7月初めに後述するような合意案の導出に至った¹⁷⁾。

今回の合意は今までの理解関係対立を克服し、使用者と従業員の両方が譲歩と妥結

¹⁵⁾ 今年の 2 月中旬に結成、4 月初めに改正案を成案するまで 3 回の実務会議を開催

¹⁶⁾ 『発明振興法改悪論難』(ハンギョレ、6 月 14 日)、『新しい発明振興法なら特許権取れない』(ハンギョレ、6 月 18 日)、『科学技術者連合発明振興法改正案に強く反発』(釜山日報、6 月 22 日)

¹⁷⁾ 政府側代表として特許庁長、経営界側代表として経済総連常任副会長、科学技術界側代表として韓国科学技術団体総連合会事務総長、韓国科学技術人連合運営委員等、政府と理解関係団体側の代表が 7 月 6 日に会い、争点事項に対する最終協議の末、合意案に妥結

を通じ、共に成長する道を見つけるという見地から成し遂げられたものであり、国家技術革新及び産業競争力強化の側面で高く評価できると言える。

八) 政府案の確定

理解関係団体との合意案妥結以降、規制審査及び法制署審査を順調に終え、05年10月4日の国務会議議決及び大統領の許可を経て発明振興法改正案が政府案に確定し、10月11日付けで国会に提出された。

3) 国会審議及び議決段階

政府案は国会に提出された翌日である10月12日付けで産業資源委員会に回付し、法案審査小委員会の審議を経て12月2日に産業資源委員会で議決された。

この過程で既に提出された議員立法案、すなわち産業資源委員会のキム・ギョフン議員の代表発意案¹⁸⁾と国防委員会パク・グンヘ委員の代表発意案¹⁹⁾が政府案と統合され、最終的に産業資源委員会の対案として議決された。また、一部字句修正を経て12月7日付けで法制私法委員会を通過した。

定期国会の最終日である12月9日に本会の処理案件として上程されたが、当時の私学法通過による国会空転の為、この時は本会議を通過できず、06年2月9日に開催された臨時国会で改案が本会議を通過した。

¹⁸⁾ 発明振興法改正案：職務発明関連紛争の迅速経済的な解決を図り、訴訟外代替的紛争解決の活性化の為、発明振興法第29条の産業財産権紛争調整委員会による調整の効力を従来の民法上契約から裁判上和解に強化する内容が主要骨子（産業資源委員会対案に反映）

特許法改正案：特許法第40条第2項及び第3項を改正、民間が合理的な手続きにより自律的に決定した報奨を尊重する内容が主要骨子（政府案に既に反映）

¹⁹⁾ 現行発明振興法第10条の職務発明報奨審議委員会の設置運営を義務化、職務発明報奨額に対する異見を調整し、客観的な報奨額の算定を誘導しようとする内容が主要骨子（産業資源委員会対案に未反映）

4) 主要改正内容(改正案)の紹介

イ) 職務発明関連規定を発明振興法に統一

(1) 主要内容

職務発明に対する全般的な事項を単一法から統一的で体系的に規律する為に、特許法の職務発明関連規定(第39条、第40条)を発明振興法に移管し、職務発明法制を発明振興法に単一化した。

<表 - 2 - 6>職務発明法制の改正前後の比較

現行	改正
< 特許法 >	< 発明振興法 >
第39条(職務発明)	[第2節 職務発明の活性化]
第40条(職務発明に対する報奨)	職務発明の意義
+	第8条(職務発明)
< 発明振興法 >	第9条(職務発明報奨制度の実施及び支援施策)
[第2節 職務発明の促進]	職務発明の手続き
第8条(職務発明報奨制度の実施)	第10条(職務発明完成事実の通知)

第 9 条 (共同発明の承継)
第 10 条 (報奨審議委員会)
第 11 条 (自由発明と看做す職務発明)
第 12 条 (秘密維持の義務)
第 13 条 (職務発明の出願留保等)
第 14 条 (特許法等の準用)
第 38 条 (罰則)

第 11 条 (承継有無の通知)
第 12 条 (共同発明に対する権利の承継)
職務発明の報奨
第 13 条 (職務発明に対する報奨)
第 14 条 (出願留保時の報奨)
第 14 条の 2 (職務発明審議委員会)
職務発明の紛争等
第 14 条の 3 (職務発明関連紛争)
第 14 条の 4 (秘密維持の義務)
第 38 条 (罰則)

* 陰影 : 新設条項

* = : 削除条項

(2) 改正の必要性

上記のように、現在特許法 (第 39 条、第 40 条) では職務発明の概念、要件、効果及び報奨等の基本事項を、発明振興法 (第 8 条ないし第 14 条) では職務発明の自由発明への看做し、秘密維持義務等の付随的な事項を規定している。

このように職務発明関連規定が特許法と発明振興法に散在している為、職務発明の概念、職務発明の完成から使用者承継までの手続き及び権利帰属関係、報奨及び紛争解決等、職務発明関連プロセスを体系的かつ統一的に規律するには限界がある。

これは職務発明制度全般に対する民間の認識低下と、民間の認識低下による企業の自発報奨実施を阻害する主要原因として作用した。したがって、現在両方の法に規定されている事項を総合検討し、実体的、手続的規定全てが受容可能な発明振興法に職務発明制度を単一化するようになった。

ロ) 従業員の職務発明完成事実の通知義務の新設(法第10条)

(1) 主要内容

第10条(職務発明完成事実の通知) 従業員等が職務発明を完成した場合には直ちにその事実を使用者等に文書にて通知しなければならない。2人以上の従業員が共同で職務発明を完成した場合には共同で通知しなければならない。

従業員が職務発明を完成した場合にはその事実を使用者に文書にて通知するようにし、通知時点は到達主義を取り、通知書が使用者に到達した時点とした。

また、通知方法は文書を採択して書面及び電子文書による通知が全て可能になるようにした。これは最近の多くの企業と研究所の場合、内部オンライン決裁システムを活用して文書を流通させている現実を十分に反映した措置と言える。

通知内容に対しては発明者、発明者の持分率(共同発明時)、発明の内容(名称、種類、職務関連性、明細書)等の事項を企業の実情に合わせて自律的に運営できるよう、民間に委任した。

(2) 制定の必要性

従業員の通知義務を設ける理由は職務発明に対する権利の帰属主体問題と密接な関係がある。韓国は米国、日本等と同じく従業員主義を取っている為、職務発明に関する権利は原始的に従業員に帰属する。

したがって、契約または勤務規定等で職務発明に対する従業員の申告義務を設けている企業とは異なり、職務発明規定等により職務発明の申告及び承継等の関連手続きを整備していない企業の場合には従業員が職務発明を完成したとしてもこれを使用者に報告する義務がない為、従業員が直接出願し、特許を受けても使用者側ではこれから分らず、社内職務発明に対する管理体系が確保されないという問題が生じる。

この場合、使用者は職務発明に対する権利承継有無とは関係なく、基本的に確保することになる無償の通常実施権もまともに行使できない場合が生じる恐れがある。このような不合理な点を解消する為に企業内部の職務発明規定の有無とは関係なく、従業員は誰でも職務発明を完成した場合、これを使用者に通知するようにしたのである。

従業員の通知義務新設を通じ、従業員の職務発明の完成事実を使用者が容易に認知するようになり、発明の安定的承継による権利確保が容易になる。また、技術の流出防止の為に管理費用が軽減されると期待される。

(3) その他

改正初案の整備時、従業員の通知義務に対する実効性確保の為、通知義務を違反する場合に対する処罰規定整備等の制裁方案が論議されたことがある。

しかし、従業員を潜在的な犯罪者にする恐れがあるという点と企業内部の統制システムを活用すれば自律的に制裁できるということに共感し、同内容は改正案には反映されなかった。

従業員の立場で自分の発明が職務発明なのか個人発明なのかの区分が明確に付かな

い場合がある。この場合、通知の遅延ないし不通知となることがあるが、これにより処罰を受けることになれば、善意の犯罪者を量産することになりかねない。これは国民の権利を過度に侵害する結果をもたらす恐れがあるという意見を反映した決定である。

また、企業の場合、従業員の通知義務違反に対し、契約または社内規定等による制裁が可能（契約違反による損害賠償請求、懲戒等）である為、企業なりの通知義務に対する強制ができるとみなすことができる。したがって、民事的制裁によって解決するのが現在では最も正しい対案と判断した。

刑事的制裁方案に対しては改正案施行後、民間部門における運用実態を綿密にモニタリングし、反映するか否かを検討する方針である。

八）職務発明に対する使用者の承継意思通知義務の新設等（法第 11 条）

（ 1 ）主要内容

第 11 条（承継意思の通知） 第 10 条の規定により、通知を受けた使用者等（国家または地方自治体は除く）は大統領令が定める期間以内にその発明に対する権利を承継するか否かを従業員等に文書にて通知しなければならない。但し、既に使用者等に特許等が受けられる権利または特許権等を承継したり、使用者等の為に専用実施権を設定するような契約または勤務規定がない場合には、使用者等が従業員等の意思に反し、その発明に対する権利の承継を主張することができない。

第 1 項の規定による期間以内に使用者等がその発明に対する権利の承継意思を通知した場合には、その時からその発明に対する権利は使用者等に承継されたものと看做す。

使用者等が第 1 項の規定による期間以内に承継意志を通知しない場合には使用者等はその発明に対する権利の承継を放棄したものと看做す。この場合、使用者等は第 8 条第 1 項の規定にもかかわらず、その発明を行った従業員等の同意を得てからではな

いと通常実施権を持つことができない。

従業員から職務発明完成事実の通知を受けた使用者は大統領令が定める期間内（施行令改正案では4ヶ月以内）にその承継意思を文書にて通知するようにした。

また、予約承継規定がない場合の従業員の通知に対してはこれは発明に対する権利の承継意思を聞く通知ではなく、単純に発明の完成事実を報告したことに過ぎない。その為、従業員の意思に反し、使用者がその発明に対する権利の承継を主張することはできないように規定した。

大統領令が定める期間内に使用者が職務発明に対する権利の承継意思を通知した時に、その権利は使用者に承継されたものと看做し、使用者の権利承継時点を明確にした。

更に、使用者が大統領令が定める期間内に職務発明に対する権利の承継意思を通知しない場合には当該発明に対する権利の承継意思がないものと看做し、従業員にその権利を帰属させる。この場合、使用者等はその発明を行った従業員等の同意を得てからでない通常実施権を持つことができないようにし、現行法第11条にある職務発明の自由発明の看做し条項の趣旨を反映した。

（２）制定の必要性

（イ）使用者の承継意思通知義務の新設

職務発明報奨制度を実施する企業は一般に企業自体の職務発明規定を設けており、効率的な制度運用の為、職務発明に対する報告、使用者の承継意思通知等の手続きを通じ、職務発明に対する権利を承継し、事業化、ライセンス等の収益創出活動を展開している。

前述したように、韓国は職務発明に対する権利の原始的帰属主体を従業員と看做している為、使用者が職務発明に対する権利を承継する為には契約または勤務規定等に

根拠となる規定（予約承継規定）がなければならいと考えるのが妥当である。

しかし、従業員が報告した職務発明に対する使用者の承継意思通知時、これを一定期間内に必ず通知するようにする規定を設けない場合が多く、従業員の立場では権利関係の不確定による不測の損害を受ける可能性が高い。

すなわち、従業員が報告した職務発明に対する権利を使用者が承継しなければ、その発明に対し、特許を受ける権利は従業員に帰属され、従業員はこれを出願して特許を受けることができる。しかし、使用者が承継意思通知を遅らせる場合、従業員は同権利に対し、不確定状態におかれることになる。

また、現行法では職務発明関連手続きに対する基本規定さえ無く、企業別に職務発明の報告及び承継手続きが相違している。すなわち、職務発明関連手続きの標準化程度が低く、職務発明手続きに対する企業の全般的な予測可能性が不足している状態である。

したがって、新設した従業員の職務発明完成事実の通知義務に対応する使用者の承継意思通知義務を儲け、大統領令が定める一定期間内に通知を行うようにし、職務発明に対する権利の所有関係を早急に確定することで、使用者と従業員間の安定的な権利関係の形成を誘導するところに同条項の趣旨がある。

（ロ）予約承継規定がない場合に対する例外規定の反映

現行規定上従業員の職務発明に対する権利承継は事前予約承継規定を含む契約または勤務規定等によって行われている。

職務発明の権利帰属に対し、従業員主義を取っている韓国の立法態度上、使用者が契約等の職務発明の承継を規定していない場合には従業員の意思に反し、譲渡を主張することができないと考えるのが妥当である。

したがって、予約承継規定がない場合の従業員の職務発明完成事実の通知効果に対

しては予約承継規定がある場合とは異なる取り扱いをする必要がある。

すなわち、前述したように、予約承継規定等がない状態における従業員の職務発明完成事実通知は職務発明を完成した事実を使用者が容易に認知し、今後使用者が通常実施権を容易に行使できるよう協調する意味の通知と看做すべきであり、その発明に対する権利を承継するか否かを聞く通知と看做することはできない。

したがって、この場合使用者は職務発明に対する権利の承継を決定する権限がないが、『従業員の意思に反し』権利の承継を主張できないようにした為、規定がない場合であっても使用者と従業員が協議し、従業員が職務発明に対する権利を譲渡するという意思を示した場合には予約承継規定がある場合と同じ手続きを取れるようにし、使用者に対する重い負担と作用しないようにした。

(八) 使用者の権利承継時点の明確化

職務発明に対する使用者の権利承継時点は様々な職務発明関連規定で言及²⁰⁾されており、職務発明に対する使用者の権利承継を起点に使用者と従業員全てに一定の法的効果を発生させているが、その時点等に対する明確な規定がなく、承継時点を巡る使用者と従業員間の紛争をもたらす主要因になってきた。

したがって、使用者が従業員から通知を受けた職務発明に対する権利の承継意思について、大統領令が定めた期間内に文書にて通知した時を権利承継時点と明示することで、承継時点を巡った不必要な紛争を事前に遮断し、権利関係を明確にした。

(二) 現行自由発明の看做し規定の削除及び使用者の承継意思通知義務懈怠時、

²⁰⁾ 使用者が従業員から職務発明に対する権利を承継すれば、その時点から使用者の所有となり、従業員は報奨を受ける権利が発生（現行特許法第40条第1項）

使用者が職務発明に対する権利を承継した後、4ヶ月以内に出願しない場合、従業員が自由発明とみなし、従業員の同意無しでは使用者が通常実施権を持つことができない（現行発明振興法第11条）

現行自由発明の看做し効果付与

現行法上では職務発明の承継要件等に対する具体的な規定がない為、使用者は特別な法的制約無しに契約または勤務規定によって従業員の職務発明に対する権利を自由に承継できていた。

しかし、改正以降では大統領令が定める期間内に承継意思を文書にて通知する場合に限り、従業員の職務発明に対する権利を承継できるようになった為、使用者は従来より職務発明に対する権利の承継がかなり厳格な要件下で可能な状態となった。

しかし、従来と異なり、厳格な要件下で使用者が承継した権利をまた4ヶ月以内に出願しなかったからとして自由発明と看做し、現行法第11条の規定をそのまま適用する場合、使用者に対する過度の規制に作用する恐れがある為、適法な手続きを経て使用者が承継した権利に対し、安定的な効果を付与する必要性を提起した。

使用者が職務発明に対する権利を承継した後に、出願するか否かの決定は使用者の経営的判断に任せるのが合理的である。

最近国内外の技術競争が激化されたことにより、一旦従業員に対する報奨を前提に承継した発明は使用者が技術経営戦略上特許として出願するか否かを自由に決定できるようにすることが技術競争力向上に有利であり、使用者が職務発明を承継した場合には出願するか否かに関係なく報奨を行わなければならない為、出願を政府が強制するよりは使用者の経営的判断に任せるのが正しいということには理解当事者も共感した。

現行自由発明看做し規定の立法趣旨は従業員の権益を保護するというよりは、発明の特許出願を奨励しようとする政府の政策的方針から始まったものであり、実際従業員の権益保護には実効性に欠けると考えられる。

何故なら、使用者は職務発明の承継意思決定時、出願する価値がないと判断され

ば承継を拒否し、通常実施権のみを確保する可能性が非常に高く、使用者が経営戦略上特許を受ける場合であっても実際に事業化して収益を創出する可能性は低いと考えられるからである。

以上のような理由から現行の自由発明の看做し規定は削除するが、従来認められていた従業員の利益を保護すると同時に、新設された使用者の承継意思通知義務の誠実な履行を明確にする為、使用者が通知を懈怠する場合、従来の自由発明看做し規定の効果が付与するものとした。

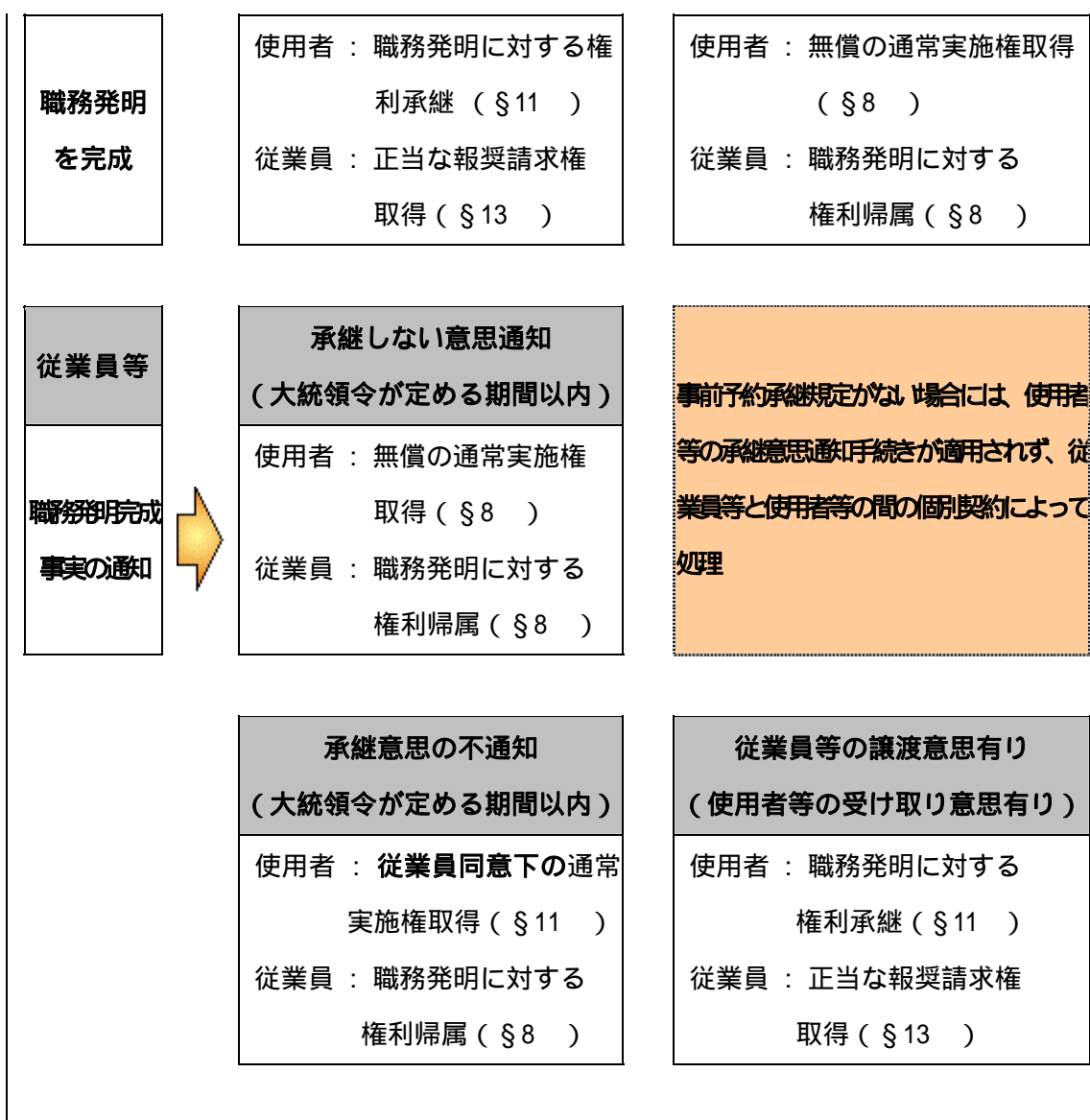
使用者の承継意思通知義務及び権利承継時点を明確にする立法を通じ、使用者と従業員間の職務発明に対する権利の所有関係が早急に確定、安定的な権利関係を築くことにより、従業員が創意的な研究開発に専念できる環境が作られると期待される。

また、職務発明に対する予約承継規定がない場合の使用者の法的不利益（従業員の意思に反し、職務発明に対する権利承継不可）を明文化することで、使用者の職務発明規定導入を積極的に誘導、明確な根拠に基づいた権利承継や報奨実施を通じ、従業員の権益が強化されるものと期待される。

参考に今回の改正立法を通じ、今後の職務発明に対する使用者と従業員の権利関係をプロセス別に図式化すると次のようにまとめられる。

<表 - 2 - 7>新設された職務発明手続き規定による権利関係

	予約承継規定有り <使用者等が承継を決定 >	予約承継規定無し <従業員等が譲渡を決定 >
従業員等	承継意思の通知 (大統領令が定めた 期間以内)	従業員等の譲渡意思無し



二) 職務発明に対する合理的な報奨基準の整備 (法第13条)

(1) 主要内容

第13条(職務発明に対する報奨) 従業員等は職務発明に対し、特許等が受けられる権利または特許権等を契約また勤務規定により、使用者等に承継させたり、専用実施件を設定した場合には正当な報奨を受ける権利が与えられる。

第1項の規定による報奨に対し、契約または勤務規定で定めている場合には、その報奨が次の各号の状況等を考慮した場合、合理的なものと認められれば正当な報奨と

看做す。

1．報奨形態及び報奨額を決定する為の基準を定める際に使用者等と従業員等の間で行われた協議の状況

2．策定された報奨基準の公表・揭示等、従業員等に対する報奨基準の提示状況

3．報奨形態及び報奨額の決定時、従業員等からの意見聴取の状況

第1項の規定による報奨に対し、契約または勤務規定で定めていないか、第2項の規定による正当な報奨と看做せない場合、その報奨額を決定するに当たってその発明によって使用者等が得る利益とその発明の完成に使用者等及び従業員等が貢献した程度を考慮すべきである。

契約または勤務規定で職務発明に対する報奨を定めている場合、その定めた規定により、使用者と従業員が協議の下決定した報奨が合理的な手続きによるものと認められれば、これを法律上の正当な報奨として尊重できるようにした。

合理的な手続きであるか否かの判断に必要な手続き的要素として報奨額及び報奨形態を決定する為の基準の策定状況、当該基準の提示状況、報奨決定時の従業員からの意見聴取状況等、報奨額（形態）の決定及び支給までの全過程において合理性判断に不可欠な手続き的要素を提示した。

契約または勤務規定で職務発明に対する報奨を定めていないか、第2項の規定による正当な報奨と看做せない場合、報奨額を決定するに当たって従来と同じ基準を適用し、発明によって使用者等が得る利益とその発明の完成に使用者等及び従業員等が貢献した程度を考慮するようにした。

したがって、今後改正される報奨基準体系を要約すると次のようにまとめられる。

二元化された報奨基準体系の運用

契約または勤務規定で報奨に対して定めている場合

その規定による報奨が合理的な手続きによるものと認められる場合、その報奨は法律上正当な報奨

*** 法廷は報奨規定及び手続きの合理性のみを判断**

契約または勤務規定で報奨に対して定めていないか、第2項の規定による正当な報奨と看做せない場合

使用者が得る利益の額及び発明に対する両当事者の貢献度等を考慮し、定めた報奨が正当な報奨

*** 法廷は報奨額の適正性を判断**

(2) 改正の必要性

周知の通り、現在は職務発明に対する合理的な報奨基準がない為、民間企業への職務発明報奨制度定着が困難な状況であり、以上で調べたように、職務発明報奨を実施する企業も10ヶ所のうち、2ヶ所にしか満たない実情である。

すなわち、報奨基準の整備及び報奨額の決定等において民間企業で実質的に採択できる合理的なガイドラインがなく、『使用者等が得る利益額』、『発明の完成に使用者及び従業員が貢献した程度』等、報奨時に考慮すべき抽象的要素²¹⁾のみを規定しており、報奨関連紛争発生時に正当な報奨ができたかどうか法廷の判決によってのみ確定される矛盾が生じていた。

これは報奨に対する使用者の予測可能性を阻害し、最終的に使用者が自発的に合理的な報奨システム構築にとりかかる為の誘因を遮断する結果をもたらした。また、これは従業員の要求を充足させられない使用者の報奨政策に対する従業員の不満を加重させることとなり、報奨を巡る使用者と従業員間の葛藤を拡大する悪循環をもたらした。

この為、韓国も最近退職者を中心に、職務発明報奨金請求訴訟が増加する等、使用

²¹⁾ 報奨の額を決定するに当たってはその発明によって使用者等が得る利益の額とその発明の完成に使用者等及び従業員等が貢献した程度を考慮しなければならない(特許法第40条第2項)。

者と従業員間の信頼に基づく適正な報奨が行われる正しい方式よりは、対立と反目による極限的な解決を誘発する現象が増加している。

したがって、職務発明報奨に対する予測可能性を向上させ、使用者と従業員皆が得をする方向に報奨基準を整備する必要性が提起された。政府では使用者には報奨の確定性、予測可能性を向上することで合理的な報奨システム構築の為の誘因を提供し、従業員には報奨過程に対する実質的な参加を保障することで権益を強化する内容の改正案を整備する運びとなった。

改正案が施行されれば使用者はこれからの報奨基準の策定、報奨額の決定及び支給時の従業員との実質的で合理的な内容の協議手続きを履行しなければ、その過程が不合理なものと看做され、従業員に支給した報奨額が正当な報奨額と尊重されない為、相当な強制効果があると期待される。

また、合理的な手続きを経て職務発明報奨規定を整備し、報奨額を支給した企業に対しては明確な法的インセンティブを付与することで、合理的で自発的な報奨システム構築を誘導すると共に、報奨規定を整備していない企業は従来のように、報奨に対する不確定性による不安定な経営環境に継続して直面するようにすることで、改正規定の実効性を実感するようにした。

ホ) 職務発明の出願留保要件の緩和及び報奨義務の強化(法第14条)

(1) 主要内容

第14条(出願留保時の報奨) 使用者等が職務発明に対する権利を承継した後、出願しないか、出願を放棄または取り消した場合にも第13条の規定により、正当な報奨を行わなければならない。この場合、その発明に対する報奨額を決定するにあたってはその発明が産業財産権として保護された場合に従業員が受けると考えられる経済的利益を考慮すべきである。

職務発明に対する権利を承継した使用者が出願を留保しようとする場合、従業員の

同意を要する現行規定を削除した。

また、出願留保時に対する報奨の活性化の為、使用者が従業員から職務発明に対する権利を承継した後、出願しない場合等にも報奨をしなければならないことを明示し、出願留保時の報奨額決定要因をより具体化した。

(2) 改正の必要性

現行法第 11 条の自由発明看做し規定の削除により、使用者が承継した職務発明に対する出願は改正法律施行以降からは使用者が自由に決定することになる。

したがって、従来自由発明看做し規定との延長線上で規定されていた現行第 13 条の出願留保報奨規定は改正が不可欠になり、使用者の出願留保時に従業員の同意を得るようにしていた規定は削除した。

また、出願留保時にも改正案第 13 条の規定による正当な報奨を行うべきということを別途に明示した理由は従業員に対する使用者の報奨義務が出願するか否かには関係なく、職務発明に対する権利承継時に当然のように発生するにもかかわらず、職務発明報奨制度に対する使用者の全般的な認識不足により、出願留保時に対する報奨実施が最も不足²²⁾な現実に対する反省から改正された。

したがって、出願留保報奨実施に対する使用者の認識を向上させ、従業員の報奨が受けられる権利を強化する為には法律にこれを明示的に反映する必要があった。

また、使用者が職務発明を出願せず、留保することは当該発明を営業秘密等として所有する場合であり、発明の価値が高い場合が多い。使用者が職務発明を出願し、特許権を確保、事業化を通じ、利益を創出する場合に劣らない程度の潜在利益が内在されているものと看做せる。

²²⁾ 04 年の実態調査結果、職務発明報奨の類型のうち、出願留保報奨を実施している企業の比率が応答企業の 2.4%と報奨類型のうち、最下位(出願報奨(23.7%)、登録報奨(16.4%)、実施報奨(15.4%)、処分報奨(4.2%))であることが分かった。

例えば、最近日本の有数電子企業が技術公開を理由に特許を出願せず、最新技術を営業秘密化するブラックボックス戦略がその代表的な例と言える。

したがって、出願留保時に対し、より積極的な報奨が行われるように、当該発明が産業財産権として保護された場合にその発明を行った従業員が受けると考えられる経済的利益を考慮する方向で字句を改正した。

このように有名無実な状態の出願留保報奨施行の当為性を法律に明示し、報奨時に従業員が受けると考えられる経済的利益を積極的に考慮することで、出願留保報奨が活性化されると期待される。

へ) その他

(1) 職務発明紛争に関する訴訟の代替的な紛争解決手続きの強化(第 14 条の 3、第 29 条の 6)

職務発明に関し、使用者と従業員間で紛争が発生した場合、法第 29 条の規定による産業財産権紛争調整委員会の調整を申請できるようにし、同制度に対する国民の利用が容易になるようにした。

もちろん同規定を新設しなくても職務発明に関する紛争発生時、産業財産権調整委員会に調整申請を行うことはできるが、これまでの制度に対する広報及び民間の認識不足により、制度が持つ有用性にもかかわらず、活用度が低調なことによる補完策の一環として反映されたのである。

また、法第 29 条の 6 の産業財産権紛争調整委員会の調整の効力が従来の民法上の契約から裁判上の和解に強化された。

同内容はキム・ギョフン議員の代表発意案の内容を反映したものであり、これまで

の調整決定の実効性が不足し、同制度活性化の妨げとして作用していたが、調整決定の確定力が確保されたことにより、職務発明関連紛争に対する代替的な紛争解決が活性化されると期待される。

(2) 秘密維持義務の範囲を明確化 (法第 14 条の 4)

職務発明に対する従業員の秘密維持義務の範囲を明確にする為、職務発明に対する権利が使用者が承継しないものと確定された場合には秘密維持義務を負わないものと明示した。

現行の規定は『従業員は職務発明を出願するまで』発明の内容に関する秘密を維持するようになっており、秘密維持義務の主体が従業員であることを示しているだけで、出願主体が誰であるか、職務発明に対する権利所有とは関係なく義務を負担するものであるか等に対する明確な規定がなかった。

したがって、使用者が出願主体であることを明示し、従業員が負担することになる秘密維持義務の対象を明確にした。使用者が職務発明に対する権利を承継しないことによって従業員に権利が帰属される場合、その出願主体は従業員になる為、発明に対する権利の所有者に秘密維持義務を負担するのは不当である。その為、この場合は従業員に対する秘密維持義務を負担しないものとした。

したがって、職務発明に対する従業員の秘密維持義務の現行骨格は維持するが、その義務を負担しない場合を明確にし、両当事者間の不必要な紛争素地を事前に予防した。

八．日本の特許法改正

1) 改正背景

日本は特許法第 35 条で職務発明を規定しており、その内容は韓国とほとんど同じである。すなわち、職務発明の要件、使用者は職務発明に対する無償の通常実施権を

取得、承継時に報奨支給請求権が発生等、主要内容には相違点がなかった。

しかし、日本は知的財産立国の実現の為、02年7月に知的財産戦略大綱を樹立し、同じ年の9月に「産業構造審議会知的財産政策部会」を設置し、職務発明に関する改善対策を整備し始めた。このような一連の過程で産出された結果物が04年6月に改正された特許法である。

日本のこのような変化は90年代の長期不況の打開及び知識基盤社会という環境下で日本の戦略的な決断により導出されたものである。一方、04年青色ダイオード判決事件²³⁾以降、巨額の報奨金請求訴訟増加による紛争を未然に防止し、日本の核心頭脳を確保する為の努力の一環であった。

2) 主要内容

日本は特許法第35条第4項と第5項を改正したが、これを表にまとめると次の通りである。

<表 - 2 - 8>日本特許法第35条第4項及び第5項の新・旧条約の対比表

改正前	改正後
<p>第35条 前項の報奨額はその発明により、使用者等が受けるべき利益額及びその発明を行う際の使用者等が貢献した程度を考慮しなければならない。</p>	<p>第35条 契約、勤務規則、その他約定で第3項の報奨に対して定めた場合には、報奨額を決定する為の基準策定時に使用者等と従業員等との間に行われる協議状況、策定された当該基準の揭示状況、報奨額の算定に關して行われる従業員からの意見聴取状況等を考慮し、その定めにより報奨額を支給するのが不合理と認められてはいけない。</p> <p>第4項の報奨に対し、定めたことがない場合、またはその定めたことによって報奨額を支給するのが不合理</p>

²³⁾ 中村修二教授は200億円の報奨請求訴訟で勝訴し、現在はカリフォルニア大学教授として在職中である。

改正前	改正後
	と認められる場合には、第3項の報奨額はその発明によって使用者等が得られる利益額、その発明に関する使用者等の負担、貢献及び従業員の待遇やその他事情を考慮しなければならない。

すなわち、職務発明の報奨は使用者と従業員の自律的な決定である契約、勤務規則、その他約定によって定めるのを原則とし、具体的な報奨基準及び報奨額に対し、法または国家が介入することなく、個々の具体的な状況によって民間が自律的に規定できる根拠条項を整備したところに意義がある。

また、今回改正された特許法は報奨に対する自律的な決定が相当な根拠を持つ為には、決定に至るまでの過程に手続的な合理性が確保されるべきであるということを示している。

これにより、日本特許庁では職務発明報奨に関し、使用者と従業員間の協議手続きまたは意見聴取過程において手続的な合理性が認められる具体的な事例等を収録した「手続き事例集」を発刊し、民間に普及すると共に、広報及び教育活動を通じ、改正制度を各企業が早期に熟知できるよう支援している。

同改正内容は 05年4月から施行され、民間の自律を尊重する方向で職務発明法制を整備しようとする類似する目的を持っている韓国に多く示唆している。

二．公務員職務発明報奨規定の改正による報奨金の大幅増額

公共部門の先導的役割を強化し、民間に対する波及効果を誘導すると同時に、民間に対する技術移転及び事業化を促進する為、公務員職務発明に対する処分報奨金を大幅増額する方向で公務員職務発明報奨規定を改正（04年12月18日）し、05年1月1日から最初に処分する国有特許権または特許出願中である職務発明に対し、特許が

受けられる権利に対する処分報奨金の支給分から適用されるようにした。

すなわち、従来の公務員職務発明を有償で処分する場合に発生する処分収入金の規模により、当該公務員に10～30%を支給していた処分報奨金を一律的に50%支給することに改正したのである。

これを通じ、公共部門の研究者（公務員を含む）は公務員職務発明報奨規定、技術移転促進法施行令を根拠に自分の研究成果が民間移転及び事業化によって収入が発生する場合、最低でも半分以上を支給されるようになり、公共部門の職務発明報奨制度は全世界的に最も高い制度化水準を備えた。

3. 民間職務発明の活性化誘導

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 ジョン・イルナム

イ. 研究開発主体別職務発明の創出与件分析

1) 企業

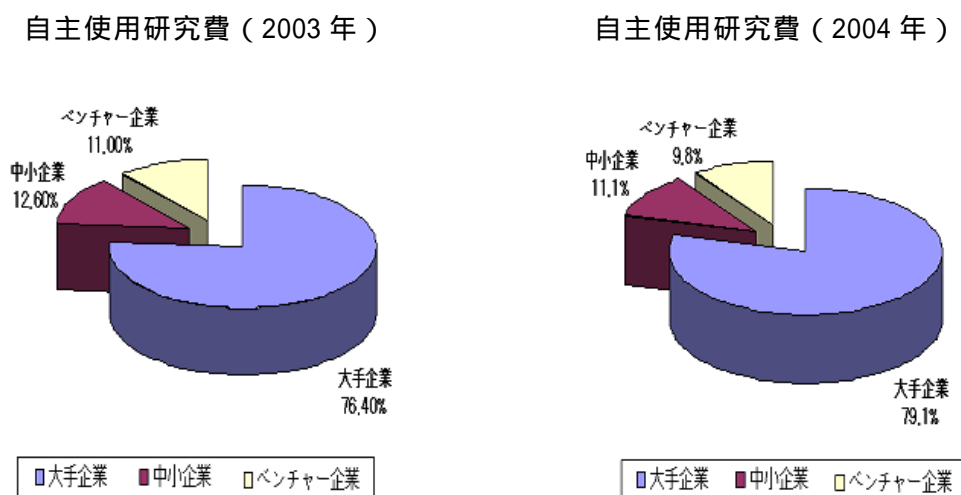
職務発明創出与件に関し、研究開発費の比重面からみたとき、企業は04年国家総研究開発費22兆1,830億ウォンの76.7%である17兆198億ウォンを使用しており、13.4%を使用した公共研究機関（2兆9,646億ウォン）や9.9%を使用した大学（2兆2,009億ウォン）より非常に高い。（<表 - 3 - 2>を参照）

研究開発費の増加面においても企業の研究開発費使用が17.3%増加し、最も高い増加率を示した。特に、04年度に大手企業が使用した研究開発費は13兆4,605億ウォンと前年比で21.5%増加し、企業職務発明のほとんどが大手企業によって行われてい

ることを示している²⁴⁾。

企業規模別研究開発費使用比も図から分かるように、大手企業は企業全体の79.1%を占め、増加の傾向にあるが、中小企業は11.1%、ベンチャー企業は9.8%と前年に比べR&D投資が減少したことが分かる。実際中小企業に比べ、職務発明報奨制度がきちんと整備されている大手企業の例に照らし合わせて考えると、職務発明に対する適正な報奨が企業のR&D投資及び職務発明の活性化と密接な関連があることを示している。

<図 - 2 - 6>企業規模別研究開発投資の比重



* 資料：2005 科学技術研究開発活動調査（科学技術部）

一方、職務発明による出願件数からみた場合には<表 - 2 - 9>から分かるように、90年から04年までの数値を基準に内国民の全体特許出願790,192件のうち、76.7%に当たる606,089件を企業が出願しており、国家研究開発及び技術革新で占める企業の役割が非常に大きいということが分かる。

<表 - 2 - 9>出願人別出願件数及び占有率（90～04）

（単位：件、%）

²⁴⁾ 2005 科学技術研究開発活動調査（科学技術部）

区分	企業	大学	公共研究機関	非営利機関	個人	計
出願件数	606,089	7,457	24,913	4,441	147,292	790,192
比重	76.7	0.9	3.2	0.6	18.6	-

* 資料：韓国の特許動向 2005（特許庁）

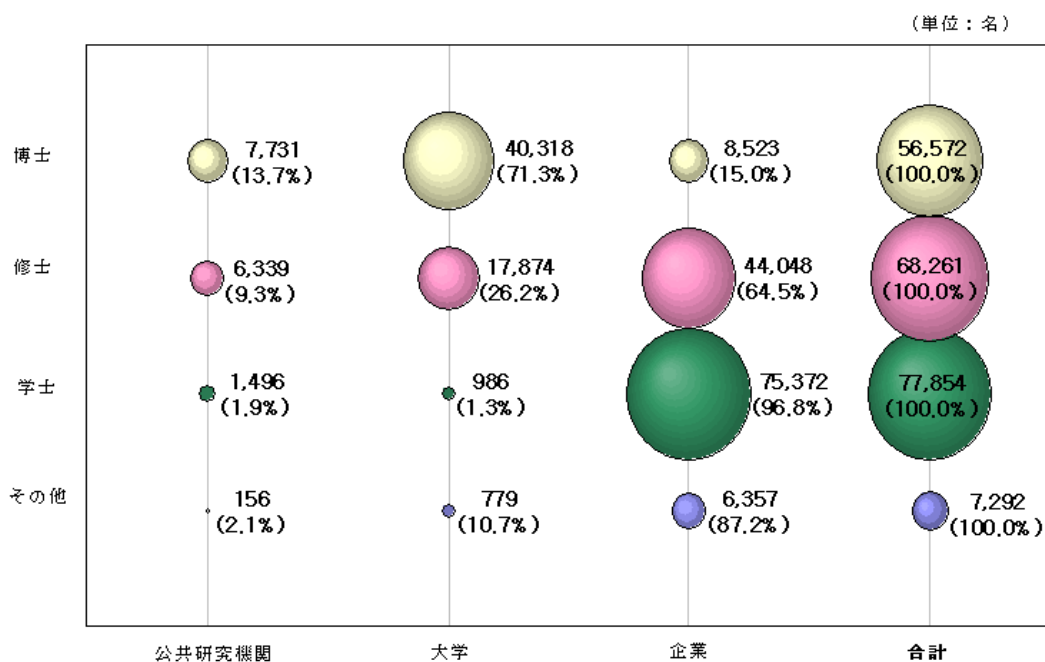
2) 大学及び公共研究機関

技術革新が様々な分野に渡って行われるようになり、莫大な費用が所要されるだけでなく、市場競争が激化するにつれ、企業と国家は技術革新を内部力量のみで推進することに限界を感じるようになり、技術導入に対する重要性が増加してきた。このような脈絡から技術移転は一国の競争力を左右する重大な問題として提起され、特に高級人材が集約されており、源泉技術の産室であると言える大学及び公共研究機関の研究成果、すなわち職務発明に対する産業的活用は国家政策的にも大変重要な課題として浮上している。

しかし、<表 - 2 - 9>に示されたように、90年から04年までの大学及び公共研究機関の研究成果に対する産業的活用を把握できる最も客観的な指標である特許出願件数でみた場合の特許成果は非常に不足していることが分かった。

特に、大学の場合には<表 - 2 - 9>、<表 - 2 - 7>及び<表 - 2 - 10>から分かるように、韓国全体の博士級の研究人材 56,572 名のうち、71.3%（40,318 名）を保有し、国家研究開発費の 9.9%を使用しているにもかかわらず、特許出願は全体の 0.9%の 7,457 件であり、大学の特許経営体制構築が何よりも至急に行われるべきである。公共研究機関も博士級研究人材の 13.7%を雇い、国家研究開発費の 13.4%を使用しているが、特許出願は全体の 3.2%に過ぎない。公共部門研究開発主体の代表格である大学と公共研究機関の特許成果を向上することが国家研究開発の効率性を高め、国富創出の動力となることができるという認識が幅広く拡散されつつある。

<図 - 2 - 7>研究主体別・学位別研究員の分布



* 資料：2005 科学技術研究開発活動調査（科学技術部）

<表 - 2 - 10>研究開発費の現況

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究開発費	22,009 億ウォン	29,646 億ウォン	170,198 億ウォン	221,853 億ウォン
占有率	9.9%	13.4%	76.7%	100%

* 資料：2005 科学技術研究開発活動調査（科学技術部）

このように職務発明の核心創出主体でありながら、その研究成果が死蔵するという悪循環を取り除き、画期的な転機を整備する為、特許庁では 01 年 12 月に特許法第

39 条を改正し、従来国家所有になっていた国公立大学教授の職務発明を大学専担組織が承継できるようにし、承継した発明が特許として登録された時、これを専担組織の所有とすることで、大学の自律的な特許経営体制構築が可能になるよう基盤を整備した。

また、主要国公立大学を中心に技術移転促進法施行令等、関連法令によって自主職務発明規定を整備し、大学内研究成果の民間移転による収入発生時、教授及び研究員に対する報奨を 50% 以上支給している。私立大学もこのような趨勢に対応する為に内部規定を整備する等、大学内職務発明報奨制度が急速に定着しつつある。

このような大学の特許成果向上の為の対内努力が効果を発揮し、02 年以降から大学の特許出願及び登録件数、技術料収入等の特許成果が徐々に改善されている。

05 年始めに大学技術移転協議会²⁵⁾が発刊した「大学技術移転白書」によると 02 年を起点に特許出願が持続的に増加しており、各大学技術移転専担組織の職員を中心に大学の特許管理及び技術移転力量を強化する為の自主努力を強化していることから、今後の大学特許経営の展望を明るくしている。

<表 - 2 - 11>主要大学の特許出願件数の推移

(単位：件)

区分	00 年	01 年	02 年	03 年	04 年
国内出願	310	594	861	727	679
国外出願	34	93	160	152	158
計	344	687	1,021	879	837

* 資料：大学技術移転白書（大学技術移転協議会）

²⁵⁾ 大学技術移転専担部署間の協力体制構築及び技術移転・事業化の活性化を目的に主要私立大学を中心に 99 年に結成された協議体

ロ．民間の職務発明報奨実態調査

1) 職務発明制度の実施現況

05年11月に実施した民間企業の職務発明報奨実態調査結果によると、韓国の企業中20.1%が職務発明報奨制度を実施していることが分かった。

(01年(15.6%) 04年(19.2%) 05年(20.1%))

< 調査概要 >

調査期間 : 05. 11. 2 ~ 12. 1 (1ヶ月)

主管 : 特許庁 (04年 : 産業資源部・労働部・特許庁の共同主管)

調査機関 : 韓国社会科学データセンター

調査対象 : 30人30企業のうち、10,000個の企業標本抽出

標本誤差 : 95%の信頼水準で最大許容誤差 ± 2.15%

応答回収率 : 21.1% (計2,086個の企業が応答)

- 04年(20.5%/2,053個の企業が応答), 01年(15.7%/1,565個の企業が応答)

主要調査内容

- 職務発明報奨制度の細部実施現況
- 職務発明報奨制度の認知度及び未実施要因
- 職務発明報奨制度の活性化の為に政府役割及び改正法制に対する認知度及び評価

等

< 職務発明報奨制度の実施基準 >

特許等の知的財産権を管理する部署を設置・運営しているか、知的財産権管理及び職務発明報奨等に関する内部規定を制定・運用している場合、職務発明報奨制度を実施している企業と看做す。

企業形態別には大手企業が42.3%、ベンチャー企業が22.9%、外国系企業が19.0%、中小企業が18.1%の比率を占めており、企業の規模別には1,000名以上が55.6%、500～999名が34.1%、300～499名が30.8%、100～299名が23.2%を占めている。業種別には製造業が26.7%、通信業が23.5%、事業サービス業が17.4%、個人サービス業が16.0%を占めている。

また、特許出願の経験がある企業は32.9%、特許権取得経験がある企業の実施率は35.6%であり、労働組合または労使協議会が結成されている企業の実施率は25.3%であることが分かった。

結果的に全体及び細部基準別報奨制度の実施率は04年とほとんど同じであった。

<表 - 2 - 12>細部基準による職務発明報奨制度の実施現況要約

区分		2001年 (%)	2004年 (%,A)	2005年		増減 (B-A)
				(%,B)	(企業数)	
全体		15.6	19.2	20.1	419	+0.9
形態	中小企業	-	15.1	18.1	317	+3.0
	ベンチャー企業	-	26.9	22.9	43	-4.0
	大手企業/系列社	-	42.3	42.3	55	0.0
	外国系企業	-	13.5	19.0	4	+5.5
業種	製造業	14.1	28.6	26.7	269	-1.9
	電気ガス/水道事業	43.6	12.1	11.7	9	-0.4
	金融及び保険業	16.2	5.9	7.1	11	+1.2
	通信業	-	23.8	23.5	32	-0.3
	事業サービス業	-	16.5	17.4	56	+0.9
	公共修理/個人サービス業	-	19.1	16.0	17	-3.1
	その他	-	5.5	8.8	25	+3.3
規模	30人～49人	11.5	9.8	10.4	58	+0.6

区分	2001年	2004年	2005年		増減 (B-A)	
	(%)	(%,A)	(%,B)	(企業数)		
50人～99人	17.1	18.1	19.6	131	+1.5	
100人～299人	17.5	23.0	23.2	132	+0.2	
300人～499人	38.2	29.9	30.8	53	+0.9	
500人～999人	31.3	31.5	34.1	30	+2.6	
1,000人以上	60.9	50.7	55.6	15	+4.9	
地域	首都圏	-	21.8	21.8	241	0.0
	嶺南圏	-	16.4	19.5	93	+3.1
	忠清圏	-	15.3	18.6	31	+3.3
	湖南圏	-	15.1	18.3	48	+3.2
	江原/済州圏	-	5.3	8.2	6	+2.9
特許 出願有無	出願経験	-	34.1	32.9	318	-1.2
	出願未経験	-	7.9	9.0	101	+1.1
特許権 取得有無	取得経験	-	-	35.6	309	-
	取得未経験	-	-	9.0	110	-
労働組合 結成有無	ある	-	25.3	23.4	277	-1.9
	ない	-	8.6	15.7	142	+7.1

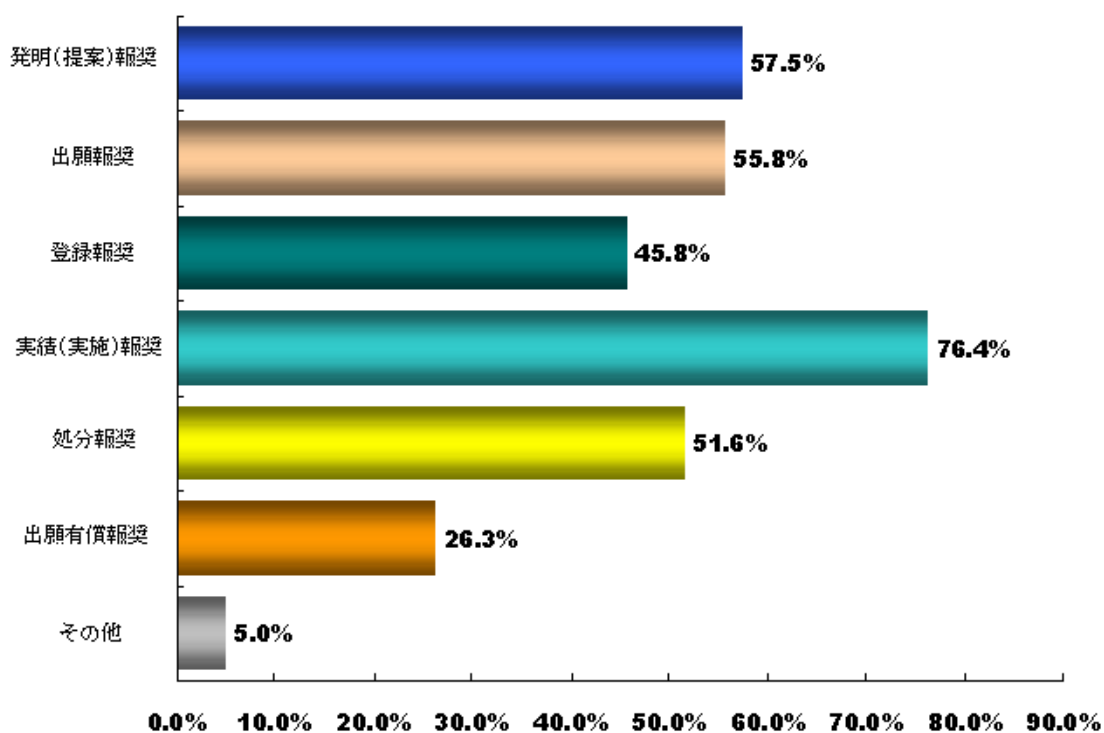
2) 職務発明報奨制度の運営実態

イ) 職務発明報奨の種類

職務発明報奨の種類においては実績(実施)報奨の実施率が76.4%と最も高く、発明(提案)報奨が57.5%、出願報奨が55.8%、処分報奨が51.6%を占めた。04年度と比べ、実績(実施)報奨が5倍近く上昇(15.4%→76.4%)しており、処分報奨も12倍以上上昇(4.2%→51.6%)し、変化の幅が最も大きかった。結果的に04年度と比べ、職務発明報奨の核心と言える処分及び実施報奨の実施率が最も大きく増加し、

肯定的に評価された。

<図 - 2 - 8>職務発明報奨の種類



ロ) 職務発明報奨制度の実施理由及び効果

職務発明報奨の実施理由としては企業競争力の強化(52.7%)ということが最も高く、職務発明報奨制度の実施効果に対しても企業競争力向上(65.4%)ということが最も高かった。この結果は前年と類似している。

<表 - 2 - 13>職務発明報奨制度の実施理由

区分	2005	2004
企業競争力の強化	52.7%	67.0%
正当な報奨	10.0%	4.6%
勤労意欲の向上	8.4%	24.6%
その他	28.9%	3.8%

<表 - 2 - 14>職務発明報奨制度実施による効果

区分	2005	2004	2001
企業競争力の向上	65.4%	37.2%	32.2%
勤労意欲の向上	14.6%	32.6%	34.1%
職務満足度及び愛社心の向上	20%	22.9%	18.5%
その他	0%	7.4%	1.4%

八) 職務発明報奨制度の未実施理由及び今後の導入計画

職務発明報奨制度の未実施理由に対しては 04 年度と類似した答えがあった。企業の経営運営方針に符合しない (25.6%)、報奨金算定の難しさ (15.2%) の順となり、経営者の認識及び報奨制度導入の為の決断が重要であることが分かった。

未実施している企業の今後導入計画に関しては、導入計画が無いが 71.0%と 04 年の 54.6%より 16.4%上昇し、職務発明報奨制度実施の当為性に対する広報強化と共に自発的实施を誘導する為の制度的誘因策の整備が必要が出てきた。

<表 - 2 - 15>職務発明報奨制度未実施の理由

未実施の理由	05	04	01
企業の経営運営方針に符合しない	25.6%	20.2%	16.3%

報奨金の客観的な算定が難しい	15.2%	18.1%	11.1%
勤労者が積極的に要求しない	16.4%	12.9%	15.3%
会社の経営事情が悪い	6.2%	10.1%	15.7%
勤労者の職務発明は会社に帰属されるのが当然	12.6%	10.2%	8.7%
その他	24.2%	28.6%	32.9%

二) 職務発明報奨金額及び適正性

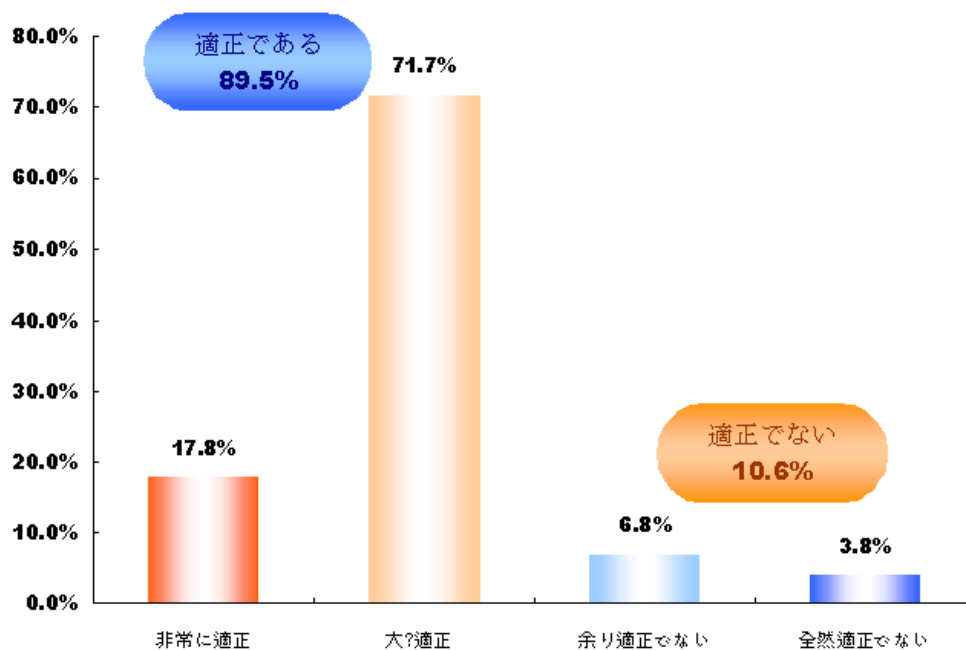
職務発明報奨金額は企業の登録報奨金水準をみると1件当たり平均的に特許 102.2万ウォン、実用新案 40.8万ウォン、意匠 29.3万ウォンを支給しており、平均実施・処分報奨金は収入金の11.2%水準と04年度に比べ、小幅上昇であった。

職務発明報奨金額の適正性の有無は89.5%が適正であると答えた。

<表 - 2 - 16>職務発明報奨の類型別平均支給金額

職務発明報奨の類型		2005	2004
発明(提案)報奨金		48.4万ウォン	46万ウォン
出願報奨金	特許	51.5万ウォン	40万ウォン
	実用新案	27.4万ウォン	20万ウォン
	意匠	24.8万ウォン	16万ウォン
登録報奨金	特許	102.2万ウォン	94万ウォン
	実用新案	40.8万ウォン	36万ウォン
	意匠	29.3万ウォン	22万ウォン
実施・処分報奨金	実施・処分による収入金の%	11.2%	10%

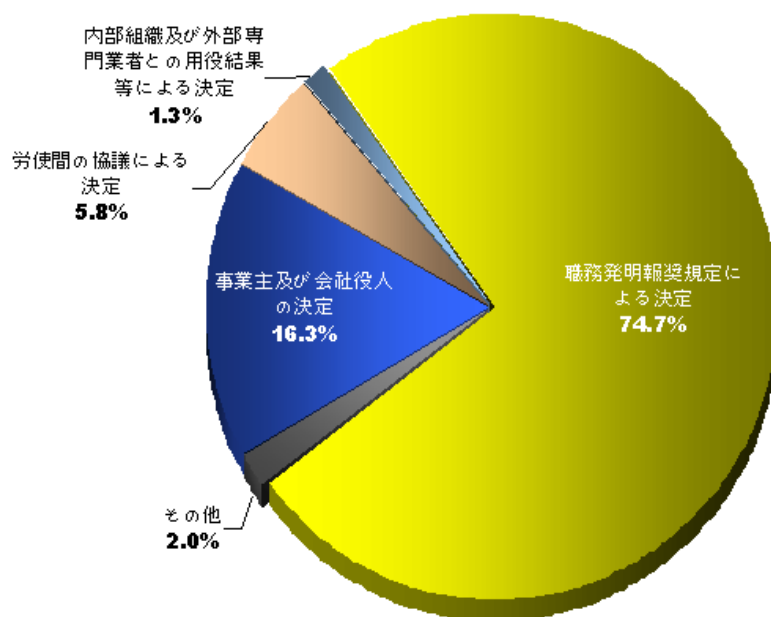
<図 - 2 - 9>職務発明報奨金額の適正性



ホ) 職務発明報奨金額の査定方式

職務発明報奨金額の査定方式は職務発明報奨規定による(74.7%)、事業主及び会社役員による決定(16.3%)、労使間の協議による決定(5.8%)の順であった。報奨規定による報奨金決定が04年(64.7%)に引き続き05年度にも増加し、規定による報奨制度運営が定着しつつあることが分かる。

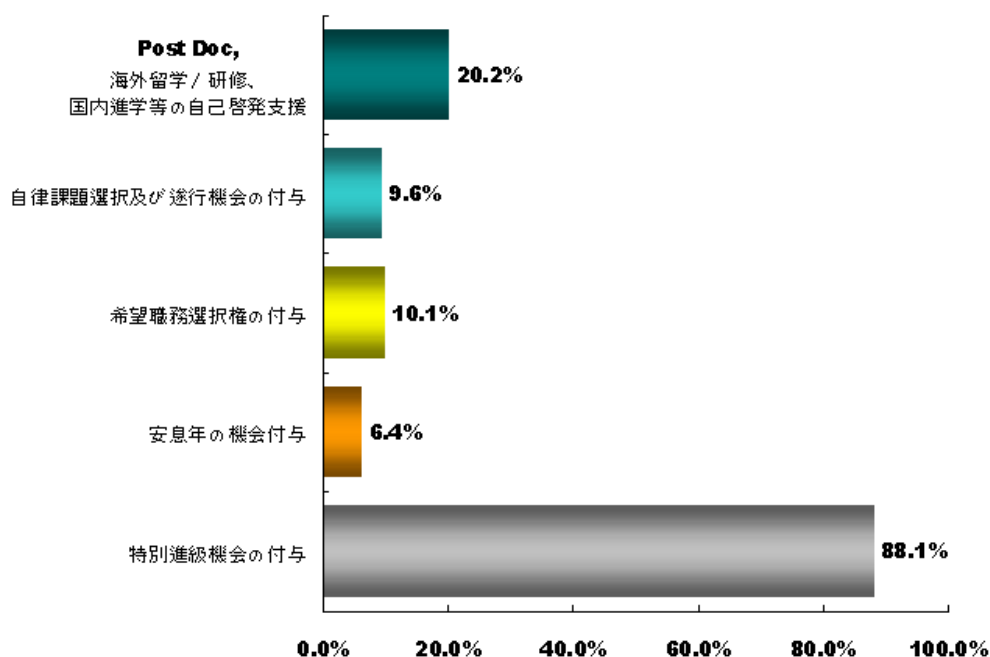
<図 - 2 - 10>職務発明報奨金額の査定方式



へ) 非金銭的報奨制度の実施形態

金銭的報奨以外の形態の報奨制度の実施形態は特別進級機会の付与(88.1%)、Post Doc/海外留学等の自己啓発支援(20.2%)、自律課題選択及び遂行機会の付与(9.6%)の順であり、金銭的報奨以外にも特別進級を選好することが分かった。

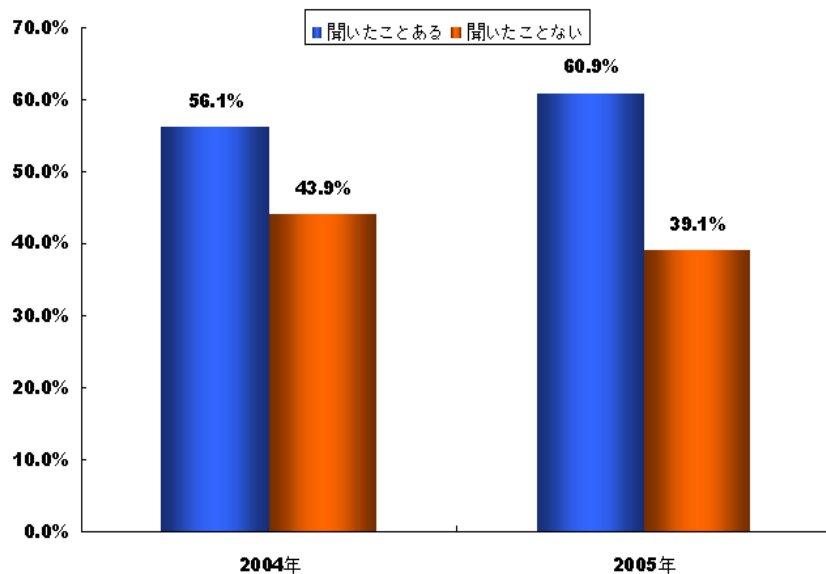
<図 - 2 - 11>非金銭的報奨制度の実施形態



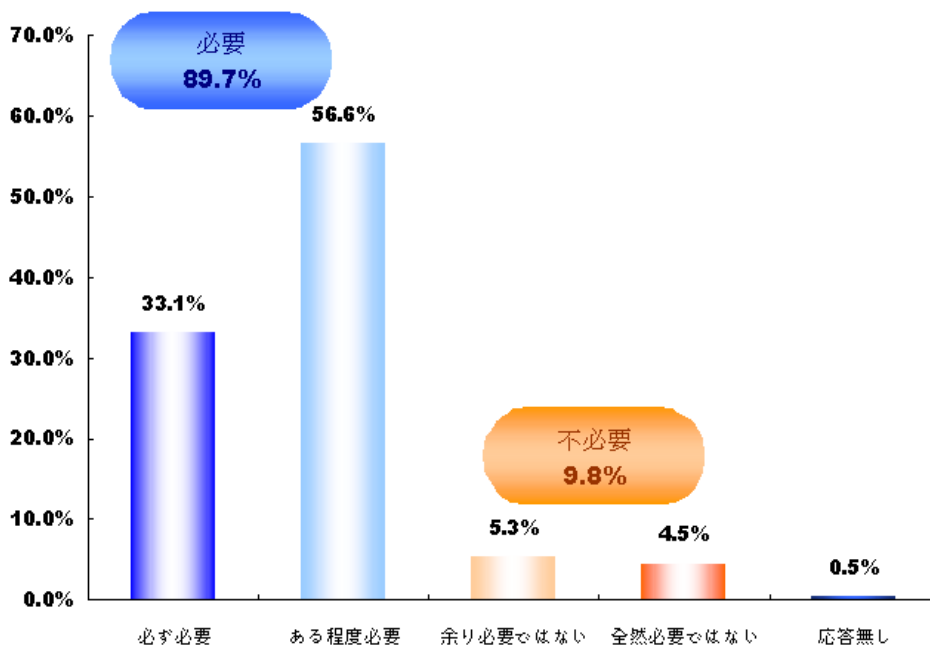
3) 職務発明報奨制度の認知度

職務発明報奨制度について聞いたことがあるかという質問に対し、60.9%が『聞いたことがある』と答え、04年度(56.1%)より小幅上昇した。また、職務発明報奨制度が必要か否かについては89.7%が『必要である』と答え、応答者の多くが必要性に共感していることが分かった。

<図 - 2 - 12>職務発明報奨制度の認知度



<図 - 2 - 13>職務発明報奨制度の必要性



4) 職務発明法制改正に対する認知度及び評価

発明振興法改正推進に対する認知度の質問については『知っている』が15.2%と多くの企業が現在推進中の発明振興法改正についてよく分からないという調査結果とな

り、発明振興法改正が自発的な報奨制度定着に寄与するか否かに関しては報奨基準を新しく整備する今回の改正が『企業の自発的な職務発明報奨制度定着に寄与する』という応答が54.1%あり、今回の改正に対する肯定的な展望が優勢である。その分法改正の趣旨が民間に早急に拡散できるよう、説明会、歓談会等の広報強化が必要である。

例えば、職務発明制度の実施現況は04年度に比べ、少しでも改善されたと評価できる。全体実施率は小幅ではあるが04年度の19.2%から20.1%に上昇し、報奨種類のうち、最も核心的な報奨と言える実施報奨及び処分報奨の実施率はそれぞれ15.4%から76.4%、4.2%から51.6%と04年度に比べ、50%以上増加した。但し、職務発明報奨制度の導入意思がない企業の比率が毎年増加する傾向にあり、中小企業CEO 歓談会の開催、職務発明優秀事例の普及等を通じ、報奨制度導入の必要性を積極的に協調する等の適切な対処が必要である。

先進国に比べ、韓国の報奨水準はまだ不足しており、様々な肯定的な効果にもかかわらず、半分近くの企業が職務発明報奨制度を知らないと答え、制度に対する認知度は未だに低い状態のままである。

全体的にみた時、職務発明報奨制度は勤労者の勤労意欲及び企業生産性を向上させる効果を持っているものと判断され、労使の両方に有利な制度である点を実態調査を通じて、もう一度確認する契機となった。また、職務発明報奨制度を活性化する為、

06年を職務発明報奨制度定着の為の元年とし、全国単位の説明会の開催、企業で改正制度に対応する方向で報奨制度を整備する際に必要な手続きと内容を収録した事例集の作成・普及及び改正内容を反映した職務発明報奨規定の標準案作成・普及等、多角的な支援施策を推進し、改正職務発明法制が民間企業に実効的に作動できるよう広報及び支援活動を積極的に推進する予定である。

八．職務発明活性化の為の行事開催及び広報

1) 職務発明コンテストの開催

企業、大学、研究所の研究開発を活性化し、職務発明を促進させる為には、職務発

明制度に対する認識向上と動機付与及び優秀職務発明家の士気向上等が切実に要求される。したがって、特許庁では『職務発明コンテスト』を 94年から毎年開催している。

05年に第12回職務発明コンテストは12月15日コエックスのグランドコンファレンスルームで開催され、計23個の企業が参加し、優劣を競った。

<表 - 2 - 17>職務発明コンテストの開催実績

区分	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回
開催 日時	94. 11.17	95. 4.11	96. 4.25	97. 4.16	98. 5.7	99. 5.7	00. 5.9	01. 5.10	02. 5.14	03. 5.28	04. 6.18	05. 12.15
参加 現況	8社 10名	12社 18名	21社 25名	20社 25名	11社 16名	14社 18名	14社 16名	18社 21名	19社 19名	32社 32名	個人 24名 制度 5チーム	23社 23名
褒章	通商 産業 部 長官 賞等 10個	大統領 賞 等11 個	大統 領賞 等11 個	大統 領賞 等11 個	大統領 賞 等11 個	大統領 賞 等11 個	大統領 賞 等11 個	大統 領賞 等11 個	大統 領賞 等11 個	大統領 賞 等11 個	大統領 賞 等14 個	大統領 賞 等10 個

<表 - 2 - 18>職務発明コンテストの受賞現況

区分 年度	受賞内容	受賞機関
94	商工資源部長官賞(1)、特許庁長賞(3)、 韓国発明振興会長賞(3)、 大韓弁理士会長賞(3)	(株) Gumsonsa等 10の機関

年度	区分	受賞内容	受賞機関
95 ~ 03		大統領賞（1）、国務総理賞（1）、 産業資源部長官賞（2）、特許庁長賞（2）、 中小企業庁長賞（1）、韓国発明振興会長賞（2）、 大韓弁理士会長賞（2）	LG 電子等 99 の機関
04		大統領賞（1）、国務総理賞（1）、 産業資源部長官賞（3）、特許庁長賞（3）、 中小企業庁長賞（1）、韓国発明振興会長賞（5）	（株）現代自動車等 13 の機関
05		大統領賞（1）、国務総理賞（1）、 産業資源部長官賞（2）、特許庁長賞（2）、 中小企業庁長賞（1）、韓国発明振興会長賞（4）	（株）LG 電子等 10 の機関

<表 - 2 - 19>職務発明コンテストの受賞者名簿

賞	氏名	所属	職位	権利の名称
大統領賞	ジョン・ウォン ヒョン	（株）LG 電子	研究室長	往復動式モーター
国務総理賞	ハン・チャンフ ン	（株）ドンブアナ ム半導体	課長	C-MOS イメージセンサー及 びその製造方法
金賞 （産業資源部 長官賞）	パク・スンボク	ポスコ 浦港製鉄所	社員	無クロム有無機質絶縁コー ティング液の逆方向コーテ ィング方法
	ソ・スンドン	三星グァンジュ電 子（株）	責任研究 員	圧縮機
銀賞 （特許庁長 賞）	キム・テイル	農村振興庁	畜産研究 士	悪臭物質の生物学的処理用発 酵剤の造成物及びその製造方 法

賞	氏名	所属	職位	権利の名称
賞)	イ・サンホ	南済州郡 農業技術センター	園芸技術 担当	コガネムシ幼虫の大量増殖 方法
銀賞 (中小企業庁 長賞)	グオン・シルハ ク	(株)ゴド産業	工場長	ガードレールのローラー型 緩衝装置
銅賞 (韓国発明振 興 会長賞)	ガン・ドンギョ ン	慶尚北道 農業技術院	農業研究 士	麻モザイクウィルス全体の ゲノムを含有する植物発現 用ベクトル
	イ・ジヨムス	ウリ銀行	支店長	当座預金の交換支給方法及 びそのプログラムソースを 記録した媒体
	ジョン・ソング	(株)ビズトップ	研究所長	屋根給水管断及び選択用マイクロボ ット
	ペク・イ	農村振興庁	農工研究 士	農産物乾燥機の廃熱回収装 置

今回のコンテストでは1次審査を通過した7名の職務発明家が自分の発明品に対する発明動機から研究、開発及び製品化に至るまでの全ての過程を現場事例発表を通じて公開したが、大手企業・中小企業及び研究機関の研究開発過程を相互比較し、最近の技術開発推移及び事業化過程を習得する良い機会となった。

<表 - 2 - 20>2005 職務発明コンテストの本選事例発表内容の要約

発明の名称	内容要約
往復動式モーター	コイルが位置する開口部の入口の幅、すなわち極間の距離を最小化するだけでなく、開口部の空間を最大化し、高価である永久磁石の使用量を減らすだけでなく、出力を高めると同時に構造をコンパクトにできるようにしたもの

発明の名称	内容要約
C-MOS イメージ センサー及び その製造方法	別途の絶縁膜の装着無しに既存のゲートのスペイサー形成と同時に素子分離膜境界部に保護膜を形成し、これを利用したチルトイオン注入により、保護膜下の素子分離膜境界部に高濃度不純物拡散領域を持つ素子を形成することで、素子分離膜境界面における暗電流減少と残像除去特性を向上させた発明
無クロム有無機質 絶縁コーティング 液の逆方向コーテ ィング方法	無クロム有無機質絶縁コーティング溶液を使用し、無芳香性電気鋼板の表面に絶縁コーティング時の溶液の条件、ストリーム引入角及び偏心程度、上下部コーティングロール間の捜査比を開発・設定し、環境に優しい無芳香性電気鋼板の無クロム絶縁コーティング技術を商用化させた技術
圧縮機	低速モーターを採用し、駆動騒音が減るようにしながらも、圧縮能力の低下を防止できるようにしたもので、密閉容器と冷媒の圧縮が遂行されるように、圧縮室を持つ圧縮器具と冷媒の圧縮による圧縮動力を提供できるよう、4極以上の低速モーターから成る駆動部と圧縮室に流入される冷媒の流入量を増大させるように整備したもの
悪臭物質の生物学 的処理用発酵剤の 造成物及びその製 造方法	国内環境と高温に適応性を持ちながら、高濃度有機物で利用性が様々な微生物をスクリーンし、スクリーンされた微生物を利用する。家畜飼育時に発生される悪臭物質の有用性を調査して有用性が大きい細菌 15 種、カビ 7 種、放線菌 3 種を選抜し、選択した菌株の間に競争関係と相助及び敵対的の行為関係の有無を事前に検討して合理的に配合した混合菌群の造成物
コガネムシ幼虫の 大量増殖方法	杉の鋸屑を利用し、コガネムシの幼虫を大量に増殖するが、コガネムシの成虫が産卵のみに集中できるようにコガネムシの活動に制約を与える比較的小さい箱で適切な増殖条件を提供し、増殖が大量に行われるようにしたもの
ガードレールの ローラー型緩衝装 置	軸に回転されるようにしてはめられた緩衝ローラーを 2 段、3 段ガードレールに三角形ガードレールの三角形の折れ曲がった部分に軸を固定設置することで、車道を離脱した車両がガードレールに衝突

発明の名称	内容要約
	する際の緩衝ローラーとして1次的な衝撃を緩和させながら、安定的に正方向走行を誘導させ、2次的な事故の予防が可能

2) 職務発明制度「訪れる巡回説明会」開催

職務発明に対する大学教授、研究員及び公務員等の認識向上と発明意欲鼓吹を通じ、職務発明を活性化する為、計30個機関を対象に05年下半期巡回説明会を開催した。これは04年に15個の機関を対象としたことに比べると対象が2倍増加した。

説明会は韓国エネルギー技術研究院、国立水産科学院、大韓住宅公社等の国立研究機関、東亜製薬(株)研究所、(株)現代オートネット、三星ソウル病院等の民間研究機関、ソウル特別市、慶尚南道等の地方自治体を対象に行われ、研究員・公務員等、1,200余命が参加した。

説明会の内容としては大学教授・研究員等には職務発明広報用映像の上映と職務発明制度の説明、特許管理手続き等が紹介された。

<表 - 2 - 21>職務発明巡回説明会の開催機関

区分	開催機関	備考
公共機関、 地方自治体	国立山林科学院、釜山広域市保健研究院、農林部国立獣医科学検疫院、山林庁国立樹木院、作物科学院湖南農業研究所、慶尚南道農業技術院、忠清南道農業技術院、国立水産科学院、国立科学捜査研究所、韓国エネルギー技術研究院、国立保健院疾病管理本部、大邱慶北科学技術研究院、韓国原子力研究所付設原子力医学院、慶尚南道、国立水産科学院済州水産研究所、ソウル特別市、国立水産科学院西海水産研究所、国立水産科学院南海水産研究所、大韓住宅公社	19個の機関
企業等	東亜製薬(株)研究所、(株)現代オートネット、釜山南部	11個の機関

区分	開催機関	備考
	知的財産センター、韓国電力技術（株）原子炉設計開発団、三星ソウル病院、慶南昌原知的財産センター、（株）富川産業振興財団、（株）ギョンノン中央研究所、（株）太平洋技術研究院、ドンウファインカム（株）、大田北部知的財産センター	
計	計 30 個の機関	

3) 職務発明報奨規定標準案の製作・配布

企業の自発的な報奨規定の制定を支援し、職務発明制度の統一的な運用を誘導する為に、職務発明の概念、手続き、報奨、職務発明審議委員会等の主要事項を収録した「職務発明報奨規定標準案」を作成し、関連機関及び企業等に配布した。

4. 国有特許の活用促進

産業財産政策本部産業財産振興チーム電気主査 パク・ムンチョル

イ. 国有特許の概念

国有特許とは国家公務員の職務発明を国家が承継し、国家名義に登録した特許を指す。

特許法第 39 条第 1 項、第 2 項は公務員（国公立大学内に専担組織が設置された国公立大学は除く）がその職務に関する発明を行い、その発明が国家または地方自治体の業務範囲に属し、その発明を行うという行為が公務員の現在または過去の職務に属する発明に対しては国有または公有とすることを規定している。

また、特許法第39条第4項は国家が承継した国家公務員の職務と関連のある発明による特許権を国有特許とし、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許は地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び報奨等に関する規定(大統領令)」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合には、公務員に登録報奨金を、国有特許が民間部門に移転または実施され、処分収入金が発生した場合には処分報奨金をそれぞれ支給している。

ロ．国有特許の登録現況

05年12月末基準に国有特許(実用新案、デザインを含む)は計1,418件が登録され、04年の1,303件に比べ、約9%程度増加した。総登録件のうち、特許及び実用新案権が90%以上を占めており、デザイン権は7.3%程度である。

05年度に新規登録された国有特許は187件であり、04年の233件に比べ、多少減少した。

<表 - 2 - 22>年度別国有特許の保有現況

(単位：件)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計					備考
	特許	実用新案	デザイン	海外特許	計		特許	実用新案	デザイン	海外特許	計	
93	6	1	4		11	1(特)	20	9	5	-	34	
94	8	1	-	-	9		28	10	5	-	43	
95	3	4	-	-	7		31	14	5	-	50	
96	15	2	1	-	18		46	16	6	-	68	
97	38	8	4	2	39	1(特許)	83	24	10	2	119	
98	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239	
99	101	14	13	2	130	5(実4,デ1)	284	50	24	6	364	

区分	新規登録					消滅及び移転	累計					備考
	特許	実用新案	デザイン	海外特許	計		特許	実用新案	デザイン	海外特許	計	
00	111	52	25	3	191	2(特1,実1)	394	101	49	9	553	
01	122	41	18	4	185	5(実3,デ2)	516	139	65	13	733	
02	151	45	25	7	228	7(特1,実4,デ2)	666	180	88	20	954	
03	153	36	11	2	202	38(特30,実6,デ2)	789	210	97	22	1,118	
04	171	54	6	2	233	48(特40,実5,デ3)	920	259	100	24	1,303	
05	147	31	4	5	187	72(特52,実20)	1,015	270	104	29	1,418	

八．国有特許の活用現況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中である職務発明に対し、特許が受けられる権利等を売却、専用実施件または通常実施権を設定し、民間企業等が国有特許技術を活用することを指す。

国有特許権活用の為の実施件数は 01 年に大幅増加して以来、持続的に増加しており、05 年度には計 98 件の有償または無償通常実施権を締結し、計 3 億ウォンの実施料収入を記録した。(05 年には売却または専用実施はない)

特許庁は 05 年に国有特許権の活用度向上の為、発明機関担当者に対する教育及び発明機関との連携を通じ、国有特許活用促進の為の積極的な広報活動を展開した。また、国有特許技術目録及び技術内容を IP-Mart(<http://www.ipmart.or.kr>)に公開し、一般の人が容易に検索できるようにしている。

<表 - 2 - 23>年度別国有特許の実施現況

年度	区分	実施許諾（件）			実施料収入
		有償	無償	計	
92		1		1	2,510,390
93		1		1	25,153,160
94		4		4	9,046,480
95		4		4	8,129,220
96		5		5	1,224,138,170
97		5		5	5,345,180
98		15	3	18	87,806,690
99		21	3	24	92,209,090
00		29	7	36	67,319,550
01		62	-	62	198,335,690
02		57	-	57	188,884,880
03		53	-	53	218,688,030
04		82		82	269,426,980
05		98	-	98	301,989,530
計		437	13	450	2,698,983,040

二．国有特許の登録・処分報奨金の拡大支給

特許庁は公務員の職務発明を奨励し、国有特許活用を促進する為に「公務員職務発明の処分・管理及び報奨等に関する規定」を改正（04年12月）し、05年から職務発明者に支給する処分報奨金の水準を大幅に上向き調整した。

従来の処分報奨金は登録された権利または出願中の権利を有償にて処分した場合、その処分収入金を基準に10%～30%を処分報奨金として支給していたが、改正後には一括的に処分収入金の50%を支給するように規定している。

05年には計111件に対し、1億2千9百万ウォン余りの処分報奨金が支給され、

計 148 件の新規登録国有特許権に対し、5 千 8 百万ウォン余りの登録報奨金が支給された。

<表 - 2 - 24>国有特許の登録・処分報奨金の支給現況

(単位：ウォン)

区分	登録報奨金		処分報奨金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
92	3 (特許)	3,000,000	1	602,060		
93	10 (特 5, 実 1, デ 4)	6,700,000	1	3,615,300		
94	9 (特 8, 実 1)	8,500,000	4	2,209,200		
95	6 (特 3, 実 3)	4,500,000	4	2,025,840		
96	18 (特 15, 実 2, デ 1)	16,300,000	5	125,703,830		
97	39 (特 28, 実 8, デ 3)	32,900,000	5	1,471,320		
98	32 (特 26, 実 3, デ 3)	27,350,000	2	603,210		
99	114 (特 96, 実 18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
00	166 (特 129, 実 15, デ 22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
01	231 (特 157, 実 45, デ 29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
02	193 (特 148, 実 20, デ 25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
03	106 (特 87, 実 4, デ 15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000
04	117 (特 109, 実 7, デ 1)	48,647,500	114	75,482,310	6	14,000,000
05	148 (特 125, 実 21, デ 2)	58,724,850	111	129,488,650	-	-

第3節 地域の知的財産創出促進

1. 地域の知的財産創出インフラ構築

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 バク・ジュヨン

イ. 推進背景

特許庁は 21 世紀知識基盤社会における地域中小企業の知的財産創出活動を積極的に支援する為に、地域別に拠点を設けて知的財産サービスを強化している。地域知的財産センターは市・道の商工会議所を中心に設置・運営していた『地域特許情報支援センター』を 04 年 1 月から拡大改編したものであり、同センターを通じ、特許情報サービスの提供、知的財産権の総合請願相談、知的財産権の説明会及び地方自治体等の地域発明関連機関との協力を通じた地域別に特化された事業を発掘して施行している。

ロ. 地域知的財産センターの運営

1) 基本方向

地域知的財産センター運営の基本方向は地方化時代に地域知的財産センターを地域の総合的な知的財産支援インフラとして動作するようにし、地域住民が利用しやすい地域知的財産センターを通じ、出願相談のみならず、特許情報の検索、特許技術の事業化及び取引に関する総合コンサルティングの提供等を One-stop で解決すると共に、地域別の与件に合った特性ある事業発掘を奨励することで地域別技術革新力量の強化と地域経済発展を図るところにある。

2) 事業目標

イ. 地域の発明風土作り及び知的財産権の認識向上

ロ．地域内の知的財産権創出促進及び積極的な活用

ハ．地域企業の知的財産権確保による競争力強化と地域経済の発展

3) 主要機能

イ．特許情報サービスの提供及び知的財産権の総合請願相談

ロ．知識基盤構築の為の知的財産説明会及び教育課程の運営

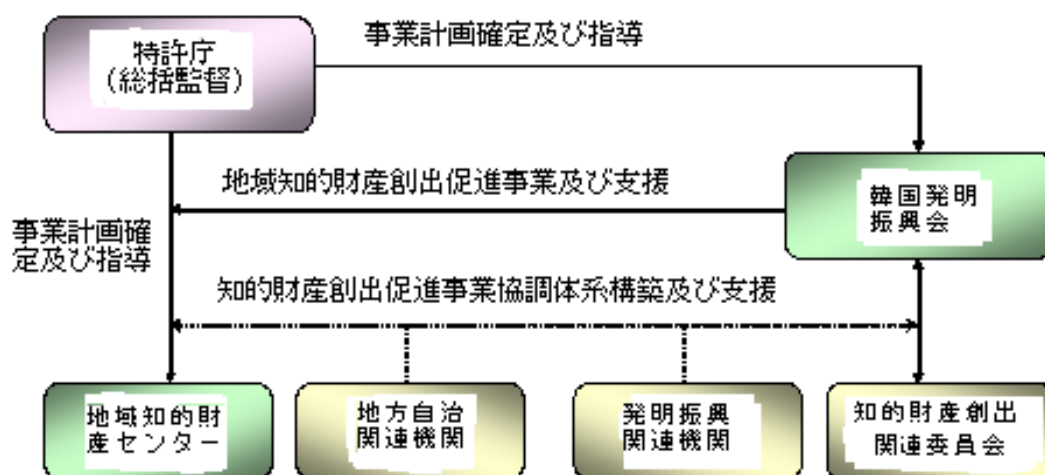
ハ．地域内の知的財産権創出促進、活用増大及び事業化の支援

ニ．地域発明振興の為の各種大会及び展示会等の行事開催

ホ．知的財産権総合支援体制構築による One-stop サービスの提供

4) 事業推進体系図

- 推進体系図



- 事業参加機関別役割

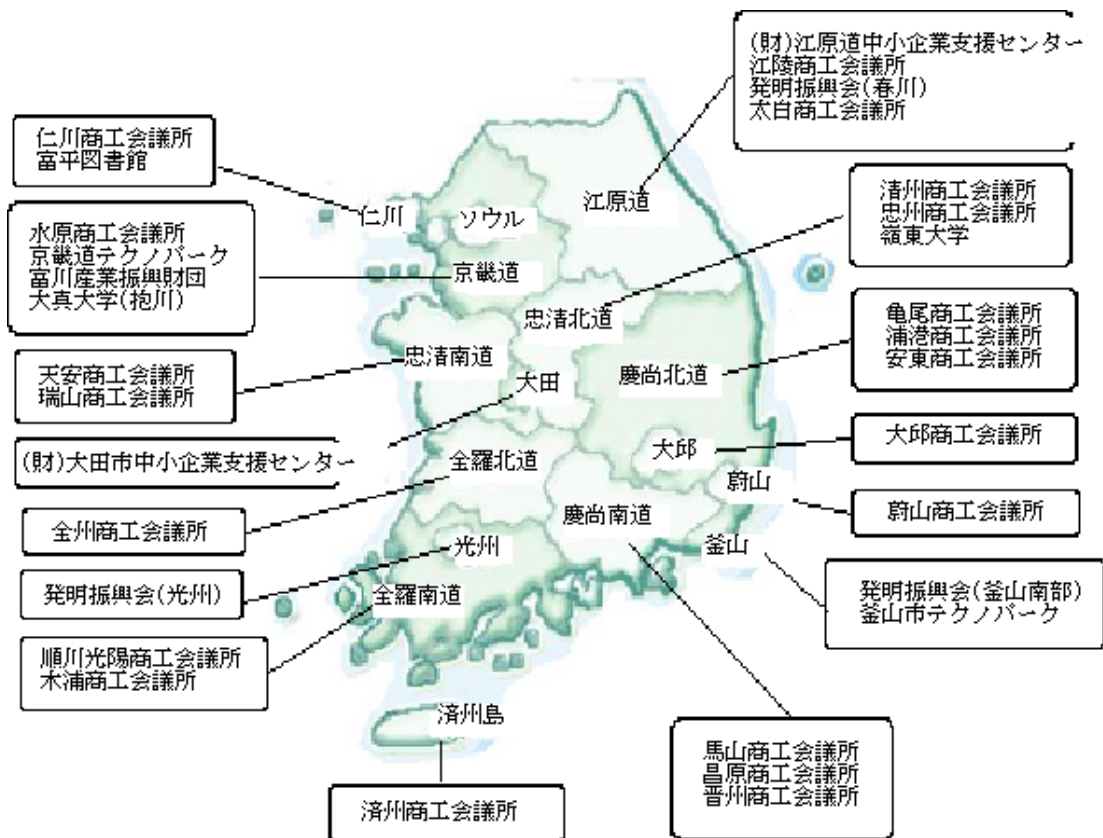
機関類型	担当機関	役割
総括機関	特許庁	<ul style="list-style-type: none"> ・基本事業計画樹立及び政策樹立 ・事業推進に必要な予算確保及び行政支援 ・総括事業指導、監督、評価
地域知的財産創出 促進事業推進 及び支援機関	韓国発明 振興会	<ul style="list-style-type: none"> ・細部事業推進計画樹立及び推進 ・運営管理要領制定等の諸般事業運営、管理 ・協力機関、参加機関等との協力業務 ・各種委員会等の構成及び運営管理 ・その他実務行政等の諸般業務の遂行
事業遂行機関	運営主体別 事業遂行機関 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・地域知的財産センター業務 ・地域内産業財産権創出基盤作り ・地域内産業財産権の創出、利用及び事業化の支援 ・地域発明振興の為の各種行事の開催等
協力機関及び 参加機関	関係機関及び 関連機関	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産創出促進の為の協力業務 ・専担機関の共同推進及び実務行政業務の協力支援等 ・専担機関指定の特定事業に対する委託遂行等
委員会の運営	知的財産権 専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会等の運営

5) 事業参加機関の現況

- 運営主体別事業遂行機関

運営機関	地域センター（専担人員）	備考
発明振興会支部	釜山南部（4）、光州（4）、春川（3）	発明奨励官を含む
地域商工会議所	大邱（2）、仁川（2）、蔚山（1）、水原（1）、清州（2） 天安（2）、龜尾（1）、浦港（1）、馬山（1）、全州（2） 順川（2）、濟州（1.5）、昌原（1）、晋州（2）、江陵（1） 忠州（1）、木浦（1.5）、安東（1）、瑞山（1）、太白（1）	
テクノパーク、産業振興財団	釜山西部（1）、京畿安山（1）、京畿富川（1）	
仁川広域市（富平図書館）	富平（1）	
中小企業総合支援センター	原州（1）、大田北部（2）	
大学	大真大学（1）、嶺東大学（1）	
小計	31 センター-48 名	

- 地域別事業遂行機関の分布現況



- 設置運営現況

N O	センター名 (運営機関)	センター長 (専担職員)	連絡先	住所	備考 (設置・ 登録日)
1	江原江陵知的財産 センター (江陵商工会議所)	グオン・ヒョンロク (チャン・ヒョンミ)	033) 643-4411	江原道江陵市校 2 洞 349-2 (210-922)	2003. 10 (登録)
2	江原原州知的財産 センター	ヤン・チャンファン (チョ・ヨンヒョン)	033) 749-3310	江原道原州市牛山洞 405-29 (220-952)	2001. 7 (登録)

No	センター名 (運営機関)	センター長 (専担職員)	連絡先	住所	備考 (設置・登録日)
	(江原道中小企業支援センター)				
3	江原春川知的財産センター (韓国発明振興会江原支部)	チェ・ドンホ (キム・ジョンテク) (ヨン・ソラ)	033) 258-6580	江原道春川市後坪洞 198-25 ベンチャービジネス サロン1階 (200-161)	2000. 2 (設置)
4	京畿水原知的財産センター (水原商工会議所)	キム・ジョングク (オ・ピョンミン)	031) 244-3453	京畿道水原市長安区 亭子2洞 80-17 (440-302)	2000. 2 (設置)
5	京畿安山知的財産センター (京畿テクノパーク)	チェ・ガンソン (キム・ソンホ)	031) 500-3037	京畿道安山市常緑区 四1洞 1271-11 (426-901)	2003. 10 (登録)
6	慶南馬山知的財産センター (馬山商工会議所)	キム・テホ (キム・ジョンサム)	055) 241 -4121	慶南馬山市山湖洞 17-5 (631-480)	2000. 2 (設置)
7	慶南晋州知的財産センター (晋州商工会議所)	ガン・デウン (リ・ギウン)	055) 753 -0411	慶南晋州市上大洞 341-3 (660-802)	2001. 12 (登録)
8	慶南昌原知的財産センター (昌原商工会議所)	リ・ジョンデ (パク・ヒソク)	055) 283 -0608	慶南昌原市新月洞 97-6 (641-738)	2001. 7 (登録)
9	慶北亀尾知的財産センター (亀尾商工会議所)	パク・ジョング (キム・ダルホ)	054) 454 -6601	慶北亀尾市松亭洞 454 (730-716)	2000. 2 (設置)

No	センター名 (運営機関)	センター長 (専任職員)	連絡先	住所	備考 (設置・登録日)
10	慶北浦港知的財産センター (浦港商工会議所)	キム・ジェホン (キム・ウンギ)	054) 274 -2233	慶北浦港市南区上道洞 10-2 (790-827)	2000. 2 (設置)
11	光州知的財産センター (韓国発明振興会光州支部)	キム・イル (リ・ファシン) (パク・ヨンヒョン) (ソン・スミ)	062) 954-3841	光州光山区道泉洞 621-15 河南3次公団 中小企業振興センター -2階 (405-300)	2000. 2 (設置)
12	大邱知的財産センター (大邱商工会議所)	ソン・サンス (キム・ジョンフン) (チャン・ヘリョン)	053) 755 -0041	大邱市東区新川 3 洞 107 (701-702)	2000. 2 (設置)
13	大田南部知的財産センター (韓国発明振興会大田支部)	パク・ビョンヨン (イム・ウンス)	042) 864 -4307	大田市儒城区駒城洞 400 KAIST 同文創業館 2 階 (305-701)	2004. 12 (登録)
14	大田北部知的財産センター (大田市中心企業総合支援センター)	ユ・ギヨン (キム・デソン)	042) 867 -4115	大田市儒城区長洞 23-14 (302-789)	2003. 10 (登録)
15	大真大学知的財産センター (大真大学)	グォン・ヒョクホン (パク・サンホ)	031) 539 -1277	京畿道抱川市仙壇洞 山 11-1 産学協力院 (487-711)	2004. 12 (登録)
16	釜山南部知的財産センター (韓国発明振興会釜山支部)	キム・ジュビョン (リ・ムンギ) (ソ・ミョン) (パク・ジュヒ)	051) 645 -9683	釜山市南区門岨 3 洞 243 門岨会館 1 階 (608-043)	2000. 2 (設置)

No	センター名 (運営機関)	センター長 (専任職員)	連絡先	住所	備考 (設置・登録日)
17	釜山西部知的財産 センター (釜山テクノパーク)	ガン・ヒョギョン (ジュ・ウンジン)	051) 313 -1486	釜山市沙上区 蔚弓洞 651-1 (617-729)	2003. 3 (登録)
18	嶺東大学知的財産 センター (嶺東大学)	ユン・サンウォン (チャン・ヒョンスン)	043) 740 -1335	忠北永同郡永同邑雪 溪里 山 12-1 第1工学館産 業 協 力 団 (370-701)	2004. 12 (登録)
19	蔚山知的財産 センター (蔚山商工会議所)	キム・ヨンジュ (リ・ウンジョン)	052) 228 -3083	蔚山市南区新亭 3 洞 589-1 (680-013)	2000. 2 (設置)
20	仁川富平知的財産 センター (仁川広域市 富平図書館)	キム・ケスン (ユン・ハンジン)	032) 512 -8023	仁川市富平区十井洞 186-454 (403-130)	2003. 1 (登録)
21	仁川知的財産 センター (仁川商工会議所)	シン・ジョンハン (キム・ジョンスク) (ユン・ウシン)	032) 810 -2838	仁川市南東区論峴 洞 447 (405-849)	2000. 2 (設置)
22	全南知的財産 センター (順川光陽 商工会議所)	チョ・ヒュソク (ソン・ホギル)	061) 741 -5511	全南順川市長泉 洞 58-2 (540-190)	2000. 2 (設置)
23	全北知的財産 センター (全州商工会議所)	ユン・テソプ (ペク・スンマン) (チョ・セギョン)	063) 288 -3013	全北全州市完山区 前 洞 2 街 140-11 (560-040)	2000. 2 (設置)

No	センター名 (運営機関)	センター長 (専担職員)	連絡先	住所	備考 (設置・登録日)
24	済州知的財産 センター (済州商工会議所)	ゴ・ヨンムン (オ・ヨンソク)	064) 757 -2164	済州市二徒2洞 1176-53 (690-827)	2000. 2 (設置)
25	忠南北部知的財産 センター (天安商工会議所)	チェ・ヨンデ (ジョン・ジョンオ) (ガン・ジョンスン)	041) 556 -7131	忠南天安市院城洞 286-7 (330-070)	2000. 2 (設置)
26	忠北知的財産 センター (清州商工会議所)	ユン・ソンイル (パク・チソン) (キム・ウンヘ)	043) 254 -4281	忠北清州市上党区北門 路2街 116-84 (360-012)	2000. 2 (設置)
27	忠北忠州知的財産 センター (忠州商工会議所)	パク・ジョンソク (キム・サンミン)	043) 843 -7001	忠北忠州市文化洞 56 2番地 380-956	2005.7 (登録)
28	京畿富川知的財産 センター (富川産業振興財 団)	リ・ドンフン (チェ・ヒャンジュ ン) (リ・ハナ)	032) 621-2082	京畿道富川市遠美区若大 洞 193 富川テクノパ ーク 401 棟 1503 号 420-734	2005.7 (登録)
29	全南木浦知的財産 センター (木浦商工会議所)	ユン・ヨンファ (キム・ムンイル)	061) 242 -8581	全南木浦市中洞2街1 番地 530-110	2005.7 (登録)
30	慶北安東知的財産 センター (安東商工会議所)	キム・テウ (ガン・ギフン)	054) 859 -3090	慶北安東市雲興洞 300-6 760-110	2005.11 (登録)
31	忠南瑞山知的財産 センター (忠南西部 商工会議所)	キム・ジョングラン (キム・ヨンムン)	041) 663 -3063	忠南瑞山市邑内洞 11 4-1 356-805	2005.11 (登録)

No	センター名 (運営機関)	センター長 (専担職員)	連絡先	住所	備考 (設置・登録日)
32	江原太白知的財産 センター (太白商工会議所)	ハム・オクチョル (リ・ジョンウク)	033) 552 -5555	江原道太白市黄池洞 264-6 235-010	2005.11 (登録)
	知的財産創出 促進事業及び 地域知的財産センター 運営支援	ワン・ヨンジュン ホ・ドンウク キム・ジェグォン パク・ウンヨン	02) 3459-282 1	ソウル市江南区駅三 洞 647-9 韓国知的 財産センター18階 (135-980)	

2. 知的財産に対する認識向上及び制度の広報

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 パク・ジュヨン

イ. 推進背景

特許庁では 21 世紀知識基盤社会における企業競争力の核心要素である知的財産創出力強化を支援する為に、1999 年 7 月以降「中小企業知的財産権所有運動」を持続的に展開してきている。当時中小企業の知的財産権保有現況を調べてみると、国内 5 人以上の中小企業約 9 万 1 千個余りのうち、約 4.4% に過ぎない 4 千個余りの企業しか特許権または実用新案権を保有していない実情であった。

これを受け、特許庁では韓国の中企業が知的財産をベースに企業経営ができるよう、中小企業別に 1 件以上の特許を保有・活用することを奨励すべく、同事業を推進する運びとなった。

ロ. 全国巡回説明会の開催

1) 推進目的

地域の中小・ベンチャー企業、個人発明家、学生等に知的財産権の認識を向上させ、発明風土作り及び従業員 5 人以上の全中小企業で 1 件以上の産業財産権を保有するように誘導することが目的である。

2) 運営成果

中小企業知的財産権所有運動の一環として推進している全国巡回説明会は 2003 年に 67 回、3,931 名、2004 年に 64 回、3,907 名が参加し、2005 年には 54 回、3,145 名が参加した。巡回説明会の場合、持続的な需要減少により、今後は地域需要を反映した説明会への転換を行い、より質の高いサービスを提供する必要性が提起されている。

八．業種別団体説明会の開催

1) 推進目的

業種別団体の知的財産権に対する認識及び管理能力の向上を通じて知的財産権創出及び活用力量の強化をすると共に、業種別団体会員企業の知的財産権関連苦情事項を発掘し、これを解消することが目的である。

2) 推進方法

特許庁審査担当官室と知的財産権業務協力約定が締結された 30 個の団体を対象に、企業で説明会開催要求があった場合、特許庁担当審査官と連結して推進している。

3) 運営成果

中小企業知的財産所有運動の一環として推進している業種団体別知的財産権説明会は 2003 年に 27 回 1,277 名、2004 年に 30 回、1,459 名、2005 年には 41 回 1,983 名

が参加し、関心度が持続的に高まっている。

3. 地域の知的財産創出支援

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 パク・ジュヨン

イ. 基本事業

1) 特許情報サービスの提供

- イ. KIPRIS による特許技術情報の検索支援
- ロ. 特許技術マップ (PM) の普及及び活用支援
- ハ. 知的財産権法令等の関連資料及び各種書式の提供

2) 知的財産権の総合請願相談

- イ. 特許出願、登録関連総合請願相談 (訪問/電話)
- ロ. 請願人・審査官間の画像面談サービスの提供
- ハ. 特許情報検索指導及び電子出願指導
- ニ. 特許マップ (Patent Map) 作成指導
- ホ. 出願書等、各種書式の作成指導

3) 無料弁理相談室の運営及び専門家コンサルティングの提供

弁理サービスを受けにくい地域の個人及び中小・ベンチャー企業を対象に、知的財産権及び経営全般に対する専門家の相談を通じ、高品質の請願サービスを提供する為に、弁理士等の専門家を委嘱し、個別請願事項に対する専門的で実質的な相談サービスを提供している。

4) 知的財産権教育及び説明会の開催

地域住民の発明風土作り及び知的財産権の認識向上を目的に、中小・ベンチャー企業、一般人、学生等を対象にした説明会の開催、地域内の知的財産専門家養成の為の知的財産教育課程の運営、韓国発明振興会サイバーアカデミーとの連携課程を運営している。教育及び説明会のテーマとしては産業財産権の基礎、電子出願及び特許情報の検索、特許出願及び特許管理戦略、明細書作成及び請求範囲の解釈、商標、デザイン出願及び管理戦略、特許審判及び訴訟制度、特許技術事業化戦略等がある。

5) 地域知的財産センターの広報

地域内の中小・ベンチャー企業、地方自治体等に対するパンフレット発刊及び配布、地域放送、地方紙等の大衆媒体による広報、インターネットホームページによる広報等を通じ、地域知的財産センターの利用活性化を図ると共に知的財産権自体に対する認識向上を図っている。

ロ．関連機関ネットワークの形成

地方自治体、大学、研究所等、地域関連機関との連携を強化し、総合的で体系的な地域知的財産権創出基盤作りと地域協力事業の円滑な遂行の為、関連機関ネットワークの形成が必ず必要であると言える。様々な階層の意見を収斂し、該当地域の知的財産権創出促進の為の各種諮問提供とアイデア発掘及び地域行事の共同開催の為に各地域知的財産センター別に「発明同好会」を構成し、運営している。

ハ．地域発明関連機関の協力事業

地方自治体、大学、教育庁等と協力し、各地域知的財産センター別に様々な協力事業を遂行している。協力事業の例としては、地方自治体との協力による地域特化産業部門従事者に対する特許出願費の支援、試作品の製作支援、特許事業化支援と地方教育庁との協力による各種発明コンテスト、アイデアコンテスト及び関連機関との地域ブランドの価値向上の為に様々な行事開催等がある。

二．事業推進実績

1) 特許総合サービスの提供

NO	センター名	特許情報サービス提供		知的財産権 総合請願相談		説明会及び その他行事	
		名	件	名	件	名	件
1	江原江陵	459	917	656	1,157	12	498
2	江原原州	2,226	2,226	4,509	4,509	20	698
3	江原春川	1,527	2,708	3,413	5,275	18	903
4	京畿富川	45	58	75	87	5	97
5	京畿水原	509	1,311	768	1,620	13	410
6	京畿安山	1,799	1,914	846	1,119	9	260
7	慶南馬山	261	364	435	667	1	11
8	慶南晋州	774	1,585	1,019	1,823	16	1,049
9	慶南昌原	168	434	416	575	2	1,318
10	慶北亀尾	1,803	4,526	997	1,790	7	395
11	慶北浦港	649	789	881	1,112	12	288
12	光州	4,718	10,134	7,655	14,227	32	1,061
13	大邱	5,984	5,997	8,882	8,935	20	420
14	大田南部	1,375	2,003	1,479	2,215	22	1,199
15	大田北部	368	375	230	236	18	492
16	大真大学	370	618	438	685	9	321
17	釜山南部	5,984	16,824	7,243	18,139	16	841
18	釜山西部	1,123	2,044	1,288	2,344	10	549
19	嶺東大学	264	409	337	565	26	1,372
20	蔚山	1,559	1,620	2,541	3,124	19	852

NO	センター名	特許情報サービス提供		知的財産権 総合請願相談		説明会及び その他行事	
		名	件	名	件	名	件
21	仁川	1,110	3,985	1,688	5,177	25	787
22	仁川富平	977	3,593	1,149	3,385	9	391
23	全南	861	3,046	825	3,422	19	1,260
24	全南木浦	24	24	29	29	3	110
25	全北全州	1,083	2,357	1,818	3,683	44	2,585
26	済州	423	656	1,048	1,670	13	440
27	忠南天安	763	1,275	1,073	1,657	13	431
28	忠北清州	1,051	2,448	1,754	4,703	4	148
29	忠北忠州	34	34	49	49	4	26
	総計	38,291	74,274	53,541	93,979	421	19,212

2) 無料弁理相談室の運営及び専門家コンサルティングの提供

No	センター名	運営日程	相談院	備考
1	江原江陵	毎月第二金曜日, 09:30 ~ 12:00	グォン・オジュン弁理士	
2	江原原州	毎週土曜日 09:00 ~ 13:00	ガン・ソクジュ弁理士	
3	江原春川	毎週火曜日 13:00 ~ 15:00	リ・サンチャン弁理士等 5 名	
4	京畿水原	毎週火曜日 13:00 ~ 17:00	パク・ジュンヨン弁理士	
5	京畿安山	2005.1.17 等 7 回運営	ジョン・チョルギユ弁理士等 10 名	
6	慶南馬山	毎月第一火曜日	ユン・イサン弁理士	

No	センター名	運営日程	相談院	備考
		14:00～17:00		
7	慶南晋州	随時運営	ゴ・ヨンヒ弁理士	
8	慶南昌原	毎月第二、第四水曜日 14:00～17:00		
9	慶北亀尾	2005.2.22(火) 等5回運営	ソン・サンヒ弁理士	
10	慶北浦港	2005.4.29等5回運営	アン・ギョンジュ弁理士	
11	光州	毎週火曜日 14:00～17:00	パク・テウ弁理士等6名	
12	大邱	毎月第二、第四火曜日 13:00～17:00		
13	大田南部	随時運営	ユミ特許法人等、弁理事務所20ヶ所	
14	大田北部	2005.10.27等2回運営	ソン・ジェウク弁理士等3名	
15	釜山南部	毎週月～金曜日 13:00・17:00	釜山地域弁理事務所10ヶ所	
16	釜山西部	2005.12.20等	チェ・ハンス弁理士等5名	
17	嶺東大学	2005.9.30等2回運営	キム・ボクス弁理士等2名	
18	蔚山	隔週金曜日 13:00・17:00	ソン・ジョンヒ弁理士等4名	
19	仁川	毎週火曜日 14:00～17:00	キム・グクジン弁理士	
20	仁川富平	毎週月曜日 14:00～17:00	ジョン・ホンギ弁理士	
21	全南順川光陽	随時運営		
22	全北	毎月第三火曜日 13:00～18:00	キム・ヒョンジュン弁理士等3名	

No	センター名	運営日程	相談院	備考
23	済州	毎月第二、第四 木曜日、金曜日		
24	忠南天安	毎月第一、第三水曜日	ムン・ホジ弁理士	
25	忠北忠州	毎月第一、第三火曜日 13:00～17:00	ユン・イサン弁理士	
26	京畿富川	随時運営	ベ・ヨン Chol 弁理士	
27	全南木浦	2005.1021 13:00～17:00	パク・テウ弁理士	

4. 地方自治体ブランド・デザインの権利化支援

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ホンヨン

イ. 推進背景

特許庁は『2002 韓・日ワールドカップ』で形成された国家イメージ上昇効果を各地域の伝統・文化商品及び特産品の世界商品化に繋げる為に、地域特産品等に対する地方自治体次元の自体ブランド及びデザイン開発を積極的に奨励すると共に、これを商標及びデザイン等の知的財産権として出願し、権利化するよう誘導する為に地域巡回説明会等の支援事業を積極的に推進した。

ロ. 推進実績

特許庁は商標・デザイン審査官及び弁理士等を中心に権利化諮問団を構成し、地方自治体現場訪問教育を通じ、出願及び権利化方法を案内し、ブランド・デザイン権利化に伴う苦情事項等を把握した。また、該当地域では関連公務員、営農後継者、作目班所属の営農人、伝統文化商品生産者等が説明会に参加し、審査官の説明を聴取し、疑問事項に対する質疑・応答に積極的に参加する等、多くの感心と熱意を見せた。

特許法はこれから各市・道と緊密な協調体制を構築し、各地方自治体公務員の知的財産権に関する認識及び専門性を向上する為の体系的な教育を実施すると同時に、各基礎自治団体別営農団体及び特産品生産業者等の特性に合う個別巡回教育を並行実施する等、各地域の伝統・文化商品及び特産品の世界商品化の為に地方自治体のブランド・デザイン権利化を積極的に支援していく計画である。

<表 - 2 - 25>地域巡回説明会の回数及び参加人員

(単位：機関、名)

区分	江原	京畿 仁川	忠北	忠南 大田	全北	全南 光州	慶北 大邱	慶南 釜山 蔚山	その他	計
自治団体	14	13	19	10	12	17	7	16	18	126
教育人員	631	619	605	498	600	1,631	869	953	1,302	7,708

注) 2005年12月末現在

第4節 学生及び女性の発明活動の積極支援

1. 学生発明活動に対する支援強化

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 グアック・ソンミ

イ. 発明教室運営の活性化

発明教室は特許庁で発明教育を第一線の教育現場に拡散する為に、市道教育厅と共同投資し、地域拠点に設置された教育施設である。特許庁は 95 年 7 月にソウル銅雀教育厅管内の仁憲中学校に示範設置してから、96 年に仁川、全南、忠南に 3 ヶ所を設置し、97 年には教育部とソウル市教育厅が 38 ヶ所、98 年には特許庁とソウル市教育厅が 3 ヶ所を設定し、99 年以降には特許庁と各市・道教育厅の協力で毎年市・道別に 15～16 ヶ所を追加設置した。その結果 05 年末現在全国に 157 ヶ所の発明教室が設置・運営されている。

<表 - 2 - 26>年度別設置現況

(単位：ヶ所)

年度	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	計
設置数	1	3	38	5	16	16	16	16	15	16	15	157

<表 - 2 - 27>市・道別設置現況

(単位：ヶ所)

ソウル	釜山	仁川	大邱	大田	光州	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
19	9	8	8	6	5	5	18	6	11	7	10	10	17	13	5	157

<表 - 2 - 28>学校級別設置現況

(単位：ヶ所)

小学校	中学校	高校	その他公共施設	計
93	38	11	15	157

発明教室が設置されて以降、01年から05年までの教育実績は下の表の通りである。発明教室設置増加により、利用実績も毎年増加傾向を示している。また、発明教室は学生のみならず、地域住民及び教師も多くに関心を寄せており、地域の発明文化空間としての役割を果たしている。

<表 - 2 - 29>年度別発明教室の教育人員

(単位：名)

区分	01	02	03	04	05
学生	237,710	271,613	326,533	350,657	395,158
父兄	19,047	27,262	28,370	24,994	37,828
教師	9,646	8,944	9,655	10,162	19,167
合計	266,403	307,819 (15.5)	364,558 (18.4)	385,813 (5.8)	452,153 (17.2)

(): 前年対比の増加率

<表 - 2 - 30>全国発明教室の設置現況

市道	設置場所(運営主体)	市道	設置場所(運営主体)
ソウル	ジャムウォン小、ソンス中、ボンチョン中、科学教育院、ソニイル中、チャンチョン小、グロ中、サンゲ女子中、アジュ中、ハンナム小、ゴンハン小、ドンナム小、	京畿	メサン小、イルサン中、ナクセン高、ドノン小、ジャンナム小、ヒソン小、ジジャン小、ソルボン小、グンポ高、ソンプ中、シムコク小、グソン小、ガピョン小、ゴムサン小、ベクソン小、シンジャン小、キムポ小、ヨジュ小

市道	設置場所（運営主体）	市道	設置場所（運営主体）
	ソウル科学高、漢城科学高、 スド工業高、ユンジュン小、 アヒョン中、シンチャン小、 ゲナム小	江原	ソゲ学生修練場、江原道科学教育院ノ アム小、ダング小、サンジャン中、サ ムチョク小
釜山	釜山子供会館、 釜山科学教育院、 ジュレ女子中、ゲジョン小、 シンド小、釜山科学高、 ソンナム小、ヨンサン中、 ネソン小	忠北	サムウォン小、チョンジュ中、サムウ ォン小、ナムチョン小、ゲサンプク 中、ナムシン小、ジユクヒャン小、ヨ ンドン小、サムス小、ガクリ小、ダン ヤン中
		忠南	ポリョン科学教育センター、チョンア ン中、グァンドン小、ジャンハンジュ ンアン小、チュブ小、ナムミョン小、 ソドン小
大邱	ナムサン小、デミョン女子中、 ダルソン小、教育科学研究院、 ボムイル中、ソンソ小、ファウオ ン小、ガンプク中	全北	ゾンイル小、キムゼ女子中、 ナムウォンドトン小、グンサンジュン アン小、スンチャン中、教育情報科学 院、イリ小、インボン小、サムイン学 習場、ブアンドン小
仁川	ハンイク小、ダンパン小、 ドンインチョン女子中、 教育科学研究院、 ソンハク小、ブマ小、 アンサン小、ソレ小	全南	サチャン小、ナジュ女子中、モクポデ ソン小、ヨスジュンアン小、ヘナム女 子中、イル口小、オググァ小、教育科 学研究院、ゼイル小、ソンドン小
		慶北	ファンナム小、サンジュ教育館、 シンギ小デソン分校、キムチョン発 明研究院、サンデ小、ヨンガ小、グミ小、 ヨンチョンドンブ小、科学教育院、ナ ムブ小、ジュンアン小、オゲ小、ノウ ム小、ジンボ小、 ドチョン小、ソゾン中、ウイソン中
光州	グムダン中、ウサン小、 ソンジョン中、シングァン中、 グァンチョン小		

市道	設置場所（運営主体）	市道	設置場所（運営主体）
大田	デフン小、ボドネ中、 ネドン小、ドンシン中、 チュンナム機械工業高、メボン小	慶南	ナムヘ教育庁、デア中、ギョンウォン 高、ハプチョン小、マサン女子中、 チャンニョン小、ギョンナム航空高、 サパ高、サチョン高、ジンギョ小、 教育科学研究院、ゴチャン小、サンチ ョン小
蔚山	ヨムポ小、ヒャンサン小、 ユゴク中、ナムブ小、ヤウム中	済州	ソグィソ小、ジュンアン中、ハンリム 中、ジェジュナム小、ソンサン中

ロ．発明研究示範学校の指定・支援

特許庁では発明教育に対する様々な示範適用と研究機能を強化する為に、97年度から市道教育庁別に毎年発明研究示範学校を指定・支援してきた。発明研究示範学校では様々な発明教育プログラム及び方法を示範的に適用し、研究結果の共有を通じ、発明教育を拡散させ、質的向上を図っている。また、市道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高めている。05年には16個の学校に7百万ウォンずつ、計1億1,200万ウォンを支援した。

<表 - 2 - 31> 05年発明研究示範学校の運営現況

連番	地域	学校名	研究テーマ
1	ソウル	ソウルチョンダム 小学校	学校、家庭、地域社会と連携した 発明教育の活性化を通じた創意力向上
2	仁川	仁川マジョン 小学校	体験中心の発明教育による創意力向上
3	釜山	ネソン小学校	MIを取り入れた発明体験プログラム 具案適用による拡散的発明マインドの構築
4	大邱	大邱ダルソン 小学校	発明基礎機能向上による創意性の向上

連番	地域	学校名	研究テーマ
5	大田	大田メボン小学校	様々な発明教育プログラム 具案適用による創意力向上
6	光州	グムダン中学校	発明体験学習による創意力向上
7	蔚山	ユゴク小学校	発明工作教室運営による中学生の創意力向上
8	京畿	グソン小学校	発明教育プログラム開発適用による創意力向上
9	江原	サンジャン中学校	活動中心発明教育プログラムの開発、適用による創意力向上
10	忠北	ゲェサンブク中学校	体験活動中心の発明工作教室運営による創意力向上
11	忠南	ジャンハンジュン アン 小学校	地域特許に符合した発明教育の活性化方案
12	慶北	グミ小学校	様々な発明経験による創意力向上
13	慶南	キムヘギョンウォ ン 高等学校	発明教室運営による創意的で効率的な発明教育 活性化
14	全北	グンサンナム小学 校	発明教室運営によるアイデア創出能力の向上
15	全南	スンチョンソンド ン 小学校	体験活動中心の発明教室運営による創意力向上
16	済州	ソンサン中学校	発明工作教室運営による発明教育の活性化方案

八．発明指導人材の育成

1) 研究活動及び研修支援

発明教師の発明教育に対する自律研究機能を強化し、地域別発明教育ネットワーク形成の為、01年から地域別発明教育研究会を支援している。

発明教育研究会は発明クラス及び発明教室指導教師を中心に構成され、該当市道教育庁に登録された研究団体である。教師は発明教育研究会を通じ、地域の発明教育行事及びセミナー、教師研修等に参加し、発明クラス及び発明教室運営のノウハウと発明教育情報を共有することで地域の発明教育を活性化できる与件作りをすることになる。05年度に計10個の団体に5百万ウォンずつ5千万ウォンが支援され、地域単位発明教育の底辺拡大と活性化に寄与した。

各学校の管理者をはじめとする教育関係者の発明教育に対する認識向上及び指導教師の体系的な教育訓練の為、特許庁では国際知的財産研修院による教育訓練と関連機関による各種研修を支援・勧奨している。

教育管理者課程は各学校の校長・校監（日本の教頭に相当）と奨学士（日本の指導主事に相当）及び研究士（日本の研究主事に相当）を対象に3日間21時間を運営しており、発明指導者課程は各学校教師を対象に10日60時間で運営されている。主要教育内容としては知識基盤社会と発明教育の重要性、特許庁の発明教育振興施策、学校発明クラスの運営技法、知的財産権法基礎過程がある。05年には教育管理者課程に514名、発明指導者課程に164名が参加した。

2) 教師対象発明大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を向上する為に、全国教員発明品コンテストと全国教員発明研究大会を開催している。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接的な出品と受賞を通じ、発明指導の質を高めると同時に発明意欲を鼓吹する為に、99年に新設され、05年現在第7回を迎えている。05年の第7回全国教員発明品コンテストには計154名の教師が参加し、奨励賞以上金賞まで13名の出品が入賞した。

また、発明指導教師の研究意欲を高め、各学校の発明教育を活性化する為に、96年から毎年全国教員発明教育研究大会を開催している。

この大会は発明クラス及び発明教室等の発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定により、入賞等級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられる。

05年には計124篇の論文が受け付けられ、13篇の優秀研究論文を選定・授賞した。

<表 - 2 - 32>全国教員発明教育研究大会の開催現況

(単位：編)

年度	提出論文数	授賞論文数	授賞内訳
1996	61	18	金賞：3，銀賞：6，銅賞：9
1997	65	26	金賞：4，銀賞：9，銅賞：13
1998	81	32	金賞：5，銀賞：11，銅賞：16
1999	172	50	金賞：8，銀賞：17，銅賞：25
2000	98	36	金賞：6，銀賞：12，銅賞：18
2001	78	31	金賞：5，銀賞：10，銅賞：16
2002	95	37	金賞：7，銀賞：14，銅賞：16
2003	86	35	金賞：6，銀賞：12，銅賞：17
2004	86	35	金賞：6，銀賞：12，銅賞：17
2005	66	13	金賞：2，銀賞：4，銅賞：7

二．発明奨学生の選抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進させる為に、03年に「発明奨学生」選抜事業を始め、05年まで3回実施している。

発明奨学生は産業財産権の出願及び登録実績、学生発明大会の参加及び入賞実績、

発明活動の実績等を総合評価し、選定される。

03年に481名、04年に410名の発明奨学生を選抜し、05年には小学生50名、中学生50名、高校生100名、大学生98名の計298名の奨学生を選抜し、最高4百万ウォンの奨学金を支給した。

発明奨学生選抜事業は小学生から大学生までを包括し、発明家になることを夢見る学生の発明意欲を向上し、第一線の学校に発明の雰囲気を広散させ、優秀発明学生の持続的な発明・研究活動の誘導に寄与してきた。

ホ．学生発明行事の開催

1) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じ、学生の発明創意性を啓発し、発明を生活化することで、知識基盤社会の主役となる未来の発明家を発掘・養成することが目的である。

05年に第18回大韓民国学生発明展示会は計4,617点の作品が出品され、05年7月20日から7月24日まで韓国総合展示館(COEX)で541点展示された。

同展示会の出品対象は小・中・高・大学生の発明及び考案品で、出願及び登録有無とは関係なく、受賞作品は書類審査 先行技術調査 現物審査 総合審査の過程を経て選定される。

毎年展示会に出品された作品に対しては大統領賞及び国務総理賞等、個人賞と団体賞に分けて授賞しており、受賞作品に対しては韓国総合展示館及び地方展示会に展示され、受賞者には発明キャンプ、優秀指導教師には海外研修等の機会が与えられる。特に、高校在学の受賞学生には発明特技者選考で大学に進学できる機会が与えられる。

<表 - 2 - 33>大韓民国学生発明展示会の開催現況

(単位：点)

年度	出品数	展示作品数	受賞作品数	展示場所
1991	741	331	93	発明奨励館
1992	1,259	339	89	“
1993	1,149	346	106	“
1994	1,338	227	106	“
1995	1,501	180	106	“
1996	1,720	184	106	“
1997	1,871	211	106	“
1998	1,873	257	108	COEX
1999	3,605	393	149	COEX
2000	5,715	495	151	COEX
2001	4,143	419	186	COEX
2002	4,260	400	178	COEX
2003	4,137	423	182	COEX
2004	3,993	647	192	COEX
2005	4,617	541	205	COEX

地方巡回展示会は奨励賞以上の受賞作品と歴代国務総理賞以上の受賞作を展示対象とし、05年には光陽（9月）と大邱（10月）で開催された。また、奨励賞以上の受賞学生に対しては7月に2泊3日の発明キャンプを実施し、特に金賞以上の受賞学生の指導教師に対しては発明指導意欲鼓吹及び学生発明活性化の為の雰囲気を広散させる為、日本研修を実施した。

2) 全国学生創意力オリンピック

全国学生創意力オリンピックは「人と違う私」と「共に生きる私」の調和に基づ

いた協同的な問題解決過程を通じ、青少年の幅広い思考力と創意力涵養を目的とする。同大会は 02 年から特許庁と三星電子が共同主催し、韓国学校発明協会の主管で開催され、05 年には4回目の大会が1月6日から7日までの2日間に渡り、韓国総合展示場（COEX）で開催された。

この大会の特徴は5～7名の学生が1チームとして参加し、事前に与えられた課題（長期課題）と大会現場で与えられる課題（現場課題）の解決過程で学生たちの創意性を評価する。

05 年度には「二人で一つになる」（構造物）、「送って、送られて、引き戻し」（運動物体）、「未来への旅行」（文化）の3つの分野の事前長期課題に144個のチームが予選に参加、83チームが本選に進出した。本選で長期課題及び現場課題解決過程の総合評価を通じ、39チームの優勝チームを選抜した。最優秀3チームに対しては米国世界青少年創意力オリンピック（DINI）に参観できる機会が与えられた。

3) 全国学生発明想像画・キャラクター描き

発明想像画・キャラクター描き大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上する為のものであり、現場で与えられたテーマに合う発明想像画及びキャラクターを直接描き、評価を受けることになる。

5月から7月まで全国的に市道予選を行い、8月に本選を開催したが、05年の市道予選には35,917名の学生が参加し、本選大会には予選を通過した472名の学生が参加した。小学生を対象とする発明想像画部門には137名が参加し、48名が受賞した。小・中・高校生を対象とする発明キャラクター描き部門では335名が参加し、148名が受賞した。

へ．大学生発明活動の活性化

特許庁では予備産業人員である大学生の知的財産創出及び活用能力を高める為に、

大学発明同好会の活動を支援している。

特に安定的な事業推進と学生の自発的な参加による発明活動を促進する為に、全国43個の発明同好会から構成された全国大学発明同好会連合会を中心に様々な発明活動を支援している。大学生は全国大学発明同好会連合会を通じ、夏季発明キャンプ、発明同好会作品展、広報館運営等の活発な活動を行った。

同時に大学生の発明意欲を鼓吹し、研究開発を通じた優秀発明人材養成の為に、第4回全国大学発明同好会コンテストが開催された。

同大会は大学のアイデア創出過程、特許情報分析及び先行技術情報分析、出願明細書作成等、知的財産過程に対する仮想事例発表で進行された。出品された発明品に対し、発明の高度性及び実用性、特許情報分析及び適用能力、出願登録実務能力等を評価し、優秀チームを選抜した。その結果25個の大学77個のチームが参加し、大賞（産業資源部副長官賞）等9つの大学12個のチームが受賞した。

特に05年からは本選進出チームに対しては作品製作を支援し、銀賞以上を受賞したチームに対しては事業化妥当性の評価を支援する等、大学生発明品の事業化及び技術取引の為に与件を提供した。

2. 女性発明活動の促進

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 チェ・チョルスン

04年の韓国女性の経済活動参加率は53.9%とOECD平均の60.1%より6.2%低い水準である。高級人材及び技術のみが先進外国との競争で生き延びられる手段となった。このような現実にもかかわらず、高齢化及び出産率低下により、働き手が不足している。このような状況は、労働市場外部の潜在力のある女性人材を経済活動人口に転換すべきという意見をより増大させる要因となっている。

<表 - 2 - 34>OECD 主要国別女性の経済活動参加率

(単位：%)

OECD 平均	韓国	アイランド	デンマーク	米国	フランス	イタリア
60.1	53.9	81.8	76.1	69.2	63.7	50.6

資料：OECD、15～64才基準の経済活動参加率、Employment Outlook 2004

特許庁は 02 年 12 月に女性の発明に対する創意力を開発し、優秀女性発明人材を養成する為の政策をより効率的に樹立・推進する為、発明振興法を改正、女性発明活動奨励の根拠となる条項（第 6 条の 2）を整備した。それ以降、女性を知的財産権創出及び活用の軸として養成する為の様々な施策を樹立・推進している。

03 年には「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させた「女性発明コンテスト」を初めて開催し、04 年には女性の発明アイデアの具体化及び特許出願を手助ける為、「女性弁理諮問事業」を新規に推進した。

05 年度には女性の知的財産権に関する認識の向上及び底辺拡大、創意的な女性発明人材の発掘及び事業化支援の為の総合的な対策を整備し、積極的に推進した。

その結果、05 年の女性の特許及び実用新案の出願件数は計 4,652 件となり、2000 年の 2,777 件に比べ、5 年振りに 65.5% 増加したが、これは同じ期間内に全体特許及び実用新案の出願増加率の 39.4% に比べ、約 1.7 倍高い水準である。

<表 - 2 - 35>女性産業財産権出願現況

(単位：件、%)

区分	'00	'01	02	03	04	05
特許	1,180	1,279	1,355	1,581	1,887	2,266
実用新案	1,597	2,084	2,147	2,443	2,275	2,386
デザイン	1,578	2,160	2,153	2,228	2,342	3,174
商標	5,054	5,939	6,845	7,596	7,779	8,318

区分	'00	'01	02	03	04	05
計	9,409 (15.2)	11,462 (21.8)	12,500 (9.1)	13,848 (10.8)	14,283 (3.1)	16,144 (13.0)
全体出願	283,087 (22.5)	289,420 (2.2)	290,792 (0.5)	306,001 (5.2)	327,516 (7.0)	354,030 (8.1)

() は前年対比の増加率

イ．女性の知的財産権に関する認識向上及び底辺拡大の為の努力

1) 全国巡回女性知的財産権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上を、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成の為、各地方自治体、地域女性団体等と協調して発明に関心のある主婦、発明教室参加学生のお母さん、女性教師等を対象とする『全国巡回女性知的財産権説明会』を 01 年から開催している。

特許庁審査官、発明教育現場専門家、成功した女性発明家等を講師として構成して運営される同説明会は知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出の為の女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例等を主な内容に講義を行っている。この説明会は知的財産権に対する認識を向上し、底辺の拡大に大きく寄与しており、計 23 回に渡って開催された 05 年度の説明会には 2,400 名余りの人が参加する等、熱い関心が寄せられている。

2) 女性発明コンテストの開催

女性発明コンテストは女性に斬新な創意力を発揮する機会を提供し、更には創作アイデア啓発に対する意識向上によって発明の活性化を図る為に既存の「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、03 年に初めて開催された。このコンテストは発明内容を発表し、審査する方式で行われる。

05 年には学生部に 70 件、一般部に 194 件等、計 264 件が出品され、この中から

アイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し、9件を銀賞以上の発表対象作品として選定した。

3) 女性発明情報誌(月間『発明する人』)の発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種情報の伝播、政府の知的財産権創出促進事業の紹介等の為に、韓国女性発明協会の主管で02年7月に創刊された月刊誌『発明する人々』も05年に創刊3周年を迎えた。

『発明する人々』は発明マインドの向上、発明家のプライド鼓吹及び権益の擁護、全国民的発明生活化運動の展開、発明家と企業間の連携推進、発明企業の広報等、ホットな情報と様々なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明同好会、女性出願者及び登録者等に提供している。

ロ. 創意的女性発明人材の発掘及び事業化支援

1) 女性発明優秀事例発表会の開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性を利用して斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範となった優秀事例を発掘して紹介することで、女性の発明意欲と潜在された創意力を目覚めさせる為に、95年から開催している。

05年には計25件の応募作品の中、5件を選定し、発表会を開催した。この発表会では女性発明家が発明を行うようになった動機と研究開発過程、権利化過程及び事業化過程等、現場で経験した貴重な話が聞けた。これにより、女性が生活の中で容易にアイデアを開発し、それをどのように権利化して事業化に成功させるかのノウハウ(Know-how)を教わる良い機会となった。

2) 女性発明品博覧会の開催

女性企業の優秀発明品を発掘・展示することで、女性発明活動に対する動機付与及

び優秀製品販売ルート開拓ができる。優秀特許技術の事業化を支援する為に、01年から毎年COEX展示館にて女性発明品博覧会を開催している。

特に、05年からアジア地域の女性発明家の発明品も一緒に展示することで、国際的な発明情報交流機会を提供している。

05年の女性発明品博覧会には国内の79個の企業、アジア4ヶ国の19個の企業等、計98個の企業が参加した中で成功裏に開催され、女性発明家に対し、苦労して作った発明品を広く広報・販売できる機会を提供した。同時に、観覧客には展示された発明品の観覧を通じ、発明に対する興味を誘発し、自ら発明に参加する動機を付与する機会となった。

3) 女性弁理諮問

女性の発明アイデアを具体化し、特許出願を手助けする為に、産業財産権無料弁理相談、政府の産業財産権支援制度の案内及び産業財産権関連各種諮問、特許出願時の弁理費用の割引等を内容とする「女性弁理諮問事業」が04年9月に初めて施行された。

05年には無料弁理相談が110件、弁理費用が割引になる出願代行が33件等の実績を記録した。

第5節 発明奨励行事の開催

産業財産政策本部産業財産振興チーム書記官 グ・ヨンミン

知識基盤社会で国家と企業競争力の源泉は特許技術のような知的財産である。このような知的財産創出を促進する為には社会各層に発明の底辺を拡大できる法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。また、これと同時に考慮されるべき重要な要素は社会全般に渡る発明の重要性に対する認識を共有できる発明雰囲気作りである。

特許庁は 05 年にも発明の重要性に対する認識を向上し、発明文化暢達により、国民生活の中に発明活動を定着させる為、様々な努力を展開した。科学技術副総理が参加した中、「第 40 回発明の日」記念式を挙行し、発明家の士気を高め、5 月の 1 ヶ月を「発明の月」と定め、学生・女性・中小企業家・研究員等、社会各層が参加できる様々な発明行事を開催した。同時に、新聞・TV・インターネット等の各種メディアを活用し、発明等知的財産の重要性と関連行事等を広報する為、積極的に努力した。

1. 「第 40 回発明の日」記念式の開催

「発明の日」は世宗大王の測雨器（雨の量を測る機械）の発明を公布した日（1442 年 5 月 19 日）を記念する為に、1957 年に法廷記念日として指定し、初めて記念式を挙行して以来、発明家の祭りとして位置づけられてきた。

05 年度の「第 40 回発明の日」記念式は科学技術副総理と発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師等、約 1,000 名余りが参加する中、5 月 19 日（木）に COEX で盛大に挙行された。

記念式では発明及び特許分野に貢献してきた功労者 79 名に金塔産業勲章(三星電子キム・グアンホ専務の他 1 名)等の政府褒賞があり、付帯行事として優秀事例の発表、広報映像の上映、発明月桂冠の授与、優秀発明品の展示等を行い、発明に関する一般

人の多くの関心と参加を誘導した。

記念式の席で副総理は国家競争力強化の為には核心源泉技術を開発して特許として保護し、技術的優位を確保する必要があると、政府が積極的に努力することを表明した。特に、特許庁で重点的に推進している特許審査処理期間短縮、特許技術事業化の支援体制強化、国家研究開発事業における特許情報の活用支援等の事業に対し、格別な関心を持つよう強く要請した。

2. 発明行事開催による知的財産に対する認識向上

昨年5月「発明の月」期間中に特許庁は学生・女性・中小企業家・研究院等の各界各層の国民を対象に発明意識を鼓吹し、知的財産創出底辺を拡大する為に、全国的に様々な発明行事を開催した。

特に、全国民に発明雰囲気を広散させる為に『7080 発明コンサート』、『全国発明標語公募大会』、『離島の子供招待行事』等のイベントと学生を対象に『ロボット組立コンテスト』、『発明クイズ大会』等、計120回余りの発明奨励行事を開催し、「発明の日」に対する一般人の関心と参加を誘導する為、努力した。

また、『女性発明優秀事例発表会』、『女性知的財産権説明会』、『特許技術移転事業化の為の金融セミナー』、『発明評価機関セミナー』等、計50回余りの学術セミナーと『大韓民国特許技術移転博覧会』、『特許技術常設広場投資説明会』等、特許関連展示会を成功裏に開催し、この分野の従事者と専門家の為の参加の場を設けた。

同時に社会全般に渡り、発明家、科学者、エンジニアを尊敬する社会風土作りを行い、発明を大事に思う国民意識を広散する為に、TV、新聞、インターネット等、マスメディアを活用した広報の為の努力を強化した。

特に、5月「発明の日」には発明特許・知的財産権に関する副総理の寄稿等、著名

人の寄稿が 12 回、特許庁長の TV インタビューが 3 回、特集記事が 12 回、その他報道が 57 回と、積極的な広報を実施した。また、TV、ラジオ等を通じ、インタビュー、ニュース等に知的財産権の内容が 15 回に渡り放送された。

第3章 知的財産の活用促進

第1節 特許技術価値評価基盤の構築

産業財産政策本部産業財産振興チーム機械事務官 キム・ギヨン

1. 特許技術価値評価手数料の支援

特許技術の経済的価値に対する客観的な評価は特許技術の事業化及び技術取引の為の基礎資料であり、特許技術を財産価値と判断する基本要件となる。

特許庁が特許事業化に対する実態調査を 05年10月に現代リサーチ研究所に依頼し、調査した結果報告書によると、登録された特許が事業化された比率は33.2%であり、事業化に成功した比率は18.4%であることが分かった。

したがって、事業化に繋がっていない優秀特許技術の発明の為に、研究開発に投資された費用と人員、時間等は発明家や国家に大きな損失と言える。これを受け、特許庁は個人及び中小企業、公共研究機関等を対象に特許技術の評価手数料支援事業から発明の評価機関指定、発明の特許技術評価教育プログラムの運営等、特許技術の客観的経済価値評価の為に枠組みを整備し、特許技術の事業化率を高めると同時に、技術取引を活性化させる為の努力を注いでいる。

特許技術の評価は大きく事業性評価、技術性評価に区分できる。ある技術が市場で価値があるかどうかについては事業性評価によって提供され、技術性評価は特許技術に対する優秀性を判断することで技術需要者と供給者間の技術取引を導き出せる。また、技術価値評価により、無体財産権である特許権を有体財産権である現金の流動的な価値とすることが可能である。

評価費用支援事業は発明振興法第21条の2の規定に基づいて施行され、個人及び中小企業家、公共研究機関等が保有した特許技術に対し、技術性または事業性評価に所

要される評価手数料の80%まで3千万ウオンの範囲内において無償で支援している。

申請対象は内国民でかつ申請日当時に特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者の個人または中小企業と技術移転促進法第2条第5号と第7条による公共研究機関または技術取引機関である。補助金は、補助金申請予備決定 評価 最終決定 補助金支給という順の支給手続きによって支援される。

最近評価需要が増大している点を考慮し、06年からは申請対象及び支援内容部分を大幅に拡大・施行する予定である。

特許技術の評価結果は発明の事業化の前段階として発明品の技術性と事業化可能性の判断、特許技術事業化斡旋センターによる権利譲渡、実施件の許与、合同投資等の斡旋時の客観的な資料として活用される。評価結果が優秀と認められる場合には技術信用保証基金の技術優待保証支援制度、韓国発明振興会の優秀発明試作品製作支援及び優秀発明品の優先購買推薦等、事業化支援の為の選定審議時に加点を付与することで、事業化支援時に優先的に支援されるようにしている。

評価手数料の支援対象は評価課題の適正性、具体性及び実用性、評価結果活用計画の明確性及び国家産業発展の寄与度等を総合的に考慮して選定することになる。審議結果同一点数または同一順位による競合が生じる場合には、零細発明家、個人発明家、中小企業家の発明・考案の順に支援することになる。

また、特許庁は評価結果の活用拡大を図る為、産業銀行と共に初めて特許技術価値評価による事業資金を支援する協力事業を05年2月から推進した。本協力事業を通じ、特許庁は特許技術価値評価に所要される評価費用を支援し(1件当たり5百万ウォン)、産業銀行は特許技術価値評価金額以内の範囲内で事業資金を特許の担保として支援している。このような協力事業を産業銀行に続き、技術信用保証基金にまで拡大し、06年からは産業銀行及び技術信用保証基金から特許技術価値評価による事業資金の貸出/保証を支援する予定である。

特許庁は 05 年評価費用支援事業を通じ、計 169 件に対し、16 億 8,200 万ウォンの技術性または事業性評価費用を支援した。特に、公共研究機関に対しては支援を受ける確率が低い点を考慮し、別途に 40 件を発掘し、評価費用を支援した。この経験を 06 年の公共機関休眠特許価値評価の支援事業に活用する予定である。

<表 - 3 - 1>最近 8 年間の発明評価手数料の支援実績

(単位：百万ウォン)

区分		98	99	00	01	02	03	04	05
予算(直接事業費)		100	100	604	604	800	1,080	1,584	1,682
申請件数		39	24	1473	50	57	85	212	392
支援 内訳	件数	39	24	1473	50	57	76	127	169
	金額	51	63	559	491	730	1,074	1,583	1,682

注) 1. 予算額は年度別全体予算から人件費、付帯経費等を除いた直接事業に使った費用である。

2. 00 年の IP-MART 登録技術 1,434 件評価

2. 特許技術評価機関の専門性向上

特許庁は産業財産権として登録された発明の早急な事業化が必要と認められる場合、その発明の評価の為に、関連行政機関の長と協議し、国公立研究機関、政府出資研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を発明に対する評価機関として指定できるようにしている。

特許技術の評価は高度の技術力、専門性及び客観性を要求している為、評価を担当する専門評価機関を指定する際には当該機関の過去 3 年間の産業財産権評価実績または類似業務の経験、専門人材及び評価業務を遂行するに当たって必要な施設の保有程度、評価可能な技術分野及び具体的な評価技法の保有程度等を総合的に考慮して指定するようにしている。

評価機関が詐欺等の不正な方法で評価機関の指定を受けた場合には、指定を取り消し、発明の技術性と事業性に対する評価能力を喪失した場合及び発明振興法または同法による命令や処分に違反した場合には指定を取り消せるようにしている。

また、特許庁では評価対象技術及び評価範囲、評価機関に対する資金支援及び評価手数料等に対し、評価機関と協議して定めるようにしている。但し、評価手数料の協議を行う場合には評価対象技術・評価範囲・評価機関等を考慮すべきである。評価機関は評価を要請した者の同意無しに他の人に評価結果を公表できないが、公益上必要な場合には特許庁長と協議し、評価結果を公表できる。

<表 - 3 - 2>発明評価機関の指定現況

評価分野	指定機関
技術性 評価 (29個)	韓国生産技術研究院、韓国科学試験研究院、KT&G 中央研究院、韓国海洋研究院、韓国電気電子試験研究院、韓国原子力研究所、韓国エネルギー技術研究院、韓国地質資源研究所、韓国化学研究院、韓国電気研究院、産業技術試験院、韓国生活環境試験研究院、韓国食品研究院、韓国乾資材試験研究院、セラミック技術院、FITI 試験研究院、韓国建設技術研究院、韓国機器油化試験研究院、自動車部品研究院、韓国化学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国技術取引所、技術信用保証基金、韓国産業技術評価院、韓国科学技術研究院、韓国電子通信研究院、韓国保健産業振興院、韓国科学技術院、電子部品研究院
事業性 評価機関 (12個)	韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国技術取引所、技術信用保証基金、韓国産業技術評価院、韓国科学技術評価院、韓国科学技術研究院、韓国電子通信研究院、韓国保健産業振興院、中小企業振興公団、電子部品研究院、韓国発明振興会

特許技術評価の重要性にもかかわらず、評価専門人材は非常に不足している実情であり、特許庁は特許技術評価基盤を構築する為の事業の一環として韓国発明振興会を通じ、特許技術の評価専門人材養成の為のプログラムを運営している。05年には発明の評価機関担当者等、20名余りに対し、技術評価実務教育を実施し、専門家を養成したことがある。また、5月には技術金融と評価というテーマで特許技術評価セミナー

ーを開催し、最近浮上している技術金融に技術評価が活用されている事例と共に特許庁・産業銀行の協力事業に関する内容について発表した。また、評価機関運営協議会を計 13 回開催し、評価事業の活性化方案及び制度改善事項について論議し、評価機関の関係者を対象にワークショップを開催して評価技法の共有等、評価機関間で情報を共有するようにした。

この他に、特許技術の評価及び評価結果の活用に関する優秀事例を発掘、分析して普及させることで、特許技術評価に関する認識向上及び特許技術の活用を促進する目的で活用事例集である「特許技術ジェガッパッキ（特許技術に対する適正な評価を受けよう、の意）」を 1,500 部を発刊し、評価専門人材養成課程の教育を受ける者、発明の評価機関等に配布して活用するようにした。

このような評価機関の専門性を向上する為の様々な努力にもかかわらず、現在指定された 31 個の評価機関中、実際発明の評価を遂行している評価機関は 15 個に過ぎないことが、05 年 7 月に実施した「発明評価機関の中間実態調査」で明らかになった。

同調査は過去 10 年間運営されてきた発明の評価事業を現実に符合した事業に改編する為に実施した基礎調査であり、評価機関の人材、施設及び運営現況等を把握することを目的としている。

調査結果によると、多くの評価機関において評価遂行実績が全くないか、非常に少ないのが実用であり、人材及び施設の確保の面においてもかなり不足している実情であった。特に、評価実績は技術信用保証基金の実績が全体の 97% を占めており、評価費用支援件を対象とした実績でも韓国技術保証基金が全体手数料支援件の 83% を占めている実情だった。このような評価実績からみた評価機関の評価遂行能力は技術信用保証基金を除くその他評価機関は非常に低い水準と言える。

また、02 年を起点に全体発明の評価実績中、技術性評価は徐々に減少する一方、事業性評価は徐々に増加している。評価費用が支援された件数を基準にみても、事業性評価実績が急増しており、今後の評価需要は技術性評価に比べ、事業性評価が大き

くなると考えられる。

第2節 特許技術取引インフラの改善

産業財産政策本部産業財産振興チーム機械事務官 ペク・ギョンドン

国家の長期成長を持続することを可能にするには核心技術開発の為に R&D 投資と開発された技術に対する特許権の確保及びこれらの特許の事業化が成功できるか否かが、核心的な要因として浮上している。

特許庁は韓国の発明志向的伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化に繋げる為に、国家知的財産保護及び事業化支援システムの構築を率いている。特に、「特許技術の取引」を促進する為に、オン・オフラインによる特許技術取引市場を運営し、特許技術移転博覧会を開催する等、特許技術取引情報拡散及び技術取引を直接支援する為の様々な事業を推進している。

1. オン/オフライン特許技術取引市場の基盤強化

イ. インターネット特許技術広場 (IP - MART) サービス基盤強化

情報技術 (Information Technology) と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化等、社会全ての分野で新しい生活方式への変化を促進している。

このように発達された情報技術を活用し、優秀特許技術が広く活用され、事業化に成功できるようにする為に、特許庁は 00年4月1日からインターネット特許技術広場 (IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>) を構築し、技術需要者と技術供給者間の技術取引が直接行われるように支援している。05年末現在 30,000 件余りの取引技術DBを含め、計 64,000 件余りの技術情報DBを構築している。

また、技術取引活性化の為に、インターネット特許技術広場に情報が登録されれば、

それを必要とする需要者に自動にその情報が提供されるシステム(Push-Mail)を構築して運営している。中小・ベンチャー企業で必要とする技術情報及び産業現場の苦情事項情報が産業別・技術分野別に提供されている。他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報等、技術取引支援の為の総合情報が様々な形で提供され、より簡単に技術移転契約が行われるように支援している。

一方、01年から特許出願人が技術移転を希望する場合、出願書に表示するようにし、出願公開された技術または登録された技術に対し、インターネット特許技術広場に登録されるようにすることで、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘して支援できるようにした。

インターネット特許技術広場は取引対象技術に対する広報と技術情報の提供を主に行っており、実際取引は当事者間の直接相談による個別取引または特許技術常設広場の間接支援によって行われている。05年特許技術常設広場による技術移転実績は110件と04年の98件に比べ、12%増加した。

<表 - 3 - 3>インターネット特許技術広場 DB の構築現況

	プログラム開発	追加 D/B 構築	加入会 員 (累計)	備考
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-mail サービス ・ IPC インデクシング ・ Full-Text 検索システム ・ 会員管理強化 ・ 重複される住民番号検索 ・ ID、パスワード紛失時メール発送 ・ ユーザーインタフェースの拡充 ・ 登録された技術別使用者の関心度把握機能 ・ オンラインアンケートシステム 	35,000 件	6,200 名	2000年4月 サービス 開始

	プログラム開発	追加 D/B 構築	加入会 員 (累計)	備考
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許技術常設広場技術オンライン連携展示 ・ システムの速度改善 ・ 人工知能 K-2 検索エンジンの適用 ・ D/B 情報の細分化 ・ 移転希望技術の現在進行状態の確認方法の提供 ・ 利用者分析、管理ツール ・ ヘルプ機能強化 	<p style="text-align: center;">7,000 件 (累計 42,000 件)</p>	12,120 名	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規構築技術移転情報 D/B の信頼度検証 ・ 実時間書誌情報確認 ・ Front-end/Back-end サーバープログラム言語変換 (JSP/JAVA Script 等) ・ 特許技術取引の道しるべ ・ My Page における一括技術管理 ・ 本人の連絡先を選択的に公開 ・ サイト検索機能及び結果内再検索機能 	<p style="text-align: center;">7,000 件 (累計 50,000 件)</p>	16,100 名	
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許情報の最新情報自動更新機能 ・ 利用者の実名確認プロセスの構築 ・ 国有特許の提供情報の多様化 ・ 特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報の提供 ・ 大学及び研究機関の移転対象優秀特許技術 情報提供 	<p style="text-align: center;">5,000 件 (累計 55,000 件)</p>	19,980 名	

	プログラム開発	追加 D/B 構築	加入会 員 (累計)	備考
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・専用サーバー及びストリーミング ・コミュニティーの構築、メモ機能 ・Full Text 検索の安定性等、機能向上 ・技術分類体系の変更・改善 ・PDF 明細書サービスの提供 	6,000 件 (累計 60,000 件)	21,730 名	
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・『ニュースレター』発刊 ・発明の自己診断/評価システムの登載 ・技術移転DB マーケティングシステムの確保 ・企業購買技術の詳細調査 ・合わせ型検索エンジンの導入 ・追加ドメインネーム(インターネットURL)の確保 ・政策資金/産業情報/試験/認証/装備情報の提供機関との提携 	4000 件 (累計 64,000 件)	24,090 名	

ロ．特許技術常設広場の設置・運営

特許技術常設広場は 00 年 11 月にソウル江南区駅三洞所在の発明会館の 3 階に展示場、投資説明会場等、185 坪規模に開館した。その後、03 年に韓国知的財産センター(KIPS)の 3 階に移転され、移転希望技術、事業成功技術等を周期的に交替展示している。

特許技術が取引される為には技術に対する正確な理解が必須である。試作品がある場合は該当特許技術に対する理解が比較的容易であるが、ほとんどの移転希望特許技術は試作品がなく、特許明細書が全ての場合が多い。このような特許技術の場合、試作品製作にも長い時間と多くの費用が所要され、個人及び中小企業に大きな負担とな

ってきた。

特許技術常設広場では優秀特許技術に対して該当技術が商品化された時の作動の様子と機能等をグラフィックにより具体化した映像を製作し、特許技術常設展示場のタッチスクリーンを通じて提供している。また、インターネット特許技術広場と連携し、ストリーミングサービスも行っており、技術需要者に取引技術に対する理解を増進させ、実際取引に役立てている。また、技術購買者に客観的な資料（技術性、事業性、権利性）を提供する為、優秀特許技術に対しては特許技術評価書も選択的に提供している。開館以降 05年まで計1,600余件に達する映像製作及び技術評価書の作成を支援した。

特に、技術取引市場の動向、予想収益、技術移転と事業化に対するコンサルティング及び事後管理に対する総合コンサルティングを提供する専門流通相談官を配置して運営している。技術売買・実施権許諾・クロスライセンス契約等の技術移転に関する契約書の作成時に発明家及び投資者が皆満足できる契約の標準モデルを提供している。

特許技術常設広場によって移転された技術は 00年の30件から始まり、05年には110件に達し、開設以来 05年まで計474件の技術取引の実績を挙げている。また、

01年以降毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催し、05年まで計63個の特許企業の優秀成功事例を発掘して褒賞した。

<表 - 3 - 4>権利別技術移転実績

権利別取引実績	00	01	02	03	04	05	合計
特許	29	72	54	48	72	86	361
実用新案	1	8	9	28	26	24	96
デザイン		1		9	-	-	10
商標			1	6	-	-	7
計	30	81	64	91	98	110	474

<表 - 3 - 5>類型別技術移転実績

類型別取引実績	00	01	02	03	04	05	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	58
実施許与	30	65	62	73	79	107	416
計	30	81	64	91	98	110	474

一方、特許技術移転博覧会及び特許技術大展の開催時に技術供給者・需要者及び投資者の間に話し合いの場である特許技術広場を設け、特許技術を展示している。行事期間中に無料専門相談コーナーを別途に設け、中小企業支援の為の各種相談及び事業化関連支援制度等に対する案内を行っており、05年には特許技術広場を2回開催し、計200点の技術を展示した。

<表 - 3 - 6>特許技術広場の開催実績

	2005年 第24次特許技術広場 (大韓民国特許技術移転博覧会同時開催)	2005年 第25次特許技術広場 (大韓民国特許技術移転博覧会同時開催)
主催	特許庁、韓国発明振興会	特許庁、韓国発明振興会
開催期間	2005. 5. 10 ~ 13. (4日間)	2005. 12. 13. ~ 17. (5日間)
場所	COEX	COEX
参加現	計100点 (企業1点、個人52点、公共47点)	計100点 (企業5点、個人64点、公共21点)

況		
---	--	--

2. 公共研究機関保有特許技術の民間移転促進

イ. 特許技術移転博覧会の開催

大学、研究機関等が保有している源泉・核心特許技術を事業化しようとする企業に移転する場を設ける為に、05年5月10日～5月13日までの4日間ソウル貿易展示場の太平洋ホールで「2005年大韓民国特許技術移転博覧会」を開催し、大学、研究機関の優秀特許技術98点、個人、企業の優秀特許技術40点の計138点の特許技術を展示した。

同行事は大学、研究機関等が開発された優秀特許技術を企業に移転し、大学教授、研究機関の研究員には技術移転実施料等のインセンティブを提供、企業には源泉・核心特許技術を発掘して事業化する機械を提供する等、技術供給者や技術需要者の両方により機会を提供する契機となった。

また、同行事期間中会場内に技術移転関連セミナー、相談コーナー等、様々な付帯行事を開催すると共に、発明と事業化に関する様々な広報資料も無料で配布し、行事に参加した人及び訪問者に発明に対する認識と優秀特許技術に対する認知度を高めた。同行事は1日平均3,500余名ずつ、計14,000万名が観覧し、大学及び研究機関の7件、企業及び個人の2件の計9件が技術移転された。

ロ. 特許技術移転促進融資事業

03年から新規事業として行っており、事業条件は担保、すなわち不動産、保証書が必要であり、1人(1社)当たり、3億ウォンの限度内で支援した。

融資支援対象は大学、研究機関等の特許技術を移転し、事業化する企業であり、事

業化に必要な資金を融資支援することで優秀発明の事業化を促進することが目的である。該当企業が融資支援を申請すれば、技術性、事業性等を審議した後、優秀発明である場合、貸出機関である中小企業銀行に推薦し、担保の有無を評価して支援した。

融資の条件と融資の手続きは次の通りである。

<表 - 3 - 7>融資条件

貸出金利	融資期間	貸出条件	課題当たりの 限度額
財特金利連動 (変動金利)	8年 (3年据え置き5年分割返済)	担保貸出	3億ウォン

融資手続き

支援計画樹立 (施行機関：特許庁)	・ 支援対象、申請方法、支援手続き等
事業公告 (管理機関：韓国発明振興会)	・ 中央日刊紙または経済紙に1回公告
申請受け付け・推薦 (管理機関：韓国発明振興会)	・ 四半期別申請者募集 ・ 四半期別支援対象者の選定
資金支援 (取り扱い銀行 選定者)	・ 銀行の処理手続きにより、貸出し決定
事後管理 (管理機関：韓国発明振興会)	・ 推進実態の点検

<p>結果報告 (韓国発明振興会 特許庁)</p>	<p>・支援実績、事業目標を達成したか否か等を報告</p>
-------------------------------	-------------------------------

05年度の特許技術移転促進融資事業の支援実績を調べてみると、申請・受付実績は10件の29億ウォン、審議後の推薦実績は9件の26億ウォンであり、貸出し実績は3件の6億6,400万ウォンであった。

特許技術移転促進融資事業は推薦企業の担保不足により、03年には13億ウォン中の9億4,400万ウォン、04年には13億ウォン中の5億5,000万ウォン、05年には13億ウォン中の6億3,600万ウォンが却下されたことで事業の実効性がないと判断され、05年を最後に事業は中断された。

第3節 事業化資金支援の拡大及び特許製品マーケティングの支援

1. 「特許技術事業化協議会」による事業化支援

産業財産政策本部産業財産振興チーム書記官 グ・ヨンミン

21世紀の知識基盤経済時代に技術力中心の産業構造改編と国家競争力向上の為に特許等の知的財産権を確保する核心技術を利用し、世界市場を先導する必要がある。

05年に現代リサーチ研究所に依頼し、1,000名の特許権者を対象に実施したアンケート調査によると、特許技術のうち、事業化に繋がる技術は33.2%に過ぎず、事業化に成功した比率は18.4%である。特許技術の事業化する際の主要な苦情事項には事業化資金不足が46.3%と最も高く、マーケティング及び営業能力不足が17.3%、偽造及び模倣商品が8.1%等の順であった。

特許庁ではこのような特許技術事業化支援需要に対応する為に99年11月に政府次元の支援体制として「特許技術事業化協議会」を構成し、未活用優秀特許技術の事業化に必要な資金支援を強化してきた。産業資源部、中小企業庁等、7つの政府機関と10個の関連機関が参加する同協議会は技術開発、デザイン開発、創業教育、施設・運転資金等、特許創出及び事業化段階別に様々な支援事業を展開している。

05年度に特許技術事業化協議会では融資1,823億ウォン、出資409億ウォン、補助50億ウォン、投資60億ウォン等、計2,342億ウォンの特許技術事業化支援計画を樹立し、計画対比の82%である1,927億ウォンを支援した。これは昨年支援実績の1,783億ウォンより8%以上増加した数値である。

<表 - 3 - 8>2005年特許事業化資金及び支援条件

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件(2005)
融資 (1,823億 ウォン)	産業技術開発資金のうち、特許課題(180億ウォン、産業資源部、韓国発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録または出願中の特許、実用新案保有企業の特許技術実用化に所要される費用の支援 ・年3.75%(変動金利)、3年据え置き、5年分割返済
	産業技術開発資金のうち、デザイン課題(13億ウォン、産業資源部、韓国デザイン振興院)	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン開発完了後、資金力不足企業に試作品開発融資金を支援 ・年3.75%(変動金利)、3年据え置き、5年分割返済
	開発及び特許技術事業化資金 (500億ウォン、中小企業庁、中小企業振興公団)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術性・事業性が優秀な中小企業の開発技術及び移転技術の事業化、商品化の支援 ・年4.90%(信用保証書付、変動金利)、貸出期間5年(2年据え置き)
	中小ベンチャー創業資金 (600億ウォン、中小企業庁、技術信用保証基金、中小企業振興公団)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業及び創業初期に企業経営に所要される運転及び施設資金の貸出(最高10億ウォン、運転資金は最高5億ウォン) ・年5.9%(担保、保証書付、変動金利)、年6.4%(信用貸出、変動金利)
	特許技術移転促進事業(展示、融資)(15億ウォン、特許庁、韓国発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許等の技術取引促進の為の特許マーケット開催 ・大学及び国有特許権の移転を受け、事業家する場合に所要される費用を融資 ・年3.75%(変動金利)、2年据え置き、3年分割返済

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件 (2005)
	海外出願費用融資事業 (15 億ウォン、特許庁、韓国発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人または中小企業が海外市場を効率的に開拓できるよう海外権利化費用を融資 ・年 3.75% (変動金利)、2 年据え置き、3 年分割返済
	特許権担保融資事業 (仮称) (500 億ウォン、特許庁、韓国産業銀行)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術に対する価値評価を通じて事業化資金を支援 ・融資限度：技術価値評価金額以内で 1 社当たり 5 億ウォンまで
出資 (409 億ウォン)	産業革新技術開発事業のうち、新技術実用化技術開発事業 (50 億ウォン、産業資源部、韓国産業技術評価院)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許出願後、事業化の為の追加技術開発が必要な場合に技術開発資金を支援
	新技術創業教育 (TBI) 事業 (80 億ウォン、産業資源部、韓国技術取引所)	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品開発等、新技術事業家に所要される資金を 1 人当たり 1 億ウォン以内の範囲で支援 (総所要資金の 75% 以内で無担保、無利子にて支援)
	デザイン革新商品開発事業 (45 億ウォン、産業資源部、韓国デザイン振興院)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術を元に革新的なデザインの開発を推進する企業及び関連団体に製品デザイン及びブランド、キャラクター、包装、視覚デザイン支援
	中小企業技術革新開発事業 (50 億ウォン、中小企業庁、韓国発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術を基本に 1 年以内に開発完了が可能な新製品の開発費支援 (75% 範囲内、最高 1 億ウォン、無担保、無利子)
	技術輸出マーケティング支援事業 (3.5 億ウォン、産業資源部、韓国技術取引所)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の優秀特許技術、製品の海外輸出を支援 (輸出マーケティング諮問着手費支援：1 件当たり 350 万ウォン)

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件 (2005)
	中小企業移転技術開発事業 (16 億ウォン、中小企業庁、 中小企業振興公団)	・ 大学、研究機関、企業等が開発した技術を 中小企業が移転してもらい、実用化するま でに所要される追加技術開発資金のうち、 75% 範囲内、最高 1 億ウォンまで支援 (ソフトウェアは 5 千万ウォンまで)
	農林産業技術開発事業 (58 億ウォン、農林部)	・ 農林業関連中小企業の技術開発資金支援 (75% 範囲内、最高 5 億ウォン、無担保、 無利子)
	水産特定研究開発事業 (56 億ウォン、海洋水産部)	・ 海洋水産分野中小・ベンチャー企業の技術 開発資金を支援 (50 ~ 90% 範囲内、1 ~ 10 億ウォン、無担保、 無利子)
	農業特定研究課題のうち、 新技術課題 (3 億ウォン、農 村振興庁)	・ 産・学・研の農業生命工学分野の研究開発 資金支援 (50 ~ 75% 範囲内、無担保、無利子)
	林業特定研究開発事業 (3 億ウォン、山林庁)	・ 林業分野の新技術開発及び開発技術の実用 化研究支援 (100%、最高 1 億ウォン、無担保、無利子)
	移転技術研究開発支援事業 (15 億ウォン、産業資源部)	・ 公共技術を移転された中小企業に追加研究 開発資金を支援 (75% 範囲内、無担保、無利子)
	特許経費支援事業 (30 億ウォン、産業資源部)	・ 公共技術の権利化 (特許出願、登録) 費用 支援 (国内外基準経費以内で実経費を支援)

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件(2005)
補助 (50億 ウォン)	特許技術評価支援事業 (15.8億ウォン、特許庁、 韓国発明振興会)	・特許技術の技術性・事業性評価手数料の支援 (80%国庫支援、年間4件、3,000万ウォンの限度内)
	優秀発明試作品の製作支援 事業(16億ウォン、特許庁、 韓国発明振興会)	・特許技術取引及び製品量産の前に市場の反応を調査する為に試作品の製作を支援 (80%~100%国庫支援、最大3,000万ウォン)
	特許技術常設広場シミュレーション製作支援事業 (5.8億ウォン、特許庁、韓国 発明振興会)	・特許技術取引促進のためのシミュレーション製作支援、展示(無料) IP-Mart登録技術から選定
	海外出願費用支援事業 (8億ウォン、特許庁、韓国 発明振興会)	・個人または中小企業の優秀特許技術の海外出願費用補助
	産業財産権診断事業 (4億ウォン、特許庁、韓国 発明振興会)	・特許出願前の研究開発段階で国内外特許権に対する事前総合診断の実施 (75%国庫支援、最大1,500万ウォン)
投資 (60億 ウォン)	特許事業化投資組合 (60億ウォン、特許庁)	・特許技術に基盤し、世界最高の競争力を保有できる潜在力のある特許企業を発掘・投資

<表 - 3 - 9>特許技術事業化協議会による支援実績

年度	支援内訳	備考
00	支援計画 377 億ウォン対比 73%の 277 億ウォン支援	

年度	支援内訳	備考
01	支援計画 506 億ウォン対比 110%の 559 億ウォン支援	
02	支援計画 1,039 億ウォン対比 105%の 1,135 億ウォン支援	
03	支援計画 1,471 億ウォン対比 121.5%の 1,788 億ウォン支援	
04	支援計画 1,831 億ウォン対比 97.4%の 1,783 億ウォン支援	
05	支援計画 2,342 億ウォン対比 82%の 1,927 億ウォン支援	

2. 特許技術担保貸出支援プログラムの整備

産業財産政策本部産業財産振興チーム機械事務官 キム・ギヨン

特許事業化実態調査によると、毎年特許事業化における最も大きな苦情事項は資金不足である。しかし、特許庁は特別会計という会計構造上の問題点により、直接企業に事業資金を支援できる程の予算を確保・運営できる与件が整っていない。この為、特許権者からの請願が耐えないのも事実である。

特に、個人または中小企業家の特許権者はほとんどの場合、財務与件等が悪い実情である為、物的担保または信用で資金を支援してもらうことが非常に難しい状況であった。結局このような問題を解決する為には技術力を担保にし、資金を支援するプログラムが作られなければならないが、このような要求にもかかわらず技術担保の危険性により、05年以前まで金融圏では技術担保による資金支援商品を運営できなかった。

特許庁は96年以降から運営してきている特許技術価値評価事業の経験に基づき、該当技術の事業性を正確に評価できれば、技術を担保に資金を支援することがそれ程難しいことではなくなるということを見抜き、金融機関に特許担保事業の導入に対し、2000年以降持続的に打診してきた。しかし、評価結果の信頼度問題及び IMF 以降に保守的に資金を運営している金融機関の現実等が問題となり、金融機関はなかなか

特許担保事業を導入することができないでいた。

このような協議過程を通じ、一般金融機関が特許担保事業を導入するまでには相当な日数がかかると判断し、評価能力のある金融機関である産業銀行と特許担保事業の導入に対し、集中的に協議するようになった。何故なら、金融機関が自ら危険を負う為には自己判断による資金支援決定をしなければならず、特許担保事業の特性上技術評価能力を保有した金融機関でなければ技術力を担保に事業資金を支援することができなかつたからである。

本協商戦略は技術革新型中小企業を育成する為の時代状況と合っており、大きな成果を得ることになった。すなわち産業銀行はベンチャー企業支援対策の一環として特許担保事業の導入を検討し始め、その結果 05 年 2 月に特許庁との業務契約により、特許技術価値評価による特許担保付き事業資金支援プログラムを施行するようになった。

特許担保事業は産業銀行が技術価値評価を遂行し、その価値評価金額以内で事業資金を支援するが、特許庁が評価に所要される費用を支援するようにしており、財務構造が劣悪な優秀特許保有企業（ベンチャー企業）が技術価値評価を通じ、事業資金を調達できるようにした。

特許担保事業を通じ、産業銀行は 05 年中に計 25 個企業の事業化の為、計 86.3 億ウォンの事業資金を支援し、特許庁はその中の 22 個の企業に対し、評価費用を補助した。評価費用が支援されない 3 つの企業は評価費用支援対象でない出願中の技術であり、産業銀行は特許庁の評価費用支援無しで自主的に価値評価を遂行し、資金を支援した。

産業銀行の特許担保事業の運営成果は同一形態の協力事業が技術信用保証基金に拡大される契機となり、技術信用保証基金は 05 年 12 月に特許庁と協約を締結してから産業銀行より、支援対象を拡大した「特許技術価値評価保証」制度を運営することにした。

特許技術価値評価保証制度は産業銀行に比べ、支援対象を「特許権保有企業」に拡大し、産業銀行の場合と同じく、技術信用保証基金が特許技術価値評価を遂行し、価値評価金額以内で10億ウォンを限度に保証支援を行う制度である。特許庁は評価に所要される費用を支援することを主内容としている。特許技術価値評価保証制度は06年から運営される予定である。

<表 - 3 - 10>特許担保貸出支援プログラムの種類

区分		特許担保事業	特許技術価値評価保証事業
支援対象		特許登録保有中小・ベンチャー企業 (売上げ実績)	特許登録保有中小・ベンチャー企業(個人事業者、法人)
支援内容	事業資金	価値評価金額以内	価値評価金額以内10億ウォン限度
	評価費用	500万ウォン (自己負担200万ウォン)	500万ウォン (自己負担200万ウォン)
申請・受付資金支援機関		産業銀行	技術保証基金
技術評価機関		産業銀行	技術保証基金

3. 優秀特許製品のマーケティング支援強化

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 イ・ハクジン

イ. 大韓民国特許技術大展の開催

大韓民国特許技術大展は優秀発明品の展示を通じ、技術移転及び優秀特許技術の早期事業化を促進し、全国民の発明意識鼓吹と発明家の士気向上の為に実施する年中行事である。

同行事の展示分野は一般展示コーナー、特別展示コーナー、特許技術事業化支援コーナーに区分される。一般展示コーナーでは個人または企業の特許・実用新案・デザインの出願または登録された発明品を機械・金属、繊維・化学、電気・電子、情報通信、土木・建築等、技術分野別に展示する。特別展示コーナーでは国庫補助支援試作品、国際発明品展の受賞作品、職務発明コンテストの入賞発明品、特許技術賞受賞品等を展示する。

また、特許技術事業化支援コーナーでは審査官、弁理士、公認会計士、経営指導士、技術取引士等が発明から権利化・事業化までの全般的な苦情事項及び手続きについて無料で相談にのる。

大韓民国特許技術大展では発明家の士気向上及び全国民の発明意識向上の為、一般展示品を対象に、大統領賞、国務総理賞、WIPO 事務総長賞、特許庁長賞等を褒賞している。

褒章する発明品の選定は主管機関の褒賞推薦審査会議を経て特許庁公的審査委員会で最終的に決定し、中小企業及び個人発明家を優待する。

この行事では展示特許技術の売買・譲渡及びライセンスの機会を付与し、次年度の『発明の日』行事時に出品企業または褒賞者には加点が付与される。また、褒賞企業に対しては優先購買の申請時優待している。

05年には236件が出品され、148件を一般展示し、優秀特許製品に対しては大統領賞を含み、119名に褒賞することで、発明家の士気を向上させた。特に、技術相談を通じ、輸出及び代理店開設の相談が90件余り行われ、合同投資及び販売契約が500件余り決まり、技術事業化に大きく寄与した。

<表 - 3 - 11>大韓民国特許技術大展出品現況及び観覧人員

年度 区分	00	01	02	03	04	05
出品申請	316	277	393	257	286	236
展示件数	138	179	192	160	166	148
観覧者数	31,350	30,100	115,724	25,200	112,680	27,060

□ . 100 大優秀特許製品の選定及び広報

100 大優秀特許製品の選定事業は特許発明を製品化した優秀特許製品を選定し、授賞・広報することで、特許製品を生産する中小企業の販売ルート拡大と市場進出を支援する為のもので、02 年度に始まった。

100 大優秀特許製品は上半期・下半期に分け、それぞれ 50 件ずつ選定され、特許新製品と特許ヒット製品を半分ずつ含む。選定基準は生活用品、機械製品、電子製品、化学・生命工学製品等、4 つの分野に分け、技術性、事業性、デザイン等の評価により選定する。選定された製品のうち、優秀特許製品に対しては産業資源部長官賞、特許庁長賞、韓国日報社長賞等を授与する。

同大会で選定された優秀特許製品は大韓民国発明特許大展出品で特別展示され、韓国日報の特集記事等で製品の優秀性について広報されるようになる。また、特許庁は同製品の優先購買申請時に優待する等で販売ルート開拓を支援している。

05 年には生活分野の特許製品よりは生命工学・化学分野及び電気電子技術分野をより多く選定し、最近の特許技術を広報した。05 年 12 月に開催された大韓民国特許技術大展出品の特別展示を通じ、事業化相談 20 余件、技術相談 50 余件が行われる等、技術事業化でも大きな成果を挙げた。

<表 - 3 - 12>100 大優秀特許製品の選定現況

区分		02	03	04	05
公募件数		417	169	291	325
選 定	生活分野	33	23	33	20
	機械分野	26	26	27	24
	生命工学・化学分野	13	26	12	26
	電子分野	28	25	28	30

八．特許製品電子商取引システムの構築・運営

特許製品電子商取引システム(e-marketplace)は特許または実用新案として登録された優秀特許製品をサイバー空間上で取引できる電子取引インフラである。

バイインベンション(www.buyinvention.com)と命名されたこのシステムは韓国発明振興会が構築と運営を担当する。技術力はあるが、資本及びマーケティング能力が不足している個人及び中小企業の特許商品に対し、販売ルートを支援する為の公益的な性格の事業である。

本システムが 04 年 10 月に本格的なオンライン取引サービスを開始したことで、特許庁は研究開発を通じた発明と発明の権利化、特許発明の事業化及び特許製品の販売による利益実現を通じ、再び研究開発投資と繋がるようにする全体的な発明支援体制を構築するようになった。

入店者の資格は特許(実用新案を含む)技術を保有(権利者または実施権者)しており、該当技術を商品化し、国内に製品を供給できる者で、中小企業、個人、団体または組合としている。入店商品の要件は国内企業保有の特許製品として供給可能な在庫を確保しており、B2B または B2C 電子取引に適合な物品としている。入店商品の選

定は関連分野の専門家で構成された品質評価委員会で技術性、商品性、品質保証性、物品調達性及び事業推進度等を総合的に審議し、決定することになる。

03年には9億6千万ウォン、04年には12億3千万ウォン、05年には9億3千万ウォンの予算が投入されたこの事業は発明特許品取引活性化の為に、販売商品に発明特許品以外にもアイデア商品、優秀デザイン商品、新技術認証商品等を入店させ、顧客関係の強化及び顧客満足サービスを提供しようと、特許商品のe-カタログDB拡充と365日開いた顧客相談コーナーを開設し、発明特許品に対する顧客不満を迅速に処理している。また、既存の流通ルート及び販売ネットワークの活用を通じ、発明特許品の販売拡大を支援している。

05年には発明特許品の取引を活性化させようと入店商品を3,000余点以上確保し、会員も38,102名に増員され、売上額が0.5億(04年)から52.2億(05年)に大きく増加した。また、調達庁、中小企業流通センター、韓国電子取引協会、ECグローバル、(株)オークション等と業務協力することで、既存の流通ルート及び販売ネットワークの活用を通じ、発明特許品の販売ルート支援を拡大した。

<表 - 3 - 13>特許製品の電子商取引システムの運営実績

区分	会員現況	入店商品	取引件数	売上額
03	-	500点	-	-
04	3,580名	1,500点	133件	0.5億ウォン
05	38,102名	3,251点	907件	52.2億ウォン

第4章 積極的な知的財産分野の国際協力推進

第1節 主要国との内実ある両者協力の強化

1. 国内企業の海外知的財産権獲得の為の便宜増進

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 キム・ホンジュ

特許庁長会談は相手国家と知的財産の懸案事項に関して議論し、合意を導出できるだけでなく、会談の合意事項を具体的に推進する為の事後措置が進行されるという点で特許庁国際協力業務の中で重要な位置を占めている。

1990年以降特許庁は主要国家と庁長会談を定例化してきている。2005年の場合、10回の庁長会談を開催し、米国、EP0、フランス、オーストラリア、ニュージーランド等の主要国家と選考技術共同調査及び優先権証明書類の電子的交換に合意したことで、量的な面だけでなく質的な面でも大きな成果を挙げた一年と評価できる。

まず、1月に第16回韓・日庁長会談を大田で開催し、両国間の情報交換及び知的財産権分野で相互共助を強化することにした。また、両国間に「特許審査ハイウェイ」を構築することに合意したが、これは両国に共同出願された件に対し、自国の審査がある場合、これを優先審査形態にし、審査を早期処理することであり、日本側の提案意図を分析してみた時、これは韓国の審査水準及び特許審査インフラに対する信頼の結実であると言える。

次に、3月29日から4月1日まで第7次韓・豪庁長会談、第2次韓・ニュージーランド庁長会談及び第11次韓・中庁長会談がキャンベラ、ウェリントン、上海で連続で開催された。まず、韓・豪庁長会談では両国間に先行技術共同調査を2006年度の下半期から推進することにし、優先権証明書類の電子的交換の為の実務協議を早急に着手させることに合意した。翌日に開催された韓・ニュージーランド庁長会談では韓国の特許庁がニュージーランドの国際調査及び予備審査機関と指定される成果を挙げた。

これは韓国の特許庁の審査水準が開発途上国以外で初めて先進国から認められたという点で意味のあることである。4月1日に中国上海で開催された韓・中庁長会談では先行技術共同調査事業を含む両国間の協力を拡大することに合意した。

次に、4月14日にソウルで第5次韓・仏庁長会談が開催され、6月28日及び29日の両日間にドイツミュンヘンで第3次韓・独庁長会談及び第6次韓・EPO 庁長会談が開催された。まず、韓・独庁長会談で特許庁は優先権証明書類の電子的交換と特許審査官の交流協力方案に対し提案したが、ドイツは自国の電算システムの都合上2010年以降でないと同交換が難しいことを説明し、了解を求め、特許審査官交流に対しては実務協議を通じて推進させることに合意した。翌日に開催された韓・EPO 庁長会談では韓国特許情報をヨーロッパに普及する為に、2006年の下半期からウィーンにヘルプデスクを設置することを合意し、その他にも優先権証明書類の電子的交換、特許手続きに対する専門家会議の開催、特許情報に対する販売代行及び転売権行使、EPTOSとPCT-ROADを統合の推進等に合意した。

米国との庁長会談は9月23日にワシントンで開催される予定だったが米国側の事情により、WIPO 総会期間中である9月27日にジュネーブ韓国代表部で開かれた。この会談では優先権証明書類の電子的交換に合意した他、米国が韓国をEPOの次にPCT国際調査及び予備審査機関として指定することに合意した。知的財産権分野で米国が占める割合と役割を考慮すると、この決定は米国が韓国の審査水準を認めたことになり、韓国の特許庁にとっては歴史的な出来事であった。

11月30日と12月1日、大田で第18次韓・日庁長会談と第5次韓・中・日庁長会談が開催した。韓・日庁長会談では韓・日間に推進することに合意した「特許審査ハイウェイ」を米国等の周辺国家に拡大し、両国が開発途上国の知的財産権支援の為に推進しているWIPOファンド事業の運営において相互情報を交換することに合意した。翌日開催された韓・中・日庁長会談では3国間の特許審査結果の相互認定段階である東北アジア特許共同体の実現という3国間特許協力の共同目標を提示し、今後具体的な実践方案に関するロードマップを推進することに合意した。

このように2005年は米国とニュージーランドのPCT国際調査及び予備審査機関と指定され、韓国の特許審査水準が全世界で認められ、米国、オーストラリア、ニュージーランド、フランス等と新たに優先権証明書類の電子的交換に合意したことで、韓国国民の海外出願支援の為の大きな成果を挙げた一年だったと評価できる。

2. 東北アジア特許制度統一化の中心的な役割の遂行

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 チャ・ジンスク

イ. 3国庁長会談の推進経緯

韓国を含む日本と中国の3国はアジア地域の主要国家であり、世界産業財産権出願を先導する国である。3国特許庁間の協力関係は東北アジア地域のみならず、アジア・太平洋経済圏はもちろん国際的な知的財産権規範の形成と知的財産権システムの統一化趨勢に少なからず影響を及ぼしている為、国際的に注目されている。

韓国の特許庁はこのような認識の下、2000年韓・中・韓・日特許庁長会議で韓・中・日3国間の特許協力関係構築の必要性を強調しながら、3国特許庁長会議を提案し、中国と日本特許庁もそれに同意した。2001年8月14日～15日の両日に渡り3国特許庁長会談開催の為の3国実務会議が中国北京で開催され、同会議で3国庁長会談の具体的な日程と協議議題について合意した。

ロ. 第1、2、3、4次会談の成果と意義

2001年9月11日で日本で開催された第1次韓・中・日3国特許庁長会談は何よりも3国の特許庁長が初めて一つの場に集まり、意見を交換した。また、今後3国間の庁長会談を定例的に開催することで東北アジア地域の特許協力基盤を構築したことで重要な意味を持つ。

第1次会談から3国特許庁長は出願人の便宜性を最大化する統一された特許制度の構築が3国の科学技術発展と経済交易促進に寄与するという認識を共にした。3国庁長会議の定例的開催、常設事務協議体の運営、共同専門家グループの構成及びアセアン国家との協力体制の構築に共同で努力する意見の一致を導き出した。また、3国特許庁はWTO及びWIPO次元の知的財産権国際規範の論議及び形成過程で互いに緊密な共助体制を維持することに合意した。

第2次3国特許庁長会談は2002年11月25日にソウルで開催された。同会議では第1次会議開催以降協力事業の進行現況を確認し、新しい協力事業を発掘する形態で進行された。その為、電算分野の共同専門家グループの構成、特許審査分野に関する各国別業務協議窓口（contact point）の指定及び関連資料と情報交換の推進、知的財産権の創出、事業化をテーマにしたセミナーの共同開催等、新しい協力事業に対し、3国が共同推進することに合意した。

2003年11月に北京で開催された第3次3国特許庁長会談は3国間に実質的で実現可能な協力アジェンダを設定、推進する転機となった。韓国側が提案して合意された3国技術同義語辞典の開発をはじめ、中国側が準備している3国共同ウェブサイト開発等が3次会談で合意されたことである。この他にも3国はSARS等で延期された3国セミナー共同開催をはじめにアセアン国家との協力模索、3国間優先権証明書類の電子的交換の推進等、重要事項に対する合意に至った。

2004年11月30日に日本東京で開催された第4次3国特許庁長会談ではPCT改革、特許実体法の統一化、遺伝資源及び伝統知識の保護法案等、国際的な知的財産権話題に対する意見を交換し、3国間の共助を確かめ合うと同時にR&D方向樹立に3国の特許情報を共同活用することに決めた。これにより、世界特許出願1位（日本）、3位（韓国）、4位（中国）である3国の特許情報活用に対する相乗効果が期待できる新しい論議の方向を設定した。

また、同会談では2004年10月に東京で開催された第2次情報化共同専門家グループ（JEGA）会議の結果を高く評価し、3国共同ウェブサイトの構築、優先権証明書類

の電子的交換、3国技術同義語辞典の開発及び3国間データベース相互活用の為の技術的検討の4つの協力事業を推進する為に共同で努力することに合意した。

第1次3国特許庁長会談が東北アジア地域の特許協力の基礎となり、第2次3国特許庁長会談が3国間特許協力の基盤作りとなった。第3次及び第4次3国特許庁長会談は3国特許庁長会談が実質的な成果を創出する段階に進歩したことを示していると評価できる。

八．第5次会談の成果と意義

2005年12月1日大田で開かれた第5次3国特許庁長会談で3国は首脳会談及び国際社会の期待に応える3国協力の新しい跳躍の必要性について共感した。3国間特許審査結果が相互認定される段階の協力を共同の目標に、今後その実践方案を整備すると共に、ロードマップを作成し、推進していくことに合意し、3国特許協力が一段階跳躍する契機を作った。

同会談は3国の交易量が世界全体交易量の1/5を占めており、日々拡大していく現時点で、全世界特許出願の半分に近い3国の知的財産権力量を元に21世紀世界経済秩序を主導する為の東北アジア3国間特許協力の新しい論議の枠組みを整備したと評価できる。

二．今後の推進計画

特許庁は出願人が東北アジア地域でより簡単に特許獲得が可能になるよう、登録された権利が域内で十分に保護されるよう、3国間特許協力を強化していく予定である。また、増え続ける特許出願に効果的に対応し、世界的に論議されている特許統一化の動きに対応する為、審査結果の相互交換等、3国間に協力可能な分野を模索している。更に、論争が熾烈になってきている国際知的財産権について3国間で共同対応できる部分を探索している。これまでの構築された信頼を元に3国特許協力が建設的な結果を導き出せるよう、特許庁は更なる努力を惜しまない予定である。

第 2 節 知的財産権国際論議で韓国の立場を積極的に開陳

1 . 知的財産権国際規範形成論議に積極対応

産業財産政策本部国際協力チーム電気事務官 キム・テグン

イ . WTO/TRIPS 論議

2005 年には DDA²⁶⁾ 協商等の為の TRIPS 理事会が 3 回、香港では WTO 閣僚会議が開催された。同会議では「TRIPS 協定と公衆保健議題」、「地理的表示関連議題」、「生命工学関連議題」等が論議されたが、このうちの公衆保健議題を除く他の議題に対しては国家間の意見がかなり対立し、これといった論議の成果は得られなかった。

まず、特許の強制実施関連条項である TRIPS 協定第 31 条 (f) は強制実施権と関連し、医薬品生産施設がないか、不足している国の医薬品供給を事実上不可能にしている為、TRIPS 理事会では強制実施を通じて生産された医薬品の輸出を可能にする方案と強制実施の対象となる疾病の範囲及び医薬品の種類等に関する協商を行った。

熾烈な激論の末、2002 年 12 月に国内市場供給関連条項である TRIPS 第 31 条 (f) 項に対する効力停止及び各国の疾病範囲に対する裁量認定を骨子とする議場の草案を基本内容とする 2003 年 8 月の最終決定分が妥結された。また、2005 年 12 月にはようやく TRIPS 協定第 31 条の 2 の新設が合意され、開発途上国の公衆保健問題解決の為、輸出医薬品の強制実施権を発動できる根拠が整った。

地理的表示に関してはブドウ酒及び蒸留酒 (wines and spirits) に対してのみ認められている追加的な保護 (additional protection) をブドウ酒及び蒸留酒以外の商品に拡大することを扱う「地理的表示の追加的保護の拡大」問題とブドウ酒及び蒸留酒の地理的表示を容易にする為、「ブドウ酒と蒸留酒の地理的表示の通知と登録の為の多

²⁶⁾ Doha Development Agenda の略である。

者間登録システムを設置」する問題が論議中である。

まず、地理的表示の追加的保護の拡大問題は地理的表示保護において、商品間に差別をする必要がないという理由からその拡大を主張する国家（EC等の旧農業国家）と現行保護システムでも十分な保護が可能であると主張しながら、追加的な保護拡大による経済的、行政的費用の発生可能性に憂慮を示す拡大反対国家（米国、オーストラリア等の新農業国家）の対立構図が続いている。

次にブドウ酒及び蒸留酒に対する国際登録システムの設置問題は別途の地理的表示登録制度が存在しない国家で追加的な義務負担をもたらさない非拘束的なシステムを賛成する国家（米国、オーストラリア等の新農業国家）と拘束的なシステムを賛成する国家（EC等の旧農業国家）間で意見が対立しており、これからも両者の論争及び対立が持続されると予想される。

生命工学関連議題は生命体に対する特許付与、植物新品種の保護方案及び伝統知識と遺伝資源の保護等に関するもので、生命体に対する特許の制限と伝統知識に対する強力な保護を主張する開発途上国と現行の知的財産権制度内で同事案を論議しようとする先進国の立場が対立している。

最近には両側の立場が対立する中、特許出願書に遺伝資源の出所公開を義務化する問題と遺伝資源使用時に事前同意と利益共有を要件化するかについて先進国と開発途上国間の激しい論議が展開されている。

ロ．2005年のWIPO総会

9月26日（月）から10月5日（水）までジュネーブで開催された第41次WIPO総会でキム・ジョンガブ特許庁長は基調演説で韓国が過去1年間推進してきた知的財産権分野の成果を紹介し、知的財産（IP）が国家の経済、社会発展に効果的な手段であることを強調した。キム庁長は韓国がPCT出願分野で挙げた成果と2004年ソウルで開催された『低開発国IP閣僚会議』を言及し、韓国が2004年からKorea Trust Fund

を助成し、8つの細部事業で33の開発途上国を支援していることを力説した。また、これからも知的財産権制度の発展経験の共有及び韓国と世界の知的財産権発展の為にWIPO及びその他会員国と積極的に協力していく方針であることを明らかにした。

これに対し、低開発国(LDCs)を代表してアフリカのベナン、カンボジア及びホンジュラス代表等は韓国の開発途上国知的財産権制度発展に対する貢献に感謝の意を表し、韓国の発展経験が低開発国成長の良いモデルとなるという見解を提示した。

総会では2004～2005年上半期の事業結果に対する評価を行い、2006年度商標法外交会議の開催地選定等には合意したが、WIPO開発アジェンダ及び特許法常設委員会の今後の運営計画、伝統知識及び遺伝資源の出所公開等、主要議題は開発途上国と先進国間の立場の違いにより、結論に至ることはできなかった。これを受け、韓国は今後WIPOの主要会議に対処する為に、各争点に対する具体的で体系的な立場定立が必要になった。

この他にも、キム庁長はWIPOのカミールイドリス(Kamil Idris)事務総長と別途に会い、国際知的財産研修院(IIPTI)をWIPO最初の公式研修機関に指定することに合意した。

八．PCT同盟総会及びPCT改革会議

9月にジュネーブで開催された第34次PCT総会で5月の第7次PCT改革実務会議で合意し、上程された優先権回復等、6つの改正案に合意し、同合意事項に対し、国際出願の電子的公開等、3つの改正案は2006年4月から、優先権回復等、3つの改正案は2007年4月から効力が発生することを承認した。これにより、2000年第1次改革実務会議から論議されてきた簡素化の為にPCT関連主要事項に関する改正案が通過したことになる。

また、同総会では第21次PCT技術諮問委員会(CTC)で上程された韓国の特許文献のPCT必須文献追加議題に対し、2007年4月1日から採択することにし、韓国の地位

が高くなる契機となった。

二．WIPO 内の各種常設会議

特許庁は 2005 年 4 月、11 月に開催された商標法常設委員会（SCT）と 2005 年 6 月に開催された特許法常設委員会（SCP）の特許実体法統一化論議に参加した。まず、商標法常設委員会（SCT）では商標法条約の改正、実体商標法の統一化、新しい形態の標章保護、インターネット上の商標保護、商標異議申請手続きの統一化、デザインと立体商標、地理的表示保護、パリ協約第 6 条の 3 関連国家記章等の保護範囲及び手続きの改善等が論議された。

次に、特許実体法条約（SPLT）の論議を進展させる為に、米国等 20 ヶ国が 2005 年 2 月にカサブランカで WIPO 主催の非公式集まり（韓国不参加）を開いた。6 つのテーマに論議対象を限定し、争点事案を特許法常設委員会と政府間委員会に区分して論議するといういわゆる「カサブランカ宣言」が採択された。これにより、6 月に第 11 次特許法常設委員会（SCP）が開催され、同宣言に対し、先進国と開発途上国間で熱い論議が繰り広げられたが、先進国と開発途上国の主張及びスイスの仲裁案等が全て採択されず、何も合意されないまま会議は終わった。また、第 32 次総会でも特許法常設委員会（SCP）で提起された主張が繰り返され、第 11 次 SCP の論議結果を公式報告書に採択し、特許実体法条約（SLPT）の今後の推進日程を合意するに留まった。

ホ．APEC 論議

05 年に APEC 内の知的財産権分野で最も重要な論議事項は韓・米・日の 3 国が共同で提案した「APEC 偽造及び不法複製防止構想」と 3 つのモデルガイドラインが採択されるか否かであった。同構想と 3 つのモデルガイドラインは APEC 域内の知的財産権侵害物品の取引防止の為に執行体制を整備する為のものであり、05 年 6 月に通商長官会議（MRT）で最終的に承認、採択された。

同構想は知的財産権保護に関し、範囲が広く、高い水準の執行体制樹立を取り扱っ

ている為、会員国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国の特許庁は中国及び ASEAN 市場等で韓国の知的財産権保護必要性等を念頭におきながら、共同提案国として参加し、同構想が実現可能で、我々の立場も適切に反映できるようにした。

また、特許庁は APEC 内知的財産の活用と拡散の為に「APEC イーラーニング (E-learning) コンテンツ製作事業」を承認してもらった。同事業は特許庁が事業予算の 60% (218,000 ドル) の資金を負担するマッチングファンド形式で推進されるものであり、国内及び知的財産権先進国 (米・日・ヨーロッパ、WIPO 等) から特許情報活用に関する資料を収集し、E-learning コンテンツとして開発及び普及する為の事業である。

2. WIPO、APEC 等との知的財産権協力強化

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 キム・ホンジュ

イ. WIPO との知的財産権協力強化

特許庁は WIPO と 2001 年 11 月に大田で「KIP0-WIPO 間の協力の為の基本協定 (Framework Agreement of Cooperation between WIPO and KIP0)」を締結し、知的財産権の制度化及び執行において国際的水準の維持、韓国信託基金の設置運営を通じた対開発途上国知的財産権情報化支援事業の拡大等で国際機構内の位置を高めている。まず、2003 年から WIPO 事業予算委員会議長国の役割を任され、WIPO の開発途上国と後進国の知的財産権基盤構築の為に努力しながら、先進国と後進国間の調整者の役割を遂行してきた。また、第 23 次 NICE 同盟会の総会副議長の役割を遂行しながら NICE 第 9 版の導入に貢献した。

特に、特許庁は 04 年度に WIPO と締結したコリアファンドの設置協定により、04 年～ 05 年に渡って韓国信託基金 1 次年度事業を遂行したが、33 ヶ国を対象に、情報化コンサルティング、PCT 電子出願システムの開発及び普及、特許情報検索サービス

支援、中小企業の知的財産権力量強化、知的財産権国際セミナーの開催、WIPO-国際知的財産権研修院共同教育課程の開催等を通じ、開発途上国の知的財産権基盤構築に貢献した。

2次産業でも特許庁はPCT電子出願システムの機能強化及び普及、PCT on/off-line training、特許庁/WIPO共同セミナー、マドリッドシステムに関するアジア太平洋地域のラウンドテーブル、開発途上国の特許管理コンサルティング、中小企業の知的財産権管理能力の向上、極貧開発途上国の知的財産権情報センター設立等、7つの細部事業に対し、WIPOと協議しながら推進している。

ロ．APECとの知的財産権協力強化

アジア・太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）はアジア及び太平洋沿岸国家の円滑な政策対話と協議を主目的に作られた、政府と民間が自発的に参加する『ゆったりとしたフォーラム（Forum）』形態の協力団体である。

1989年オーストラリアキャンベラで開催された12ヶ国間閣僚会議を起点に始まった。1993年にクリントン米国大統領の提案で米国シアトルで第1次首脳会議が開催され、2005年には韓国釜山で開催された。これまでの間APEC会員国数においても12ヶ国から21ヶ国に増えた。

APEC内知的財産権関連論議は域内における知的財産権の保護・執行に焦点が合わせられており、自発性、全員合意による決定方式で明確な成果物の導出が難しい中、特許庁と韓国は2005年一年間活発な活動を行った。まず、2003年7月にカナダのバンクーバーで開かれた第17次会議で韓国が知的財産権専門家グループ（IPEG）の議長国に選任され、2004年4月から中国北京で開かれた第19次会議から議長の役割を着実に遂行してきている。特に、2005年2月に韓国で開催された第20次会議及び8月にフィリピンで開催された第21次会議で議長国として当時論議中の『GIに関するアンケート』、『光ディスク不法複製防止のイニシアティブ』、『商標出願書の標準様式』等の早急な修了及び新しい事業発掘を注文して同意を得る等、効果的な会議進行及び推進

事業の整理等を通じ、リーダーシップを発揮した。

また、特許庁は『知的財産情報の活用』という議題の主導国として APEC 基金を活用し、知的財産権 E-learning コンテンツを製作し、特許庁及び IP Academy の教育教材として活用し、全世界にサービスを提供する為に『知的財産権 E-learning コンテンツ開発事業』を提案し、承認を受けた。

特許庁は 2005 年の成果を元に IPEG 会議の議長国任期が終了する 2006 年 3 月まで議長業務を忠実に遂行していく計画であり、新しい議題開発及び国益増進の為に、引き続き努力していく予定である。

第3節 FTA 知的財産権分野の協商

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 パク・ヨンウ

イ．韓 - EFTA FTA における知的財産権分野の協商対応

1) 推進経過

韓国とEFTA²⁷⁾は両側相互交易の自由化の為、2004年8月から10月まで2回の産・官・学共同研究を経て、2005年1月から7月まで4回の公式協商を開催した。また、2005年7月に韓・スイス両者通商長官会議の際、FTA協商の実質的な妥結を宣言し、2005年12月にFTAに正式に署名した。

2) 主要協商結果

両側は知的財産権保護原則に関し、内国民待遇及び最恵国待遇原則の下、知的財産権を効果的に保護し、保護の執行手段を整備すると共に、貿易歪曲を避ける為に持続的に協議することにした。

両側は経済・文化的発展の為、両側間の人的交流、情報交換、経験の共有及び発明の認識向上と第3国との知的財産権事項に協力することにした。また、TRIPS、パリ条約及びベルン協約を遵守し、WIPO 実演・レコード条約(WPPT)、デジタル著作権条約(WCT)及びローマ協約に2008年までに加入することにした。

特許に関し、両側は人間の治療方法及び動植物の変種に対してのみ例外を設けることにし、医薬品・植物保護制に限り、市場侵入に所要されると考えられる5年の範囲

²⁷⁾ EFTA (European Free Trade Association: ヨーロッパ自由貿易連合)とはストックホルム条約により、1960年5月に発効され、EEC (European Economic Area) より経済統合の程度が弱い。現在会員国はアイルランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスである。

内で特許存続期間を延長することに合意した。

未公開情報の保護に対しては協商対象国が決定する一定期間間、先申請者の未公開情報に依存し、後申請者が市場侵入を認められることを禁止することにした。

地理的表示に関して両側は地理的原産地を誤認させたり、不正競争行為を構成するサービスの使用を禁止し、韓 - EFTA FTA 発効 3 年後に地理的表示に対する協商を始めることにした。また、TRIPs による知的財産権の執行及び維持を強化することにした。

3) 主要成果及び経済的効果

韓 - EFTA FTA を通じ、両側は内国民待遇、最恵国待遇等、知的財産権保護と原則的な規定及び特許、地理的表示等、実体的な規定の整備することで、知的財産権保護水準を向上できると期待される。

知的財産権分野の FTA 締結により、貿易歪曲を避けたり、治癒できる協議手続きが整った為、知的財産権を元にした高麗人参等の商品及びサービスの交易が拡大されるものと期待される。

経済・文化的発展の為、両側間の人的交流、情報交換、経験の共有及び発明の認識向上に対し、協力することに合意した。これにより、両側間で知的財産権分野の相互協力が増進されると期待される。

参考：韓 - EFTA FTA 推進経過

2005.1.18-21	第 1 次協商開催（ジュネーブ）
2005.4.4-8	第 2 次協商開催（ソウル）
2005.5.30-6.2	第 3 次協商開催（ノルウェー）
2005.7.4-8	第 4 次協商開催（ソウル）
2005.7.12	FTA 協商妥結宣言（中国大連）

2005.9.13	韓 - EFTA FTA 仮署名（ジュネーブ）
2005.12.15	韓 - EFTA FTA 正式署名（香港）

ロ．韓 - ASEAN FTA における知的財産権分野の協商対応

1) 推進経過

ASEAN²⁸⁾ は 1997 年以降持続的に韓国との FTA 締結を希望しており、2003 年 8 月に韓 - ASEAN 首脳会議の際、両側は FTA を含む包括的な経済協力強化方案に関する共同研究開始に合意した。また、2004 年 3 月から 8 月まで 5 回の専門家会議を経て、2005 年 2 月から 12 月まで 8 回の公式協商及び 3 回の通商長官会議を開催し、2005 年 12 月韓 - ASEAN 首脳会議で包括的な経済協力に関する基本協定（Framework Agreement）に正式署名した。

2) 主要協商結果

両側は知識基盤経済下で経済的競争力の要素としての知的財産の重要性が増大してきていることを認識し、知的財産分野の相互協力を強化することに合意した。

両側は知的財産の創出・事業化に対する情報交換及び経験共有、知的財産分野の情報交換、経験共有及び各当事国の人的資源の教育訓練、WIPO 管掌 PCT 条約の締結国として PCT 国際調査・国際予備審査における協力、知的財産権保護に関する教育及び認識向上、ASEAN 地域における特許・商標を含む知的財産 DB の発展及び現代化の為の支援提供、知的財産保護における協力の強化等に合意した。

²⁸⁾ ASEANとは東南アジア地域の経済的・社会的基盤確立と各分野における平和的で進歩的な生活水準の向上を図る為に、1967年に設立された東南アジア地域協力機構であり、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10ヶ国が会員国である。

3) 主要成果及び経済的効果

韓国と ASEAN 会員国政府間の包括的経済協力に関する基本協定が正式に署名されたことにより、韓国と ASEAN 間の自由貿易地帯設立の為の法的な基盤が整備された。

今回の韓 - ASEAN FTA 協商の実質的な妥結は韓国が今まで締結した FTA のうち、最も大きい規模の経済力及び貿易量を持つ経済圏との FTA であり、政府が意欲的に推進してきた『同時多発的な FTA 推進政策』の画期的な転機が整備されたと評価できる。

特にASEANは人口5億の潜在力が非常に大きい新興市場であり、韓国の第4番目の輸出市場である。また、相当数ASEAN会員国が高関税を維持しており、韓 ASEAN FTAは我々が締結したどのFTAよりも大きな肯定的波及効果をもたらしてくれると予想される²⁹⁾。

参考：韓 - ASEAN FTA 公式協商日程

2005.2.23-25	第1次協商開催（ジャカルタ）
2005.4.19-21	第2次協商開催（ソウル）
2005.6.8-10	第3次協商開催（シンガポール）
2005.7.19-20	第4次協商開催（バンコク）
2005.9.6-9	第5次協商開催（ソウル）
2005.9.23	第6次協商開催（ラオス）
2005.9.28	韓 - ASEAN 通商長官会議（ラオス）
2005.10.11-14	第7次協商開催（ベトナム）
2005.11.16	韓 - ASEAN 通商長官会議（釜山）
2005.11.24-25	第8次協商開催（クアラルンプール）
2005.12.9	韓 - ASEAN 通商長官会議
2005.12.13	包括的経済協力に関する基本協定の締結

²⁹⁾ 2005年12月13日、外交通商部の報道資料

八．韓 - カナダ FTA における知的財産権分野の協商対応

1) 推進経過

韓国とカナダは FTA を通じた貿易増進の為に、2005 年 1 月から 3 月まで 2 回の予備協議を経て、2005 年 7 月から 12 月までの 5 回の公式協商を開始した。

2) 主要協商結果

両側は第 1 次協商で協商推進日程、協商分野等、今後の協商推進体系 (framework) を論議し、第 2 次協商では知的財産権分野の協定文案作成時に含まれるべき要素について協議した。カナダ側は地理的表示、執行関連協力等を提示し、韓国は先行技術共同調査、優先権証明書類の電子的交換、PCT 国際調査 / 国際予備審査の相互指定、審査官交流等の協力法案を提示した。

第 3 次協商でカナダ側は知的財産権分野の協定文案を提示し、韓国はこれに対する検討意見を提示した。両側は相互制度に関する理解を高める為に、知的財産権違反時の執行に関する制度及び地理的表示保護制度に関する紹介及び質疑・応答を行った。

参考：韓 - カナダ FTA 公式協商日程

2005.1.25-26	第 1 次予備協議開催
2005.3.31-4.1	第 2 次予備協議開催
2005.7.28	第 1 次協商開催
2005.9.27-30	第 2 次協商開催 (ソウル)
2005.11.28-12.2	第 3 次協商開催 (オタワ)

第4節 知的財産権分野における南北交流協力を積極推進

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 パク・ヨンウ

イ．南北間交流効力の推進経過

南北は1991年に「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」(以下、「南北基本合意書」とする)を採択し、1992年同合意書の「第3章南北交流・協力」の履行と遵守の為に「付属合意書」で産業財産権保護の為に措置を取るよう合意した。

また、南北間の経済協力が本格化された時点である2000年度に締結された「南北間の投資情報に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を投資資産の定義に含めさせることで、知的財産権保護の為に土台を整備した。

また、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書等、産業財産権関連国際条約にも同時に加入しており、産業財産権の相互出願及び登録可能性が保障されている。また、PCTを通じた国際特許出願またはマドリッドルートを通じた国際商標出願が国際法上では可能である。

しかし、このような交流協力の根拠及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北側は南側の産業財産権出願または登録を許容しておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

2005年7月に中国北京で開かれたPCTセミナーで韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、超短期協力推進方向及び今後の戦略についての相互意見交換、南北間の産業財産権交流協力に関する細部合意書(案)を伝えたが、これは南北間の産業財産権関連最初の意見交換の場を設け、北朝鮮の知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局の関係者接触を通じた南北産業財産権協力論議が可能になった点で意義がある。

2005年9月には南北間の産業財産権協力問題が南北経済協力推進委員会の案件として上程できるよう、積極的に努力してくれることを統一部に要請した。

ロ．交流協力の基本方向

産業財産権分野の交流・協力は中・短期的に南北間経済協力の安全版として機能すべきであり、民族知的財産の保護に重点をおいて行われるべきである。

また、長期的には南北経済の均衡ある発展を追求できるよう、統一に備えた南北間単一産業財産権制度の構築に重点をおいて推進されるべきである。

ハ．交流協力推進内容

知的財産権分野で南北間交流協力は 南北基本合意書及び付属合意書 の内容の有効性を確認し、これに対する具体的な実践方案を模索することから始めるべきである。

特許庁の場合、知的財産権分野の交流・協力活動事項を具体化した『南北間産業財産権保護に関する細部合意書(案)』を既に整備しておいた。また、同細部合意書(案)に基づいて南北間の「実務協議会」を構成し、知的財産権交流協力事業及び相互関心事項を段階的・漸進的に推進する計画である。

南北間知的財産権分野の交流協力内容のうち、最も革新的な事項は特許・商標等、産業財産権の相互出願・登録保障及び保護問題である。相互間の産業財産権出願登録保障を通じた保護が先決されてこそ、商品、サービス、技術及び資本が自由に移動可能で、これを土台に南北間経済協力も活性化できるからである。

次に、人的交流及び特許情報・資料の交換を通じ、南北間の知的財産権制度上の格差を解消し、統一化を段階的に推進していくと共に、相互間の知識と経験を共有できる機会を作っていくべきである。

同時に、中・長期的に南北を繋げてくれる特許電算網の構築事業を推進する必要性がある。相互連携される電算網の構築を通じ、出願人等に対する情報提供及び出願・登録等の手続きに伴う時間と費用を短縮できる。また、これによってもたらされる知的財産権関連情報の円滑な流れは技術移転及び新技術開発を促進すると期待される。

また、南北間知的財産権分野の交流協力を通じ、国際社会で提起されている知的財産権問題に対する共助も模索できる。特に、韓国と北朝鮮が共助し、WIPO等で論議されている国際的な話題について共同で対応すれば、国際社会における韓国の地位は更に高まると予想される。

二．今後の展望

政府は知的財産権問題を南北会談の議題に含めることを持続的に北側に要請し、説得した結果、2003年12月開催された南北経済協力制度実務会議では産業財産権問題を継続的に論議することに合意した。これは産業財産権問題が4回の経済協力制度実務会議の最初に議論されたことであり、今後の産業財産権協力議題が活発に論議される端緒を作ったことになる。

一方、北朝鮮は中国北京に東江科学技術諮問公社を設立し、北朝鮮の特許商標業務を総括する海外代行社として指定することで北朝鮮を対象とする産業財産権の国際出願に関心を寄せている。また、北京に北側に出願する商標と特許の方式審査を担当する審査官を派遣し、外国人による国際出願の便宜を提供していることが分かった。

特許庁は開成公団等の大規模入居を控えており、対北投資協力事業の安全版としての韓国の産業財産権の保護及び相互出願登録許容の為の南北産業財産権協力を推進中である。また、近いうちに南北当局間の産業財産権議題に対する論議が始まることを期待している。

第5編 知的財産権の保護強化

第1章 知的財産権侵害に対する取締り及び広報活動の強化

第2章 海外における自国企業の知的財産権の保護強化

第3章 小企業・個人発明家保護の為の支援強化

第4章 知的財産権の徹底的な保護

第1章 知的財産権侵害に対する取締り及び広報活動の強化

第1節 偽造商品流通根絶の為の取締り活動の強化

産業財産政策本部産業財産保護チーム機械事務官 イム・ヘヨン

1. 偽造商品に対する合同取締りの実施

特許庁は『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』に基づき、地方自治体と合同で偽造商品取締り班を編成し、定期的に取り締りを実施した。また、必要に応じ、検・警察と合同取締りを実施することもある。

2005年一年間に検・警、地方自治体と提起及び合同取締りを計35回実施し、837件の偽造商品を摘発した。そのうちの88件を立件し、749件に関しては是正勧告措置を取った。

<表 - 1 - 1>偽造商品の取締り及び措置の内訳

(単位：件、点)

区分		2001	2002	2003	2004	2005
摘発	立件	146	409	332	198	88
	是正勧告	645	534	217	425	749
	計	791	943	549	623	837
物量		33,274	22,133	10,160	149,555	17,742

摘発された商標はそのほとんど(1~10位)が外国の有名商標であり、品目別には装身具類、衣類、カバン、財布類等が多かった。

<表 - 1 - 2>主要品目別取締り実績

(単位：点)

区分	2001	2002	2003	2004	2005
衣類	24,464	8,817	2,596	84,781	7,102
カバン、財布類	1,713	4,147	1,790	1,307	1,916
靴類	327	1,170	402	615	1,280
装身具類	4,978	5,600	4,219	53,849	6,969
その他	1,792	2,399	1,153	9003	475
計	33,483	21,736	11,010	149,555	17,742

2005年に摘発された計94個の商標中国外商標は79個、国内商標は15個である。

2. 偽造商品通報センターの運営

偽造商品流通根絶の為に取締り活動と共に、産業財産保護チーム内に『偽造商品通報センター』を設置し、担当者を指定して通報された偽造商品流通関連事項は管轄検・警に移牒するか、必要に応じて合同取締りを実施する等、迅速な措置を取っている。また、同センターは全国広域市・道及び市・郡・区でも設置・運営している。

また、偽造商品通報者の便宜を図る為に、特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）とサイバー知的財産保護センター（www.kipo.go.kr/ippc）にサイバー偽造商品通報センターを設置し、電話や書面はもちろん、インターネットによる通報も可能にした。また、地方自治体でも同一な方法によって通報を受けている。

第2節 知的財産権保護の為の広報及び教育の強化

産業財産政策本部産業財産保護チーム機械事務官 イム・ヘヨン

1. 知的財産権保護認識向上の為の広報

イ. 都心地域の大型電光板を利用した公告の推進

偽造商品の流通は他人の財産権を侵害する犯罪行為であり、消費者の健康と安全を脅かし、健全な商取引秩序に混乱をもたらすと共に国内固有ブランドの開発を阻害し、国際的に通商摩擦を招く為、国家経済発展の妨げになる。

このような点を広く認識させる為、偽造商品追放の為の対国民啓蒙・広報の一環として国政広報署と協議し、全国主要都市で大勢の人が集まる都心の繁華街に設置された124個の大型電光板を活用し、映像及び文字表出方式による偽造商品追放の為の啓蒙・方向を4ヶ月間（05年1、2、9、12月）実施した。

ロ. 『主に盗用される国内外商標集』及び各種広報物の発刊・配布

偽造商品の取締りに関し、検察と警察及び地方自治体の不正競争防止業務担当公務員が取締り業務をより効率的に遂行できるように取締り実績、商標権者の商標管理努力、当該商標の認知度等を考慮し、主に盗用される国内商標13個と外国商標88個の計101個の商標を選定した後『主に盗用される国内外商標集』を3,000部発刊し、地方自治体、検察、警察及び関税庁等の関連機関に配布した。

主に偽造商品に盗用される商標を中心に商標登録番号と商標見本を収録した「主に盗用される国内外商標集」は偽造商品取締り業務及び検・警の事件処理等に参考資料として広く活用するようにした。

また、英文広報冊子『Anti-counterfeiting Activities in Korea 2005』を発刊し

て駐韓外国商工会議所、大使館等に配布し、韓国の偽造商品の根絶努力等、知的財産権保護の為の活動を積極的に広報した。また、偽造商品を追放し、健全な商取引秩序を確立する為の『偽造商品を追放しましょう。』等の啓蒙・広報チラシを1,000部製作し、関連機関公務員、一般消費者及び商人に配布した。

2. 知的財産権侵害取締り公務員の教育

地方自治体担当公務員の不正競争防止業務に対する理解と偽造商品取締り能力を高める為に、定期的な地域巡回教育を行った。また、検察・警察・関税庁・地方自治体の取締り業務担当公務員を対象に特許庁国際知的財産研修院で専門教育(『知的財産権指導要員課程』)を実施する一方、偽造商品取締り要領冊子を発刊し、警察と地方自治体に提供した。

< 偽造商品識別要領等の支援資料 >

- 「主に盗用される国内外商標集」
- 「偽造商標追放広報用パンフレット」
- 「不正競争防止業務教育教材」

このような持続的な努力により、地方自治体の取締り活動水準及び検察・警察・関税庁等の関連機関公務員の知的財産権関連知識水準が向上してきている。これからも全ての地方自治体が自発的で専門的に取締り活動を推進できるよう、知的財産権保護業務を積極的に支援していく計画である。

<表 - 1 - 3>偽造商品取締り公務員の教育実績

(単位：回、名)

区分	2001	2002	2003	2004	2005
教育回数	22	22	17	23	23
教育人員	443	367	401	509	544

第2章 海外における自国企業の知的財産権の保護強化

第1節 実効性のある海外知的財産権保護活動の展開

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 ジョン・ドクベ

1. 海外知的財産権保護の必要性

今日世界貿易機構(WTO)体制下において知的財産権は既に商品及びサービスに次ぐ主要な交易要素となった。米国・ヨーロッパ・日本等の先進国は知的財産権を商品貿易と連携させ、海外投資の指針として活用し、自国の知的財産権侵害が頻繁に起きている国に対しては通商圧力を行使することで、自国企業の国際競争力及び企業利益を最大化している。

過去、韓国も例外ではなかった為、これら先進国から知的財産権侵害に関する多くの通商圧力を受け、知的財産権侵害国家という汚名をそそいだこともあった。しかし、最近では自国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国等の開発途上国で韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している実情である。

海外における自国企業の知的財産権侵害は国際競争力を確保する際の障害要因として作用するだけでなく、侵害品の粗雑さ及び品質問題は自国企業の国際的信頼度や韓国の製品に対する評判の低下及び販売収益率の減少に繋がる重要な国家的問題として浮上してきている。特に中小企業の場合、海外で知的財産権侵害が発生しても、専門人材が不足し、莫大な訴訟費用を充当できない為、手を打ちようがなく、侵害を受けている実情である。

したがって、海外における自国企業の知的財産保護は国際競争力を強化する為に、何よりも重要であると言える。

2. 海外知的財産権侵害の現況

最近6年間（2000～2005）のうち、特許庁の実態調査によって把握されている海外で知的財産権侵害を受けた自国企業は166社で、計209件の知的財産権侵害が発生した。また、被・侵害企業は年平均17.8%の割合で増加している。

自国企業の被・侵害事例を被害発生地域別に調べてみると、中国等のアジア地域が全体被害件数の50.0%を占めており、最近ではこれらの国家で製造された模造品が米国、ヨーロッパ等の先進国に輸出され、流通される事例も知られている。

<表 - 2 - 1>年度別・地域別被・侵害の現況（2000～2005）

（単位：社）

区分		2000	2001	2002	2003	2004	2005	計
アジア	中国	-	11	8	6	5	18	48
	中華圏	1	-	2	2	1	1	7
	アジア圏	5	1	6	7	4	5	28
アフリカ圏		1	-	3	8	4	2	18
ヨーロッパ圏		4	4	6	11	3	2	30
北米、オセアニア		-	-	4	4	5	5	18
中南米		1	-	2	-	2	1	6
その他		3	1	-	4	3	-	11
計		15	17	31	42	27	34	166

注) 中華圏は台湾、香港、マカオを含み、アジア圏は中国及び中華圏を除くその他アジア国家であり、侵害発生国基準である。

また、166社の被・侵害事例を権利別に調べてみると、商標権に対する侵害が半分以上（52.6%）を占めており、商標は盗用が容易である反面、盗用に対する保護・管理は難しいことを直接的に示している。

<表 - 2 - 2>権利別被・侵害の現況（2000～2005）

（単位：件）

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	計
特許・実用新案	6	5	13	18	6	10	58
デザイン	3	4	5	1	2	10	25
商標	7	11	23	29	18	22	110
その他	-	1	1	2	3	9	16
計	16	21	42	50	29	51	209

また、特許庁が2005年に海外所在の自国企業を対象に実施した侵害実態調査によると、侵害類型に対するアンケート調査で応答者の86%（37件）が偽物に関することと答え、該当国の知的財産権執行と密接な関連があると把握された。また、侵害発生原因に対するアンケート調査では応答者の49.0%（24件）が産業財産権管理怠慢及び該当国の知的財産権情報不足と答え、もう少し関心を持って対応していれば侵害を未然に予防できていたと考えられる。

<表 - 2 - 3>侵害類型（2005）

（単位：件）

侵害 類型	登録知的財産権 を模倣した 偽物を流通	未登録知的財産 権 の無断使用また は 偽物の流通	偽物の 輸出入	現地人の産業財 産権無断先登録	その他 （商標登録妨 害）
件数	17	13	7	5	1

<表 - 2 - 4>侵害の発生原因（2005）

（単位：件）

侵害発生原因	現地における有名性	産業財産権登録怠慢	該当国の産業財産権等に対する情報不足	現地人の知的財産権に対する認識不足と法制度の不足	侵害に対する消極的な対応等の産業財産権保護管理怠慢	その他（商標登録に長期間所要）
件数	14	9	9	9	6	2

上記の統計から分かるように、海外に進出した自国企業の知的財産権の被・侵害事例が増加している理由は、これまでに韓国の技術水準が持続的に向上されたことによって韓国の企業と商品に対する国際的なイメージが高くなった結果と言えるが、海外における知的財産権保護に対する自国企業の認識もまだ低い水準であるとも考えられる。

3. 『海外知的財産権保護センター』の運営

特許庁では自国企業が海外で知的財産権関連で受けている苦情事項に対し、相談・法律諮問及び通商交渉を通じた外交的な支援等を提供する為に、1997年から「海外知的財産権保護センター」を設置・運営してきている。

同センターは弁理士、弁護士等の知的財産権専門家を法律諮問官として委嘱し、海外における自国企業の知的財産権侵害及び紛争に関する各種苦情事項に対する専門的な相談及び法律諮問を支援している。また、海外知的財産権に関する各種情報及び資料を提供している。同センターは侵害及び紛争事件の事案別に該当国との貿易実務会談、経済共同委員会等を通じ、具体的な資料を提示し、該当国関係当局の協調を要請している。

しかし、海外で自国企業の知的財産権を保護する問題は侵害が外国で発生し、該当国の知的財産権制度及び現地の情報獲得が円滑でない為、権利の管理及び保護に多くの費用が所要されるという特殊な事情により、国内の侵害ケースより対処が難しい。

したがって、特許庁はこのような企業の苦労を軽減させる為に、2004年から「海外知的財産権保護説明会」を開催し、海外進出予定及び進出企業に現地の知的財産権関連情報を提供している。2005年には中国の知的財産権制度及び侵害発生時の対処方案等を収録した「海外知的財産権保護ガイドブック（中国編）」を発刊し、配布した。

これからも特許庁は実効性のある自国企業の海外知的財産権を保護する為に、国政院、KOTRA、商工会議所等の関連機関と協力し、保護説明会を持続的に開催すると共に、主要国の知的財産権制度及び侵害時の対処要領等の関連情報を集録した海外知的財産権保護ガイドブックの製作・配布等を持続的に推進する計画である。特に2006年から中小企業及び個人が海外で知的財産権を侵害された場合、これに対する審判及び訴訟費用等を支援する計画である。

また、海外知的財産権保護センターホームページを構築し、該当国の知的財産権関連情報獲得から侵害発生時の法律諮問及び訴訟費用支援に至るまでのワンストップ方式のサービスを提供する計画である。

第2節 企業の国際特許紛争の対応能力向上

産業財産政策本部国際協力チーム機械事務官 パク・ヒョンス

1. 国際特許紛争の発生現況

最近先進国から自国企業に対する特許攻勢が急増している。86年から05年末までに具体的な内容が確認された主要国際特許紛争は60余件であるが、国際特許紛争が企業秘密に属することが多く、企業が公開を避けている為、実際にはこれよりかなり多いと推定される。紛争が発生する分野は主に電気・電子(49件)及び化学・医薬品(11件)であり、電気・電子のほとんどは輸出市場である国外で訴訟が発生し、化学・医薬品は国内製薬業者の内需用コピー薬品生産に関し、国内で訴訟が発生することが多かった。紛争対象国家別には米国が35件、日本が13件と、この両国と関連のある紛争件数が全体の80%を占めた。最近の特許紛争は半導体、ディスプレイ、携帯等、韓国の輸出主力品目に集中し、紛争方式も先訴訟・後協定の体制に転換されており、製造中断仮処分訴訟等の積極的な方式を活用している。

このように自国企業を対象とした国際特許紛争が増加した原因は次の通りである。

まず、自国企業の技術力伸長による先進国の牽制強化が挙げられる。すなわち、半導体、ディスプレイ等、自国企業の世界市場占有率が増加し、これを牽制する為、先進国は意図的に攻勢を強化している。最近自国企業がLG フィリップスと三星 ソニー間に、7世代TFT-LCD合同投資でLCD分野で世界市場を先導したのに続き、PDPも日本企業を追い越すようになり、日本企業は自国税関に通関禁止を要請し、法廷で特許侵害訴訟を提起する等、攻勢を強化している。

次に、知識基盤社会で技術力が企業競争力の核心要因として浮上したことにより、先進国の先発企業が技術独占を維持する為に特許を積極的に活用した為、全世界的に特許競争が深化されたことが挙げられる。

更に、核心及び源泉技術の不足により、先進国企業の特許攻勢に守勢的に望むしか

ない自国企業の実情によって自国企業を相手にした特許紛争が扇動されたと考えられる。

最後に、自国企業の特許紛争に対する事前予防能力不足が挙げられる。研究企画段階から先行技術調査等の特許分析が事前に行われていない為、特許紛争に巻き込まれる可能性が増大しているのである。

2．自国企業の特許管理実体及び問題点

自国企業のほとんどは効果的で体系的な対処能力が欠けている。中小・ベンチャー企業の場合、特許の重要性は認識しているが、ほとんどの場合特許専担部署がなく、技術人材の特許関連知識及び技術分析能力不足により、特許紛争発生時に対処する能力が不足している。大手企業の場合も三星電子、LG 電子等の一部企業を除いては特許専門家で構成された特許専担部署がなく、法務チーム等で特許出願・登録を単純に管理する水準であり、このままでは国際的な特許紛争を事前に予防、対処することは難しい。

また、自国企業は研究企画段階から十分な特許分析を通じ、事前に特許紛争を予防する努力が不足している。日本の場合、特許出願の50%が先行技術調査不足によって拒絶され、この拒絶された件の中にはR&D着手時点に既に先行技術が存在したケースが80%に上るといふ。

3．国際特許紛争の対応能力向上方策

自国企業の国際特許紛争対応能力向上の為に、05年に特許庁は特許情報分析サービス強化等の方策を含む特許紛争総合支援対策を樹立(1月)し、国際特許紛争予報システム構築の為にシンポジウム(5月)、国際特許紛争に備えた特許情報支援事業専門家ワークショップ(7月)、特許紛争マップ及び主要技術分野の特許マップ発表会(12

月)を開催した。

具体的な向上方案は次の通りである。

まず、特許紛争で自国企業が守勢的な立場から主導権を握る立場になる為には、何より R&D 投資の選択と集中を通じた源泉技術確保が優先されるべきである。この為に特許庁は 00年から 04年までの5年間に120個の技術分野に対し、特許マップ(Patent Map)を作成し、関連業界に配布した。また、05年には産業資源部等の関係部署と協力し、次世代成長動力産業を中心に10分野の特許マップを作成し、自国企業の源泉特許確保を支援した。

次に、自国企業の紛争対応戦略樹立を支援する為に、05年に特許紛争が進行しているか、或いは予想される核心技術分野に対する国際特許紛争マップ作成事業を推進した。05年に米国の特許紛争マップを作成し、引き続き06年には米国(追加)と日本、07年にはヨーロッパ等に対し、同事業を持続的に推進する計画である。

更に、自国企業の紛争対応能力を向上させると共に、業界の共同対応戦略樹立を支援する為に、特許庁審査官等で構成された技術研究会を活用した。すなわち、既に構成された特許コンソーシアム(半導体・ディスプレイ装備)の要請がある場合、関連セミナー、ワークショップ等に特許庁技術研究会所属会員が参加し、特許情報、関連法制等の技術的諮問を提供することである。

また、特許紛争を予防し、紛争発生時において効果的に対処する為に、企業に対する紛争対応関連教育を強化した。この為に05年に計356回の特許情報検索及び分析関連巡回説明会を開催した。これにより、計13,500名を教育し、特許技術情報活用を促進させ、特許庁傘下国際知的財産研修院に特許紛争対応戦略課程を開設し、関連企業の紛争対応能力を向上させた。

最後に、06年には国際特許紛争対応戦略関連セミナーを開催し、特許庁国際協力チーム内に設置された「海外知的財産権保護センター」の機能を拡大させ、中小企業関連国際特許紛争に対する法律諮問及び訴訟費用を支援する等の国際特許紛争支援を

強化していく計画である。

第3節 国内外知的財産権動向の収集・伝播

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 パク・ヨンウ

1. 海外知的財産権動向の収集及び伝播

急変する海外知的財産権動向を迅速に把握・伝播し、対応方を整備する為に、毎週単位で海外知的財産権ニュースを発刊している。発刊されたニュースは海外知的財産権動向を知ろうとする希望者を対象に PCRM または E-mail で発送している。

まず、2004年3月から国際協力チームでは海外特許庁に派遣されている特許官または海外の外国大使館から送付されてくる資料の中から主要知的財産権ニュースと主要知的財産権専門雑誌のインターネット検索を通じ、毎週7～8件の知的財産権ニュースと2～3件の紛争事例を収録した「海外知的財産権動向ニュース」を発刊し、特許庁ホームページにも掲載してきている。2005年には計51号の海外知的財産権動向ニュースが発刊された。

また、これとは別途に知的財産権研究センターでは海外知的財産権分野に関する情報を収集、分析する Weekly IP Look の普及事業を行ってきている。IP Look では米国、日本、EU 等で展開されている知的財産権分野の政策及び紛争事例を主要話題別にプレゼンテーション形式で掲載し、電子メールと知的財産権研究センターホームページを通じ、特許庁及び関連業界等の民間に提供されている。

様々な情報源によって収集された原資料 (raw data) 及び原資料の分析を通じて加工された情報を利用し、海外知的財産権の国際的論議及び特許庁間の実質的な協力事項に対する対応方を整備している。また、知的財産権紛争に対しても企業及び政府で対処できる基盤を整備している。

2. 国内知的財産権ニュースの海外伝播

国内の知的財産政策に対する広報及び外国人の便宜を図る為、英文年報等の冊子発刊、映像製作及び英文ホームページの運営を行っている。また、各種庁長会議及び国際会議を通じ、知的財産分野において協議された結果についても英文報道資料及び結果報告書の配布を通じ、海外に広く広報している。

まず、2004年度には毎年発刊されてきていた英文年報と共により手軽に知的財産を理解してもらうと共に、特許庁の設立から組織のビジョン及び目標、知的財産政策等を広報する為に映像広報物を製作し、利用している。

英文ホームページには英文で各種条約及び法令と特許庁の知的財産政策を紹介している。また、知的財産に関するFAQコーナー及び質疑・応答コーナーを運営し、2005年度には特許庁の知的財産権制度及び政策に対する180件余りの英文質疑に返答を返した。

また、知的財産権英文ニュースを毎週4件以上ずつ特許庁ニュース及び知的財産権関連ニュースコーナーに掲載し、庁長の挨拶及び講演資料等を持続的にアップデートした結果、2005年度には計95,000名余りが特許庁英文ホームページを訪問した。

第3章 小企業・個人発明家保護の為の支援強化

第1節 特許法律救助事業の推進

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 チェ・グァンヨン

1. 特許法律救助事業の概要

小企業、生活保護対象者、障害者、学生等、経済的弱者が産業財産権を侵害された場合、法律相談、審判または訴訟代理等により権利救済をすることで、平衡性を図ると共に、特許法律救助を通じ、彼ら経済的弱者の発明意欲を鼓吹し、知的財産創出に寄与させる為の制度であり、2001年から施行している事業である。

2. 特許法律救助事業運営細則の改正及び運営の強化

特許庁は特許法律救助事業をより具体的で安定的に運営する為に、2001年4月に「特許法律救助事業運営細則」を制定・施行した。その後、支援金額を持続的に増やし、2002年9月に「特許法律救助事業運営細則」の改正を通じ、審判の場合は200万ウォン、訴訟の場合は1,000万ウォンまで支援可能になるようにした。権利救済の必要性、申請人の経済的事情、公益的波及効果等を総合的に考慮し、特許法律救助審査委員会の審議を経て、このような限度を超過し、全額も支援可能にすることで実質的支援が行われるようにした。また、事業申請窓口を大韓弁理士会の他に80個の特許法律事務所までに大幅拡大し、産業申請時に従来には産業紛争調整委員会を必ず通すようにしているが、これを任意手続き化し、審査手続きを簡素化して運営している。

また、特許法律救助事業の活性化の為、2004年6月に「特許法律救助事業運営細則」を改正した。主要改正内容は同事業の支援対象を手数料徴収規則上の減免対象者を参考にし、支援対象の範囲を調整した。従来は支援対象だった1) 農・漁民、2) 月平均収入が150万ウォン以下の勤労者・零細商人、3) 6級以下または6級以下相当の

公務員、4) 尉官級将校以下の軍人は削除され、特許庁出願手数料全額減免対象者である1) 国民基礎生活保障受給者、2) 国家有功者及びその遺族、3) 障害者、4) 学生(大学院生除く)及び従来の小企業を含め、支援対象とした。また、支援金額も従来には審判に200万ウォン、訴訟に1,000万ウォンを支援したのに対し、改正後は審判200万ウォン、訴訟500万ウォン以下の手付金を支給し、勝訴した場合成功事例金として手付金の50%を追加支援する等、インセンティブを提供し、代理人が審判・訴訟代理に積極的に臨めるようにした。同時に、事業申請窓口を全国全ての特許法律事務所に拡大し、2005年度にもこのような内容で特許法律救助事業を積極的に推進した。

3. 特許法律救助事業運営広報の強化及び支援実績

特許庁は事業施行機関である大韓弁理士会は中小企業振興公団等に持続的な広報を通じ、より多くの人に法律救助が受けられるようにした。一方、2004年3月からは特許・実用新案登録証に同事業案内文句を掲載し、特許顧客コールセンター相談員に案内するようにした。他にも毎年事業広報パンフレットを製作し、請願室、地域知的財産センター、地域商工会議所等に配布する等の広報を実施した。

特許法律救助事業を積極的に推進し、2004年度には43件に9,900万ウォンを、2005年度には21件と前年度2次志願分16件の計37件に1億ウォンを支援する実績を挙げた。

特許庁はこれからも産業財産権を保有した社会・経済的弱者に対する実質的な支援が行われるよう、特許法律救助事業支援を強化していく計画である。

<表 - 3 - 1>年度別事業推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2001	2002	2003	2004	2005

区分		2001	2002	2003	2004	2005
予算 (A)		30	30	40	100	100
支援 内訳	件数	-	9	9	43	37
	金額 (B)	-	15	19	99	100
不用額 (A-B)		30	15	21	1	-

2005 年度支援件数には同年度の 21 件と前年度 2 次志願分 16 件の計 37 件

第2節 公益弁理士特許相談センター運営

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 チェ・グァンヨン

1. 公益弁理士特許相談センター運営の概要

経済状態があまりよくない為高価の弁理サービスを利用することが困難な人と、弁理サービスから疎外された地域住民の知的財産権関連業務全般に対する個別的相談を提供する為に、2005年4月1日ソウル駅三洞に韓国知的財産センタービル(17階)に『公益弁理士特許相談センター』を開所し、運営している。

2. 公益弁理士特許相談センター運営の細則制定

公益弁理士特許センターの運営に関する細部規定を整備し、知的財産権相談を効率的で安定的に推進する為に、2005年2月15日に公益弁理士特許相談センター運営細則を制定、運営した。

公益弁理士の特許相談センターは出願、審査、登録、審判手続きに関する相談及び書類作成の支援、紛争調整に関する業務を行い、その内容は権利確保から特許紛争の対応に至るまでの前過程である。具体的には出願書類の作成、先行技術の検索、意見書・返答書の作成、審判請求書の作成等があり、支援対象は国民基礎生活保障受給者、国家有功者、障害者、学生及び小企業等が該当する。

3. 公益弁理士特許相談センター運営広報の強化及び相談実績

特許庁は2005年3～4月に公益弁理士特許相談センターの運営報道資料を配布し、メディアと特許庁ホームページ等で広報を行った。また、公益弁理士の相談運営活性化の為に、公益弁理士特許相談センターのホームページを開設・運営し、2005年8～

10月には同相談センターを通じ、案内冊子とパンフレットを3,000部発刊し、特許顧客サービスセンター、全国地域知的財産センター等の関連機関に配布した。

また、2005年10月には市・郡・区、地域商工会議所、中小企業支援センター等、248個の全国関連機関に公益弁理士特許相談センターの相談運営を広報し、産業財産権関連利用者の支援対象者等が広く活用できるようにした。

公益弁理士特許相談センターの積極的な特許相談の運営により、2005年4月から12月まで計1,387件の特許関連相談サービスを提供した。その細部内容としては電話相談771件、訪問相談383件、地域巡回相談146件、書類作成支援87件があり、国民基礎生活保障受給者、学生、障害者等、経済的に困難な人と小企業に対し、電気・電子、機械・建設、化学・生物等の各分野に特許相談サービスを支援した。

<表 - 3 - 2>2005年度公益弁理士特許相談センターの相談現況

総相談サービス実績

(単位：件)

相談期間	相談件数			書類作成支援	合計
	電話相談	訪問相談	巡回相談		
4.1~12.30 (9ヶ月間)	771	383	146	87	1,387

公益弁理士特許相談センターは 05年4月1日に開所

対象者別、分野別相談実績

(単位：件)

区分	電気・電子	機械・建設	化学・生物	商標・デザイン	計
国民基礎生活保障受給者	13	87	21	5	126
国家有功者とその家族及び遺族	27	29	5	4	65
障害者	14	142	12	58	226

区分	電気・電子	機械・建設	化学・生物	商標・デザイン	計
在学生	92	69	12	9	182
小企業	94	190	55	206	545
その他	43	123	32	45	243
合計	283	640	137	327	1,387

第3節 産業財産権紛争調停制度運営の内実化

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 ベ・フンソン

1. 制度の概要

特許権、商標権等の産業財産権に関する紛争が発生した場合、ほとんどの紛争当事者は弁理士・弁護士を通じ、法定または特許審判院に訴訟または審判を提起し、紛争を解決している。

しかし、このような紛争解決手続きは莫大な訴訟費用と長い期間の所要により、当事者の権利行使に相当な支障をもたらす。特に経済的に余裕がない場合または産業財産権に対する専門知識が不足している中小企業または個人発明家にとっては、より大きい負担となるほかない。

特許庁ではこのような問題を解消する為に、1995年から発明振興法第29条を根拠に産業財産権に関する紛争を迅速で経済的に解決できる紛争調整機構として「産業財産権紛争調整委員会」を設置・運営している。

紛争調整委員会は特許庁所属公務員、判事・検事、弁護士または弁理士等、産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成されており、同委員会が取り扱う紛争調整の対象は 産業財産権の侵害によって発生された紛争、 産業財産権の譲渡または実施に関する紛争、 職務発明報奨に関する紛争、 その他産業財産権に関する紛争等である。

紛争調整申請に対し、両当事者の合意が行われ、調整調書が作成されれば紛争当事者と調整委員が捺印することで紛争調整の効力が発生する。これは 2006年3月に改正・公布された発明振興法により、「裁判上の和解」の効力をもつことになる。

2. 運営実績

紛争調整制度が施行された1995年から2006年6月現在まで計83件の紛争調整申請が受け付けられ、このうちの21件は紛争当事者間の円満な調整を通じ、費用をかけずに短い期間内に紛争を解決した。

特に社会的に話題になっていた白血病治療薬である“グリベック”の強制実施権に関する調整事件は2002年に産業財産権紛争調整委員会で2回、2003年にも1回論議される等、十分な論議の結果、棄却決定を下した。

また、2006年4月には携帯端末の特許技術使用に関する特許権技術紛争が当事者間の合意により、個人発明家に特許技術料として4千5百万ウォンを支給することで調整が成立し、関心を集めた。

<表 - 3 - 3>産業財産権紛争調停の現況

(単位：件)

区分	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06.6	計
調整申請	4	2	13	15	7	5	3	15	5	5	5	4	83
調整成立	2	-	7	4	3	-	-	2	1	1	-	1	21
調整不成立	2	2	6	11	4	5	3	13	4	4	5	3	62

3. 紛争調停制度の対国民広報の強化

紛争調整制度がより活性化される為にはより多くの人と同制度の趣旨とメリットを理解し、積極的に活用できるようにする効果的な広報が必要である。

特許庁では同制度をより簡単に理解できるようにし、産業財産権紛争関連当事者も

参考資料として活用できるようにする為、これまでに処理された紛争調整の事例等をまとめた案内冊子と広報パンフレット等の冊子を発刊し、特許庁請願案内室、特許情報支援センター等の関連機関に配布した。このように、産業財産権紛争関係者だけでなく、産業財産権利用者等が同制度を広く活用できるようにした。

また、知的財産権分野において尖兵の役割を担当している弁理士を対象に同制度を紹介し、案内冊子を配布する等、積極的な広報を行った。

これからも産業財産権紛争調整制度に対し、国民が容易に利用できるように地下鉄、日刊紙、インターネット上のホームページ等を利用して積極的に広報する計画である。

4．紛争調停制度の改善

紛争調整制度に対する一般国民と関連業界に対する広報と共に、より効率的な運営を通じ、紛争当事者が積極的に活用できるよう、運営手続きの改善等の制度改善を行っていく計画である。

第4章 知的財産権の徹底的な保護

第1節 営業秘密保護制度の定着推進

産業財産政策本部産業財産保護チーム書記官 オ・ヨンドク

1. 韓国の営業秘密保護制度の沿革

韓国は1986年から論議が始まったWTO/TRIPSに営業秘密が含まれることが確実視されるようになった時、一方では外国の先進技術の導入を誘導し、もう一方では貿易摩擦を減らす為に、1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。改正の主要内容としては営業秘密の定義規定及び不正取得行為等の営業秘密侵害行為の類型を定め、これに対する民事的規制手段として侵害行為禁止・予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権等を規定し、処罰対象としては現職役・職員を年頭において、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金を科せられるようにし、これを親告罪とした。

その後半導体国外流出事件を契機に1998年12月31日に不正競争防止法を改正し、法の名称を『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』に変更した。また、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人の損害額として推定できるようにした。特に営業秘密を海外に流出した者に対しては7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金を科せられるよう加重処罰し、国内流出者も5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金を科せられるよう処罰量刑を大幅強化した。更に前職役・職員が第三者に流出した場合も処罰する等、営業秘密侵害行為に対する刑罰規定を大幅強化した。

2004年1月には最近営業秘密侵害が企業等のように組織的な次元で行われている点を考慮し、従来の「該当企業の前・現職役・職員」の身分の範囲を廃止し、「誰でも」営業秘密を侵害した者を処罰できるようにした。特に、ほとんどの営業秘密の価値が数億以上の高価である点を考慮し、「不当利得回収」ができるように罰金上限額を、従来は国外流出の場合1億ウォン、国内流出の場合5千万ウォンだったのを、国内外流

出ともに「財産上利得額の2倍以上10倍以下」とし、営業秘密の保護範囲も「技術上の営業秘密」に限定していたのを「経営上の営業秘密」までにその保護範囲を拡大した。また、親告罪条項を廃止し、告訴・告発がない場合でも処罰が可能にし、未遂・予備・陰謀罪を新設した。また、営業秘密侵害事犯個人だけでなく、組織または企業も一緒に処罰できる両罰規定を設ける等、処罰量刑を大幅上向調整する等の内容を反映し、法律を改正（2004年1月20日公布、2004年7月21日施行）した。

2. 営業秘密保護制度の広報強化

特許庁は営業秘密侵害行為を事前に予防する為に、最近『営業秘密保護ガイドブック』、『営業秘密自ら守りましょう』等の案内雑誌を発刊・配布し、知的財産権ホームページ(<http://www.kipo.go.kr/ippc>)を通じ、営業秘密相談センターを運営する等、営業秘密保護制度に対する広報を強化した。また、国際知的財産研修院・地域商工会議所を利用した持続的な教育を通じ、営業秘密保護に対する企業の認識向上に努めた。

第2節 弁理士試験の合理的運営

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 キム・ジョンフン

1. 2005年度弁理士試験の実施

イ. 弁理士試験の概要

弁理士試験は弁理士法第4条の2及び同法施行令第2条の規定により、特許庁長が毎年1回、1・2次に分けて施行している。

1次試験は産業財産権法、民法概論、自然科学概論に対する客観式選択型試験であり、05年3月6日にソウルと大田で施行され、2次試験は特許法、商標法、民事訴訟法と選択1科目に対する記述式試験であり、8月10、11日の両日間にソウルで施行された。

ロ. 施行現況

<表 - 4 - 1>弁理士試験の施行現況

区分	日時	備考
願書受付	1. 4(水)～17(金)	5,796名
1次試験	3. 6(日)	2754名受験
1次合格者発表	5. 13(金)	1050名(同点を含む)
2次試験	8. 10(水)～11(木)	1740名受験
2次合格者発表	12. 16(金)	203名(同点を含む)

* 1次試験：ソウル4つの学校、大田1つの学校

* 2次試験：ソウル漢陽大学

2005年度弁理士2次試験受験者の全体平均は44.47点であり、前年の41.13点より

は3.34点上昇し、合格点数は前年の52.99点より4.92点下落した57.91点であった。

最終合格者の選考別分布を調べてみると、機械・電気・化学等、理工系出身が全体合格者の99.5%である202名であり、人文社会系が0.5%である1名を占めた。女性合格者数は61名(30%)で、前年の64名(32%)より約2%減少したが、社会全般の分野に比べ、女性の進出が著しい。これは高級女性人材が21世紀知識基盤社会の代表的な専門職である弁理士に対し、持続的な関心が寄せられているからである。

合格者決定方法

- 1次試験：全ての科目で40点以上、全平均60点が以上の者の中から高得点者の順に2次最小合格人員の5倍の人を合格者とする。(2006年は4倍、2007年以降は3倍選抜予定)
- 2次試験：全ての科目で40点以上、全科目平均が60点以上の得点者(但し、上記得点者が最小合格人員200名に到達しない場合、全ての科目で40点以上の得点者の中から全科目平均による高得点者の順で200名を合格者とする。(同点者は全て合格扱い))

2. 受験生の便宜等の為の制度改善推進

イ. 弁理士試験専用ホームページの開設及び100%インターネット願書受付

1) 弁理士試験専用ホームページの開設

これまでに特許庁ホームページサーバーを利用してきた弁理士試験ホームページを、別途のサーバーを活用した専用ホームページ(<http://pt.uway.com>)として開設、運営している。これを契機に主管機関及び試験紹介、告知事項、資料室等のメニューを通じ、受験生がより多くの情報を実時間で利用できるような場を作り、受験生の質疑・応答コーナー、サイバー就業情報センター等、受験生の便宜を図る為の空間等、コンテンツの拡充に努めた。また、サイバー空間の匿名性を悪用した誹謗、悪口等、

インターネット上の弊害を防止する為に、会員加入による会員制方式で運営している。

2) 100%インターネット受付

特許庁では試験実施後、合格者発表まで2ヶ月の時間的空白があり、受験生が進路決定及び受験準備に苦勞を感じている点と一部私設塾で予想合格点等の不正確な予測値を提供し、受験生の混乱をもたらす点等を考慮し、受験生の意見を聞き入れ、1次試験後2～3週以内に予想合格点と本人の予想得点を予測する「仮採点制度」を実施した。

仮採点は全体答案紙をOMR判読器を利用して採点し、採点の正確度を判断する為、答案紙の一部を標本抽出し、手作業で対照する等の手続きによって行われた。受験生本人は予想合格点数、予想合格人員、本人の予想得点を弁理士試験ホームページを通じて確認できる。これは試験後に受験生が最も必要とする情報を逸早く提供するという点で受験生から非常に高い評価を得ており、考試新聞等のメディアに試験制度革新事例として頻繁に報道された。参考に、2005年度1次試験に対する仮採点結果は3月21日に発表された。

八．放送による試験進行及び2次試験の民間委託管理

1) 放送による試験進行

弁理士1次試験の場合、ソウルと大田の様々な試験会場で分散されて施行される為、各試験会場別に受験生注意事項と試験開始及び終了等、試験進行において多少の差が発生する可能性があり、試験の公正な運営に対する負担になり得た。

このような問題を解決する為に、2003年度に師範的に適用して以来、放送による試験を進行することになった。すなわち、試験会場別に放送専担者を指定し、既に放送シナリオを録音して政策したテープを試験会場の放送室を通じ、一括案内することで受験生に同一時間に同一内容の案内事項が伝達できるようにすることで、試験の公正

性を高めると同時に試験監督官の不注意による案内事項漏れを予防できた。1次試験における導入が成功したことを土台に2次試験においても放送によって試験を進行し、今後にも持続的に発展していく計画である。

2) 試験運営の民間委託管理

これまでに弁理士試験執行の為、特許庁職員を試験監督官や学校責任者等に選定し、運営してきたが、試験管理に対する専門性及び経験不足が試験管理の負担となってきた。また、選定される職員にも心理的負担感として作用していた。これを受け、2004年度1・2次試験では試験管理民間専門機関であるトイック委員会に試験管理を委託して実施した。

相対的に受験者数が少ない2次試験に師範適用後、その評価結果を土台に1次試験にまで拡大するという方針の下、2003年度2次試験に適用した結果、受験生と試験管理担当部署全てから良い評価を受け、2004年からは1・2次試験全てに適用し、受験生顧客サービスに努力した。

3. 受験環境変化等による対応

イ. 試験環境等の変化

2000年に改正された弁理士法により、特許業務経験者すなわち、5級以上の公務員で5年以上特許庁で勤務している者の試験受験が2006年から始まることになった。これにより、選抜方法の客観性を確保する為、2005年12月に弁理士法施行令を改正し、選抜方式、試験合格の基準等、関連内容の根拠規定を明示した。

また、弁理士試験が理工系の代表的な試験という象徴性及び特性に起因し、選択科目過多がやむを得ない為、選択科目間の点数偏差が生じ、不必要な平衡性論難誘発と請願、訴訟増加要因化する等、試験制度の内在的問題が存在する為、これに円満に対

応する必要がある。

ロ．環境変化及び問題解消の為の対案模索

これまでに弁理士試験執行の効率的な運営の為の努力をしており、試験環境変化等に円満に対応すべく制度改善を推進してきた。

試験制度の合理的な改善は各具体的事案に対する受験生等の関係者の理解が相違する可能性がある為、事前に受験生アンケート及び関連人事諮問等、十分な意見収斂の家庭を経て進行させるべき事項である。特許庁では効率的で合理的な試験運営を期することで、優秀人材の弁理士が選抜されるよう、持続的な努力を注いでいく予定である。

第3節 半導体配置設計権の保護及び振興

電気電子審査本部電気審査チーム技術書記官 グォン・ホヨン

1. 推進経緯

「半導体集積回路の配置設計」とは半導体集積回路を製造する為の設計であり、各種回路素子及びそれらを繋げる導線を平面的・立体的に配置した設計を指し、一種の建築用設計図のようなものである。

知的労働の産物である創作性のある配置設計を効果的に保護するに当たって、特許法・著作権法等の既存の知的財産権法体系では限界があり、米国で1985年特別法として半導体チップ保護法を立法化したことで、新知的財産権である「半導体配置設計権」が胎動した。

その後、1986年1月に日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行し、1989年5月にワシントン条約（チップ保護条約会議）と1991年12月のWTO/TRIPs最終合意により、国際的な保護体制に入り、韓国も半導体強国としてこのような国際規範の枠の中で1992年12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を管掌するようになった。

1999年9月には担当部署を従来の「半導体集積回路配置設計登録室」から「半導体配置設計振興室」に改称した。これにより、2000年からは配置設計権の設定登録行政だけでなく、半導体設計技術の発展による配置設計保護制度研究と認識拡散誘導、配置設計権の創出活性化及び半導体設計財産の保護・流通インフラ構築等、半導体配置設計技術振興事業を本格的に着手した。

2. 「半導体配置設計技術振興事業」の推進現況

イ．概要

電子・通信・情報製品の小型化（携帯、Hand Held PC）、半導体集積度の急激な増加等、半導体分野の急激な技術進歩とそれによる市場の適期進入（Time to Market）の為に、半導体設計分野において新しい設計方法論が提起されている。

すなわち、個別半導体に代わる半導体設計財産（SIP）³⁰⁾を流通市場で購買し、単一半導体チップ内にレゴブロックを組み立てるように設計し、電子製品を実現するシステム半導体（SoC）³¹⁾方式が過去の印刷回路基板上で個別半導体及び部品を組み立て製品を作っていく方式を代替している。

半導体設計財産の形態はソフトSIP、ファームSIP、ハードSIPに分類される。ソフトSIPとはハードウェア技術言語（HDL）で使われた論理合成可能な設計財産を意味し、ファームSIPは若干のフロアプランニング（Floor Planning）情報を持つゲートレベルのネットリストを意味する。ハードSIPとは工程が完全に決定されていて、レイアウトが完了された設計資産を意味する。最近には設計技術の発展とシステム半導体の設計及び流通に再利用可能で柔軟性のあるソフトSIPが主流になっている。

このような半導体産業の新しい流れにおいて優位を占めようと米国・日本・ヨーロッパ等の先進国は半導体設計財産を再使用する為の標準化、流通システム、法的保護法案研究等を政府と民間が主導している。

これを受け、知的財産権専担部署である特許庁は 新知的財産権領域である半導体設計財産に対する法・制度を研究し、 効率的な法制運営の為に、保護・流通技術（設

³⁰⁾ Semiconductor Intellectual Propertyの略字である。

³¹⁾ System on a Chipの略字であり、これは既存に1～2つの機能（ロジックまたはメモリ）のみをチップに入れる単純なICチップとは異なり、既存のメモリ・非メモリ半導体の区分ということだけでなく、一つのチップにマイクロプロセッサ、メモリ、アナログブロック、デジタル演算及び制御ブロック等を全て集積することを意味する。

計技術基準・登録基準・保護流通モデル)を開発し、権利の保護・流通システムを構築している。特に今後の SIP 保護・流通事業の 2 段階事業では 1 段階 SIP 保護・流通事業で構築されたシステムを基盤に SIP 取引の活性化を主目標として推進できるよう、行政的な支援を計画している。

また、半導体配置設計関連技術振興の為に 半導体設計関連中小企業及び大学の半導体設計者が半導体設計の知的労働結果を半導体配置設計権という果実として収穫できるように、積極的に支援する等、半導体産業の知識基盤作りにも努めている。

ロ . 2005 年度の事業推進実績

<表 - 4 - 2>半導体配置設計技術振興事業の推進実績

事業内容	事業実績
半導体設計技術振興 と件造成	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体設計財産の今後の展望及び保護法案 -世界及び国内 SIP の市場現況及び展望 -SIP 保護及び流通システム等の国際的現況 -主要国の半導体配置設計法内容等の収録 -各大学及び研究所、関連団体等、24 個の機関に配布 ・第 6 回半導体配置設計公募展開催 -大賞（大統領賞）等、9 件報奨（報奨金 9.5 百万ウォン） ・優秀半導体配置設計権の設定登録費支援 -大学、中小企業及び個人 15 件、1 件当たり 35 万ウォン ・半導体配置設計統計年報及び半導体設計財産知的財産研究等の発刊・配布等
半導体設計財産保護 及び流通基盤作り	<ul style="list-style-type: none"> ・遂行機関：KAIST 半導体設計財産研究センター（SIPAC） ・事業費：11 億 1,500 万ウォン ・事業実績 -保護、流通 DB 及び検索システム構築（926 件登録） -オンライン上の流通モデル構築

事業内容	事業実績
	<ul style="list-style-type: none"> -評価、検証システム構築：遠隔設計財産検証システム運営 -設計基準開発：設計財産登録指針書及び登録基準、デジタル・アナログ分野設計指針書の作成及び補完 -流通市場活性化：ニュースレター 6 回発刊、AP-SoC2005 の開催、ホームページの運営
半導体配置設計権創出活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・大学及び中小企業の優秀半導体配置設計権創出研究支援 -支援対象：忠北大等、5つの機関 -支援金額：3億4,400万ウォン

1) 半導体設計技術振興と件造成事業

イ) 世界主要国の配置設計権保護制度案内の発刊・配布

今日半導体設計財産（SIP）は新しい知的創作の一つとして評価されており、このような半導体設計財産の保護、利用及び取引の活性化の為に、先進外国は既に流通環境を整備し、世界 IP 市場を先占する為の努力を注いできた。

米国・日本・ヨーロッパ等、半導体産業を主導する国はほとんどの場合個別企業を中心に政府と民間が協力し、SoC 分野に対する投資と研究が活発に進行中である。また、中国等の後発国家の場合にも国策課題として SoC 分野の課題を選定し、集中的に育成している。

このような世界各国の SIP 育成現況及び今後の政策推進方向と国際的 IP 技術動向等に対して調査し、特に韓国と交易が多い主要国を対象に、その主要国の配置設計権法令体系及び SIP 保護・流通システム等のような SIP 育成施策現況等に関して調査研究した。このような調査研究結果は冊子にして配布され、国内半導体設計財産の保護及び流通活性化の推進において実効性のある法的・制度的整備が行われるようにした。同時に自国企業が海外進出する際、事業戦略樹立の有用な情報として活用できるよう

にしている。

ロ) 第6回半導体設計公募展の開催

国内半導体配置設計の技術向上と開発活性化を図り、新地的財産権である半導体配置設計権に対する一般人の認識を向上する為に、優秀半導体配置設計公募展を開催した。2005年に大会の最高賞を大統領賞にしたことで、大統領賞1点、産業長官賞が1点増加されたことにより、対象である大統領賞をはじめに国務総理賞、産業資源部長官賞、特許庁長賞等、応募された48件から厳格な審査を経て最終的に9件に対し、選定・授賞した。

ハ) 半導体配置設計権設定登録費の補助

優秀半導体配置設計の設定登録を誘導し、半導体配置設計権の創出を拡大する為に、個人、大学及び中小企業に対し、半導体配置設計権の設定登録費用を支援している。補助金額は1件当たり35万ウォンであり、2005年には計15件を補助した。

2) 半導体設計財産の保護及び流通基盤の造成

イ) 国内外動向

米国は120個余りの企業で設計財産標準団体(VSIA)を構成・運営しており、日本も大手企業を中心に90年代後半から設計標準を研究中である。設計財産取引所の場合、イギリスのVCX、フランスのD&R、日本のIPTC、台湾のSIPコンソーシアム等がある。

一方、韓国はD/B構築・運用技術と流通技術が初期研究段階であり、国策研究所及び大手企業が自主研究の結果物に対する設計財産を蓄積している水準に過ぎなく、国家的な半導体設計財産の収集・分類・供給の体系化が至急に行われるべきである。

<表 - 4 - 3>海外設計財産の標準及び取引所の現況

機関名	設立年度 (設立主体)	役割	会員社
VSIA (米国)	1996年 (SIP供給/需要者)	・SIP設計標準/検証 標準、侵害防止技術	三星電子、HP、 ソニー等 120社余りの会 社
VCX (イギリス)	1998年 (イギリス政府)	・SIP取引所の役割 ・法的な苦情解決	ケイダンス、ARM、 東芝、UMC等
SIPコンソーシア ム (台湾)	2000年 (政府研究所)	・SIP取引所 ・SIP産業育成	台湾内企業
IPTC (日本)	2000年 (東芝、日経BP)	・SIP取引所の役割	政府、研究所、企業、 弁護士事務室との連携
D&R (フランス)	1997・ (ベンチャー企業)	・SIP取引所の役割	1万7千名の使用者会員 190社余り企業のSIP登録

ロ) 推進実績

半導体設計財産は反復的实施製品である為、知的財産権の設定登録過程で公開する際、即座に第三者が利用可能となり、法的・物理的な保護・流通管理システムがなければ法制運営及び流通市場の支援は不可能である。

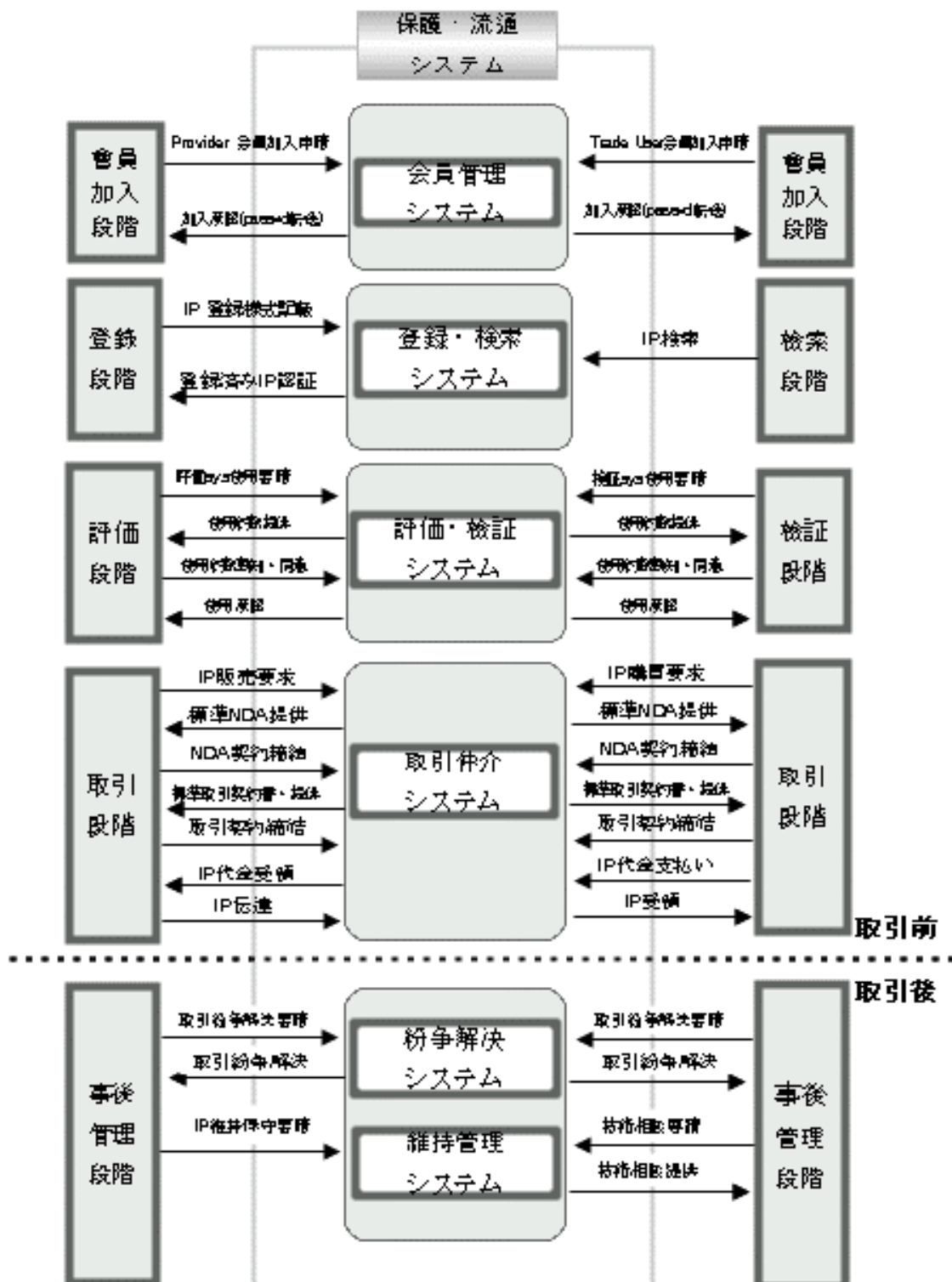
また、半導体設計財産の保護・流通の為には、個別半導体に代わって半導体配置設計をレゴブロック組み立てに必要な設計基準、知的財産権付与の為の登録基準、流通に必要な標準等、保護・流通技術確保が前提となるべきである。

このように半導体設計財産に対する総合的な研究の必要性が出てきたことにより、2001年7月に韓国科学技術院内に「半導体設計資産研究センター(SIPAC)」を設立し

た。本研究センターでは設計財産 DB の構築、設計財産の評価と検証システムの構築、設計財産流通モデルの構築、設計基準の整備及び流通市場の活性化方案研究等を遂行しており、究極的には半導体設計財産の保護及び利用体系を確立することを目標としている。

2005 年度には 926 件の設計財産を DB に登録し、SIPAC の流通システム及び遠隔検証システムを構築した。また、再利用可能な設計財産の生産の為、デジタル設計指針書、アナログ設計指針書、設計財産登録指針書及び登録基準案を作成・補完し、ホームページの運営、ニュースレターの 6 回発刊及び AP-SoC2005 の開催等、設計財産流通市場の活性化に力を注いでいる。

<図 - 4 - 1>保護・流通 D/B システムモデル



3) 半導体配置設計権創出の活性化

イ) 配置設計権創出研究支援

市場性・技術性が有望な優秀半導体配置設計権を創出し、設計財産の繰り返し使用と取引の成功事例を通じた認識拡散の為、大学及び中小企業に配置設計権創出研究費を支援している。2005年度には無線 LAN 半導体の無線部、モデム、コーデック、マック、インタフェース等、5つの分野の標準化された優秀配置設計権に設計財産創出研究費を支援し、創出された設計財産を SIPAC の流通 D/B に登録し、示範的取引に成功したことで設計財産再利用に対する認識を拡散させている。

<表 - 4 - 4>研究分野及び研究機関の現況

研究分野	研究機関	参加機関
モデム	忠北大学	(株)インソベック
コーデック	湖西大学	全北大学、(株)ネクシリオン
マック	全北大学	-
インタフェース	建国大学	(株)ビジョンウェアテック
無線部	情報通信大学院大学	全北大学

3. 半導体配置設計権の設定登録現況

特許庁に登録された半導体配置設計権は2006年6月末現在1,753件である。このうち、内国民による登録は全体の54%の942件であり、外国人による登録は全体の46%の811件である。最近半導体配置設計権の登録現況は世界SIP市場増加率とそのサイクルを共にしており、とても興味深いことである。すなわち、SIP世界市場は2001年からその増加傾向が減少し始め、2004年度に急激に増加した。2006年以降には毎年20%以上増加するものと予想される。半導体配置設計権の登録件数は世界SIP市場より、その回復が遅いが、2005年度の41件で底を突き、徐々に増加してきて2006年には上半期だけで105件を記録するまでに回復した。2006年には150件を上回ると展望される。

<表 - 4 - 5>内・外国人別設定登録の現況

(単位：件)

区分	1993 ～ 1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006.6	計
国内	450	26	88	95	86	78	33	86	942 (54%)
外国	572	80	77	31	16	8	8	19	811 (46%)
計	1,022	106	165	126	102	86	41	105	1,753 (100%)

* 資料：特許庁

登録された配置設計権を機能別に調べてみるとリニア IC が 28.9% (506 件)、ロジック IC が 19.6% (182 件)、マイクロプロセッサが 15.6% (273 件)、メモリ IC が 10.4% (182 件)、その他 IC が 25.6% (448 件) である。これは配置設計権に対する侵害可能性が高い技術を使用した半導体の登録申請件数が多いことを示す。

<表 - 4 - 6>機能別設定登録の現況

(単位：件)

区分	93～99	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006.6	計
ロジック	255	19	21	11	15	7	7	9	344
メモリ	117	22	35	4	1	3	0	0	182
マイクロ プロセッサ	189	20	27	22	9	1	4	1	273
リニア	390	17	36	20	19	6	6	12	506
その他	71	28	46	69	58	69	24	83	448

計	1022	106	165	126	102	86	41	105	1,753
---	------	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	-------

* 資料：特許庁

国内機関別登録現況を調べてみると、大手企業の登録が大きく減少している反面、研究機関または中小企業・大学の登録は横ばい状態である。

これは大きい資本施設の投資なしに蓄積された技術と経験で武装された小規模の専門人材だけでも事業遂行が可能であるという SIP 事業特性をうまく活用した研究機関または中小企業・大学により、SIP 開発が更に活発に行われた結果に起因していると判断される。

<表 - 4 - 7>機関別設定登録の現況

(単位：件)

区分	細部 区分	1993 -1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006.6	累計
国内	企業	324	6	44	12	16	14	16	0	432
	大学	1	14	22	16	26	7	14	3	103
	研究所	125	6	22	67	44	57	3	83	407
	小計	450	26	88	95	86	78	33	86	942
外国	企業	572	80	77	31	16	8	8	19	811
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	572	80	77	31	16	8	8	19	811
総計		1022	106	165	126	102	86	41	105	1,753

* 資料：特許庁

4. 今後の計画

2001年1月に樹立した半導体設計財産権中長期発展計画（計92億ウォン投資）により、半導体設計財産技術振興の為の与件を造成する一方、半導体設計財産の保護・流通の為に、設計技術基準と評価基準を開発し、保護・流通システムを構築すると共に、半導体配置設計権創出研究を積極的に支援することで大学と中小企業の配置設計創出権を積極的に発掘・育成している。

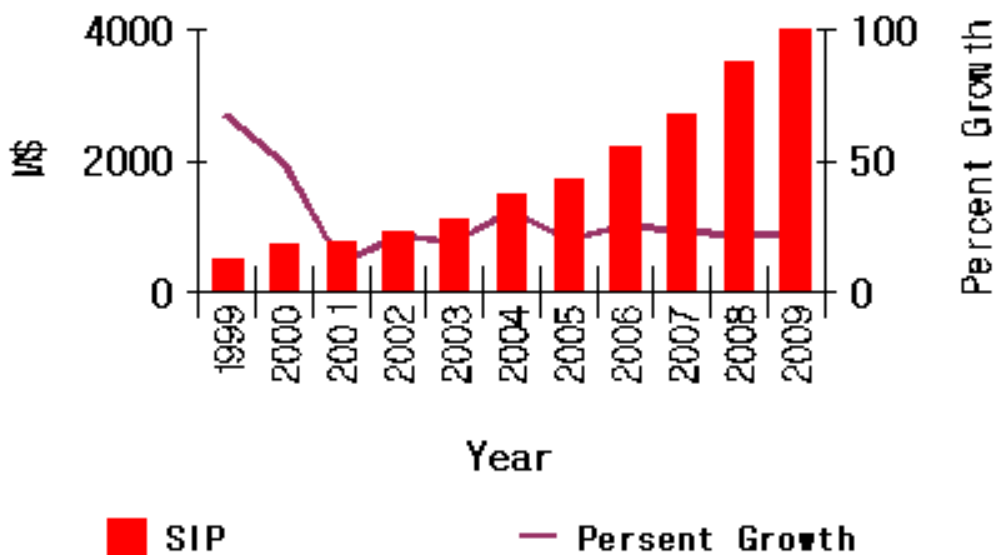
また、特許庁は半導体設計分野で新流通技術の出現（半導体チップ取引 機能ブロック別設計図取引）と流通市場の拡大に対応し、新知的財産権制度を整備して運営基盤を構築する一方、民間の設計財産権取引市場が定着できるように積極的に支援し、電子及び半導体産業の変革を先導する計画である。

<表 - 4 - 8>年度別・分野別事業推進目標及び内容

区分	1 段階		2 段階		
	2001	2002	2003	2004	2005
事業目標	事業基盤造成	事業の 拡大・発展	事業の 実体化	事業の 活性化	事業の 安定化
事業内容					
1. 制度の 国際化研究	施行規則の 改正	法制度の研究	法制度の研究	法制度の研究	法制度の研究
	配置設計権制度の認識拡散（公募展、設定登録の支援）				
2. 保護・流 通基盤造成	SIP 収集・理 流通モデル 草案	D/B 構築 流通モデル 発展	D/B 試験運営 流通モデルの 検証	D/B の活性化	SIP DB シス テムの国際協 力
	カタログサービス（01年）		民間参加		
	試験評価 及び評価技術 の開発	示範制度及び 評価技術 の発展	評価自動化 システムの 構築	評価制度の実 証	国際的な 流通システム の定着

区分	1 段階		2 段階		
	2001	2002	2003	2004	2005
	設計技術 基準の開発	設計技術 基準の範囲 拡大・発展	設計技術 基準の 検証・活用	設計技術基準 の確立	SIP 流通、総 合支援サービ スの構築 国際的な IP/SoC 機関の 地位定立
	実証用半導体 チップ設計	設計基準 の実証	保護・流通 D/B 実証	保護・流通 D/B 設計基準 の実証	
3 . 創出 研究支援	半導体設計財産権創出研究の支援				

<図 - 4 - 2>世界半導体 IP 市場の展望、2006 ~ 2009



* 資料: Semico Research Corp 2005.6.

第 6 編 成果及び顧客志向的特許行政革新の実現

第 1 章 革新目標及び推進体系

第 2 章 特許行政革新の推進戦略

第 3 章 革新力量及び革新広報

第1章 革新目標及び推進体系

第1節 革新目標及び方向

経営革新広報本部革新企画チーム書記官 イム・ジェソン

1. 組織内・外部の環境分析

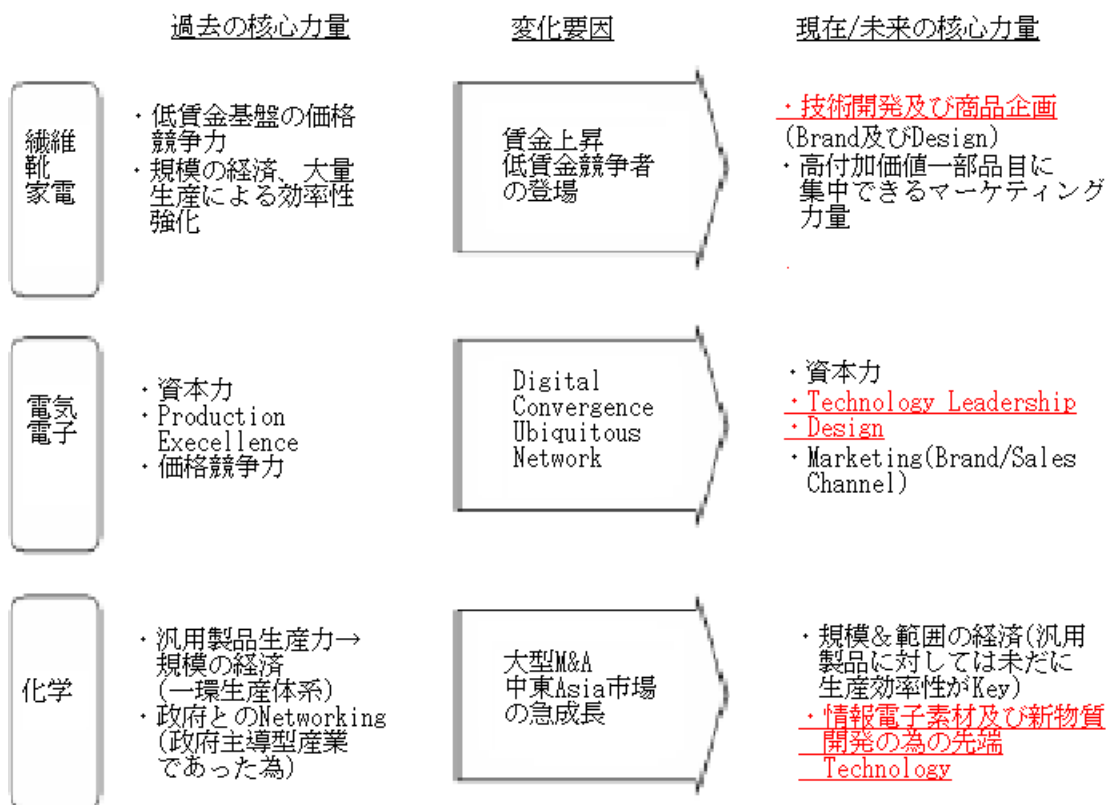
世界最高水準の情報化システムを元に年間3,080億ウオンの請願行政費用の節減、政府最初のOn-line在宅勤務制の導入、自発的な学習を通じた革新力量向上等、多くの優秀事例を創出した結果、特許庁は『2004年政府革新管理優秀部署』に選定された。このような力量を基盤に特許庁は2005年に内・外部環境分析等を通じ、革新戦略を再樹立した。

イ. 競争国の動向

米国・日本等の主要先進国は知的財産権を国家競争力の核心要素と考えており、その為知的財産権分野の競争が日増しに熾烈になっていくと判断される。米国は知的財産権の保護強化の為に2003年2月に「21世紀戦略計画」を樹立した。同計画を通じ、米国特許庁は知的財産システムが世界経済に寄与して人生の質を向上させることを任務として定義し、高品質、高効率の顧客中心的な組織へ革新することを展望している。

日本も2003年3月に「知的財産立国の実現」を目標とする「知的財産戦略大綱」を樹立した。知的財産の創造・保護・活用及び人材育成の4つの分野、50個余りの政策を内容とする同戦略には知的財産権及び知的財産権産業を基盤に日本経済社会の再跳躍を図ることを内容としている。

ロ. 産業環境の動向及び主要顧客の要求事項の分析



< 知的財産行政環境分析、特許庁 & Watson Wyatt, 2005年5月 >

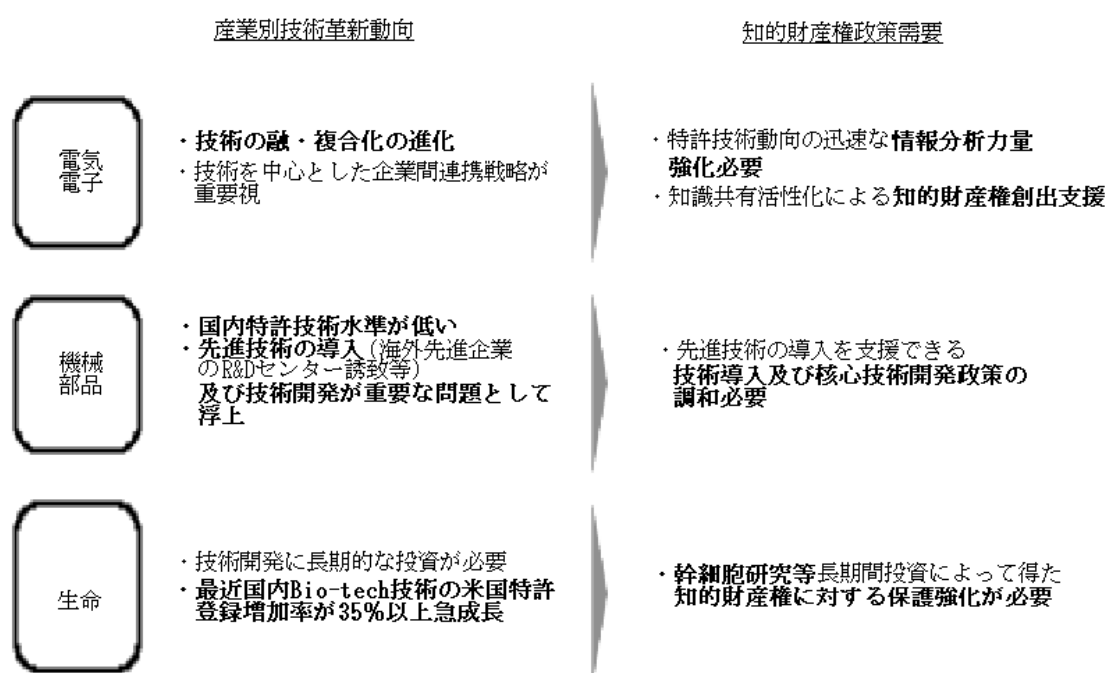
産業別競争力を左右する核心力量は技術・知識中心の再編³²⁾により、国内産業の技術・知識水準によって要求される核心力量も変化している。このような環境では知的財産関連行政でも多次元的な対応を要求する。具体的には出願される技術に対する権利化、効率的な知的財産の創出支援、先進技術の効果的な導入、国内優秀技術に対する効果的な保護等、知的財産の創出、保護(権利化を含む)活用全般に関する政策サービスが各産業の特性に合わせて支援されるべきであることを意味する。

産業別に調べてみると、電気・電子産業の場合、技術の融・複合化が深化³³⁾されており、新技術開発結果である特許情報の持続的な提供を通じ、知的財産権紛争に事前

³²⁾ Keith Drake, "Industrial Competitiveness in the Knowledge-Based Economy: The New Role of Government", OECD, 1997/ファン・インソン、『知識基盤社会と国民勘定』、三星経済研究所、2002年11月4日

³³⁾ 「次世代成長動力産業の競争力現況と市場戦略」、産業研究院、2005年12月

に対応する戦略が必要であると考えられる。機械・部品産業は先進国との技術格差を減らしていく為に、技術移転支援中心の政策が推進されてきたが、源泉技術開発を怠っていたことによる技術従属化の恐れが出てきており、技術移転だけでなく核心技術開発政策も並行して推進されるべきであると考えられる³⁴⁾。一方、生命工学のように源泉技術の確保に長い年月の実験と投資が必要な分野は厳格な保護活動が要求されると言える。



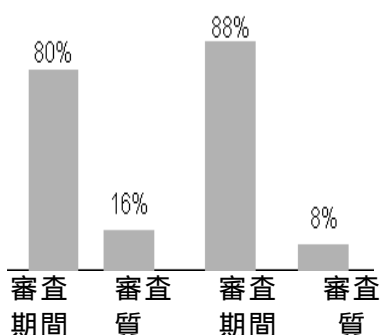
2002年同時顧客要求事項分析³⁵⁾では大手企業の80%、中小・ベンチャー企業の88%が審査処理期間の長期化に対する不満を表したが、2005年の顧客インタビューでは顧客群別に異なる要求事項が表れた。大手企業は特許を受けるとすぐに権利行使ができる程度の強力な特許政策及び高い特許手数料水準の改善を、中小企業は審査処理期間の短縮と模倣製品の根絶等、紛争の素地をなくす政策に対する要求を、個人は迅速な審査と共に特許事業化支援をそれぞれ要求した。

³⁴⁾ 「産業環境変化と自動車部品産業の発展戦略」、産業研究院、2005年12月

³⁵⁾ 国内知的財産権制度の苦情実態調査、全経連、2002年

企業顧客の主要不満要因（2002年）

- 大手企業 - - 中小&ベンチャー企業



Source：国内知的財産権制度の苦情実体調査、全経連（2002）

主要顧客の不満要因

個人 “迅速な審査”と共に、“特許事業化支援”が必要

中小企業 審査処理期間の短縮が持続的に推進されるべきであり、紛争の素地を減らし、権利を確実に保護することも重要
模倣製品によって投資費用の回収が難しく、倒産する中小企業が多い。

大手企業 審査のQualityを高め、特許の付与後、すぐに権利行使ができるようにすることが需要
特許を付与されても権利範囲確認・審判等の紛争が発生すると実際特許による利益創出分が減少する傾向
権利維持特許手数料が非常に高く、特許経営に負担となる。

Source: 個人発明家及び中小企業/大手企業の特許担当者インタビュー（2005）

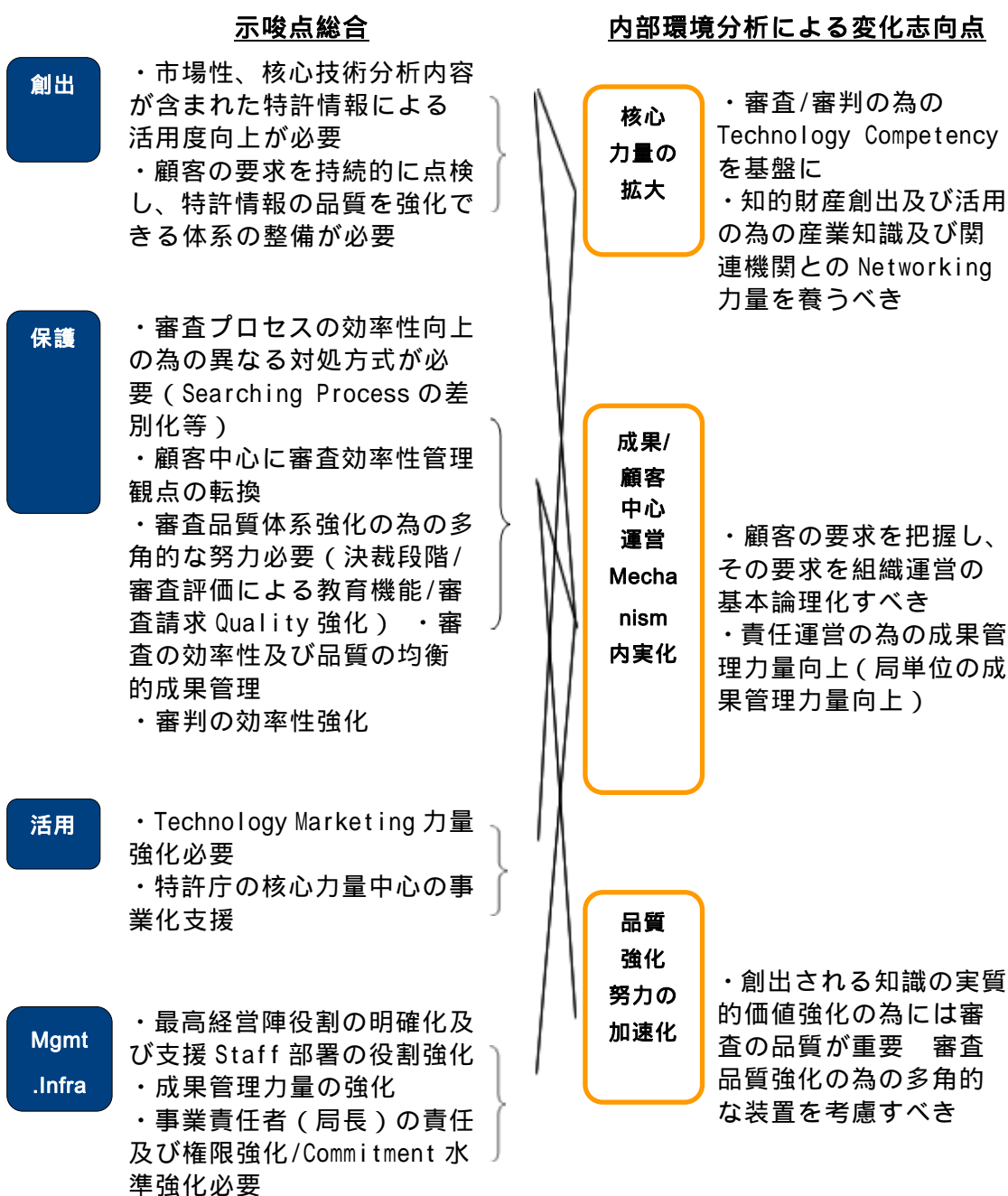
このような外部環境の分析は知的財産保護・創出・活用等のサービスの提供、顧客中心の核心内在化、産業知識関連力量の強化等の政策示唆点を提供した。

八．内部環境分析

内部環境分析は特許庁で提供している審査業務の効率性、知的財産の創出・活用分野の効果に対する診断、組織運営上の改善事項及び革新内在化の為の法案等に対して行われた。診断結果審査の効率性部門では人材増員・博士級人材に対する特別採用・IT インフラを通じた効率性向上と共に審査プロセス自体に対する改善の必要性が明らかになった。知的財産の創出・活用分野では他部署との業務重複を避ける一方、世界的水準の特許情報 DB 等、特許庁の固有力量がうまく活用される方向に改善していく

ことが必要であると分析された。

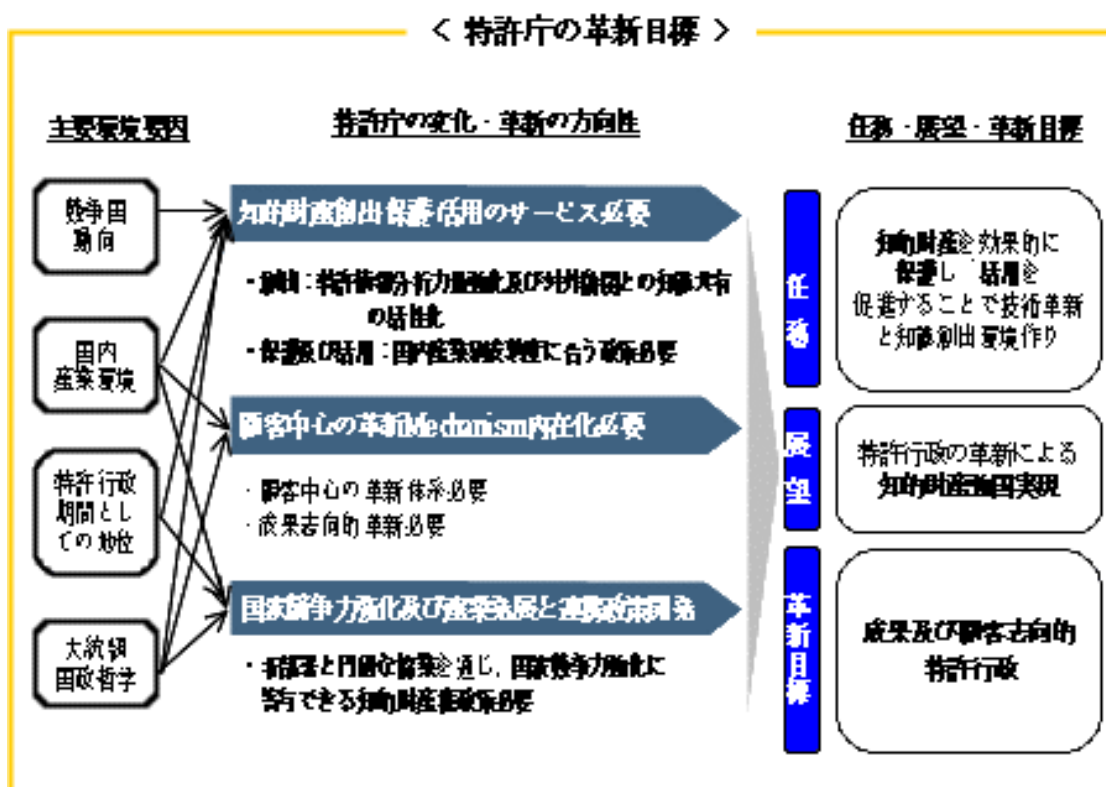
また、組織運営においては単純に審査処理期間中心から審査品質に対する成果管理が必要であることが分かり、革新の内在化の為に、革新推進組織の補強及び力量強化等が課題として提示された。



二．総合

韓国は 2005 年を基準に国内出願では世界第 4 位、国際特許出願は世界第 7 位等、量的規模では既に世界的な水準になっている。また、特許庁は世界で 9 番目に国際特許出願に対する国際調査機関及び国際予備審査機関に指定(1999 年 12 月)され、米国・日本に続き、韓国特許文献が国際特許審査の必須資料として採択される等、知的財産行政においても韓国の地位は徐々に高まってきている。

このような対内外与件及び内部力量を元に特許庁は知的財産の創出・活用機能を拡大し、究極的に国家知的財産管理主務部署(Chief Knowledge Officer)として国家経済発展に寄与する為にそれに符合する任務・展望体系を樹立した。

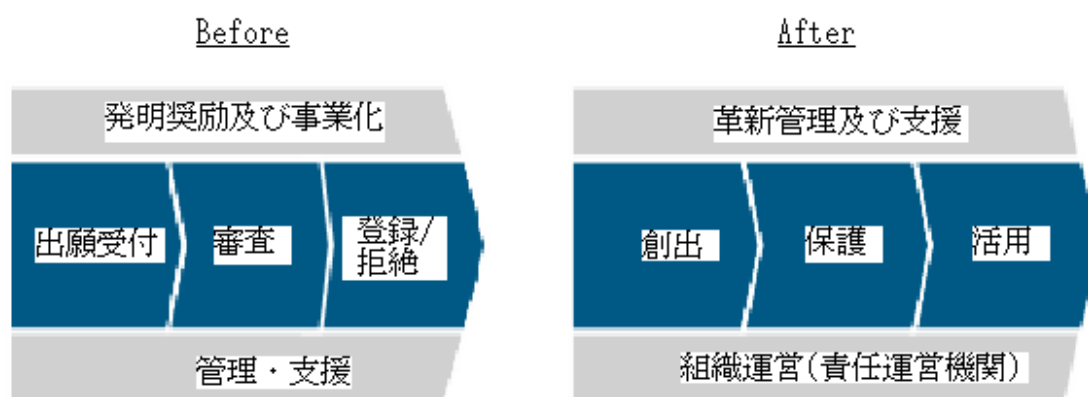


2．革新目標及び推進方向

イ．価値チェーンの再設計

組織内・外部の環境分析を通じ、特許庁は審査・審判機能のみでは顧客の要求事項を十分に満足させるのは難しいという認識の下、価値チェーン³⁶⁾を再設計した。伝統的な特許庁の価値チェーンは出願 審査 登録等、審査プロセス中心に構成されていた。しかし、新しい環境変化と顧客の要求事項に符合する為に、これを創出 保護 活用を主な活動に再編し、組織運営支援と革新内在化を副活動として設定した。

< 特許庁の価値チェーンに対する再設計 >



ロ．段階別革新目標の設定

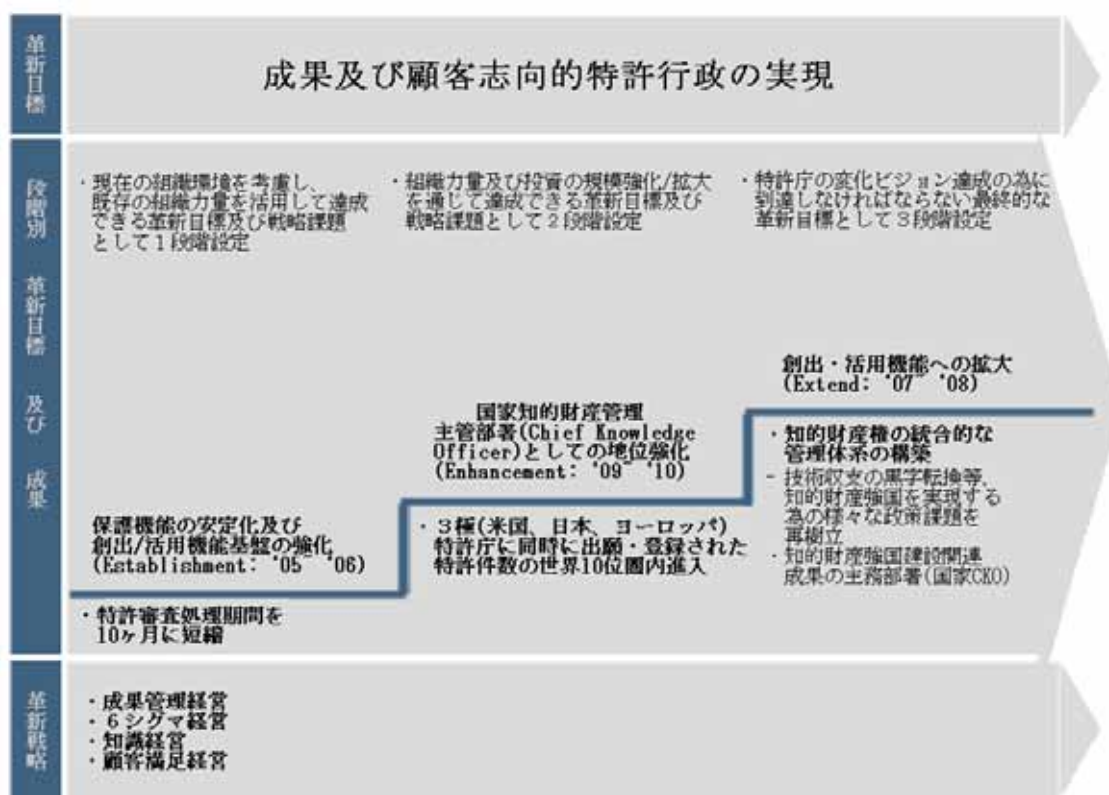
特許・実用新案・デザイン等の知的財産権に対する審査中心の組織から知的財産創出・保護・活用等を総合支援する知的財産権政策部署に成長する為に、特許庁は3段階の段階別革新目標を設定した。

第1段階 (Establishment, 2005～2006年) は知的財産保護機能を安定化し、創出・活用支援政策の基盤を強化する期間である。現在の組織環境及び組織力量を活用して

³⁶⁾ 企業活動で付加価値が生成される過程を意味し、1985年米国のハーバード大学のマイケルポーター (M. P. Porter) がモデルとして定立して以降、広範囲に活用されている理論の枠である。具体的には付加価値創出に直接または間接的に関連のある一連の活動機能がプロセスの連携で構成され、主活動 (primary activities) と支援活動 (support activities) に分けられる。

達成できる戦略課題を選定し、推進する期間であり、代表的な革新目標は特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することである。

第2段階（Extend, 2007～2008年）は知的財産の創出と活用に対する支援機能を拡大する期間である。現在の組織と件下で組織力量を強化し、投資規模を拡大して達成できる戦略課題を推進する期間である。代表的な革新目標は米国・日本・ヨーロッパの特許3極に同時に出願・登録された特許件数が世界10位以内に入ることに進ませることである。



第3会（Enhancement, 2008～2010年）は特許庁が国家知的財産管理の主務部署として知的財産の創出・保護・活用政策を樹立し、関係部署等との協調を通じ、これを施行していく期間である。特許庁が変化・革新を通じ、達成しようとする究極的な段階であり、代表的な革新目標は知的財産権の統合的な管理体系を構築することである。

特許庁はこのような段階別目標を達成する為に、1次的に知的財産創出分野(3個)、保護分野(10個)、活用分野(1個)、革新管理分野(4個)、組織運営分野(2個)

等計5つの分野に対し、21の細部過程を選定した。同課題については3段階期間に渡り、段階別目標と連携して推進されるロードマップを作成・推進中である。また、革新戦略では成果主義経営、6シグマ経営、知識経営、顧客満足経営等、4大戦略を採択した。

第2節 2005年特許行政の革新活動

経営革新広報本部革新企画チーム書記官 イム・ジェソン

1. 総括

2005年は革新ビジョンを実現する為に必要な成果主義経営、6シグマ経営、知識経営、顧客満足経営等、4大革新戦略及びプログラムを導入・定着させる為に努力してきた。更に特許庁は政府革新を先導し、企業型政府運営のモデルを定立する為に中央行政機関では最初に責任運営機関への転換を推進した。このような努力の結果として特許庁はリーダーシップ、革新力量、革新課題等の3つの部門に渡って行われた2005年政府革新管理評価で48の中央部署中、総合1位を獲得した。その他に、知識管理(1位)、働く方式の革新(2位)、政府業務評価(2位)、情報化水準評価(2位)でいい成績を挙げた。

特許庁の成果管理経営は2004年10月から導入されたBSC(balanced scorecard)³⁷⁾システムに基づいている。BSC観点による成果管理体系を元に、個人と組織の評価を連携させる統合評価システムを構築完了(05年6月)した。これにより、組織のビジョン・ミッションに符合するように組織内の本部・チームの目標を設定し、実績・力量・職務の観点で個人を評価するシステムが構築された。

イ・6シグマ³⁸⁾は内部構成員にGB、BB、MBB³⁹⁾等、課題水準別に異なる体系的な教

³⁷⁾ 財務成果中心の評価とは異なり、財務・顧客・内部プロセス・学習と成長の4つの観点によって評価することで組織の長期的な成長を追及する戦略的組織運営方法である。成果測定 of 専門コンサルティング会社であるルネサンスソリューションのデイビッドノートンとハーバードビジネススクールのロバートカーブラン教授が共同で開発し、1992年に初めて提示された。特許庁は04年10月から導入しており、2006年現在理解関係者観点、プロセス観点、資源観点、学習及び革新観点の4つの観点で運営している。

³⁸⁾ 6シグマは経営で発生する欠陥を統計的に測定・分析し、その原因を取り除くことにより、6シグマ水準の品質を確保しようとする全社次元の経営革新活動である。

育を提供することで自主的に問題を診断・改善できるようにする。優秀な人材構成と高度の専門性がある特許庁の組織・業務特性を考慮した時、最も適合した業務革新手段と判断し、2005年5月から本格的に導入した。革新推進過程の面においても6シグマは科学的で体系的な問題発掘・解決過程、客観的な評価及びフィードバック等、検証されたプロセスによって進行される。BSC等、既存に追求してきた革新方法論との高い連携性等、柔軟な推進体系も6シグマのメリットと認められており、国内外の公・私組織で多くの成功事例を生んでいる。6シグマは機関長または革新チーム中心の革新ではなく、組織下位単位まで革新Agentを養成し、定着期段階に適切な革新方法論と評価される。

ロ．世界的水準の情報化インフラと知的財産権の主務機関として、知識の創出及び活用の重要性に対する認識向上を先導する特許庁は既に1999年末から知識経営を革新戦略として採択している。2000年12月には特許庁知識経営宣布式を行い、任意団体として存在していた「韓国知識経営学会」を特許庁傘下社団法人として正式に発足させた。2005年9月には蓄積された内部知識力量を元に国民知識力量強化の為の実践戦略として革新イニシアティブに採択した。2005年現在ナノ技術研究会、ユビキタス特許研究会等、庁内外の専門家が参加する自律的な研究会73個が活動中であり、2005年だけで546回の開催実績を挙げている。

ハ 2000年から運営している特許庁知識管理システムは2005年に大幅改善された。主要改善部分はオンラインで『知識 Q&A』として専門的な問題に対して全職員が討論し、キーワード検索によって全ての決裁文書内容まで把握する等、知識活用の便宜性を向上させているという点である。このような内部知識力量を元にネイバー等、民間ポータルサイトとの業務協力を通じ、特許庁が保有している専門知識の対国民全面公

³⁹⁾ 1．MBB (Master Black Belt): BBを養成し、指導する専担要員

2．BB (Black Belt): 6シグマ革新プロジェクトを実務的な責任を負って遂行する最も革新的な推進要員

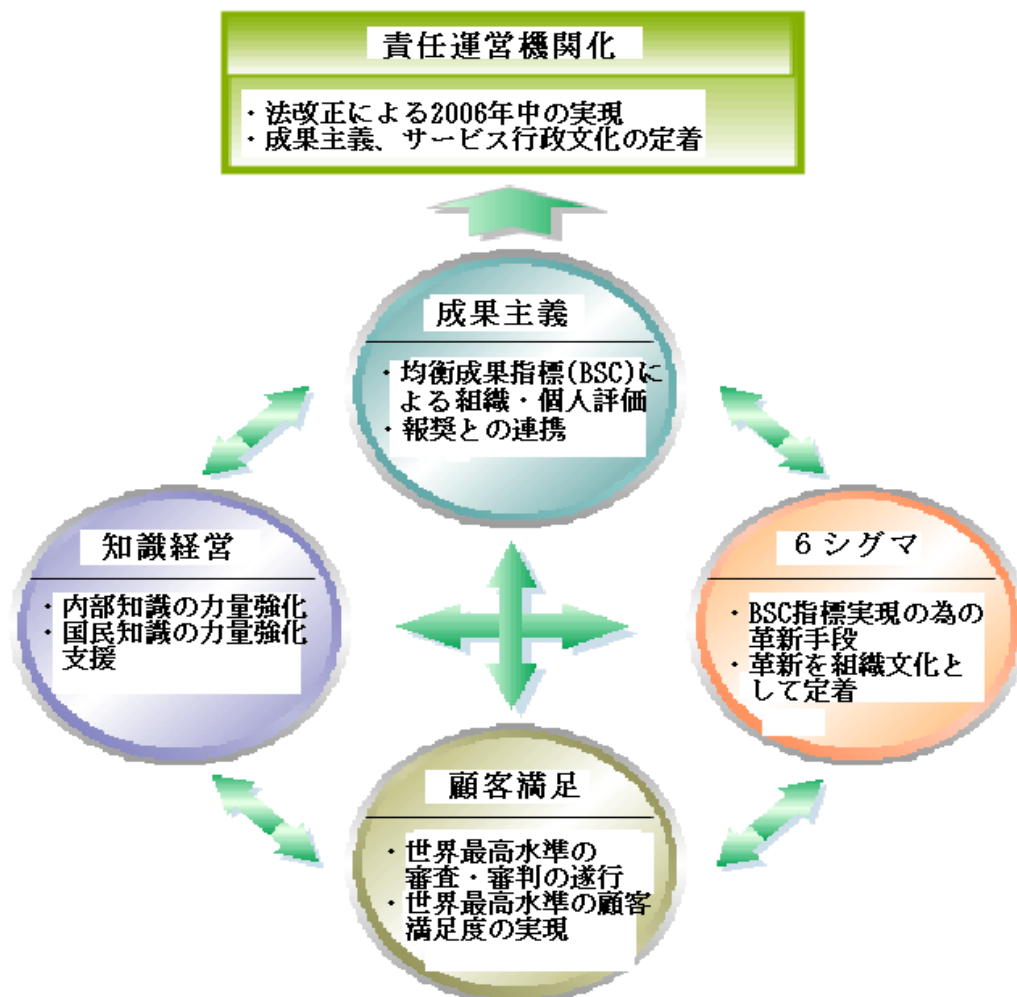
3．GB (Green Belt): 現業を遂行しながら、プロジェクトチームに合流し、BBを支援したり、小規模課題を遂行する要員

開を推進している。

2004年に前年対比で0.6%下がった請願満足度に対する反省として2005年の革新イニシアティブに提示された特許庁の顧客満足経営は請願に対するビフォア/アフターサービスの実施、訪問審査サービスの提供、分野別請願対応マニュアル開発等の持続的な制度改善努力と共に、体系的なVOC（Voice of customer）管理に重点をおいている。特許庁は世界で最も早くて高品質の審査・審判を遂行する為に、専門審査・審判人材の特別採用及び先行技術調査業務のアウトソーシングを推進している。また、持続的な業務プロセスの改善、審査知識検索システムの構築等、情報化インフラ強化を通じ、効率的な審査・審判環境を作り、審査待機期間を2006年には10ヶ月に短縮することを目標としている。

<2005特許行政革新模型>

成果主義経営、知識経営、顧客満足経営、6シグマ経営を通じ、責任運営機関の成功モデルを定立



2. 革新優秀事例創出の要因

特許庁は体系的な革新推進を通じ、1人当たり審査処理量 13.6%増加、1人当たり審判処理量 24.4%増加、審査品質 37%向上、審査分野顧客満足度 31.6%向上等、卓越した業務成果を挙げた。特許庁が革新を通じ、良い成果を出し続けられる要因としては世界最高水準の情報化システム、蓄積された革新経験、体系的な変化管理戦略及び機関長のリーダーシップ等を挙げられる。

特許庁は1999年1月に世界で最初に産業財産権全分野に対する出願・審査・登録・審判及び公報発刊業務等を完全自動化したKIPOnetシステムを開始した。1995年11月～1998年12月までに318億ウォンを投資して構築し、2003年～2005年の間に基本システムを高度化した次世代特許ネット（英文名：KIPOnet）に大幅改良した。本システムの最も大きい特徴は世界最初でインターネットによる電子出願を可能にした点と、24時間365日電子請願処理が可能である点であり、このような優秀性を元にベトナム・フィリピン等の開発途上国を対象とした特許情報化コンサルティングを行っている。

特許ネットシステムの開発は単純に書面で処理していた行政を電算化しただけでなく、業務プロセスの改善を通じ、行政処理手続きの改善と一緒に進行させた。したがって1995年から体系的な情報化戦略を元に革新を推進してきており、1999年には「特許行政革新総合対策」を樹立し、学習組織の実現、TQM⁴⁰⁾等を自主推進した。このような蓄積された革新経験は2003年から始まった政府業務革新に活用され、試行錯誤を減らすことができた。

革新は一般的に構成員には多くの変化と短期的な業務量の増加による疲労感を、経営陣には短期的な成果低下現象を引き起こす為、初期に多くの抵抗にぶつかることになる。特許庁はこのような現象を体系的に管理する為にマスタープランを樹立し、2005年から変化管理を推進している。

このような与件と共に2005年特許庁革新の最も大きい動因は庁・次長の強力なリーダーシップと言える。顧客の声を積極的に聴取し、組織構成員との顔を合わせた対話を実施すると共に新しい革新イニシアティブを提示した。特に変化管理教育課程に庁・次長自ら参加し、職員と対話（30名単位38回、1,237名）をしながら、革新推進過程における構成員の苦情事項を聞き、成果管理等の革新プログラムの推進方法論について討論した。また、2005年に推進した4大イニシアティブ（成果主義・6シグマ・

⁴⁰⁾ total quality management 製品またはサービスの品質だけでなく、経営と業務、組織構成員の資質までも品質の概念として管理すべきという概念

顧客満足・知識経営)を庁・次長が直接提示する等、革新推進を先導した。

第2章 特許行政革新の推進戦略

第1節 企業型中央責任運営機関

経営革新広報本部成果管理チーム書記官 ジョン・インシク

1. 中央責任運営機関の推進背景

イ. 責任運営機関制度の概要

韓国の責任運営機関制度はイギリスの executive agency、カナダの special operating agency、ニュージーランドの crown entity、米国の performance-based organization 等をベンチマーキングして導入された制度であり、1999年に「責任運営機関の設置・運営に関する法律」の制定と共に本格的に施行された。当時 IMF 経済危機により、新しい行政環境に適合した政府組織運営システムが必要になってきていた為、先進国の責任運営機関制度を導入したのである。責任運営機関制度は基本的に機関運営の自律性と責任性を保障することで、行政の効率性を確保しようとする制度である。

責任運営機関の設置・運営に関する法律によると、責任運営機関の概念は“政府が遂行する事務の中で公共性を維持しながら、競争原理によって運営することが正しい事務で、責任運営機関の長に行政及び財政上の自律性を付与し、その運営成果によって責任を負わせる行政機関”を指す。すなわち、政府運営において競争原理を導入することで、行政運営の効率性と行政サービスの質的向上を図ろうとした成果中心的行政体系を意味する。

このような責任運営機関の選定基準は一般的に 競争原理によって運営することが正しい事務を取り扱う機関、 事業的・執行的事務比率が高く、成果測定が可能な機関、 自律性を付与する場合、行政運営の効率性及びサービス向上が期待できる機関、 機関長の地位及び機関の人員規模が一定水準以上の機関、 財政自立度（自体収入

の比重)が一定水準以上の機関、の5つである。このような基準にしたがい、2000年度に10の機関、2001年度に13の機関が責任運営機関として指定され、2005年現在23の機関が責任運営機関として運営されている。

ロ．特許庁の責任運営機関転換の背景

特許庁が責任運営機関に転換を推進した背景は、内部的には個人力量を最大化させ、成果主義を拡散し、外部的には顧客である国民により質の高い特許行政を提供しようとしたところにある。

これまでに特許庁は審査処理期間の短縮という問題を解決する為に、審査官中心の増員を行った結果、最近10年間で定員が2倍以上増加(95年659名から05年の1,392名に増加)し、事務官が定員の65.2%(政府平均は11.6%)を占める独特な組織構造になった。

事務官の数に対する課長の比率が12.5%であり、関連部署である産業資源部の27.6%、中小企業庁の26%に比べ、著しく低い。また、技術審査局の場合、課長1人当たり平均25~30名の統率範囲を超える等、組織運営に深刻な問題点を引き起こした。

また、審査人員の構成は博士(40%)、技術考試(35%)、技術士・弁理士(5%)等であり、優秀な人材を確保しているが、画一的な目標設定及びインセンティブの皆無により、個人の力量を最大化しにくい状況であった。審査官の場合、個々人の専門性と業務遂行態度が審査に及ぼす影響が絶対的であるが、画一的な目標と個人別成果によるインセンティブの皆無によって士気が低下する等、機関力量を最大化することには限界があった。

対外的には成果及び顧客志向的な特許行政の実現を通じ、国民により質の高い特許行政を提供する必要性が提起された。報酬インセンティブ提供を通じ、審査処理の増加 審査処理期間の短縮 発明の権利化 産業及び経済発展 国家の発展等、国民により向上されたサービスを提供する必要性が提起された。

このような対内外的な組織運営の基本方向を変える必要性が増大され、その対案として責任運営機関制度が検討され始めた。

2. 中央責任運営機関の主要内容

これまで責任運営機関は中央行政機関の所属機関のみがその対象であった。「責任運営機関の設置・運営に関する法律」も所属機関を念頭において作った法律である為、庁単位の中央行政機関が責任運営機関に転換する場合、むしろ機関の自律性が悪化するという問題点があった。

すなわち、機関長身分が正社員から契約職に変わり、組織及び人事運営、予算及び会計管理も長官が決定するようになってきている為、現在よりはむしろ自律性が悪化し、責任運営機関の自律と責任という基本的な趣旨を生かせない問題点があった。

したがって、庁単位の中央行政機関が責任運営機関になる場合、中央行政機関として持っている自律性がより悪化しないように責任運営機関法律を改正する必要性が提起された。その結果、組織・人事部分は現在中央行政機関が持っている機能と権限をそのまま維持し、予算及び会計部分は責任運営機関制度に運営することを骨子とした「責任運営機関の設置・運営に関する法律」を改正することになった。

2005年12月に改正された「責任運営機関の設置・運営に関する法律」によると、現在責任運営機関は中央行政機関である中央責任運営機関と所属機関である所属責任運営機関に区分される。中央責任運営機関は原則的に責任運営機関制度をそのまま適用されるが、所属責任運営機関と幾つか異なる部分がある。

まず、所属責任運営機関は所属中央行政機関の長を公開募集手続きを通じ、専門性のある者を契約職公務員として採用するが、中央責任機関は機関長が契約職として任命されるのではなく、中央行政機関と同じように正社員として大統領によって任命され、任期（2年）が保障されるという点で異なる。

次に、所属責任運営機関は中央行政機関の長から事業目標を付与され、このような事業目標を達成する為に中央行政機関の長に事業運営計画を提出するが、中央責任運営機関は国務総理から事業目標を付与され、国務総理に事業運営計画を提出する。

また、所属責任運営機関は所属中央行政機関長の所属下に「責任江運営機関運営審議会」が構成され、行政自治部長官の所属下に「責任運営機関運営委員会」を構成し、中央責任運営機関では中央責任運営機関長の所属下に「中央責任運営機関運営審議会」が構成され、国務総理所属下に「中央行政運営機関運営委員会」が構成される点で異なる。

また、組織・人事管理の場合、所属責任運営機関は基本運営規定を設けているが、中央責任運営機関は既に政府組織法、国家公務員法等を適用される為に、別途の基本運営規定を作る必要はなく、中央行政機関が持つ組織・人事の自律性を維持する。

最後に、予算及び会計管理は責任運営機関別に特別会議が超過収入金の10%を職員の為の報奨的な経費として活用できる。

3. 中央責任運営機関の期待効果

行政自治部が毎年実施している責任運営機関の評価によると、責任運営機関は施行以前に比べ、高い成果を挙げている。責任運営機関の究極的な目的である対国民サービスの向上に関し、様々なプログラムの開発と積極的な活用により、サービスの量的な供給と質的な水準を持続的に向上していることが分かった。特に顧客満足の為の責任運営機関の持続的な努力は一般行政機関より、高い水準の顧客満足評価を得ている。

特許庁の場合も責任運営機関への転換を通じ、成果中心の組織文化が拡散され、特許行政サービスの質向上を通じ、対国民サービスの画期的な改善が予想される。また、政府組織の運営に競争原理と民間の経営技法を導入することで、審査人材急増による

特許庁組織運営の問題点を克服し、効率的な組織運営が可能になると考えられる。

第2節 成果主義の経営

経営革新広報本部成果管理チーム行政事務官 シム・サンヒ

1. 戦略集中型組織の実現

イ. 戦略的成果管理システムの導入

最近政府機関及び公共部門の革新に対する関心が非常に高まっており、全政府次元の国家競争力向上の為に政府革新の拡散と成果管理制度、政策品質管理制度の導入および定着を重点的に推進している。また、特許庁は米国、日本、ヨーロッパ特許庁との競争を通じ、世界最高水準の特許行政機関となる為の新しいビジョンを定立する必要が提起された。これを受け、特許庁はBSCと6シグマ等、4大戦略的革新イニシアティブを中心に革新推進体系を再整備し、中央責任運営機関としての新しい成功モデルを創出する為に本格的な努力を注ぐようになった。

特許庁のBSC成果管理システムは戦略移行体系樹立及び成果管理の枠組みとして導入され、変化管理次元において革新の安定的な定着とリーダーシップ・組織文化・人材育成等、組織力量強化の目的を持っている。

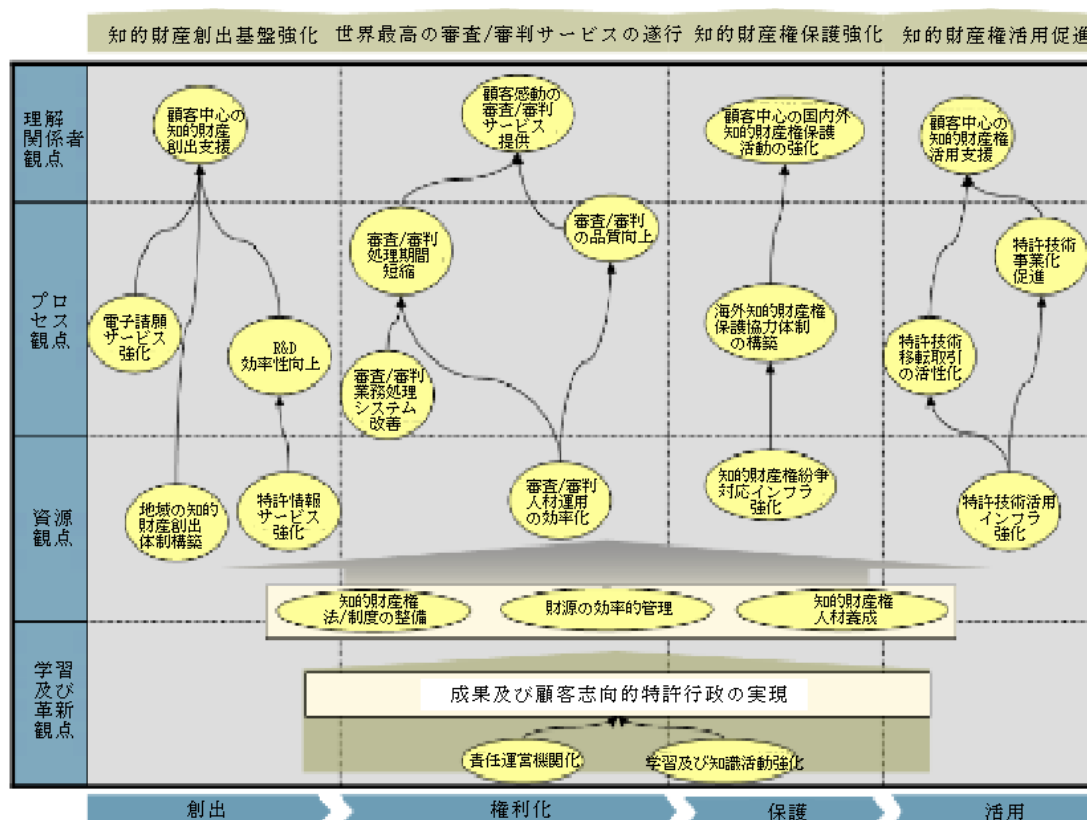
特許庁は組織のミッションとビジョン達成の為に、構成員の力量を結集させ、コミュニケーションを活性化できる戦略的成果管理システムの必要性、組織と個人の成果を体系的に管理できる成果中心の特許行政革新インフラ構築という背景の下、BSC成果管理システムの導入を推進した。

ロ. 特許庁ビジョンの戦略体系

特許庁は特許行政の品質向上と顧客感動の行政サービスの土台作りの為、『知的財産の創出・権利化・活用を促進すると共に保護を強化し、技術革新と産業発展に寄与』するというミッションと『特許行政の革新による知的財産強国の実現』というビジョ

ンを元に公共機関という特性を考慮し、5大戦略目標を導出した。このようなビジョンと戦略定立の為に、競争国の動向分析、国内産業環境の変化、特許行政機関としての地位及び大統領の国政哲学を分析した。また、特許庁の価値技術（value chain）を再定立することで、変化の必要性と方向性を確立した。

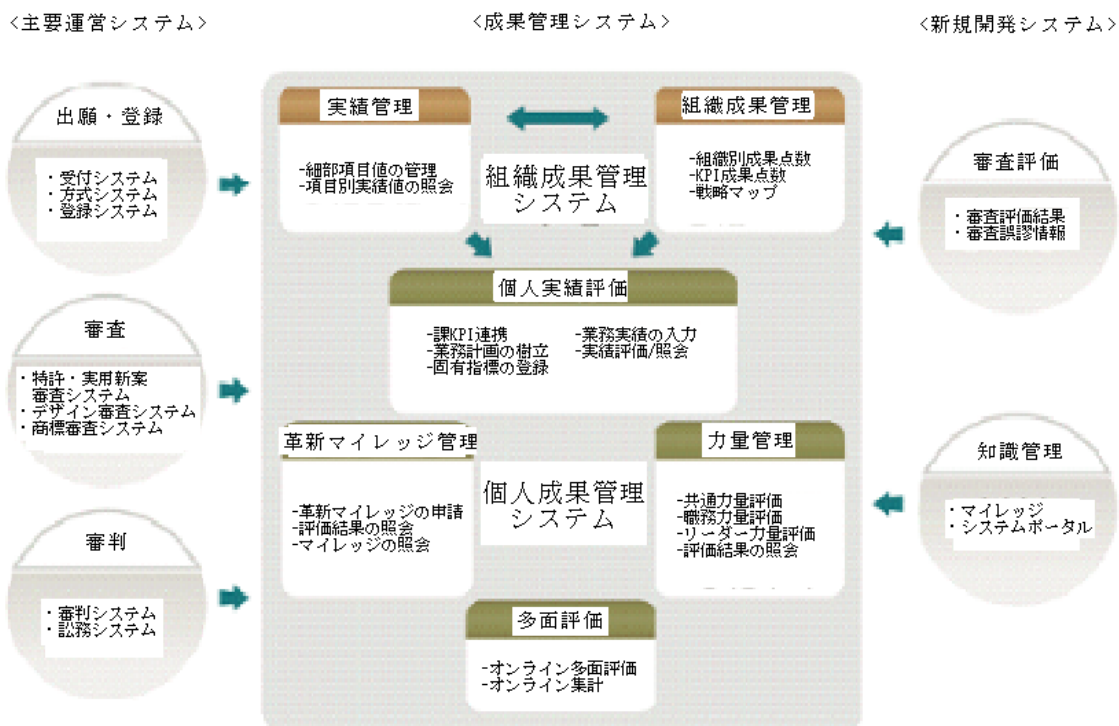
<図 - 2 - 1>特許庁の戦略体系図



八．特許庁のBSC 成果管理システム

特許庁 BSC システムは特許庁内部網にリンクされた組織成果管理システムと個人成果管理システムで構成されている。まず、組織成果管理システムは特許庁の出願、登録、審査・審判等の主要運営システムと審査評価、知識管理等の支援システムから実績データが入力され、目標と比較し、成果達成度を算出する。

<図 - 2 - 2>特許庁の BSC システムの構成図



個人が所属している組織の戦略遂行状況を随時モニタリングし、現状の問題点を導出・分析することで、戦略の実行力を向上できる。また、組織のビジョンと戦略達成の為に構成員の力量を結集させ、コミュニケーションを活性化できる体系的な意思疎通の道具としての役割を同時に果たしている。

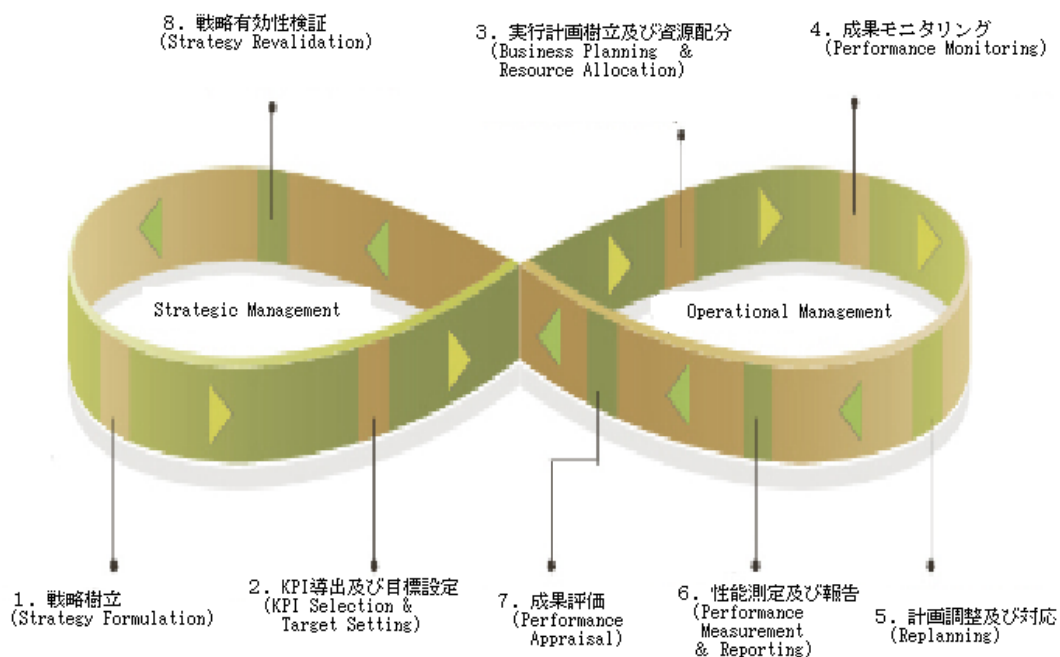
個人成果管理システムは組織の戦略目標と個人の成果目標を連携し、個人実績を評価する。評価項目は力量評価、多面評価と革新マイルレッジ等、多元化され、精巧な評価要素を体系的に統合し、人事と報酬に反映することが核心である。

個人実績評価は組織成果管理システムの組織成果評価結果が個人成果管理システムに自動的に連携され、個人が業務遂行中に随時入力した実績評価結果を合算して評価点数を算出している。力量評価は職級、職務別特性に適合した共通力量、リーダー力量、職務遂行力量に区分して評価し、評価結果は本人に通知され、個人発展計画の樹立及び育成プログラムに活用される。

二．戦略実行力強化方案

国内外の多くの機関が BSC を導入して運営しているが、運営に成功したと評価を受けているところは 50%にも満たない。これは BSC を導入したからといって経営戦略の実行が成功するということを意味するのではないということを示している。

特許庁では BSC の導入と共に戦略に対する実行力を強化する為、多角的な努力を行っている。まず、戦略を中心とした経営管理プロセスを強化することである。戦略樹立から成果指標の設定、資源配分、成果モニタリング及び評価、還流に繋がる一連の手続きを運営することで、戦略を持続的なプロセスにすることである。



この他にもメッセージを通じた戦略説明資料の発送、組織成果と個人報奨制度の連携、目標合意プロセスの運営、HR 及び IT 戦略と全庁戦略の連携強化、戦略を中心に組織を再整列する等の活動を遂行している。

2. 成果主義の文化定着

イ. 成果主義の定着方案

成果評価に対する新しい手続きが適用されたことにより、これまでの年功序列方式による評価文化に慣れていた職員の反発と共に、評価者の権限低下等による不満等、様々な意見が提起された。これにより、変化管理次元の様々なプログラムを遂行した。

まず、新しい成果管理体系に対する職員の受容性を向上する為に努力した。年功中心の評価制度を成果、力量中心に変化するにしたいが、職員の理解と合意導出の為に努力として全職員を対象とする SLD(self leadership development)教育を実施した。また、全ての教育課程に庁長との対話時間を編成し、面対面対話の実施、様々な階層の職員とブラウンバックミーティングを実施する等、職員の誤解と不満を解消しようとした。本部、チーム単位の成果管理に対する関心と理解度向上の為に、全庁、本部、チーム単位成果管理ワークショップを開催し、戦略目標と核心成果指標を導出した。また、持続的なコミュニケーション課程を通じ、核心成果指標を精巧化した。

成果管理が定着し、成果主義組織文化を内在化する為には、中間管理層のマインド変化及び成果管理リーダーシップ涵養が重要な成功要因である点を考慮し、中間管理層に対する教育を強化した。特に組織文化診断結果提示された変化抵抗要因と対応方案に対する教育を実施し、上下間の円滑なコミュニケーション活性化の為に意思伝達及び積極的な傾聴技法の涵養の為にプログラムを運営した。これに対する教育参加者の満足度は 80% を上回った。この他にも戦略的思考演習、ビジョン・戦略明瞭化技法等に対する中間管理者教育及びワークショッププログラムを定期的に運営している。

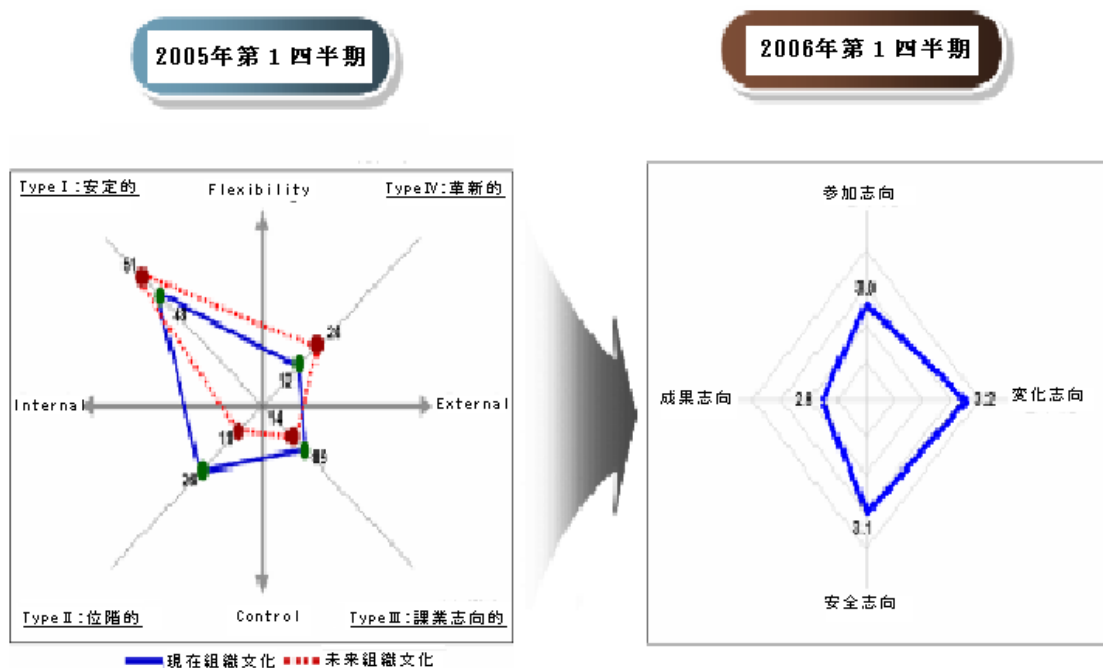
また、成果管理に対する庁内専門家養成の為に、各部署に成果管理担当者を指定して運営しており、革新ジュニアボードで持続的に成果管理制度に対する改善方案を討議し、制度化する手続きを運営している。外部の成果管理専門家のネットワーク強化の為に、「BSC 研究会」、「SEM 研究会」に定期的に参加し、外部の事例を学習して討論する等、成果管理内部力量強化の為に努力している。

ロ．成果主義への認識転換

特許庁は過去 1 年間多くの困難にもかかわらず、全職員の積極的な参加と努力によ

り、短い時間に BSC モデルを基盤に成果管理システムを構築できた。このような過程で多くの困難に遭ったが、それ以上の成果を挙げたことも事実である。最も大きい成果は組織文化が変化と革新、成果中心に変化している点である。

<図 - 2 - 3>組織文化の変化



また、特許庁の主要サービス領域に当たる特許審査分野においても審査処理機関が04年末の21.0ヶ月から05年末現在17.6ヶ月に短縮され、審査品質の面においても37%が改善された。特許庁の全般的なサービス満足度も14.9%が向上される等、顧客に対するサービス水準がBSC導入以前に比べ、一層改善されていることが確認できた。

3. 評価及び還流プロセスの強化

イ. 成果と報奨制度の連携強化

BSCによる戦略的な成果管理の定着の為、特許庁は成果評価結果を初期から強く連携する方法を採択した。これに対しては賛成、反対論難の余地が十分にあると考えられるが、報奨制度との連携方法は組織文化と特性を考慮して選択できる事項と判断した。

特許庁は初期から成果評価と報奨制度を強く連携する方法を採択した。これは成果

主義の定着に相当部分寄与したと考えられる。もちろん、初期の試行錯誤を経験していないのではないが、全庁次元の関心と参加を引き起こすのには効果的であったと考えられる。

具体的に成果評価結果は昇進対象者の選定、成果給の支給等級決定及び補職移動と教育訓練対象者の選抜、待遇公務員の選抜等に活用される。全般的に職級と職位が高くなるにしたがって、組織成果の反映比率が高くなり、下位職であればあるほど個人実績と力量評価の反映比率が高くなる構造に設計し、中間管理層と経営層の責任性を強調している。

また、最近には力量に対する重要性が浮上している点を考慮し、報奨体系で力量部分が占める比率を上向き調整した。

ロ．成果評価結果の還流

全庁次元の持続的な成長と顧客に対するサービス品質を向上する為の努力として成果評価結果に対する還流プロセスを運営している。成果評価が評価それ自体で終結されては困る為、評価過程で導出された改善・補完事項を次年度の成果管理計画樹立時に反映することで、政策品質向上及びサービス品質強化に寄与している。職務の特性と要求力量にしたがい、教育が必要な分野に対しては力量強化プログラムを導入・運営することで、組織全般の力量強化にも寄与すると考えられる。

ハ．成果面談制度の活性化

成果主義文化の定着及び個人力量強化の為、チーム長による成果面談及び評価ノート制度を導入している。個人単位成果管理計画を樹立する段階で目標設定面談を定例化し、業務遂行過程で苦情事項または目標修正事項に対する中間面談を実施するようにしている。成果管理プロセスの最終段階である成果評価段階で評価面談を実施し、評価後には評価結果に対する還流手続きを行うようにした。このような一連の過程で面談事項は評価ノートに記録することで、成果評価に対する責任性を強化し、職員の

成果評価に対する受容性を高めようとした。

第3節 6シグマ経営

経営革新公報本部革新企画チーム機械事務官 ジャン・チャングク

1. 6シグマの特許公共サービス部門への導入

イ. 導入背景

職務関連特許の報奨基準を巡った葛藤や、国内企業の躍進に対応した先進国の特許障壁の構築、後発開発途上国の国内企業による知的財産権侵害等が頻発に行われるようになった。また、知的財産権が企業競争力だけでなく、国家競争力の尺度として登場し、知的財産権の保護、創出及び活用に関する特許行政が行政部門の重要領域として浮上したことにより、国内外特許顧客は米国・ヨーロッパ、日本等、先進国水準の特許行政を要求するようになった。

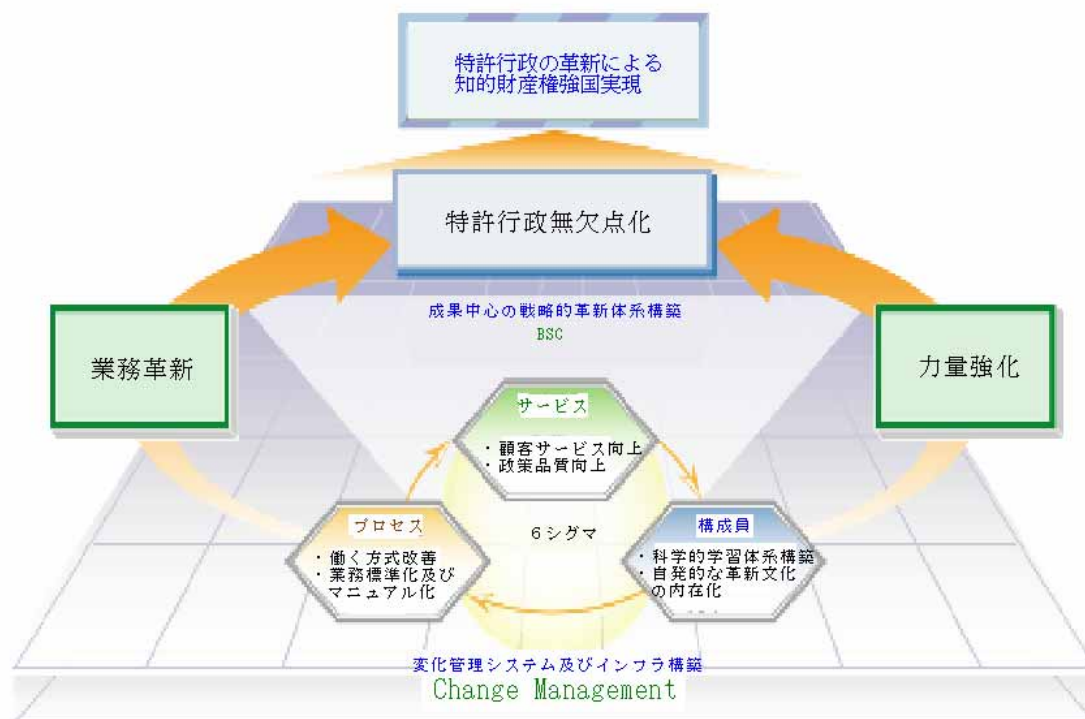
したがって、特許行政サービスの品質を先進国水準まで向上させる為の方法論選択に悩んでいる最中に、特許行政サービス品質の向上は単純に庁の業務プロセスの改善のみならず、組織の文化を顧客志向的に変えられる方法論の必要性を認識した。

様々な革新方法論に注目している最中、既存革新方法論との高い連携性等、柔軟な推進体系を備えた6シグマに注目するようになった。6シグマ方法論は統計的分析を通じ、経営の全ての部分で発生する欠陥の原因を取り除き、効率性を増大する経営革新技法である。顧客の観点でデータに基づいた統計的方法を使用して最適化された手段を見つけ出し、プロセス改善時に適用されるロードマップが充実して組み立てられ、ロードマップ上の各段階毎に長い期間に渡り検証された効果的な課題解決手段が整備されているだけでなく、組織構成員の主導下に課題を解決する為に、組織革新の結果だけでなく、革新力量が組織内に残ることになるというメリットがある。その為、特許行政革新の方法論として適切な方法論として判断された。

6シグマ導入の為の最終段階で6シグマ導入事例をベンチマーキングし、その結果、ポスコやLG電子等の民間企業だけでなく、情報通信部、鉄道庁等の公共企業でも問題解決技法だけでなく、顧客の信頼確保の為の経営文化創出の道具として6シグマを活用していることを確認した後、全社的に導入を推進した。

ロ．推進戦略

6シグマは戦略的BSC成果管理システムの具体的な実行方法に活用され、サービス・構成員・プロセス等、6シグマプロジェクトの3つの要素に対する変化革新を加速化する役割を果たすことで、特許庁のビジョン達成の為の戦略実行道具として活用される。



特許庁6シグマの段階別推進目標は2005年を6シグマ導入段階とみて、核心専門家養成と核心プロジェクト遂行を通じ、6シグマの安定的導入を推進した。また、2006年には特許庁6シグマの拡散に焦点を合わせ、6シグマ式報告書の作成、全職員対象のEZ-6シグマ開発・普及を通じ、全職員の6シグマの理解拡散及び6シグマ方法論を

活用した働く方式の改善とこれを通じ成果創出を加速化すると考えられる。また、2007年までは全職員が6シグマ教育を履修するように計画することで、全職員が6シグマを活用するようにし、6シグマを体質化し、6シグマの改善活動が特許庁の文化として定着できるように持続的に推進する予定である。

<表 - 2 - 1>特許庁6シグマの専門家養成計画

	2005年	2006年	2007年	計
MBB	-	5名	10名	15名
BB	32名	27名	40名	99名
GB	81名	100名	100名	281名
YB	-	400名	450名	850名
PO	33名	40名	40名	113名
累計	146名	572名	640名	1,358名

<表 - 2 - 2>特許庁6シグマプロジェクトの遂行計画

	2005年	2006年	2007年	計
Champion	-	-	5件	5件
BB	40件	90件	100件	230件
GB	69件	200件	200件	469件
累計	109件	290件	305件	704件

2. 6シグマの拡散及びインフラ構築

イ. 6シグマ特許行政革新総合推進計画の整備

2005年5月以降プロセス改善の波及効果、6シグマの全社拡散、プロジェクト結果のシステム取り入れの為に革新・情報・出願・審査・審判分野を中心に課題核心遂行

者（Black Belt）14名、課題責任者（Campion）6名、課題遂行実務者（Green Belt）16名の計36名の優秀人材を優先的に選抜し、1次ウェーブ課題の遂行に成功した。

しかし、特許庁6シグマが単純にプロジェクト遂行による問題点改善だけを目標に導入されたのではなく、特許庁の組織文化として定着させることを目標とした導入であった為、プロジェクト遂行の為の基本インフラ以外に文化として定着させる為の体系的で長期的な総合計画の必要性が浮上してきた。

したがって、2006年には特許庁6シグマの拡散期を迎え、特許庁革新ビジョン及び戦略、6シグマ推進戦略、6シグマ推進方法論、6シグマ変化革新インフラを主要内容とする6シグマ特許行政革新総合推進計画を整備した。また、これを通じ、6シグマ教育及びプロジェクト規模の体系的な設定、ベルト別教育及び認証手続きの確立、プロジェクト管理・評価及び報奨システム等を整備することで、今後6シグマによる変化・革新を体系的で一貫したものに推進する土台を整備した。

ロ．特許行政革新総合推進計画によるインフラ拡大

特許行政革新総合推進計画の整備以降、特許庁は固有の6シグマ方法論を整備すると同時に体系的なインフラの構築を推進するようになった。特許庁6シグマを象徴するエンブレムを全職員と特許顧客を対象に公募し、プロジェクトを進行する間の中間及び最終報告会である6シグマデイという行事を周期的に開催した。また、課題担当者（Black Belt）と課題責任者（Champion）が課題の進行方向及び主要事項を論議・決定するチャンピオンデイを2週単位に進行することを定例化した。6シグマデイはチャンピオンデイを定例化し、課題進行方向を周期的に点検することで、課題の正しい進行を通じた実質的な成果創出の基盤を整備した。

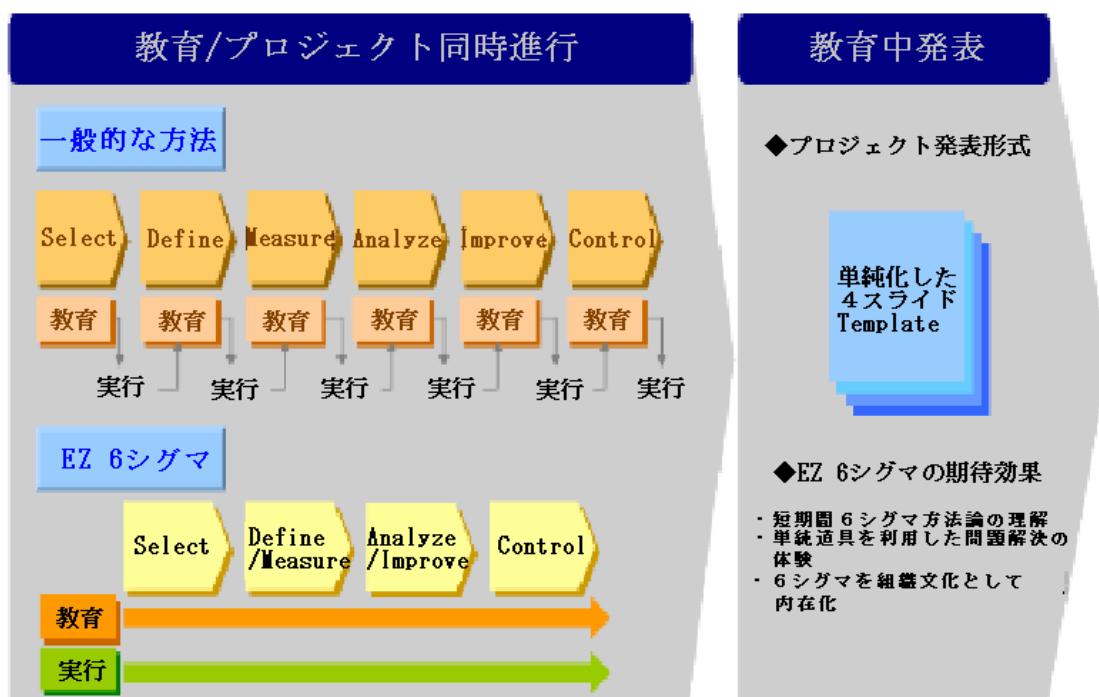
また、6シグマで進行されるプロジェクトはBSC成果管理システムの全庁・本部・チーム単位KPIを通じて導出し、6シグマプロジェクトによって導出された改善案はBSC成果管理システムのKPIとして還流させることで、6シグマとBSC成果管理システムが強力的に連携されるようにした。このように6シグマとBSC成果管理システムの

連携は特許庁が戦略中心型組織となる強力な道具として活用されている。

3. 6シグマの生活化

イ. 特許庁化された6シグマ固有方法論（EZ-6シグマ）の開発

2005年の導入期を過ぎ、2006年の拡散期を迎え、6シグマの全職員への拡大を目標に既存の6シグマ方法論を簡素化した特許庁固有の方法論であるEZ-6シグマを開発した。各段階別に必須技法のみを選別し、単純理論教育のみではなく、実習を並行する教育プログラムを開発したことで、教育期間または既存7日以上の教育期間を2日に短縮し、6シグマが統計的な技法を使用する難しい技法という認識を払拭させることができた。



ロ. 6シグマ式報告書の作成

2006年に特許庁6シグマの早期拡散の為、EZ-6シグマ方法論の開発・普及と共に既

存の報告書作成方法を6シグマの方法論にしたがうようにした。従来の現況及び問題点、改善方案、推進日程で構成されている報告書は避け、科学的で統計的な技法を活用した6シグマ式報告書の作成指針を樹立し、普及させた。6シグマ式報告書は顧客の声と環境を分析した問題の定義段階、データに基づく現在の水準を把握して目標を設定する段階、改善対象中の革新的な事案を選定して集中的に改善案を導出する段階を必須的に含む報告書作成を通じ、6シグマの核心理論を習えるようにした方法論である。したがって、6シグマ式報告書作成だけでも6シグマ方法論に対する理解が可能であり、6シグマ式報告書は6シグマの生活化に強力的に活用されている。

第4節 知識経営

情報企画本部情報開発チーム行政事務官 イ・ソメン

1. 業務中心の知識管理基盤造成

イ. 特許庁知識経営の目標

知識経営とは組織構成員個々人の知識またはノウハウを体系的に発掘し、組織内の普遍的な知識を共有することで、組織全体の問題解決能力を飛躍的に向上させる経営方式である。したがって、知識経営は組織内知識の活発な創出と共有の制度化が全体条件となる。

ところが、知識創出と知識共有の制度化は知識経営に必須的ではあるが、それだけで十分ではない。制度化が行われても組織の成果が自然に達成されるのではないからである。知識経営が組織の成果に直接繋がるためには知識創出・共有の制度化と共に知識経営に対する明確な目標が必要である。

特許庁は知識経営方式が組織の成果に直接繋がるように、次のように知識経営の目標を具体的に設定している。

まず、審査官の各種審査関連知識（法令、最新技術等）またはノウハウを体系的に蓄積・共有・活用することで、審査処理期間を短縮して審査の品質を向上し、特許審査・審判業務の効率性を最大化することである。

次に、様々な特許情報をデジタル化し、特許顧客に提供することでR&D投資の効率性を向上させると同時に、特許紛争を防止する為に特許情報のデジタルサービス基盤を構築することである。

最後に、特許庁知識ベースの総合的な活用を通じ、高度化された特許政策を算出し、

産業・技術政策の方向を提示して知識に基盤をおいた特許政策を算出することである。

ロ．知識経営の基盤

知識経営の目標を効果的に達成する為にはその手段となる知識経営の様々な基盤が構築され、有機的に相互作用できるようにすべきである。

このような知識経営基盤を整備する為、特許庁は制度的側面から 2001 年に知識管理システムを制定し、IT インフラ側面では知識管理システムを開発して 2001 年に開通した。また、人的側面から知識経営推進体系を構成し、相互有機的に作用するようにしている。

制度的支援次元で整備された知識管理指針は特許庁知識管理の効率的な運営を期し、知識活動に対する客観的評価及び報奨体系を構築し、特許行政の質的生産性を向上させることで、特許行政業務に対する知識経営の活性化を目的に、知識管理システムの導入から制定され、計 4 回の制定・改正を通じ、業務中心知識管理基盤の核と作用している。

<表 - 2 - 3>知識管理指針の制・改正の推進経過

改正年月	改正経過
01. 8	『知識管理及び報奨に関する指針』（特許庁訓令第 337 号）制定
02. 3	『知識管理及び報奨に関する指針』 1 次改正（特許庁訓令第 343 号）
03. 3	『知識管理及び報奨に関する指針』 2 次改正（特許庁訓令第 365 号）
05. 10	『知識管理及び報奨に関する指針』 3 次改正（特許庁訓令第 429 号）

知識経営の為の IT インフラ構築次元で 2001 年に導入された知識管理システム(KMS) は 2005 年に全面的な改変を経て運営されており、次のような特徴を持っている。

まず、全社的なポータルシステムで構成されている。知識管理システムに統合ログ

イン (Single Sign On) すると特許ネット、電子文書システム、成果管理システムやその他の内部システムに接続可能に設計されている。

次に、知識管理システムと電子文書システムが連携され、電子文書システムに KMS 検索エンジンを搭載し、別途の資料移管手続きなしに KMS から電子決済文書を検索できる環境作りができていているという点である。

また、知識管理システムと成果管理システムが連携され、知識活動実績が成果評価にシステムの的に反映される。

更に、使用者の便宜性を向上したシステム (User-friendly KMS) として強力な検索機能を実現した。また、業務遂行中に発生する疑問事項に対する質問と返答がオンライン上で実時間に行われるシステムを実現したことで需要者中心の知識 Q&A を運営している。

最後に、革新に対するコミュニケーション空間を提供し、革新提案・革新活動知識等を蓄積、共有するように革新活動支援システムを実現した。

一方、特許庁知識経営人的基盤構成の著しい特徴は、全社的な知識経営組織を志向しているという点である。

すなわち、知識経営の最高責任者 (CKO) として特許庁次長が知識経営業務を総括しており、特許庁の各専門分野で活動している知識専門家で構成された知識管理委員会 (委員長：次長) が特許庁知識経営の基本計画を樹立している。また、本部単位別に本部長、チーム単位別にチーム長がそれぞれ本部及びチーム知識経営に対する事項を総括している。特許庁の知識管理者は情報開発チーム長であり、知識管理委員会で樹立された知識経営の基本計画に対する知識管理活動細部推進方案の樹立、知識管理活動の普及及び拡散方案の樹立、知識管理システムの開発及び運営等を総括している。

特許庁知識経営人的システムのもう一つの特徴として、専担人材による知識経営を支援している点が挙げられる。すなわち、情報開発チーム内の行政事務官 1 名、電算

主査補 2 名が細部的な知識管理業務を専担しており、行事事務官 1 名、教育担当 2 名等で構成された特許庁研究会専担チームは研究会開設と承認、評価及び支援業務を通じ、知識経営の為の支援活動を行っている。

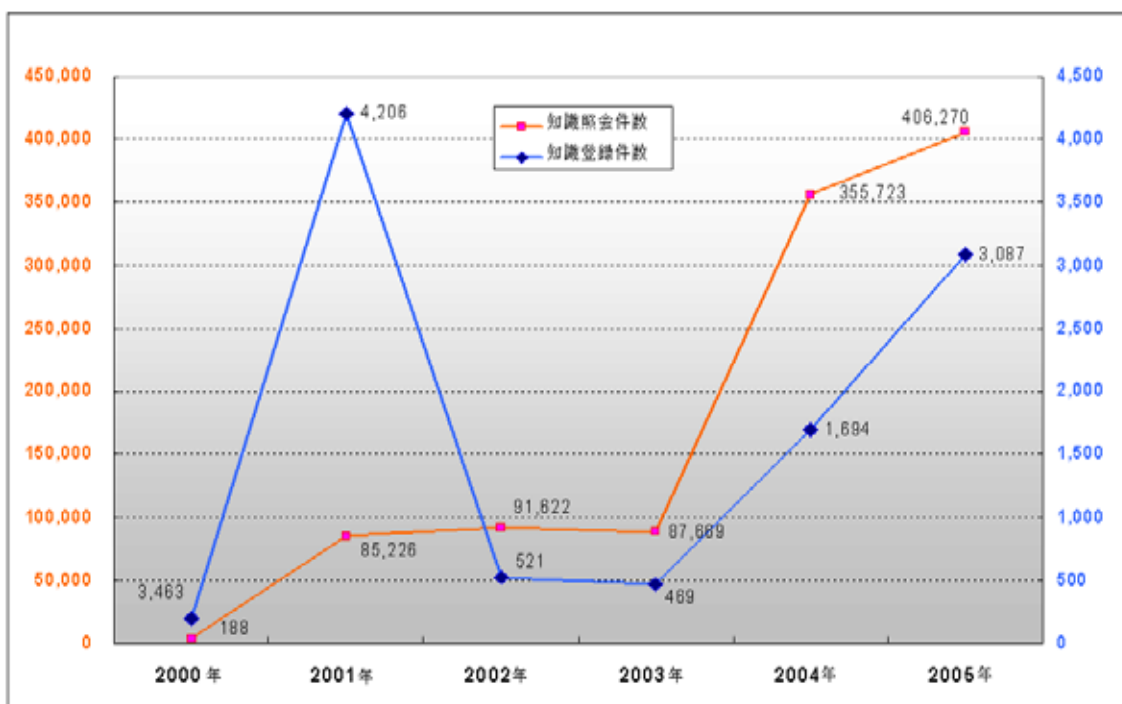
2 . 知識管理活動の強化

特許庁は知識経営推進活動の一環として 2001 年 9 月に知識管理システムを導入して以来、持続的な制度改善と知識管理システムの改変を通じ、05 年には業務中心の知識活動を強化した。

業務中心の知識活動の為、2005 年 7 月に知識管理システムを使用者に使いやすいように再設計し、業務分野別に知識分類体系を構成する等、全面的に改変した。制度的には業務遂行を実質的に助ける知識を登録する職員に対する報奨を強化し、現業に直接活用できるように懸案事項に対し、知識公募祭を 2005 年 8 月から実施し、職員の関心を誘導する等、全社的な知識活動を志向した。

このようにして知識管理活動を持続的に推進した結果、05 年に知識管理システムに登録された知識は計 3,078 件で前年比で 82%増加した。知識照会は計 406,270 件で前年比で 14%上昇する等、活発な研究会活動と知識重視の組織文化が定着しながら、知識活動が業務成果に繋がり、対国民サービスの質も大幅向上するという成果を挙げた。

<図 - 2 - 4>年度別知識登録及び照会現況



また、このような特許庁知識管理活動は革新成果にも繋がり、大統領主催の知識管理討論会で優秀事例として好評を博し、2005年11月に政府知識管理最優秀機関（大統領賞）に選定された。

3. 知識の対外共有・拡散による特許行政革新の加速化

イ. 民間ポータルを活用した特許専門知識の提供

特許庁は対国民特許情報サービスの拡大及び特許情報の活用性向上の為、2005年7月に民間ポータルのNHN（株）と包括的な業務協定を締結し、ネイバーを通じ、12月から特許情報サービスを本格的に提供した。

ネイバー特許サービスは検索窓に特許関連キーワードを入力すれば特許庁専門DBに収録されている特許・実用新案、デザイン、商標等の知的財産権関連資料を一度に

検索でき、業務と生活に必要な特許関連情報を誰でも無料で簡単に活用できるように提供している。

例えば、ネイバー検索窓で「DMB」を入力すると DMB と関連のある特許・実用新案・デザイン、商標等の全文と図面、出願・登録情報等を同時に確認でき、一般人はもちろん特許関連情報を業務に活用する専門家も必要とする情報を便利に検索できる。

また、ネイバー特許サービスでは特許庁で創出・発刊した研究報告書、刊行物等も誰でも簡単に閲覧できるようにし、指摘財産権関連知識を一般人が分かりやすく理解できるように「分かりやすい特許学校」サービスも提供した。

これまでに業務効率性向上の為に「内部」知識共有に焦点を合わせて知識管理を推進してきたが、これからは内・外部機関間の知識共有を通じた「開けた知識管理」を本格的に推進するようにすることで、政府知識管理のパラダイムにも大きな変化をもたらすものと予想される。

ロ．研究機関及び政府知識管理センターとのシステム連携

特許庁は 05 年特許庁と研究機関の知識管理システム連携モデル開発を完了し、業務協定を締結した研究機関を対象にシステム連携を推進した。

システム連携を通じ、電子通信研究院等の 5 つの研究機関と 2005 年 12 月に知識管理システム連携を完了し、研究機関に特許関連知識をオンライン上で実時間に提供することで、研究機関の研究員は特許庁知識管理システムに蓄積されている特許法・制度及び審査・審判関連知識を容易かつ便利に活用し、特許に関する関心と理解が高まるようになった。

また、特許に関するオンライン上の実時間質疑・応答が行われるようになり、需要者中心の特許相談も可能になった。

例えば、研究機関の研究者が内部知識管理システムに「特許出願手続きを知りたいです。」という質問を登録すると、この質問は実時間で直ちに特許庁知識管理システムの「最近の質問」コーナーに掲載され、特許庁職員がこの質問に対して返答をすると、その返答は直ちに研究機関知識管理システムに掲載されるようになる。

政府知識管理センター（GKMC）とも 05 年 12 月に特許庁知識管理システムと連携し、特許庁 KSM 内の外部共有知識は全て政府部署で活用できるようになった。

このようなシステム連携により、特許庁と研究機関間の知識共有が活発に行われるようになり、研究機関は特許登録が可能な研究に集中できるようになり、研究機関の投資に対する特許成果が大きく向上されるものと期待される。また、政府部署でも特許庁の専門知識を活用し、政策を推進できるようになった。

第5節 顧客満足経営

経営革新広報本部革新企画チーム農業事務官 キム・ジュンギョン

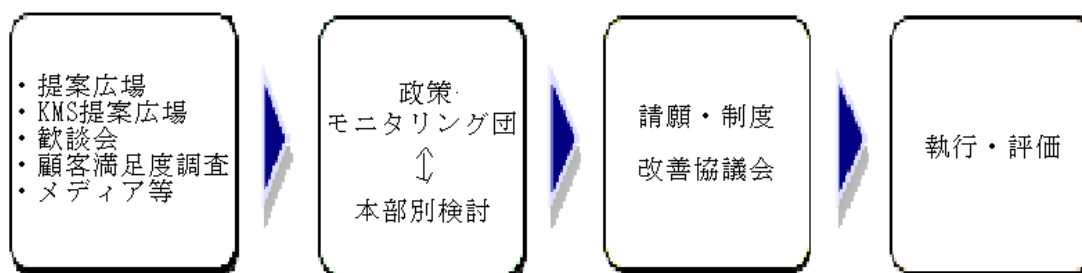
1. 請願制度の改善及び管理の体系化

イ. 国民参加型請願・制度改善プロセスの活性化

特許庁は顧客の請願事項の中、不合理な制度により、受容が難しい事項に対しては制度自体を改善することで請願を根本的に解消しようとして努力している。これは特許庁の国民参加型請願・制度改善プロセスを通じて行われているが、各種コーナーを通じて受け付けられた制度改善案件を該当本部及び政策モニタリング団で検討し、請願・制度改善協議会を通じて改善するか否かを最終的に検討することになる。

05年に特許行政請願・制度改善協議会は9回開催され、17件の案件を論議し、その64.7%である11件の改善が推進される成果を挙げた。

<図 - 2 - 5>特許行政の国民参加型請願制度の改善プロセス



ロ. 分野別請願対応マニュアルの開発・普及

特許庁では顧客対応品質向上及び標準化の為、分野別請願対応マニュアルを発刊した。特許顧客サービスマニュアル（05年5月）、特許登録サービスマニュアル（05年5月）、審判書類方式審査100問100答（05年6月）、特許請願サービスマニユア

ル（05年8月）等の発刊を通じ、分野別によくある質問事項、基本的な顧客対応方法等を職員に熟知させ、一貫した正確な返答ができるようにした。

2. 請願サービスの常時モニタリング及び処理結果の評価強化

イ. 請願処理に対する評価の強化

特許顧客の不満事項及び要求事項等の請願は迅速な処理も重要であるが、正確な処理も重要である。特許庁では各種請願返答に対し、受け付け経路別にモニタリング体系を整備することで、顧客の意見を積極的に聞き入れようと努力している。

まず、書面請願事項に対しては返答書を送付する時、満足度調査葉書を同封し、請願返答書に対する満足度を返信してもらうようにしている。05年に401件の書面請願に対し、23件の満足度葉書が回収され、満足するという応答は60.8%あった。

また、インターネット請願に対しては電子メールで返答を送付し、5点満点の満足度アンケートで請願返答に対する満足度を返信できるようにした。インターネット請願に対しては2,221名が返答し、満足するという返答は76.5%に達した。

コールセンター請願に対してはハッピーコール実施し、返答に対する満足度を点検し、改善事項を聞き入れている。

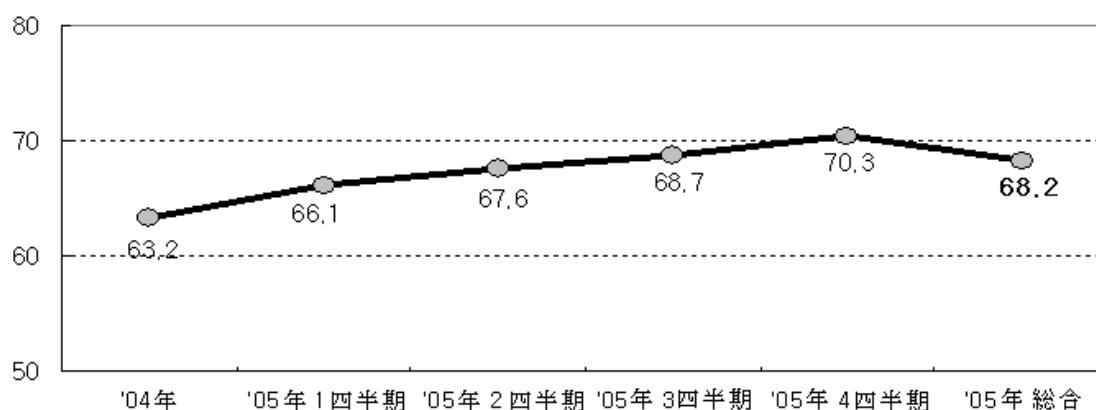
ロ. 四半期別・分野別顧客満足度の調査実施

特許庁は分野別特許行政サービス水準を正確に診断し、顧客の声を聞き入れ、顧客満足度推移を把握する為の方法の一つとして四半期別特許顧客満足度調査を実施している。

これは電子出願・文書出願・審査・登録・審判・公務員の態度・ホームページの7

つの分野に対して実施され、書面請願人、コールセンター利用者、地域知的財産センター利用者、ホームページ利用者、出願人、代理人等、特許行政利用者 500～1,000名を対象に行われる。評価の公正性を確保する為に、外部リサーチ専門機関に用役を依頼して施行される。各分野の顧客満足度は各本部（チーム）の成果指標（KPI）として設定され、該当本部（チーム）の成果評価に反映されるようにしている。05年の特許顧客満足度は平均68.2点であり、04年の63.2点に比べ、7.9%上昇した。

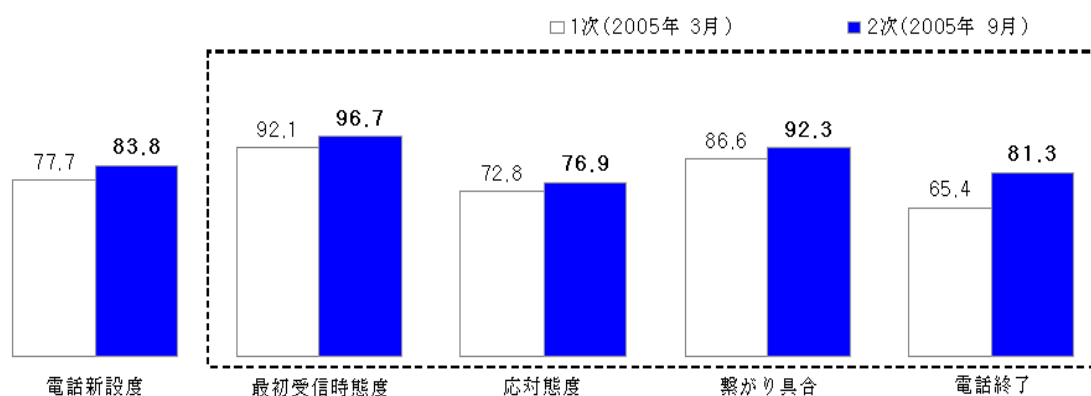
<図 - 2 - 6>2005年度特許顧客満足度の推移



八．半期別電話親切度の調査実施

特許庁は職員の電話対応態度を周期的にモニタリングし、本部別・チーム別点数を発表し、対応優秀者には革新マイレージを付与する等、電話対応態度を向上させようと努力している。05年には半期別に最初受信状態、対応態度、繋がり具合、電話終了等の各部門に対し、電話対応モニタリングを実施し、その結果1/4四半期には84.4点、3/4半期には83.8点を記録する等、良好な水準と評価された。

<図 - 2 - 7>2005 年度電話対応モニタリング結果



3. 請願者の需要に応じた特許行政サービスの提供

イ. 訪問審査サービスの施行

特許庁では審査業務に関し、審査官と出願人間の意思疎通が必要と認められる場合、一方の要求によって面談が可能である。審査官と出願人との面談は事前に合意した日時の特許庁で指定する指定空間である特許顧客サービスセンターで施行され、面談時間は30分を超えないことを原則としている。これは公正で透明な審査の為の措置であるが、出願人が審査官に会う為には直接大田の特許庁を訪問しなければならず、多くの時間と費用が所要された。したがって、全国各所に面談場所を設け、出願人の便宜を向上する必要性が出てきた。

このような必要によって「訪問審査サービス」を始めるようになった。このサービスは新技術を保有した大手企業、多出願個人と中小企業の申請を受け付け、該当企業または地域知的財産センターを訪問し、出願人と新技術に対する意見を交換したり、該当出願権に対し、面談を実施するサービスである。訪問審査サービスは05年に19回に渡り、30個の業者に対し、施行された。

< 訪問審査サービスの推進現況 >

・LG 電子株式会社 (05年1月25日)	・韓国電気研究院 (05 年 6 月 16 日 ~ 17 日)
・大邱広域市技術事業団 (05 年 2 月 16 日)	・ウダン技術産業等 2 社 (05 年 6 月 2 日 ~ 24 日)
・ハイニックス半導体 (05 年 2 月 22 日)	・韓国繊維機械研究所 (05 年 6 月 27 日)
・朝鮮耐火、浦港産業科学研究所、プロソニック (05年5月11日~13日)	・韓国生産技術研究院 (05 年 6 月 28 日)
・光州窯、光陽製鉄所、斗山技術院 (05年5月11日~13日)	・(株)ヘジュン (05 年 7 月 14 日 ~ 15 日)
・釜山西部知識センター (多出願中小企業、 05 年 5 月 20 日)	・サムヤンサ、ヒュービス、テグアン産業 (05 年 7 月 28 日 ~ 29 日)
・慶一大、(株)ソウ (05 年 5 月 25 日)	・コベスト(株) (05 年 8 月 19 日)
・大邱知的財産センター (05年6月10日)	・ギョンイン機械 (05 年 10 月 5 日)
・韓国ガラス工業、デヤン酸素工業、三星 BP 化学 (05 年 6 月 2 日 ~ 4 日)	・(株)ヒョソン中央研究所 (05 年 10 月 13 日)
・(株)ヒソンエンゲルハード等 2 社 (05 年 6 月 13 日 ~ 14 日)	

ロ．権利消滅防止の為のエンジェルコールサービス実施

郵便で発送された通知書が受取人不在によって返送される場合、特許庁では電話で住所地を確認し、再発送している。電話連絡もできない場合には公示送達の手続きを踏んで、それ以降の手続きを行っていた。しかし、公示伝達された通知書を確認する出願人はほとんどおらず、登録が可能な相当数の出願が拒絶されたり、権利を保護してもらえない事例が発生した。

これを受け、特許顧客サービスセンターとコールセンターは顧客に事前に電話で連絡し、顧客の危機状態を知らせ、問題を解決するサービス (Out-bound サービス) を開発し、サービスの対象になりそうな件を分析し始めた。サービス対象範囲を分類し、まず現相談員が施行可能な範囲を 1 段階範囲と定め、05 年 1 月から公示送達件に対する out-bound サービス『エンジェルコールサービス』と命名し、サービスを開始し

た。

エンジェルコールサービスは3回に渡り、試された。1回目、2回目の通話は平日午後の時間帯に行われ、通話成功率を高める為に3回目は出願人等が帰宅する夕方6～9時に実施した。このような努力の結果、12月まで公示送達件4,105件のうち、1,382名に案内し、33.7%の通話成功率を示した。顧客の為、顧客をもう一度配慮するエンジェルコールサービスは顧客の権利を守護する守護天使としての役割をきちんと果たしていると言える。

第3章 革新力量及び革新広報

第1節 学習及び教育

経営革新広報本部革新企画チーム書記官 キム・キョンギョン

1. 革新力量の強化及び核心人材の養成

革新に成功した組織にはいつも旺盛に学習する人がおり、学習しながら革新する習慣が組織文化として定着していることを容易に見つけることができる。構成員が学習を通じ、成功の結果を共有し、勉強しながら、より大きな挑戦で成功できる革新力量を培養することになり、これを元に持続的な革新を推進することになるからである。

特許庁も特許行政革新を主導する革新力量を強化し、革新人材を養成する為に、学習に重点をおいて革新を推進している。特に、政策・行政サービスの品質を向上させる為に、6シグマ、アクションラーニング等、民間の最新教育技法を導入し、問題解決型教育を重点的に実施した。

6シグマは書記官・事務官級核心要員であるBB(Black Belt)がデータと統計に重点を置いた6シグマ方法論を活用し、6ヶ月単位で理論教育及びチーム別プロジェクトを遂行しながら組織の革新課題を遂行し、業務プロセスを改善する教育である。6シグマ教育を通じ、創意性とリーダーシップを備えた革新専門家を持続的に養成することで、個人と組織の核心力量を強化した。同時に、6シグマをBSC成果管理と連携し、部署別核心課題を解決し、政策開発を通じ、働く方式を変えることで顧客サービスの満足度を向上させた。2005年に計2回事業を遂行し、130名余りの6シグマ専門家を養成した。また、審査処理期間の散布減少、デザインマップの開発等、計38個の核心課題を遂行し、担当部署で実際業務に適用中である。

アクションラーニングは一般的な知識伝達中心の教育から脱皮し、自立的な学習、専門家支援等を受け、現場で直接問題を解決・実行し、政策懸案課題を解決すると共

に、成果向上を図る教育技法である。革新ジュニアボードを中心に40名余りの人員を選抜し、アクションラーニング教育を実施し、2回に渡り、審査、制度、組織、統計、学習、教育分野の9つの懸案課題を遂行した。6シグマと同じく、教育と革新課題の連携を通じ、実質的な業務改善成果を創出し、現業に適用している。

また、変化革新に職員が能動的に対応できるように本部長、チーム長、一般職員等、全職員を対象に、階層別変化管理教育を実施した。経営陣インタビュー、機能別・グループ別インタビュー、ワークショップ、アンケート調査等を活用し、組織及びリーダーシップ診断を実施した結果、変化革新の重大な障害要因と診断されたリーダーシップとコミュニケーション問題を解決する為に、38回に渡り、1,200名余りを対象に変化管理戦略と技法を教育した。急激な変化による拒否感と抵抗感を緩和し、全職員が革新に共感し、賛同できるようにする為、変化管理が必要であり、職員が共感するカリキュラム構成を通じ、職員の心を開き、革新マインドを向上する決定的な契機として作用した。

2. 持続的な学習文化の定着

変化革新の潜在力を強化する為には常に学習する文化を組織に定着させることが必須的である。持続的に学習する雰囲気の中で新しいことを研究し、改善する要素を見つけ出せるからである。

特許庁は伝統的で自発的な学習雰囲気が定着されている組織の一つである。以前から最新技術を審査する為に小グループ単位で研究会を構成し、先端技術内容に対し、定期的に学習して討論することが一般化されている。

核心政策及び技術分野別に63個の研究会が構成、運営されており、内部職員だけでなく、研究所、企業等、外部顧客も一緒に参加し、研究会会員が1,700名余りに達している。特に、審査官は研究会を通じ、対外的な活動を強化し、産業に対する理解を向上し、審査品質を高めるだけでなく、研究会ホームページ及びPCRMメールを通じ、

政策顧客に研究会の結果物を伝播するサービスも提供している。また、優秀研究結果は実際の業務に反映し、政策品質を向上し、制度を改善するのに活用される。実際に最近先進国とのPDP紛争の際、特許庁の「ディスプレイ研究会」でこれまでに研究してきた結果物が紛争の解決に決定的な役割を果たした。また、「バイオ特許研究会」の会員である審査官の研究論文が世界的な学術誌である『Nature Genetics』に掲載された。

常時学習を通じ、全職員の革新力量を強化する為に、「学習の日」を運営し、革新理論及び事例伝播、政策・行政サービス品質向上教育、革新特別講義等を実施した。また、特許行政革新の方向を論議し、分野別革新課題を導出する為に、半期別に革新ワークショップを開催した。

3．知的財産の専門性向上

特許庁は途絶えることなく発展し続ける先端技術を審査し、独占権を付与する業務性格上、専門技術分野に対する技術知識を習得し、先進国水準に審査品質を向上させる為に審査官の専門性を向上する教育が非常に重要である。

国際知的財産研修院は様々な知的財産権職務教育プログラムを運営し、特許庁職員の専門性を強化している。新規審査官課程、中堅審査官課程、審判官課程等、基本必須課程をはじめ、特許法深化課程、商標法深化課程、デザイン高級課程等の高級課程を運営しており、いつでも受講が可能なサイバー課程も運営している。

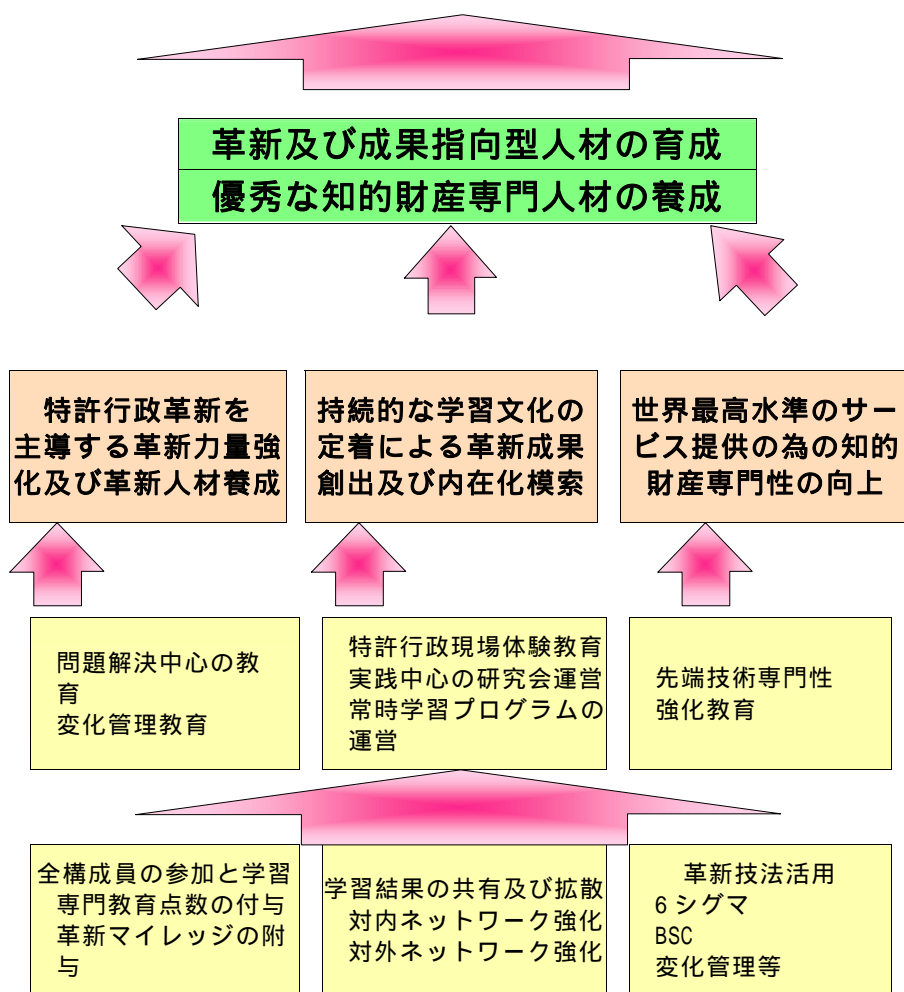
審査本部別には大学、研究所、企業等と連携した自主養育プログラムを活発に行っている。新技術習得の為に、外部専門家招聘セミナーを開催しており、先端技術動向調査の為に外部セミナー及び展示会参観を勧奨している。KDI、ソウル大、浦港工大等、大学・研究所の外部委託教育及び企業、産業協会等の産業現場教育を実施しており、造船、自動車部品、製薬、電気機器等の業種別特許協議会も定期的を開催している。

また、審査ノウハウを伝授する為に、審査本部のチーム長及びパートリーダーを中心にチーム別教育計画を樹立し、審査官に対する体系的な職務教育を実施中である。技術分野別に審査実務中心のチーム別事例教育を強化しており、指導審査官の指導範囲・カリキュラムを標準化した指導マニュアル及びチェックリストを作成し、審査官OJT教育を内実かしている。

特許庁は「知識は集まれば大きな力になる」という真理をシステムとして実現し、2001年から知識管理システム(KMS、Knowledge Management System)を運営しており、知識管理システムを通じ、職員が知識及び学習結果を共有し、高品質の知識が自由に伝播され、学習の効果を倍増させている。同時に庁内学習成功事例拡散の為に、研究会コンテスト、革新優秀事例コンテスト、6シグマ優秀事例発表会等を開催し、教育成果を伝播・拡散している。

特許庁は民間の最新技法を活用した学習及び教育を通じ、革新志向型人材を育成し、優秀な知的財産専門人材を養成し、顧客に世界最高水準のサービスを提供できるように絶えず努力する予定である。

特許行政革新による知識強国実



第2節 核心広報

経営革新広報本部革新企画チーム行政事務官 パク・ミヒョン

1. 外部顧客に対する特許行政核心の共感型広報

特許庁は 05 年度に顧客体感革新成果を創出する為、成果主義、6シグマ経営、知識経営、顧客満足経営の4大革新戦略を推進し、特許審査処理期間を21ヶ月(04年)から17.6ヶ月に短縮し、審査官1人当たり手続き上の誤謬発生頻度を5年に1回以内に改善する等、働く方式を改善し、政策品質を向上した。

このような革新成果を国民と共有する為、革新ホームページ、研究会別ホームページ、政府革新ポータルをはじめとするインターネットカフェ、ミニホームページ、ブログを開設し、インターネットポータル等、デジタル媒体を活用し、革新成功事例を広報した。また、国政ブリーフィング、KTV等の各種メディアを通じた広報だけでなく、革新成功事例集である「参加による革新物語」を発刊し、一般国民に配布する等、様々な方法を通じ、革新成果を伝播した。

また、政策顧客約35万名を分野別に細分化し、革新成果を顧客類型別区分し、事例中心に提供するPCRMSサービスを施行し、05年だけで「特許行政情報化システム(KIPONet)の改善」、「在宅勤務制の実施」等、386件の政策資料を提供し、特許政策に対する顧客の理解度を向上させた。

今後にも様々なメディアを活用し、体系的で立体的な企画広報を実施し、特定顧客に対する政策顧客サービス(PCRMS)だけでなく、世論調査を活性化することで、一方的な政策供給ではない国民の意見を積極的に反映する広報を通じ、国民に親しみやすい革新を行う計画である。

2. 内部顧客と革新活動を共有する広報

05年度には革新性と創出に対する職員の自発的な参加を誘導し、内部意思疎通の活性化の為、内部顧客と革新活動を共有する広報を強化した。職員との革新に対する共感を形成する為、チーム長以上幹部を対象に革新リーダーシップ強化プログラム（CLD、Change Leadership Development）全職員を対象にセルフリーダーシップ教育（SLD、Self Leadership Development）を実施した。また、革新Q&A等のコミュニケーションチャンネルを構築し、庁長との対話時間を通じ、革新の効率的な推進方法、庁のビジョン及び戦略方向等を伝播した。

また、タウンミーティングを通じ、職員との双方向コミュニケーションを実施し、機関長が直接メッセージまたは文字メッセージを利用して全職員に話しかけるようにし、組織内の壁をなくし、自由に討論できる文化を造成した。

このような努力を通じ、職員の革新に対する理解度及び共感を高められた。また、特許庁は05年度に政府革新評価最優秀部署、主要政策評価優秀機関、知識管理分野大統領賞、働く方式革新国務総理表彰、情報化水準評価2位等、良い評価を受けた。

これからもCEO、本部長、チーム長等、経営陣の革新リーダーシップを通じ、壁のない対話雰囲気作り及び共感形成の為に努力し、革新の為には変化を怖がらない組織雰囲気が続くようにすべきである。

3. 革新成果の他部署への伝播・拡散志向の広報

05年にはBSC成果管理システム、民間ポータルを活用した知識共有、在宅勤務、6シグマ技法導入等、特許革新優秀事例に対し、多くの部署でベンチマーキングし、韓国特許情報院、韓国発明振興会、女性発明協会等、特許庁関連機関職員を対象に革新推進方向に対する説明会を開催する等、特許庁の革新性かを他部署及び傘下機関と共有する為の活動を持続的に推進した。

成果管理システムの運営成果に対してはインド特許庁、国家情報院、行政自治部、関税庁等、28の機関がベンチマーキングし、働く方式の改善を通じた業務効率性向上の為に導入した在宅勤務制は政府部署及び日本大使館でベンチマーキングをする等、国内外に伝播した。また、成果管理マニュアルを製作し、中央部署、地方自治体、関連機関に配布することで成果管理システムを導入しようとする多くの機関の役に立った。

今後も様々な方法を通じ、特許庁の革新方向及び成果を伝播することで、特許庁の地位を向上すると同時に他部署及び傘下機関の革新活動に助力できるように努力する予定である。

付録

1 . 歴代庁長

2 . 機構定員・予算現況

3 . 2005 年度知的財産政策主要日誌

4 . 2005 年度主要報道内容及び庁長広報活動

【付録】

1. 歴代庁長

歴代	姓名（漢字）	在任期間	任命前職歴
初代	ベ・サンウク（裴相穢）	77.03.12～ 77.12.22	工業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル（安永哲）	77.12.23～ 78.12.29	特許庁次長
3代	リ・サンソプ（李相燮）	78.12.30～ 82.12.17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ（洪性佐）	82.12.28～ 85.10.18	商工部第1次官補
5代	チャ・スミヨン（車秀明）	85.10.19～ 88.03.04	商工部第1次官補
6代	パク・ホンシク（朴洪植）	88.03.05～ 90.03.19	特許庁次長
7代	キム・チョルス（金喆壽）	90.03.20～ 91.09.18	商工部第1次官補
8代	キム・テジュン（金泰俊）	91.09.20～ 93.03.03	商工部第2次官補
9代	アン・グァング（安光杓）	93.03.04～ 95.12.25	商工部第2次官補
10代	ジョン・ヘジュ（鄭海舟）	95.12.26～ 96.12.23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス（韓憲洙）	96.12.24～ 97.03.06	通商産業部通商貿易室長
12代	チェ・ホンゴン（崔弘建）	97.03.07～	通商産業部企画管理室長

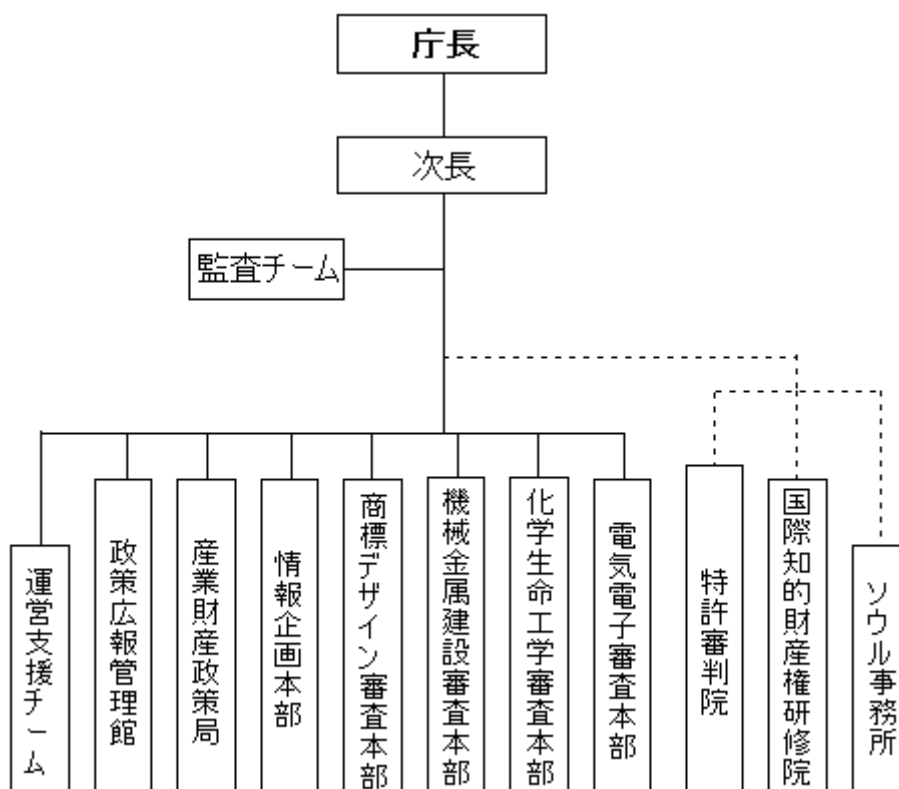
歴代	姓名（漢字）	在任期間	任命前職歴
		98.03.08	
13代	キム・スドン（金守東）	98.03.09～ 99.05.25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン（呉剛鉉）	99.05.26～ 00.08.10	産業資源部次官補
15代	イム・レギョ（林来圭）	00.08.11～ 02.02.04	特許庁次長
16代	キム・グァンリム（金光琳）	02.02.05～ 03.03.02	国会予算決定委員会 主席専門委員
17代	ハ・ドンマン（河東萬）	03.03.03～ 04.09.02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ジョンガブ（金鍾甲）	04.09.03～ 06.01.31	産業資源部次官補
19代	ジョン・サンウ（全湘雨）	06.02.01～	特許庁次長

2. 機構定員・予算現況

イ. 機構

(2005年12月31日基準)

局	館	本部	チーム	所属機関		
				審判院	研修院	事務所
1	1	5	53	2チーム	3チーム	3課



ロ．定員

(2005年12月31日基準)

区分	庁長	1級	2級	2-3級	3級	3-4級	4級	4-5級	5級	6級	7級	研究	技能	計
本庁	1	1	-	6	1	13	39	109	878	149	58	1	81	1,337
所属機関	-	1	1	13	-	1	41	4	25	24	17		28	155
計	1	2	1	19	1	14	80	113	903	173	75	1	109	1,492

注)「特許庁とその所属機関職制」上の定員である。

ハ．予算現況

1) 歳入

(単位：百万ウォン)

区分	2005 予算	2006 予算	増減	
				%
・財貨及び用役販売収入	190,397	234,427	44,030	23.1
・前年度繰越	4,291	26,412	22,121	515.5
・その他収入	30,332	37,134	6,802	22.4
合計	225,020	297,973	72,953	32.4

2) 歳出

(単位：百万ウォン)

区分	2005 予算	2006 予算	増減	
				%
主要事業費	104,033	197,398	93,365	89.7
・迅速、正確な審査及び審査インフラ構築	21,041	28,087	7,046	33.5
・知的財産創出及び活用基盤造成	21,725	103,031	81,306	374.3
・知的財産権の保護強化及び国際協力	1,457	3,686	2,229	153.0
・知的財産権行政情報化	47,200	50,681	3,481	7.4
・知的財産教育インフラ構築	4,539	3,522	1,017	22.4
・知的財産行政総合支援	8,071	8,391	320	4.0
法廷負担金	4,688	5,708	1,020	21.8
予備費	6,038	4,434	1,064	26.6
財特預託金	38,000	-	38,000	100.0
基本事業費	13,492	16,208	2,716	20.1
人件費	58,769	74,224	15,455	26.3
合計	225,020	297,973	72,953	32.4

3 . 2005 年度知的財産政策主要日誌

1月

- 1.1 国際知的財産権集院、行政自治部所属から特許庁所属に還元
- 1.4～1.17 05 年度弁理士試験（第 42 回）願書受付
- 1.10 知能型検索システム（2 次）開通
- 1.11 3 次年度特許ネット開発事業計画樹立及び報告
- 1.11 新商品分類体系導入の為の歓談会開催
- 1.14 100 大優秀特許製品の授賞式開催
- 1.14～1.15 05 年全国学生創意力オリンピック開催
- 1.17 商標法施行令及び施行規則改正検討案意見収斂実施
- 1.17 第 18 期団体研修課程（嶺南大、～1.19）
- 1.18 韓・シンガポール IP 教育協力了解書締結
- 1.19 商標意義決定審査処理機関短縮の為の審査官歓談会開催
- 1.19 インターネットアドレス紛争委員会参席
- 1.20 大手企業 CTO 朝食歓談会開催
- 1.20 「NT 特許分析事業」最終発表会開催
- 1.24 責任運営機関化推進戦略検討会議開催
- 1.24 デザイン審査資料整備事業計画樹立
- 1.25 大徳研究団地機関長協議会朝食歓談会開催
- 1.25～1.26 韓・カナダ FTA 第 1 次予備会議参席
- 1.26 商標・デザイン分野審査チーム制構成及び運営方案整備
- 1.27 2005 年教育計画発刊・配布
- 1.28 「審決文用語純化便覧」発刊・配布
- 1.31 国・英文広報パンフレット製作・配布

2月

- 2.1 「大徳 R&D 特区科学技術者の為の特許情報活用戦略セミナー」開催

- 2. 1 第 18 期弁理士実務修習
- 2. 2 在宅勤務用超高速インターネット事業者選定の為の技術評価実施
- 2. 2 商標調査分析事業効率性向上の為の歓談会開催
- 2. 5 顧客満足度向上の為の審判員ワークショップ開催
- 2. 7 商標登録異議決定書簡素化指針制定
- 2. 7 特許行政顧客満足度改善対策樹立
- 2. 8 地方自治体商標デザイン権利化支援教育計画樹立
- 2. 11 特許ネット サービス開通
- 2. 11 特許審査官・審判官及び支援人材等、248 人増員（産業資源部第 262 号）
- 2. 11 国際商標審査担当官室新設
- 2. 15 「国家 R&D 特許支援団」発足式
- 2. 15 2005 年政策広報細部推進計画樹立
- 2. 16 第 103 回需要アカデミー開催
- 2. 16 団体研修課程（地域知的財産センター専担職員）
- 2. 17 半導体設計財産保護・流通基盤造成事業 5 次年度評価委員会開催
- 2. 17 特許法院長等との歓談会開催
- 2. 17 ~ 2. 18 最新特許技術習得及び対外伝播の為の審査官の技術セミナー開催
- 2. 18 駐韓ヨーロッパ商工会議所招待、改正商標法・デザイン保護法説明会開催
- 2. 19 商標デザイン審査国請願・制度改善協議会構成
- 2. 21 商標制度改善研究会開催
- 2. 21 2005 年革新訓練教育計画樹立
- 2. 22 ~ 2. 25 第 20 次 APEC 知的財産権専門家グループ（IPEG）会議及び国際セミナー
—
開催
- 2. 22 WIPO アジア太平洋開発協力局長の特許庁訪問
- 2. 23 先行技術専門調査機関指定審議の為の技術評価委員会開催
- 2. 23 コンピュータ関連発明の審査基準改正公聴会開催
- 2. 24 サイバーコンテンツ（意匠、商標法）修正（発明振興会依頼）

- 2.25 特許投資組合総会開催
- 2.28 特許庁と ETRI 間の包括的な業務協定調印式開催

3月

- 3.2 新商品分類体系開発用役事業技術評価委員会開催
- 3.3 2005 年度デザイン審査資料整備用役事業技術評価委員会開催
- 3.3～3.9 第6次韓・日共同先行技術調査事業実施
- 3.4 2005 年特許技術事業化実務協議会開催
- 3.4 特許ネット 開通式
- 3.4 新規転入者対象オンライン審判事務処理システム使用教育及び審判関連訓令・例規説明会開催
- 3.8～3.11 WTO TRIPS 理事会参席
- 3.11 「特許ネット BS 支援チーム」構成方案樹立
- 3.14 Happy Call 制度全面拡大施行
- 3.16 学生発明促進の為に巡回講演計画樹立
- 3.16 知的財産教育センター体験展示室懸賞公募
- 3.17 統合国政評価自体評価委員会全体会議開催
- 3.17 マドリッド国際商標出願サポーターズ発足及び歓談会開催
- 3.18 国際商標・デザイン研究会の構成・運営
- 3.21～3.31 特許情報総合コンサルティング事業コンサルタント公募
- 3.21 第6次韓・EPO 実務会談開催
- 3.24 U-banking フォーラム創立総会開催
- 3.25 海外知的財産権保護説明会
- 3.28 Action Learning 教育課程開設（～5.20）
- 3.28～4.20 弁理士1次試験異議申請審査
- 3.29 特許技術事業化協議会開催
- 3.29 弁理士との歓談会開催
- 3.30 2004 年教育訓練総合評価書提出（中央人事委員会）
- 3.30 発明の日報奨推薦審査会議開催

4月

- 4.1 「公益弁理士特許相談センター」業務開始
- 4.1 商標法及びデザイン保護法施行令・施行規則改正案公聴会開催
- 4.2 研修院還元による自体規定制定（事務分掌規定等8個）
- 4.4 変化管理及び革新力量強化教育事業用役提案説明会及び技術評価委員会開催
- 4.4 5級公務員特別採用人事請託排撃宣布式及び成果評価システム開発中間報告会
- 4.4～4.8 韓・EFTA FTA 第2次協商参加
- 4.4 WIPO PCT 総括局長の庁長訪問
- 4.4 審判制度革新会議（審判長会議）開催
- 4.6～4.20 弁理士試験制度改善の為の受験生アンケート調査
- 4.6 特許行政顧客満足度向上の為の親切教育（～4.12）
- 4.7 国際特許紛争に備えた特許情報支援特許分析課題選定委員会開催
- 4.8 マドリッド国際商標出願2周年記念セミナー開催
- 4.8 商標法及びデザイン保護法施行令、施行規則立法予告
- 4.11 特許ネットシステム外注業者に対する情報通信保安点検実施
- 4.14 第5次韓・仏特許庁長会談開催
- 4.14 「発明の日」報奨関連公的審査委員会開催
- 4.16 WIPO 第14次商標法常設委員会（SCT）参加
- 4.19～4.21 WIPO/KIPO ACADEMY
- 4.19～4.21 WIPO/KIPO IP教育機関長セミナー開催
- 4.20 第105回需要アカデミー開催
- 4.26 韓・中知的財産（IP）共同専門家会議開催
- 4.30 韓・シンガポール知的財産権制度課程（～5.13）

5月

- 5.2 WIPO PCT 情報システム局長 (Mr. Neil Wilson) 訪問
- 5.2 韓・WIPO 間情報化協力会議
- 5.3 『商標・デザインの世界動向』ニュースレター第1号発刊
- 5.4 「特許情報システム改善の為にISP樹立事業」着手報告会開催
- 5.6 商標・デザイン取消・差戻し審決事例集発刊
- 5.10～5.13 第3回特許技術移転博覧会開催
- 5.12 特許技術取引及び事業化セミナー開催
- 5.12 特許庁・ネイバー間“知識iN”サービススポンサー契約締結
- 5.13 弁理士1次試験合格者及び2次試験場所発表
- 5.16 特許情報検索大会
- 5.17 審判官増員の為に所要定員要求案を行政自治部へ提出
- 5.19 第40回発明の日記念式
- 5.20 第11回女性発明優秀事例発表会
- 5.20 女性発明優秀事例発表会
- 5.23 2005年特別財物調査実施(～5.30)
- 5.24 「2005年国際革新博覧会」参加
- 5.24～5.27 「2005年国際革新博覧会」参加
- 5.25 地理的表示団体標章制度Q&A集発刊
- 5.27 「APEC知的財産権活用E-learningコンテンツ製作事業」のAPEC貿易投資委員会(CTI)承認
- 5.30 教育訓練サービス憲章制定
- 5.30 特許庁と韓国生産技術研究院間業務協力調印式開催
- 5.31 K-TV政策ブリーフィング

6月

- 6.7 サイバーコンテンツ(商標、デザイン保護法)再開発(～9.6)
- 6.8 中国進出企業の為に知的財産権保護説明会開催
- 6.10 特許ネットサポートズ歓談会開催
- 6.10 WIPO韓国基金2次年度事業計画論議の為に韓・WIPO会議

- 6.13 国際セミナー〈知的財産の国際動向及び IP 政策〉
- 6.13 審査前置段階で補正却下決定を行わずに原決定を維持した場合の審判
処理指針の制定・施行
- 6.14 特許ネット内部使用者満足度調査
- 6.14 WIPO アジア太平洋地域セミナー〈知的財産と新技術〉（～6.15）
- 6.14 国内セミナー〈遺伝資源及び伝統知識と知的財産権〉
- 6.15 全北女性経済人招待歓談会参加
- 6.15 商標出願及び管理実態アンケート調査実施
- 6.16 電気・電子分野審査・審判官合同会議開催
- 6.17 職務発明関連発明振興法改正公聴会開催
- 6.17 100 大優秀発明品上半期 50 選選定審議会議開催
- 6.20 インド特許庁情報化コンサルティング実施
- 6.20 特許庁と大田市（大徳バレー革新クラスター）間業務協力協定調印式開
催
- 6.21 第 4 次韓・日商標審査官会議開催
- 6.23 非常事態に備えた特許ネット模擬運営訓練実施
- 6.24 2005 年サイバー国際特許アカデミー知的財産権専門家年例会議開催
- 6.23 非営利者の業務標章審査マニュアル作成・配布
- 6.24 中長期商標・デザイン発展方向に関する政策諮問委員会開催
- 6.26 KOICA 知的財産権制度課程（～7.9）
- 6.30 「情報・議題管理システム運営計画」樹立

7月

- 7.1 改正特許料等の徴収規則公布・施行
- 7.1 改正商標法及びデザイン保護法施行令及び施行規則施行
- 7.4 特許庁災難復旧センター開通式
- 7.5 商標登録拒絶不服審判で審査官の意見陳述機会付与問題関連審判官会
議開催
- 7.6 韓国特許情報院創立 10 周年記念式

- 7.6～7.8 中国 PCT セミナー参加
- 7.8 特許庁・韓国産業デザイナー協会間の デザイン知的財産権 Workshop
2005 後援及び業務協約締結
- 7.11 韓・中 IP 情報化関連高級官僚会議開催
- 7.20 第 18 回大韓民国学生発明展示会開催
- 7.20 特許庁とネイバーの包括的な業務協定調印式開催
- 7.20～7.22 2005 年創意力発明キャンプ開催
- 7.22 2005 年女性特許技術大展授賞式
- 7.25 審判制度革新会議（審判長会議）開催
- 7.27 「e - ビジネス事例研究」対象として特許ネット選定
- 7.28 第 9 次科学技術関係長官会議参加及び案件報告
- 7.28 転入審判官・研究官との歓談会開催

8月

- 8.4 「特許・実用新案主要判例集」発刊
- 8.8 第 6 期発明キャンプ課程（～8.11）
- 8.12 「05 年度中央行政機関情報化水準評価」検収
- 8.16 改正デザイン保護法関連法令集発刊
- 8.16～8.17 KBS 『挑戦！発明ゴールドデンベル』行事開催
- 8.17 第 17 次弁理士実務修習研究論文集製作・配布
- 8.19 特許庁情報化コンテスト開催
- 8.19 知識管理討論会発表（開いた政府、開いた知識管理）
- 8.22～8.24 第 4 回全国大学発明同好会コンテスト開催
- 8.24 APEC BMC（予算運営委員会）知的財産権 e - learning コンテンツ特別
基金承認
- 8.29 商標審査品質向上研究会発足
- 8.30 Design Map 構築事業計画樹立
- 8.31 韓・豪商標審査官会議開催
- 8.31 団体研修課程（特許情報院、～9.2）

9月

- 9.1 05年度審判員研究用役事業（審判制度の先進化方案）説明会開催
- 9.2 特許統計サービス革新の為の専門家歓談会開催
- 9.5 特許庁 Daily News 発刊
- 9.5 韓・中電算実務者会議
- 9.6 06年教育訓練需要調査（～10.7）
- 9.7 訴訟実務研究会開催
- 9.9 05年2学期“韓・WIPO 知的財産権共同教育課程”オリエンテーション実施
- 9.13 特許庁と韓国エネルギー技術研究院（KIER）間の業務協力協定調印式開催
- 9.15 第4回『木曜プラザ』開催
- 9.15 審判制度改善会議開催
- 9.16 地理的表示団体標章制度認知度調査
- 9.20 字体デザイン出願奨励及び改善対策整備
- 9.21 第108回『需要アカデミー』開催
- 9.23 「特許情報研究会」創立総会及びセミナー開催
- 9.26 団体研修課程（～9.30）

10月

- 10.1 「図書要約情報」サービス開始
- 10.1 第4期 KIPO・WIPO/WVA 共同知的財産権遠隔教育課程開設（DL-101、～12.15）
- 10.4 訴訟実務研究会実施
- 10.7 「特許紛争に備えた特許情報支援事業」専門家ワークショップ開催
- 10.10 大学生デザイン権利化支援事業計画樹立
- 10.11 『国家研究開発事業に参加する科学技術者の為の特許管理戦略セミナー』

一』開催

- 10.11 外国（シンガポール）講師招聘特別課程（外国知的財産権制度）
- 10.12 韓・シンガポール共同セミナー＜米国特許法とヨーロッパ商標法の最近の動向＞
- 10.13～10.14 第3次韓・中・日情報化専門家（JEGA）会議開催
- 10.13 指定商品・サービス業判例集発刊
- 10.14 商標審査品質向上の為の多出願企業歓談会開催
- 10.17 KAIST 知的財産力量強化総合支援約定締結
- 10.17 審・判決文検索サービス拡大
- 10.17 インド特許庁コンサルティング及び PCT-ROAD 使用者教育実施
- 10.17 審判制度発展会議（審判長会議）開催
- 10.17 中国特許庁（CIPTC）代表団訪問（～10.24）
- 10.18 特許庁・浦港テクノパーク間業務協約締結
- 10.18 訴訟実務研究会実施
- 10.19 審判制度発展実務会議（前任審判官会議）開催
- 10.19 化学・生命工学分野判例調査研究発表会実施
- 10.19 第109回“需要アカデミー”開催
- 10.20 知的財産政策委員会会議開催
- 10.20 商標・デザイン重要事件業務処理指針整備
- 10.20 「日本知的財産権研究会」開催
- 10.24 「電子文書システム」内統合検索機能実現
- 10.28 2005年日本の改正商標法説明会開催
- 10.28 デザイン無審査登録不実権利発生防止の為の審査官会議開催
- 10.28 日本特許庁前任次長訪問
- 10.31 「特許ネット 開発事業及びISP樹立事業」完了報告会開催

11月

- 11.1 日本工業所有権情報研修館代表団訪問
- 11.2～11.3 「2005国際特許情報コンファレンス」開催

- 11.2 第 110 回 “ 需要アカデミー ” 開催
- 11.4 訴訟実務研究会開催
- 11.4 2005 年審判員研究用役事業（審判制度先進化方案）評価会議開催
- 11.7 大韓弁理士会との歓談会実施
- 11.7 ホームページ商標電子出願及び模擬電子出願システム開通
- 11.7 「韓・EPO 及び韓・EPO・WIPO 専門家会議」参加
- 11.8 Arai 日本知的財産戦略本部事務局長（前二本特許庁長）来訪
- 11.10 外国投資企業 CEO と知的財産権歓談会開催
- 11.10 「オンライン諸証明発給システム」開通
- 11.10 ヨーロッパ共同体商標制度（CTM）説明会開催
- 11.14 知的財産権教育協力強化の為の外国知的財産権教育機関訪問
（中国（CIPTC）・日本（NCIPI）・シンガポール（IP Academy））
- 11.15 「口述審理の速記録音に関する事務処理指針」制定（特許審判院例規第
20 号）
- 11.18 サービス標出願活性化の為の専門家招待セミナー開催
- 11.21 2006 年商標専門調査機関追加指定計画公告
- 11.22 特許庁局 課体制から本部 チーム制に転換（産業資源部令第 310
号）
- 11.22 新商品・サービス業分類目録（Acceptable List）DB 活用計画樹立
- 11.22 審判部の設置・運営に関する規定一部改正（特許審判院訓令第 17 号）
- 11.22 国際セミナー＜開発途上国における技術革新振興の為の知的財産権
機関の役割に関する WIPO アジア太平洋地域セミナー＞
- 11.23 第 111 回 『需要アカデミー』開催
- 11.25 第 3 回女性発明コンテスト開催
- 11.29 商標審査模範事例集発刊
- 11.30 日本特許庁長の研修院訪問

12月

- 12.6 「05 年度特許紛争支援事業最終発表会」開催

- 12.8 機械金属建設分野審査・審判官歓談会開催
- 12.12 特許ネットシステムの模擬ハッキング開催
- 12.12 韓・日デザイン審査官会議開催
- 12.12 特許庁と韓国食品研究院（KFRI）間の業務協力協定調印式開催
- 12.13～12.17 大韓民国特許技術大展開催
- 12.14 2005年特許技術事業化成功事例発表会
- 12.14 2005年職務発明コンテスト開催
- 12.14 パキスタン知識財産庁代表団訪問
- 12.15 手数料自動計算プログラム配布実施
- 12.15 特許審判院清廉度改善方案会議開催
- 12.15 審判部の設置・運営に関する規定一部改正（特許審判院訓令第22号）
- 12.15～12.16 特許技術評価機関ワークショップ開催
- 12.16 特許技術移転事業化セミナー開催
- 12.16 「ネイバー特許サービス」開通
- 12.16 マドリッド国際商標出願セミナー開催
- 12.18 特許庁情報保安コンサルティング実施
- 12.19 国際予備審査報告書作成の為の特許公報専門韓英翻訳サービス提供
- 12.20 発明教育センター開館式開催
- 12.20 新商品・サービス業分類目録インターネットサービス開始
- 12.20～12.23 発明教育センター示範教育運営
- 12.21 財団法人韓国知的財産研究院（院長：アン・グァング）開院式
- 12.21 「主席審判長及び主席審判官推薦要領」制定（特許審判院例規第26号）
- 12.23 2006年商標法改正の為の商標政策諮問委員会開催
- 12.26 2005年度特許行政有功者報奨審議委員会開催
- 12.26 技術信用保証基金と業務協約（MOU）締結
- 12.26 災難復旧模擬訓練実施
- 12.26 「口述審理マニュアル」発刊・配布
- 12.28 2006年公益弁理士選抜委員会開催
- 12.30 特許庁と研究機関間の知識管理システム連携推進（4つの機関）

4.2005年度主要報道内容及び庁長広報活動

イ.新聞・放送主要報道内容

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
1.5	遺伝子序列目録提出怠慢、加算料賦課方針	連合ニュース、毎日経済等	審査調整課
1.5	地域特産品名称も商標として保護されるようになり	ソウル経済、大田日報等	審査基準課
1.7	特許庁情報化水準政府部署内で最高	ソウル新聞、大田日報等	情報企画課
1.8	韓・日間特許審査結果活用の為の協力加速化	ヘラルド経済、大田日報等	国際協力課
1.10	韓・日・中3国『特許審査ハイウェイ』構築する。	毎日経済、デジタルタイムズ等	国際協力課
1.11	デジタルデザイン保護時代本格開幕!	東亜日報、中央日報等	審査基準課
1.12	特許庁、統合保安官製センター本格稼働実施	第一経済、デジタルタイムズ等	情報管理課
1.13	特許庁「2005 全国学生創意力オリンピック」開催	大田日報、忠清トゥデー等	発明政策課
2.1	特許庁、地域の総合的な特許情報サービスインフラ構築することに	忠清トゥデー、連合ニュース等	発明政策課
2.2	特許審査にチーム制導入	ソウル新聞、電子新聞等	行政法務課
2.3	特許庁「女性発明家総合対策」整備	韓国経済、連合ニュース等	発明政策課
2.4	特許庁、産業銀行優秀特許技術保有中小企業を積極的に支援することに	韓国経済、ソウル経済等	発明政策課
2.7	特許審査期間、世界最高水準に短縮することに	朝鮮日報、ソウル経済等	行政法務課
2.14	特許庁 - WIPO 間 100%オンライン文書交換推進	韓国経済、第一経済等	情報企画課
2.15	R&D 投資に比べ、大学、公共研究機関の特許成果不振	中央日報、ソウル経済等	情報企画課
2.16	特許庁、国家研究開発効率化の為に『国家 R&D 特許支援団』発足	韓国経済、ソウル経済等	情報企画課
2.21	韓国、アジア太平洋地域知的財産の中心に	韓国経済、ファイナンシャルニュース等	国際協力課
2.28	韓国特許、先進国仲間入りする。	ソウル経済、第一経済等	情報企画課
3.3	韓国特許庁、WIPO と知的財産権 eラーニングコンテンツ共同開発	デジタルタイムズ、第一経済等	情報企画課

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
3.4	特許行政が 24 時間 365 日オンラインサービスを開始する。	韓国経済、毎日経済等	情報開発課
3.8	発明の世界でもウーマンパワーを実感する。	韓国経済、朝鮮日報等	繊維生活用品課
3.10	職務発明に対する正当な報奨体系を作る。	毎日経済、電子新聞等	空調機械課
3.11	韓国、国際特許出願（PCT）前年対比で 19.3% 増加となり、世界第 7 位	ソウル新聞、ハンギョレ新聞等	国際協力課
3.22	理工系専攻者の公職進出、特許庁に道がある。	韓国経済、毎日経済等	革新人事課
3.25	特許庁、U-バンキング フェーラム創立	韓国経済、第一経済等	電子課
7.6	特許庁、災難復旧センター開通	電子新聞、忠清トゥデー等	情報管理課
7.7	発明振興法改正案の法案となり	電子新聞、マネートゥデー等	産業財産政策課
7.20	「第 18 回大韓民国学生発明展示会」20 日開幕	朝鮮日報、ソウル経済等	産業財産振興課
7.20	特許情報、ネイバーで容易に検索	韓国経済、電子新聞等	情報企画課
7.28	商標登録異議申請処理機関に異議ありません！	第一経済、電子新聞等	審査政策課
7.29	職務発明報奨企業、政府支援大幅強化	ソウル経済、毎日経済等	産業財産政策課
8.4	商標デザイン審査、標準化にアップグレード	デジタルタイムズ、中都日報等	審査政策課
8.5	弁理士試験制度画期的改善	東亜日報、京郷新聞等	産業財産保護課
8.10	特許庁、「BSC 成果管理システム開通により、特許行政革新の礎石整備」	デジタルタイムズ、大田日報等	革新人事課
8.18	特許ネットシステム“世界特許システム”に向け発進	第一経済、韓国経済等	情報企画課
8.18	第 4 回全国大学発明同好会コンテンツ開催	忠清トゥデー、デジタルタイムズ等	産業財産振興課
9.2	APEC、韓国特許庁を“知的財産権 e-ラーニング協力パートナー”として指定	ソウル新聞、第一経済等	情報企画課
9.5	金融ブルーオーシャン戦略、特許で	電子新聞、マネートゥデー等	電子商取引課
9.12	公共研究機関の特許家庭教師となる。	電子新聞、デジタルタイムズ等	通信課
9.14	伝統医薬、民間療法等の伝統知識、海外保護強化	韓国経済、連合ニュース等	特許審査政策課
9.21	特許庁、革新戦略イニシアティブ提示	デジタルタイムズ、電子新聞等	革新人事課
9.27	特許庁、「2005 大韓民国女性発明品博覧会及びアジア女性発明品展	毎日経済、京郷新聞等	産業財産振興課

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
	示会」開催		
9.28	国際知的財産研修院、WIPO 公式研修機関に選定	韓国経済、電子新聞等	国際協力課
9.29	韓国特許庁、米国に特許審査サービス輸出	中央日報、第一経済等	国際協力課
10.5	韓国特許、国際的な地位一段階アップグレード	中央日報、韓国日報等	情報企画課
10.18	特許庁、大学知的財産管理モデル構築推進	第一経済、電子新聞等	産業財産政策課
10.20	21世紀発明養成投資を3倍に拡大	電子新聞、連合ニュース等	産業財産振興課
10.26	知的財産強国実現の為の特許庁中長期基本計画発表	毎日経済、第一経済等	産業財産政策課
10.27	特許庁、今年11月から国内特許文献の英文サービス開始	忠清トゥデー	情報開発課
11.1	実用新案先登録制度がなくなる。	中央日報、第一経済等	特許審査政策課
11.4	やってみましょう！電子出願が簡単になります。	第一経済、電子新聞等	情報開発課
11.9	特許庁、『チーム』制全面導入	第一経済、電子新聞等	行政法務チーム
11.15	特許審判院、口述審理活性化で審判の質高め	連合ニュース、第一経済等	審判4チーム
11.22	特許庁、R&D文化革新の為の「国家R&D特許戦略マニュアル」発表	電子新聞、第一経済等	情報企画チーム
11.24	特許庁、「第3回女性発明コンテスト」開催	第一経済、忠清トゥデー等	産業財産振興チーム
11.29	特許庁、知的財産権e-ラーニングコンテンツ全世界にサービス開始	韓国経済、電子新聞等	情報企画チーム
12.1	韓・日『特許審査ハイウェイ』導入	デジタルタイムズ、電子新聞等	国際協力チーム
12.1	特許庁、核心源泉技術の海外特許出願特別支援	朝鮮日報、韓国日報等	産業財産振興チーム
12.2	韓・中・日本特許庁長、特許審査結果相互認定体制構築推進合意	電子新聞、デジタルタイムズ等	国際協力チーム
12.6	特許庁、「05 国際特許紛争支援事業結果発表会」開催	第一新聞、ソウル経済等	情報企画チーム
12.13	「2005 大韓民国特許技術大展」開館及び授賞式	毎日経済、ソウル経済等	産業財産振興チーム
12.20	創意的な人材養成の場となる「発明教育センター」開館	ヘラルド経済、第一経済等	産業財産振興チーム
12.23	来年1月から特許審査サービス米国輸出	ソウル新聞、韓国経済等	国際協力チーム
12.26	特許庁、技術保証基金本格的な技術担保事業推進	ソウル経済、第一経済等	産業財産振興チーム
12.29	特許庁、2005年民間企業職務発明報奨制度運営実態	韓国経済、第一経済等	産業財産政策チーム
12.30	特許庁、大学教授業績評価関連特	電子新聞、忠清トゥデー等	産業財産政策チ

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
	許指標反映実態調査結果発表		ー ム

ロ．庁長のメディアインタビュー及び対談

日時	メディア	場所	テーマ
1. 17	YTN	執務室	在宅勤務、特許統合保安体制に
2. 17	YTN	執務室	国家 R&D 特許支援大幅改善
4. 8	デジタルタイムズ	ソウル事務所	審査機関大幅短縮...24 時間請願サービス
4. 12	大徳ネット	執務室	源泉技術特許王国になれ
4. 18	K-TV	執務室	特許庁の革新方向
5. 3	MBC	“	在宅勤務関連
5. 9	ファイナンシャルニュース	執務室	知識確保、成果中心の支援が切実
5. 11	世界日報	ソウル事務所	知的財産権主導権確保...核心技術開発支援
5. 16	ソウル経済	執務室	審査機関短縮等特許行政先進化
5. 17	韓国経済	ソウル事務所	特許審査 10 ヶ月に大幅短縮
6. 15	K-TV	政府中央庁舎	韓国特許庁、韓国世界的に輝く特許モデル国
6. 20	YTN	大徳コンベンションセンター	特許審査が実質的に企業と研究機関等の研究開発に寄与
6. 24	KBS 第 1 ラジオ	電話インタビュー	中小企業特許経営活性化方案
7. 14	連合ニュース	ソウル事務所	大学及び公共研究機関実事求是（事実に基づき、審理や真相を探求すること）研究活動すべき
7. 14	ソウル経済	ソンヒョンクラブ	知的財産強国実践戦略
8. 9	YTN	執務室	BSC 成果管理システム開通関連
8. 17	釜山日報	東義大学	発明マインド拡散が国家競争力
9. 7	大徳ネット	執務室	ウェルカムトゥ特許王国
10. 4	KBS2	ソウル事務所	韓国、PCT 最小文献対象国に含まれる
10. 27	毎経 TV	ソウル事務所	2005 年 3 四半期特許技術賞関連
11. 23	電子新聞	執務室	『特許重視 R&D 文化拡散を率いる』
12. 5	毎日経済	ソウル事務所	特許と研究は糸と針の関係（離して考えられない関係）
1. 6	YTN	スタジオ	特許が競争力
1. 14	K-TV	“	創造的技術革新支援
4. 6	MBN	“	知的財産権が核心競争力
4. 19	K-TV	“	創造的技術革新の為の知的財産政策
6. 7	韓経 TV	スタジオ	知的財産強国実践戦略
6. 17	K-TV	ゲリョンスパテル	知的財産強国実践戦略

日時	メディア	場所	テーマ
8. 19	K-TV	スタジオ	21世紀キーワード、知識基盤経済どのように成し遂げるか？
9. 6	K-TV	“	知的財産世界6強に届きそう
12. 6	MBN	“	知的財産4強を夢見る

八．庁長寄稿

日時	メディア	テーマ
1. 3	デジタルタイムズ	投入主導型成長限界先端技術選択と集中開発活性化の新しい枠を作るべき
1. 6	韓国日報	貴重な特許技術、事業化で活用
2. 2	デジタルタイムズ	国際知的財産権規範 情報化標準 率いる
2. 4	ソウル経済	国際特許が R&D 成功条件
2. 23	ヘラルド経済	特許情報が競争力である
3. 7	ファイナンシャルニュース	2万ドルビジョン特許経営にかかっている
3. 15	電子新聞	大学、公共研究所の特許経営
5. 2	中央日報	世界市場は今 特許戦争 中小企業も情報で武装すべき
5. 4	中央デイリー	In patent fights, preparation is key
5. 16	中都日報	国際特許紛争も知彼知己（相手を知り、自分を知る）すべき
5. 19	電子新聞	請願過程オンライン処理...U 特許行政実現
5. 19	デジタルタイムズ	世界特許時代 KIPO がある
5. 20	毎日経済	特許経営をブルーオーシャン戦略に
5. 20	ヘラルド経済	手中の「生情報時代」
7. 14	忠清トゥデー	大徳研究開発特区発足を控えて
7. 23	韓国日報	後ずさりする産学協力
8. 12	忠清トゥデー	知的財産6強を目指して
9. 8	電子新聞	金融 BM 特許獲得の重要性
9. 9	忠清トゥデー	開かれた政府、開かれた知識管理
11. 17	Korea Herald	Korea staging new fight against intellectual property infringement
9. 5	韓国経済	未来成長動力
9. 12		情報と競争力
9. 26		自然災害予防
10. 4		分け合いの美学
10. 10		職務発明
10. 17		タンジョン地区 510 万坪？

日時	メディア	テーマ
10.24		ファン・ウソク ブランド
10.31		サイバー領土

2006 知的財産白書

発行日：2006年8月 日

発行人：ジョン・サンウ

発行所：特許庁

〒302 - 701

大田広域市西区屯山洞 920 番地

(政府大田庁舎 4 棟)

2006 知的財産白書に関する疑問点等がありましたら、財政企画チーム
(042 - 481 - 5040) にお問い合わせ下さい。